山梨県西八代郡下部町
湯之奥金山遺跡学術調査報告書

湯之奥金山遺跡の研究

1992

山梨県西八代郡下部町
湯之奥金山遺跡学術調査会
湯之奥金山遺跡学術調査団

湯之奥金山遺跡の研究

1992

山梨県西八代郡下部町
湯之奥金山遺跡学術調査会
湯之奥金山遺跡学術調査団

序

下部町は山梨県の南部に位置し、御坂山系の南端に属する山間地にあり、130.34㎢の広範な町土を有しながらも、その約82%を山林が占め、集落と耕地は富士川の支流流域にわずかばかりに広がっています。

本町に人が居住し始めたのは、常葉、古関及び中之倉地内から出土した土器や石器類から推察すれば、約3,000年以前と思われますが、そのほかには文献類に徴するものがなく、口碑、伝説等により推測するに過ぎません。

町の産業の基幹である観光の拠点であり、国民保養温泉地及び国民保健温泉地に指定されている下部温泉は、景行天皇の代に発見されたと伝えられています。

この下部温泉の奥まった場所に位置し、静岡との県境をなす毛無山の中腹で、長い間ベールに覆われていた湯之奥金山の歴史的究明と記録作成、さらに遺跡としての保存活用方策を探るため、ふるさと創生事業の一環として平成元年度から3ヶ年計画により調査研究を進めてきました。

第一年次は調査団の発足と学術調査、また、第二年次は発掘調査、古文書調査、民俗調査等をはじめ、地中レーダー探査機器による遺構調査や遺跡の全体像把握のための航空測量等、さらに最終年次はこれまでの学術調査、古文書調査、民俗調査をさらに深化させ、また、鉱山技術資料調査、保存活用基本計画の検討等を帝京大学山梨文化財研究所をはじめ各専門分野の皆様のご協力をいただき実施してきました。

この度、3ヶ年の調査を終え多くの成果を得ることができ、このまとめとしての湯之奥金山遺跡学術調査報告書を刊行する運びとなりました。

この報告書が我が国の鉱山史研究の一助となれば幸いに思います。

末筆ながら、発掘調査から記録整理及び報告書の作成に至るまで、御指導、御協力を賜りました山梨県教育委員会・鰍沢林務事務所をはじめとする関係機関の皆様並びに公私とも御多忙のなかを御執筆いただきました諸先生方に改めて厚くお礼申し上げます。

平成4年3月

下部町湯之奥金山遺跡学術調査会
会長　（下部町長）　土　橋　精　一

例　言

1．本書は山梨県西八代郡下部町湯之奥に所在する湯之奥金山遺跡の調査研究報告書である。

2．学術調査は昭和63年（1988）の予備調査を経て、平成元年（1989）から平成３年（1991）の３ケ年計画で実施された。調査にあたっては、下部町教育委員会内に下部町長を会長とする「湯之奥金山遺跡学術調査会」が設置され、種々の事業が実施された。具体的な調査活動は、帝京大学山梨文化財研究所内に同所長を団長とする「湯之奥金山遺跡学術調査団」が設置され、３ケ年にわたって活発な調査研究が展開された。

3．上記の調査団は、帝京大学山梨文化財研究所をはじめ、山梨大学、山梨学院大学、信州大学、東京大学、国立歴史民俗博物館などの大学及び研究機関に所属する研究者のほか、地元学識経験者を含め総勢71名で構成されている。また、考古学、文献史学、民俗学をはじめ、地理学、地質学、鉱山技術史、石造物等各分野の研究者を網羅し、学際的・総合的な研究体制のもとに実施された。具体的な内容は第１章「調査に至る経緯と調査経過」及び巻末の諸名簿を参照されたい。

4．湯之奥金山遺跡の学術調査にあたっては、地元下部町をはじめ湯之奥区、下部区等の区民の方々、さらに調査推進の現地本部となった旅館「いしもと」並びに遺跡所在地を所轄する山梨県鰍沢林務事務所などの諸機関の多大なご指導とご協力を賜った。深甚なる感謝の意を表する次第である。

5．中山金山遺跡は標高1500m前後の山中に立地するために、特に現地での考古学調査にはさまざまな困難が伴った。にもかかわらず、テントに泊りながらの調査に携わった各大学の考古学研究会諸君にはそのご苦労に対して深く感謝申し上げたい。また、現地測量及び地中レーダー探査にあたっては、シン航空写真（株）、及びテラインフォメーション・エンジニアリングの渡辺広勝氏のご協力をいただいた。あわせてお礼申し上げる次第である。

6．本書は、第１編を総合調査編、第２編を研究編とし、横組みと縦組みで構成されている。第２編の研究編は調査に関わった各調査員の研究報告である。

7．本書の執筆分担は、調査団会議において討議のうえ決定し、個々の責任を明らかにするためにそれぞれ文末に記した。なお、用語等について極力統一につとめたが、執筆者が多数にわたるために、一部整理されない点もある。また、第４章第５節２出土遺物についてのうち（２）肥前陶磁器は慶応義塾大学大学院の森本伊知郎氏に、第６章中山金山遺跡の鉱滓の成分分析については帝京大学山梨文化財研究所の鈴木稔氏に依頼した。

8．本書の編集及び遺物の実測、写真撮影等の整理作業は、帝京大学山梨文化財研究所において実施した。

9．湯之奥金山遺跡調査において検出された各種遺物類及び資料等については、下部町教育委員会が保管している。

10．学術調査及び本書作成にあたり、多くの方々並びに関係機関から種々ご指導、ご協力を賜っ

た。ここにご芳名を記し、謝意を表する（順不同・敬称略）。
阿部朝衛　伊井孝雄　伊藤昌光　井上　嘉　今福利恵　今村啓爾　遠藤浩巳　北原　昭　葛野　豊　椎名慎太郎　末木　健　竹川昭司　田代　孝　長沢宏昌　野崎欽五　服部英雄　林　陽一郎　平山　優　廣瀬澄男　深沢天通　保坂康夫　村上　直　望月三千雄　門西正勝　八巻与志夫　山仲　進　依田　司　若林淳之　渡井一信
山梨県　山梨県教育委員会　山梨学院大学考古学研究会　山梨県鰍沢林務事務所　山梨大学産業経済史研究会　塩山市教育委員会　下部町熊野神社　下部温泉旅館組合青年部　下部町湯之奥区・下部区ほか　身延町教育委員会　静岡県富士宮市教育委員会　島根県大田市教育委員会　信州大学人文学部日本史研究室　鯛生金山観光管理事務所　東京大学文学部考古学研究室　帝京大学考古学研究会　新潟県立佐渡高等学校　西東京科学大学理工学部　日本大学文理学部　（株）ゴールデン佐渡　福島県桑折町教育委員会　（株）ＴＥＭ研究所

目　次

序
例　言
第１編　総合調査編
序章　　はじめに…… 3
第１章　調査に至る経緯と調査経過…… 5
　第１節　調査に至る経緯…… 5
　第２節　調査経過…… 7
第２章　湯之奥金山遺跡の位置と環境…… 16
　第１節　位　置…… 16
　第２節　地　形…… 16
　第３節　地　質…… 19
第３章　湯之奥金山遺跡の歴史的環境と甲斐の諸金山…… 21
　第１節　湯之奥金山遺跡の歴史的環境…… 21
　第２節　早川町の金山…… 23
　第３節　黒川金山遺跡と金山衆…… 30
　第４節　下部町内山・茅小屋金山遺跡…… 38
第４章　考古学調査…… 49
　第１節　遺構概観…… 49
　第２節　検出された遺構…… 58
　第３節　検出された遺物…… 87
　第４節　坑道等…… 135
　第５節　考古学調査の成果…… 145
第５章　中山金山遺跡の鉱滓の成分分析…… 154
第６章　地中レーダー探査報告…… 156
　第１節　調査概要…… 156
　第２節　地中レーダー作業結果報告…… 156
第７章　民俗調査…… 159
　第１節　湯之奥の民俗調査…… 159
　第２節　金山の民俗調査…… 168
第８章　石造物調査…… 187
第９章　古文書調査…… 294(３)
　第１節　中近世の古文書…… 294(３)
　第２節　近代の古文書…… 265(32)

第２編　研究編

第１章　中山金山遺跡の鉱山臼…… 197
第２章　石造物を通して見た湯之奥金山遺跡…… 204
第３章　戦国時代から近世にかけての湯之奥金山…… 254(43)
第４章　明治～大正期の山梨県における金山開発の動向…… 240(57)

総　括…… 217
参考文献…… 222
湯之奥金山遺跡学術調査会・同調査団及び、発掘調査参加者名簿…… 224

挿図目次

第１図　湯之奥金山と周辺の金山……3
第２図　位置図……16
第３図　日本の主要産金地点……17
第４図　山梨県の金山……17
第５図　中山金山の地質図……18
第６図　地質断面図……18
第７図　早川町金山分布図……24
第８図　内山金山遺跡見取図……40
第９図　内山金山遺跡採集遺物……43
第10図　茅小屋金山遺跡見取図……45
第11図　茅小屋金山遺跡西端部の石造物位置図……47
第12図　平坦面の群分類……50
第13図　テラスの規模（１）……51
第14図　テラスの規模（２）……51
第15図　テラスの面積……51
第16図　中山金山遺跡平坦面域全体図……52
第17図　中山金山遺跡坑道域全体図……53
第18図　Ａ－７テラス平面図……58
第19図　Ａ－10テラス石臼未製品出土状況……59
第20図　Ａ－20テラス平面図……61・62
第21図　Ａ－20テラス内炭窯……63
第22図　Ａ－20テラス内炭窯……64
第23図　Ａ－20テラス出土遺物分布図……64
第24図　Ａ－22テラス平面図……67・68
第25図　Ａ－22テラス１～３号土坑……69
第26図　４号土坑……70
第27図　Ａ－22テラス出土遺物分布図……70
第28図　Ａ－23テラス平面図……72
第29図　Ａ－33テラス平面図……73
第30図　Ａ－34テラス平面図……73
第31図　Ａ－50テラス平面図……74
第32図　Ｂ－３・４テラス内木組遺構平面図……75・76
第33図　Ｂ－３・４テラス平面図……75・76

第34図　C－4テラス平面図…… 78
第35図　C－4テラス2号トレンチ…… 78
第36図　E－1・2テラス平面図…… 79・80
第37図　E－1・2テラス第3トレンチ…… 79・80
第38図　E－2テラス第1・2トレンチ…… 79・80
第39図　E－1テラストレンチ内性格不明遺構…… 81
第40図　E－8テラス平面図 …… 83・84
第41図　陶磁器（1）…… 94
第42図　陶磁器（2）…… 95
第43図　陶磁器（3）・土器 …… 96
第44図　陶磁器（4）…… 97
第45図　陶磁器（5）…… 98
第46図　上臼の型式…… 99
第47図　上臼直径…… 115
第48図　上臼厚さ…… 115
第49図　供給孔径…… 115
第50図　下臼径…… 115
第51図　鉱山臼（1）（回転臼　上臼） …… 116
第52図　鉱山臼（2）（回転臼　上臼） …… 117
第53図　鉱山臼（3）（回転臼　上臼） …… 118
第54図　鉱山臼（4）（回転臼　上臼） …… 119
第55図　鉱山臼（5）（回転臼　上・下臼） …… 120
第56図　鉱山臼（6）（回転臼　下臼） …… 121
第57図　鉱山臼（7）（回転臼　下臼・未製品、搗き臼、磨り臼） …… 122
第58図　鉱山臼（8）（磨り臼） …… 123
第59図　鉱山臼（9）（磨り臼、磨り石） …… 124
第60図　鉱山臼（10）（磨り石） …… 125
第61図　銭貨…… 127
第62図　金属製品（1）…… 127
第63図　金属製品（2）…… 128
第64図　金属製品（3）…… 129
第65図　石製品（1）…… 130
第66図　石製品（2）…… 131
第67図　碁石…… 132
第68図　羽口…… 132
第69図　坑道平面図…… 137

第70図　坑道断面図（１）…… 138
第71図　坑道断面図（２）…… 139
第72図　坑道NO.10平面図・断面図 …… 140
第73図　坑道平面図…… 140
第74図　坑道断面図…… 141
第75図　坑道NO.９入口部トレンチ…… 141
第76図　Ａ－22テラス吹床概念図…… 147
第77図　試料001の定性分析例 …… 155
第78図　試料008の定性分析チャート …… 155
第79図　Ｅ－２テラス状況図（見取図）測線図…… 158
第80図　Ｅ－８、Ａ－46テラス状況図（見取図）測線図…… 158
第81図　Ａ－９・20・21・22テラス状況図（見取図）測線図 …… 158
第82図　湯之奥ムラの家配置とジルイ…… 168
第83図　湯之奥位置図…… 169
第84図　湯之奥ムラ概念図…… 170
第85図　湯の奥・カナヤマ・麓の概念…… 171
第86図　ネコイタ実測図…… 184
第87図　フネ実測図…… 185
第88図　Ａ区石造物位置図…… 191
第89図　Ｂ区石造物位置図…… 191
第90図　石造物拓影…… 191
第91図　石造物実測図（１）…… 192
第92図　石造物実測図（２）…… 193
第93図　石造物実測図（３）…… 194
第94図　関東型の流れをくむ宝篋印塔…… 205
第95図　板碑型石塔の形態的特徴…… 207
第96図　光背型石塔の諸類例…… 208
第97図　牡丹唐草文様の例…… 208

表　目　次

第１表　中世・近世の湯之奥金山関係年表…… 12
第２表　江戸時代創業の早川町金山…… 27
第３表　明治以後の金山稼業概況…… 28
第４表　茅小屋・内山金山遺跡の石造物一覧表…… 48
第５表　中山金山テラス…… 55
第６表　陶磁器類観察表…… 87
第７表　鉱山臼の分布状況…… 101
第８表　上臼の型式…… 101
第９表　柄の型式…… 101
第10表　ものくばり溝の型式…… 101
第11表　鉱山臼の石質…… 102
第12表　上臼・下臼の残存率…… 102
第13表　観察表（１）上臼…… 109
第14表　観察表（２）下臼…… 113
第15表　観察表（３）回転臼未製品…… 114
第16表　観察表（４）搗き臼…… 114
第17表　観察表（５）磨り臼…… 114
第18表　観察表（６）磨り石…… 114
第19表　銭貨観察表…… 133
第20表　碁石観察表…… 133
第21表　穀臼観察表…… 134
第22表　中山金山遺跡の坑道…… 136
第23表　ジルイと分節…… 160
第24表　湯之奥世帯一覧表…… 163
第25表　湯之奥村の年中行事一覧…… 165
第26表　「金山衆」「金山下り」伝承家一覧…… 173
第27表　下部町伝説分類一覧…… 176
第28表　富士地区伝説分類一覧…… 178
第29表　石造物の岩石名…… 189
第30表　石造物一覧表…… 190
第31表　明治に於ける金鉱山開発動向…… 239(58)
第32表　金鉱借区坑業明細表…… 237(60)
第33表　明治前期に於ける金鉱・砂金採集状況…… 236(61)

第34表　明治中期に於ける金鉱山開発動向…… 235(62)
第35表　金鉱試掘出願人の存在形態(判明分のみ)…… 234(63)
第36表　明治後期に於ける金鉱山開発動向…… 232(65)
第37表　郡別採掘・砂金採集・試掘箇所集計…… 231(66)
第38表　産金・砂金採取実績鉱区一覧…… 230(67)
第39表　府県別出願集計…… 229(68)
第40表　町村別採掘・試掘・砂金採集箇所集計…… 229(68)

図 版 目 次

図版１　中山金山遺跡の空中写真
図版２　身延方面より見た湯之奥金山遺跡　　Ａ－７テラス石積み検出状況
Ａ－７テラス石積み検出状況　　Ａ－10テラス石臼未製品出土状況
図版３　Ａ－20テラス石積み遺構全景（西から）
Ａ－20テラス石積み遺構内土層堆積状況（南西から）
Ａ－20テラス内遺物出土状況（南西から）
Ａ－20テラス内遺物出土状況（北から）
図版４　Ａ－20テラス石積み遺構内石臼出土状況（遺構南東隅）
Ａ－20テラス青磁出土状況
Ａ－20テラス“からみ”検出状況（北西から）
Ａ－20テラス“からみ”上面レール状溝（南から）
Ａ－20テラス 掘立柱建物址検出状況（北から）
図版５　Ａ－20テラス 掘立柱建物址検出状況（西から）
Ａ－20テラス調査風景（南から）　　Ａ－20テラス調査風景（南西から）
Ａ－20テラス内１号炭窯全景（北から）
図版６　１号炭窯炭化室埋積状況及び炭化材出土状況（北から）
１号炭窯窯床敷石検出状況（北から）　　Ａ－22テラス全景（北から）
図版７　Ａ－22テラス遺物・礫出土状況（北から）
Ａ－22テラス東側石垣（南から）　　Ａ－22テラス１・２号土坑
Ａ－22テラス１号土坑断面
図版８　Ａ－22テラス４号土坑断面　　Ａ－23テラスよりテント場を望む
Ａ－22テラス１号集石　　Ａ－22テラス調査風景
Ａ－22テラス測量風景
図版９　Ａ－23テラス石積み（南東隅）　　Ａ－23テラス遺物出土状況
Ａ－23テラス銅製品出土状況　　Ａ－23テラス煙管出土状況
図版10　Ａ－23テラス調査風景　　Ａ－23テラス陶磁器出土状況
Ａ－33テラス全景（南から）　　Ａ－33テラス台皿出土状況
Ａ－33テラス小把出土状況
図版11　Ｂ－３テラス東西トレンチ全景（西から）
Ｂ－４テラス木組遺構検出状況（東から）
Ｂ－４テラス木組遺構検出状況（西から）
図版12　Ｂ－４テラス角釘付部材出土状況　　Ｃ－４テラス全景（西から）
Ｅ－２テラス全景（東から）　　Ｃ－４テラス下臼集中状況

Ｅ－１テラス土坑状遺構（南から）
図版13　Ｅ－２テラス第２トレンチ（西から）
Ｅ－２テラスドーナツ状石組み遺構（北から）
Ｅ－２テラスドーナツ状石組み遺構（北から）
Ｅ－８テラス（大名屋敷）全景
図版14　見学会風景　見学会風景　見学会風景　地中レーダー機材運搬風景
地中レーダー探査風景　地中レーダー探査風景
図版15　坑道内調査風景　坑道内調査風景　坑道内調査風景
内山金山遺跡Ｄテラス（寺屋敷跡）
内山金山遺跡Ｅテラス　内山金山遺跡Ｍテラス
図版16　内山金山遺跡Ｒテラス　内山金山遺跡石臼
茅小屋金山遺跡Ａテラス（宮屋敷跡）　茅小屋金山遺跡Ｐテラス
茅小屋金山遺跡に見える石積み　茅小屋金山遺跡テラス
図版17　陶磁器（１）外面
図版18　陶磁器（１）内面
図版19　陶磁器（２）
図版20　陶磁器（３）
図版21　陶磁器（４）
図版22　陶磁器（５）
図版23　陶磁器（６）
図版24　陶磁器（７）
図版25　陶磁器（８）
図版26　陶磁器（９）
図版27　陶磁器（10）
図版28　陶磁器（11）
図版29　陶磁器（12）　陶磁器（13）
図版30　陶磁器（14）
図版31　土器　銭貨
図版32　金属製品・その他
図版33　鉄釘
図版34　穀臼・その他
図版35　碁石　内山金山遺跡採集遺物
図版36　中山金山遺跡出土石臼（１）（回転臼上臼）
図版37　中山金山遺跡出土石臼（２）（回転臼上臼）
図版38　中山金山遺跡出土石臼（３）（回転臼上臼）
図版39　中山金山遺跡出土石臼（４）（回転臼上臼）

図版40　中山金山遺跡出土石臼（５）（回転臼上臼・下臼）

図版41　中山金山遺跡出土石臼（６）（回転臼下臼）

図版42　中山金山遺跡出土石臼（７）（回転臼下臼・未製品・搗き臼・磨り臼）

図版43　中山金山遺跡出土石臼（８）（磨り臼・磨り石）

図版44　中山金山遺跡出土石臼（９）（磨り石・回転臼細部）

67（129）湯之奥型上臼磨面

68（001）湯之奥型上臼磨面

69（155）リンズＡ型上臼磨面

70（014）リンズＡ型上臼磨面

図版45　中山金山遺跡出土石臼（10）（回転臼細部）

71（107）リンズＡ型磨面の回転痕

72（159）柄穴ノミ痕

73（141）柄溝ノミ痕

74（136）柄溝製作途中状況

75（002）柄穴から側面にのびた溝

76（154）下臼軸孔

77（149）下臼軸孔

78（153）下臼軸孔

図版46　中山金山遺跡出土石臼（11）（回転臼・磨り石細部）

79（142）下臼軸孔

80（082）下臼軸孔

81（151）下臼軸孔

82（130）下臼軸孔の鉄芯残存状況

83（133）下臼断面

84（144）下臼断面

85（169）磨り臼擦痕

86（189）磨り石擦痕

図版47　中山金山遺跡坑道（１）

坑道ＮＯ．１　坑道ＮＯ．２　坑道ＮＯ．４　坑道ＮＯ．５

坑道ＮＯ．６　坑道ＮＯ．７　坑道ＮＯ．８

図版48　中山金山遺跡坑道（２）

坑道ＮＯ．９　坑道ＮＯ．９ 入口部木材出土状況

坑道ＮＯ.10　坑道ＮＯ.11

坑道ＮＯ.12　坑道ＮＯ.12 上坑入口部の溝状遺構

坑道ＮＯ.12 上坑西壁、菱形棚状掘り込み

図版49　中山金山遺跡坑道（３）

坑道ＮＯ.12 上坑、天井部の木材
坑道ＮＯ.12 上坑、石積み
坑道ＮＯ.13　坑道ＮＯ.13 上坑
坑道ＮＯ.14　坑道ＮＯ.15　坑道ＮＯ.16
図版50　地蔵道の道切りの場所　道切りの百万遍のツナ　シンドノサカドの道切りの場所
道切りの百万遍のツナ　「宮屋敷」の山ノ神石祠
図版51　西方院の跡に建つ夜学堂　湯之奥山神社　湯之奥ムラ　湯之奥門西家
茅小屋金山遺跡の題目塔　湯之奥の大ガレ
図版52　フネ・ネコイタの調査風景　フネとネコイタ　フネ
図版53　中山金山遺跡石造物（１）
①宝篋印塔　②板碑型石塔　③五輪塔　④五輪塔（地輪）
⑤石殿　⑥板碑型(?)石塔　⑦光背型石塔
図版54　中山金山遺跡石造物（２）（⑧、⑨）・地蔵峠石造物（⑩）・茅小屋金山遺跡石造物（１）（⑪～⑭）
⑧石殿（屋根部）　⑨石殿（軸部）　⑩双体石仏
⑪板碑型石塔　⑫宝篋印塔（笠部）　⑬宝篋印塔（基礎部）
⑭板碑型石塔
図版55　茅小屋金山遺跡石造物（２）（⑮～⑲）・内山金山遺跡石造物(⑳、㉑)
⑮宝篋印塔(反花座部破片)　⑯宝篋印塔　⑰板碑型(?)石塔
⑱石殿(屋根部)　⑲板碑型石塔　⑳宝篋印塔(基礎部)
㉑板碑型石塔
図版56　湯之奥門西家文書調査状況
金山関係古文書調査風景
図版57　穴山信君判物（『判物証文写』附－）
武田家印判状（『判物証文写』武田－）
図版58　穴山勝千代印判状（『判物証文写』武田－）
穴山信友判物（門西家文書）
図版59　穴山信君判物（竹川家文書）
武田家印判状（田辺家文書）

附　図

附図１　中山金山遺跡平面図

第1編　総合調査編

第1編　総合調査編

序章　はじめに

3年次にわたる下部町湯之奥金山遺跡の発掘調査を終え、ここにその調査報告書を刊行するにいたりました。この間、土橋精一町長（湯之奥金山遺跡学術調査会会長）はじめ下部町当局、議会、教育委員会、さらには地域の多くの皆様から献身的なご協力を頂き、無事に初期の目的が果たせたことに厚く御礼を申し上げます。

調査会のもと編成されました調査団も現場が標高1,500～1,700メートルという毛無山（1,945メートル）の山中に近い高所にあることから、一般の平坦地の調査と異なり、発掘資材の運搬、また、野営、炊事など山中での生活の面、さらには調査補助員の確保などで、調査開始の時点で戸惑いもありましたが、幸い前述の多くの皆様のご協力を頂き、また、初年度から山梨学院大学考古学研究会、2年度から東京大学考古学研究会の学生多数が合流、それに日本大学文理学部、帝京大学考古学研究会の学生の参加が得られ、発掘調査は困難な中にも円滑に進めることが出来ました。

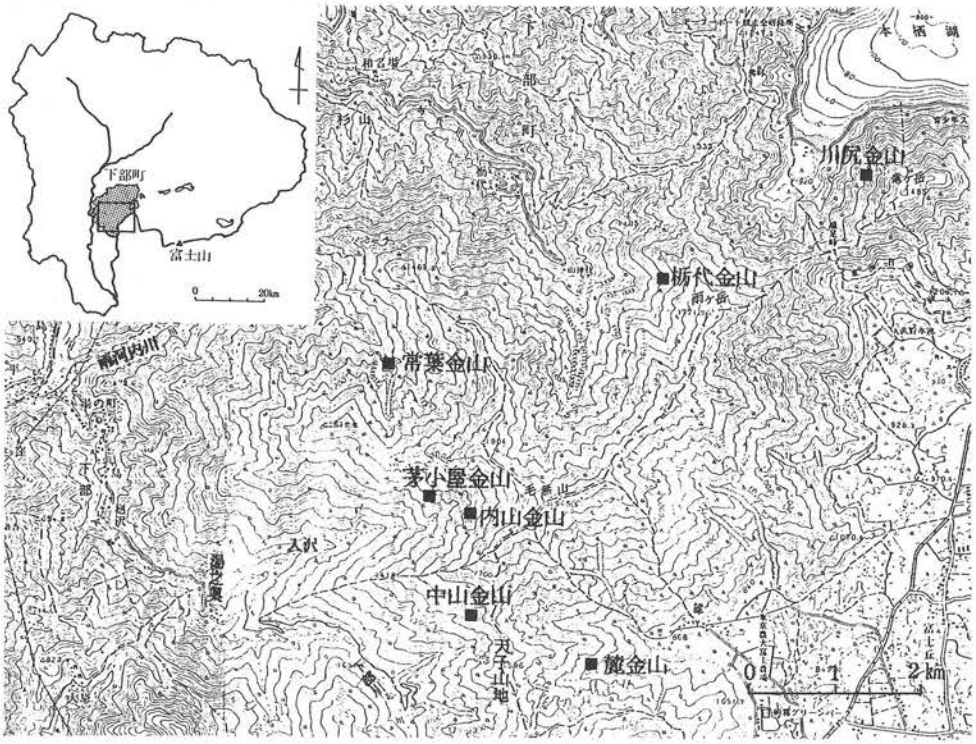

第1図　湯之奥金山と周辺の金山（1/50000「身延」「富士山」）

また、文書調査の方でも信州大学人文学部日本史研究室、山梨大学産業経済史研究会の学生多数が参加されました。厚く御礼を申し上げます。

さて、調査の方は第一次調査概報、第二次調査概報でその進捗状況は報告をして参りましたが、考古学、文献史学、民俗学、地理・地質学、鉱山技術などから学際的に調査が進められました。特に、湯之奥金山の創業時期、並びに操業状況などを知る資料は、金山という性格からか文献も乏しく、その意味ではこの学際的調査が成功したと言えます。

この時代の金山遺跡の調査は全国的にも少なく、山梨県・黒川金山に次ぐ調査になりましたが、幸いなことに湯之奥金山遺跡の学術調査はそれに勝る調査体制で臨むことが出来ました。多くの専門分野から研究者の参加が得られ、この３年間の調査期間中いろいろな角度から鋭く資料の考察が行われました。

関係者が一番関心の高かった年代考察については考古資料の中の陶磁器類によって明らかにされましたし、また湯之奥金山の全貌についてもその中核的存在である中山金山について遺跡全体図が完成し、その全域を知ることが出来るようになりました。さらには、今後の金山調査において湯之奥型の資料を沢山提示することが出来ました。

一例として、①テラスの在り方（金山遺跡の構造）、②坑道の形式と在り方（採掘技術と水準）、③石臼の形式（型式と編年）、④出土陶磁器の在り方（交易・生活水準）、⑤石造物の在り方（金山に関わった人々の様相）などなど、何れも優れた資料が得られ、今後の他の金山遺跡調査にも大変役立つものになりました。詳しくは本報告書にある通りです。さらに、将来的には湯之奥金山を構成する茅小屋・内山の全体像が明らかになると、湯之奥金山遺跡の全貌をより詳細に把握することが可能だと思われます。

このような湯之奥金山遺跡の存在は下部町にとっても、山梨県にとっても、いや日本の国レベルで見ても極めて重要であり、この文化遺産の保存を図ると共に、下部町の活性化に大いに活用して頂きたいと考えます。

また、この調査報告書がひろく活用されることをお願い申し上げます。

（湯之奥金山遺跡学術調査団々長　谷口一夫）

第１章　　調査に至る経緯と調査経過

第１節　調査に至る経緯

山梨県西八代郡下部町には、戦国期に活発な経営が行われていたと伝えられる著名な金山遺跡が古くから知られており、中でも特に、中山金山遺跡は甲斐武田氏の金山経営が論じられる時には塩山市黒川金山等と共に必ず登場する遺跡で、町の貴重な歴史遺産のひとつとなっている。

一方では、栃代川の下流域にある大炊平集落の真下に縦横に張りめぐらされたように掘られた洞窟が知られるようになり、その形状や性格付けなどをめぐって地元民らの関心を集めていた。昭和63年７月、これらの洞窟の踏査を依頼された県、帝京大学山梨文化財研究所及び上野晴朗氏ら考古・歴史学研究者は、この洞窟の踏査を行い、その結果、栃代川の河岸段丘面にもうけられた砂金坑の可能性が強い旨指摘した。

こうした状況の中で、下部町当局は町民の間できわめて関心が高く、古くより実態の解明が願望されていた湯之奥金山遺跡の学術調査に着手すべく、その方策の検討を始めた。昭和63年９月３日より11月22日の間に行われた大炊平及び湯之奥金山の踏査は、こうした要請をうけた山梨文化財研究所、山梨県考古学協会、山梨大学関係者で構成された調査団によって実施され、主に湯之奥金山等に対する今後の調査研究方法等の具体的検討を目的としたものであった。

調査の結果、湯之奥金山遺跡は標高1,945mの毛無山を中心に展開、良好な形で遺存しており、日本鉱山史研究上の学術的意義はきわめて高いこと。しかし、立地条件や規模を考慮すると、少人数で短期間での調査研究は困難で、考古学、文献史学、民俗学はもとより、地理・地質、鉱山技術史などの多分野の研究者の参画による学際的研究が必要なこと。また、この調査研究は甲斐武田氏等の鉱山経営のあり方の究明にとどまらず、日本鉱山史研究に多くの示唆を与うるであろうと提言され、調査の目的には湯之奥金山遺跡の歴史的究明と、これらの歴史遺産の保存活用が必要とされた。

このような経緯の中で、町当局は平成元年度より３ヶ年計画で、この学術調査を実施すべく、町長を会長とする「下部町湯之奥金山遺跡学術調査会」を設置、調査推進の体制をととのえた。調査会には町長、町議会議長、教育長を始めとする町当局関係者、地元区長、文化財関係者など各界各層の町民によって構成されており、文字どおり全町あげての取り組みの姿勢と体制が敷かれた。

この時点で、調査会が掲げた調査の具体的な内容を列記すると以下のとおりとなっている。

① 湯之奥金山遺跡の規模、形態等の把握

② 湯之奥金山遺跡の鉱山町のあり方、日常生活及び経営年代の追究

③ 金山経営の技術史的役割の分析、研究

④ 金山経営を支えた人々の歴史、生活、信仰等の解明

⑤ 日本鉱山史上における湯之奥金山遺跡の位置と役割の検討

⑥　湯之奥金山遺跡の保存活用計画の検討

調査日程は、平成元年度を第1年次とし、中山・内山・茅小屋の三金山の踏査、中山金山の試掘、測量調査、古文書・民俗資料の調査などを始めとし、以下第2年次の中山金山遺跡の発掘調査等の具体的な日程もたてられた。さらに、これらの学術調査の成果は、町民はもとより広く一般に公開し、歴史研究や郷土学習に役立てると共に、豊かな自然と歴史的遺産を調和させながら、まちづくり、むらづくりの一環としたいこともうたわれている。

調査会が町当局を主体に設置されたことに伴い、先に掲げた調査目的や調査内容の解明のために、山梨文化財研究所を始めとし、山梨学院大学、山梨大学、山梨県考古学協会などの地元研究者、さらに信州大学など関係大学、諸機関に所属する研究者30数名と、地元学術経験者による学術調査団が組織された。先に述べたように、調査員は考古学、文献史学研究者等きわめて多分野に及んでおり、総合的な調査研究体制がとられている。当初の調査団の組織及び調査員は以下のとおりであった。

団　　長　谷口　一夫（帝京大学山梨文化財研究所所長）
副 団 長　清雲　俊元
顧　　問　磯貝　正義　野沢　昌康　佐藤　八郎　植松　又次　服部　治則　上野　晴朗
調 査 員　萩原　三雄　十菱　駿武　小野　正敏　笹本　正治　秋山　　敬　小和田哲男
安達　　満　齋藤　康彦　千々和　到　藤澤　良祐　葉賀七三男　堀内　　真
長沢　利明　杉本　　仁　外山　秀一　河西　　学　櫛原　功一　宮澤　公雄
平野　　修　斉藤　紳悟　堀内　　亨　畑　　大介　山下　孝司　古谷健一郎
信藤　祐仁　堀ノ内　泉　数野　雅彦　上田　　誠　谷口　堅二　伊藤　　要
二宮　美仁　上田　　茂　岩倉　正行　依田　三男　高橋　　完　馬場　　孝
岩倉　叶一　赤池　貴敬　旭　　大三　竹之内博三　石部　典生　中野　敏夫
石部　久寿　石部　信博　依田　　工　石部　哲也　石部　雅也　門西　　誠
佐野　知世　望月　賢二　望月　明彦　鈴木　勝治　加藤　為夫　日向富士雄
佐野　洋一　赤池　　直　若狭富士雄　佐野　謙二　米川　幸子　小菅　徹也
調査補助員　瀬田正明　山梨学院大学考古学研究会々員　信州大学人文学部日本史研究室学生
山梨大学産業経済史研究会々員　東京大学考古学研究会々員　帝京大学考古学研究会々員　日本大学文理学部学生
協 力 者　佐野　友一　渡辺　昌志　上田　文治　矢崎照政
事務局長　波木井市郎
事 務 局　輿石　智子　中山　千恵　広瀬千江美　樋泉　彰子　日原ゆかり

以上述べてきたような経緯のなかで、充実した調査研究体制と、町当局及び町民各位の全面的な協力を得て、中山金山を中心とする湯之奥金山遺跡の総合的な学術調査活動が展開されることになった。

（萩原三雄）

第2節　調 査 経 過

湯之奥金山遺跡の学術調査は、既に述べてきたように、3年計画で考古学、地質、古文書、民俗、石造物、鉱山技術史等多分野にわかれて調査を実施してきたが、本学術調査の準備期間として、1年前から予備調査も進めてきた。学術調査は各年次ともに調査補助員の協力が得られやすい7月から8月にかけて集中的に行ってきた。特に考古学調査や地質調査、石造物調査は、金山遺跡が標高の高い位置に展開し、しかもテント生活による泊りこみでの調査を強いられるため、山梨学院大学、東京大学、日本大学、信州大学、帝京大学の学生諸君の協力を得て、夏期に集中的に調査を行ってきた。古文書調査や民俗調査は下部町内の調査のみならず、広域的な地域の調査も精力的に行い大きな成果を挙げてきた。こうした調査活動の他、成果の公表という観点から、1年次と2年次には各分野の調査状況を示した調査概報の刊行を行い、各年次にわたっては中山金山遺跡の現地説明会の開催、2年次には記念講演会も開催し、湯之奥金山遺跡に対する理解を広く求めてきた。以下、予備調査と3年間にわたる学術調査の経過の大要を記したい。

〈予備調査〉

昭和63年7月1日　　大炊平洞窟調査

9月3日・4日・10月3日・11月21日・22日　　大炊平洞窟並びに湯之奥金山遺跡踏査（予備調査）

平成元年1月23日　　湯之奥集落民俗（念仏講）調査

〈1年次〉

第1年次（平成元年度）調査は、調査会および調査団の発足と、今後の調査研究体制の整備・充実、並びに湯之奥金山遺跡の概要の把握が主たる内容であった。

具体的には、次のとおりの調査事業を展開した。

① 考古班では、中山金山遺跡のうち、精錬場跡、大名屋敷跡、女郎屋敷跡の試掘及び測量調査等を実施し、その概要の把握に努めた。

② 古文書班は、金山経営に深い関係を有すると指摘されている門西家を始めとし、湯之奥区、下部区のほか、甲府市内、六郷町内など湯之奥金山関係の古文書等の調査を実施した。

③ 民俗班は、中山金山遺跡、湯之奥集落および竹川家など、金山遺跡に関わる民俗事象の調査を行った。また、ネコイタ、フネなどの金山関係民具類の分析検討を重ねた。

④ 地理・地質班は、中山金山遺跡等の立地環境、地質状況について調査を行った。

⑤ 鉱山技術史班は、ネコイタ、フネ、石臼等の分析によって中山金山遺跡の技術史の解明に努めた。

⑥ 陶磁器班は、今回の中山金山遺跡の試掘調査によって出土した陶磁器類および、これまでに採集された陶磁器類の分析に努め、同遺跡の操業年代の把握を行った。

⑦ 石造物班は、考古班と共同して、中山金山遺跡に所在する石造物の実態把握と実測調査を実施した。

以下にその日程を記す。

平成元年６月16日　　学術調査会発会式・第１回会議

７月１日・２日　　湯之奥金山遺跡学術調査団発会式・第１回会議、下部町区有文書調査、中山金山遺跡踏査、門西家調査

７月31日　　県鰍沢林務事務所と中山金山遺跡現地視察および林務測量他

８月１日～４日　　中山金山遺跡発掘調査諸準備　鍬入式

８月７日～28日　　中山金山遺跡発掘調査

８月11日～13日　　下部町下部区および門西家文書総合調査

８月24日～28日　　湯之奥集落他民俗調査

８月26日　　中山金山遺跡発掘調査現地説明会（一般公開）

８月29日・30日　　中山金山遺跡発掘調査撤収作業

９月８日　　下部町湯之奥区有文書調査

９月25日　　六郷町内金山関連古文書調査

９月30日　　中山金山遺跡調査検討会

10月９日～11日　　佐渡金銀山遺跡視察

11月５日　　太田家および湯之奥集落民俗調査

11月10日　　甲府市内湯之奥金山遺跡関連古文書調査

11月11日・12日　　湯之奥金山遺跡学術調査団第２回会議

12月２日　　湯之奥金山遺跡学術調査会および中間報告会　調査にかかる経過と中間報告について

12月17日　　長野県川上村端下・梓金山関係文書（風間家文書）調査

平成２年１月20日　　湯之奥集落民俗調査

１月23日　　湯之奥集落民俗（念仏講）調査

３月７日　　竹之島太田家調査

３月31日　　湯之奥金山遺跡第１次調査概報刊行

〈２年次〉

第２年次（平成２年度）調査は、第１年次の調査成果を受けて、中山金山遺跡での調査対象区域のさらに拡大と、坑道域の詳細な調査、第１年次からの事業である測量調査を補正継続し、金山遺跡の全体像の把握に努めた。

以下、次のような調査事業を実施した。

① 考古班では、中山金山遺跡の全容把握に努めるべく、金山沢を中心に展開する平坦面域の検出、確認を行い、さらに尾根筋に存在する坑道域等の状況を詳細に調査した。また、Ａ区～Ｅ区のうち、いくつかのテラス群をトレンチ調査し、遺構・遺物の検出に努めた。

なお、セスナ機による航空写真の撮影と現地補足測量も行った。

② 古文書班は、門西家文書及び湯之奥・下部区有文書のうち、金山関係文書をすべて解読した。また釜額区有文書の調査や金山関係年表の作成を行った。

③ 民俗班については、特に湯之奥地区を対象に、親分子分慣行の調査、分析と、口承文芸を

整理し、金山遺跡の実態究明及び金山経営における社会組織解明のための参考とした。

④　地理・地質班は、中山金山遺跡の特に坑道域の綿密な調査を重ね、その概要の把握に努めた。その成果は、全体図及び調査概要の中に収録した。

⑤　鉱山技術史班は、特に坑道調査に重点を置き、坑道の形態等による分析を行った。また、実際に金が採取できるか否か実験を行った。同様に、金山遺跡の中央を流れる金山沢川床より砂金も採取し、金が採取できることを証明した。

⑥　陶磁器班は、発掘調査によって得られた陶磁器を中心に分析し、操業が16世紀の戦国期に行われたことを確認した。また、特殊な陶器の存在から金山経営にあたった人々の階層性を把握した。

⑦　石造物班は、中山金山遺跡に点在する墓石等の石造物を調査し、17世紀代には２ケ所の墓域が併存することを確認するなど、金山経営にあたる集団の実態解明に努めた。

⑧　その他

中山金山遺跡は、124の平坦面（テラス）を有する広大な面積のため、地中レーダー探査を導入することとした。その結果、多くの成果があり、金山形成の究明に貴重なデータが得られた。また、中山金山遺跡の発掘調査期間中、金山に関わる記念講演会、遺跡調査の内容を一般に公開するための現地見学会を実施し、多数の参加者を得た。

以下、第２年次における調査日程は次のとおりであった。

平成２年４月13日　　湯之奥金山遺跡学術調査団平成２年度第１回会議
５月５日・６日　　下部町内古文書調査、大炊平、内山・茅小屋金山踏査
５月23日　　考古班打ち合せ会議
６月19日・20日　　中山金山踏査
６月29日　　中山金山遺跡第２次発掘調査打ち合せ会議
７月２日　　平成２年度下部町湯之奥金山遺跡学術調査会総会
７月17日　　県鰍沢林務事務所立合い発掘調査範囲確認測量
７月19日　　考古班発掘資材など登山口まで運搬
７月20日　　中山金山遺跡発掘調査に伴う本部・居住テント設営作業
７月21日～23日　　中山金山遺跡テラス確認のための下草刈り
７月22日　　湯之奥金山遺跡記念講演会
７月25日～30日　　中山金山遺跡テラス下草刈りおよび発掘調査、坑道確認調査
８月１日～４日　　中山金山遺跡テラス内地中レーダー探査
８月１日～５日　　中山金山遺跡テラス下草刈りおよび発掘調査
８月７日～９日　　中山金山遺跡発掘調査および坑道確認調査
８月11日・12日　　中山金山遺跡発掘調査および石造物調査、石材鑑定
８月17日～21日　　中山金山遺跡発掘調査および地質調査
８月21日　　中山金山遺跡石造物調査
８月24日・25日　　中山金山遺跡発掘調査および地質調査

8月25日　　中山金山遺跡第2次発掘調査現地説明会（一般公開）

8月29日・30日　　中山金山遺跡発掘調査撤収作業

10月9日　　中山金山遺跡第2次発掘調査検討会

10月10日　　湯之奥集落民俗調査

10月18日～19日　　半田銀山遺跡（福島県）他視察

10月28日　　湯之奥集落民俗調査

11月12日・13日　　鯛生金山（大分県）、多田銀山（兵庫県）など視察

平成3年3月2日　　中山金山遺跡全体測量図検討会

3月31日　　湯之奥集落民俗調査

湯之奥金山遺跡第2次調査概報刊行

〈3年次〉

第3年次（平成3年度）調査は、第1年次および第2年次の調査成果をもとに、最終年度として中山金山遺跡の中心地区の発掘調査を実施すると共に、静岡県富士宮市麓金山など関係の深い金山の調査を行うなど幅広い調査活動を展開した。

以下、次のような調査事業を実施した。

① 考古班では、中山金山遺跡の中心地区とみられるいわゆる精錬場を中心に発掘調査を行い、掘立柱建物址の検出など多大な成果を得た。

また、内山金山・茅小屋金山等の踏査も行い、内山金山遺跡が16世紀前半に操業されていることを確認し、さらに遺跡の見取図を作成するなど概要の把握に努めた。塩山市平沢の黄金沢金山、静岡県富士宮市麓金山を踏査し、比較検討のための貴重な成果も得ることができた。

② 古文書班は、先に述べた麓金山の竹川家文書の調査や、近代にかかわる鉱山関係の行政文書調査を行った。

③ 民俗班は、特に静岡県富士宮市域に展開する金山資料調査を行い、金山経営における社会組織を追究した。

④ 地理・地質班および鉱山技術史班は、前年に引き続き、坑道の形態等の調査を重ねると共に、麓金山の坑道との比較検討も行った。

中山金山遺跡出土の鉱石の科学分析も行い、重要な成果を得た。

⑤ 陶磁器班は、発掘調査で検出された陶磁器類の分析を行い、湯之奥金山遺跡の操業年代を把握した。

⑥ 石造物班は、内山・茅小屋金山遺跡に点在する墓石等の石造物を調査し、両金山の経営を行った人々の把握につとめた。

第3年次は、学術調査報告書作成の年次でもあるため、それぞれ成果の集約を図ると同時に、3年間の調査内容を総括した。

また、湯之奥金山遺跡の保存活用基本構想の検討と作成に入り、さまざまな角度から論議し集約を行った。

以下、第3年次の調査日程は次のとおりであった。

平成3年5月12日　山梨県塩山市黄金沢金山踏査

6月9日・10日　静岡県富士宮市麓金山・竹川家文書視察および湯之奥金山遺跡学術調査団平成3年度第1回会議

7月10日　平成3年度下部町湯之奥金山遺跡学術調査会総会

7月24日　中山金山遺跡発掘調査に伴う資材を登山口まで運搬

7月25日　中山金山遺跡発掘調査に伴う本部・居住テント設営作業

7月26日・27日　中山金山遺跡発掘調査および地質調査

7月30日～8月2日　中山金山遺跡発掘調査、坑道測量調査

8月5日～9日　中山金山遺跡発掘調査および坑道測量調査、石造物調査

8月6日　湯之奥金山関係の山梨県行政文書調査

8月11日～13日　中山金山遺跡発掘調査および坑道測量調査

8月18日　中山金山遺跡第3次発掘調査現地説明会（一般公開）

8月18日～20日　中山金山遺跡発掘調査、坑道測量調査および撤収作業

10月7日　文化庁・県教育庁文化課湯之奥金山遺跡視察

10月9日　中山金山遺跡第3次発掘調査検討会

11月5日　文化庁・県教育庁文化課湯之奥金山遺跡視察

11月6日　湯之奥金山遺跡学術調査団各班打ち合せ会議

12月7日　湯之奥金山遺跡発掘記念講演会

平成4年2月8日・9日　湯之奥金山遺跡学術調査団第2回会議および黄金沢金山（山梨県塩山市）踏査

2月10日　富士宮市麓集落民俗調査

3月7日　富士宮市教育委員会と富士宮市立図書館へ金山関係文献等調査（民俗）

3月7日～8日　シンポジウム「日本鉱山史からみた石見銀山」出席および石見銀山遺跡（島根県）踏査

4月28日　中山金山遺跡坑道補足調査

4月29日　下部町内山金山調査

5月3日　下部町湯之奥区石造物調査

5月4日　富士宮市北山石造物調査

5月22日　湯之奥金山関係の山梨県行政文書調査

6月1日　富士市三日市場民俗調査

6月13日　下部町内山・茅小屋金山調査および石造物調査

6月18日　富士宮市山宮民俗調査

6月28日　下部町内山・茅小屋金山調査

7月12日　富士宮市北山および天間民俗調査

7月17日　下部町境畑民俗調査　（萩原三雄・平野　修）

第１表　中世・近世の湯之奥金山関係年表

元号　年(西暦)	月・日	内　　容　(　出　　典　)
天文３年(1534)	６月４日	穴山信友、金山である黒桂山・同芳山の代官職を某に命ずる(1658)
天文12年(1543)	７月５日	穴山信友、佐野縫殿左衛門尉へ竹進上に関係して判物を出す(門西家文書１)
天文13年(1544)	５月１日	穴山信友、村田善九郎などに芳山の小沢筋稼を命ずる(1957)
天文13年(1544)	６月	武田晴信、金山の佐渡守に10貫文を預け置く(698)
天文13年(1544)	３月29日	大垈山に関係して代物覚が書かれる(門西家文書４)
天文19年(1550)	７月３日	穴山信友、黒桂金山の望月善左衛門に新恩を与える(1958)
天文20年(1551)	８月２日	今川義元、太田掃部丞に対し富士金山へ上がる荷物を通過させるよう命ずる(『静岡県史料』２—435)
弘治２年(1556)	11月15日	穴山信友、佐野縫殿左衛門尉へ山作の仕事にたいし諸役を免許する(門西家文書参考１)
永禄３年(1560)	２月11日	穴山信君、望月善左衛門の所持する犬の保護を命ずる(1959)
永禄３年(1560)	12月９日	今川氏真、朝倉六郎右衛門尉に梅ヶ島金山の掘間等を安堵する(『静岡県史料』３—128)
永禄５年(1562)	１月	武田信玄軍が北条氏政に味方して武蔵国松山城を攻めたさい、金掘衆を利用する(『関八州古戦録』)
永禄６年(1563)	５月26日	今川氏真、駿河の梅ヶ島金山に関係する安部西河内の棟別役を免除する(『静岡県史料』３—129)
永禄10年(1567)	12月25日	穴山信君、望月善左衛門尉に新恩を与える(1960)
永禄10年(1567)	12月25日	穴山信君、黒桂金山の望月半次郎に名字状を与える(1961)
永禄11年(1568)	11月27日	穴山信君、河内諸役所に対し、中山之郷(中山金山カ)へ出入する荷物を通過させるよう命ずる(『判物証文写』附１)
元亀２年(1571)	１月	武田信玄、駿河深沢城攻撃に金山衆を利用する(『御殿場市史』)
元亀２年(1571)	２月13日	武田信玄、駿河深沢城攻撃に参加した中山の金山衆10人に籾子150俵を与える(『判物証文写』武田１、『静岡県史料』2-431)
元亀２年(1571)	２月13日	武田信玄、深沢城攻撃に参加した金山衆に諸役等を免除する(芦沢兵部左衛門尉—754、保科善左衛門尉—809、田辺四郎左衛門尉—834、古屋清左衛門—902、保科喜左衛門尉—2323、中村与右衛門尉—2244、中村段左衛門尉—『勝沼町史料集成』、田草川新左衛門尉—『新編武州古文書』上—403)
元亀４年(1573)	１月	武田信玄、三河国野田城攻撃に金掘衆を利用する(『家忠日記』)
天正２年(1574)	１月16日	穴山信君、駿河富士郡麓郷の棟別諸役を免除する(『静岡県史料』２—436)
天正２年(1574)		武田勝頼、遠江高天神城攻撃に金掘衆を利用する(『常山紀談』)
天正２年(1574)	閏11月24日	武田勝頼、秤師の守随などに商売の諸役を免許する(385)
天正２年(1574)	12月23日	武田勝頼、金山衆に知行安堵を行う(芦沢兵部左衛門尉—753、池田東市佑—769、田辺四郎右衛門尉—835、古屋清左衛門—『甲斐国志』巻104)
天正３年(1575)	５月	武田勝頼、三河国長篠城攻撃に金掘衆を利用する(『当代記』)
天正５年(1577)	12月19日	穴山信君、竹河肥後守に麓金山の掘間などを安堵する(『静岡県史料』

		2—437)
天正8年(1580)	1月26日	穴山信君、湯之奥の文右衛門に家一間分の諸役を免許する(門西家文書5)
天正8年(1580)	6月19日	武田勝頼、田辺民部右衛門尉に馬1疋分の諸役を免除する(2382)
天正8年(1580)	1月13日	穴山信君の家臣有泉昌輔、麓金山の望月弥助に掘間等を安堵する(『静岡県史料』2—437)
天正9年(1581)	2月	穴山信君、黒桂金山の望月土佐守に官途状を与える(1963)
天正9年(1581)	8月20日	武田勝頼、黒沢山境の判決を下す—金山に関係する可能性もある(1677)
天正10年(1582)	3月6日	北条氏政、富士金山衆・麓衆を大宮司に付属させる(『静岡県史料』2—438)
天正10年(1582)	7月18日	北条氏の家臣黒沢繁信、金山衆に戦況を知らせる(823)
天正10年(1582)	11月26日	徳川家康、守随彦太郎に甲州金秤子のことを安堵する(388)
天正10年(1582)	12月5日	徳川家康、金山衆の古屋小兵衛に知行を安堵する(903)
天正11年(1583)	3月14日	穴山勝千代、中山の金山衆の一人、河口六左衛門尉に対し、棟別諸役、掘間に対する諸役を免除する(『判物証文写』武田1、『静岡県史料』2-431)
天正11年(1583)	4月21日	徳川家康、金山衆の田辺佐左衛門尉に諸役を免除する(836)
天正11年(1583)	4月24日	徳川家康、金山衆に商売の諸役などを免除する(芦沢兵部左衛門尉—755、池田東市佑—770、中村弾左衛門・依田平左衛門・大野将監・風間庄左衛門尉・田辺清九郎・古屋次郎右衛門尉・田辺四郎左衛門尉・依田宮内左衛門尉—837)
天正11年(1583)	4月21日	徳川家康、黒川金山衆に馬1疋分の諸役を免除する(838)
天正11年(1583)	5月3日	徳川家康、富士金山衆の太田伊賀守等へ今後城攻めの時奉公することを条件に郷次之普請役を免除する(『静岡県史料』2—438)
天正11年(1583)	6月2日	徳川家康、金山衆の田辺佐左衛門尉に知行を安堵する(839)
天正11年(1583)	10月5日	徳川家康、分国中に守随の秤で黄金の商売をするようにと命ずる(389)
天正16年(1588)	後5月14日	徳川家康、安倍金山の地域に棟別諸役を免除する(『静岡県史料』3—134)
天正19年(1591)	12月2日	加藤平助、湯之奥の文三に永3貫500文で村の請納を命ずる(門西家文書参考2)
慶長3年(1598)	3月2日	湯之奥村、細四兵衛・寺孫助の証文で5石4升の請納を命ぜられる(門西家文書参考4・10・61)
慶長4年(1599)	4月24日	浅野忠吉、青柳の清八と黒沢の清七に信濃青柳金山の掘間の頭を命ずる(1678)
慶長7年(1602)	4月19日	志村甚之助、富士金山より中山金山へ掘る掘間の確認をする(『静岡県史料』2—439)
慶安3年(1650)	7月23日	内山金山の運上間歩の水抜きについて内山の市郎左衛門などが代官に訴える(門西家文書11)
慶安4年(1651)	7月20日	この日に作られた湯之奥村の明細覚には金山のことは出てこない(門西家文書12)
万治3年(1660)		「河内には、中山と云所より出る金の位悪し、但在々幾も有之と云」(小峰弘致『甲国聞書』)

寛文1年(1661)	閏8月21日	平岡道直、佐野半左衛門に黒桂金山の封を切るので運上を念入りにするようにと命ずる(1753)
寛文5年(1665)		間歩が盛り運上金六分を公儀が取り四分は掘子に渡す、これにより間歩主等がくたびれ退転(門西家文書19)
寛文5年(1665)		湯之奥村の検地がなされる(門西家文書10)
延宝2年(1674)		空役間歩80間切る(門西家文書19)
延宝7年(1679)		湯之奥村の検地がなされる(門西家文書10)
貞享3年(1686)	3月12日	品崎半右衛門、門西九兵衛へ雨畑金山奉行衆などの名前を知らせる(門西家文書20)
貞享3年(1686)	7月	茅小屋・内山村で近年は一円金が出ていない(門西家文書19) 妻子を質にして金を借り間歩を切ろうとする(門西家文書19)
元禄4年(1691)	4月	湯之奥山について湯之奥村では茅小屋分ではないと返答(門西家文書21)
元禄8年(1695)	頃	これより以降金銀など一切でなかったという(門西家文書306・336)
元禄9年(1696)		茅小屋・内山・中山の金掘はこの年までに退転したという(門西家文書370)
元禄14年(1701)	10月	金山が退転したため茅小屋村の九左衛門は他国に茶商売していたが、生活に詰まったので、金山に居林を下すようにと下部村が願い出る(門西家文書28)
宝永2年(1705)		「一、金掘役金の事川内領常葉、但菅小屋・中山三ヶ所、前々金掘共罷在、役金割附に載相勤候處、連々通［　］其程は壱人も不残出候得共、常葉村より永三拾文つゝ相納申候」(平岡彦兵衛「宝永二年引渡目録」)
宝永6年(1709)	頃	柳沢吉里が甲斐を知行していたときに、山師たちが見立て間掘りをしたけれども金や銀は一切出なかった(門西家文書306・336)
正徳2年(1712)	3月11日	茅小屋での用木取りについて、この山の金掘役金は常葉村の名主が上納していると故障があったが、以来間歩稼は前々の通りとの内済証文が出る(門西家文書42)
享保16年(1731)	10月15日	江戸の和久屋源左衛門が山々を検分し奥山で銅筋を見付けて穴掘りをする(門西家文書51)—実際には銅は出なかったようである(門西家文書306・336)
延享4年(1747)	1月	湯之奥村名主与市兵衛所持の嵐山という刈生畑に銅山の筋が見えるので間掘りをしたいと申し出る(門西家文書308)
安永2年(1773)	6月28日	下総国野村文蔵が門西七左衛門に銅山と思われる場所があるので稼ぎたいと申し出る(門西家文書70)
安永7年(1778)	4月	湯之奥村中山で金山間掘りを100日間掘るように命じられる(門西家文書329)
天明2年(1782)	12月	中井清太夫が甲斐国金山御用掛りに任ぜられ、御手代古川平五郎・横山直七が山見分を命じる。先手鈴木三十郎という金掘が、この月下旬に入山(門西家文書79)
天明3年(1783)	8月中旬	鈴木三十郎下山、諸道具等の代金を払わず(門西家文書79)
天明4年(1784)	2月	金山での損料などを引き受けて、金山開発に取り掛るように求める願書を湯之奥村名主などが堀内粂之丞の御用人中にあてて出す(門西家

		文書79)
天明8年(1788)	8月24日	国中金山見分に際しての止宿代について、湯之奥村で請書を出す(門西家文書326)
天明8年(1788)		堀内粂之丞の手先の者が5本の間歩を掘る(門西家文書303・357)—これから寛政5年迄見分等は一切無し(門西家文書303)
天明年中		「東川内領戸城村に金山数ヶ所有之、先年は金多く堀出したる處に、或時天人とも云へき化身のもの、右金山真穴の近所に出現せしを、所の猟師鉄砲にて打候へは形消失、猟師も其場に於て死す、夫より何程堀ても金出る事無之由申伝ふ、近年此辺銅山有之、向堀いたす處に銅山に紛無之といへとも、未山師入沙汰無之よし」(『甲陽随筆』)—記載は黒川・雨畑・保金山などは見えるが湯之奥金山については触れられていない
寛政5年(1793)	12月9日	湯之奥村から堀内粂之丞の手先の者が掘った間歩について報告書が出る(門西家文書91・303)
寛政8年(1796)	6月16日	堀内粂之丞の手先金掘がやってきて、金山見立て所々の古い坑道を掃除する(門西家文書310)
寛政8年(1796)	8月11日	湯之奥村中尾根楯間歩11間1尺5寸掘ったことを届け出る(門西家文書312・313)
寛政9年(1797)	11月	湯之奥村から市川の役所にあて鉱山についての報告書が出される。これによれば数十年来鉱山は稼動していないようである(門西家文書89)
寛政10年(1798)	5月	鉱山についての返答書を湯之奥村で出す。これによれば数十年来鉱山は稼動していないようである(門西家文書96)
寛政10年(1798)	6月	湯之奥村では海高山高が無いことを届け出る(門西家文書97)
文化11年(1814)		「栃代山・金山嶺(湯之奥村)常葉山ハ東河内ニ在リ、是レモ連貫ナル一山ナリ」(『甲斐国志』)
文久1年(1861)	9月	巨摩郡百々の長百姓嘉右衛門等より金山稼の申し出があり、村方は10月に役所にこれを願い出る(門西家文書153)
文久1年(1861)	11月	金山開発に常葉村より支障の旨が申し出され、呼び出される(門西家文書153)
文久2年(1862)	11月13日	金山稼について湯之奥村名主より市川の役所にあてて開発願書が出る(門西家文書153)

(笹本正治)

第２章　　湯之奥金山遺跡の位置と環境

第１節　位 置

日本には、かつての産金地が多く分布している[1]。第３図に全国の主要な産金地を示す。ただし現在稼行されている金鉱山はきわめてわずかである。産金地の分布は、広く日本中にみられるが、とくに北海道・秋田・岩手・茨城・栃木・新潟・山梨・静岡・岐阜・富山・兵庫・鹿児島などに集中する傾向がある。産金地点が多い地域に属する山梨県での金山分布を第４図に示す。このうち早川町内の金山は中世から現代まで採掘されていて鉱脈の名称も複雑である[2]。今回報告する湯之奥金山は、山梨県西八代郡下部町湯之奥に位置する。湯之奥金山は中山、茅小屋、内山の三金山を総称したものである。

山梨県内で県境付近に分布する金山の特徴として、県境を隔てて他県側にも地質的関連性のある金山が分布していることがあげられる。例えば早川町諸金山の静岡県側には安倍・笹山金山が、須玉町金山金山の長野県側には甲武信(川端下)金山が、塩山市黒川・竜喰谷・午王院平金山の埼玉県側には奥秩父の諸金山が分布している。湯之奥金山も例外ではなく静岡県の富士(麓)金山と近接している。このほか湯之奥金山周辺の下部町内には、雨河内川上流の常葉金山、雨ケ岳の栃代金山、本栖湖南方の川尻(本栖)金山が存在する。また大炊平には栃代川の形成する河岸段丘堆積物中に坑道が存在し、砂金採掘坑の可能性も指摘されている。

第２節　地 形

湯之奥金山は、山梨県南部において静岡県との県境をなす天守山地に位置する。富士山は東南東約19kmにあり中山金山坑道域から眺望が可能である。天守山地は、富士川左岸に南北に連なる山地で、毛無山(1946m)から長者ヶ岳(1336m)・天子ヶ岳(1316m)にいたる南北の県境尾根が主稜をなす。中山金山は毛無山の約1.5km南西に位置する。県境尾根を境に西側に中山金山、東側

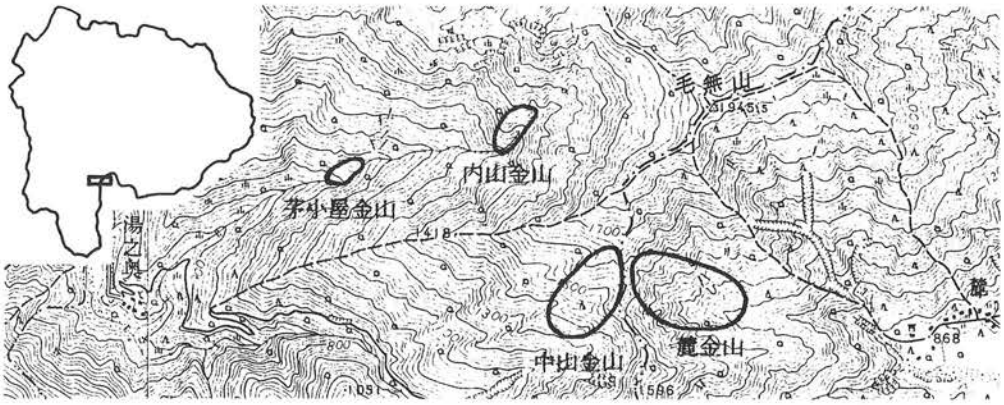

第２図　位置図（国土地理院1/50000「富士山」「身延」使用）

第4図　山梨県の金山

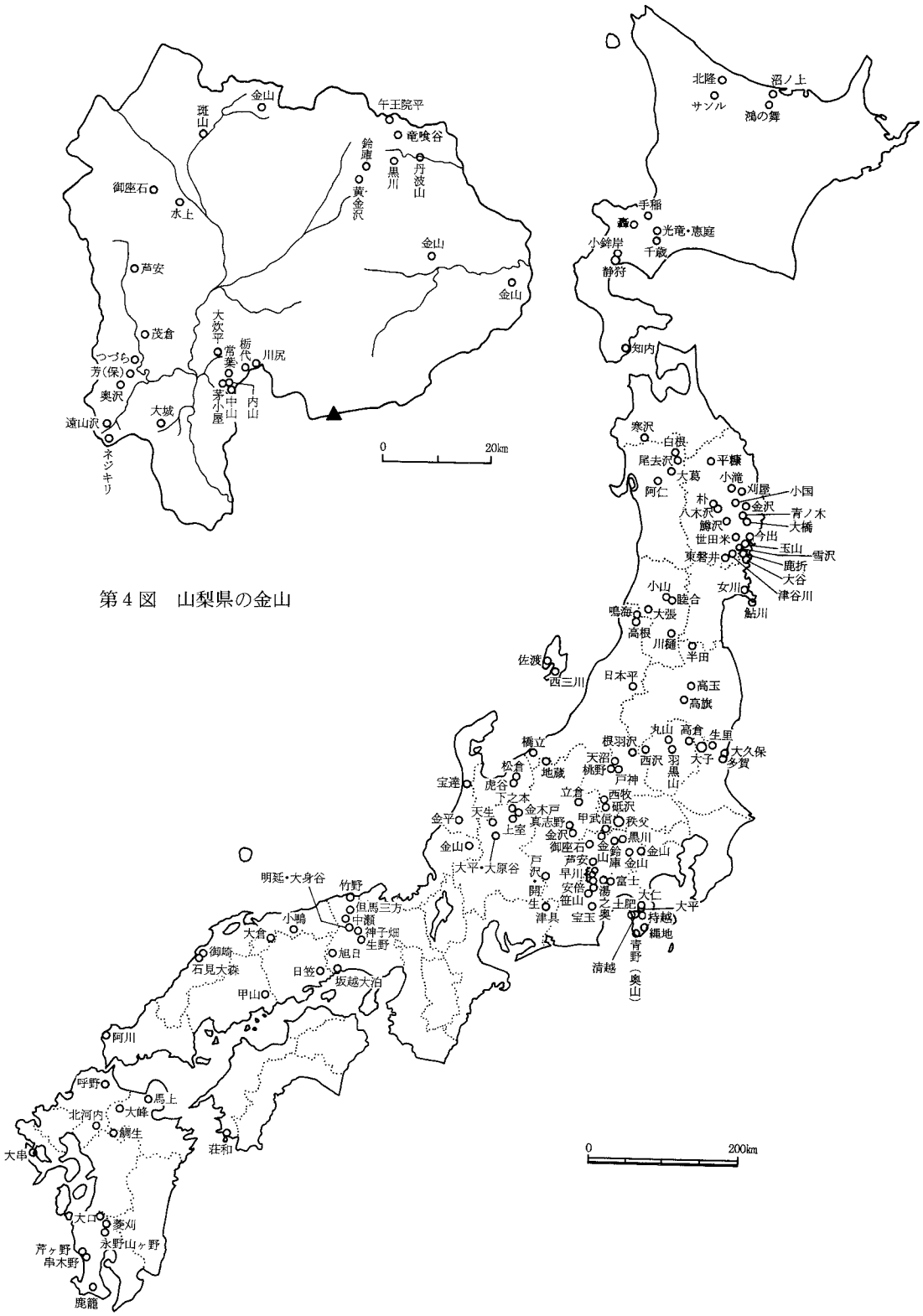

第3図　日本の主要産金地点

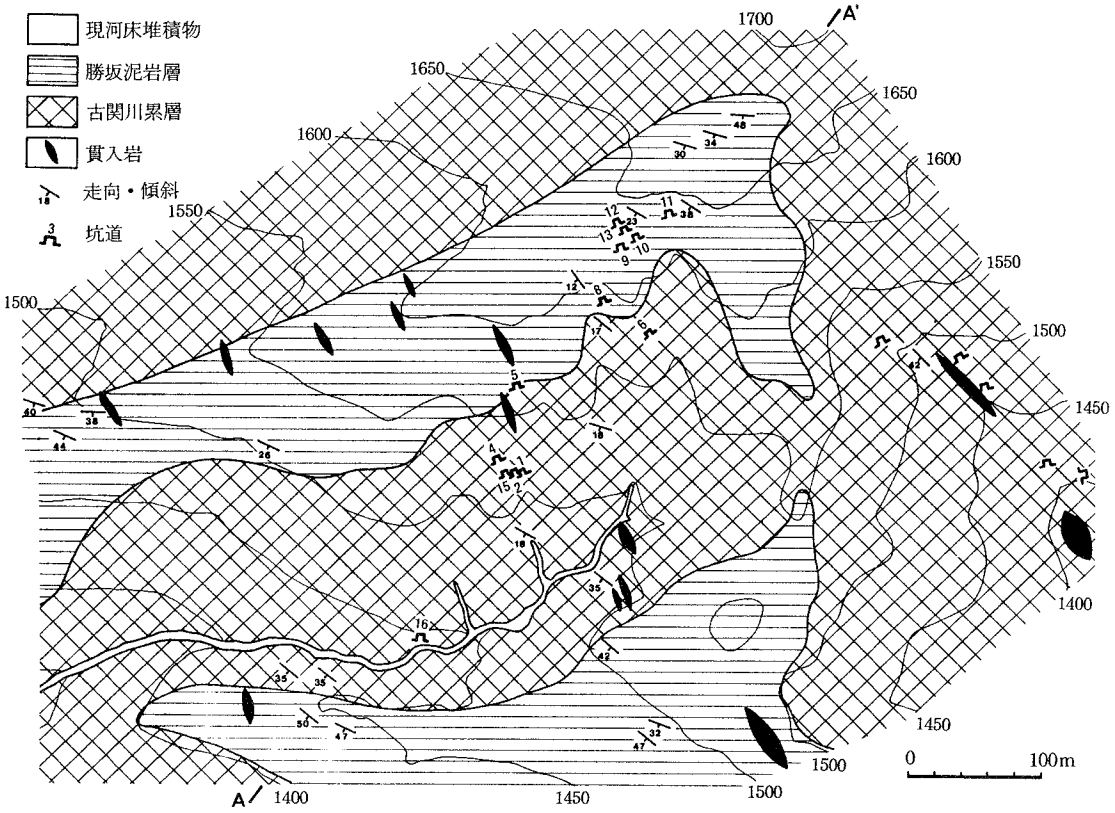

第５図　中山金山の地質図

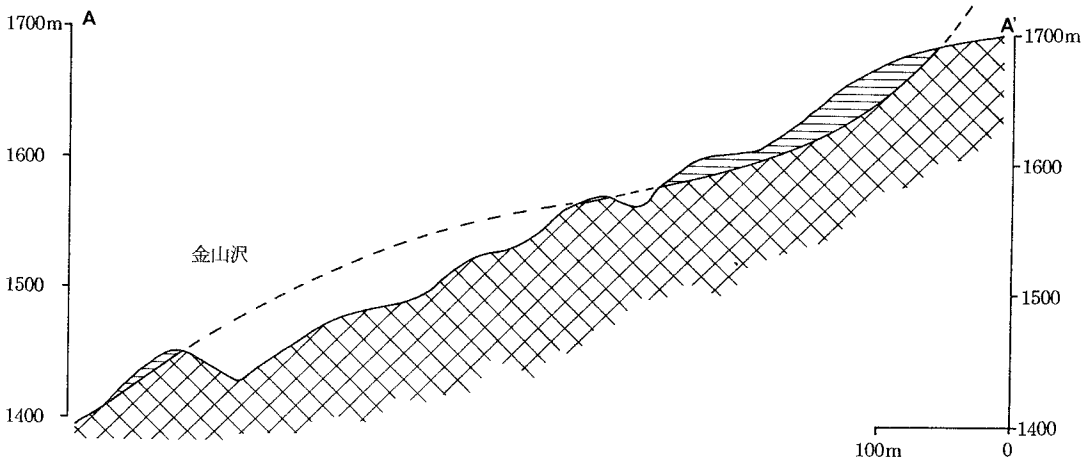

第６図　地質断面図

に富士金山が立地する。中山金山は、下部川上流を始点とする毛無山登山道沿いで、県境尾根地蔵峠西側の金山沢を中心として展開している。また毛無山登山道は地蔵峠から富士宮市麓に通じている。このため中山金山は、下部川を経て湯之奥へ6km、富士宮市麓へ2.5kmと、交通の利便性に富む環境を有する。これに対し茅小屋・内山金山は、中山金山とは尾根を隔て北側の下部川支流入ノ沢流域に位置するが、近年の山の荒廃によって道すじが不明な部分がある。

第3節　地 質

本地域は、糸魚川－静岡構造線で西側を限られる南部フォッサマグナ地域に位置し、新第三紀の海成堆積物、特に緑色に変質した火山岩類が広く分布していることからグリーンタフ地域とも呼ばれる。富士川沿いの地域には、御坂山地・巨摩山地とともに新第三紀の火山岩・堆積岩が分布している。湯之奥金山地域には西八代層群の古関川累層および一之瀬累層中の勝坂泥岩層などが主として分布している[3]。古関川累層は、主に玄武岩・安山岩質の火砕岩・溶岩からなり上部に泥岩層をはさみ、巨摩山地の櫛形山層および御坂山地の古関累層に対比される。勝坂泥岩層は、青灰色～暗紫色の塊状泥岩からなる。勝坂泥岩層最下部には、中期中新世を示す浮遊性有孔虫化石が報告されている。

中山金山における地質図を第５・６図に示す。中山周辺では、尾根部に勝坂泥岩層が分布し、開析された谷や斜面には古関川累層が露出している。古関川累層は、金山沢に沿った部分に緑色の火山礫凝灰岩を主体に凝灰岩～凝灰質砂岩からなり、下部川沿いの毛無山登山口から登山道および金山沢にそって分布する。また中山金山坑道よりも北に位置するホウロク沢から北の斜面、および静岡県側芝川上流域にも古関川累層が分布する。勝坂泥岩層は、金山沢南側のテラス群から地蔵峠、県境尾根、金山沢・ホウロク沢間の尾根に分布する。地質構造は、中山金山付近では古関川累層・勝坂泥岩層とも北西－南東(N30°～70°W)方向の走向、12°～50°南西傾斜を示す。両者は整合的に重なり同斜構造を示し、湯之奥背斜の南翼を構成するものと推定される。中山金山周辺の金山沢からホウロク沢にかけての東西方向の尾根・谷地形の繰り返しはこの地質構造によるものと考えられる。

中山金山における鉱脈は、新第三系内に形成された鉱脈鉱床で、北北西～北西(N14°～42°W)走向、60°～80°東傾斜の石英脈から主としてなる。坑道付近では石英脈や黄鉄鉱の鉱染が観察される。山梨県地質図編集委員会(1970)によると、下部町には第一妙法・湯之奥・下部・五老峰・富里鉱山があるが、現在の稼行はない。そのうち湯之奥鉱山は、櫛形山累層の泥岩中の石英脈(N20°W,60°～70°NE)で、黄鉄鉱・黄銅鉱・方鉛鉱・閃亜鉛鉱・磁硫鉄鉱・白鉄鉱を産し、脈品位Au4～6g/t、Zn10～20%である。また下部鉱山(下部町湯之奥)は、石英脈(N－S走向、0.3m幅)で、自然金・黄銅鉱・黄鉄鉱・閃亜鉛鉱を産し、脈品位Au39.1g/t、Ag397g/tと報告されている[4]。

註

(１)日本の地質編集委員会編(1986～1992)『日本の地質』、１～９巻、共立出版。

小葉田淳(1968)『日本鉱山史の研究』、岩波書店。

緒方乙丸・小山一郎(1956)『日本の鉱山』、内田老鶴圃。

(2)野沢昌康(1980)金山の歴史。『早川町誌』、425－452。

山梨県地質図編集委員会編(1970)10万分の1図幅『山梨県地質誌』、山梨県。

(3)柴正博・駿河湾団体研究グループ(1988)富士川谷。『日本の地質4中部地方Ⅰ』、94－104。

(4)山梨県地質図編集委員会編(1970)10万分の1図幅『山梨県地質誌』、山梨県。

(河西　学)

第３章　湯之奥金山遺跡の歴史的環境と甲斐の諸金山

第１節　湯之奥金山遺跡の歴史的環境

１．穴山氏と河内支配

中山・茅小屋・内山の三金山の総称である湯之奥金山遺跡は、甲駿国境にあり、周囲には、甲斐国側に常葉・栃代・川尻、駿河国側に麓（富士）金山などが集中している。その多くが中世末に開発されたといわれ、有力な金の産出地域の一つであった。戦国期の甲斐国には、国中・河内・郡内の地域区分が成立していたが、これは、武田氏・穴山氏・小山田氏の領域支配の実態を反映すると考えられる（矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」）。湯之奥金山遺跡は河内の東北部分に位置しているので、当然のことながら穴山氏の勢力下にあったことになる。

穴山氏は、穴山（韮崎市）を領した義武が称したのに始まる。彼は甲斐守護武田信成の子であったが、その後は、春信＝満春（信元）＝信介－信懸－竜雲寺殿－信友－信君と継承された（＝は養子関係／秋山敬「穴山氏の武田親族意識」）。穴山氏が河内へ入ってくるのは、南北朝の合一が成立して同地域を本拠としていた南部氏が奥州に移住した明徳４年（1393）以後のことである。２代の春信も義武の実子ではないから、初期の世代は全て養子だったことになり、河内の支配も思うに任せなかったに違いない。河内に具体的な足跡を残すのは、上杉禅秀の乱とその後の混乱を経て、入部したとされる信介の代からで、彼は下山の天輪寺の開基とされ、子乙若丸の菩提のため南部に松岳院を創建している。そのため、彼を穴山氏初代とするものもある。次の信懸は南部領主と呼ばれたが、永正10年（1513）自分の子清五郎に殺されており、穴山氏内部にも激しい権力闘争があったことが知られる。それを克服して穴山氏の勢力が河内一帯に及ぶのは孫の信友の時代まで待たなければならない。

天文16年（1547）、既に河内の統一を果たし南部から下山へと拠点を移していた信友は、領国の安定・一門の繁栄を願って天輪寺に大般若経を再修して奉納した。彼はその祖先の出自とともに妻に武田晴信（信玄）の姉南松院殿を迎えるなど、武田氏との関係を密にし、奉納経典の中でも「本名武田」と武田一族であることを強調している。さらに、その子信君は信玄の娘を妻とし、武田親族衆の筆頭として武田家臣団の中で特異な地位を築いたのである。河内の領国経営は、そうした制約の中で穴山氏がなし得たものであって、金山の開発もその一環として考えられなければならない。

ところで、河内というのは穴山氏の勢力範囲の代名詞のごとく理解されているが、地域呼称としての河内は、先の南松院蔵大般若経奥書に「河内下山北方与五沢」とあるように康暦２年(1380)にまで使用例は遡り、少なくとも穴山氏支配以前の南部氏或いは下山氏の時代に始まっていることが確認される。もちろん、当時の河内の範囲が戦国期の領域と同じかどうかはわからないが、穴山氏の支配の結果として河内の呼称が成立したのではなく、既に成立していた「河内」について、その範囲を最終的に決定したのが穴山氏の支配であったことを確認しておく必要があろう。

河内には穴山氏の支配とは別に、それ以前から「河内」と呼称される地域的特性があったのである。

2．下部の湯の発見

湯之奥金山が何時発見されたかはわからないが、その経営の基地とされる湯之奥の成立には、命名の仕方からして湯＝下部温泉の存在が前提とされなければならない。温泉があって初めてその奥が決定できるのである。

下部温泉の開湯については、「承和三丙辰年（836）熊野本宮大権現此所に出現在ます、其時始めて神洗の温泉湧出せり」(裏見寒話）と伝えるが、これは伝承に過ぎない。しかし、古くから温泉として知られていたことは確かで、建治4年（1278）の日蓮書状に「しもべのゆのついでと申す者を、あまたおいかえして候」とある。下部の湯に湯治に来たついでに、身延山にいた日蓮に対面に来た信者が多くいたが、全て追い返したというのである。13世紀後半には、他国から下部温泉に湯治に来る者が少なからず集まるほど、既に世に知られていたことになる。次いで、向嶽寺開山の抜隊得勝は、下部温泉を訪れて宿泊し、3つの漢詩を作った（塩山抜隊和尚語録)。抜隊が甲州へきたのは永和4年（1378）で、亡くなったのが至徳4年（1387）であるから、下部を訪れたのはその間のことであろう。病を理由に他寺への招聘を断っているから、或いは湯治のためだったかもしれない。さらに、甲府市・一蓮寺所蔵の『一蓮寺過去帳』に、永享8年（1436）前後に死んだと思われる功阿弥陀仏に「下部湯」と注記されている。湯治中に死んだのであろうか。

戦国期になると、天正6年（1578）暴風雨によって流された「下部湯屋」の再建を、穴山信君は佐野次郎右衛門尉に命じた（恩地文書)。また、温泉の守り神である熊野権現社は抜隊の語録にも見えるが、現在の本殿は室町末期の建築で穴山氏によって再興されたものである（天正二年穴山梅雪再建の棟札が残るが、棟札そのものは後世の作である)。温泉の保持に穴山氏の力が強く及んで来ていた様子が窺えよう。

このように、中世を通じて下部が湯治場として栄えてきたことは確実である。もちろん、近世においても「東南峻嶺聳え西北高山峨々たり、巳の刻（午前10時）ならでは日の影を見ず、飲食ともに自由ならず、狐兎鹿猿庭に遊ぶが如き深山也」(裏見寒話）といわれるような状況であったから、その施設のお粗末さは想像に難くないが、多くの湯治客が集まってきたことは重要である。そうした人々の出入りが金山発見の端諸になった可能性は否めない。

3．「湯之奥村」の成立

下部温泉から下部川に沿って東進した毛無山の西麓に位置する湯之奥は、金山遺跡に一番近い集落である。湯之奥の初見は、弘治3年（1557）の穴山信友判物の「湯之奥恩地」云々であるが（恩地文書)、それより古いと思われる年未詳3月29日付けの信友印判状に「ゆのをく　ぬいゑもん」とみえるのを始めとして門西家文書にも出てきており、遅くも信友時代には集落として成立していたことがわかる。

ここからは金山峠を越えて駿河国猪頭・麓へ古道が通じており、峠上には通行を取締まる警護所（砦）が置かれていたという（甲斐国志)。この道は江戸時代を通じて駿河への間道として利用されており、享保7年（1722）に駿州富士郡岩本村の者3名が、下部に湯治にきた際の「ゆのお

く村御番所」あての通行手形が残されている（門西家文書）。湯之奥の集落形成の契機はわからないが、こうした交通の要衝としての役割の他、門西家が命ぜられた材木など豊富な山林資源の経営・監視の基地としての意味付けや金山との関わりなど、幾つかの条件を関連させて考えていく必要があろう。

天正10年（1580）３月の武田氏滅亡、穴山信君の死、徳川家康の甲斐領有と関東転封、加藤光泰・浅野長政ら豊臣方諸将の支配、慶長５年（1600）の徳川氏の再領と、中世から近世の転換期にめまぐるしく領主が代わる中で、湯之奥村も近世村落として生まれ変わる。慶長検地による村高は５石５斗８升であった。天明８年（1788）の湯之奥村明細帳によると、金山には中山・内山・かや小屋の３村があったが、93～４年前から金が余り出なくなり、次第に方々に散って８～９年前から誰もいなくなったという。この当時、村高35石３斗７升のうち田高は１％にも満たず、また、村民の農間稼ぎは薪・炭・茅などを河内路（駿州往還）の下山宿で売りさばくことで、湯之奥村が完全に普通の山村形態であったことが知られる。湯之奥村の役割も時代とともに変遷があったのである。

（秋山　敬）

第２節　早川町の金山

１．概　観

古来、金と木材の産地として知られていた早川町[1]は、地形的には、中部日本を横断するフォッサ・マグナが町の中央を南北に貫いて深い渓谷を形づくり、それに沿って早川本流と支流の雨畑（あめはた）川がほぼ南北に流れている。金山はほとんどこの両川の西側に点在する。その金脈を大観すると、西北は延々として韮崎市の御座石金山に、南は身延町大城金山、静岡県の梅ケ島・井川の金山などに連なる巨大なものである（第７図）。

町内の金山の分布は図示したように、南流する早川右岸の黒桂（つづら）、西之宮、保（ほう）を中心とする地域と、支流・雨畑川の上流地域および左岸一帯に集まっている。これらの金山は、確実には16世紀前半、穴山信友のころ（1504－1560）すなわち武田信虎の時代から採掘され、信友・信君とつづく穴山氏富強の大きい原動力となったものと考えられる[2]。

このころの金山は黒桂山・保山を中心とするもので（一部、その続きが雨畑村の北部におよぶ）保千軒・大久保山などの伝説が伝えられている。江戸時代に入ると金山の中心は雨畑村に移り、雨畑村の奥沢以下の４つの沢に相ついで多数の金坑が発見され「奥沢千軒・保六十軒」などという言葉が生れた。中でも吉水（奥沢）・遠沢（えんさわ）両金山は江戸時代を通じて最も栄えた金山であった。

２．金山の沿革

(1)　穴山時代

早川入りの金山採掘がはっきり認められるのは、穴山信友の時代からであるが、それを示す文書を２、３示したい。

穴山信友判物写（折紙）

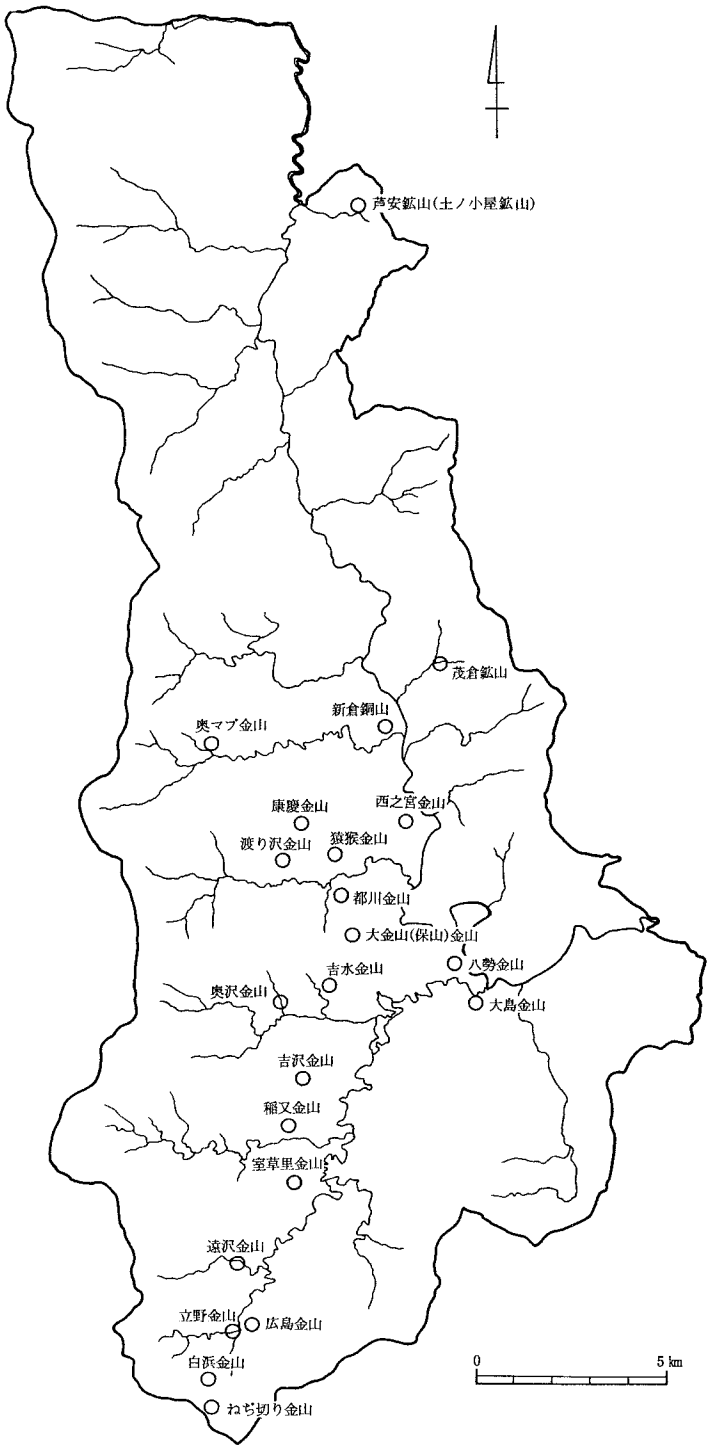

第７図　早川町金山分布図

穴山御黒印

つゝら山　同はう山の事　代官

之儀申付候　かせき山　さかい

候ハん事　かんようたるへし

仍如件

天文三年六月四日

（宛名欠）

（新倉村瀬兵衛所蔵文書、伝未詳）

（『甲州古文書』別一）

読み易くすると「黒桂山・同保山の事、代官の儀申付候、稼ぎ山栄い候はん事肝要たるべし、仍って件の如し」となる。稼ぎ山は金山であり、欠けている宛名は黒桂の望月善左ヱ門尉（土佐守）と推定して間違いないと思う。

穴山信友時代の早川入り17か村の代官は薬袋村の佐野新左ヱ門藤六（鷗庵と号し、信友以前から穴山氏の有力部将）で、木材・石材・御巣鷹・夫役等を一手に掌握し絶大な権力をふるっていた。しかし金山と関係していたとは見えない。「稼ぎ山」が特産の木材か金かであるが、早川入りの木材は、『国志』村里部の雨畑村の項に「総テ早川入諸村ノ良材他山ノ及バザル所ナリ、本村最モ多シ」とあるように、雨畑村の広大な山林から伐り出されるのが圧倒的に多かったので、この場合は金と考えるのが正しいと思える。

宛名が何故、無くなっているか、そしてこの宛名を筆者が黒桂の望月善左ヱ門尉と判定した理由を説明すると長くなるので、ここでは省略しておきたい。

天文３年（1534）には、すでに武田信虎の甲斐統一は完成しており、穴山信友も親族衆としてこれに服属しながらも河内領の覇権を確立していた時で、彼はその発展力の基礎である金の生産に特に意を注いで、現地の責任者たる代官を任命したものである。

続いて同12年（1543）年の文書である。

（穴山信友花押）

芳山小沢のすち　かせき候て

きり出し　奉公申へきなり　何事

なり共　此六人衆中ニまかせへき

者也　如件

天文十二年五月一日

村田善九郎

望月善左ヱ門尉

同　伴左ヱ門尉

同　神左ヱ門尉

同　新左ヱ門尉

同　三郎兵ヱ尉

（黒桂・望月晴史家文書）

すぢ（筋）は間歩（金鉱）の別称で、文意は、村田善九郎以下の６人に対し、芳山（保山）金山の小沢（こざわ）間歩から精出して金の鉱石を切り出すように要求し、金山についてはすべて６人衆に一任すると申し渡したものである。早川入りの代官は、ほかに居るわけであるから金山掘りに関するいっさいということであろう。望月晴史家の他の文書によると、この中心人物は望月善左ヱ門尉（土佐守に叙された）で、黒桂山・保山の金山奉行といえよう。

穴山氏、ことに信君（梅雪）の財政が非常に豊かであったことは、下山の南松院の明院和尚が妙心寺住職に転ずる際に高額の瑞世金を納めたことや、その根拠地下山を京都になぞらえて営造して河内領第一の殷邑としたことや、あるいは武田氏滅亡後信長に二千枚という巨額の黄金を贈ったことなどにうかがわれる。穴山氏のこの財源の第一は東西両河内の産金にあること論をまたないが、西河内では保山・黒桂山の山金が主たるもので、その代官は望月土佐守以下であった。(3)

(2) 江戸時代

薬袋の佐野弘家文書によると、同家の先祖七郎兵衛（前記・鷗庵の子）は穴山氏没落後、首尾よく徳川家康に仕え、その総金山奉行である大久保石見守から西金之奉行（西河内領の金山奉行）を仰せつけられ黒印を賜わった。さらに佐渡の金山から宗岡佐渡という奉行を遣わされ、金山作法を仰せつけられたという。

伝説では、大久保長安が保金山にきて監督をしたことになっており、大金山（おおがねやま）のつづきに大久保山があり、陣屋跡といわれる所などもある。大久保長安は武田の能楽師出身であり、徳川家康にその才能を愛されて鉱山、検地、土木事業、街道整備などあらゆる行政に抜群の手腕を発揮している。

長安は日本総金山奉行として全国各地に屋敷をもち東奔西走していたので、初代の佐渡金山奉行になっても、佐渡へはただ２回しか渡っていないほどで、金山の監督はほとんど彼の下代（代官）が行っていた。すなわち家老の大久保山城と下代の宗岡佐渡などで、大久保山城は田辺十郎左ヱ門宗政といい、黒川金山衆の一員と思われる人物である。

従って大久保長安が保金山へやってきたとすれば、武田氏滅亡直後の数年間、家康から甲州の金山奉行を命ぜられた時、彼としては駈けだしのころのこととしか考えられない。さもなければ同姓の家老・大久保山城かも知れない。下代の宗岡佐渡がやってきて金山の運営や採掘・精錬等の技術を指導したのは間違いなかろう。これら下代はいわゆる山師で、江戸時代初期の山師は実に豪勢な暮らしをしたものであった。

江戸時代金山の創業年代を、古い資料によって探ると別表のようになる。この中には年月を明記していないものもあるが、他の金山との関係や伝説などによって推定した。

すなわち雨畑村の９山と保村・黒桂村の４山は17世紀に始まっている。不明の６山も17世紀創業とみて大きい間違いはないと思う。17世紀は文字通り早川入り金山の黄金時代で、それぞれ○○千軒の名称や長屋・おいらん屋敷あるいは寺・鐘楼の跡や墓石などを残している。人里遠い山中に世界万国共通のゴールドラッシュとゴーストタウンの姿がうかがわれるのである。

江戸時代中期（18世紀）以降は各金山とも産額が減少した。例外的には18世紀初めに、柳沢氏

第2表　江戸時代創業の早川町金山

金　　山　　名	江戸初期（17世紀）
黒桂村	
広河原金山小沢のすぢ	正保元（1644）ころ
保　村	
くろだな間歩	元和4（1618）
しゝなわしろ間歩	寛永19（1642）
猿猴金山	寛文（1660年代）
康慶金山	?
渡り沢間歩	?
西之宮村	
西之宮間歩	?
雨畑村	
①奥　沢	
吉水金山	慶長12（1607）推定
奥沢金山	?
長かれ間歩	明暦元（1655）
から沢間歩	同上ころ
②稲又谷	
吉沢金山	?
③遠　沢	
遠沢金山	承応元（1652）
④石茸沢	
たての間歩	元和4（1618）
広島金山	?
ねぢ切り金山	?
⑤場所不明	
将監間歩	寛永19（1642）
ぶどうしろ間歩	明暦3（1657）
荒須沢間歩	貞享初（1687）

の直営となった雨畑山金山のうち吉水金山と遠沢金山は7～8年の間、夥しい産額があったという記録がある。なお、甲州金座松木家の旧記録（甲州金座記録）によると、享保12年（1727）当時の甲州金の下金は主として雨畑山・保山の山金と雨畑村の砂金とによっている。減少したとはいっても、なお雨畑村・保村は甲州の代表的産金地であったことがわかる。

黄金の泉は尽きることなく、幕末近くなると採鉱の気運が甦ってきて、県内はもちろん全国的に元締（資本家）たちが入れ替り立ち替り早川入りの金山を目指してやってきた。幕府でも天保12・13年の両年、金山奉行真下専之丞・下妻市蔵を視察に派遣している。真下（ましも）は山梨郡中萩原村（塩山市）出身の幕臣で、陸軍奉行並びに支配にまで出世した人物で、樋口一葉と関係が深い。その他時々計画や採掘も行われたがいずれも成功していない。他の金山でも似たような歴史をくりかえして明治を迎えることになった。

(3)　近　代

江戸時代中ごろから金の産出が減少して、農閑期の少々の問掘りと砂金流しが行われていたことは記したが、明治の新時代を迎えると、水銀を用いたり、外国製の大仕掛の機械を用いたりして改めて金脈にいどむ人たちが現れてきた。

古い金山で、この時代に入っても栄えたのは保・西之宮・奥沢・遠沢の諸金山で、新しい金脈をいくつか発見して能率的な青金・山吹金の生産が行われた。金脈が薄くなるか絶えてしまうと

第3表　明治以後の金山稼行概況

金山名	旧村名	明治	大正	昭和
土ノ小屋鉱山（芦安鉱山）	奈良田		7年	
茂倉鉱山	新倉			
大島金山	大島		6年	12年
西之宮金山	西之宮		元年	
保金山（大金山金山）	保	21年	5年	
猿猴金山	〃	8年		
奥沢金山（老平金山）	雨畑		2年	
稲又金山	〃			5年
牛倉金山	〃	?		
室草里金山	〃	?		
遠沢金山（長畑金山）	〃			
（高島金山）	〃			
（甲州金山）	〃			
広島金山（甲永金山）	〃			
ねぢきり金山	〃	?		
白浜金山	〃	?		

元締も交替し金山の名称も変更された。しかしこれらに関する記録・資料は甚だ乏しく、保金山・西之宮金山・土ノ小屋鉱山以外には概略を知ることも困難である。なお大正になってから早川と雨畑川の合流点に近い大島（雨畑川の右岸）に金鉱が発見され、暫く採掘されている。

(4)　砂　金（しゃきん）

『甲斐国志』村里部に雨畑川は「水至リテ清澄、生麸金ヲ産シ、里人生業ノ助トス」とあるが、生麸金とは砂金のことで、早川入りの人々は農業の合間には金山の古い坑をあさったり、砂金採りをしていた。ねこ流しで砂金を採ることを押掘といい、砂金にかかる税金のことを押掘役といった。

「慶長6年甲斐国検地帳」には既にこの押掘役のことが見えている。しかもそれは9筋2領のうち巨摩郡西河内領の8か村だけにかかっている。すなわち

保村　雨畑村　　各金一両二分

経ヶ島村　黒桂村　早川村　湯嶋村

各金二朱

西之宮村　新倉村　各金一朱

合計「三両二分二朱　押掘役」である。この状況は、江戸時代を通じて全く一定していて、押掘をしなくなっても惰性でそのまま納めている村もあった。

恐らく慶長6年以前から砂金採りは行われていたものであろう。その産額は分らないが、保村・雨畑村を始めとして、金山のある場所の近くの川が主な採取場所となっていた。近年では、太平

洋戦争前までは多少、個人的に行われていたが専業ではなかった。発電所やダムが造られるようになってからは全く行われなくなった。

3．稼行の形態

金山稼行の形態としては、穴山時代には保・黒桂を中心としているので黒桂の望月家が代官をつとめたが、運上金などの具体的なことは分らない。

江戸時代の稼行の形態は、領有の面からは直山（ぢきやま）と請山（村請と山師請）があり、公納形態からは運上山（山師の競争入札で運上額をきめる）と荷分山（採掘した鉱石を公納分と山主分に分ける）とあった。早川入りでは、直山だったのは採鉱の黄金時代にあたる桜田領の時代と18世紀の柳沢時代で、請山（自分山）は村請の方が多かった。領有と公納の形態はそれぞれ重なりあっていて、例えば遠沢金山の場合は村請であり荷分山であった。従って運上は二様で、月ごとの運上金は5両から9両、荷分け運上は何十両ということで、この方がはるかに多かった。

さて直山の桜田領時代であるが、領主は利潤追及以外の何事も考えなかったようで、時季におかまいなく休山中の金山を開かせるなどして、雨畑村百姓をして「御金山指上申度く存じ奉り候（金山そのものを返上したい、無関係になりたい）」と嘆かせ、実状に同情した現地の「西金之奉行」佐野家に対して却ってやり方が手ぬるいと責め、結局、退陣させて山師請に変更している。

これとは変って柳沢吉保は、既に隠退をきめていた宝永6年（1709）国許の重臣に藩政のこまかい指示を与えているが、その中で特に雨畑金山の稼行について「土地の百姓たちを、当方で入用のさいは申付けて使ってもよいが、よく合点させてからにせよ」と、こまかい気を使っている（森田義一『柳沢吉保』）。雨畑金山（この場合は吉水金山・遠沢金山）を重視すると共に百姓の立場を充分に考えている。

村請の例を雨畑村で見てみたい。この村は雨畑川に沿うおよそ6里の間に12の小部落が点在し、材木の伐り出し、小規模な農作業、焼畑、木工細工、御巣鷹などを生業としていたが金山の山請となると、惣村でこれに打ちこんだ。名主以下全員が金掘りで、坑内をいくつかの掘場に分け、間歩組ごとに分担した。外部から職業的な金掘りなどの入りこむ隙はなかった。

しかし金山の仕事は全く予想のつかない変化があるので、当然、山師請も行われた。幕末近くなると早川入りの「金」にいろいろの人が群がった。金脈発見を仕事とする人（試掘業）、その権利を買い投資家を募ったり転売する人（金山師）などで明治時代も引き続いているのである。

註

（1）『甲斐国志』村里部

保村、……南ハ雨畑村ヘ山径二里ト云、金礦（まぶ）多シ、古ヨリ雨畑山ニ比肩ス、保山或ハ芳山ニ作ル、……

雨畑村、……西南ハ駿州阿部郡ニ界ヒ、三河内ト云処ニ出ル山径アリ、凡一日程ト云、……域内凡方八里、阿部山ヘ連貫シテ金礦多シ、渓水九道合シテ雨畑川トナル、水至テ清澄、生麩金（しょうふきん）ヲ産シ、里人生業ノ助トス、総テ早川入諸村ノ良材他山ノ及バザル所ナリ、本村最モ多シ、……

（2）古い資料に見えるこれらの金山の名称で、ほう金山（ほうやま）、雨畑金山（雨畑山金山・雨畑村

金山）とあるのは、保村の山（大がね山が中心）にある金山、雨畑村の方八里の村域にある金山の意味で、年代が下るに従って新しい間歩が、この村域内に多数掘られている。

（3）近年まで金山で働いていた老人たちが、あそこは信玄時代の間歩だという所がいくつかある。そこは穴が狭くて低く、ふりかえれないほど窮屈で、一尺二寸（36センチ余）のセットウ（鉄ノミ）がやっと使えるだけの広さである。支柱技術が未発達だから崩れそうな所は掘っていない。カッサ・板箕・木製スコップなどの道具が水中から発見される。スズ竹のタイマツの燃え残りがあるのだそうであるが、掘削の技術が何年ごろからいかに変ってきたか明確にならない限り、間歩の状況だけで年代を確定することは難しい。さらに河内領は信玄の時代も穴山氏の領地であったから、信玄時代というより穴山時代という方が適切である。（野沢昌康）

第3節　黒川金山遺跡と金山衆

1．はじめに

塩山市、大菩薩峠を主峰とする萩原山の北角に黒川山（鶏冠山）がある。黒川山の東側黒川の渓谷に沿って黒川金山が存在した。現在この地は東京都の水源涵養林でうっそうとしている。

ここは国道411号線旧青梅街道柳沢峠の北北東約3.5キロメートルに位置し、標高1,170メートルにある。花こう閃緑岩からなるが、山ろくの東側は古期岩類の地層で粘板岩、砂岩、輝緑凝灰岩などからなる。

金山にまつわる伝承は奈良時代からあるが採鉱については武田信虎の頃に始まり、信玄の時代が全盛期といわれ、信玄時代の軍用金の多くはこの黒川金山によるものとも伝えられている。ところが天正4年には金の採鉱が減少して廃鉱にされたことが伝えられている。

また一般には黒川金山と称せられているがこの範囲は広大な地域を指しており、鶏冠山を中心とする黒川谷一帯と、一ノ瀬高橋地域の東方に竜喰谷一帯更には将監峠を越えて秩父に至るこの地域一帯を黒川金山のうちに加えて呼んでいたようである。

この金山には、金山衆が経営にあたっており、『甲斐国志』によると中村・大野・風間・田辺・古屋・依田らの郷士があり、萩原、於曽熊野などに居を構えていたことが記されている。今日なおこの金山衆といわれる土豪屋敷跡が方々に見られる。しかし金山経営を裏付ける資料はまことに乏しく謎とされていることが多い。

昭和61年から63年まで3ヶ年に亘り武蔵野美術大教授田村善次郎氏を代表とする「黒川金山遺跡研究会」の調査団によって初めて「黒川金山」にメスが入れられた。とくに考古調査リーダーに東京大学助教授今村啓爾氏、文書調査リーダーに北海道大学助教授桜井英治氏、民俗調査リーダーに武蔵野美術大学教授相沢韶男氏を中心に各大学の学生が参加して金山の調査、ならびに塩山市周辺の古文書調査、民俗調査が平行しておこなわれた。

これまでに調査報告書として、昭和62年に『甲斐黒川金山第1次調査報告』、昭和63年に『第2次調査報告』、昭和63年に『黒川金山遺跡1988年度発掘調査の概要』が黒川金山遺跡研究会から発刊されている。また昭和61年に学習院大学史学部から『黒川金山』が大学祭用パンフレット

として発刊されている。また黒川金山関係文書を桜井英治氏が中心になりまとめたものを、黒川金山遺跡研究会と塩山市教育委員会が平成3年に『黒川金山史料』として発刊された。

また今村啓爾氏は黒川金山で用いた鉱山臼について研究され、平成2年に東京大学文学部考古学研究室研紀要第9号に「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」の中で発表している。更に桜井英治氏は「金掘と印判状－甲州黒川金山衆の近世化をめぐって」と題して『中世をひろげる』(石井進編)の中で論文を発表している。

以上の研究成果をもとに、次に黒川金山の概要について記してみた。

2．黒川金山の歴史

黒川金山は鶏冠神社の山宮を中心に黒川谷一帯にその遺跡がみられ、更に一之瀬高橋の高橋地区にその里宮がある。

鶏冠神社の祭神は大山祇命、金山彦命、八幡菩薩で神体は黄金鶏と黄金鏡であったという伝承をもっている。本地仏は十一面観世音菩薩で里宮には近年まで伝わったことが明らかである。

『東山梨郡誌』に神社には大同3年と刻する鰐口があったと伝えているが、現存されているものは鎌倉時代の鰐口（塩山市指定文化財）一口が現存されている。こうしたことから落合の田辺氏所蔵の史料では「甲斐国黒川御金山之儀者大同元年丙戌七月十五日より相始り候云々」とある。勿論近世文書であるが伝承として記しておく。そのほかにも金山伝説としては三枝守国伝説や安田義定伝説も国道411号線旧青梅街道沿いの旧金神地区に伝わる。

『甲斐国志』山川部第4の鶏冠山の項をみると「亦タ入会山内黒川ニ在ル、一大岩山ナリ、高サ数千丈白雲常ニ覆ヘリ本州鬼門ノ鎮ニシテ実ニ霊山ナリ此ノ辺金坑多シ」とあり、古跡部黒川山の項をみると

「萩原ノ北ニ在リ、（中略）日蓮年譜ニ文永六年己巳日蓮勝沼・北原・田波・黒川ニ遊化ストアリ、攻異ニ云ク黒川此ノ地嘗テ金ヲ出ス、家一千アルベシ、大士往テ而化ス、後霊跡ヲ旌シ、精舎ヲ造立シテ永久山法蓮寺ト号ス、今金ヲ出サズ、居民稍ヤ減ズ、スナワチ寺ヲ郡ノ赤尾村ニ移ストアリ、按ズルニ黒川山ニ金ヲ出セシヨシ、古ク云ヒ伝ヘタレドモ上世ノ事ハ得テ記スベキナシ」とあり日蓮上人と黒川金山の関係を記しているが、日蓮上人は文永5年10月さかんに当時の諸宗を排し法華帰依を幕府に対して勧告していたころであり、そのために文永8年に幕府は日蓮を佐渡に流していることからみれば、文永6年に甲斐国を遊化したことなど考えられない。

以上のように黒川金山にまつわる伝説は多いが金山開発の時期を決定する資料はない。

このように黒川金山の歴史は伝説の歴史であって、関係文書については後述する戦国末期の発給文書のみが確認できる現状である。その間にあって野沢昌康氏が『山梨県の中世城館跡』[1]で指摘している『王代記』の明応7年（1498）の記載である。

「此年八月廿日夜大雨大風、草木折。同廿四日辰剋、天地震動シテ国所々損。金山クツレカヽミクツレ中山損。」とある。

この記事について笹本正治氏[2]は、窪八幡宮（山梨市）の別当上之坊普賢寺の住職が書いたという性格からして、黒川金山の可能性が高い。ちなみにこの時期の武田氏の当主は信縄であった。それゆえ黒川金山を初めとする甲斐の金山の開発は、遅くともこの時期までさかのぼるといえる、

と言っているが、資料が皆無の現状にあってはやむをえないことであろう。

ここで黒川金山の周辺の金山について確認しておく必要がある。それは黒川金山周辺の地質から追ってみると[3]、大菩薩連峰及び高芝御殿山より南部は、花崗閃緑岩からなっている。この花崗閃緑岩は、黒川鶏冠山の東側で四万十統の堆積岩に貫入接触して、この接触面は南北方向に延び、その線上に、午王院平金山、竜喰谷金山、金場沢金山、黒川金山、黄金沢金山などの諸金山が連なっている。その中で黒川金山は一般によく知られているが、ほかの金山は名前すら知らないのが現状である。そのほかにも三富村の鶏冠山（とさかやま）を中心に金山伝承があり、地元では広瀬千軒と称し坑道跡や出土遺物の確認も伝えている。このように黒川金山をとりまく周辺の金山の遺構は広範囲にみられるが、金山としての内容については今後の研究に期待したい。

黒川金山の鉱山としての位置付けを第2次調査報告からみると黒川の金鉱床は、花崗閃緑岩中に走る石英脈で、明治37年『日本鉱業会誌』の大島十郎氏の報告によると、金は石英脈よりもむしろ脈近くの母岩に網状に鉱染しており、トンあたり金150グラム、銀20グラムというすぐれた鉱石が存在した。黒川金山の鉱脈は、古・中世代に出来た老脈で、新生代に出来あがった幼脈に比べ、一般に銀の含有率が低く金の含有率が高い特徴がある。伊豆の土肥金山、佐渡金山などは幼脈であり、安倍金山、雨畑金山などは黒川金山と同様老脈である。

また砂金の問題について十数年前山梨大学の西宮克彦教授に黒川金山について調査を依頼したところ、黒川金山からは砂金は出なかったのではないかという結論がでている。この近くで砂金が採集できたのは竜喰谷金山ではないかと地元の人々は言っている。戦前までは丹波山村の子供達は夏休みに丹波川から砂金を採集したことを伝えていることから、今後の研究として竜喰谷金山をはじめ周辺の金山の総合調査をおこなっていく上に黒川金山のこれまでの伝承も解決していくのかも知れない。

次に黒川金山について遺跡研究会が3年間に亘って調査した結果を報告書をもとにして黒川金山の開発時期を考えてみたい。

3．黒川金山開発時期

昭和61年から3年間に亘って黒川金山遺跡研究会が調査[4]したものである。

この金山は塩山市一之瀬高橋地区の黒川鶏冠山の東西、黒川谷の原生林の中に現存している。東京都の水源涵養林ということもあって、遺跡の保存状態は良い。伝承では、武田氏の盛時には黒川千軒と呼ばれるほど栄えたとあるが、現地に入って見ると山肌を段々に整地して石垣で土留めをした鉱山町の跡は、黒川に沿って上下600メートル、幅200メートルにおよび、伝承にあるように数百軒の住居跡が存在した。また坑口は黒川谷の両側に20近くあることが確認されたが、調査の範囲はこの広大な遺跡の数百分一の面積を発掘しただけであるので今村啓爾氏[5]が言われるように全体の様子を知ることは無理かも知れないが目安にはなる。この遺跡からは石臼類、土器、陶磁器、銅銭、小刀、キセル、火打金、粉ひき臼、石鉢、石仏の台座など往時をしのばせる数々の遺物が出土した。

発掘された遺物で最も多いのが、石臼（上臼と下臼）、くぼみ石、すり石、すり皿、大くぼみ石といった鉱石を粉砕するための道具類であるが、出土地点は鉱山町の黒川に最も近い地点にみら

れることから、作業場は川沿いであった。それにひきかえ土器類、陶磁器類、銅銭、鉄製品は黒川から離れた高台の地点に多くみられる。

第2次調査報告によると、調査の成果として金の精錬工程がほぼ解明されたことが報告されている。

鉱石として採掘された花崗閃緑岩中の石英脈の鉱石をくぼみ石を台石として、おそらく鉄のハンマーで粗割されそれを更に石臼を用いて細くひきくだき、次にすり皿上で手に持ったすり石によってすりつぶされた。大くぼみ石と丸形のすり石がさらに細かく粉砕するのに用いられたものであることは、大くぼみ石の表面が大変滑らかになっていることによって明らかである。

粉砕された鉱石は水によるいわゆるねこ流しによって金を含む部分だけがよりわけられひきついでかわらけの中に入れられ、熔融され、金が抽出された。

今回の発掘調査で金の熔融に用いられたかわらけが4点確認されている。またかわらけの内面に黒色のガラス状物質が付着し、その中に熔けた金の粒が認められている。こうした熔融法を見る限り、この鉱山では鉱石の精錬に灰吹き法が用いられていなかったことを示すものであるが、また一方この鉱山からの採掘された鉱石が含金石英脈であったことからこの方法でよかったのかも知れないと報告書では結論づけている。

次にこの金山の開発した時期、また最盛期を知るのには、古文書か、考古学的調査しか方法がないが、古文書がないため、発掘調査によって出土した遺物の中で臼、陶磁器類が対象となった。

調査報告書[(6)]が指摘しているように鉱山町全体をみるときに、時代によって変化があり、黒川の谷に入ってきた人たちが住み着く場所は沢に近く比較的広い平坦地が選ばれ、全盛期になると沢からはなれた尾根の上まで人家が密集していった。

黒川金山から出土した陶磁器類は約50点に及び、飲食器として使用された碗や皿が最も多く、瀬戸・美濃窯の製品では灰釉丸皿、灰釉縁釉皿、菊皿、鉄釉碗、徳利などが出土している。中国陶磁としては、青磁稜花皿、染付皿がある。肥前系磁器としては染付碗がある。次に調理器としては瀬戸・美濃窯の鉄釉擂鉢が出土している。貯蔵器としては、出土数が少ないが渥美窯産と思われる菊花文の押印をもつ甕の肩部片が出土している。茶器としては瀬戸・美濃窯の天目茶碗、仏器としては瀬戸・美濃窯の灰釉筒形香炉、肥前系白磁の小杯が出土している。

このように陶磁器は瀬戸・美濃・肥前・渥美、あるいは中国などの複数の生産地から搬入されており、とくに瀬戸・美濃窯の製品が出土品の6割を占めている。

出土した陶磁器から年代をみると16世紀の初めに用いられた美濃大窯の一期のものが確認されているので黒川千軒と称し、金山町を結成したころにあたる。従ってそれ以前のものは12世紀の渥美焼を一点確認しているだけである。このことは遺跡の一部発掘調査から判断することは難しいが、16世紀前半に突如として大規模な鉱山として出現したものといえる。武田時代の信虎か信玄の時代にかけてということになろう。それから鉱山町は陶磁器からみると17世紀前葉の陶磁器が多い。文書の示すところとは矛盾[(7)]するが、『甲斐国志』古跡部の「金山ノ盛ナリシハ慶長年間大久保長安の奉行タリシ頃ノ事ナルベシ」と記されている点再考する必要がある。更に陶磁器は18世紀、19世紀のものが多少認められるところは伝承通り細々ではあるが採掘がおこなわれたこ

とを立証している。

黒川千軒から尾根を越して800メートルほど北に女郎ゴーと言われる伝承の地がある。発掘調査の結果柱穴等は検出できず土器１点と磨石１点が検出されたのみで伝承を裏づけることはできなかった。

また黒川千軒から800メートル南の地点で鶏冠山頂上から南東へ下る尾根上に「寺屋敷」と呼ばれるところがある。その場所から小礫に「聖」「念」「観」「菩」「如」などの文字が書かれた経石が1,300点検出された。これは全体のごく一部に過ぎずさらに多くの経石が埋っているとみられるが日程の関係で調査が中断されている。

この寺屋敷と呼ばれているところには前述した法蓮寺（塩山市赤尾）をはじめ妙善寺（同市下於曽）正念寺（同市下於曽）金鶏寺（同市二之瀬）が黒川の寺屋敷にあり、黒川の人家が散乱した時に移転したと伝えていることから、今回の経石の出土したところが、いずれかの寺に該当するとみられるが今後の研究を待ちたい。

４．黒川の金山衆

黒川金山遺跡研究会は発掘調査とあわせて桜井英治氏をリーダーにして文書調査をおこなった。先般『黒川金山史料』として発刊しており、更に平成３年に石井進氏編になる『中世をひろげる－新しい史料論をもとめて－』の中で桜井英治氏が「金掘と印判状－甲州黒川金山衆の近世化をめぐって－」と題し、黒川金山衆について詳細な分析をおこなっているので一端を紹介する。

武田時代、黒川金山の経営をおこなっていたのは金山衆と呼ばれる人々である。現在確認されているのは、田辺、中村、古屋、依田、風間、保坂、保科、大野、池田、芦沢、田草川、深沢の12の苗字を持った家々である。その多くは現在の塩山市上萩原から同市内の熊野に至る間に多く点在しており、現在もその末裔が住居を構えており、中には当時のままの屋敷をそのまま維持している家もある。

現在金山衆として確認できる屋敷には、塩山市下於曽田辺佐苗家[8]がまずもってとりあげられる。祖は四郎左衛門尉で四郎兵衛尉、佐左衛門の名がみえる。安永４年（1775）の屋敷図をみると東西55間、南北60間の屋敷で周囲を土手で囲繞し南面には二重の土手になっており、南側に木戸口がある。屋敷内を水路を通している。『甲斐国志』士庶部から田辺四郎兵衛の項をみると「屋布四段一畝廿八歩除地也」とある。

また同市内赤尾の保坂幸義家は保坂次郎右衛門といい、現在も屋敷の北東には当時の土手が確認され、『甲斐国志』には「宅地四段十六歩免除」とある。

池田早苗家は池田東市佐といい『甲斐国志』には「宅地三段七畝十歩除地ナリ」とある。現在でも当時を偲ぶことができる。このように金山衆の屋敷は広大なものであった。

この金山衆が黒川金山とかかわる中で、どのような性格を持っていたのかこれまで漠として判然としなかった。その原因は他の鉱山にも見られるように、黒川金山史料は少なく、とくに信玄以前の時代については皆無に等しい。古いものでは天文13年の放光寺文書にある武田家印判状「金山之佐渡守」であるが、今日正本も伝わらず桜井英治氏も笹本正治氏[9]も疑問視されているので考察の対象からはずすと、黒川金山文書の最古の史料は元亀２年の新恩充行状である。

田辺佐苗家文書の武田家印判状をみると、

定

一、御分国諸商一月ニ馬壱疋之分役等御免許之事

一、本棟別壱間之分御赦免之事

一、向後拘来候田地、如二軍役衆一可レ被レ停二検使一之事

一、郷次之人足・普請被レ禁之事

以上

於二今度深沢之城一別而致二奉公一候間、被レ加二御褒美一者也、仍如レ件

元亀二年 辛未　　山県三郎兵衛尉奉之

二月十三日（朱印）

田辺四郎左衛門尉

これと同じ武田家印判状は桜井英治[10]氏の調査では写本も含めて7点を確認している。

それは金山衆であった中村段左衛門・古屋清左衛門・中村与右衛門尉・保科善左衛門尉・保科喜左衛門尉・蘆沢兵部左衛門尉・田草川新左衛門尉ら7人の金山衆に宛てたものである。

この7人に宛てた文書を桜井氏は次のように分析している。

印判状の第一条は商業税の免除。第二条は棟別銭の免除。第三条は名田に対する検地の免除。第四条は郷村別に割当てられている普請役を免除された。このように深沢城の戦功によって金山衆に対する新恩充行状である。

深沢城攻めの2年後の元亀4年（1573）4月12日信玄が病没し、勝頼が家督を継いだ。その翌年の天正2年（1574）田辺四郎兵衛尉に対して次の印判状が与えられている。

定

以二先御印判一被二宛行一候条々、自今以後も聊不レ可レ有二御相違一之旨、被二仰出一者也、仍如レ件

天正二年 甲戌

十二月廿三日（朱印）　　釣閑斎
市川備後守　奉之
田辺四郎兵衛尉

この印判状は勝頼の代になって、元亀2年に金山衆に対して発給した印判状を追認した安堵状である。桜井英治氏の調査では田辺四郎兵衛尉のほか中村二兵衛・中村大倉・古屋七郎右衛門尉・蘆沢兵部左衛門尉の4人が確認されているが、この印判状と同日付で、文面の異なる印判状が出されている。池田早苗氏所蔵の武田家印判状をみると

定

一、御分国諸商一月ニ馬壱疋之分役等御免許之事

一、本棟別壱間之分御赦免之事

一、向後抱来候田地、如二軍役衆一可レ被レ停二御検使一之事

一、郷次之人足・普請被レ禁之事

已上

自今以後、於二敵国一御城責之時節、御一左右次第馳参、別而可レ致二奉公一旨言上候之間、右如レ此被レ加二御褒美一之由、被二仰出一者也、仍如レ件

天正二年甲戌

十二月廿三日（朱印）　　釣閑斎
市川備後守　奉之
池田東市佑

この印判状は先の追認の印判状と同時に発給された文書であるが、田辺四郎兵衛尉らに与えた印判状には「以先御印判」とあるように深沢城攻めに功績があった人たちに対して与えられたものと異なり、池田東市佑、保坂次郎右衛門らは同じ金山衆でありながら深沢城攻めに参加しなかったが、元亀２年印判状と同様の特権を記した充行状である。

天正10年（1582）に武田氏は滅亡し、徳川時代となる。天正10年から11年にかけ徳川氏は武田氏の旧臣に対して安堵状が与えられる。それは徳川氏が武田時代の所領や特権をそのまま追認することであった。

徳川家印判状（写）

除二田地役一其外公事以下、本棟別之外懸銭、新屋棟別銭壱人二壱間宛、并印判衆役新衆、四壁之竹木等叨剪採等之事

右如二先証一令二免許一畢、但如二前々一黄金令二増長一者、此朱印可レ令二返進一者也、仍如レ件

天正十一年

卯月廿一日

日下部兵左衛門尉
成瀬吉左衛門尉　奉之
中村弾左衛門尉
依田平左衛門尉
大野将監
風間庄左衛門尉
田辺清九郎
古屋次郎右衛門尉
田辺四郎左衛門尉
依田宮内左衛門尉

その間に武田勝頼の代になってから黒川金山は急速に衰退する。天正５年（1577）２月11日付の長野県南佐久郡川上村の風間春雄家に伝わる武田氏印判状である。

於二金山一黄金無二出来一之条、一月馬壱疋分諸役御免除之由、所レ被二仰出一也、仍如レ件

天正五丁丑年

二月十一日（朱印）　　桜井右近助
以清斎
奉之

これは産金量の減少のためにとった方策である。ひと月に馬一匹分の商業税を免除したものである。

黒川金山の金山衆は苗字を名乗って、身分の上では侍に属しており、単なる金掘人夫でなく多くの金子をかかえた山師であった。桜井英治氏[11]の分析では、ひとりの山師と考えられる親方の下に数人の子方を配した「組」を単位集団として活動していたことを指摘している。その中でも黒川金山から、一之瀬高橋に居住していた田辺源吾氏の祖善之丞を親方とする組に田辺喜三郎・田辺清九郎・古屋某・古屋清左衛門・古屋七衛門・中村弥左衛門・保坂次郎右衛門ら7人の子方のいたことを田辺源吾氏所蔵文書から指摘している。桜井氏はこの「組」を山の金掘と呼んでいる。

また田辺佐苗家の祖佐左衛門尉の下には中村弾左衛門尉・依田平左衛門尉・大野将監・風間庄左衛門尉・田辺清九郎・古屋次郎右衛門尉・田辺四郎左衛門尉・依田宮内左衛門尉ら子方があったことを田辺家文書を通して述べている。またこの金山衆は上萩原から熊野一帯に居を構えていたので里の金掘としている。

このように親方を中心に多くの子方がいた。経営の面でも限らずしも一定した金掘専門ではなく元亀2年[12]以前から金掘であると共に土木技術者であり、更に文書からもうかがえるように商業経営者であるとともに農業経営者でもあった。また元亀2年の深沢城攻め以来軍役衆に加えられた金山衆であった。

5．江戸時代の金山衆

天正年間に入ると金の生産量は減少していくが、遺跡研究会の発掘調査の結果からみれば黒川金山町は17世紀中葉まで存続していたことになる。今後の調査結果を待ちたい。

金山の衰退後の金山衆は一様ではなかった。田辺源吾氏の祖田辺善之丞を中心にした金掘たちは明暦年間（1655－58）に黒川にもっとも近い一之瀬高橋に移住し、畑作や林業によって生計をたてながら、金山の採掘の機会をうかがっていた。また黒川の金掘たち[13]で丹波山金山や股の沢金山（埼玉県秩父郡大滝村）など周辺の金山に出稼ぎ生活をしていたものもある。また信濃の梓山・川端下金山へ移住した風間春雄家の先祖もあった。このように遠くに移住を考えた人たちもかなりの数にのぼり、その中で水戸藩に仕えて大成した水利事業家永田茂衛門もその中の一人であった。

そうした金山衆や掘子たちの中でいちはやく転身したのが田辺佐苗氏の祖佐左衛門を中心にする金山衆であった。

田辺佐左衛門は、天正17年（1589）からおこなわれた甲州検地の検地役人をつとめ、江戸時代に入り同家の田辺庄右衛門は大久保長安の用人を勤め、更に甲州と関係の深い当時の勘定奉行であり、長安のあと佐渡奉行となった伊丹康勝の知行地代官をつとめた田辺市郎左衛門などがおり、のちに郷士として明治維新を迎えた金山衆もあった。

6．まとめ

黒川金山遺跡研究会が3ヶ年に亘って調査をおこなった結果、今村啓爾氏をリーダーとしておこなった発掘調査によって黒川の鉱山町は15世紀にはじまり、16世紀の前半に最大規模に達し、以後、漸次縮少傾向をたどり、17世紀中期ごろまで存続したのではなかろうかとみている。従っ

て一般には黒川金山は信玄の代が最盛期と信じられてきたが、調査の結果では信虎の代まで遡る可能性もあるとみている。

また桜井英治氏をリーダーとする古文書班によって金山衆の性格付けがなされ、少ない史料の中から分析された。

ただこれまで一般的に黒川金山は武田氏の支配するところの金山と信じてきたが、桜井英治氏が小葉田淳氏の論拠[14]を引いて、金山衆は武田氏が派遣した役人などでは到底なく、山師であり、かつ土着の侍であったとしており、また笹本正治氏[15]も武田領国内の金山は、少なくともその多くが武田氏の直轄支配とは言い難いとしており、今後の研究に期待をしたい。

註

(1)野沢昌康「穴山氏の金山経営と土豪屋敷」『山梨県の中世城館跡－分布調査報告書－』1986

(2)笹本正治「戦国大名武田氏の金山支配をめぐって」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第3集 1990

(3)黒川金山遺跡研究会他編『甲斐・黒川金山』第二次調査報告　1987

(4)前掲註(3)

(5)前掲註(3)

(6)前掲註(3)

(7)今村啓爾「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第9号　1990

(8)清雲俊元「黒川金山と土豪屋敷」『山梨県の中世城館跡－分布調査報告書－』1986

(9)前掲註(2)

(10)桜井英治「金掘と印判状－甲州黒川金山衆の近世化をめぐって－」石井進編『中世をひろげる－新しい史料論をもとめて－』吉川弘文館　1991

(11)黒川金山遺跡研究会他編『黒川金山史料』塩山市教育委員会　1991

(12)前掲註(10)

(13)桜井英治「解説」『黒川金山史料』塩山市教育委員会　1991

(14)小葉田淳『日本鉱山史の研究』岩波書店　1968

前掲註(10)

(15)前掲註(2)

(清雲俊元)

第4節　下部町内山・茅小屋金山遺跡

1．内山・茅小屋金山遺跡の歴史背景

甲斐において金山の開発が、いつごろから、どのようなかたちで始められたのかは、よく分かってはいない。しかし、『王代記』明応七年(1498)の条に「此年八月廿日夜大雨大風、草木折。同廿四日辰剋、天地震動シテ国所々損。金山クツレカゝミクツレ中山損」とあり、地震で金山が崩れたと解釈できることから、15世紀末頃に金の採掘が始められていたことは確かである。

毛無山山麓における金山開発については、駿河側の富士金山への荷物輸送を免許した天文二十年(1551)今川氏真朱印状(竹川家文書)が初見史料であるが、甲斐側の湯之奥金山については、元亀二年(1571)武田信玄朱印状(旧北山村市郎右衛門所蔵文書・『静岡県史料』所収)が最古となる。この文書は、中山の金山衆10人に対し、北条氏領の深沢城攻めの恩賞として籾子150俵を与えたものであり、これにより中山金山が戦国期に存在したことが確実であるが、中山金山とともに湯之奥金山として総称される内山・茅小屋金山がこの時期に採掘を開始していたかは、史料的制約から今日まで解明されていなかった。

しかし、平成4年5月・6月に実施された内山・茅小屋金山の遺構図作成調査に際し、15世紀末から16世紀初頭にかけて中国(明)で生産された磁器(染付)の破片が内山金山遺跡で採集された。同時期の染付片は中山金山の発掘調査でも上限年代を示す遺物として検出されていることから、内山金山は中山金山と同様、15世紀末から16世紀初頭の頃に開発されたものと推定できよう。このことから、先に触れた元亀二年武田信玄朱印状にみえる「中山の金山衆十人」の中に、内山金山の採掘を行った人物が含まれていることは十分考えられることであり、戦国期に「中山の金山衆」が湯之奥金山群に関わる金山衆の総称として用いられた可能性も検討しなければならない。あるいは、湯之奥一帯の金山そのものを中山金山と総称していたのかも知れない。『王代記』明応七年の条「金山クツレカゝミクツレ中山損」の記述も、内山・中山金山の開発年代と一致することから、「中山損」の記載については、当時、金の採掘が開始されたばかりの中山（湯之奥）金山が地震により被害を受けた、とする積極的解釈も成り立つのではないだろうか。

茅小屋金山は、現段階では戦国期に遡る史（資）料は見あたらないが、門西家文書153号の記載や近世前期に内山村と並んで茅小屋村が存在したことなどを考慮すると、戦国期には既に採掘が行われていたものと推定される。

戦国期の内山・茅小屋金山の支配構造については具体的な史料を欠いているが、中山（湯之奥）金山については武田氏による直接支配が行われたとする一般説のほか、穴山氏経営説（野沢昌康「穴山氏の金山経営と土豪屋敷」『山梨県の中世城館跡』1986）、武田氏から穴山氏への経営権委任説（上野晴朗『甲斐武田氏』1972）が提示されている。最近では、笹本正治氏が関係史料を分析・検討して、穴山氏が中山金山の金山衆を把握し、直接経営を行っていた可能性の大きいことを指摘している（「戦国大名武田氏の金山支配をめぐって」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第三集　1990年）。戦国期の文書に見える中山金山が、武田氏の支配を受けず、穴山氏の直接経営するところであったならば、内山・茅小屋金山も当然穴山氏の経営下にあったのであろう。

湯之奥金山の採掘が武田氏滅亡後も穴山氏により続けられたことは、天正十一年（1583）に穴山勝千代が、中山金山衆の一人と推定される河口六左衛門尉に前々のごとく棟別諸役家二間半の免許と掘間を安堵していることから明らかであるが（旧北山村市郎右衛門所蔵文書・『静岡県史料』所収）、慶長期になると「金山衆」の名称は次第に史料中に見られなくなるという（小葉田淳『日本鉱山史の研究』1968）。

内山・茅小屋の名称が史料に登場し、断片的ではあるもののその経営状況が分かるのは近世前

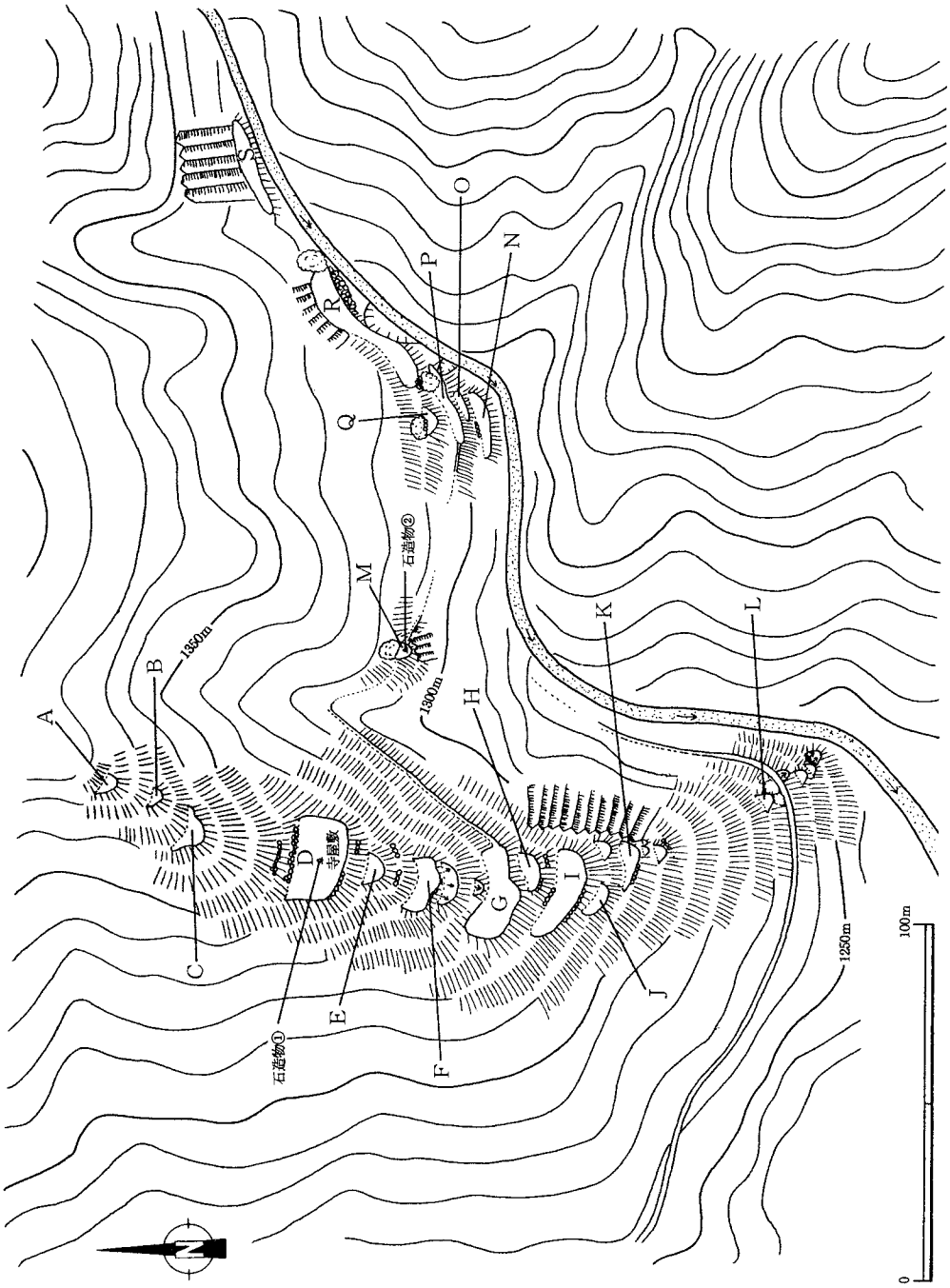

第８図　内山金山遺跡見取図

期である。貞享三年（1686）に「間歩主かや小屋村九左衛門」から甲府代官に出された書付（門西家文書19号）は長年採掘を止めていた間歩の再掘着手を報告したものであるが、寛文五年頃に茅小屋・内山両金山の採掘が盛んであり、運上金として6分を納め、残り4分を掘子のものとしたこと、近年は一円で金が産出せず、茅小屋・内山両村を退転してしまったことなどを書き留めている。同じく門西家文書153号は、中山・茅小屋・内山の3金山の採掘が天正頃から延宝年中頃まで盛んで、多くの職人が入山して金山稼を行ったが、その後、退転してしまったことを記している。

17世紀の中頃に中山・茅小屋・内山金山の採掘が盛期をむかえた状況は、慶安三年（1650）の運上間歩についての訴状（門西家文書11号）などからも窺えるが、中山金山の発掘調査で出土した遺物に17世紀後半の陶磁器片が多いこともその証左と言えよう。また、茅小屋・内山金山で確認された12基の石造物のうち紀年銘をもつ4基が、いずれも承応三年（1654）・万治三年（1660）・寛文六年（1666）・寛文（1661～73）と17世紀中頃の造立年を刻んでいることも、これら金山の最盛期がこの頃であったことを裏付けている。

中山・茅小屋・内山金山の金産出量を知る術はないが、門西家文書370号は年未詳ながら、金掘稼の者共が盛期には金掘役永四百文ずつを納めており、元禄九年に退転してからは永三十文ずつに減額された状況を伝えている。金の採掘が衰退してからの内山・茅小屋については、宝永七年（1710）及び正徳二年（1712）の用木伐採に関わる史料（門西家文書10号・42号）などに地名として記載されているが、文久元年（1862）には巨摩郡百々村長百姓嘉右衛門・他から湯之奥村へ金山稼の相談があり、翌二年に湯之奥村名主から市川代官所に採掘の願書が出されている。しかし、これに関連した史料が残されていないことを考えると、こうした試みも失敗に終わったものと思われる。（数野雅彦）

2．内山金山遺跡の概要

(1) はじめに

内山金山は下部川に注ぐ入ノ沢に位置し、同沢下流域の茅小屋金山、金山沢の中山金山とともに湯之奥金山3遺跡の内のひとつである。しかし、標高は中山金山には及ばないが約1,350mと高所で、主要な登山道や林道から遠くにはずれたところにあり、旧道も大ガレをはじめとする処々の土石流などで寸断され荒廃するにいたって、一部の地元の識者以外にはその位置や実態について忘れ去られようとしていた。平成2年5月6日、地元調査員の石部典生氏の案内で茅小屋金山と共に内山金山の踏査を行い、その概略が調査団に認識されるところとなった。平成4年6月13・28の両日に遺構の概要図の作成を中心に、石造物・遺物などについての再調査を実施した。特に13日の調査によって、それまで知られていなかった沢沿いにテラス群が発見され、内山金山に新知見が追加されるにいたった。また、概要図の作成によって遺跡のテラス部分の全体像が具体的に把握された。

(2) 遺構群

金山遺跡は、金山関係者の居住する集落や作業場としての平坦面域と鉱石を採掘する坑道域に大きく二分される。内山金山遺跡では入ノ沢右岸に総数29基の平坦地（テラス）が確認されたが、

坑道域は未確認である。テラスの分布は、尾根筋及び新発見の沢沿いの一群とその中間の三つに大きく分けられる。それぞれの概要について以下に記す。

尾根筋のテラス群は、標高1,240m～1,370mの尾根上にほぼ一列に22基が分布している。テラス群の左右両側は、概して急斜面となっている。Aのテラスは内山金山遺跡の最高位に位置し、これより上には人為的な遺構は見あたらない。Dテラスは「寺屋敷(跡)」と呼ばれ、ここにはかつて「宝金山永久寺」という日蓮宗の寺院が存在したといわれる。この寺は閉山後に山を下り、中富町飯富の久遠山永久寺がその後身と伝えられている。これを推定しうる資料として、テラスのほぼ中央に宝篋印塔の塔身部（石造物①）が存在する。また、平坦部分は22m×14mと当金山の最大の幅を持ち、北側斜面に二段と南部の西半に石積みが見られ、安定した平坦面を造りだしている。北側の石垣は山石の石材を横口積みと小口積みの併用によって頑強に積み上げ、下段のもので10段以上、高さ約２m×長さ約20mの範囲に及ぶ。さらに東西の端は上の土砂の崩れか一見土塁状にも見える様相を呈している。Gのテラスは東側よりMテラスを通り沢筋のテラス群に通じる道が延びている。このテラスでは東半部から肥前系磁器が数点表採されている。Hテラスには、後世の産物かもしれないが東側に直径１m×深さ0.5mのすり鉢状をした穴が２か所存在する。Ｉテラスは31m×５～８mと長細く北と南に石積みが見られる。このテラスを含め以下の六段のテラスの東側は岩場の急崖となっている。Lテラスは上のテラスから約40mの比高があり、以下に４つのテラスが存在する。これらは比較的小規模のもので、部分的に石積みも見られるが全体的に概して南に傾斜しており、安定的でない。また一番南のものは沢に面している。

Mテラスは尾根のGテラスと沢のPテラスを結ぶ道の中間に位置しており、北側に岩を背負い東西両側を急崖で区切られた小尾根上に単独で存在する。ここには銘の見られない板碑型の石塔（石造物②）が存在し、立地や広さなども加味すると墓域としてのみの利用であったかと、推定される場所である。

入ノ沢の右岸川沿い標高1,300～1,320mの地点には、６基のテラスが確認された。Pテラスは17m×５mの細長いもので、Rテラスと接する地点に岩があり岩上に５～６段の石積みがある。Qテラスは地形に沿って半月状の平面形をしており、北にある割れた岩の割れめ部分に横口積みの整然とした石積みが看取される。Rテラスは約40mと最大規模の長さを持ち、東側を川の侵食によって削り取られており、この侵食によって北側には石臼を含む石積みが露呈している。Rテラスでは現在山椒やタラ・山ぶどうといった食用になる植物が見られる点も注目される。侵食された部分の川に近い下部には別の石積みが存在し、Rテラスの下段にもう一段テラスが存在していたことが窺える。この流出したテラス部分にはかなりの熱を受けた痕跡があり、溶融物が付着したり赤変した礫が見られる。このことから、このテラス部分は精錬等の火を用いた作業をおこなった場所である可能性が高いと思われる。また、この侵食された部分には石臼や肥前系の磁器片が発見されている。RとSテラスの北西側には岩場があり、この岩に石英脈の見られることや中山金山の例からこのテラスの上部に坑道域が存在するものと推定される。

(3) 遺物

遺物として、石臼・陶磁器片・石製品等が発見されている。

石臼は、Dテラスで上臼３点、Ｆテラスで上臼３点・下臼２点、Ｉテラスで下臼５点、Ｊテラスで上臼１点、Ｏテラスで上臼２点・下臼１点、Ｒテラスで上臼２点・下臼２点、とその他の場所での３点の合計24点が確認された。上臼はもの配りの穴が中央よりややずれるいわゆる「湯之奥タイプ」と中央部に設けられる両者が存在する。Ｒテラスの下臼１点には鉄の芯が残存している。また、未製品も数点見られた。

陶磁器は、明の染付皿と肥前系の磁器の碗がある。明の染付皿は（第９図１）、見込み部に動物の一部、外体部に唐草と思われる紋様が描かれた底部破片である。尾根上のテラスＫ～Ｇの東側斜面での表採品で、コバルトの発色も悪く粗製品である。その紋様の特徴から15世紀後半から

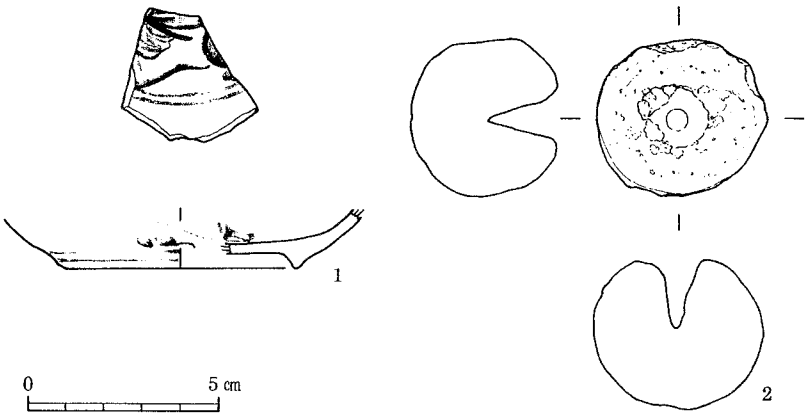

第９図　内山金山遺跡採集遺物

16世紀の前半に多く使用されたもので、内山金山の操業が戦国期まで遡ることを示す唯一の資料である。ＧとＲの下のテラスからは肥前系の磁器の破片が表採された。碗の口縁部と胴部の小破片である。

石製品は前記した石臼のほか、図示（第９図２）したほぼ中央部までしか穴を穿っていない石製品がある。穴は略円錐形を呈し、おもり状のものである。同じ例は、16世紀の城下町一乗谷でも数点の出土が報告されている。　（信藤祐仁）

(4)　石造物群

内山金山遺跡のテラスは大きく尾根上と沢沿いに分けられるが、尾根上のＤ及びＭテラスに次の石造物が所在する。

宝篋印塔①

Ｄテラスは「寺屋敷(跡)」と呼ばれ、東西22m、南北14mほどで内山金山の中では最大の規模であり、宝篋印塔はそのほぼ中央に位置する。基礎部のみが残っており、高さ26㎝、幅28.5㎝を測り、上面中央に直径8.5㎝、深さ３㎝のほぞ穴が施されている。上端には蓮弁がめぐり、正面中央に「亡妻妙貞」、その右には「寛文年［　］」、その左には「十二月十日」と刻まれている。

板碑型石塔②

Ｄテラスからは東側で一つ沢を隔てた尾根上のＭテラスに位置する。このテラスは、東西４ｍ、

南北５ｍほどの狭小なもので、石塔は山を背にし南向きで立てられている。高さ102㎝、最下部の幅50㎝、同奥行き25㎝でがっちりとした造りであるが、左右正対称とはいえず、いびつである。正面の枠内の左下には銘が刻まれていた可能性があるが、現在は全く読めず、ほかの部分には銘の痕跡は見られない。（千々和到・畑　大介）

３．茅小屋金山遺跡の概要

(1)　遺構群

茅小屋金山遺跡は、入ノ沢右岸の標高800～860m前後に立地する。沢奥には比高差450mで内山金山がある。遺跡は沢に臨んだ北東から南西方向に傾斜した地で、沢筋に沿って20段程のテラスが確認できる。現時点では発掘調査・測量調査が行われていないので、見取り図を参考に現地での知見を加え遺構を概観することとする。なお遺構はテラスが主体であり、便宜的に北東側からＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ……と記号を付しておく。

北東端に位置するＡは、長さ10m程のテラスで北側に巨岩、南側にカヤの巨木がある。Ａは、その名称伝来の経緯は不詳であるが宮屋敷（跡）と呼ばれ、山の神の石祠があり、ここからは鈴（鰐口）が出土しており、湯之奥の地蔵はかつて宮屋敷からおろされた地蔵であると伝える、やや特殊な地となっている。

Ａの一段下には長さ16m程のテラスＢがあり、さらに道を挟んでテラスＣがある。Ｄのテラスは長さ25m、最大幅10.5m程の凸型を呈し、北西側に石積みがみられる。テラスＥはＤより一段低く、長さ19m程である。ＣからＥにかけては比較的緩やかに傾斜しており、これらのテラス南側の一段さがった川沿いには帯状の平坦地が認められる。Ｅの南側は張り出しており、その南端は石積みと土塁によって城郭の虎口風に出入口が設けられ、ここを出た道はテラス縁辺部を通りＦにつながり、またＦの東を下ってテラスＧに至っている。ＥからＦ・Ｇにかけてはやや傾斜がありテラス間の段差も大きい。Ｇの西にはテラスＨがあり、ＨからはＡの西側を通りＧを抜ける道が上下二段に分岐している。分かれた道に挟まれてテラスＩがある。上の道に面しては、畑の跡であろうか小規模な平坦地がいくつかある。下の道は傾斜面をくだっており、道の南側にＪ・Ｋを含む五段程のテラスがあり、Ｋの西側には道が横断する長さ40m程の長大なテラスＬがある。Ｌの北側には炭焼窯、東端には凹地があり、一段さがって土塁を伴う大きなテラスＭがある。Ｌを横断した道をくだると道に沿って石積みを用いてつくられるＰとＱ二段のテラスがある。Ｐは長さ21.7m、幅6.3m程の広さで、炭焼窯乃至石組のある遺構が存在する。Ｐから南東方向には段差をもってＯ・Ｎのテラスがある。Ｏの北東には凹地があり、Ｎには小型のテラスが二段Ｌ側から張り出している。Ｑからは漸次枝葉状にＲ・Ｓ・Ｔ・Ｕのテラスが延びている。この辺りは石・岩がごつごつしている。

これらテラスは大きさに差があることから機能や性格がそれぞれに異なることが想像できるが、各テラスの性格付けを行うことは難しく、手掛かりとして地表に残る石造物や表面採集できる遺物等のあり方をみてみると、石造物の認められるのはＡ（石造物⑩）・Ｐ（石造物⑨）・Ｑ（石造物⑥～⑧）・Ｕ（石造物①～⑤）で、Ａの一基を除くと遺跡西側のテラスに限られ、石臼はほとんど持ち出されてしまい現在その確認は困難であるが石部典生氏のご教示によると石造物のあ

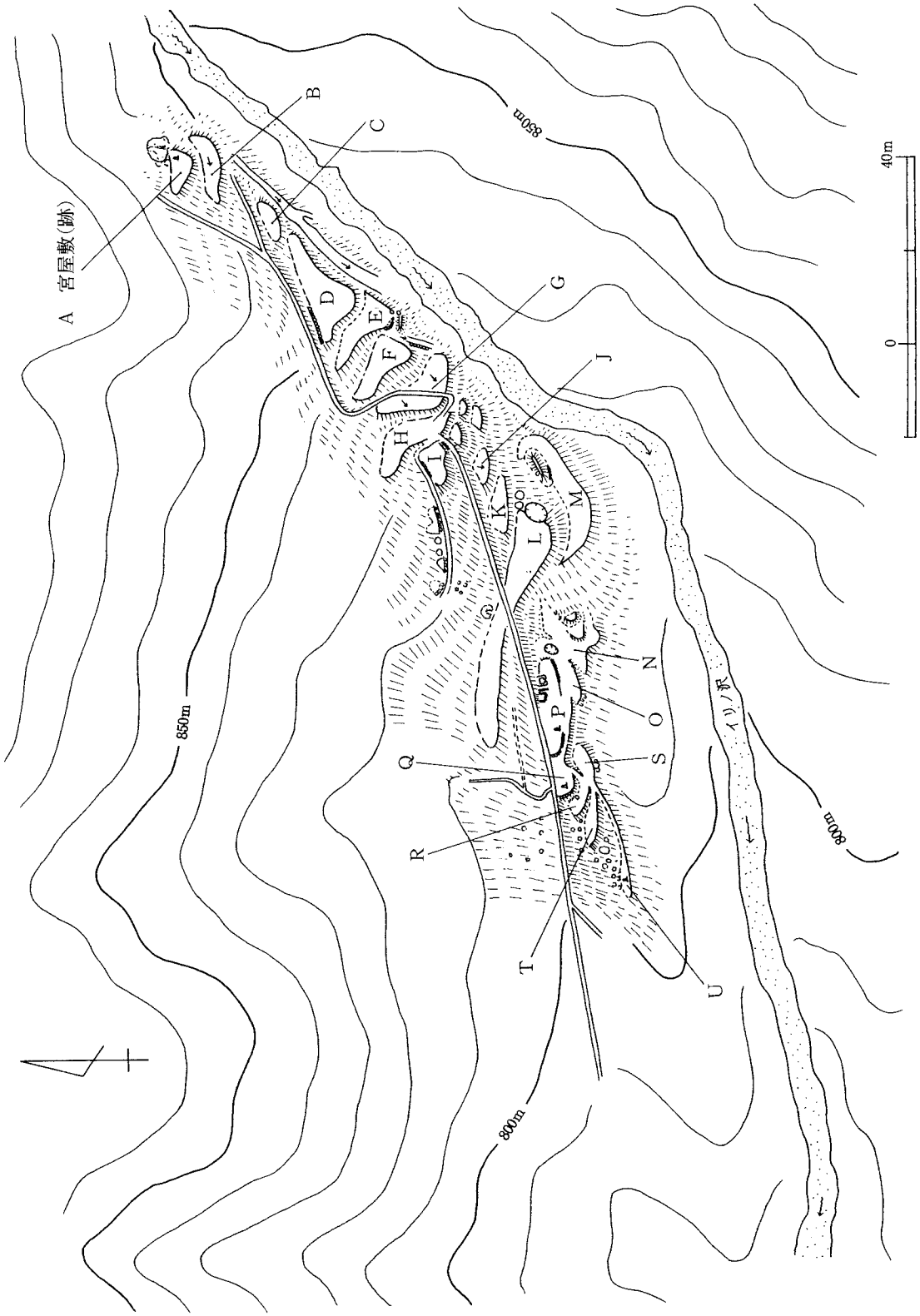

第10図　茅小屋金山遺跡見取図

るテラスよりも上に認められており、中央から東側に分布する傾向があるということになる。

なおテラス全体を眺めてみるとL・Mを境に東側は沢沿いにテラスが構築されるが、西側N～Uはやや沢から離れてつくられるという、微妙な立地の違いが見られる。　（山下孝司）

(2)　石造物群

茅小屋金山遺跡にも数多くのテラスがみられるが、石造物が所在するのはA、P、Q、Uテラスで、遺跡の西端及び北東端にあたる。基数は合計10基を数え、その内訳はAテラス１基、Pテラス１基、Qテラス３基、Uテラス５基である（同一個体になる可能性があるものも含む)。P、Q、Uテラスは、山道を里から登ると遺跡の入口というべき所であり、一方Aテラスはその反対で里側からみると一番奥の最高地点のテラスである。以下、テラスごとに石造物の概要を記したい。

Uテラス

山道からすこし川沿いに下ったところに位置し、８m×４mほどのテラス内に次の石塔がまとまって所在する。石塔の周辺及び背後には岩が多く散在している。

板碑型石塔①

テラスのほぼ中央に位置し、高さ180㎝を測る。湯之奥金山遺跡のなかでは最も高く、欠損部分は特に見られない。石殿を板石状に薄切りしたような形状で、正面に「南無妙法蓮華経、慈父法傳霊」、その右下に「承應三年甲午」(承應３年＝1654)、その左下に「二月十七日、施主大田八左衛門」と刻まれている。

宝篋印塔②

①の南東脇で③に隣接する位置に所在する。笠部のみで、現存高は28㎝、最大幅31㎝を測り、銘は見られない。

宝篋印塔③

②のすぐ東側に位置する。基礎部のみで上端に蓮弁が施され、現存高22㎝、幅26㎝を測る。正面には右から「萬治三年［　］」(萬治３年＝1660)、「父、玄□霊［　］」、「母妙玄［　］」、「二月［　］」と刻まれている。②と同一個体となる可能性がある。

板碑型石塔④

②③のさらに東脇に位置し、高さは102㎝を測り、塔身部の下に基礎部をもつ。塔身部は割れているが、中山金山の②の板碑型石塔と極めて類似した形態、法量である。塔身部下部には蓮弁が陰刻されているが、正面に銘は刻まれていない。

宝篋印塔⑤

反花座部の小破片で、①の西側に位置する。上端に蓮弁が刻まれ、現在高は15㎝を測る。②や③と同一個体となる可能性がある。

Qテラス

山道脇の岩が散在する小テラス（約６m×５m）の西側に、次の３基の石造物がまとまって所在する。

宝篋印塔⑥

相輪部の下側、笠部、反花座部が残り、現存高77㎝、笠部最大幅38㎝を測る。銘は見られない。

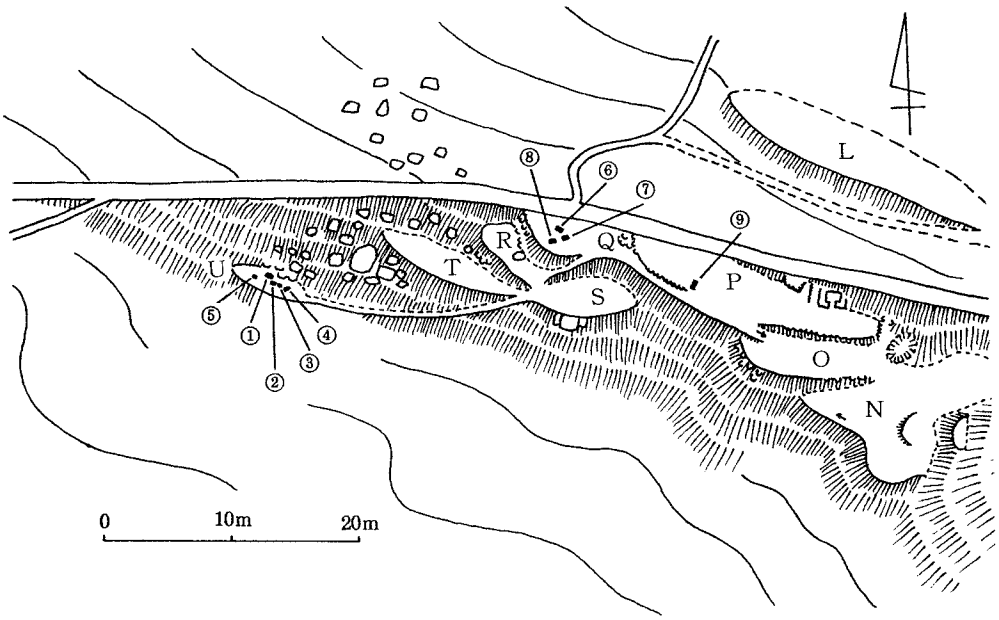

第11図　茅小屋金山遺跡西端部の石造物位置図

板碑型（？）石塔⑦

⑥の南東脇に位置し上部を欠き、現在高62㎝、幅31㎝を測る。銘は刻まれているようであるが、左端の「三月［　］日」以外は読めない。

石殿⑧

⑥の南西側に屋根部のみが所在する。高さ36㎝、最大幅50㎝を測る。

Ｐテラス

Ｐテラスは21.7m×6.3mと細長く、Ｑテラスからはいる入口に次の石造物が立っている。

板碑型石塔⑨

地上に出ている部分の高さは74㎝であるが、下部が地中に埋まっており全長は把握できない。石殿を板石状に薄切りしたような形状で、正面中央には「南無妙法蓮華経、□母妙□霊」、その右下には「寛文六丙午」（寛文６年＝1666）、その左下には「八月二十［　］」と刻まれている。

Ａテラス

茅小屋金山遺跡北東端のこのテラスは「宮屋敷(跡)」とも呼称され、次の石造物が見られる。

石祠⑩

巨岩を背にして祀られているが、未調査のため詳細は把握できない。

これらの石造物のうち、①から⑨は墓塔あるいは供養塔と考えられ、現状で見る限り遺跡の西端のテラス内という限定された位置に所在する。この中で年号が読めるものは①③⑨の３基であり、承應３年（1654）から寛文６年（1666）の銘をもつ。また「南無妙法蓮華経」の題目や「妙」のつく戒名から日蓮宗系の石塔がいくつか所在することがわかる。　　（千々和到・畑　大介）

第四表　茅小屋・内山金山遺跡の石造物一覧表

茅小屋金山

番号	年号	西暦	形態・種類	銘文	所在地	備考
①	承応三	一六五四年	板碑型石塔	承應三年甲午 南無妙法蓮華経慈父法傳霊 二月十七日施主大田八左衛門	Uテラス	高さ一八〇cm
②	—	—	宝篋印塔	なし	Uテラス	笠部のみ 現存高二八cm
③	万治三	一六六〇年	宝篋印塔	萬治三年［　　］ 父、玄□霊［　］ 母妙玄［　］ 二月［　］	Uテラス	基礎部のみ 現存高二二cm
④	—	—	板碑型石塔	なし	Uテラス	中山金山②と類似 高さ一〇二cm
⑤	—	—	宝篋印塔	なし	Uテラス	反花座部（破片） のみ現存高一五cm
⑥	—	—	宝篋印塔	なし	Qテラス	相輪部（破片）、笠部、反花座部のみ 現存高七七cm
⑦	—	—	板碑型(?)石塔	［　　］ 三月［　］日	Qテラス	上部欠損 現存高六二cm
⑧	—	—	石殿	なし	Qテラス	屋根部のみ 現存高三六cm
⑨	寛文六	一六六六年	板碑型石塔	寛文六丙午 南無妙法蓮華経□母妙□霊 八月二十□	Pテラス	地上高七四cm（下部は地中）
⑩	—	—	石祠	未調査	Aテラス	宮屋敷（跡）

内山金山

番号	年号	西暦	形態・種類	銘文	所在地	備考
①	寛文	一六六一年～一六七三年	宝篋印塔	寛文年［　］ 亡妻妙貞 十二月十日	Dテラス	基礎部のみ 現存高二六cm 寺屋敷跡
②	—	—	板碑型石塔	なし（詳細は本文参照）	Mテラス	高さ一〇二cm

第４章　　考古学調査

第１節　遺 構 概 観

中山金山遺跡の広がりは、金山沢周辺に展開する居住・作業域である「平坦面域」と、尾根部を中心に平坦面域にも及ぶ鉱石採掘域としての「坑道域」とに大きく捉えられる。

平坦面域には総数124基の平坦面（テラス）がある。それらのテラスは斜面山側を削って谷側に盛り土し、等高線に沿って長細い平坦面を築いていることが多い。平坦面域の標高は1400～1500mで、金山沢とその支流をはさんで群在しているが、少し離れた尾根部にも数基のまとまりが独立的に存在している。調査の都合上、現地ではそれらのテラスを沢と登山道でＡ～Ｅの5地域に区切り、それぞれ通し番号をつけたが、ここでもその区分に基づいて概要を説明してみたい。

Ａ区は金山沢南側～毛無山登山道北側地域であり、計70基のテラスが存在する。平坦面域の中でも中心的な地域で、とくに中央部の最も緩やかな斜面には長軸長18～28mの大きなテラスが5面（Ａ－9・20・21・22・31）隣接して築かれており、「精錬場」と呼称されている。この名称については、明治時代以降の呼び名とも、また選鉱作業場を意味する古来の呼称、「せりば」がなまったものであるともいわれるが、定かではない。金山沢沿いの南岸には精錬場のテラスを含め西～北向きの約25基のテラスが連続し、長軸長53mのＡ－4や46mのＡ－6をはじめとして比較的大型である。テラスの構造としては、テラス西端に段差があり、一段高い小空間をもつもの（Ａ－3・5・6・7）や、テラス中央に間仕切り的な石積みをもつもの（Ａ－50・51）があり、前者は精錬場下流に、後者は精錬場上流に位置し、分布にまとまりがある。「精錬場」南のやや高い斜面にはＡ－10～14・18・19が北向きに立地するが、いずれも非常に小規模である。精錬場から通称「大名屋敷」（Ｅ－8）に続く谷部には、Ｅ－8周辺の谷部頂上のテラスを仰ぐように、谷部両側に西南～西北向きの長軸長6～10mの小規模なテラスが密集する。この地域は谷状ではあるが水流はなく、作業域には適していないようであり、主に居住域であったと思われる。この中で、南西向き斜面のＡ－41には宝篋印塔と板碑型石塔がならび「七人塚」と呼ばれているが、同じ斜面には他に3基の五輪塔・石祠が散在し、Ｂ区南斜面とならんでひとつの石造物集中域を形成している。なおＡ－7・21・23・50・56・57には斜面側に石積みがあり、Ｂ－1・10、Ｄ－3・4にもみられるが、それらの石積みは角礫を無造作に重ねて堆積したもので、面を揃えて積み上げた石垣とは区別しうる。その中に回転臼の破片や陶磁器類が混在していることが多い。

Ｂ区は金山沢右岸、一ノ沢以西の南向き斜面で、13基が存在する。金山沢に近いテラスほど大きく、山側に小型のテラスが散在する傾向があり、概して急な立地である。最も大きいのはＢ－3・4で、南側には連続した石垣を築いており、割合平坦であることからひと続きのテラスのようでもある。テラス西端に段差をもつ例にＢ－1・3があり、Ａ区同様に精錬場下流に位置している。石造物は山側上方に4基が散在し、やはり墓石・石祠をみることができる。金山沢右岸で石造物が存在するのは本区だけである。その他、Ｂ－9下には平坦面域で唯一坑道が存在しているが、

これは平坦面域内で他にも埋没した坑道が存在する可能性を示唆している。

C区は金山沢右岸、一ノ沢～二ノ沢間で、南向き斜面に9基が存在する。坑道1～4、14、15などがある尾根筋下方にあたり、坑道域と近接する。主に二ノ沢寄りの急斜面にはテラスが縦に連続する。本区の中でもC－4は長軸長51mで最大級の規模であるが、その他は小規模である。

D区は金山沢右岸、二ノ沢～三ノ沢間で、南向き斜面に8基が存在する。金山沢沿いの急斜面に小型のテラスが分布する。

E区は毛無山登山道南側で、24基が存在する。通称「女郎屋敷」（E－2）を中心とした一群（E－1～6）は南西向きの急斜面に立地し、「精錬場」と尾根をはさんで隣りあっている。E－2は長軸長44mで、面積は458㎡と最大規模である。登山道からの進入路が西端に取り付けられており、進入路南東には高い石垣を築いている。A区谷部の上方に位置する通称「大名屋敷」（E－8）と周辺の一群（E－9～12）は、谷部沢筋に築いているため、テラスの形は弧状を呈し、西北向き斜面の谷部に連続して存在する。同じ立地を示すA－45・46とともに、E－1を中心とした一群として捉えられる。その北側の南西向き急斜面にはE－13～17が存在する。「女郎屋敷」と「大名屋敷」の呼称は、ともに伝承というよりは後世の命名のようである。ほかにD区東方の尾根上に規模の小さな一群（E－19～21）があるほか、地蔵峠周辺の尾根上にも別の一群（E－23、24）が存在している。

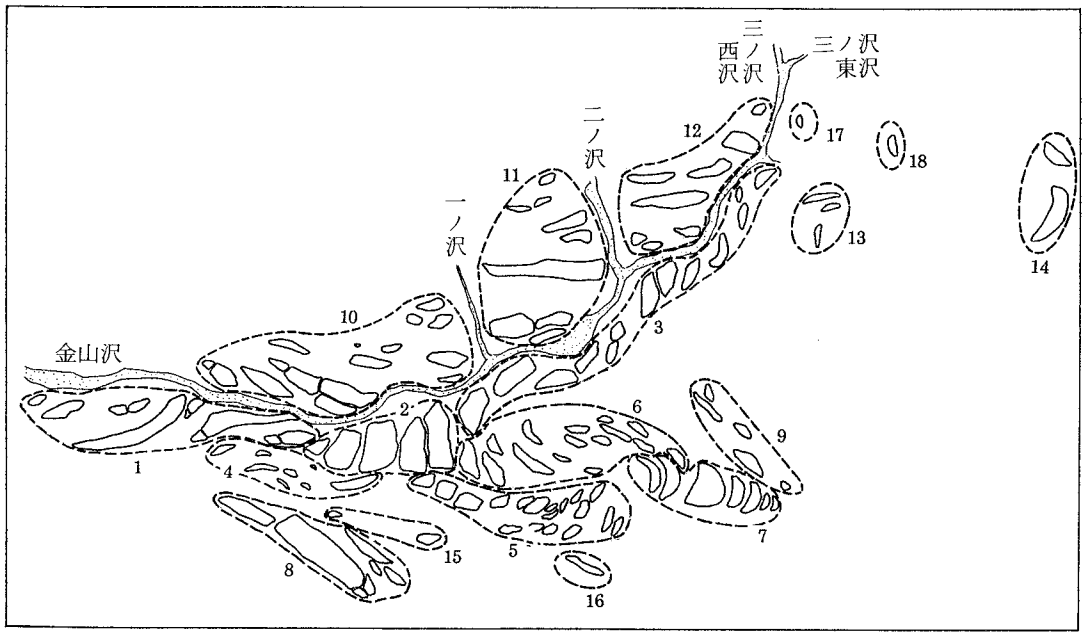

第12図　平坦面の群分類

以上を整理すると、立地・形態・向き・規模・まとまり等の観点から平坦面域を18群に分類しうる（第12図参照）。

1群　A－1～7（金山沢左岸下流の一群）

2群　A－8～9・A－20・A－22・A－31（「精錬場」を中心とした一群）

3群　A－50～61・E－18（金山沢左岸上流の一群）

4群　A－10～14・A－18～19・A－21（「精錬場」南側の一群）

5群　A－15～17・A－23～30・A－48～49・A－62～66（「大名屋敷」下南側の一群）

6群　A－32～44・A－47・A－67（「大名屋敷」下北側の一群）

7群　A－45～46・E－8～12（「大名屋敷」を中心とした一群）

8群　E－1～5（「女郎屋敷」を中心とした一群）

9群　E－13～17（「大名屋敷」北側の一群）

10群　B－1～13（金山沢右岸、下流～一ノ沢間）

11群　C－1～9（金山沢右岸、一ノ沢～二ノ沢間）

12群　D－1～8（金山沢右岸、二ノ沢～三ノ沢間）

13群　E－19～21（地蔵峠西側尾根上）

14群　E－23～24（地蔵峠周辺尾根上）

15群　A－68～69（「女郎屋敷」北側尾根上）

16群　E－7（「女郎屋敷」東方）

17群　A－70（三ノ沢左岸）

18群　A－22（地蔵峠西方）

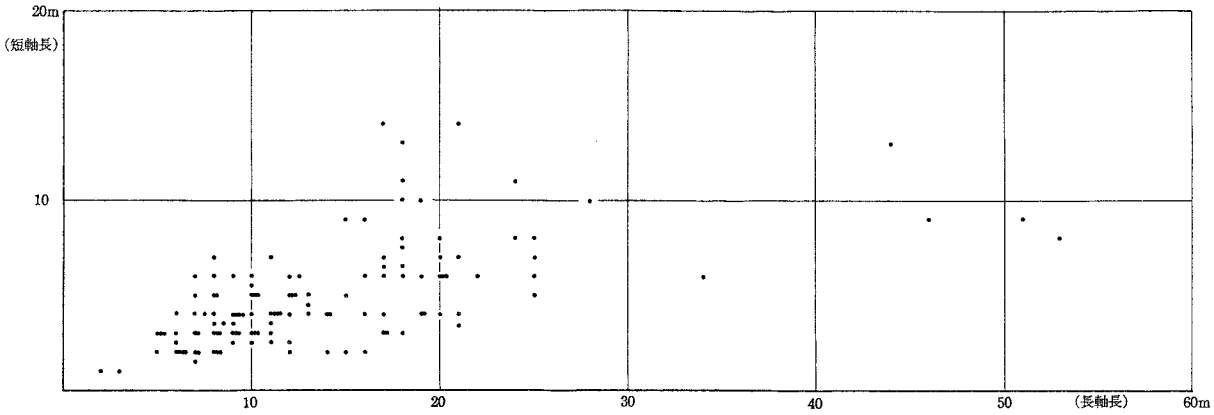

第13図　テラスの規模(1)

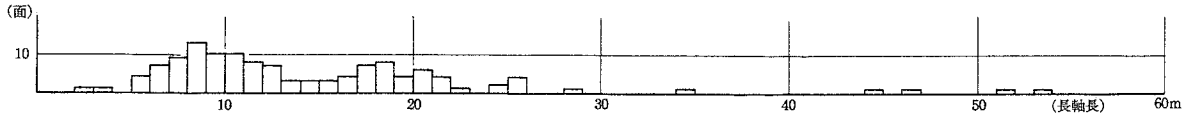

第14図　テラスの規模(2)

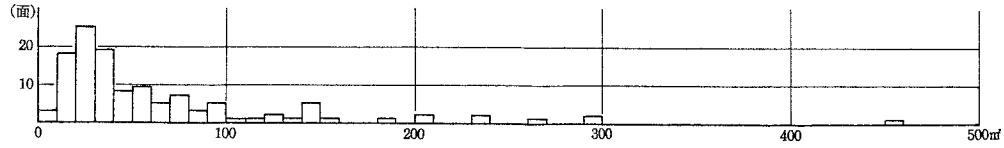

第15図　テラスの面積

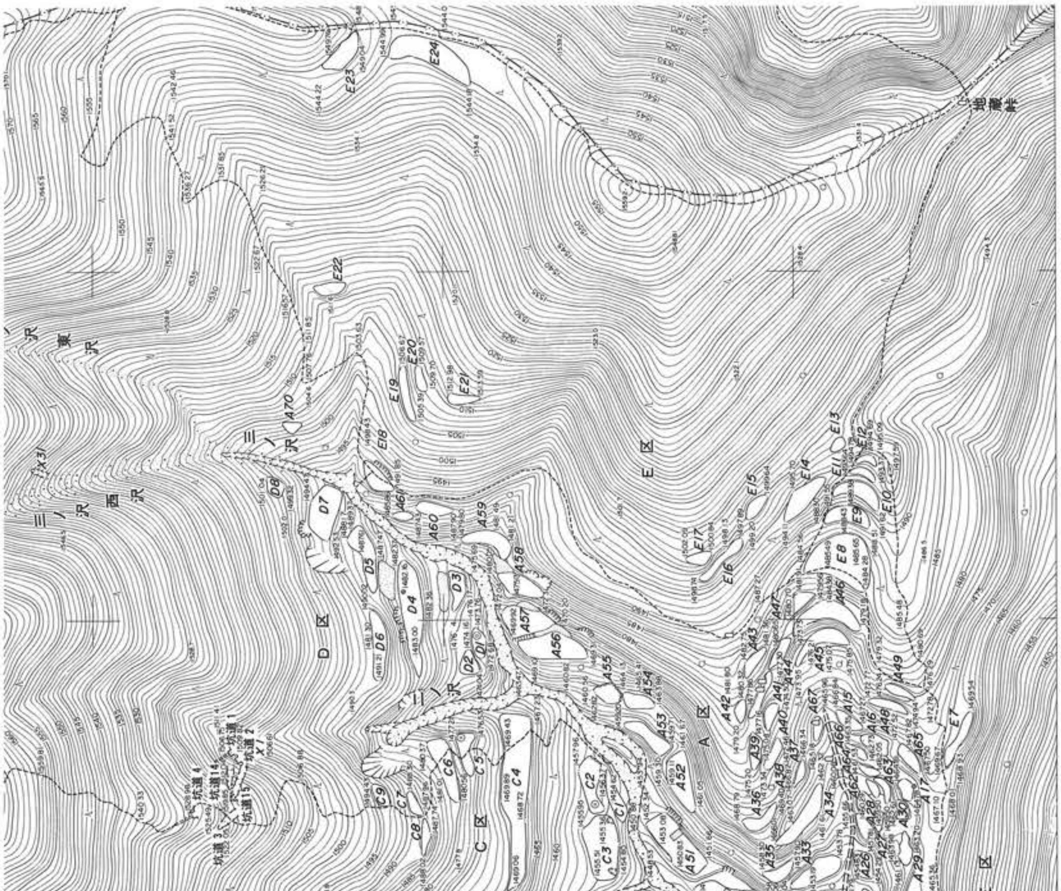

第16図　中山金山遺跡平坦面域全体図

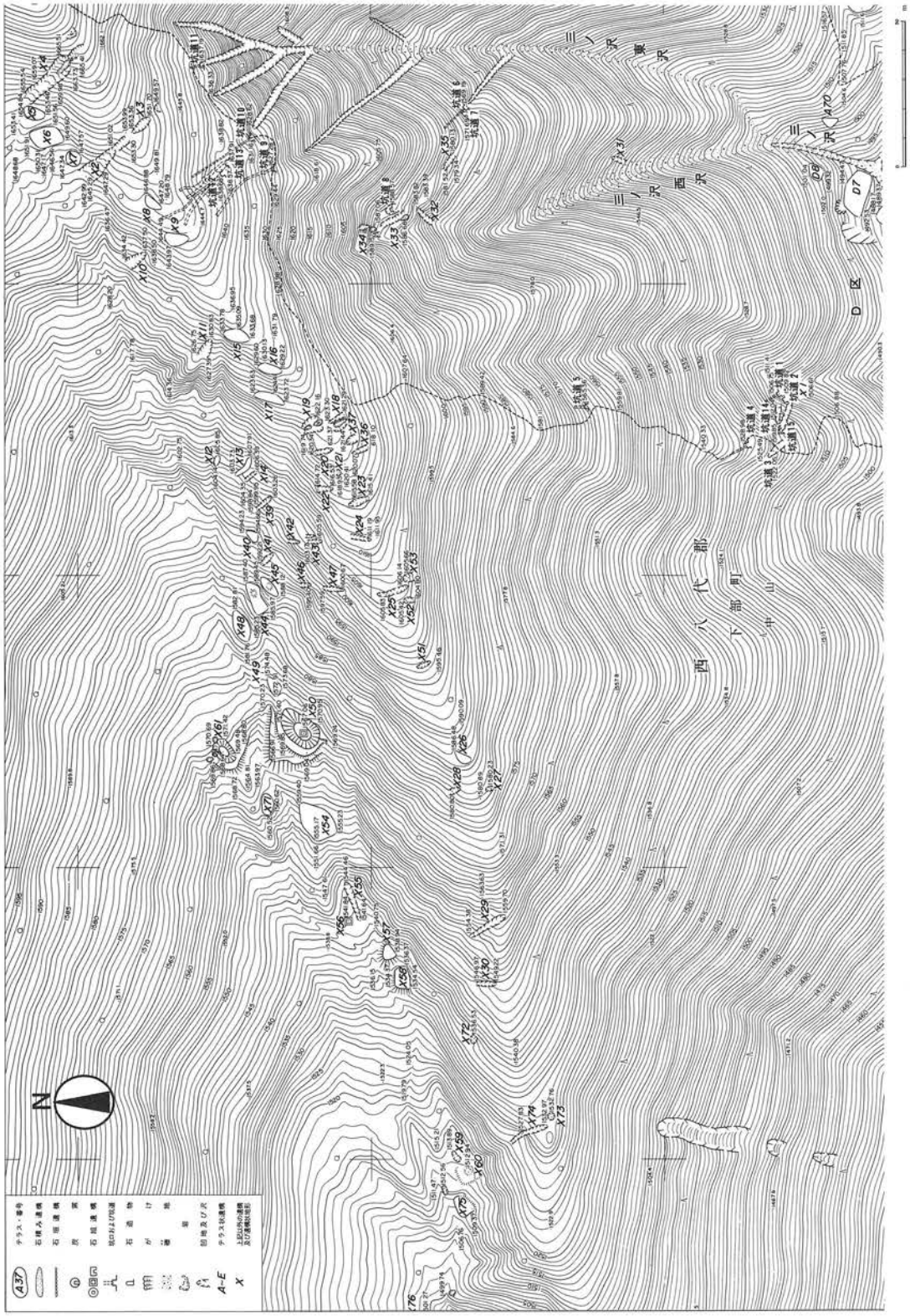

第17図　中山金山遺跡坑道域全体図

それぞれの群は利用形態や形成時期が異なると思われるが、調査ではいくつかの特徴的なテラスを選択してトレンチ発掘をしたにとどまり、全テラスの形成時期や役割、各群の性格を把握するまでには至っていない。しかし、地表面の石臼や鉱石・鉱滓の分布状況などが作業域とそこでの作業内容を知る手がかりになる（第５表参照）。またテラスの規模から機能を想定することも可能と思われるが、テラスの長軸長分布（第13図～第14図）をみると、8m前後、18m前後、26m前後、50m付近の4つの高まりがある。小規模のものほど数が多い傾向があり、8m前後のものは約70面で全テラスの6割を占めている。面積では20～40㎡前後が最も多く、長軸長8m前後の高まりと対応する（第15図）。これらの小規模なテラスが集中する3～5群は主に居住域と考えておきたい。

（櫛原功一）

第5表　中山金山テラス　（調査内容の括弧内は調査次数）

区	番号	標高m	立地	短軸方向	長軸長m	短軸長m	現状面積㎡	調査内容	遺構	遺物
A	1	1406	急斜面	N-23°-W	9	3	21			
	2	1411.5	急斜面	N-20°-W	20	6	63.8			
	3	1417-19	急斜面	N-16°-W	17	4	54.4		西寄りに段差、南側に溝状	
	4	1424	急斜面	N-23°-W	53	8	299.7			
	5	1427	急斜面	N-36°-W	10	4	35.2		西寄りに段差、南側に石積み	
	6	1430-32	急斜面	N-13°-W	46	9	230.1		西寄りに段差	回転臼
	7	1437	急斜面	N-3°-W	22	6	99.3	トレンチ調査(2)	西寄りに段差、南側に石積み、L字状石組み	回転臼、臼未製品、内耳土器、陶磁器
	8	1438	緩斜面	N-40°-W	10	6	42.4			回転臼
	9	1440	緩斜面	W-30°-N	18	11	182.6		南側に溝状、通称精錬場	回転臼
	10	1442	急斜面	N-27°-E	3	1	3.2	調査(2)	周辺に石材採取跡らしき露頭	臼未製品
	11	1449	急斜面	N-30°-E	5	2	7.6			
	12	1447	急斜面	N-30°-E	6	3	14			
	13	1449	急斜面	N-2°-W	14	2	25.8			
	14	1451	急斜面	N-35°-W	7	1.5	9			
	15	1466	斜面	W-36°-N	9	3	24			
	16	1465	斜面	W-23°-N	8	5	34			
	17	1464	急斜面	N-23°-W	6	4	20			
	18	1440	急斜面	N-21°-W	11	2.5	21.1			
	19	1444	急斜面	N-1°-E	6	2	12.9			
	20	1442-44	緩斜面	W-7°-N	21	14	273.8	トレンチ調査(3)	長方形石積み、柱穴、A22境に炭窯、南側に一部石組み、通称精錬場	回転臼、磨り臼、磨り石、陶磁器
	21	1445	斜面	N-10°-W	21	3.5	73.7		南側に石積み	
	22	1445-47	緩斜面	W-6°-N	24	11	210	トレンチ調査(3)	石垣、焼土遺構、鉱石・スラグ集積遺構、集石、通称精錬場	回転臼、磨り石、磨り臼、陶磁器、碁石
	23	1448	緩斜面	N-4°-W	10	5	39.3	トレンチ調査(1)	南東に石積み	回転臼、磨り石、磨り臼、陶磁器、銅製品、キセル
	24	1449	緩斜面	N-14°-E	8	7	50.7	調査(1)		
	25	1452	緩斜面	N-19°-E	11	7	62.8	調査(1)		
	26	1454	緩斜面	N-6°-W	8	5	36.3			
	27	1457	斜面	N-32°-W	8.5	3.5	25.7			
	28	1460	斜面	N-24°-W	12	5	48.8			
	29	1462	斜面	N-2°-W	9.5	4	24.6			
	30	1463	斜面	N-7°-W	5	3	17.4			
	31	1446-48	緩斜面	W-2°-S	28	10	235.2	トレンチ調査(1)	焼土、東側に一部石垣、通称精錬場	回転臼、角釘、陶磁器
	32	1449	緩斜面	W-18°-S	18	8	88.1			回転臼
	33	1453	斜面	W-31°-S	17	6.5	71	トレンチ調査(2)		回転臼、碁石、銅製品、小柄、陶磁器、古銭
	34	1462	急斜面	S-34°-W	21	4	75	トレンチ調査(2)		
	35	1453	急斜面	W-25°-S	9	4	30.2			
	36	1468	急斜面	W-30°-S	11	4	33.6			
	37	1466	急斜面	S-19°-W	8	2	15.2			
	38	1473	急斜面	S-22°-W	10	3	25.9			
	39	1476	斜面	S-1°-W	11	3.5	31.1			
	40	1473	急斜面	S-18°-W	8	3.5	21.3			
	41	1474	急斜面	S-7°-W	15	2	31.6	石造物及び下層調査(2)	石造物2、通称七人塚	
	42	1479	斜面	S-7°-W	7	3	15.9			

区	番号	標高m	立地	短軸方向	長軸長m	短軸長m	現状面積m	調査内容	遺構	遺物
	43	1482	急斜面	S-24°-W	10	3	27.2			
	44	1479	急斜面	S-33°-W	11	3	26			
	45	1475	谷部	W-25°-S	17	4	56.8			
	46	1479	谷部	W-4°-S	20	6	90.5			
	47	1480	急斜面	W-42°-S	11	4	32.3			
	48	1472	斜面	W-19°-N	12	2	26.5			
	49	1475	斜面	W-26°-N	9	2.5	20.2			
	50	1449	緩斜面	W-21°-N	18	10	145.7	トレンチ調査(2)	東側に石積み、間仕切り状石積み	磨り石
	51	1451	緩斜面	W-40°-W	20	7	144.1		間仕切り状石積み	
	52	1460	急斜面	W-12°-W	18	6.5	90.1			
	53	1459	急斜面	W-39°-N	14	4	50			
	54	1462	急斜面	W-20°-N	10	5	33.1			
	55	1463	急斜面	W-19°-N	8	6	34		南東に石垣	
	56	1469	急斜面	W-12°-N	20	8	114.1		東側に石積み	
	57	1470	急斜面	W-11°-N	15	9	92.6		東側に石積み	
	58	1475	急斜面	W-27°-N	9	6	59.5		東側に石積み	
	59	1480	急斜面	W-22°-N	14	4	58.4			
	60	1488	急斜面	W-5°-N	11	4	33			
	61	1485	急斜面	W-3°-N	6	2.5	12.3			
	62	1460	斜面	N-26°-W	6	2	12.1			
	63	1460	斜面	N-23°-W	8	2	16.2			
	64	1462	斜面	W-16°-N	6	2	15.2			
	65	1467	急斜面	N-32°-W	10	3	28.9			
	66	1462	急斜面	N-45°-W	7	2	15.1			
	67	1465	急斜面	S-4°-W	7	3	14.3		石造物	
	68	1454	尾根	N-17°-W	7	2	11.8			
	69	1464	尾根	N-1°-E	10	5	36.7			
	70	1502	急斜面	W-11°-S	5	3	12.6			
B	1	1430	急斜面	S-31°-W	18	7.5	91.5		西側に段差、東側に石積み	
	2	1434	急斜面	S-30°-W	25	7	120.2			
	3	1439	急斜面	S-21°-W	24	8	130	トレンチ調査(2)	西側に段差、南側に石垣	磨り臼
	4	1439	斜面	S-21°-W	25	8	151.7	トレンチ調査(2)	風呂跡、南側に石垣、木組遺構	角釘
	5	1438	沢沿い斜面	S-18°-W	18	6	82		長方形窪み	
	6	1445	急斜面	S-15°-W	18	3	44.8		石造物1	
	7	1449	急斜面	S-5°-W	19	4	63.8		石造物1	
	8	1454	急斜面	S-21°-W	2	1	2.5		石造物1	
	9	1454	急斜面	S-11°-E	19	4	23.3			
	10	1450	急斜面	S-4°-W	17	7	82.7		北側に炭窯、石積み	
	11	1446	斜面	S-8°-E	11	2.5	22			
	12	1461	急斜面	S-24°-E	12	6	42.8			
	13	1465	急斜面	S	12	5	39.8			
	14	1462	急斜面	S-17°-W	7	4	20.3			

区	番号	標高m	立地	短軸方向	長軸長m	短軸長m	現状面積㎡	調査内容	遺構	遺物
C	1	1454	斜面	S-16°-E	16	4	43.5			
	2	1456	斜面	S-1°-E	16	6	72.6		東側に石垣、石組み状遺構	
	3	1455	急斜面	S	19	10	148.2			回転臼
	4	1468-69	急斜面	S-1°-W	51	9	297.5	トレンチ調査(2)		回転臼、磨り臼、陶磁器、鉱石、スラグ
	5	1476	急斜面	S-8°-E	12.5	6	44.6		石組み状遺構	
	6	1480	急斜面	S-19°-E	19	6	78.2			
	7	1488	急斜面	S-24°-E	8	3	18.6			
	8	1487	急斜面	S-1°-W	10	2.5	21.4			
	9	1494	急斜面	S-26°-E	8	4	24.6			
D	1	1473	急斜面	S-9°-E	9	4	29.1		石組み状遺構	
	2	1474	急斜面	S-15°-W	7	6	27.5			回転臼
	3	1476	斜面	S-1°-E	12	4	39.8		北側に石積み	
	4	1483	急斜面	S-6°-E	34	6	147.9		北側に石積み	
	5	1487	急斜面	S-11°-E	20	6	79.4			
	6	1491	急斜面	S-4°-E	20	4	67			
	7	1492	急斜面	S-3°-W	16	9	106.4			
	8	1500	急斜面	S-29°-E	7	5	23			
E	1	1449	急斜面	S-22°-W	21	7	135.2	トレンチ調査(2)		
	2	1448-50	急斜面	S-41°-W	44	13	458.6	トレンチ調査(1.2)	石組み遺構2、北側に石垣、通称女郎屋敷	回転臼、羽口、金鋏、陶磁器
	3	1451	急斜面	W-25°-S	10	5.5	35.7			
	4	1455	急斜面	S-35°-W	25	5	78			
	5	1454	急斜面	W-41°-S	8	3	18.5			
	6	1454	急斜面	W-40°-S	11	4	33.2			
	7	1469	急斜面	S-23°-W	17	3	37.4			
	8	1485	谷部	W-17°-N	18	13	204.5	トレンチ調査(1)	通称大名屋敷	磁器、古銭
	9	1488	谷部	W-4°-N	13	4.5	53.1			
	10	1491	谷部	W-18°-N	13	4	50.6			
	11	1493	谷部	W-20°-N	7.5	2	57			
	12	1494	谷部	W-6°-N	6	2	11.5			
	13	1497	急斜面	S-41°-W	5	3	12.9			
	14	1495	急斜面	S-42°-W	17	6	68.7			
	15	1499	急斜面	S-39°-W	9	4	28.4			
	16	1498	急斜面	S-44°-W	17	3	39.3			
	17	1500-02	尾根	W-18°-S	8	4	20.1			
	18	1492	急斜面	N-42°-W	12	5	42.1			
	19	1505	急斜面	N-12°-W	16	2	38.1			
	20	1509	急斜面	N-13°-W	8	2	17			
	21	1512	急斜面	W-6°-N	9	3	25.6			
	22	1512	谷部	W-9°-S	9	3.5	25.8			
	23	1549	尾根	S-45°-W	15	5	58.3			
	24	1545	尾根	W-19°-N	25	6	147.3			

第２節　検出された遺構

１．Ａ－７テラス

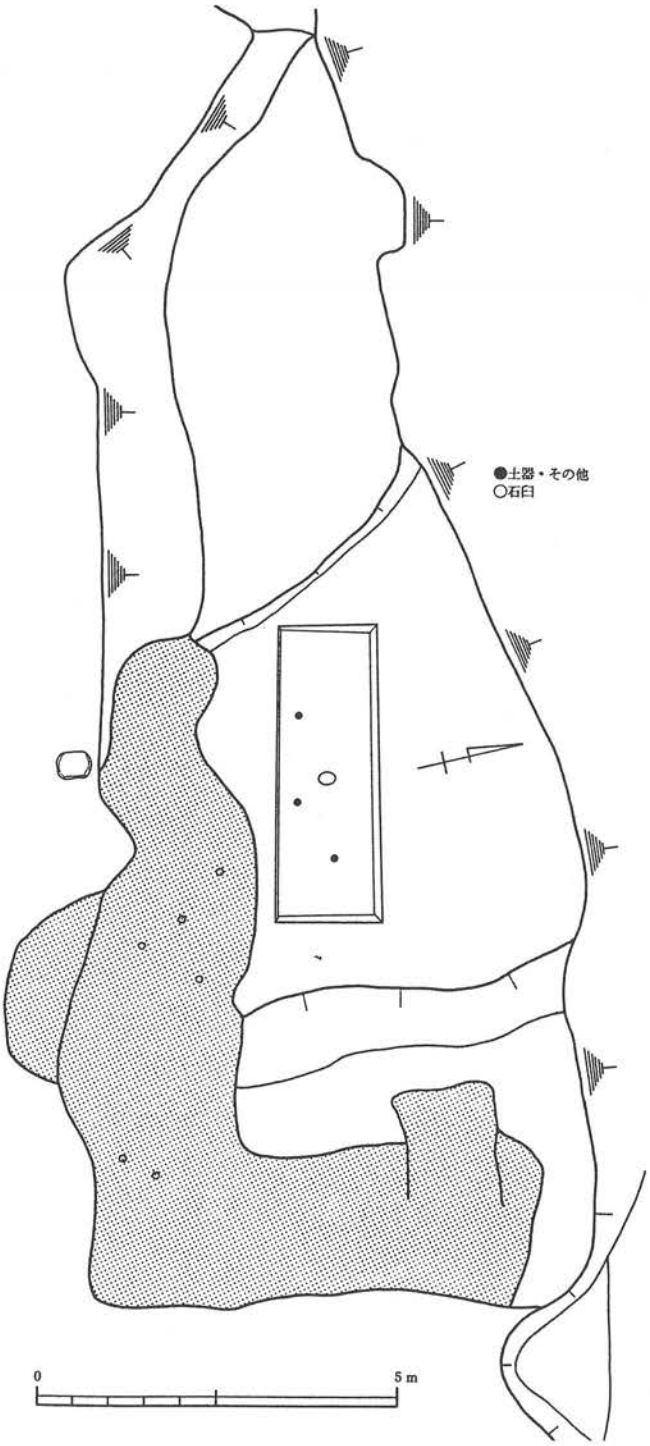

第18図　Ａ－７テラス平面図

Ａ－７テラスは金山沢左岸、本遺跡テラス群において西側の群をなすテラスの東端に位置している。尾根を挟んで南側にはＥ－１・２テラスがある。本テラス周辺にはＡ－４・６等の大型のテラスが一部みられるが、総じて小型のものが集中している。

テラスは北面急傾斜を削り出して構築されており、削り出した部分の東半には石積みがなされていた。石積みは崩落が激しく、本来の姿をとどめるところはほとんどみられない。

調査は石積みの清掃およびテラス中央に4.1m×1.5mのトレンチを設定し、掘り下げを行った。石積みはテラスの南東コーナーを中心として北側と西側へ延びている。北側の石積みは石垣状を呈することなく、礫を敷き詰めた状況であった。北端の部分では、1.2mほどの幅で礫が敷かれたような状況でテラスへ向かって延びる施設が確認された。これはテラス東端が低くなり、石垣との境が溝状となるため、礫を一定の幅で積み上げ東側からテラスへ通じるブリッジ状の施設ではないかと推測さ

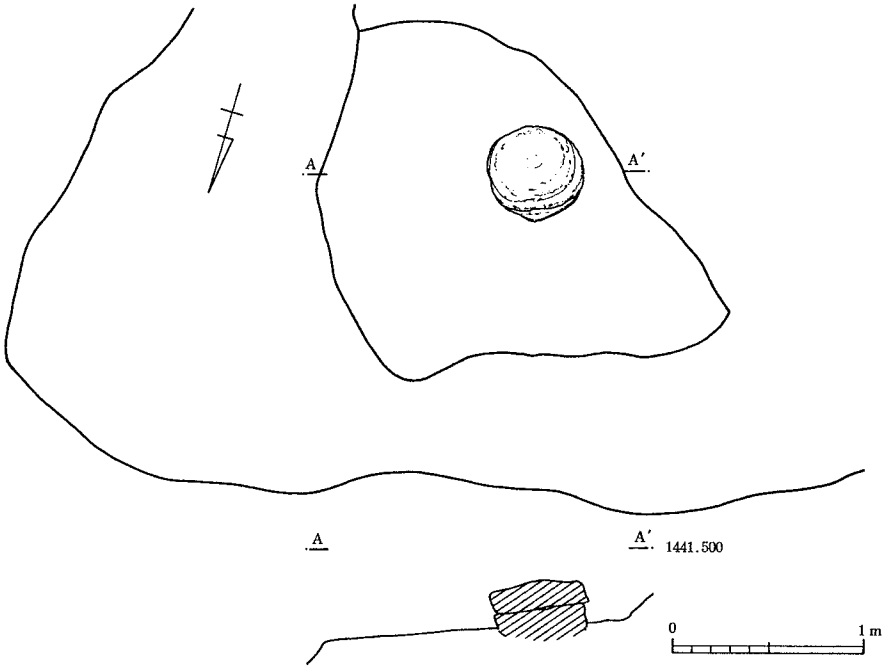

第19図　A－10テラス石臼未製品出土状況

れた。しかし、テラスや石垣の構築時期と同時期であるかどうかは断定できない。トレンチ内からは、陶磁器片と土師質土器片が数点出土したにすぎない。　（宮澤公雄）

2．A－10テラス

本テラスは、「精錬場」テラス群を見下ろす北向きの急斜面中腹に位置し、標高1442mを測る。テラスの大きさはテラスの周囲が崩落して崖状を呈しているため、長軸長2.5m、短軸長1.6mと非常に小規模である。テラス面のほぼ中央に、水平に遺存した回転臼未製品が露出しており、テラス面全体を約10cmほど掘り下げてみたが、他に出土遺物はなかった。回転臼未製品は厚さ15.5cm、直径47cmの円盤状を呈し、両面・側面ともに非常に丁寧に整形されており、細かいはつり痕が全面に残る。片面から10cmほどの厚さで水平に割れが生じ、出土状況では片方が逆向きになってもう片方の真上に重なっていた。おそらく上臼として外形の整形が完了した段階の未製品であるが、何らかの理由で割れが生じたために製作を諦めたようである。本テラス周辺には凝灰岩の露頭が数本見られ、石材を節理面に沿って取り出したらしい痕跡もある。また本テラスの15mほど北西に位置するA－7テラスでも未製品が石積み中から出土しており、A－7～10にかけて回転臼の石材採取、加工の場が展開していた可能性がある。またA－10そのものも回転臼加工址と考えることもできる。　（櫛原功一）

3．A－20テラス

本テラスは通称“精錬場”とよばれるテラス群のひとつであり、われわれが第1次調査から第3次調査まで本部テントを設置した広くしかも水場に近いテラスである。本テラスは東西幅約15m、南北幅約21mを測り、中山金山遺跡のテラスのなかでも大きいクラスにはいる。後に詳述す

るが炭焼窯（１号炭焼窯）がテラス内東側に１基みられる。テラスは東から西に緩やかに傾斜しており、標高1443m前後に位置している。本テラスの東にはＡ－22、西にはＡ－９、南にはＡ－21テラスがそれぞれ隣接し、北には金山沢を挟んでＢ－４テラスが位置している。

さて、本テラスの調査であるが、まずテラス中央部のやや南寄り、炭焼窯の西側約１ｍの所に東西幅８ｍ、南北幅２ｍのトレンチを任意に設定し遺構等の確認を行った。表土下約７～８cmで拳大の礫を多量に含む暗黄褐色砂質土層があらわれ、トレンチ内北側において石臼を転用した石積みの一部がＬ字状に確認されたため、その形態の把握のためトレンチを北側と南側に拡張した。そうしたところ、この石積みは西側に向って開口する、コの字状を呈する石積み遺構であることが判明した。北側と東側の石積みは立ち木のため攪乱が著しく遺存状況は悪いが、南側の石積みは攪乱をさほどうけておらず遺存状況は比較的良好である。石積みは乱積みで２段から４段積まれており、回転臼や穀臼も転用されている。その規模は、北側の石積みの長さが約4.1m、東側では約3.4m、南側では約2.8mを測る。ただ、南側では石積みではないが、いわゆる“からみ”が岩盤状に凝固した状態で、あたかも石積みの一画をなすかのように検出された。“からみ”は石積み遺構の西側を中心に広く分布するが、遺構内部では顕著にみられない。南側の石積みにつづく高く盛り上がった“からみ”の上面には長さ約60cm、幅約５cmを測る性格不明のレール状の溝がみられ、故意に彫られたものか、何らかの自然現象によるものなのかは不明で、いずれにせよこの石積み遺構の周辺にみられる“からみ”の性格も問われるところである。

その他、本石積み遺構の付属施設としては、ピットが３基（Pit１～Pit３）確認されているが、Pit１・２は楕円形を呈し、長径40～45cm、深さはPit１が約４cm、Pit２が約58cmを測る。Pit3は北東コーナー寄りに位置し、後に報告する掘立柱建物址のピットと一部重複している。平面形は楕円形を呈し、長径65cm、深さ約30cmを測る。本ピットは底面から壁面にかけて暗茶褐色粘質土が約５cmの厚さで貼り付けられていたが、その目的については不明である。覆土は暗黄褐色砂質土で、焼土、炭化物等はみられない。また、覆土内からは鉱滓が２点出土している。

石積み遺構以外でトレンチ内で確認された遺構としては先に少しふれた掘立柱建物址が１棟、溝状遺構が１条確認されている。掘立柱建物址はPit４～７から構成されるもので、２間×２間または１間×２間の建物址が想定できる。掘り方は円形もしくは楕円形を呈し、長径がいずれも70cm、深さが確認面から45～50cmを測る。また、Pit５の底面には礎石状の扁平な石が置かれており、堅固な造りであったことが想定できる。溝状遺構については、幅85～130cm、深さ10～15cmを測り、東から西に流下している。その性格については不明である。

トレンチ内全体の遺物出土状況は、石積み遺構内では特に遺物が集中するような傾向はみられず、散在的な出土状況である。敢えていえば、Pit３付近を中心にやや密な状況がみられるが、レベル差があり、同一時期のものとしては捉えにくい。本遺構外では、トレンチ東側でやや集中する傾向がみられる。しかしこれらは表土下数cmのごく浅いレベルからの出土である。遺物の内容としては陶磁器類の細片が多く、特に肥前系の染付や青磁等の磁器類が多くみられる。陶器類では瀬戸美濃製と思われる塗り鉄の擂鉢や天目茶碗、志野皿等がみられる。陶磁器類以外では鉱滓が少量みられ、石臼（回転臼、穀臼とも）は石積み内からの出土に限られる。

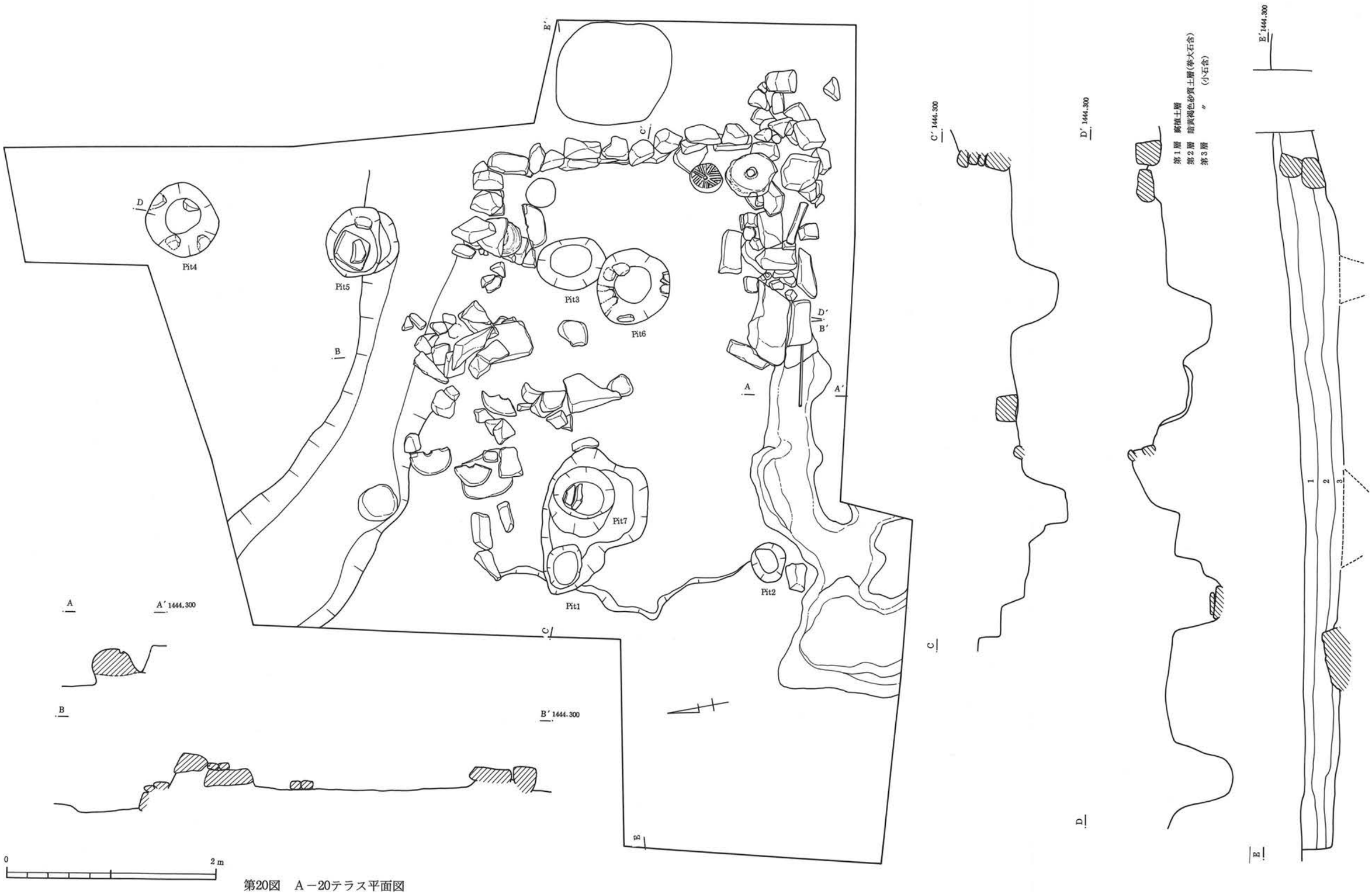

第20図　A－20テラス平面図

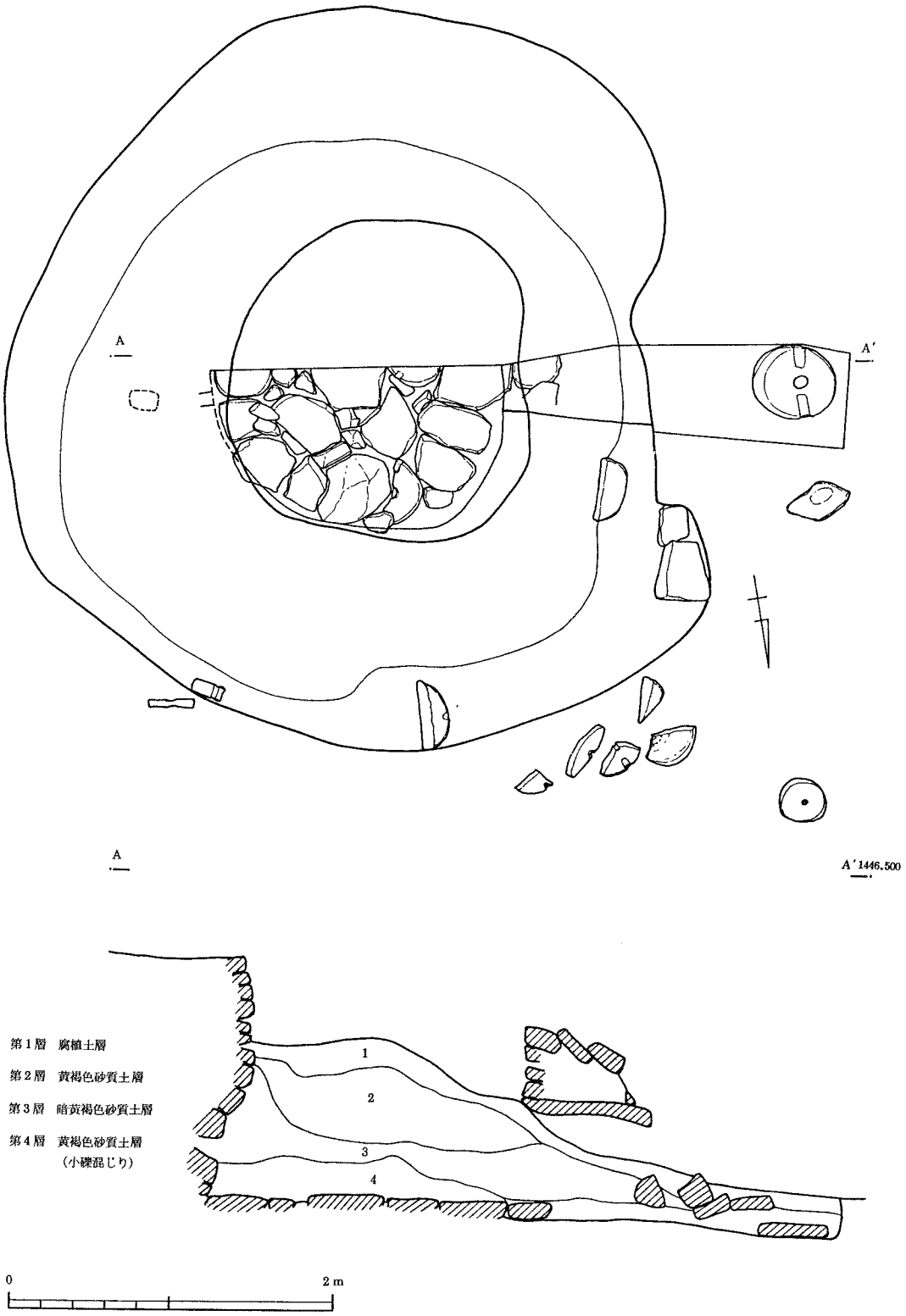

第21図　A－20テラス内炭窯

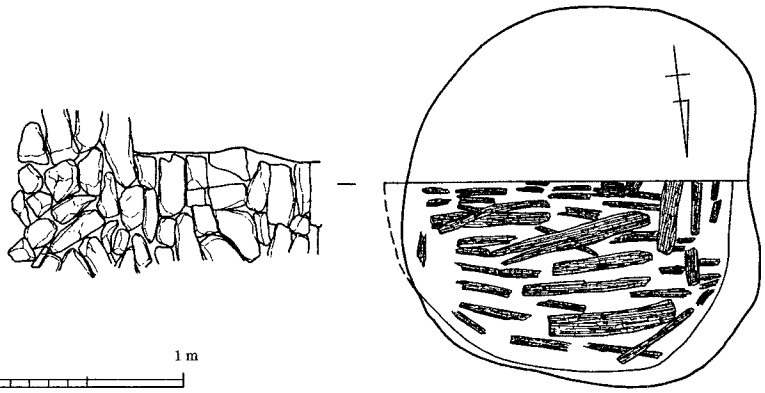

第22図　A－20テラス内炭窯

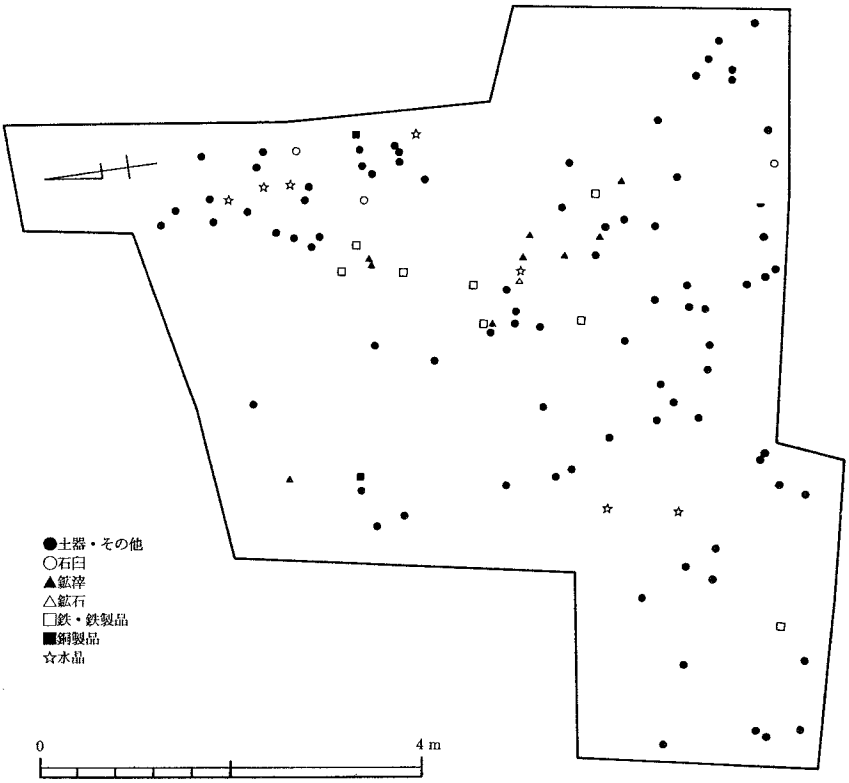

第23図　A－20テラス出土遺物分布図

〈1号炭焼窯〉

本炭焼窯は第1次調査において一部調査を行ったが、第3次調査においては補足的な測量と窯の構築状況や年代の把握のため焚口部の前面にトレンチを設定し掘り下げた。窯の規模等についてはすでに第1次調査概報において述べているが、再度ふれておく。窯内の長さ2.5m、幅1.8m、炭化室の長さ1.9m、幅1.8m、窯壁高1.5m、窯口幅0.6m、高さ0.6mを測る。

窯は閃緑岩・角閃岩の径20～60cm大の角礫で主に構築され、回転臼も転用されている。窯の外径は約4mを測り、平面形は円形を呈する。窯壁は乱石積みで、壁面は石の小口面が合わされており、やや内傾ぎみの垂直面となっている。奥壁のほぼ中央の窯床から約20cmのレベルに、逆長三角形を呈した排煙口がみられる。また、壁面は熱をうけ赤く焼けており、タールの付着もみられる。

炭化室の埋土は腐植土が5～10cm、礫混じりの褐色砂質土が約25cm、礫を含まない褐色砂質土が10～30cm、木炭等の炭化物を多量に含む焼土層が10～15cmの厚さで堆積している。木炭は窯の長軸方向に水平に置かれており、大きい炭材では長さ66cm、幅12cmの丸木半割のものや丸木の樹皮をもつものがあり、おそらくクリや雑木と思われる。窯床は扁平な自然石が整然と敷かれており、回転臼の上臼も転用されている。窯床の下部の構造については敷石を除去していないので不明である。天井部の構造については不明であるが、焼けた土塊が窯周辺に散乱していることから、粘土と礫を混ぜた土で固められていたことが想定できる。なお、焚口部からその前面にトレンチを設定し掘り下げたところ、焚口部前面には広く炭化物を含む灰層のひろがりがみられ、同トレンチ内からは回転臼の上臼が1点出土し、磁器片も細片であるがわずかながら出土している。この灰層は先の石積み遺構の上部を覆うかたちでみられ、こうした状況から、時期的に本炭焼窯の方が石積み遺構より新しいものであると判断できる。

出土遺物は非常に少ないが、瀬戸美濃製と思われる灰釉陶器皿・碗や呉須染付碗等の陶磁器類、先の回転臼の上臼片や下臼片が窯壁、焚口部等から出土している。　（平野　修）

4．A－22テラス

本テラスは、本遺跡中央に位置する「精錬場」にあり、西向きの緩やかな斜面、標高1445～1447mに立地する。テラスの規模は東西11m、南北24mで、東西にはわずかな段差をもってA－20、A－31と接している。

調査は第3次に行った。南北方向にトレンチを設定し掘り下げたところ、東側で石積みを検出したため拡張区を設け、最終的には南北13.5m、東西6.5mにわたり広く調査した。地表下約20cmで遺構面となった。

調査の結果、本テラスは中央に東西方向の石積みによる長方形の突出部があり、テラス面を南北に2分割しているのが判明し、南側と北側ではテラスの利用状況が違うらしいことがわかった。南側では回転臼や磨り臼、磨り石などが集中した集石1ヶ所と、土坑を4ヶ所確認した。また東側のA－31境に直線的な石垣があり、南端で折れてA－31のテラス面を区画していた。北側ではA－31境に石積みがあり、テラス面はやや窪み、鉱石・鉱滓を多量に混在した細礫層が堆積していた。

1号集石は、南側中央に位置し、東西1.4m、南北1.5mの範囲に鉱山臼類が15点集中していた。すべて破片で、内訳は上臼8、下臼1、磨り臼4、磨り石2である。集石南側に焼土・炭化物が散布していたため断面を見たところ、掘り込みはなく炭化物混合土が下層に堆積していた。集石の性格はわからないが、ある時期になんらかの理由で破片をまとめたらしい。回転臼に磨り臼・磨り石が伴っているが、選鉱作業で回転臼と磨り臼が併用されていたことを窺わせる事例である。

1号土坑は東西1m、南北0.9m、深さ35cmの楕円形である。覆土は中位に炭化物層（厚さ1～2cm）を2層挟む焼土層（厚さ7cm）があり、その下層、地山直上に黄白～灰色の灰を多く含む粘質土層（厚さ8cm）が堆積していた。また上層には平板な礫が蓋状に覆っていた。壁は焼土化しておらず、鉱滓もほとんどみられなかった。焼土と灰の堆積状況では、2次堆積である可能性も考えられるが、防湿のために粘土を貼り炭灰を床とした精錬のための吹床ではないかとみる見解もある。

2号土坑は不整円形で、東西1m、南北1m、深さ30cmであり、1号土坑と重複する。西側寄りに径50cm、深さ20cmのピットがあり、東側に少し傾いていた。覆土は1号土坑と同じく地山直上に灰を主体とした粘質土があり、上層に焼土ブロックや炭化物・焼土粒子を混在した土層がみられた。灰は流れこみの様相もみられ、本土坑内で焼成の結果として生じたかどうか検討を要する。北側壁は中央仕切り状石積みの側面であるが、丁寧な石積みが行われている。

3号土坑は東西1m、南北0.7m、深さ23cmで楕円形を呈す。覆土は黄褐色砂質土で焼土や灰はない。

4号土坑は、調査区境に約半分がかかり全形は不明であるが、東西35cm以上、南北55cm、深さ7cmである。覆土は上層が炭化物を多く含んだ灰質土層、下層が焼土を含んだ赤褐色土層である。この土坑に関しては、土坑内底面での焼成行為が考えられるが、壁面まで焼成は及んでいない。

中央の仕切り状の石積みは、東西3m、南北1.5m、高さ50～70cmで、南側には2号土坑が接している。これを境に北側は粗雑な石積み、南側はやや丁寧な石垣をなす。

南側石垣は、本テラス東側に位置し、中央間仕切り状石積みから南に約5mのびて東に折れ曲がっており、A－31のテラス西縁を構成している。10～60cm大の角礫を、長軸方向を横にして約50cmの高さに2～5段積んでいる。

北側の凹地状遺構は、東西4.5m以上、南北4mの方形を呈し、鉱石・鉱滓・陶磁器小片を含んだ径1～2cmの細礫層（厚さ7～15cm）が堆積する。また細礫層は全体に黄褐色の泥を帯びている。この細礫層は粒度がほぼ揃い、遺物等を含んでいることから作業域内の不要鉱石等の集積場所とみることができるが、谷部中央に位置することから流水とともに細礫が堆積し、その礫層中に遺物等が混在したのではないかとも思われる。なお凹地状遺構北側には鉄分を多く含んだ土壌が錆びて硬化した部分がみられた。

北側石積みは、長さ約4mにわたり緩やかに粗く積み上げたもので、高さは1.2m程度である。石積み中には回転臼片が混じる。

遺物には鉱山臼類のほか、天目茶碗、青磁、志野皿、灰釉、伊万里茶碗、土鍋、土師質土器、

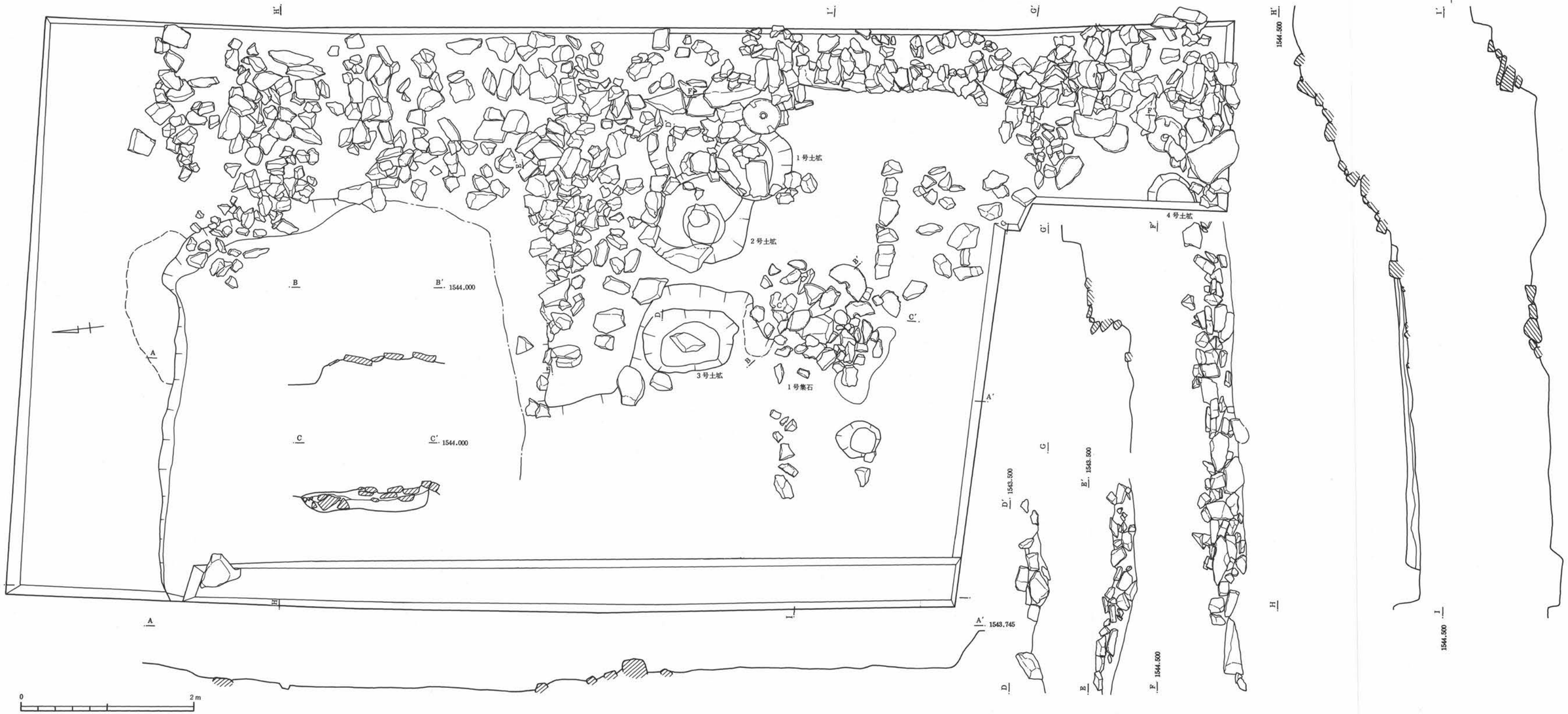

第24図　A－22テラス平面図

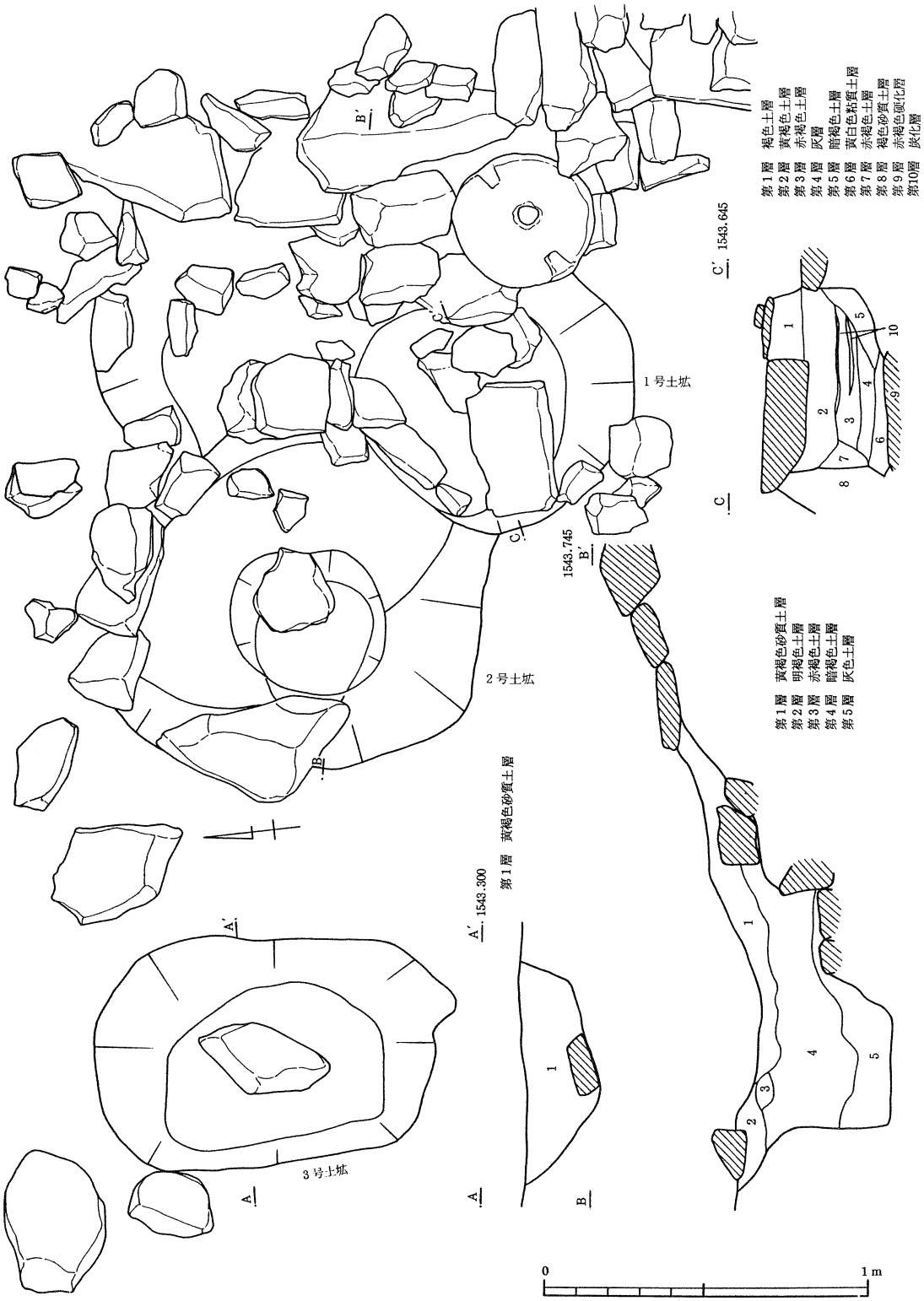

第25図　A－22テラス1～3号土坑

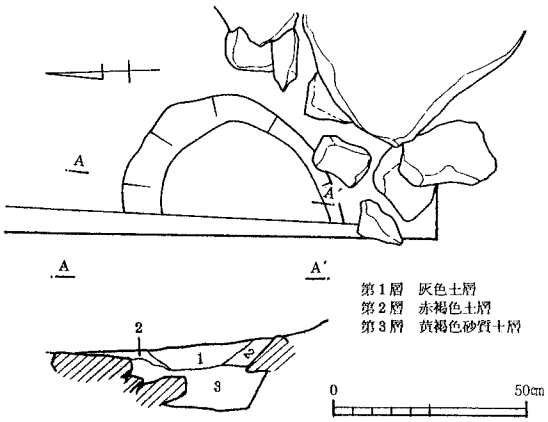

第26図　4号土坑

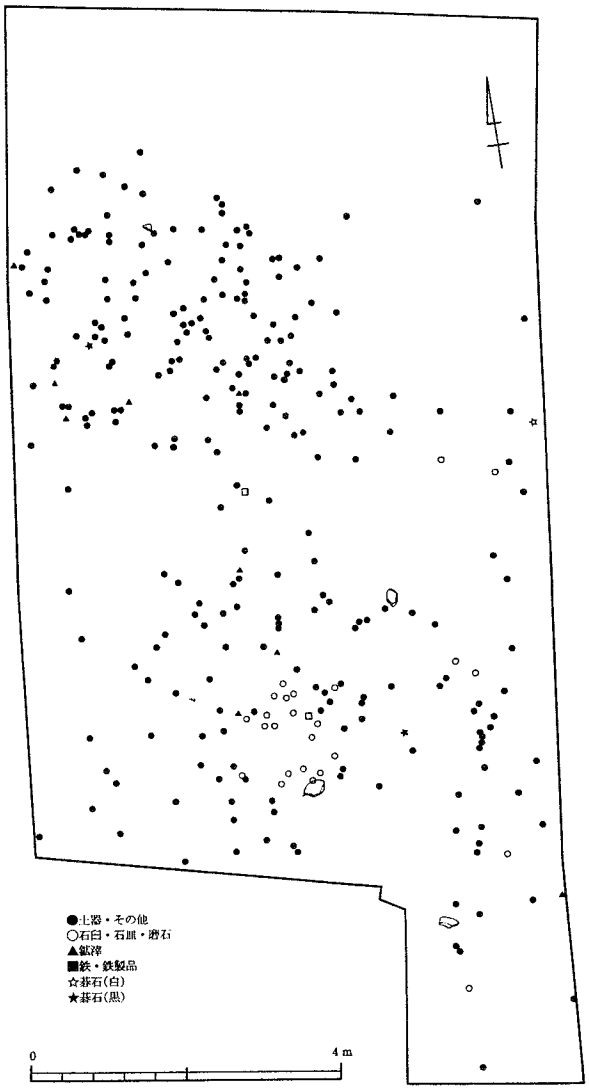

第27図　A－22テラス出土遺物分布図

碁石、急須、猪口、鉄製品などがあり、17世紀代以降の遺物が多いようである。　（櫛原功一）

5．A－23テラス（旧S－1テラス）

A－23テラスは本遺跡の中心をなす通称精錬場の一角をなし、A－20・22テラスの南側に隣接している。テラスは比較的小型であるが、尾根側に南東をコーナーとしてL字型に石積みを有する。石積みは崩落が激しく、ほとんど本来の姿を窺うことはできない。

調査は石積みの清掃および平坦面の全面調査を行った。石積みは腐植土に覆われていたため、その除去作業を行った。石積みは崩落が激しいため、本来の基底部が崩落石の中に埋もれているものと考えられた。そこでテラスの規模および本来の石積みの把握を行うために、テラスのほぼ中央に幅1mのトレンチを南北に設定し、テラスから尾根側に向かって掘り下げを行った。その結果、掘削された地山と現在みられる石積み端から60cmほど南側に石が数段積まれた跡が確認され、本来の石積み基底部ではなかったかと推定された。これにより本来のテラスの規模は東西8.4m、南北5mほどを測るものと推定される。また、石積み中には数多くの石臼およびその破片が用材として使用されていた。加えて、トレンチの断面観察によって、北側半分ほどが尾根側の地山を削り出した土によって平坦面を構築していることが確認された。

平坦面は規模が小さいため、全面調査を行った。腐植土が10cmほど堆積しているのみで、陶磁器、石臼等の遺物が発見された。

出土遺物としては陶磁器片、土器片、穀臼、金属製品としては青銅製の煙管吸口・把手、石臼等が出土している。穀臼は上下セットのもので、上臼が上下逆になっていたものの、セットの出土状況からするとほぼ原位置を保っているものと考えられる。陶磁器の中では小破片ではあるが織部向付と中国製の染付皿の出土が特筆されよう。とりわけ中国製染付皿は、16世紀前半代の所産とされるが、石積み上方の斜面より採集されており、本テラスの構築年代を直ちに指し示すものではない。

出土遺物、特に穀臼が原位置をとどめているとするならば、生活用具である穀臼によって本テラスが生活領域であったことを意味するものである。しかも、先に触れたように本テラスは生産域として位置づけられる、A－20・22テラスを中心とした一群に隣接しているにもかかわらず、生活域として機能していたことは、興味深い事実である。（宮澤公雄）

6．A－31テラス

精錬場跡の東側A－31テラスの金山沢に近い円丘状の地に第1次調査でS－2トレンチ、S－3トレンチを設けて第3次調査で周辺を発掘したところ、径8m、高さ1m位の円丘状のマウンドの中央で焼土と遺物を発見した。焼土は径1.5m、厚さ20cmで地表から10cm位腐植土を除いた礫まじりの粘土層の上面にあり、焼土層の直上には木炭片、焼土層中からは鉱滓1点と丸釘が出土した。焼土と円丘の周辺には、鉱滓数点、丸釘（1～5寸位）50点、角釘（カスガイ状で断面方形、両端が尖っている合わせ釘と呼ぶもの）30点位、鉄製ツルハシ1点、石臼（精錬用下臼で軸に鉄芯が残存するもの）1点、陶磁器（江戸末～近代）数点等が出土した。鉱滓は径2cmで球状不定形で発砲して溶融し黒いガラス光沢をもつものであった。

角釘、石臼は江戸時代とみられるが、ツルハシと丸釘は江戸末～近代の可能性があり[(1)]、近代の焚火址かとみられた。葉賀七三男氏の鑑定では、鉱滓2点は金精錬滓の可能性が高いとのことで、焼土遺構は江戸時代中山金山操業時の小規模な金精錬炉址である可能性がある。

註1 角釘は和釘とも呼ばれ、飛鳥時代以降近代まで製作されている。丸釘は洋釘ともよばれ、日本では『先大津阿川村砂鉄洗取図』のハリ鉄を作る図にみられるように、江戸時代末から開始されている。

堀川一男・梅沢義信　1962「古代鉄釘の冶金学的調査」『鉄と鋼』　第48年第1号

飯田賢一　1976　『鉄の語る日本の歴史』（十菱駿武）

7．A－33テラス

A－33テラスは、本遺跡の中核をなすA－20・21・22テラスから東側へ延びる谷の北側、標高1453m付近に位置している。テラスは、県境にある標高1559mの小山から西側に延びる尾根状地形の急斜面の先端部を削り出し形成している。

テラスは、東側が上方からの土砂によって埋没しており、削り出しが行われた部分は明瞭ではないものの、西側の平坦面は良好な遺存状態であった。調査はテラス中央を中心に11.3m×1.5m、2.5m×1.4mのトレンチをT字形に設定し、調査を行った。

テラスは、東側の立ち上がり部を除いては腐植土が堆積しているのみで、地表から7cmほど

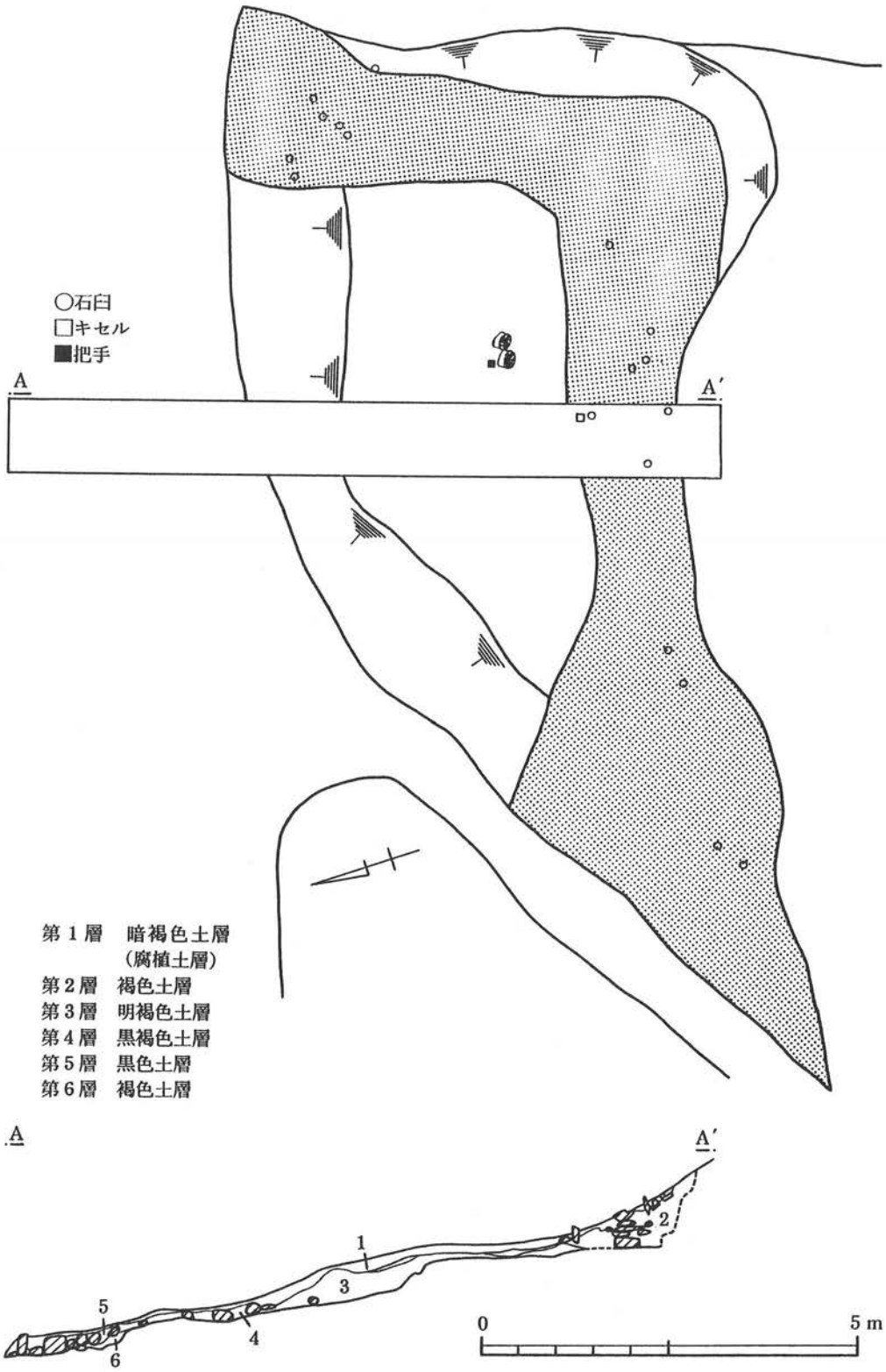

第28図　Ａ－23テラス平面図

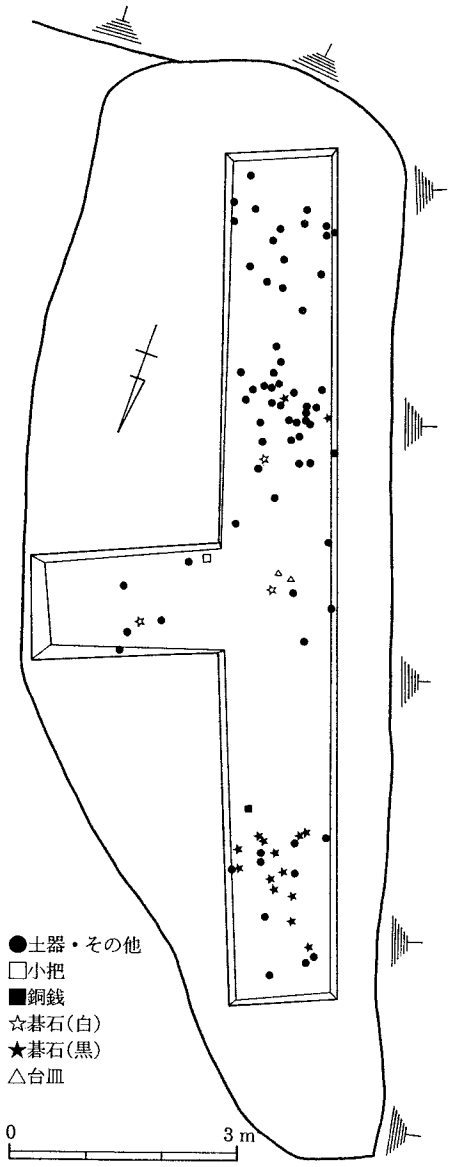

第29図　A－33テラス平面図

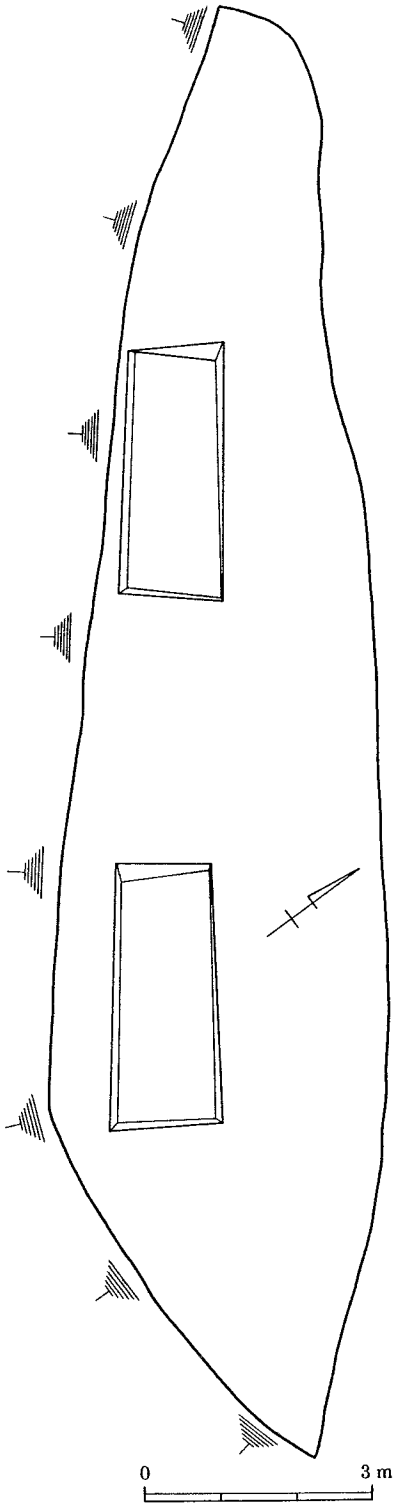

第30図　A－34テラス平面図

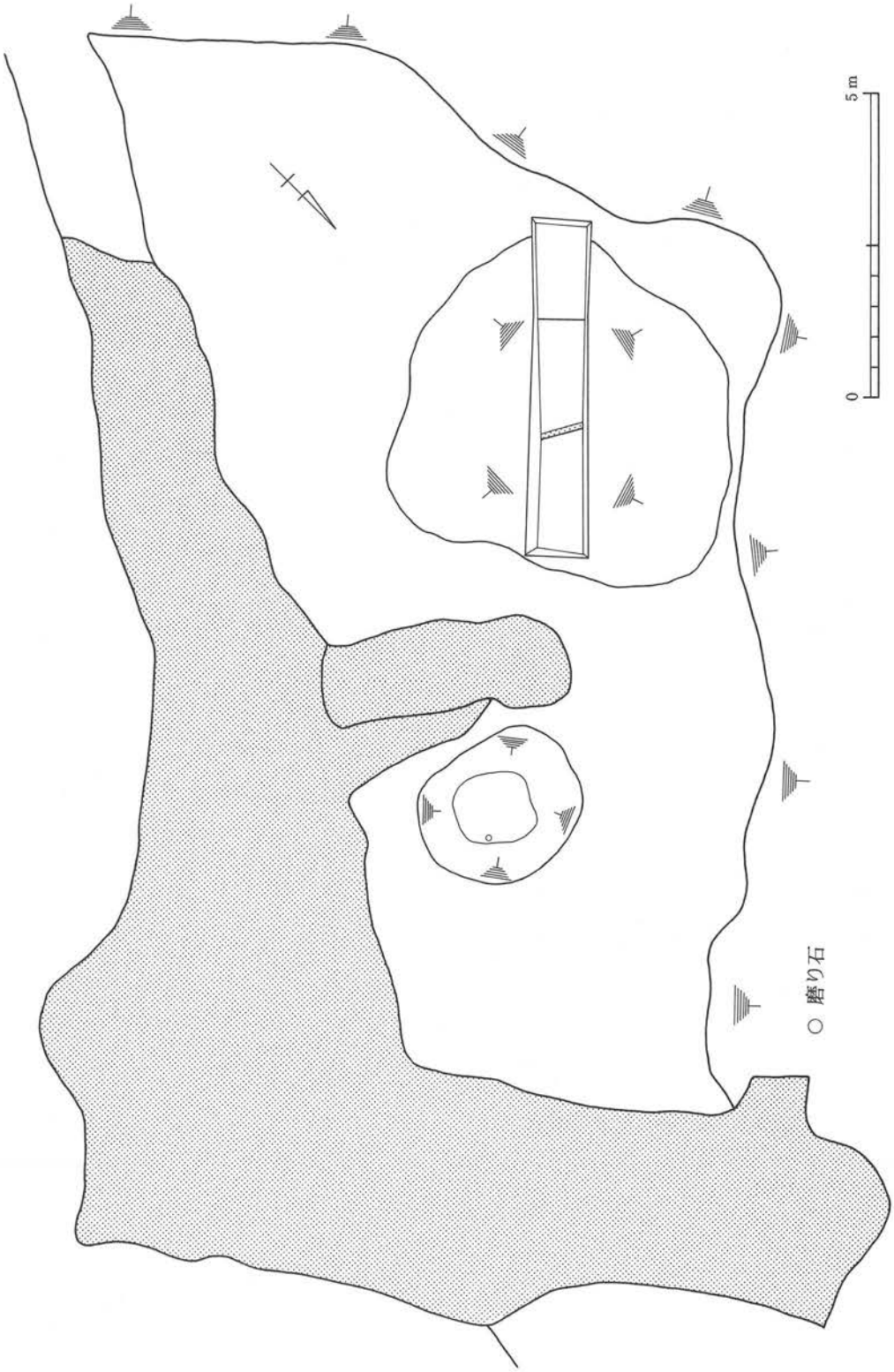

第31図　A－50テラス平面図

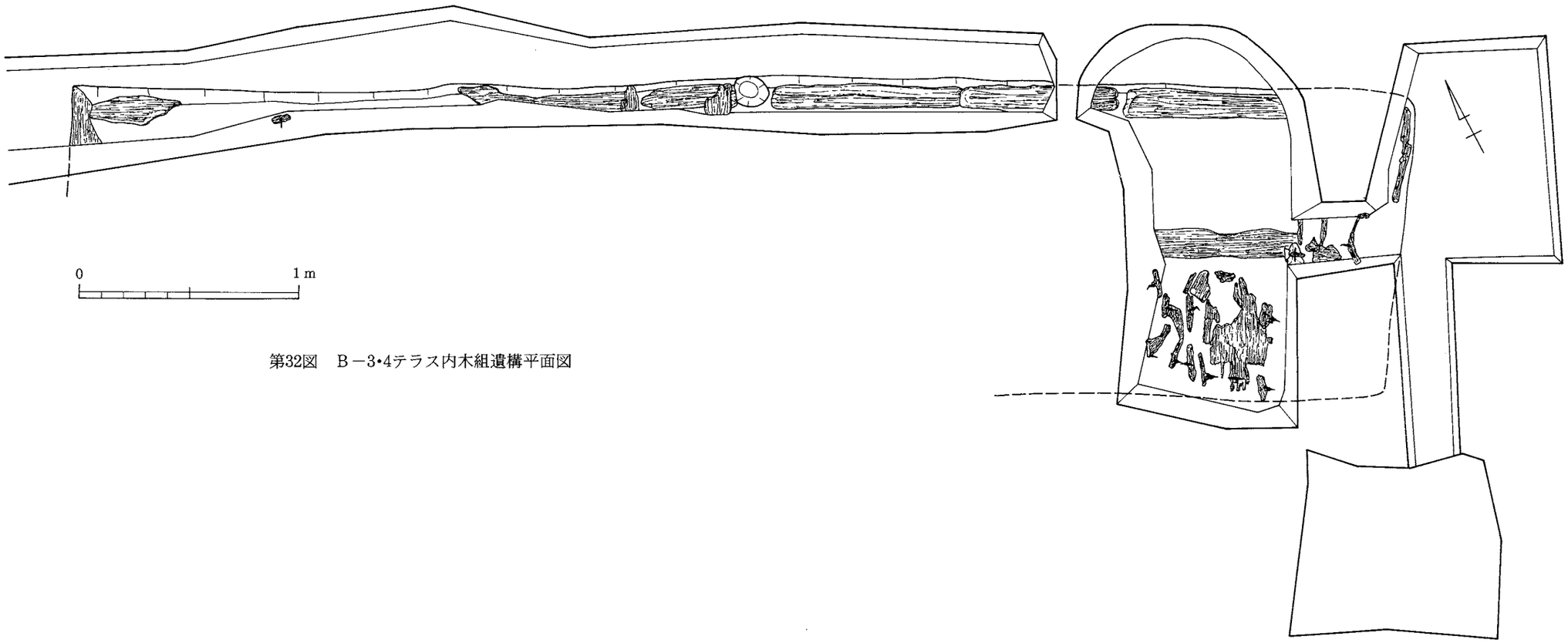

第32図　B－3•4テラス内木組遺構平面図

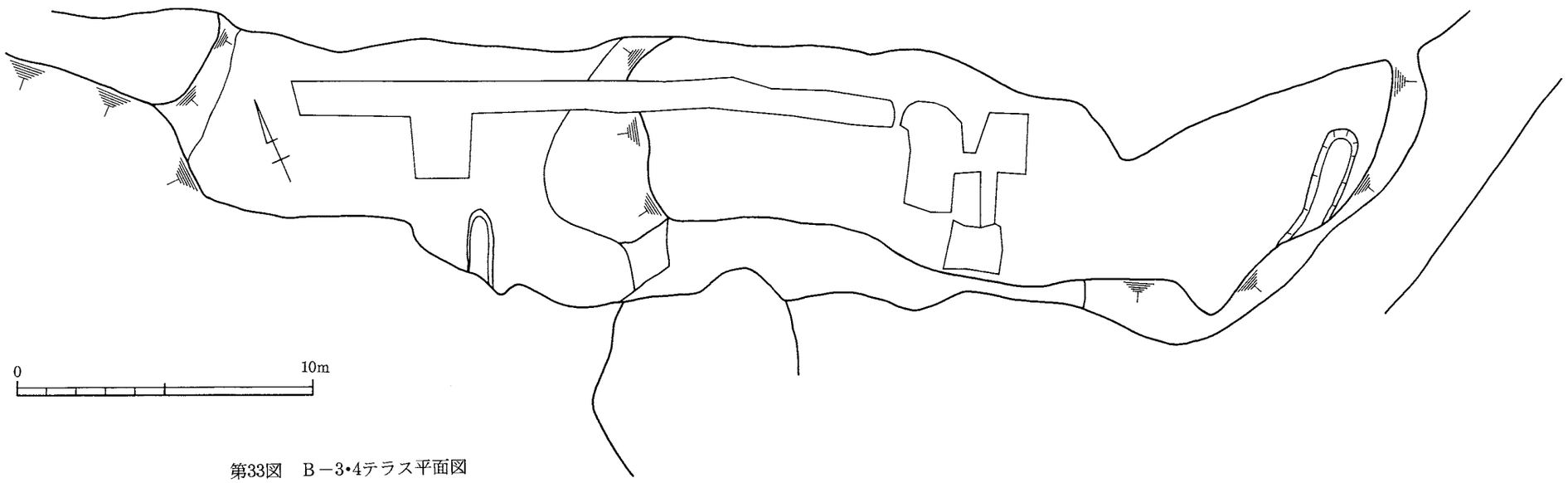

第33図　B－3•4テラス平面図

で黄褐色の地山が確認された。遺物は地表下５cmほどのところに多くみられた。

出土遺物としては、陶磁器および石臼片、鉱滓がトレンチの南側を中心として多く発見されている。陶器の中には、志戸呂の筒型碗および天目茶碗が数点確認されている。青銅製品としては小柄、六器台皿、古銭（寛永通宝）がテラスの中央部を中心に出土している。そのほか特殊な遺物としては、玩具としての碁石が発見されている。碁石は黒がトレンチ北側を中心として出土しておりすべて石製である。白はすべて磁器片の転用であり、南側を中心として出土している。

調査はＴ字形に設置したトレンチ内のみで行われたためか、遺構に伴う施設は検出できなかったが、斜面上方への立ち上がり部には石積み等がされずにテラスが構築されており、南北14.5m、東西4.8mを測ることが確認された。

また、石臼片や鉱滓等が出土しているものの、その量は僅かであり、そのほかの出土した遺物から生産の場としてではなく、生活の場として機能していたことを裏付けるものである。加えて、他にはみられない青銅製六器台皿や小柄等が出土していることから、居住者の地位的な位置づけもある程度推測できよう。

ちなみに志戸呂の筒型碗および天目茶碗は16世紀末～17世紀初めに比定されるものである。

（宮澤公雄）

８．Ａ－34テラス

Ａ－34テラスはＡ－33テラス同様、西側に延びる尾根の端部、標高1461m付近に位置する。この尾根上のテラス群の中では最大規模を測り、東西19.3m、南北4.4mと狭長な平坦面となっている。調査はテラスの東側と西側にそれぞれ3.5m×1.3m、3.3m×1.3mのトレンチを設定し、掘り下げをおこなった。

平坦面にはわずかに腐植土が堆積しているのみで、数cm掘り下げると地山が確認された。地山上面において遺構の検出作業を行ったが、なんら確認できなかった。

出土遺物もまったくみられなかった。（宮澤公雄）

９．Ａ－50テラス

Ａ－50テラスは金山沢左岸、本遺跡の中核をなすテラス群より一段高所に位置しているが、同一の一群として捉えることができよう。テラスは南北長17.2m、東西長８mほどを測る。尾根側には北東をコーナーとして石積みがなされており、一部には構築当時の状況を窺わせる部分もみられる。テラスのほぼ中央には、石積みからテラスのなかほどまで主軸と直交するように石積みがなされており、テラスを区分している。

二分されたテラスの南側には、直径5.5m、高さ0.6mほどの不整円形をしたマウンドがみられた。調査はマウンドの中心に南北方向に5.5m×１mのトレンチを設定し、掘り下げを行った。出土遺物としては、用途不明の石製品が１点出土している。地表から40cmほど掘り下げたところで、石が積まれたような状態であることが確認された。これの構築時期、本テラスの構築ならびに拡張によって埋没したものなのか、どのような方向に延びるのかなどの問題については不明である。

テラス北側には、東西2.7m、南北2.8mほどを測る不整楕円形の窪みがみられた。これについ

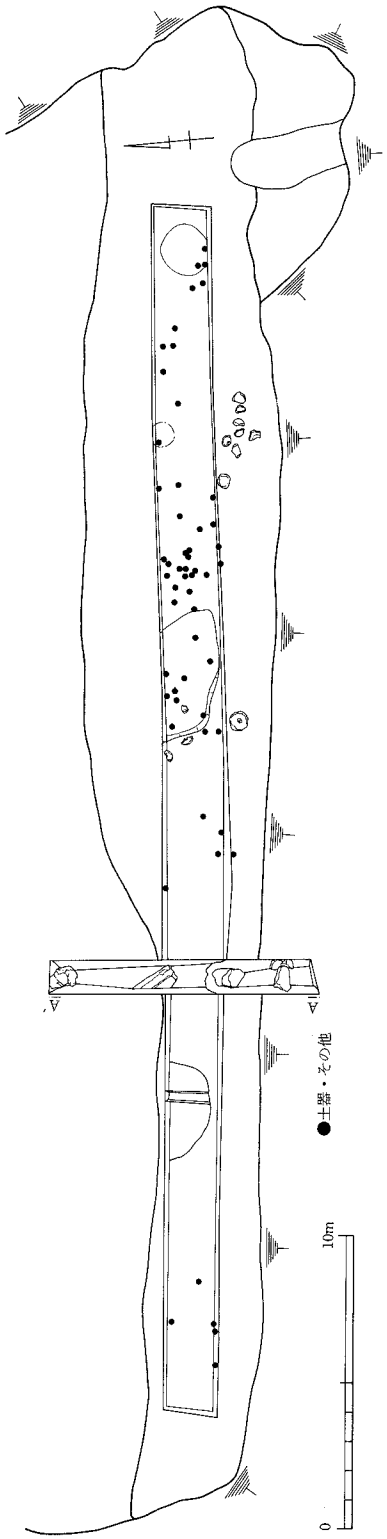

第34図　C－4テラス平面図

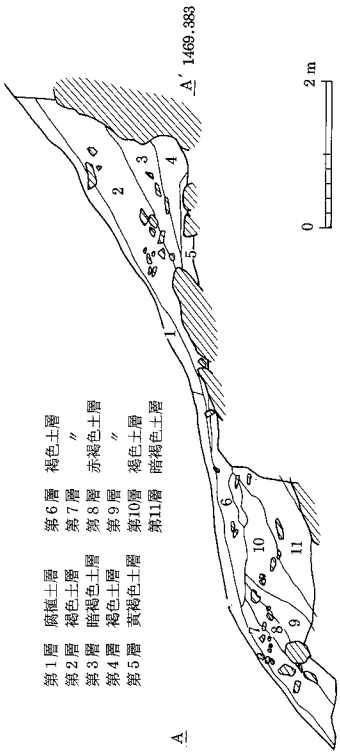

第35図　C－4テラス2号トレンチ

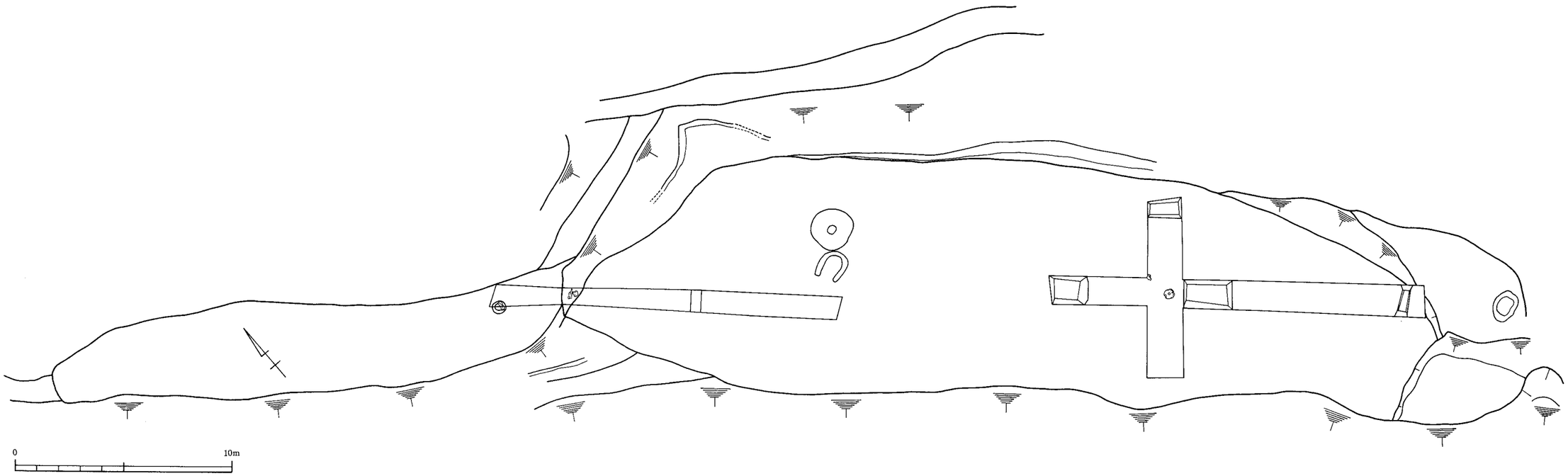

第36図　E－1・2テラス平面図

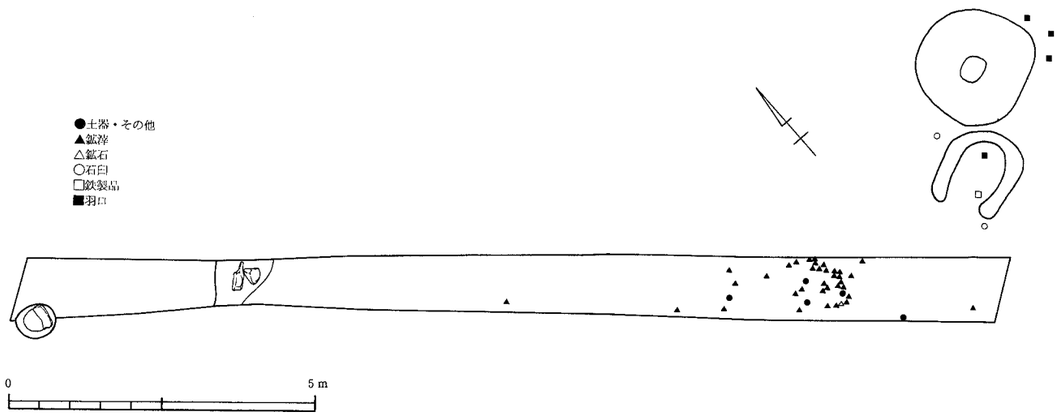

第37図　E－1・2テラス第３トレンチ

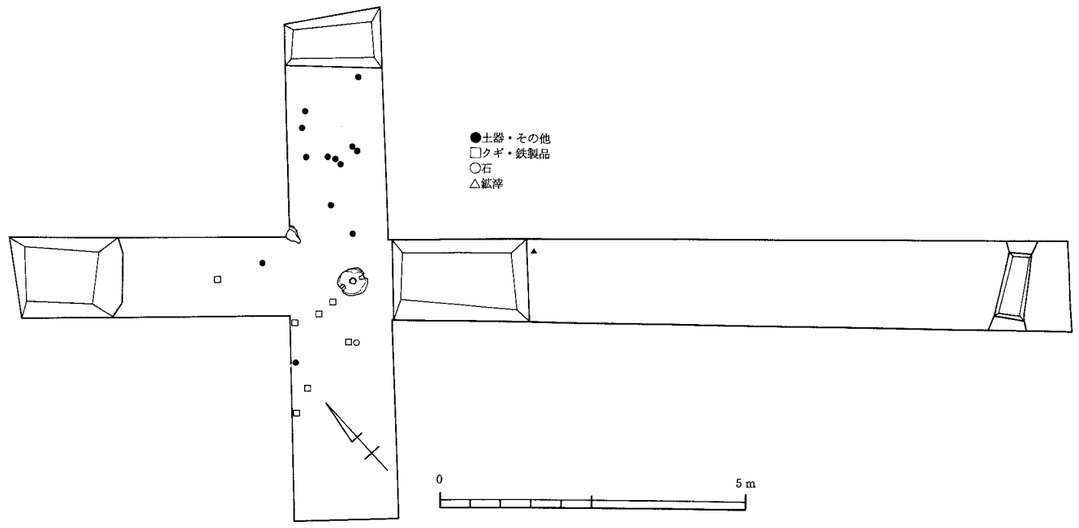

第38図　E－２テラス第1・2トレンチ

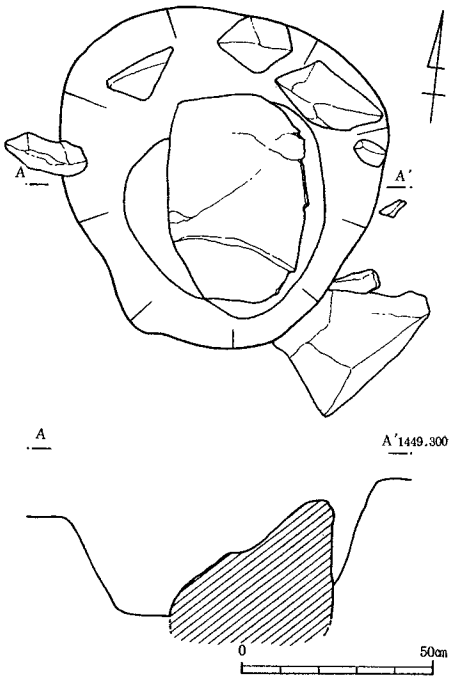

第39図　E－1テラストレンチ内性格不明遺構

ては調査を行っていないために性格は不明であるが、底面より鉱石用磨り石が1点発見されている。

（宮澤公雄）

10．B－3・4テラス

B－3・4テラスは金山沢右岸の標高1439m前後に位置し、対岸の南側にはA－8・9テラス等が存在する。両テラスは一見すると一つのテラスとして捉えられそうであったが、中央部付近に段差が存在したためにあえて二つに分けた。両テラスの調査は第2次調査で実施した。B－3テラスは東西幅約20m、南北幅約8mを測り、西側には10～15cmのレベル差をもつ段差が存在し、南東側の縁辺には東西約1m、南北2.5mを測る溝状の凹地が存在する。また南側斜面には約17mにわたって石垣が認められる。調査は長さ20m、幅1.2mのトレンチをB－4テラスにまたがるように東西に設定し、遺構確認等を行った。その結果、現表下約10cmで地山面と思われる黄褐色土層が認められ、この上面で精査を行ったが遺構と思われるような落ち込みは確認されなかった。さらに一部南側にもトレンチの拡張を行ったが、検出された遺構はない。出土遺物もほとんどなく、鉄製丸釘および染付等の陶磁器類の細片がわずかに出土したのみである。なお、表採ではあるが石皿タイプの磨り臼が1点出土している。

B－3テラスの東側に続くB－4テラスは、東西幅約25m、南北幅約7mを測り、B－3テラスと同様に、テラス南東側の縁辺には東西約1m、南北4mを測る溝状の凹地が存在し、南側斜面には約15mにわたって石垣が認められる。また、本テラスの確認段階でテラス南縁の中央部にカマド状の石組遺構が確認されており、それら性格等も含めテラスの調査にあたった。前述したB－3テラスと本テラスにまたがるトレンチおよび石組遺構北側部分に接するように4m×5mのトレンチを設定し遺構確認を行ったところ、現表下約10～20cmで黄褐色砂層が認められ、約15～20cmの堆積が認められている。本層準はおそらく金山沢の洪水砂と思われる。その下層には地山面と思われる黄褐色土層が認められている。

石組遺構は調査の結果、この黄褐色砂層上面に構築されており、遺構内部からはガラス瓶や鉄製丸釘等が出土していることからかなり新しい時期の所産ではないかと推測していたが、同遺構についてこの土地に詳しい地元の方に話を聞いたところ、昭和20年代に山仕事に入った人々によって風呂釜のために築かれたものであるという情報を得て、金山操業時に関わるものでないことが判明した。一方、黄褐色砂層下からは地山面を掘り込んで構築された木組遺構が検出されている。本遺構は東西12.35m、南北2.65mを測り、東西に細長い長方形を呈するものと思われ、厚さ約8cm前後、長さ約170cm前後の板材をいくつか配している。各材には柱等の部材を接合したよ

うなほぞ穴は確認されていない。こうした木組に伴い鉄製角釘が打ち込まれた部材の断片が多数出土しており、部材の接合に使用されたものと思われ、かなり堅固なつくりであったことが想定できる。その他本遺構に伴う出土遺物としては、時期不明の陶磁器細片がみられるのみである。よってその所属時期も不明で、直接金山操業時の所産であるかどうかも不明である。本遺構の性格・用途も、第２次概報において角材と板壁による建物址の一部とみる場合、選鉱作業場の施設とみる場合等、考えられる２つのケースを提示したが、両者を実証できる資料がきわめて乏しい現段階としては、両ケースの可能性が高いことを指摘するにとどめておきたい。　（平野　修）

11．Ｃ－４テラス

本テラスは金山沢北側、一ノ沢と二ノ沢間のＣ区３段目に位置し、標高は1469mである。南向き斜面に作られた直線的なテラスで、東西52m、南北6.5mの規模をもち、本遺跡中で最も長いテラスである。テラス中央に完形の上臼が露呈し、東側には８点の回転臼が集められていた。また地表面には小さな鉱石や鉱滓が少量散布していたため、当初、選鉱から精錬までを行った作業域ではないかと想定した。

調査は第２次に行い、長軸方向にあわせて東西41m×南北２mのトレンチ1本を設定して遺構確認面まで下げたほか、テラスの短軸方向である南北方向に９m×1.2mのサブトレンチを設定し、テラスの幅や築成状況などを確認した。土層は、上から表土・褐色土・細礫を多く含む黄褐色土で、遺物は厚さ約10cmの１・２層に含まれる。サブトレンチで観察したところ、テラスの幅は6.5mで、南側半分は山側（北側）の切り土で盛り土し、裾部には径90cm大の礫を置き土留としていた。北側では岩盤を深くえぐり込んで、テラス面をより広く確保している状況が窺われた。トレンチ内では明確な遺構はなく、東側で表土直下に薄い炭化層と焼土層を検出したが、近年の焚火跡であろう。中央と西側では浅い落ち込みを確認し部分的に下げたが、風倒木痕の可能性がある。

遺物は、常滑摺鉢・天目茶碗・志野・染付などの陶磁器片、銅銭（開元通宝）１、鉄銭（寛永通宝）１、鉄製角釘のほか、径数㎝の小さな鉱石・鉱滓がトレンチ東側でやや多く出土した。鉱山臼には露出していた資料とあわせて上臼４、下臼５（うち３点は完形）、磨り臼２があり、ほかに穀臼１がある。また青黒色の碁石状自然石２点が出土している。

調査の結果、柱穴や炉などの遺構は検出できなかったが、鉱滓・鉱石・鉱山臼が出土し、居住域というより粉成・精錬に関わる作業域とみられる。とりわけ完形の下臼が３点も遺存していたことは、本テラスで回転臼を用いた選鉱作業が行われたことを示唆している。　（櫛原功一）

12．Ｅ－２テラス

本テラスは中山金山のテラスのなかでも最大規模を誇り、標高1450m前後に位置している。東西約70m、南北の広い所で約10mを測る。Ｅ－２テラスの北側斜面裾部には約17mにわたって石積みがみられる他、Ｅ－１テラスに取りつく古道と、Ｅ－２テラスに西方から取りつく古道にはそれぞれ石垣が付設されている。第１次調査ではＪ地区女郎屋敷跡（Ｅ－２テラスのこと）として調査を行い、Ｅ－２テラス中央やや東寄りに遺構確認のため、長さ８m、幅1.5mのトレンチを南北に設定し（第１トレンチ）、約20cm掘り下げた。その結果、表土直下に細かな礫層があ

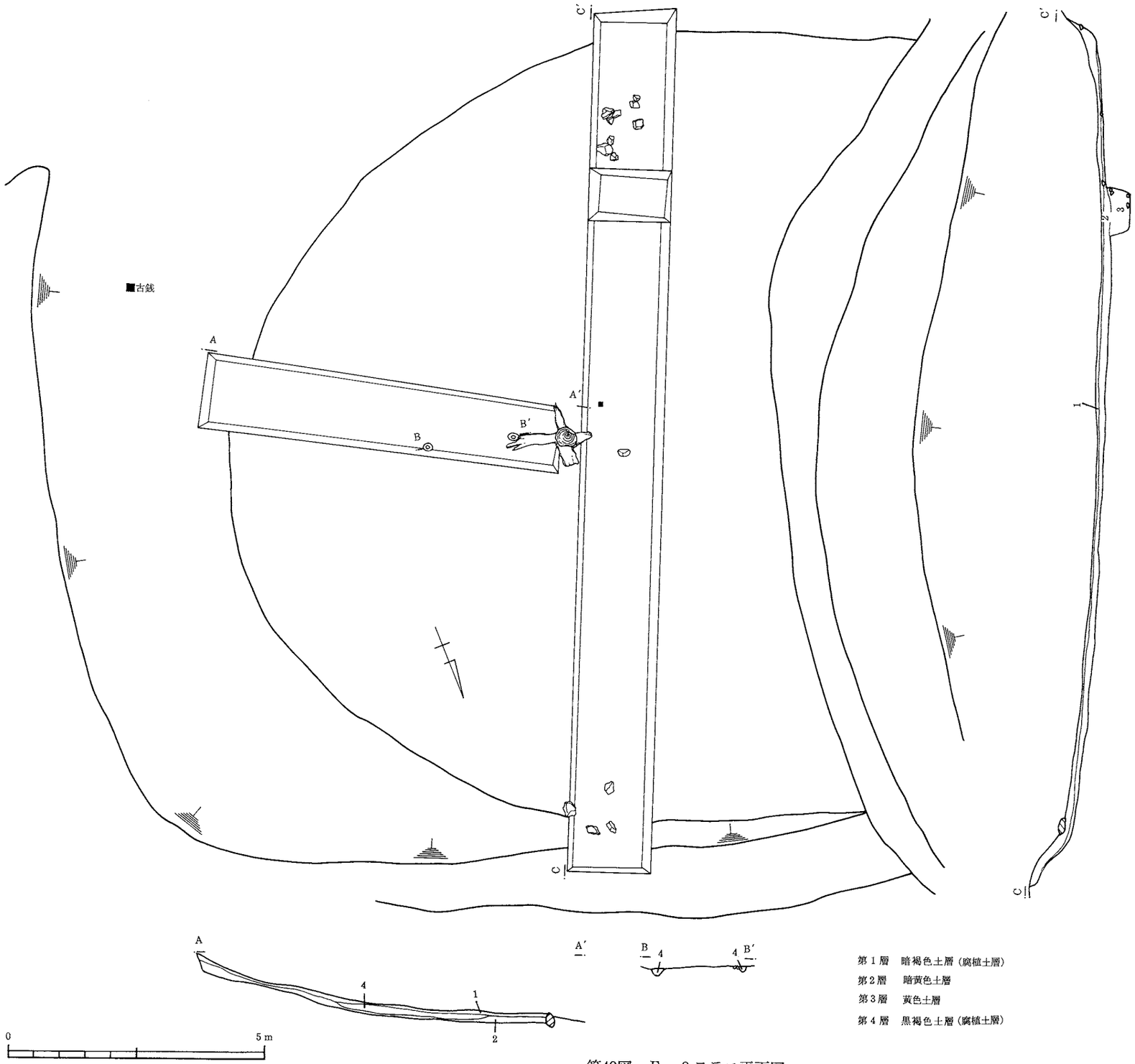

第40図　Ｅ－８テラス平面図

り、陶磁器類を中心とした遺物が比較的多く検出されたが、遺構は検出されなかった。遺物は青磁、鉄釉等の陶磁器類の細片が中心で、回転臼の上臼も１点出土している。第２次調査では第１次調査で設定した第１トレンチに直交するように規模1.2m×17.2mの第２トレンチを東西に設定し、さらにＥ－１テラスとまたがるように規模1.1m×16mの第３トレンチを東西に設定し、第１次調査に引き続き遺構確認等を目的とした調査を行った。その結果、第２トレンチでは現表下約20cmで黄褐色土層が認められ、精査の結果、建物址等の遺構は検出されなかったが、東端部では溝状の落ち込みが存在し、その内部には多量の拳大～人頭大の礫が人為的に投棄された状態で認められており、同テラスの造成に関わって埋められたものかもしれない。出土遺物としては18世紀代を中心とする陶磁器類の細片数点と用途不明の鉄製品、鉱滓が検出されているものの、その量は極めて少ない。

第３トレンチ内では明確な遺構は検出されなかったが、トレンチ西端で性格不明の土坑状遺構が１基検出されている。長径90cm、短径83cm、確認面からの深さ37cmを測り、遺構内には自然礫の混入がみられた他は出土遺物はない。また、トレンチ東側部分では表土層直下から時期不明の陶磁器片とともに、鉱滓と鉱石が比較的まとまって出土したことから、精錬施設の存在が期待されたがトレンチ内では検出されなかった。しかし同トレンチ外の北側には礫の散布が比較的まとまった状態で認められ、それらが精錬作業に関わる施設となる可能性が考えられたため、同箇所の清掃及び発掘を行った。その結果、時期等は不明であるが、カマド状とドーナツ状を呈した２基の石組遺構が確認され、カマド状を呈する石組遺構は長径約２ｍを測り、遺構内からは板鋏状の鉄製品、鉄製丸釘、羽口片等が出土している。ドーナツ状を呈する石組遺構は長径約２ｍを測り、遺構周辺からは上臼片や羽口片等が出土しているものの、精錬に伴う鉱滓や焼土、灰等の出土は全く認められていない。両者とも一部出土遺物から精錬施設の可能性はあるものの、その年代については不明な点が多く、金山操業時の施設であると明言はできない。

同テラスでは主に建物址等の生活関連施設及び遺物の検出が期待されたが、そのような期待とは裏腹に精錬に関わる遺物が多量に出土したことは、テラス使用目的の多様性の一端を窺い知ることができよう。

（平野　修）

13．Ｅ－８テラス

本テラスはＡ区谷部の頂上付近、標高1485mに位置し、西傾斜の谷地形を大がかりに造成して作っている。規模は東西約13m、南北約15mで、西向きの半円形を呈す。前後にはやはり谷部に作られた湾曲したテラスが連続し、本テラスを含めて計７面のテラスが階段状に並ぶ。その中で最大規模の本テラスは「大名屋敷」と呼称されているが、この呼称についてはＡ区を見下ろすという本テラスの立地に由来しているようであり、精錬場を監視する場所であろうと後世考えられたようだ。かつて地表面に陶磁器片がみられたというが、今はない。このテラス内を現在毛無山登山道が通過している。

調査は第１次に行い、南北17m、東西７ｍのＴ字形トレンチ（１・２号トレンチ）を設定して20cmほど掘り下げた。また土層確認のために一部深掘りをした。その結果、径15cm、深さ10cm程度のピットを３ヶ所検出したが、建造物にともなう柱穴と認定しがたいものであった。遺物は、

北宋銭（元豊通宝）が１号トレンチで１点出土したほか、採集資料に磁器片１点があるのみであった。回転臼などの作業用具もないので作業域とは考えにくいが、居住域としての様相も希薄である。

また第２次調査で、地中レーダー探査によりテラス構築状況を調査したが、その結果、谷部を埋める際の暗渠らしい空洞部が確認された。自然空洞ではなく、人工的であるということであるが、大規模な谷部の埋め土造成に伴う施設として予想されることではある。この点について第１次調査では未確認であった。

（櫛原功一）

第3節　検出された遺物

1．陶磁器類

第1次から3次にわたる発掘調査によって、1200点にのぼる土器類が出土している。これらはテラス群の調査によって出土したものが大多数を占めるが、遺構に伴うものやテラス内における一括資料は希有で、破片資料がほとんどである。これは、発掘調査がトレンチ調査を主に行ったことと、面的な調査によっても明瞭な遺構の検出が行えなかったことによる。

したがって、出土土器類の器種構成については不明であり、個々の遺物としての資料評価しかできないのが現状である。

出土した土器は、多くが瀬戸美濃系の陶器であり、それに肥前系の磁器が加わり主体となっている。その他に、かわらけ・内耳鍋などの土製品、中国、志戸呂、常滑製品が若干みられる程度である。

時代的には瀬戸美濃系の陶器は16世紀代のものが若干あり、17世紀代を中心として19世紀代までみられる。肥前系陶磁器は17世紀末から18世紀前半代の製品が多くを占め、17世紀代にピークがある瀬戸美濃系の陶磁器に代わってそのピークを迎える傾向にある。中国陶磁は、染付皿が多く、15世紀後半から16世紀前半に位置づけられるものもみられ、金山経営の初現を示す資料となっている。また、資料のなかには焼継の痕跡を遺すものがみられる。常滑製品は甕を中心として、16世紀代に比定されるものである。志戸呂製品は筒形碗、天目がみられ、16世紀末ないし17世紀初頭に比定される。その他、近・現代の陶磁器も何点か確認されているが、これが金山経営の下限を示すものか、近年の山林の伐採時に持ち込まれたものかは明らかでない。

煮炊具としては内耳鍋片が出土しているが、その数は少なく、注目される。しかしこれが、本遺跡の特徴なのか、調査地点の選択によるものなのかは不明である。

その他、特異な遺物として織部向付、瀬戸の祖母懐の茶壷、生産地および時期不明ではあるが、茶入等が出土している。特に後二者はその用途が限定されていることから、金山経営の実態を考える上で大きな意味を持つ資料といえる。

なお、3次にわたる調査によって出土した資料以外に、加藤為夫、石部典生両調査員によって過去に採集、保管されていた遺物についても、ここに掲載した。　（宮澤公雄）

第6表　陶磁器類観察表

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
1		A-20テラス	坏	磁器	－	－	－	中国	15世紀前半	白磁面取り坏
2		A-20テラス	坏	磁器	－	－	－	中国	16世紀前半	牡丹唐草文　見込みは寿山福海文
3	1	A-23テラス	皿	磁器	－	7.0	－	中国	15世紀後半～16世紀前半	染付端反皿　牡丹唐草文　見込みは花文
4		A-22テラス	皿	磁器	－	－	－	中国	16世紀中葉～後半	四方ダスキ文
5		A-22テラス	皿	磁器	－	－	－	中国	16世紀代	
6		C-4テラス	皿	磁器	－	－	－	中国	16世紀代	四方ダスキ文
7	2	A-22テラス	皿	磁器	－	6.0	－	中国	16世紀代	
8		A-20テラス	皿	磁器	－	－	－	中国	16世紀後半	内湾皿　唐草文
9		A-22テラス	皿	磁器	－	－	－	中国	16世紀後半	

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
10		A-20テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
11		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
12		A-20テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
13		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
14	3	A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	6.0	−	中国	16世紀後半	内湾Ⅲ
15		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
16		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国	16世紀後半	
17		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
18		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		
19		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
20		A-20テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
21		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		
22		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
23		A-31テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		
24		A-20テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
25		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		焼継
26		A-22テラス	Ⅲ	磁器	−	−	−	中国？		
27	4	A-23テラス	Ⅲ	磁器	−	4.0	−	中国？		
28	5	A-22テラス	Ⅲ	陶器	10.0	6.0	2.5	瀬戸美濃	16世紀後半	灰釉
29		A-22テラス	Ⅲ	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	16世紀後半	灰釉
30		A-22テラス	Ⅲ	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	16世紀後半	灰釉
31		A-20テラス	Ⅲ	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	16世紀後半	灰釉
32		A-31テラス	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	16世紀前半か	灰釉　丸碗
33	6	A-22テラス	Ⅲ	陶器	10.6	6.0	2.6	瀬戸美濃	16世紀後半	鉄釉
34	11	A-23テラス	碗	陶器	10.6	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
35	12	A-22テラス	碗	陶器	11.0	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
36		A-20テラス	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
37		A-22テラス	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
38	13	A-31テラス	碗	陶器	−	3.4	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
39	14	A-33テラス	Ⅲ	陶器	11.0	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
40	15	A-20テラス	碗	陶器	6.8	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
41	16	A-7テラス	Ⅲ	陶器	9.0	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
42		A-22テラス	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀代	鉄釉
43	17	A-20テラス	碗	陶器	9.4	−	−	瀬戸美濃	17世紀末以降	鉄釉
44		A-20テラス	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀末以降	鉄釉
45		A-22テラス周辺	碗	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀末以降	鉄釉
46	18	A-22テラス	碗	陶器	−	5.0	−	瀬戸美濃	17世紀末以降	鉄釉
47	19	A-20テラス	碗	陶器	−	5.6	−	瀬戸美濃	17世紀末～18世紀初	鉄釉
48	22	A-23テラス	向付	陶器	−	−	2.2	瀬戸美濃	17世紀末前半	織部
49	23	C-4テラス	碗	陶器	12.2	−	−	瀬戸美濃	17世紀末前半	織部
50		A-22テラス	Ⅲ	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀代前半	織部　菊Ⅲ

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
51	14	不明	鉢	陶器	32.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀代前半	黄瀬戸　内面に櫛目波状文　石部典生氏採集
52	25	A-22テラス	鉢	陶器	－	13.0	－	瀬戸美濃	17世紀代前半	黄瀬戸　内面に櫛目波状文
53	26	A-20テラス	鉢	陶器	－	11.0	－	瀬戸美濃	17世紀代前半	黄瀬戸
54		A-31テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀代後半	灰釉
55		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀代後半	灰釉
56	30	A-22テラス周辺	Ⅲ	陶器	－	6.6	－	瀬戸美濃	17世紀代後半	灰釉
57	27	A-23テラス	碗	陶器	11.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀代後半	灰釉
58		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀後半	灰釉
59	29	A-23テラス	碗	陶器	10.8	－	－	瀬戸美濃	17世紀末～18世紀初	灰釉・緑釉
60	28	A-20テラス	碗	陶器	12.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
61		A-7テラス	碗	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
62		A-20テラス	碗	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
63		A-20テラス	碗	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
64		B-4テラス	碗	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末～18世紀初	灰釉・緑釉
65		A-22テラス	碗	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉・緑釉
66	31	A-33テラス	碗	陶器	14.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
67	32	A-20テラス	Ⅲ	陶器	11.8	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
68		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
69		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
70		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀末以降	灰釉
71	33	A-22テラス	蓋	陶器	10.0	－	－	瀬戸美濃	18世紀後半～19世紀前半	灰釉
72		A-22テラス	土瓶	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	19世紀前半	灰釉
73		A-22テラス	土瓶	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	19世紀前半	灰釉
74		A-22テラス	土瓶	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	19世紀前半	灰釉
75		A-22テラス	土瓶	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	19世紀前半	灰釉
76		A-22テラス	土瓶	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	19世紀前半	灰釉
77	34	A-20テラス	Ⅲ	陶器	12.0	8.0	2.6	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
78	35	A-20テラス	Ⅲ	陶器	11.2	6.0	2.3	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
79	36	B-4テラス	Ⅲ	陶器	10.6	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
80	37	A-22テラス周辺	Ⅲ	陶器	11.6	7.6	2.0	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
81		E-4テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
82		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
83		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
84		C-4テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
85		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
86	38	A-23テラス	Ⅲ	陶器	10.8	7.0	2.3	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
87	39	A-32テラス	Ⅲ	陶器	11.6	7.0	2.2	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
88	40	不明	Ⅲ	陶器	12.0	7.4	2.1	瀬戸美濃	17世紀前半	志野　石部典生氏採集
89		A-23テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
90		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
91		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
92		不明	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
93		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
94		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
95	41	A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	7.4	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
96		C-4テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
97		C-4テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
98		A-50テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
99		A-50テラス	壺	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	16世紀代か	祖母懐茶壺
100		E-2テラス	甕	陶器	－	－	－	常滑	16世紀代か	
101		E-2テラス	甕	陶器	－	－	－	常滑	16世紀代か	
102		A-32テラス	甕	陶器	－	－	－	常滑	16世紀代か	
103	88	A-50テラス	甕	陶器	－	－	－	常滑	16世紀代か	
104	79	A-22テラス	擂鉢	陶器	30.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀中葉	
105	83	A-22テラス	擂鉢	陶器	32.0	－	－	瀬戸美濃		
106		A-22テラス	擂鉢	陶器	30.0	－	－	瀬戸美濃	17世紀中葉	NO104と同一個体か
107	80	C-4テラス	擂鉢	陶器	32.0	－	－	瀬戸美濃	18世紀後半以降	
108	81	C-4テラス	擂鉢	陶器	32.0	－	－	瀬戸美濃	18世紀後半以降	
109	82	A-22テラス	擂鉢	陶器	32.0	－	－	瀬戸美濃	19世紀代	
110	86	A-4テラス	擂鉢	陶器	－	12.0	－	瀬戸美濃		
111		C-4テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
112		A-22テラス周辺	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
113		A-22テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
114		C-4テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
115	87	A-22テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
116		C-4テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
117		A-20テラス	擂鉢	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
118	85	A-20テラス	擂鉢	陶器	－	12.0	－	瀬戸美濃	17世紀以降	
119	20	A-23テラス	鉢	陶器	－	15.0	－	瀬戸美濃		鉄釉
120	21	A-22テラス	鉢	陶器	－	6.0	－	瀬戸美濃		鉄釉
121	7	A-33テラス	碗	陶器	11.0	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	筒形碗　鉄釉
122	8	A-33テラス	碗	陶器	10.6	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	筒形碗　鉄釉
123	9	A-33テラス	碗	陶器	11.0	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	筒形碗　鉄釉
124		A-33テラス	碗	陶器	－	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	筒形碗　鉄釉
125	10	A-22テラス	碗	陶器	11.0	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	天目　鉄釉
126		A-22テラス	壺	陶器	－	－	－	志戸呂	16世紀末～17世紀初	鉄釉
127		E-2テラス	碗	陶器	－	－	－	唐津	17世紀前半	わら灰釉
128		E-2テラス	碗	陶器	－	－	－	唐津	16世紀末～17世紀初	わら灰釉
129	43	不明	碗	陶器	－	3.8	－	唐津	17世紀前半	石部典生氏採集
130		A-20テラス	碗	陶器	－	4.0	－	唐津		
131	84	A-33テラス	擂鉢	陶器	34.0	－	－	唐津		
132		A-24テラス	鉢	磁器	－	－	－	唐津	17世紀後半～18世紀前半	白化粧土刷毛目

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
133		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀代	
134		A-9テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀代	
135		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀代	
136		A-22テラス周辺	鉢	磁器	−	−	−	肥前	17世紀代	
137		A-20テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀代	
138		C-4テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀代	
139		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀代	
140	44	A-32テラス	碗	磁器	12.0	−	−	肥前	17世紀中葉	体部に「寿」の銘あり
141		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀前半	
142		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀前半	
143	45	A-33テラス	碗	磁器	−	4.4	−	肥前	17世紀前半	
144	47	A-22テラス	碗	磁器	−	4.0	−	肥前	17世紀代	
145	48	A-20テラス	碗	磁器	−	4.2	−	肥前	17世紀後半	底部に「太明」の銘あり
146		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
147		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
148		A-51テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀前半	
149		A-20テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀前半	
150		A-23テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀前半	
151		A-8テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀後半	
152		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀代	
153		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀代	
154		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀代	
155		C-4テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀末～19世紀前半	
156		C-4テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀末～19世紀前半	
157		A-22テラス周辺	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀末～19世紀前半	
158		C-4テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀末～19世紀前半	
159		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀末～19世紀前半	
160		A-22テラス周辺	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	京焼風
161		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	京焼風
162	50	A-20テラス	碗	磁器	12.0	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	京焼風
163	53	A-20テラス	碗	磁器	21.4	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	京焼風
164		A-22テラス	瓶	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	色絵
165		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	色絵
166		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	色絵　有田
167		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀前半	色絵　有田
168		C-4テラス	碗	磁器	−	−	−	波佐見	18世紀代	
169		A-23テラス	碗	磁器	−	−	−	波佐見	18世紀代	
170		A-31テラス	碗	磁器	−	−	−	波佐見	18世紀代	
171		A-22テラス	碗	磁器	−	−	−	肥前	18世紀前半	型紙摺
172	49	A-22テラス	碗	磁器	13.0	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀	青緑釉陶器碗
173	52	A-22テラス	碗	磁器	11.0	−	−	肥前	17世紀後半～18世紀	青緑釉陶器碗

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
174	51	A-22テラス	碗	磁器	13.0	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀	青緑釉陶器碗
175		A-22テラス	碗	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀	青緑釉陶器碗
176		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前		青磁
177		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前		青磁
178		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前		青磁
179		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前		青磁
180		A-22テラス	碗	磁器	－	－	－	肥前		青磁
181		A-22テラス	碗	磁器	－	－	－	肥前		青磁
182	54	A-23テラス	鉢	磁器	21.0	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀	青磁
183		A-20テラス	鉢	磁器	－	－	－	肥前		青磁
184		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
185	55	不明	Ⅲ	磁器	－	4.2	－	肥前	17世紀代	石部典生氏採集
186		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
187	56	不明	Ⅲ	磁器	－	5.0	－	肥前	17世紀代	石部典生氏採集
188		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
189		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	
190	57	A-33テラス	Ⅲ	磁器	6.0	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	菊皿
191		A-22テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	菊皿
192	58	A-23テラス	Ⅲ	磁器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	角皿　型打ち皿
193		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
194		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
195		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
196		A-23テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
197		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
198		A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉
199		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉　蛇ノ目釉剥皿
200		不明	Ⅲ	陶器	－	－	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉　蛇ノ目釉剥皿
201	59	A-20テラス	Ⅲ	陶器	－	6.0	－	肥前	17世紀後半～18世紀前半	青緑釉　蛇ノ目釉剥皿
202		A-23テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
203		A-31テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
204		A-22テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
205		A-22テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
206		A-22テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
207		A-22テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
208		A-20テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
209		A-20テラス炭窯	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
210		A-20テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
211		A-20テラス	瓶	磁器	－	－	－	肥前	17世紀～18世紀代	
212	60	A-33テラス	瓶	磁器	－	6.0	－	肥前	17世紀後半	
213		C-4テラス	蓋	磁器	－	－	－	肥前	18世紀代	
214		A-22テラス	Ⅲ	陶器	－	－	－	瀬戸美濃	17世紀前半	志野

図版No	実測No	出土地点	器形	素地	口径	底(高台)径	器高	産地	年代	備考
215		A-20テラス	皿	陶器	−	−	−	瀬戸美濃	17世紀前半	志野
216	42	A-22テラス	茶入	陶器	−	4.0	−			鉄釉
217	63	不明	皿	陶器	14.0	6.4	2.3			石部典生氏採集
217	64	A-22テラス	盃	磁器	−	3.9	−			
218	62	A-23テラス	碗	陶器	−	3.6	−			
220	61	A-20テラス	碗	磁器	−	4.8	−			
221		A-31テラス	鉦?	磁器	−	−	−	中国?		獅子
222	46	A-22テラス	碗	磁器	11.0	4.0	5.9	肥前	17世紀末〜18世紀前半	
223	65	A-20テラス	碗	陶器	10.4	4.5	5.9	肥前	18世紀前半	
224	67	A-22テラス	盃	陶器	6.6	3.0	4.1			
225	68	不明	碗	磁器	12.0	4.2	5.05		19世紀以降	
226	66	A-22テラス	碗	磁器	12.0	4.0	4.9		19世紀以降	
227	69	A-22テラス	土瓶	陶器	6.0	5.4	6.3		19世紀以降	
228	70	A-31テラス	皿	磁器	12.6	8.2	2.3			銅板プリント
229	90		碗	陶器	11.6	4.5	6.25	瀬戸美濃	17世紀後半	天目茶碗　加藤為夫氏採集
230	89		皿	陶器	10.9	5.8	2.5	瀬戸美濃	17世紀前半	加藤為夫氏採集
231	91		鉢	陶器	−	10.6	−			〃
232	92		瓶	陶器	−	−	−			〃
233	95		片口	陶器	14.0	13.8	9.7	瀬戸美濃	17世紀前半	〃
234	93		鉢	陶器	−	16.0	−			〃
235	94		鉢	陶器	−	16.4	−	瀬戸美濃		〃
236	96		擂鉢	陶器	25.8	−	−	瀬戸美濃?	17世紀初	〃
237	97		碗	磁器	10.2	4.3	6.6	肥前	17世紀後半〜18世紀前半	〃
238	98		碗	磁器	9.4	3.8	6.75	肥前	17世紀代	〃
239	99		碗	磁器	7.5	3.6	4.3	肥前	17世紀後半〜18世紀前半	〃
240	100		小坏	磁器	6.0	2.6	4.5	肥前	17世紀前半	〃
241	101		碗	磁器	−	4.5	−	肥前	18世紀前半	〃
242	102		皿	磁器	11.6	−	−	肥前	18世紀代	〃
243	103		皿	磁器	14.0	7.5	3.5	肥前		〃
244	104		瓶	磁器	−	4.5	−	肥前	17世紀後半	〃
245	71	A-22テラス	坏	土器	8.0	4.0	1.9	在地	15世紀後半〜16世紀代	
246	72	A-20テラス	坏	土器	9.2	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
247	73	A-20テラス	坏	土器	13.0	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
248		A-33テラス	坏	土器	−	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
249	74	A-22テラス	坏	土器	9.0	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
250	76	A-20テラス	鍋	土器	−	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
251	78	A-7テラス	鍋	土器	−	27.0	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
252		A-23テラス	鍋	土器	−	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
253	77	A-23テラス	鍋	土器	−	20.0	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
254		A-20テラス	鍋	土器	−	−	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	
255	75	A-23テラス	坏	土器	−	6.0	−	在地	15世紀後半〜16世紀代	

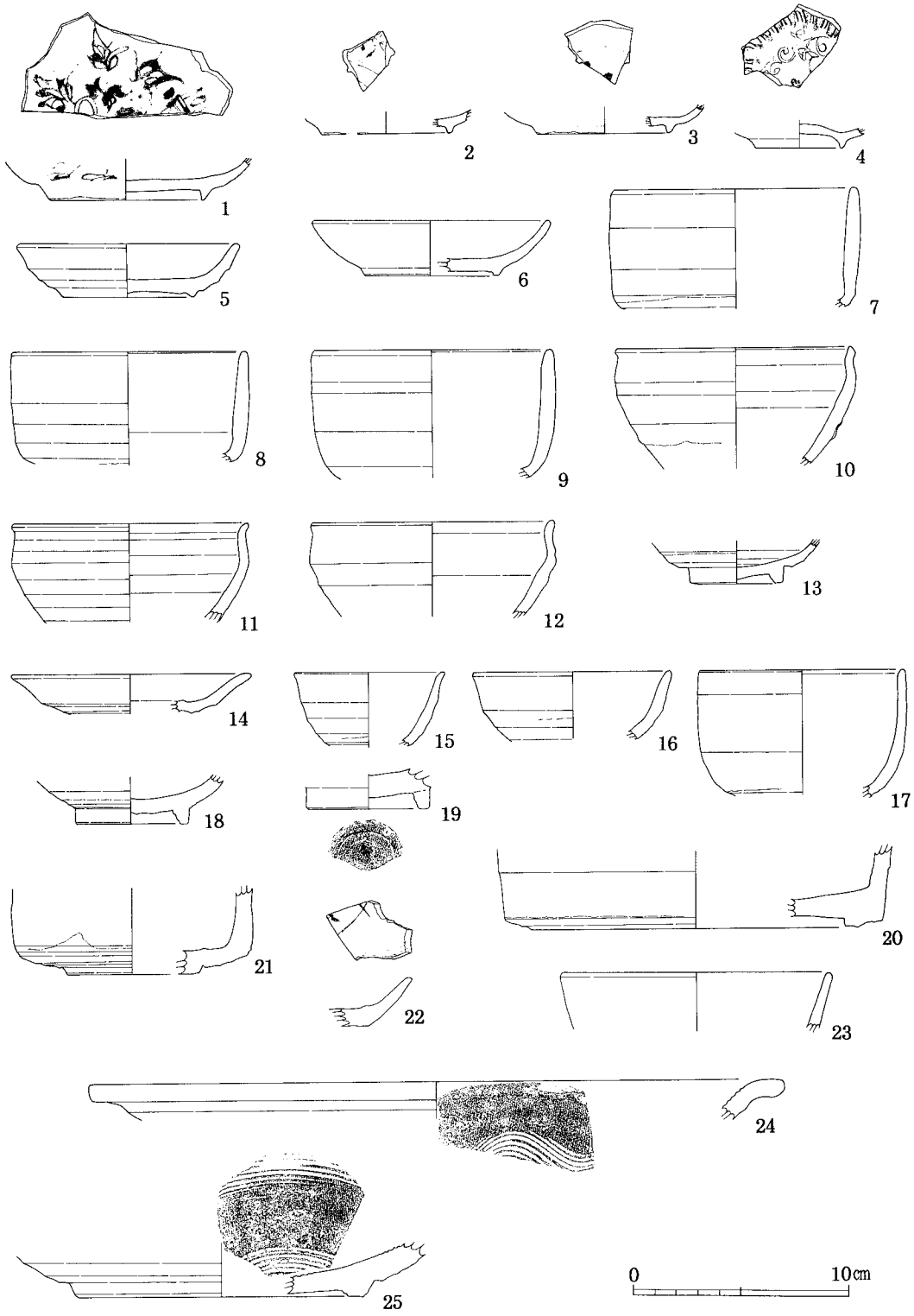

第41図　陶磁器(1)

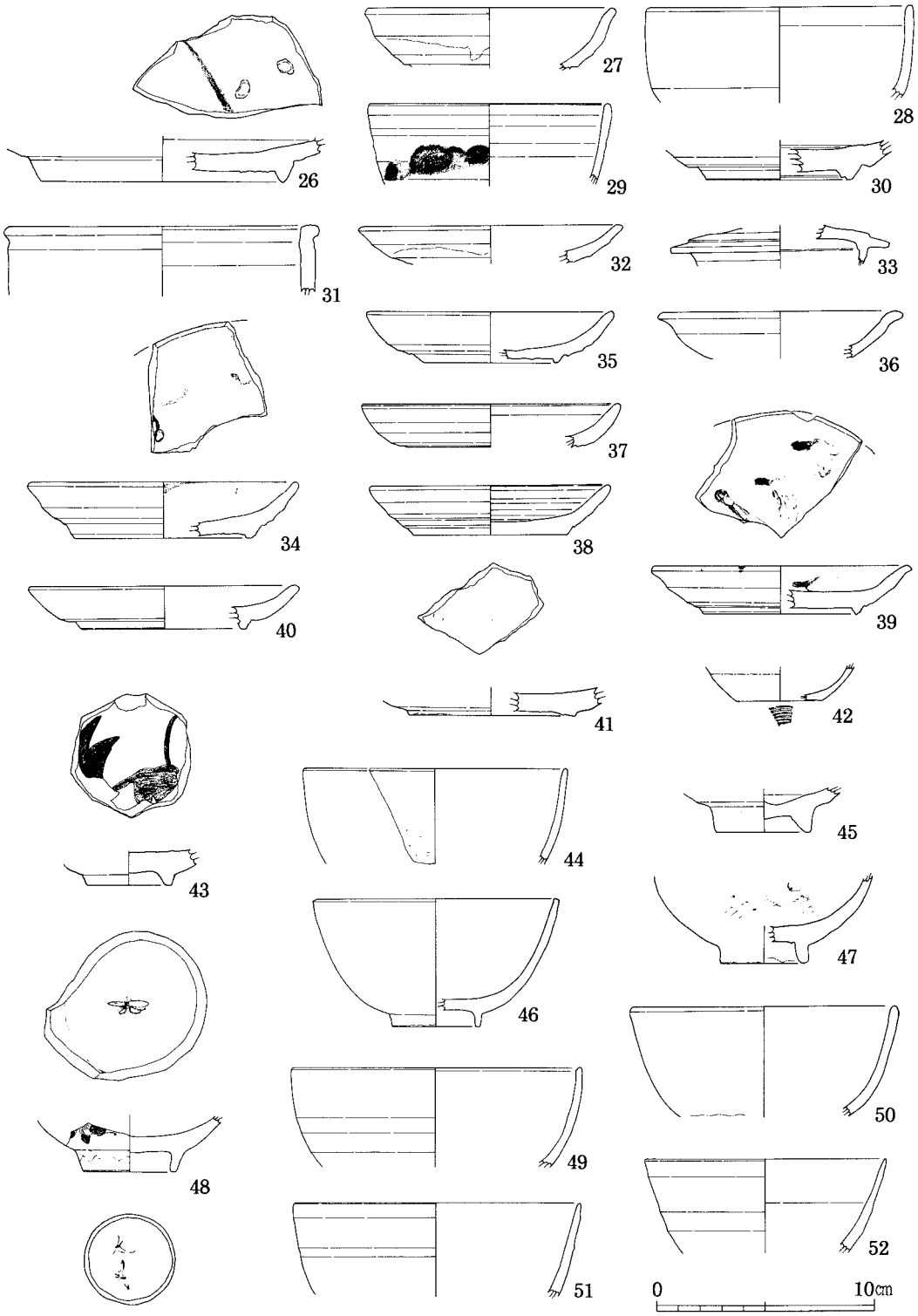
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
0
10cm

第42図　陶磁器(2)

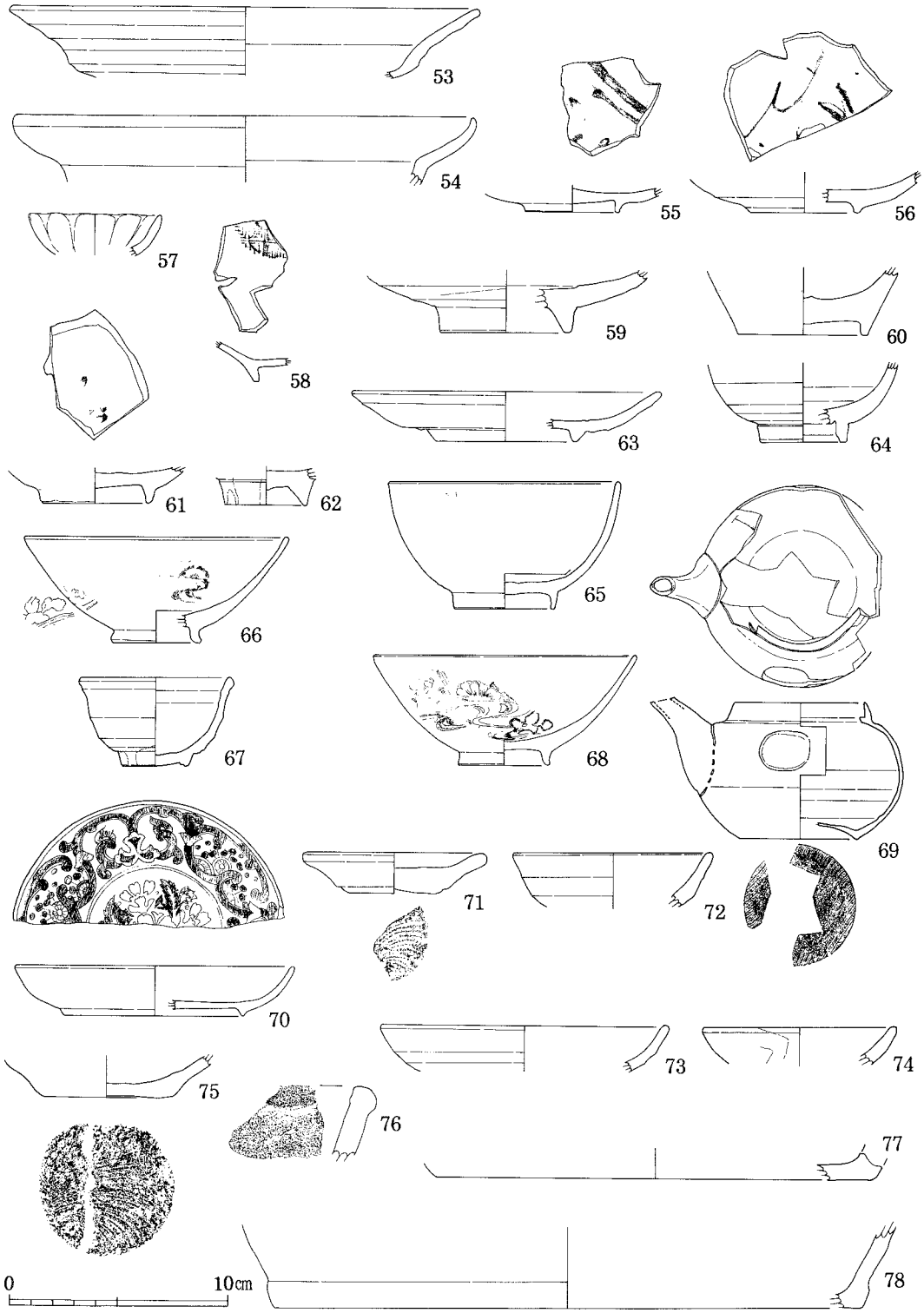
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
0
10cm

第43図　陶磁器(3)・土器

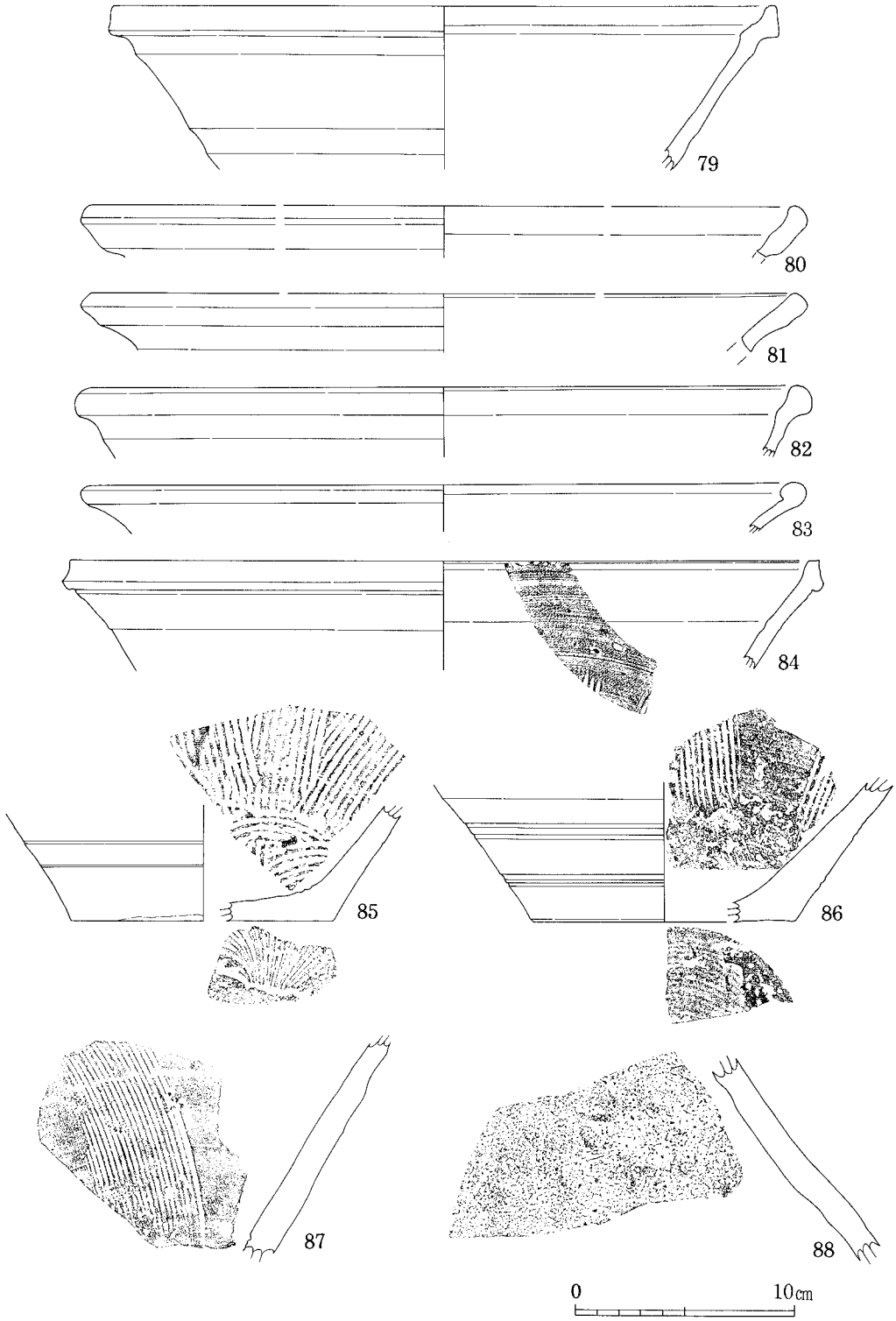

第44図　陶磁器(4)

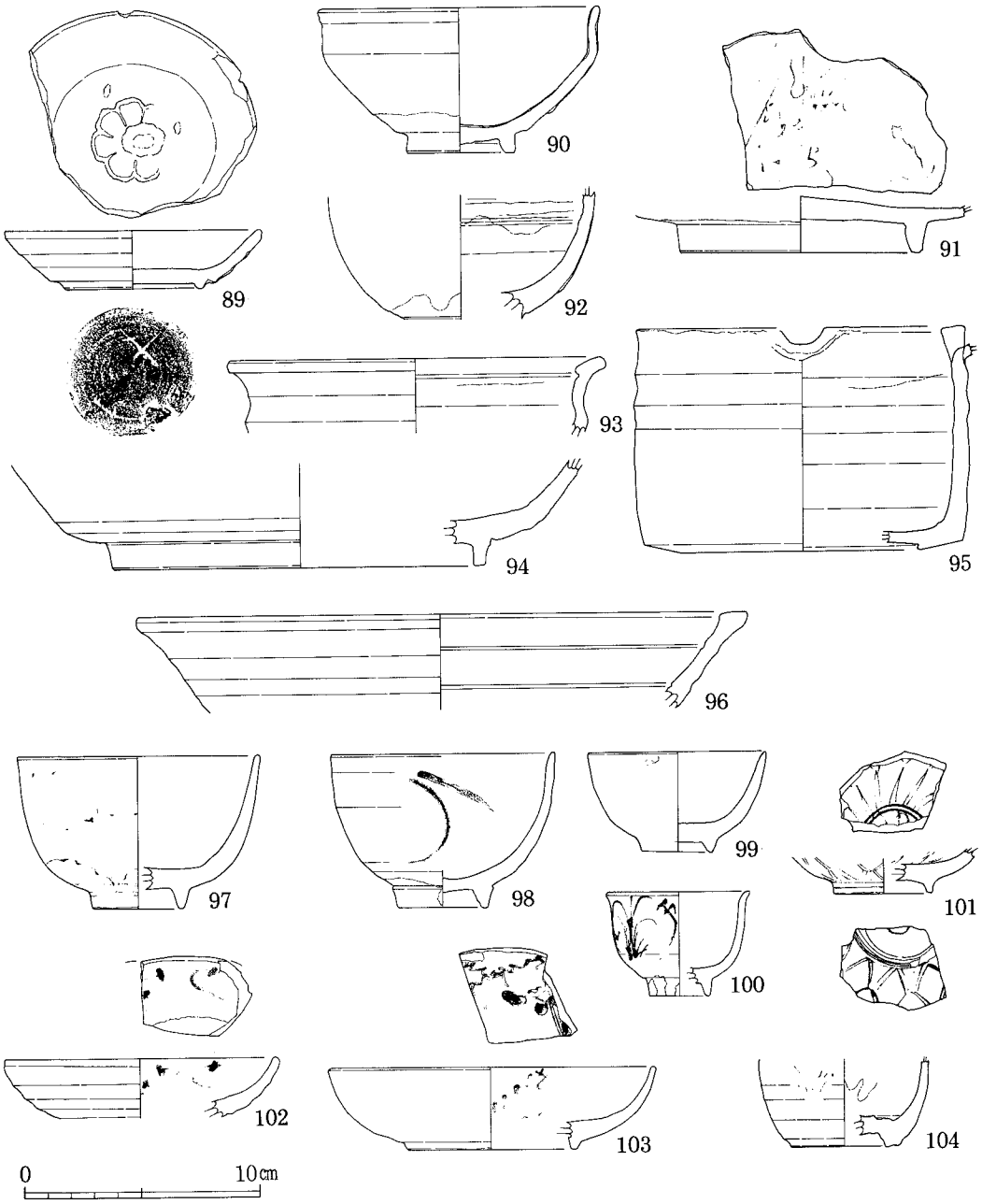

第45図　陶磁器(5)

2．鉱石粉砕具

ここでは図化した資料の説明を中心にするが、説明の前に用語の整理と型式分類をしておきたい。この分野では近年、今村啓爾氏が「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」と題する論文の中で、全国的な資料集成と概観をおこなったばかりであり、すぐれた観察をもとに用語に関する整理が行われている。したがって、ここでは今村氏が規定した用語、部分名称を可能なかぎり踏襲し援用したい。

さて中山金山遺跡の鉱石粉砕具には、「鉱山用回転臼」、「搗き臼」、「磨り臼」、「磨り石」の４種類がある。

鉱山用回転臼は「上臼」と「下臼」を組み合わせて用いるが、原理は穀臼と全く同じで上臼と下臼を磨り合すことによって鉱石を粉砕する。そのために回転臼にはある程度の重量と堅さが要求される。基本的には上臼、下臼ともに円盤状を呈し「磨面」をもつが、細部については若干の説明を要する。

まず上臼には鉱石を投入するための「供給孔」が、表面から裏面（磨面）側に貫通する。供給孔は上臼の中心にあるものと、中心からいくぶん外れるものがあるが、後者の場合、磨り面の中心には軸を受けるための「軸受け孔」がある。供給孔が中心から外れるタイプの存在は本遺跡の大きな特色であり、葉賀七三男氏によって既に「湯之奥型」上臼と命名されている。今村氏の集成によれば、湯之奥型は他に類をみないものである。一方、供給孔を中心にもつタイプは全国的に普遍的であるが、これは軸受けのための穴をもつ木製円板（「リンズ」）を供給孔中にはめこんで使用されたことが明らかにされている。ここでは湯之奥型に対して「リンズ型」上臼と呼称

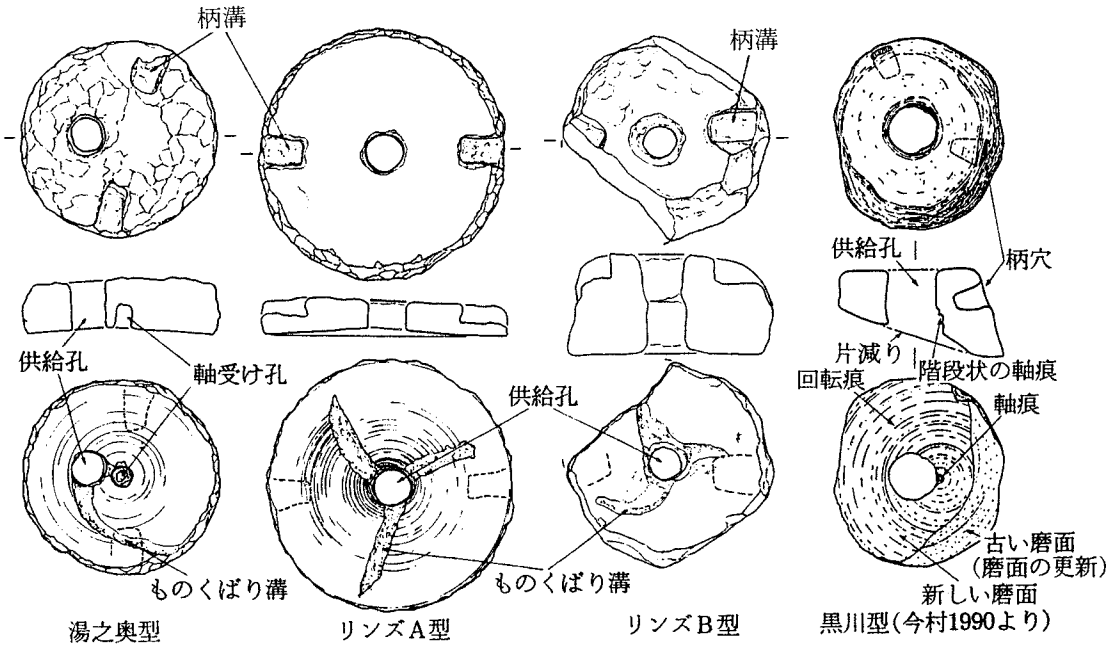

第46図　上臼の型式

する。リンズ型には、円盤状に丁寧に整形したタイプと、少数ではあるが、粗雑な整形でやや小型で厚いタイプがあり、区別するために前者を「リンズA型」、後者を「リンズB型」とする。その他、穀臼と同じ形態を示し、表面に高い周縁帯が存在するものを「穀臼型」とする。これらの回転臼表面には「柄」（穀臼でいう挽き木）を固定するための「柄溝」が彫られていることが多いが、側面に「柄」を挿入するための「柄穴」を設けることもある。柄溝、柄穴数は1～3ヶ所程度である。磨面には、投入した鉱石を円滑に送るための「ものくばり溝」があり、湯之奥型では左回り（反時計回り）に1本、リンズ型では中心から放射状に直線、あるいは左巻きの渦巻きを3本刻むことが多い。しかし既に指摘されているとおり、磨面には一般的に穀臼のような分画線や目を刻むことがない。磨面には鉱石が回転移動した際の「回転痕」が同心円状にみられるが、注意深くみるとものくばり溝から生じているのがわかり、上臼の回転方向を知る手がかりとされている。また上臼磨面は、鉱石との磨耗によって供給孔に近いほど薄くなる。なお、黒川金山で認められた供給孔に接して軸痕をもつタイプ（仮称「黒川型」上臼）は皆無であり、また黒川型のように軸位置の移転にともない磨面を更新した例は、本遺跡には存在しない。

下臼は、磨面の中心に芯棒を固定するための「軸穴」をもつ。磨面には上臼同様に、使用痕として軸穴を中心とした同心円状の回転痕がみられる。磨面は磨耗によって薄くなるが、リンズ型上臼の場合、軸穴周辺部が薄くなるために、上臼が窪むのと対照的に下臼の軸穴付近は山形に盛り上がる。この「軸山」は使用頻度に応じて高くなる。湯之奥型上臼の場合は軸山形成が弱い。

搗き臼は、鉱石を回転臼にかける前にハンマー等で細かく砕くための臼といわれているが、本遺跡では僅かに1例しか見つかっていない。使用面には敲打によって次第に形成された「窪み」をもつ。

磨り臼は、磨り石を用いて鉱石を微粉砕にするための臼である。形態的には、携帯可能な小型タイプと、固定型とみられる大型タイプ、またその中間タイプがある。また使用面に窪みが明確に形成されたものと、平面的で窪みが浅いかほとんど形成されていないものがあり、前者は「磨り方向」が窪みの長軸方向であることが多いが、後者は不定である。

磨り石には、片手で使用し使用面を数面もつ小型タイプと、両手で一定方向に使用する大型タイプがある。後者の場合、磨面は長方形か楕円形を呈し、短軸方向に同一方向の使用痕が認められる。おそらく磨り石と磨り臼には使用の組合せがあり、小型の磨り石には小型の磨り臼が、大型の磨り石には大型の磨り臼が対応するのであろう。

中山金山では計189点の鉱山臼および磨り石が見つかっているが、その内訳は上臼116（61%）、下臼41（22%）、回転臼未製品2（1%）、搗き臼1（1%）、磨り臼21（11%）、磨り石8（4%）であり、地点別出土数は第7表のとおりである。

(1) 上臼

上臼116点のうち、リンズA型は94（81%）、リンズB型は5（4%）、湯之奥型は8（7%）、穀臼型は1（1%）、型式不明8(6%)である（第8表）。残存率3～4割程度の破損品が全体の約40%を占め最も多く、完形品は18点で15%である（第12表）。直径（第47図）は、リンズA型の場合、40～43㎝が最も多く、リンズB型、湯之奥型では30～40㎝の間が多い。厚さ（第48図）はリ

第７表　鉱山臼の分布状況（括弧内は完形品数、転用例は本来の型式で集計）

	回転臼		未製品	搗き臼	磨り臼	磨り石	計
	上臼	下臼					
A-6	4	2					6
A-7	4	2(1)		1			7
A-8	2						2
A-9	6(1)	2(2)	1				9
A-10			1				1
A-20	20(4)	8(1)			3	1	32
A-22	21(2)	3			9	3	36
A-23	17(3)	4(3)			2	3	26
A-32		1(1)					1
A-33	1						1
A-50	1					1	2
B-3					1		1
C-4	4	5(2)			1		10
E-2	6(1)						6
精錬場	14(2)	1			2		17
金山沢	6(2)	10(4)			3		19
不明	10	3(2)					13
合計	116	41	2	1	21	8	189
(%)	61	21	1	0.5	11	4	

第８表　上臼の型式（転用例は本来の型式で集計）

型式	数	%
リンズA	94	81
リンズB	5	4
湯之奥型	8	7
穀臼型	1	6
不明	8	1

第９表　柄の型式

型式	柄穴	柄溝	柄穴→柄溝
リンズA	6	76	1
リンズB		3	
湯之奥型		8	
穀臼型			

第10表　ものくばり溝の型式

型式	左流れ1	直線3	右巻3	左巻3	その他
リンズA		39	3	26	左右1、直線2本1
リンズB			1		
湯之奥型	6				
穀臼型	1				

ンズＡ型では5～13.5㎝で、7～10㎝が最も多い。リンズＢ型では18～23㎝で、リンズＡ型よりも倍程度厚い。湯之奥型は4～15.5㎝で、10㎝前後が多い。供給孔の直径（第49図）はリンズＡ型では7～8㎝が最も多いが、湯之奥型では5～5.8㎝である。また柄型式はリンズＡ型では柄穴が6、柄溝が76で、リンズＢ型・湯之奥型では柄溝のみであった（第９表）。ものくばり溝は湯之奥型ではすべて左流れ１本のみであるが、リンズＡ型では直線３本型が39、左巻き３本型が26であり、右巻き３本型も３例存在した（第10表）。石質は火山礫凝灰岩、凝灰岩が圧倒的に多く、リンズＡ型ではこれらの石材が全体の71％を占めている（第11表）。

１　湯之奥型。Ａ－23出土。直径は35㎝と小型であるが、湯之奥型はリンズ型よりも小型のものが多い。軸受け孔の脇に約１㎝離れて供給孔がある。供給孔からは緩やかに弧を描いて左にカーブしたものくばり溝があり、溝先端は磨面周縁まで達している。この形態は、分画線、表面の周縁がないことを除けば穀臼と同じである。穀臼の場合も、供給孔からものくばり溝が左流れで生じているが、三輪茂雄氏によれば、穀臼は通常左回転が行われ、ものくばり溝は左へ流れると

第11表　鉱山臼の石質（上臼型式不明は除外してある）

石　　質		上臼				下　臼	搗き臼	磨り臼	磨り石	計
		リンズA	リンズB	湯之奥型	穀臼型					
火山礫凝灰岩	(a)	49	2	6	1	25	1	4		88
凝灰岩	(b)	22	1	2		6		11	5	47
砂岩	(c)	1	1					3		5
閃緑斑岩	(d)	5				1		1		7
安山岩	(e)	3				2		2	1	8
花崗閃緑岩	(f)									
閃緑岩	(g)	5							1	6
玢岩	(h)					1				1
輝岩安山岩	(i)									
角閃石閃緑岩	(j)					1				1
閃緑斑岩—安山岩	(d-e)	7				3				10
閃緑岩—閃緑斑岩	(g-d)	1	1						1	3
閃緑岩—花崗閃緑岩	(g-f)	1								1
角閃石閃緑岩—閃緑斑岩	(j-d)					1				1
		94	5	8	1	40	1	21	8	178

第12表　上臼・下臼の残存率（個数、残存率不明は除外してある）

	0-	10-	20-	30-	40-	50-	60-	70-	80-	90-	100%
上臼		9	12	20	26	12	5	1	4	5	18
下臼				3	5	5	3		7	2	15

いう。径の大きさも穀臼と類似し、穀臼形態の模倣によって湯之奥型上臼は成立したと考えられる。重量も約18㎏と穀臼と同程度であるが、あるいは本例は穀臼のように一人で操作するためのものであり、長い遠隔操作のための柄は用いなかったのではないか。柄溝は向き合うように２ヶ所設けているが、その大きさ、形態はリンズ型と変わらない。磨面は全体が浅く窪む程度で、下臼の軸山形成はほとんどなかったとみられる。

2　湯之奥型。A－23出土。１とほとんど同じであるが、径はやや大きく、重量も復元推定28㎏でリンズ型と遜色はない。回転痕ははっきりしているが、供給孔と軸受け孔の間にはあまりみられない。これは供給孔から投入された鉱石が中心に流れていないことを示し、リンズ型上臼のように軸山に対応する深い窪みを形成しない理由がわかる。

3　湯之奥型。A－23。緑色凝灰岩で、板状に割れやすい石質のため磨面はほとんど剝離してしまっているが、かすかに左流れのものくばり溝がわかる。直径は32㎝と小さい。

4　湯之奥型。A－20出土。柄溝は１ヶ所のみである。ものくばり溝は周縁まで延びず、供給

孔の円周上に左巻きに短く存在するだけである。供給孔は表面側からと磨面側から彫り込まれており、深さ9.5㎝あるが、表面側から5㎝の位置でずれている。仮に両面から穿孔し、同じ深さの位置で貫通したものであれば、使用前の当初の厚さは約10㎝であろうと推定できる。

5　表面に周縁帯があるが、磨面には鉱石が移動した際の回転痕が存在するから、穀臼ではなく鉱石用回転臼であることは間違いない。したがって広義の湯之奥型ではあるが、「穀臼型」として区別しておきたい。A－6出土。直径は28㎝ときわめて小さく、重量も復元推定9㎏である。石質は緑色火山礫凝灰岩で、他の鉱石用回転臼に普通にみられるものであるが、当初穀臼として本遺跡内で製作、使用されていたものを鉱石用回転臼に転用した可能性は十分考えられる。穀臼型は本例のみである。

6　リンズA型。A－20出土。表面は平坦でなめらかに仕上げられている。ものくばり溝は直線的であるが、わずかに左に向いている。柄溝は2ヶ所で、供給孔をはさんで向き合っている。

7　リンズA型。A－20出土。直径49㎝、重量36㎏と大型で、丁寧な整形である。また供給孔も直径10～12㎝あり、非常に大きい。柄穴が3ヶ所あるが、過度使用の結果、いずれも磨面に柄穴内面が露出、開口している。開口後もなおしばらくは使用されたらしいことがわかるが、磨面断面をみると下臼の軸山に似た盛り上がりがあり、通常の上臼にみられる窪みがない。またものくばり溝もないことから、柄穴が露出した後下臼に転用したのではないかと思われる。その場合、供給孔には今村氏の報告にある秋田尾去沢鉱山例のように、木製円板をはめ込み芯棒を立てたのであろう。柄穴は、表面からいずれも4～5㎝下にあり、同じ高さで設けられていることから、順次設けたのではなく当初から3ヶ所存在していたと思われる。柄溝はない。

8　リンズA型。A－22出土。たいへん丁寧な整形である。直径45㎝、重量23㎏で、供給孔をはさんで2ヶ所に柄溝があり、典型的な上臼の一例である。ものくばり溝は幅約3㎝、直線3本であるがやや右に傾いている。しかしものくばり溝から出現した回転痕は左流れであり、左回転が行われたことがわかる。回転痕は供給孔に近いほど太いが、もっとも太いところで幅約1㎜を示す。この回転痕幅から投入された鉱石粒の径を知ることが可能である。

9　リンズA型。A－22出土。直径は36～39㎝と、この型式にしては小さい。柄溝を3ヶ所もつが、供給孔をはさんで向き合う2ヶ所が当初からのもので、残る1ヶ所は彫りかけである。本例は片減りが著しいため、おそらく当初の柄溝2ヶ所では磨面に対する柄溝の傾斜がきつく、回転作業に困難を来したのではないかと思われる。そこで新たに柄溝を設けたのであろうが、なぜか未完成のままである。この柄溝は、コの字状に直角にノミを打ち込んで中に残った高まりをはつる、という方法で彫り込んでいったらしく、途中で柄内の高まりを残したままになっている。ものくばり溝は左巻き3本で、そこから左流れの回転痕が派生している。

10　リンズA型。A－22出土。直径50㎝、重量39㎏と大型である。また供給孔も直径10㎝と大きい。柄は柄穴から柄溝へという推移を辿っている。つまり当初設けられたとみられる向かい合った柄穴2ヶ所が過度使用によって磨面に開口してしまった。そこで柄溝を1ヶ所追加し、使用を継続したようである。ものくばり溝は直線3本で深い彫り込みをもち、周縁に達している。回転痕はものくばり溝から左側に流れており、回転方向は左回転である。

11　リンズA型。直径43㎝、重量30㎏で、柄溝が1ヶ所のみある。供給孔は直径約8㎝で、両面から彫り込まれているが、大きなずれを生じて貫通している。そのずれまでが表面側から6㎝であるため、本来の厚みは12㎝程度であり、2㎝以上磨耗したと考えることができる。磨面はほとんど平坦で、3本のものくばり溝がある。

12　リンズA型。直径41㎝、重量24㎏で、標準的なサイズである。柄穴1ヶ所をもつが、磨面に開口したため下臼に転用している。その際、柄穴内に粉砕物が溜まるのを避けるため、柄穴から表面側に粉砕物を流すための溝を側面に彫り加えている。最終的に下臼として使用されたために、ものくばり溝はない。

13　リンズA型。直径46㎝、重量28㎏。柄溝を1つもつ。ものくばり溝は直線3本であるが、左側に回転痕が派生しているため、左回転である。回転痕の中心は、供給孔の中心からわずかに外れている。

14　リンズA型。直径47㎝、厚さ10.5㎝、重量29㎏で、側面・表面ともに丁寧な仕上げである。柄溝は3ヶ所にある。本遺跡の場合、円形の上臼表面を3等分して柄溝を3ヶ所にもつ例はないようで、たいていこのように、T字状に配置している。ものくばり溝は直線3本型であるが、回転痕は左巻きに生じており、左回転であることがわかる。

15　リンズB型。A－20。直径34㎝、厚さ18㎝、重量34㎏で、リンズA型よりも小型で厚い。整形は全体に粗く、側面はほとんど荒割りしたままの状態である。ものくばり溝は右巻3本で、通常の上臼とは逆である。また溝の彫り方は幅の広い片彫りである。回転痕がはっきりしないけれどもおそらく右回転を意図している。供給孔は直径9㎝、深さ18㎝で、両側から彫り込んだため中程で連結しているが、多少のずれを生じている。

16　リンズB型。直径40～44㎝、厚さ18㎝、重量41㎏。整形は粗雑で、とくに側面は荒割り状態である。平面形はきれいな円形ではなく五角形に近い。柄溝を1つもつが、片減りが著しい状態のため、90度回転した位置に柄穴を彫りかけて、途中で中止している。ノミでコの字状に数回打ち込んだだけであるが、これによってノミの刃が約1.8㎝の幅であることがわかる。磨面は半分ほど剝離しているが、どうも直線2本のものくばり溝をもつようである。溝の深さは非常に深い。

17　リンズA型未製品。A－20出土。直径43㎝、厚さ12㎝、重量32㎏。整形し供給孔を開け、柄溝をひとつ彫り始めたところで廃棄されているが、製作途中で捨てられた理由ははっきりしない。供給孔は、両面から直径8㎝の孔を彫り込み、4～5㎝の深さで連結し貫通しているが、約2㎝の大きなずれが生じている。柄溝は、表面にコの字状の溝を彫っただけである。磨面は平坦ではあるが、全く使用されていない。

18　リンズB型未製品。A－23出土。直径38㎝、厚さ18㎝。供給孔部分の深さは18.5㎝あるが、両面から5～7㎝彫り込んだところで中止している。ちょうど供給孔付近で破損しているので、供給孔製作中に割れて廃棄されたのであろう。磨面は未使用である。

(2)　下臼

下臼総数は40点で、上臼が116点であるから単純に考えると下臼1個に対し3.5個の上臼を使用

したということになる。残存率は、8割以上残存した例が全体の60％を占め、しかも完存例は40点中15点で、37％である（第12表）。上臼に比べ完存例が多いことが大きな特徴で、上臼よりも破損・消耗しにくかったのであろう。テラスでの下臼完形品の存在は、回転臼を用いた作業場所の特定に有力な手がかりになると思われるが、A－9で2点、A－20で1点、A－23で3点、A－32で1点、C－4で2点見つかっている。下臼の直径（第50図）は31～57㎝で、46㎝が最も多い。概ね30㎝代のものはリンズB型・湯之奥型に、40㎝代のものはリンズA型に対応すると考えられる。石質は上臼と同じく、火山礫凝灰岩・凝灰岩が多く、全体の78％を占めている（第11表）。

19　A－6。直径52㎝、磨面半径25㎝。軸孔は直径2.7㎝、深さ3.5㎝で、断面はU字形を呈す。

20　A－9。直径50㎝、磨面半径22㎝。軸孔は大小の彫り込みによる2重孔になっているが、中の細い孔で芯棒を支え、さらにひとまわり大きな軸孔に木製円板をリンズ同様にはめ込んで、芯棒の垂直直立を補強したらしい。下臼よりも上臼の方がいくぶん小さかったらしく、磨面の周囲に高まりが環状に残存しており、周囲には本来の下臼の厚さが残存していると思われる。

21　A－20。直径40㎝。軸孔は直径1.7㎝、深さ0.6㎝と小さく、孔の底にはおそらく芯棒の一部らしき鉄錆が付着している。また磨面は平坦で風化し、回転痕は観察できない状態である。軸山形成は非常に弱く、湯之奥型上臼と組み合う下臼の可能性がある。裏面整形は粗く、磨面に対して水平ではない。したがって使用に際しては、磨面を水平に保つための装置が下臼下部になければならない。

22　A－20。直径は33.5㎝と小さい。また軸山形成も弱く、湯之奥型上臼に組み合う下臼かもしれない。供給孔は、直径3㎝であるが、鉄錆で完全に覆われているため深さはわからない。供給孔と芯棒の間にはあそびがなく、直接鉄の芯棒がはめ込まれていたようである。

23　A－20、炭焼窯内出土。直径32㎝、磨面半径14.5㎝で、磨面は平坦であり、軸山はない。湯之奥型上臼に組み合うのであろう。軸孔は直径2.7㎝、深さ1.3㎝で、供給孔の周囲半径5～8㎝には回転痕がない。湯之奥型上臼と組み合う場合、確かに軸孔周辺は回転痕がつきにくいのであろうが、使用の過程で成長した軸山を再調整し、平らに潰して軸孔を穿孔し直すこともあったはずである。

24　A－20。直径推定48㎝、磨面半径23.5㎝。供給孔を両面から開けかけた上臼未製品を下臼に転用している。磨面側の軸孔は、供給孔として直径9㎝の孔を約1㎝彫り始めたようであるが、途中で止めて中央に直径5㎝の軸孔を4㎝ほど彫り加えている。したがって2重孔を呈している。

25　A－20、炭焼窯出土。直径46㎝、厚さ19㎝で、推定重量70㎏にも達する。軸山形成は弱い。軸孔の移動があり、深さ2.7㎝から4.5㎝へと新しい方がより深くなっていることから、軸山の再調整による軸孔周辺の平坦化・軸孔の移動が行われ、軸山を低くした分だけ軸孔を深くしたのではないかと考えられる。

26　A－23出土。直径35㎝、磨面半径は21㎝である。磨面は風化し、回転痕はよくわからないが、軸山形成がまったくなく、むしろ逆に浅く窪んでいる。軸孔は直径2.3㎝、深さ1.5㎝と小さい。湯之奥型上臼に対応する下臼であろう。

27　C－4。直径44㎝、厚さ12㎝、重量35㎏。軸孔は直径5.7㎝、深さ4.3㎝と大きい。おそら

く軸孔をもつ木製円板をはめ込んで使用したのであろう。軸孔の内壁はたいへん滑らかである。回転痕はほとんどない。

28　金山沢。直径46㎝、厚さ10㎝、重量33㎏。磨面半径は22.5㎝である。軸孔は直径4.2㎝、深さ3.8㎝で、断面はV字状である。軸山は緩やかな広い裾をもちながらやや高く形成されている。磨面周囲には半環状の残存部がある。回転痕はほとんどない。

29　金山沢。27と同じタイプである。直径45㎝、磨面半径22㎝で、推定重量は68㎏である。軸孔は直径3.5㎝、深さ3.5㎝で、断面がV字状である。軸山は緩やかに高く形成されている。磨面周縁には細かい再調整が施されており、残存部として土手状に残った高まりが潰されているようである。環状に高く残ると、磨面から磨りだされた粒子が外へ排出されにくくなり、下臼磨面に溜まってしまうのであろう。

30　下臼未製品であるが、上臼であるかもしれない。A－7出土。直径46㎝、厚さ12㎝、重量45㎏。両面とも平坦に仕上げており、円盤状である。軸孔は7.5㎝、深さ3.8㎝で、中央にさらに孔を彫りかけた形跡がある。下臼の軸孔にしてはやや径が大きいように感じる。未完成で廃棄した理由はわからない。

(3)　回転臼未製品

回転臼未製品のうち上臼か下臼かはっきりしないもの。円盤状に仕上げられているが、なんらかの理由で、完成していない。

31　A－10出土。円盤状の回転臼未製品であるが、部位については不明である。しかし非常に丁寧な整形で、細かいノミ痕が全面に残った大型の円盤形であることから、リンズA型上臼未製品らしい。直径47㎝、厚さ15.5㎝、重量65㎏であるが、表面から厚さ10㎝のところで水平方向の割れを生じ、出土状況では、接合面を逆向きにして重ねられていた。石質は緑色凝灰岩であり、板状に割れやすい特徴がある。おそらく整形段階で割れが生じ、厚さ10㎝では上臼として使用不可能であるとの判断で廃棄されたのである。本資料が上臼とするならば、上臼本来の厚さを知ることができる貴重な例である。

(4)　搗き臼

32　A－7出土。大きさは22×26㎝、厚さ10㎝、重量10㎏。側面は多角形を呈しているが、一応粗く整形している。両面使用した搗き臼である。窪みは両面とも面中央に位置し、直径8×8㎝、10×11㎝の円形である。搗き臼は本資料のみであり、塩山市黒川金山などに比べ搗き臼が格段に少ない。上臼で鉱石を磨る前処理として、搗き臼使用の過程は当然存在するはずである。調査区以外の別地点で搗き臼作業が行われたのであろうか。

(5)　磨り臼

大・中・小の3分類が可能である。破損品が多く、残存率のわかる資料は少ない。磨面としての窪みを形成したものでは長軸方向に微細な擦痕を観察できることが多いが、ほとんどが窪みの外側も磨面として使用している。つまり、窪みは使用の過程で生じた使用痕といえる。石質は回転臼同様に凝灰岩が多いが、回転臼には用いられなかった砂岩が存在する。

33　A－20。大きさ37×61㎝、厚さ9㎝、重量32.5㎏の縦長磨り臼である。磨面は両面2面で、

磨面中央に、磨り臼長軸方向と同方向に楕円形の窪みが形成されている。また窪み内には微細な擦痕が楕円の長軸方向にみられ、一定方向で使用されたことがわかる。両面からの過度使用の結果穴が開口しており、廃棄の原因となっている。磨面は主に窪みを使用しているが、その周囲の面全体にも使用痕がある。すなわち楕円形の窪みは当初から意図されたものではなく、はじめは面全体を磨面としていたが、次第に窪みが形成されるようになると磨面として意識的、集中的に使用されたのであろう。磨面には金属質の光沢がある。

34　片面のみを使用した縦長の大型磨り臼で、長軸方向に楕円形の窪みが形成されている。長軸方向には微細な擦痕がある。過度使用により、窪み中央には8㎝大の穴が開口している。磨面は窪み周辺にも及んでいるが、全面的に使用されてはいない。

35　B－3。片面のみ使用の大型磨り臼で、楕円形の窪み部周辺は剝離している。窪み内には長軸方向に微細な擦痕があり、窪み内に長軸方向の稜が形成されている。

36　C－4出土。平面形は多角形で、大型磨り臼である。両面とも全面が磨面として利用されている。中央部に楕円形の窪みがあり、過度使用により4㎝ほどの穴が開口している。擦痕は窪み部でははっきりしないが、周辺部には部分的に認められる。

37　大型磨り臼で、両面使用している。磨面は中央の楕円形窪み部を中心に周辺まで及んでいるが、全面ではない。窪み内には、窪み部長軸方向に一定方向の微細な擦痕がみられる。

38　A－22。両面を使用している。円形の窪みが形成されつつあるが、あまり明確ではない。また擦痕ははっきりしない。やはり全面的に使用痕がある。

39　A－22、1号集石中出土。大きく3片に割れている。側面の整形は粗いが、角を丹念に潰してある。20×27㎝、厚さ2.5㎝、重量1.7㎏の中型磨り臼である。全面を磨面として使用しているが、とくに磨り臼長軸方向に楕円形の窪みが形成され、やはり長軸方向に微細な擦痕が顕著である。使用した向きも決まっていたらしく、磨り方向の片方がなだらかに周縁部に移行し、その部分のほかは馬蹄形の稜をなしている。窪みを除く磨面全体は非常に艶のある金属質の光沢で覆われている。石質は緑色凝灰岩であるが、非常に堅緻である。

40　A－23出土。平板状の磨り臼で、あまり使用されなかったらしく、ほとんど窪みは形成されていない。また磨面は全面使用されておらず、周縁部には使用痕がない。

41　中型磨り臼で、片面のみ使用。全面滑らかであるが、沢内での採集資料のため、風化している。平面形は円形のようであり、側面、裏面ともに良好に整形している。磨面にはやや偏った円形の窪み部がある。擦痕はみられない。

42　小型磨り臼で、携帯可能である。全形は不明であるが、隅丸長方形とみられ、側面は良好な整形である。片面のみ使用されており、面全体が磨面として使用されている。磨面中央には幅5㎝ほどの長楕円形の窪みが形成されており、長軸方向に微細な擦痕がみられる。

(6)　磨り石

形態、大きさで大・小2種類にわけられるが、大型磨り石は磨面が長方形ないし楕円形を呈し、裏面に三日月状の稜を残すように整形した、定型化した磨り石である。石質は凝灰岩が多い。

43　A－20。長さ12㎝、幅7㎝、厚さ4㎝、重量0.5㎏。磨面は緩やかな曲面をもつ長方形であ

るが、磨面と反対側の裏面は、両手でつかみやすいように丸く整形している。磨り方向は不明である。大型磨り臼に対応する磨り石であろう。

44　A－22。長さ16㎝、幅10㎝、厚さ4㎝、重量0.9㎏。磨面は楕円形、もしくは紡錘形で、緩やかな曲面をなす。磨り方向は磨面の短軸方向で、微細な擦痕がかすかに残る。磨面の反対側は両手でもちやすいように高まりがあり、三日月状の稜が作られている。おそらく三日月部に両手の指をかけて使用したのであろう。この形は45・46にも共通しており、本遺跡における磨り石の一型式とみなすことができる。大型磨り臼に対応する磨り石であろう。

45　A－22、1号集石出土。幅10㎝、厚さ4㎝。磨面は紡錘形で曲面をなし、短軸方向に微細な擦痕をもつ。磨面の反対側は三日月状の稜が作られている。この稜は偶然の剝離面を利用したというよりは、意識的に作り出したものであろう。

46　A－23。長さ18.5㎝、幅10㎝、厚さ6㎝、重量1.45㎏。磨面は楕円形で曲面をなすが、側面寄りに1本の稜があり磨面を2面に分けている。擦痕は短軸方向に顕著にみられる。反対側は三日月状の稜をなし、角は潰しによって滑らかに整形されている。

47　A－23。長さ8㎝、厚さ4㎝、重量0.4㎏。上臼らしい破片を再利用した磨り石で、2面ある磨面のうち片方には弧状の回転痕が残っている。また逆の面には磨面中央に浅い敲打痕がある。平面形は不整形で、側面は粗い整形である。磨面には擦痕が明瞭ではなく、磨り方向は不明である。

48　A－23。長さ9㎝、幅6.8㎝、厚さ5㎝、重量0.4㎏。2面の磨面らしき使用面をもち、磨面を含めて4ヶ所に窪みをもつ。窪みは敲打によって作られており、叩き石の可能性もないわけではないが、大きさ、重量の点から鉱石の叩き石としての役割は考えにくい。磨面は使用痕がはっきりせず、磨り方向もわからない。

49　A－22。直径5㎝、厚さ3.7㎝、重量0.15㎏で、全体が歪んだ球形をなし、磨面は3面ある。各磨面は曲面をなし、磨り方向は一定しているようである。片手で使用し、対応する磨り臼は小型磨り臼であろう。石質は緑色凝灰岩で、非常に堅緻である。

50　A－50出土。長さ7㎝、幅5.2㎝、厚さ3㎝、重量0.15㎏。磨面は5面以上で、それぞれ短軸方向に擦痕がある。角は丸く潰されているほか、磨面でない部分も高いところは磨られて滑らかである。石質は49と類似し、緑色凝灰岩で非常に堅緻である。　（櫛原功一）

第13表　観察表(1)上臼

（単位は％，㎝，㎏，石質はa-火山礫凝灰岩，b-凝灰岩，c-砂岩，d-閃緑斑岩，e-安山岩，f-花崗閃緑岩，g-閃緑岩，h-玢岩，i-輝石安山岩，j-角閃石閃緑岩，比高は磨面の高低差，片減りは磨面のかたむき，片彫りはものくばり溝の断面，取上番号は現地での取上番号，括弧は推定値、石質は河西学氏鑑定）

番号	出土地点	型式	残存率	直径	厚さ	重量	比高	整形		供給孔		軸受孔		柄					ものくばり溝	片減り	転用	色・石質	その他	通し番号	取上番号	図番号
								表面	側面	直径	深さ	直径	深さ	型式	数	長さ	幅	厚さ								
1	A-23	湯之奥型	67	41.5	7.5-11	19.2	0.8	良	良	6	8.8	4	4.4	柄溝	1	8	4.7	2.9	左流1のみ	なし	なし	緑a		001	No63	2
2	金山沢水呑場	リンズA	100	41.5	6-10.5	24.6	1.3	良	良	5-6	9.5	なし		柄穴	1	4.4	3.4	3.2	なし	やや	下臼	緑b	柄穴出現、柄側面に溝	002		12
3	精錬場	リンズA	46	(41)	6-8	8.8	1.8	良	良	(7.5)	5.6	なし		柄溝	1	8.5	?	3	左巻1(3本)	やや	なし	緑a		003		
4	A-20	リンズB	85	34	18	34	2	粗	粗	9	1.8	なし		柄溝	2	9	6	4	右巻3	なし	なし	緑a	片彫り	004		15
5	金山沢	リンズB	60	36	16-23	32.5		粗	粗	7.5-8.5	19	なし		?					なし	なし	なし	暗灰c	未使用	005		
6	A-22上	リンズA	32	(44)	6.5-7.5	8.2	1.2	?	良	6.8	4.3	なし		?					直2(3本)	なし	なし	緑b		006		
7	A-20炭窯壁	リンズA	30	(42)	5-7	6.1	?	良	良	(8.5)	4.3	なし		柄溝	1	9	?	3.5	?	やや	なし	緑a		007		
8	精錬場	リンズA	30	(43)	9	8.8	1.1以上	良	良	?		なし		柄溝	1	7.6	6	2.6	直?1	なし	なし	緑a	彫りかけの柄溝1	008		
9	A-23	リンズA	56	44	6.5-7.5	11.5	1.5	良	良	7.6	5.3	なし		柄溝	2	8.5	?	3.8	直2(3本)	なし	なし	緑b		009		
10	A-20	リンズA	47	(38)	4.5-6	8.5	1.7	良	粗	7.2	4.8	なし		柄溝	1	7.8	4.2	4	直2(3本)	やや	なし	緑a		010		
11	A-23	リンズA	100	37	4.8-7	12.5	1.3	良	良	7	4.5	なし		柄溝	2	7.5	5.8	3.5	左巻3	あり	なし	灰c		012	No49	
12	?	リンズA	56	33.5	6-6.5	6.5	1.1	良	良	7.5	5.2	なし		柄溝	2	5-6.5	?	3	直2(3本)	なし	なし	緑a		013		
13	A-9	リンズA	100	43	7-10	24.2	1.8	粗	粗	5	6	なし		柄溝	1	10	5.5	3	右巻3	やや	なし	緑b		014		
14	A-20	リンズA	47	45	6-7.5	11.4	3	良	良	7.5	5	なし		柄溝	1	9	6	3.8	右巻1(3本)	なし	なし	緑d-e		016		
15	A-6	リンズA	42	(43)	7.5-10	11.8	0.6	良	良	6.5	7.5	なし		柄溝	1	7	?	2.5	右巻1(3本)	やや	なし	緑d		017		
16	E-2	リンズA	18	(44)	11.5	8.2	?	良	良	?	10.5	なし		柄穴	1	5.5	(6.5)	3.5	?	?	なし	緑a		018	No44	
17	A-8	リンズA	48	39	7.5-8.5	10.5	0.8	良	良	(7)	6.8	なし		柄溝	3	9.5	5.5	5	左巻2(3本)	なし	なし	緑a		019		
18	A-7	リンズA	25	(41)	7-10	7.5	2.2	良	良	(7.3)	5.5	なし		柄溝	1	9.5	(5.5)	2.8	左巻2(3本)	やや	なし	緑b		020	No7-1	
19	A-6	リンズA	40	(42)	4-8.8	9.5	2.8	良	良	(5.5)	4	なし		?					直2(3本)	あり	なし	緑灰d		021		
20	精錬場	リンズA	50	(44)	11	17.8	?	良	良	10.5	10	なし		柄穴	2	5	5	3.5	?	?	なし	緑a	磨面剝離	022		
21	A-20	リンズA	42	(38)	8-9	8.5	0.3	良	良	8	7.5	なし		柄溝	1	6.8	?	3.5	直2(3本)	なし	なし	緑a	片彫り	023	No115	
22	精錬場	リンズA	100	37	5-8	15.2	2.9	良	良	8	5	なし		柄溝	2	7.5	5.3	3	直3	なし	なし	緑a	磨面剝離	024	No1	
23	A-20	リンズA	52	40-42	5.5-10.2	11	0.7	良	良	7.6	9	なし		柄溝	1	9.3	5.6	3.5	直1(3本)	あり	なし	緑a		025		
24	金山沢	リンズB	35	(32)	21	14	なし	良	粗	?	18	なし		柄溝	1	8	?	3.8	?	なし	なし	緑b	未使用	026		
25	A-22	リンズA	48	39	5-7	7.9	1.8	良	良	9.5	5	なし		柄溝	2	5	?	4.5	直1(3本)	あり	なし	緑a		027		
26	A-22	リンズA	47	(41)	5.5	7.1	1.3	良	良	(6.3)	4	なし		柄溝	2	7.5	?	4	直1(3本)	なし	なし	緑a	柄溝側面に木質	028		
27	A-22	リンズA	30	(48)	9.5	10.7	?	良	良	?	8.5	なし		柄溝	2	9	?	4.5	?	なし	なし	緑a		029	No274	
28	A-9	リンズA	20	(42)	1.8-6.5	3.4	?	良	良	?	1.8	なし		柄溝	1	11.5	?	2.3	直1(3本)	?	なし	緑b		030		
29	精錬場	リンズA	50	40	7-7.5	10.1	1	良	良	7.3	6.5	なし		柄溝	1	7.5	?	2.8	左巻2(3本)	なし	なし	緑a		031		
30	精錬場	リンズA	45	(43)	2-3.2	4.5	1.1	?	良	7.8	1.9	なし		柄溝	1	9.8	?	1	?	?	なし	緑灰b	表面剝離	032		
31	A-22	リンズA	60	46.5	4-7.5	13.3	2.8	良	良	8.5	3.5	なし		柄溝	1	9	5.5	2.6	直2(3本)	なし	なし	緑a		033	No259	
32	A-22	リンズA	42	(37)	7	7.6	0.2	良	良	6.5	7.2	なし		?					?		下臼	緑a		034	No271	
33	精錬場	リンズA	30	(43.5)	5-8	13.2	3	粗	良	(8)	5	なし		柄溝	2	8	?	3.5	直2(3本)	なし	なし	緑b		035		

番号	出土地点	型式	残存率	直径	厚さ	重量	比高	整形		供給孔		軸受孔		柄					ものくぼり溝	片減り	転用	色・石質	その他	通し番号	取上番号	図番号
								表面	側面	直径	深さ	直径	深さ	型式	数	長さ	幅	厚さ								
34	A-22	リンズA	42	(41)	7.5	9.0	2	粗	粗	(7)	5	なし		柄溝	1	8	?	3	直2(3本)	なし	なし	緑灰d-e	左回転	036	No277	
35	精錬場	リンズA	33	(39)	?	4.4	?	良	良	?	?	なし		柄溝	1	7.5	?	4	?	?	なし	緑b	磨面剥離	037		
36	A-50	リンズA	80	48	6-9.5	25.8	2.2	良	粗	7.5	6	なし		柄溝	2	9.5	5.5	4.5	直2(3本)	なし	なし	緑d		038		
37	A-9	リンズA	50	(48)	8.5	16	1.3	良	良	6.5	7.8	なし		柄溝	2	9.5	?	4.8	左巻1(3本)	なし	なし	緑灰d-e		039		
38	A-23	リンズA	56	36.5	8-9	11.5	0.9	良	良	6	7.3	なし		柄溝	1	4.8	4.7	3	左巻3	なし	なし	緑a		040	No60	
39	A-22	リンズA	20	(45)	9.5	5.6	?	良	良	?	9	なし		柄溝	1	11	?	3.3	左巻1(3本)	?	なし	緑a		041		
40	A-22上	リンズA	32	(40)	6.5-7	5.5	?	良	良	?	6	なし		柄溝	2	8	5	2.8	左巻1(3本)	なし	なし	緑a	片彫り、柄溝彫りかけ1	042		
41	A-23	リンズA	44	(42)	7.5-8.5	11.4	1.5	良	良	7.7	6.5	なし		柄溝	1	7.2	5.5	3	なし	なし	なし	緑a		044	No52	
42	A-23	リンズA	27	(45)	6.5-8.5	8.4	?	良	良	(8)	6	なし		?					なし	なし	なし	緑a		049	No59	
43	A-22	リンズA	100	50	8-9	39.6	0.9	良	良	10	8	なし		柄穴	2	7	4.8	2以上	直3	なし	なし	緑a	磨面柄穴出現、左回転	050		10
														→柄溝	1	8	5.5	3								
44	精錬場	リンズA	66	43	5.5-8.2	13.5	0.5	良	良	7.2	5.5	なし		柄溝	1	11	6.2	2.5	直1(3本)	なし	なし	緑a	左回転	052		
45		湯之奥型	40	(41.5)	7.5-9.5	10.5	0.5以上	良	良	?		?		柄溝	2	9	5	4.2	左流1	なし	なし	緑b		053		
46	C-4	リンズA	42	(39)	4.5-7	6	1.6	良	良	(7)	3.5	なし		柄溝	1	5.3	?	3	なし	やや	なし	緑e		054	No48	
47	C-4	リンズ?	55	44	6	12.6	0.7	良	良	(9.2)	7	なし		柄溝	2	10	?	3.5	なし	なし	なし	緑灰d-e	供給孔と回転痕にズレ	055	No49	
48	A-20	リンズA	31	(45)	9-12	12.2	0.4	良	良	?	11	なし		柄穴	2	4.5	6	3	左巻1(3本)	やや	なし	緑a	柄穴磨面に出現	056	No116	
49	A-20	リンズA	51	(43)	7	10.8	2.3	良	良	7.6	3.5	なし		柄溝	2	8.5	?	4	左1右1(3本)	なし	なし	緑a		057		
50	E-2	リンズA	43	(53)	9.5-12	21.9	?	良	良	?	10	なし		柄穴	1	5	5.2	3.2以上	直1(3本)	なし	なし	緑a	片彫り	058	No44	
51	?	湯之奥型	35	(41)	6-7.5	5.2	?	良	粗	?	?	3.6	3.2	柄溝	1	?	?	3	なし	なし	なし	緑a		059		
52	A-22	リンズA	28	(40)	6	4.6	?	良	良	?	5	なし		柄溝	1	7.5	?	3	直1(3本)	なし	なし	緑a		060	No249	
53	A-22	リンズA	18	(48)	7-8	5	?	良	良	?	(8)	なし		柄溝	1	9.2	?	3-4	なし	?	なし	緑a		061	No260	
54	A-20	リンズA	22	(40)	6	4	?	良	良	(8)	5	なし		?					?	なし	なし	緑a		062		
55	A-22	リンズA	28	(43)	6.5	7	?	良	良	(7.5)	6	なし		柄溝	1	9	?	2.5	直1(3本)	なし	なし	灰g		063	No268	
56	C-4	湯之奥?	39	(39)	14-15.5	16	1	良	良	?		?		柄溝	1	9	?	3.5	?	なし	なし	緑a		065	No54	
57	A-4	リンズA	95	40	6.5-8.5	21.6	0.4	良	良	5.8-7	8.5	なし		柄溝	2	10	5	2.5	直3	なし	なし	緑a		068		
58	A-22	リンズA	12	(39)	4-7	1.7	?	良	良	?	3.6	なし		柄溝	1	8.5	?	3	?	?	なし	緑a		069	No267	
59	?	湯之奥型	22	?	3-4	2.1	16→	磨面	良	(5)	3.5	?		柄溝?	1	5.5	?	2.8	左流1	なし	下臼	緑a		070		
		→下臼					7																			
60	A-20	リンズA	49	41	6	7.6	0.3	良	良	6.5	6	なし		柄溝	2	8	?	3.5	なし	なし	なし	緑a		071	No117	
61	C-4	リンズA	33	(40)	10-13.5	13.9	0.6	良	良	?		なし		柄溝	1	8.5?	?	2.5	直1(3本)	なし	なし	緑a	片彫り	072	No56	
62	A-6	リンズA	88	46-49	5-9	23.2	2	良	粗	6.5	5	なし		柄溝	2	8.5-9.2	4.2	3.5	直3	なし	なし	灰g-d	左回転	075		
63	E-2	?	18	?	5.5-9	6.1	?	良	良	?		?		柄溝	1	10	?	3.4	1?	なし	なし	緑b		076	No45	
64	A-6	リンズA	33	(36)	4-5.5	3.5	?	良	良	?	3.2	なし		柄溝	1	9	?	2.2	左巻2(3本)	?	なし	緑d-e		077		

番号	出土地点	型式	残存率	直径	厚さ	重量	比高	整形 表面	整形 側面	供給孔 直径	供給孔 深さ	軸受孔 直径	軸受孔 深さ	柄 型式	柄 数	柄 長さ	柄 幅	柄 厚さ	ものくばり溝	片減り	転用	色・石質	その他	通し番号	取上番号	図番号
65	A-20	リンズA	63	40	7-9	14	1.2	良	良	8.5	7	なし		柄溝	2	7	4.5	4	弱い左巻3	なし	なし	緑a	片彫り	080	No114	
66	精錬場	リンズA	70	42.5	8.5-11.5	24.5	1.2	良	良	9	9.2	なし		柄溝	1	8.5	4.6	3.8	直?3	やや	なし	暗緑b	片彫り	083		
67	A-20	リンズA	100	44	5.5-10.5	25	1.2	良	良	8.3	6.5	なし		柄溝	2	9	6.5	3-3.5	弱い左巻3	あり	なし	緑灰d-e	炭窯前	084		
68	A-9	リンズA	40	(42)	5以上	4.5	1.8	剝離	良	(6.8)	4.5	なし		柄溝	1	8	3.7	2.3	左巻1(3本)	?	なし	緑b	片彫り	086		
69	A-9?	リンズA	27	(40)	4以上	2	?	剝離	良	(6)	2.5	なし		?					直1(3本)	?	なし	緑b		087		
70	A-9	リンズA	28	(40)	2-5以上	3	?	剝離	良	?	2以上	なし		?					直1(3本)	?	なし	緑b		088		
71	A-9	リンズA?	39	(46)	4-7	7.6	1.5	良	良	?	?	なし		?					なし	やや	なし	緑a		089		
72	A-6	リンズA	86	42	6.5-8	17	1	良	良	7	5	なし		柄溝	2	7.5-8.5	4.5	2.7	左巻3	なし	なし	緑a	片彫り	091		
73	A-20	リンズA	17	(42)	5	2.9	?	良	良	?	3	なし		?					なし	なし	なし	緑b		092	No106	
74	A-33	?	15	?	6	2.6	?	良	良	?	?	?		?					なし	?	なし	緑a		093	No75	
75		リンズA	15	?	5-7	3	?	良	良	?		なし		柄溝	1	?	?	3.5	なし	?	なし	緑a		094		
76	精錬場	リンズA	45	44	6.5-11	12.8	1	粗	良	(9)	6.2	なし		柄溝	1	?	?	3	左巻2(3本)	やや	なし	緑灰e		096		
77	A-7	リンズA	30	(38)	7-9	6.2	0.8	良	良	(6)	6	なし		?					直?1(3本)	なし	なし	g-f		097	No5	
78	A-23	リンズA	35	(46)	6-7	6.8	0.8	良	良	10.3	6	なし		?					左巻1(3本)	なし	なし	緑a		099	No45	
79	A-20	リンズA	43	42	6-9	13.9	2.2	良	良	8.5	5.5	なし		柄溝	2	9	5	3.5	直2(3本)	なし	なし	緑b		100		
80	A-23	リンズA	30	(43)	2.5-5.5	2.6	2.4	良	良	(6)	1.8	なし		柄溝?	1	?	?	1.8	左巻1(3本)	?	なし	緑b		102		
81	A-23	リンズA	90	42-43	7-9	20.4	3.3	良	良	8	5.5	なし		柄溝	2	8-9	5-5.5	4.7	左巻3	なし	なし	緑b		103	No61	
82	精錬場	リンズA	47	(40)	5.5-11	7.5	1	良	良	6.5	6	なし		柄溝	1	7.5	?	3.6	直2(3本)	あり	なし	緑a		104		
83	A-8	リンズA	50	38-42	8.5-10	11.2	0.4	良	良	(6.8)	8.5	なし		柄溝	1	9	4.7	3.7	左巻1(3本)	なし	磨り白→	上白緑d-e		105		
84	A-20	リンズA	30	(46)	6-7	6.7	?	良	良	?	6	なし		柄溝	1	9.5	?	2.4	左巻1(3本)	なし	なし	灰g		106	No121	
85	A-7	リンズA	33	(52)	10-12.5	14.6	0.2	良	良	?		なし		柄溝	1	10.5	6.5	3.7	左巻1(3本)	なし	なし	緑a	片彫り的	107	No6	
86	精錬場	リンズA	40	(44)	8-9	10.5	0.8	良	良	7.6	8	なし		柄溝	1	8	4	2.5	左巻1(3本)	なし	なし	緑b		108		
87	A-23	リンズA	26	(45)	10.5	8.9	2.2	良	良	(9)	8	なし		柄溝	1	11	?	3.5	なし	なし	なし	緑灰b		109	No55	
88	?	リンズA	32	(42)	5.5-10	7.1	1.7	良	良	(6.3)	7	なし		柄溝	1	9.7	5.4	3.5	直1(3本)	あり	なし	緑b		110		
89	?	リンズA	97	47	6.5-10.5	29	1.3	良	良	7	6.7	なし		柄溝	3	6.5-10	5-5.7	3.5-4	直3	あり	なし	緑b		111		14
90	A-23	リンズA	100	43	4-8	18.5	0.5	良	良	7.4-7.9	5	なし		柄溝	2	7-8	4.5-5.7	3.5	なし	なし	なし	緑a		112	No43	
91	精錬場	リンズA	100	47	5-6	23	0.8	良	良	7.5	4.5	なし		柄溝	2	10	5	2.5-3	直3	なし	なし	緑a		113	No2	
92	A-23	リンズA	41	(46)	3-10	9.4	2	良	良	7.3	8	なし		柄溝	2	9	?	2.5	なし	なし	下白?	緑a	柄溝出現	114	No51	
93	A-23	リンズA	52	(40)	4-6.5	7	1.9	良	良	7-7.5	3.5	なし		柄溝	2	8	?	3	左巻1(3本)	やや	なし	緑b		119	No44	
94	A-23	リンズA	45	(42)	5-6.5	7	1.4	良	良	(7.5)	3.7	なし		柄溝	2	7-7.5	?	4.1	直2(3本)	なし	なし	緑a	柄溝磨面に出現	120	No53	
95	E-2石組み	リンズA	?	?	9	1	?	?	?	?	9	なし		柄溝	1	?	?	4	?1	?	?	灰g		121		
96	A-22	?	?	?	6	1.3	?	良	良	?		?		?					?	?	?	灰g		122	No272	
97	A-7	?	?	?	8	1.2	?	良	良	?		?		?					?	?	?	灰d-e		123		

番号	出土地点	型式	残存率	直径	厚さ	重量	比高	整形		供給孔		軸受孔		柄					ものくばり溝	片減り	転用	色・石質	その他	通し番号	取上番号	図番号
								表面	側面	直径	深さ	直径	深さ	型式	数	長さ	幅	厚さ								
98	E-2石組み	?	10	?	4-6	1.9	0.9以上	良	良	?		?		柄溝	1	6	?	3.7	?	?	なし	緑a		124		
99	?	?	13	?	5.5	2	?	良	良	?		?		柄溝	1	7.5	?	2.8	?	?	なし	緑b		125		
100	A-22	?	?	?	3-4	0.5	?	良	良	?		?		?					?	?	?	緑a		126	No275	
101	金山沢	リンズA	28	(34)	5.5	2.5	?	良	良	(5.5)	4.5	なし		柄溝	1	5.5	?	2.8	左巻?2(3本)	なし	なし	緑a		127		
102	A-20	リンズA	49	(42)	7	8.4	1.5	良	良	(5.4)	4.8	なし		?					直1(3本)	なし	なし	d-e		128	No128	
103	A-23	湯之奥型	100	35	8-10	18.2	1	良	良	6-6.8	8	3.5	4.4	柄溝	2	7-8.8	5-6	3.7-4	左流1	なし	なし	緑a		129	No57	1
104	A-23	湯之奥型	55	32	7.5	5.8	?	良	良	5	6以上	?	?	柄溝	1	7	3.6	2.8	左流?1	なし	なし	緑b	磨面剝離、柄溝中にサビ	132	No58	3
105	A-23	リンズB	57	38	15.5-18	29.4	なし	良	粗	8.5	(18.5)	なし		なし					なし	なし	なし	緑a	上臼未製品、孔未貫通	133	No46	18
106	A-20	湯之奥型	100	39	7.5-11	28.4	0.4	良	良	5.5	9.5	2.7	2.3	柄溝	1	9.5	6	2	左流1	なし	なし	緑a		134		4
107	A-6	穀臼型	42	28	5-8	3.9	0.5	良	良	3	4.5	1.5	1.5	?					左流1	あり	あり?	緑a	穀臼を転用か、周縁帯あり	135		5
108	A-22	リンズA	100	36-39	8-13.5	23.5	1.6	良	良	5.5	8	なし		柄溝	3	7	5.2	3.5-4	左巻3	あり	なし	g	柄溝1は未完成	136		9
109	A-20	リンズA	100	42	7	19.5	2.1	良	良	6.5-7	4.8	なし		柄溝	2	9.5	5.5	2.7	直3	なし	なし	g		137	No107	6
110	A-20	リンズA	100	43	10-12.5	32	なし	良	良	8	10.5	なし		柄溝	1	7	6	?	なし	なし	なし	灰b	柄溝未完成、未使用	141		17
111	?	リンズA	100	43.5	8-12	30	0.5	良	良	7.5-8	9.8	なし		柄溝	1	7.5	4.3	2.2	直3	あり	なし	緑a		143	No6	11
112	E-2	リンズA	100	45	5.5-8	25.9	1.3	良	良	7.3	6	なし		柄溝	2	8.3	5.4	3.5-4.2	直3	やや	なし	緑灰e	左回転	145	No17	
113	A-20	リンズA	92	49	8.5	36	1.6	良	良	10-12.3	8	なし		柄穴	3	5-6.5	6.5-7	3.5-5	なし	なし	下臼	緑a	柄穴露出	148	No119	7
114	A-22	リンズA	100	45.5	5-6.5	23	0.8	良	良	7	5.5	なし		柄溝	2	7-8	5.2	2.5-3	直3	なし	なし	緑a		155	No276	8
115	金山沢	リンズA	100	46	7-11	28.2	1.8	良	良	7.3	7	なし		柄溝	1	10	6	2.5	直3	なし	なし	緑灰e		158		13
116	金山沢	リンズB?	90	40-44	18	41	0.1	粗	粗	6.2	16.3	なし		柄溝	1	5.5	5	2.5-5	直1(2本?)	なし	なし	灰g-d	柄穴の彫りかけ	159		16

第14表　観　察　表 (2) 下臼

番号	出土地点	残存率	直径	磨面半径	厚さ	重量	比高	側面整形	裏面整形	軸孔直径	軸孔深さ	転用	色・石質	そ　の　他	通し番号	取上番号	図番号
1	金山沢	36	(40)	19	4.5-6	6.7	0.8	良	良	3.5	2.6	なし	緑b		011		
2	A-20	46	38	18.5	6.5	8.2	0.6	良	良	3.5	3	なし	緑b	軸底に鉄分	015		
3	A-22	80	45	21.5	9-14.5	31.4	1	良	良	1.8-3.6	3.1	なし	緑b	接合資料,軸孔は楕円形	043・048	No282	
4	A-9	100	53	24	7-24	68.6	1	粗	粗	4-4.5	2.3	なし	緑a	軸山を潰して再調整	045		
5	A-6	60	50.5	25	16-28	70.5	2.2	良	粗	3	3	なし	灰j		046		
6	C-4	100	57	26	17-21	99	0.3	粗	粗	8.2	4.9	なし	緑a	軸山・周縁再調整?	047		
7	A-32	100	38	20.5	8-15	37.4	1.1	良	良	3	2.5	なし	緑a		051		
8	?	100	29-36.5	19.5	6-7.5	13	0.2	良	良	3.5	1.3	なし	緑a	軸底に鉄芯残存、軸山の形成ない	064		
9	?	85	(52)	26	12-15	37.6	0.8	粗	粗	3.3	3.1	なし	緑a		066		
10	?	100	41-43	22.5	6-14.5	29.5		粗	粗	2.7-3	4	なし	緑a		067		
11	C-4	55	(48)	22	7-12.5	24.7	3.3	粗	良	2.7	2.8	なし	緑a	軸山高い	073	No53	
12	A-20横	80	48	21	7-10.5	29.4	1.6	粗	良	2.2	3.3	なし	緑a		074		
13	精錬場	60	41	21	6-16	21.9	2.8	粗	粗	3	3.1	なし	灰h		078		
14	A-7	57	(48)	?	4.5-12	19.5	?	粗	粗	?		なし	緑a		079	No8	
15	C-4	50	(46)	22	7-8	12.2	0.8	良	良	3	2.8	なし	緑a		081	No52	
16	C-4	80	50	24.5	7-15	32.4	4.2	粗	粗	3	2.8	なし	緑a		082	No58	
17	A-22	46	(46)	?	6.5-12	15	1.4	良	良	?		なし	緑a		085		
18	A-23	100	32-35	16	7	7.1	0.9	良	良	2.8	2.4	なし	緑b		090	No54	
19	A-22	40	(31)	?	5-7.5	4.4	0.4	良	良	?		なし	緑b		095	No269	
20	A-23	40	(43)	?	8-11.5	10.3	0.8	粗	粗	?		なし	緑a		098	No62	
21	金山沢	33	(44)	19.5	9.5-12.5	11.5	2.3	良	良	?		なし	緑a		101		
22	A-51北川中	100	47	21	22	69	1.8	粗	粗	3.5-5	4.3	なし	緑a		115		29
23	A-20	55	50	23	19	45.5	1.7	良	粗	3.7	4.3	なし	緑a		116		
24	金山沢	37	(42)	?	6.5-11.5	9.9	1.2	良	良	?	6.5	上臼→下臼	緑a	上臼未製品を転用、供給孔未貫通	117		
25	A-20	53	33.5	17	5-6.6	6.5	1.3	良	良	3	?	なし	緑a	鉄芯残存?	130		22
26	A-20	100	36.5-40	21	5.5-13	25.7	0.7	良	粗	1.3-1.7	0.6	なし	緑b	軸山形成なし、軸底にサビ	131		21
27	A-20炭窯	92	32	14.5	12.5	18.5	1	良	良	2.3-2.7	1.3	なし	緑a	軸山形成弱い、軸底にサビ	138	No10	23
28	金山沢	100?	44.5	25	9-12.5	25.5	1.9	粗	粗	3.4	2.7	なし	緑a		139		
29	A-7	100	40-46		11-12	45	なし	良	良	6.8-7.5	3.8	なし	灰d	未製品、上臼か?	140		30
30	A-20炭窯	65	46	22	19	45.2	1.9	粗	良	3.2→3.5	2.7→4.5	なし	緑灰d-e	軸孔移動、孔周囲にサビ、軸山形成弱い	142	No4	25
31	A-20	48	(48)	23.5	7-12.5	19.4	1.4	良	良	4	3.5	上臼→下臼	緑a	両面に孔、未貫通	144		24
32	A-23	100	33-35	21	8-11.5	23	0.4	良	良	2.3	1.5	なし	灰e	軸山形成なし、磨面風化	146	No56	26
33	A-22	82	45	23.5	8.5-10	31.1	2.8	良	良	2.6	3.1	なし	灰j-d		147		
34	C-4	100	44	21	9.5-12	35	1.2	粗	粗	5.7	4.3	なし	灰d-e		149	No51	27
35	A-6	95	52	25	6-9	32.5	1.4	良	良	2.7	3.5	なし	緑a	磨面風化	150		19
36	A-23	100	46.5	21.5	7-10	31.3	0.8	粗	粗	2.6	2.3	なし	緑灰e		151	No47	
37	金山沢	80	45	21	4-11	25.1	2.5	粗	粗	3.8	3.2	なし	緑a		152		
38	金山沢	100	42	21	7.5-16	36		粗	粗	2.8-3.4	2.6	なし	緑a	軸山の中心と軸孔がずれる	153		
39	A-9	100	50	22	6-12.5	38.4	2.3	良	良	4.8,3.0	2.3	なし	灰d-e	軸孔は2重孔	154		20
40	金山沢	100	46	22.5	10	33	2.5	良	粗	4.2	3.8	なし	緑a		156		28
41	A-51北金山沢	80	45	22	9-16	54.5	2.8	良	粗	3.5	3.5	なし	灰d	周縁は再調整	157		

第15表　観　察　表　(3)　回転臼未製品

番号	出土地点	残存率	直径	厚さ	重量	側面整形	表面整形	裏面整形	転用	色・石質	そ の 他	通し番号	取上番号	図番号
1	A-9	50	(42)	8-10.5	17.2	やや良	良		なし	緑b	裏面剝離	118		
2	A-10	100	47	15.5	65.8	良	良	良	なし	緑b	厚さ10cmで水平に割れ、片方が逆向きに出土	160		31

第16表　観　察　表　(4)　搗き臼

番号	出土地点	残存率	大きさ	厚さ	重量	使用面数	側面整形	表面整形	凹み直径	深さ	転用	色・石質	そ の 他	通し番号	取上番号	図番号
1	A-7	100	22-26	8.5-10	10	2	粗		8-8、10-11	1.4、2.3	なし	緑a		167	No9	32

第17表　観　察　表　(5)　磨り臼

番号	出土地点	残存率	大きさ	厚さ	重量	使用面数	側面整形	裏面整形	凹み(磨面)直径	深さ	磨り方向	転用	色・石質	そ の 他	通し番号	取上番号	図番号
1	金山沢	100	23.5-24.5	5.5-7	6.8	1	良	良	17.5-21	2.7	不明	なし	緑灰e		168		41
2	A-22	95	20.5-27	0.2-2.5	1.7	1	粗	良	10.5-25.5	2.1	一定(長軸方向)	なし	緑b	金属質の光沢、細かい擦痕	169	No263,264,265	39
3	A-23石積み中	90	16.5-23.5	4	3.2	1	粗	良	(12-17)	0.2	不明	なし	暗緑a		170		
4	B-3	?	24-51	5	8.0	1	粗	粗	13-36	4.5	一定(長軸方向)	なし	緑灰c	細かい擦痕	171		35
5	A-20脇金山沢	?	27-52	0.5-10	24.3	2	粗	—	25-31,14-18	5.1,3.7	一定(長軸方向)	なし	緑灰c	細かい擦痕	172		37
6	精錬場	70?	39-46	0.6-6	12.2	1	良	良	25-40	4.2	一定(長軸方向)	なし	灰c		173		34
7	A-22	?	32-35	0.7-6.5	10.6	2	良	—	26-26	2.4	一定(長軸方向)	なし	緑a	細かい擦痕	174	No278	
8	C-4	70?	34-39	0.8-6.5	12.5	2	良	—		3.1	一定(?)	なし	緑a		175	No47,55	36
9	A-20	100	37-61	0.4-9	32.5	2	粗	—	18-28,20-31	2.8,4.7	一定(長軸方向)	なし	灰b	かすかに擦痕	176	精錬場No20	33
10	A-22	?	17-52	0.6-5	5.7	1	良	良	10-42	3	一定(長軸方向)	なし	灰d	細かい擦痕	177	No261,289	
11	A-23石積み中	?	19-30.5	3-5.5	4	1	粗	良		1.1	一定(長軸方向)	なし	緑灰e	磨面平坦	178		40
12	A-22	?	10-23	2.7-4.5	2.6	2	良	—		1.1,0.9	不明	なし	灰b		179		38
13	金山沢	?	18-28	4.5-6	5.2	1	良	良		1	不明	なし	緑b		180		
14	A-22	?	14-23	1	0.7	1	良	—		1.3	不明	なし	緑b	裏面剝離	181	No248	
15	金山沢	?	20-27	2-5	3.4	1	良	良	5-12	1.3	一定	なし	緑b	細かい擦痕	182		
16	A-22	?	10.5-11.5	1.8	0.4	1	良	良		0.1	不定	なし	灰b	磨面平坦	183	No273	
17	A-22	?	8.5-13.5	2.5	0.3	1	粗	良			一定(長軸方向)	なし	黄灰b		184	No282	
18	精錬場	?	7-14.5	1.6-2.5	0.4	1	良	良	5-5.1	1.1	一定(長軸方向)	なし	緑灰b	細かい擦痕	185		42
19	A-22	?	5.5-11	2-5	0.15	2	?	—			一定	なし	緑灰b	細かい擦痕	194		
20	A-22	?	9.5-15.5	3-4	0.6	1	?	—		0.7	一定	なし	緑a	細かい擦痕	195		
21	A-20炭窯内	?	9.5-20	0.5-3	0.8	1	良	良	4-10		一定	なし	緑b	かすかに擦痕	196		

第18表　観　察　表　(6)　磨り石

番号	出土地点	残存率	大きさ	厚さ	重量	磨面数	磨り方向	転用	色・石質	その他	通し番号	取上番号	図番号
1	A-50	100	5.2-7	3	0.15	5	一定(短軸方向)	なし	緑b		186		50
2	A-23	100	7-8.3	4	0.4	2	不明	上臼片?を転用	緑灰b	敲打痕	187		47
3	A-22	60?	10-11	1.5-4	0.7	1	一定(短軸方向)	なし	灰g	裏面半月形の稜,細かい擦痕	188	No270	45
4	A-23	100	10-18.5	6.2	1.45	2	一定(短軸方向)	なし	緑b	裏面半月形の稜,角の磨り潰し,細かい擦痕	189		46
5	A-22	100	10.5-16	4	0.9	1	一定(短軸方向)	なし	緑灰e	裏面半月形の稜	190	No266	44
6	A-20	100	7.3-11.8	4.1	0.5	2	不明	なし	緑灰g-b		191		43
7	A-22	100	5-5.5	3.7	0.15	3	一定?	なし	緑b		192		49
8	A-23	100	6.8-9	5	0.4	1	不明	叩き石に利用	緑b	凹み4ケ所(幅1.5-2,深さ0.3-0.4cm)	193		48

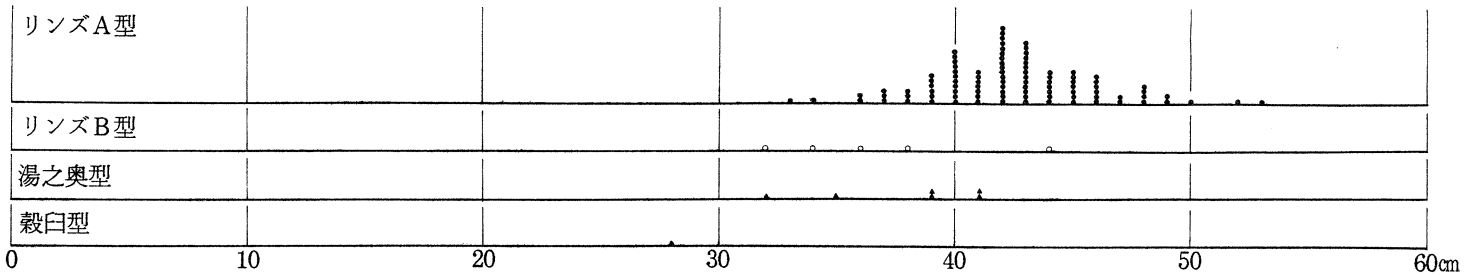

第47図　上臼直径

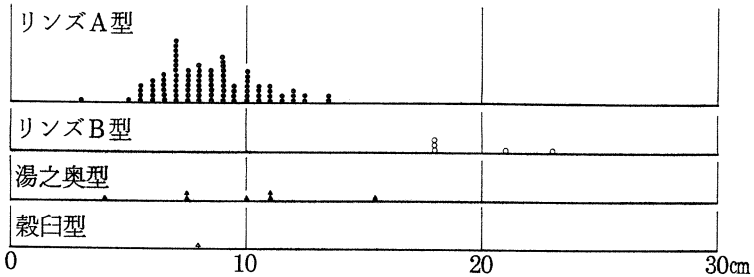

第48図　上臼厚さ

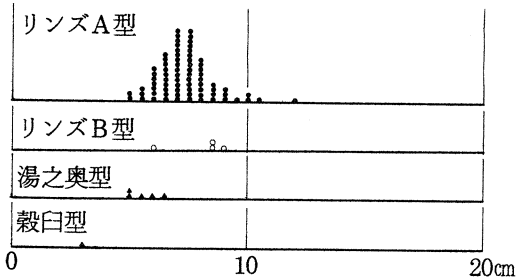

第49図　供給孔径

A　下臼直径

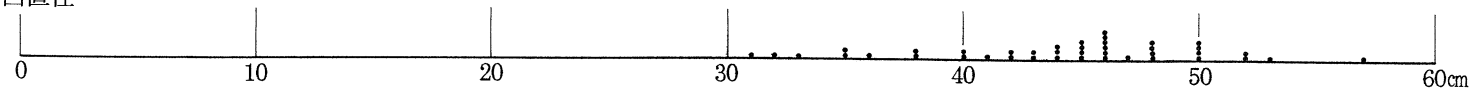

B　下臼磨面半径

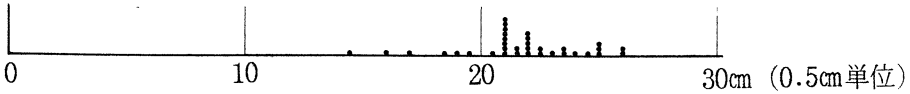

第50図　下臼径

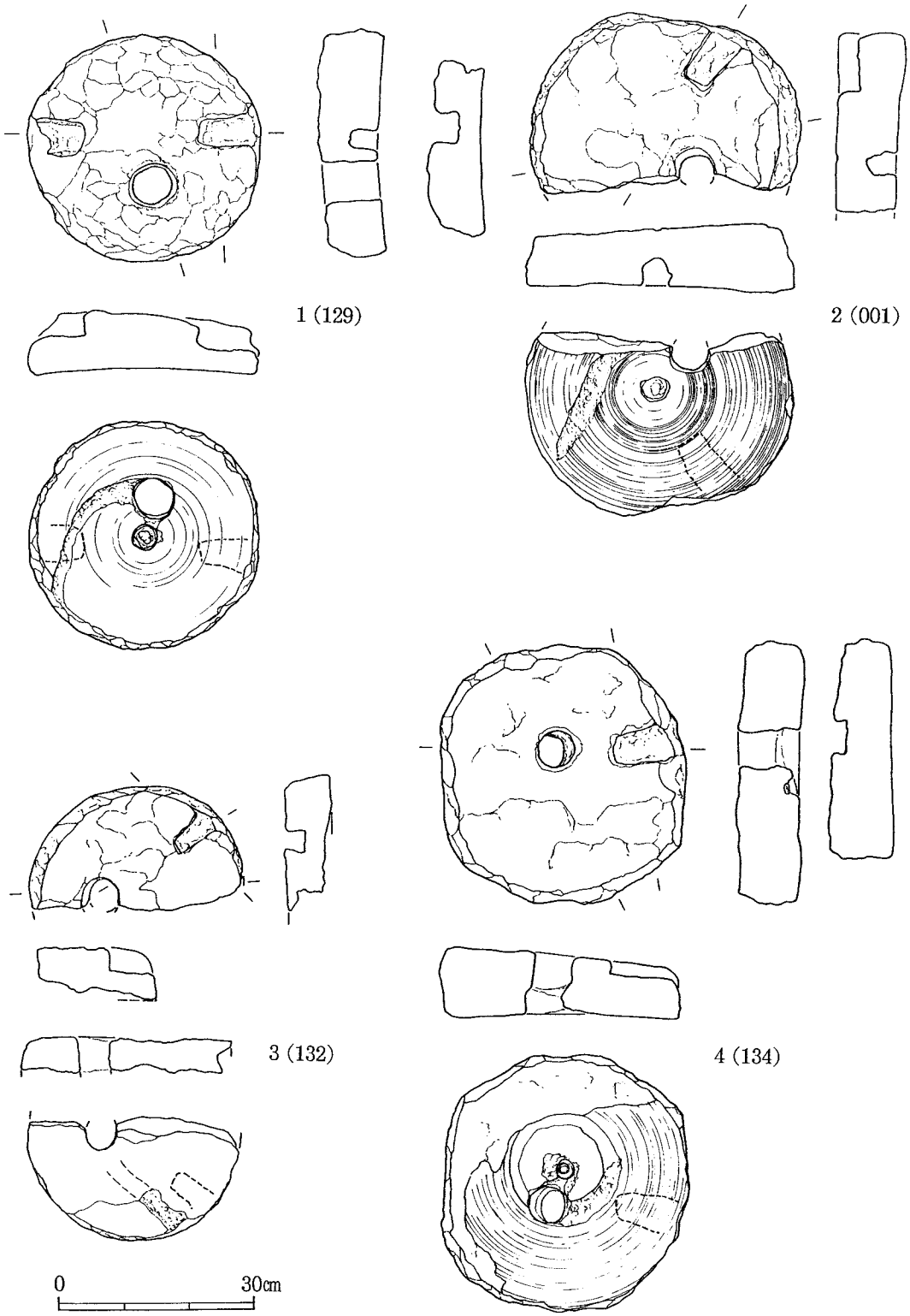

第51図　鉱山臼(1)（回転臼 上臼 1/10、括弧内は通し番号）

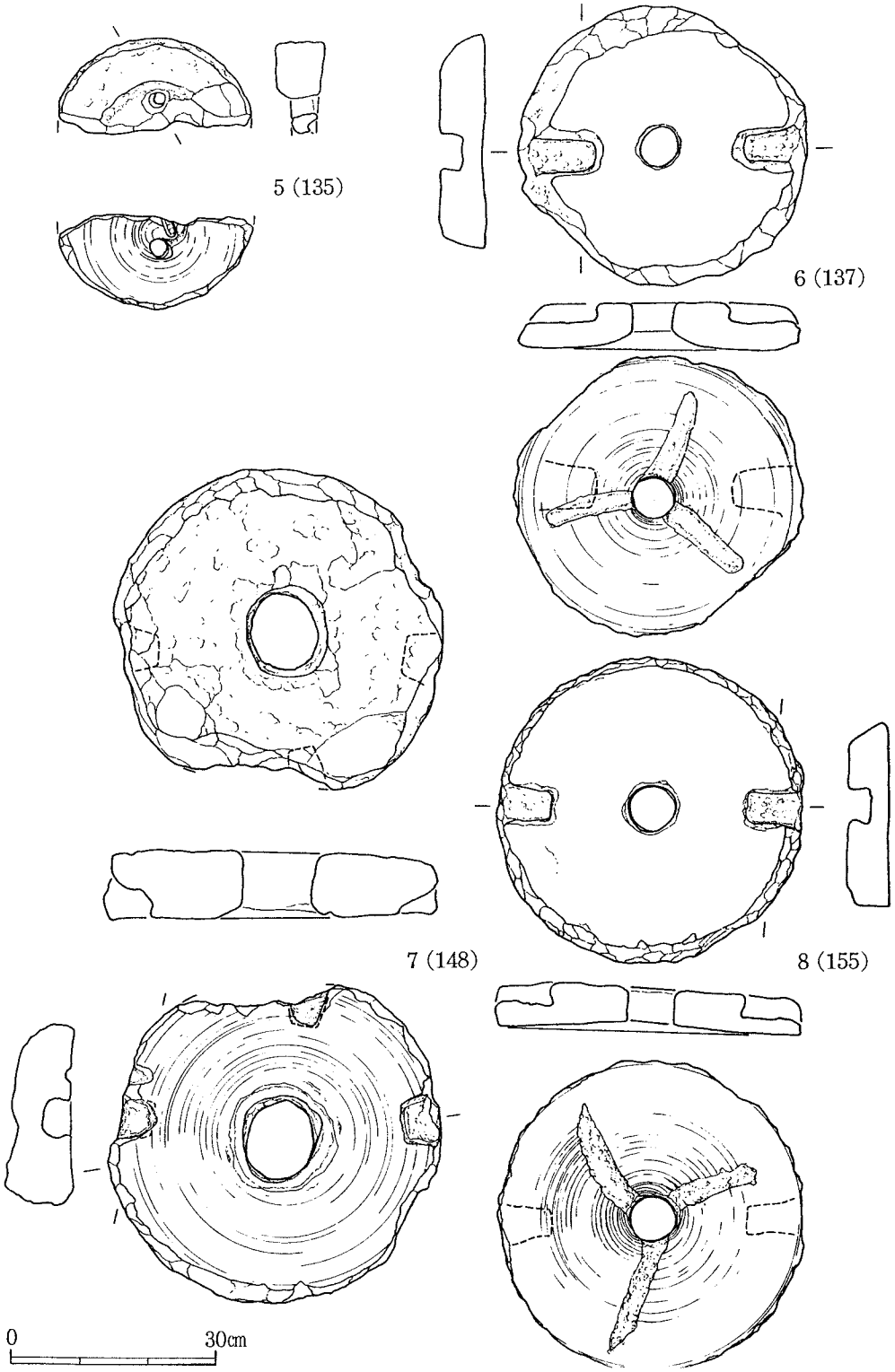

第52図　鉱山臼(2)（回転臼 上臼 1/10）

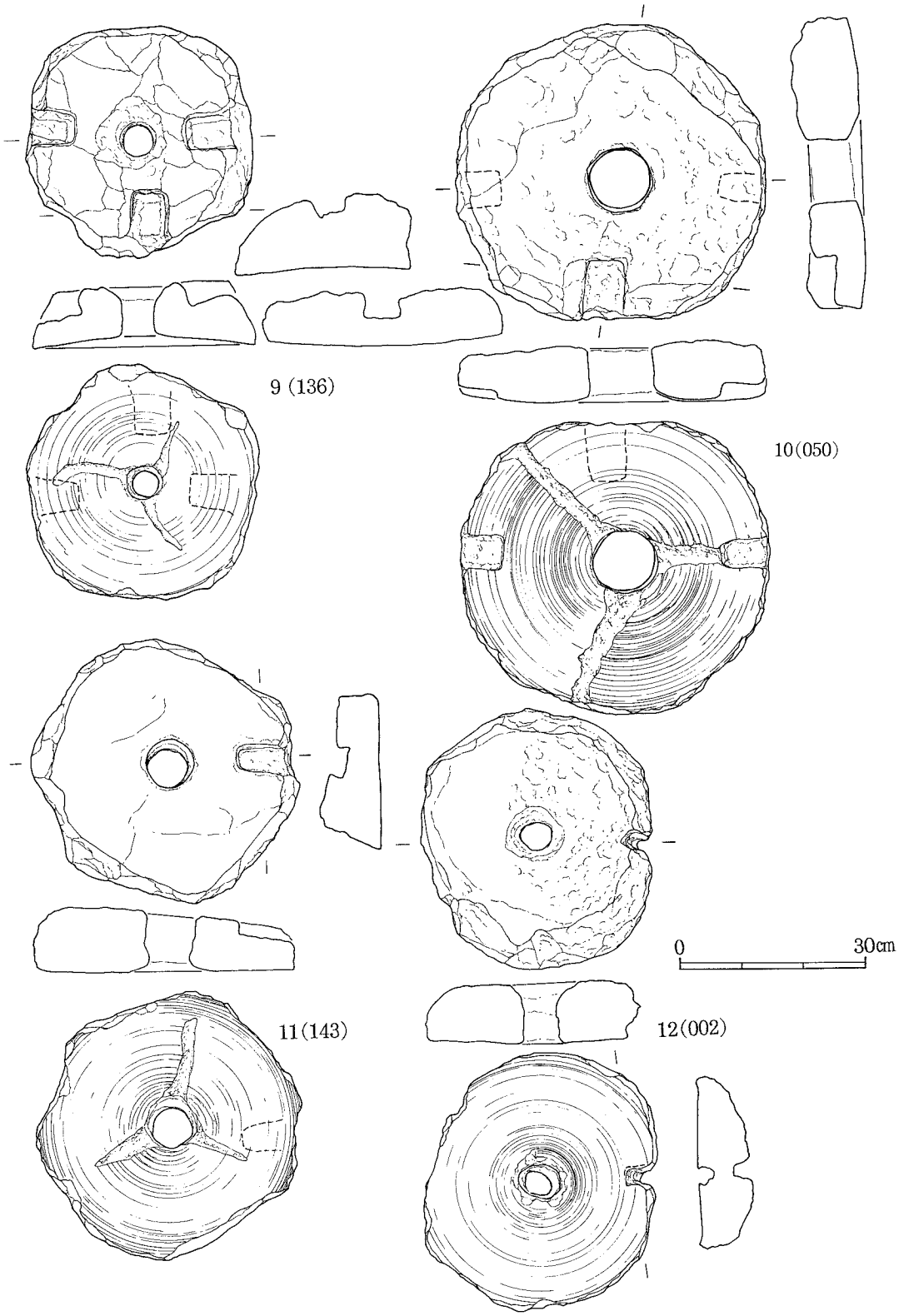

第53図　鉱山臼(3)（回転臼 上臼 1/10）

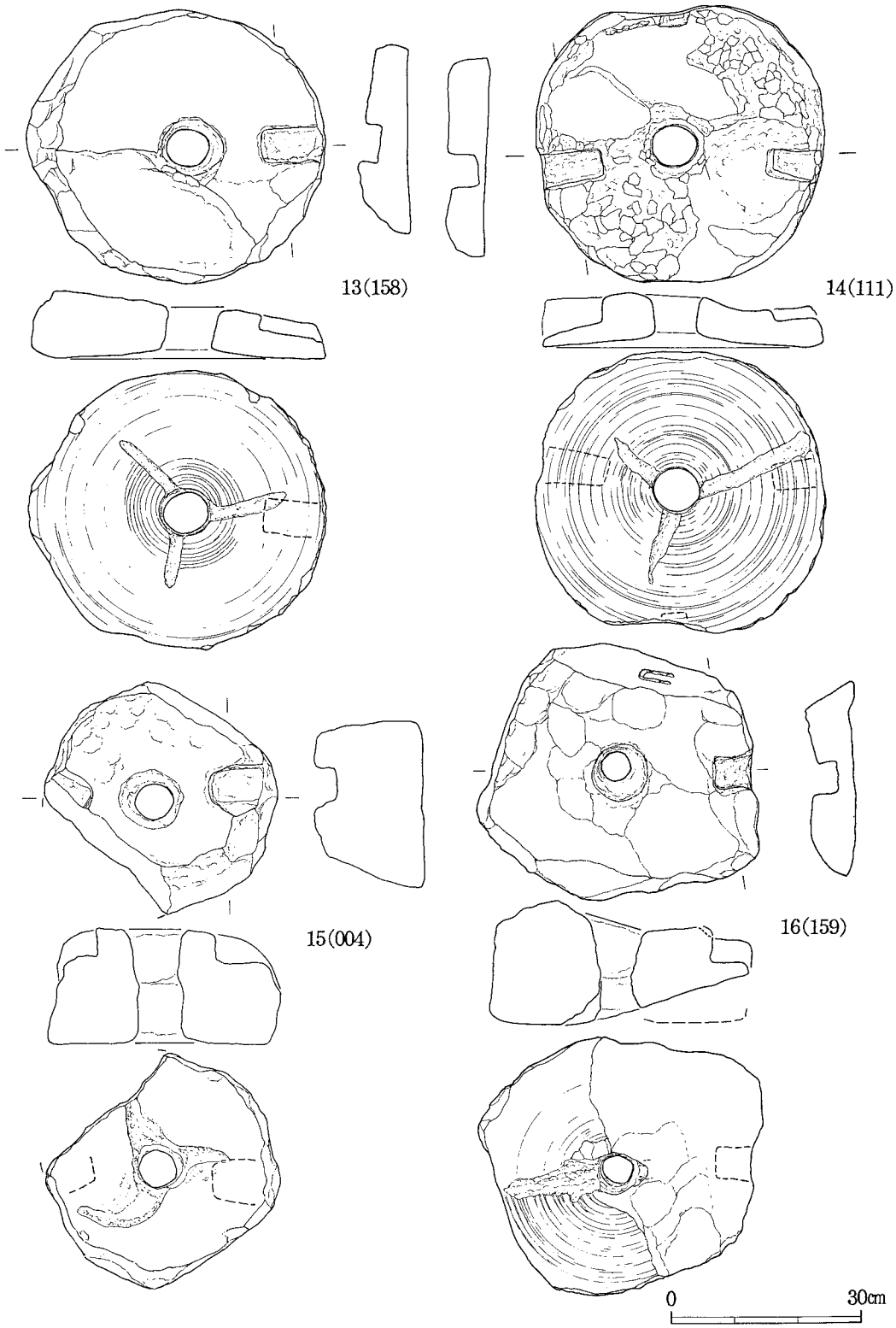

第54図　鉱山臼(4)（回転臼 上臼 1/10）

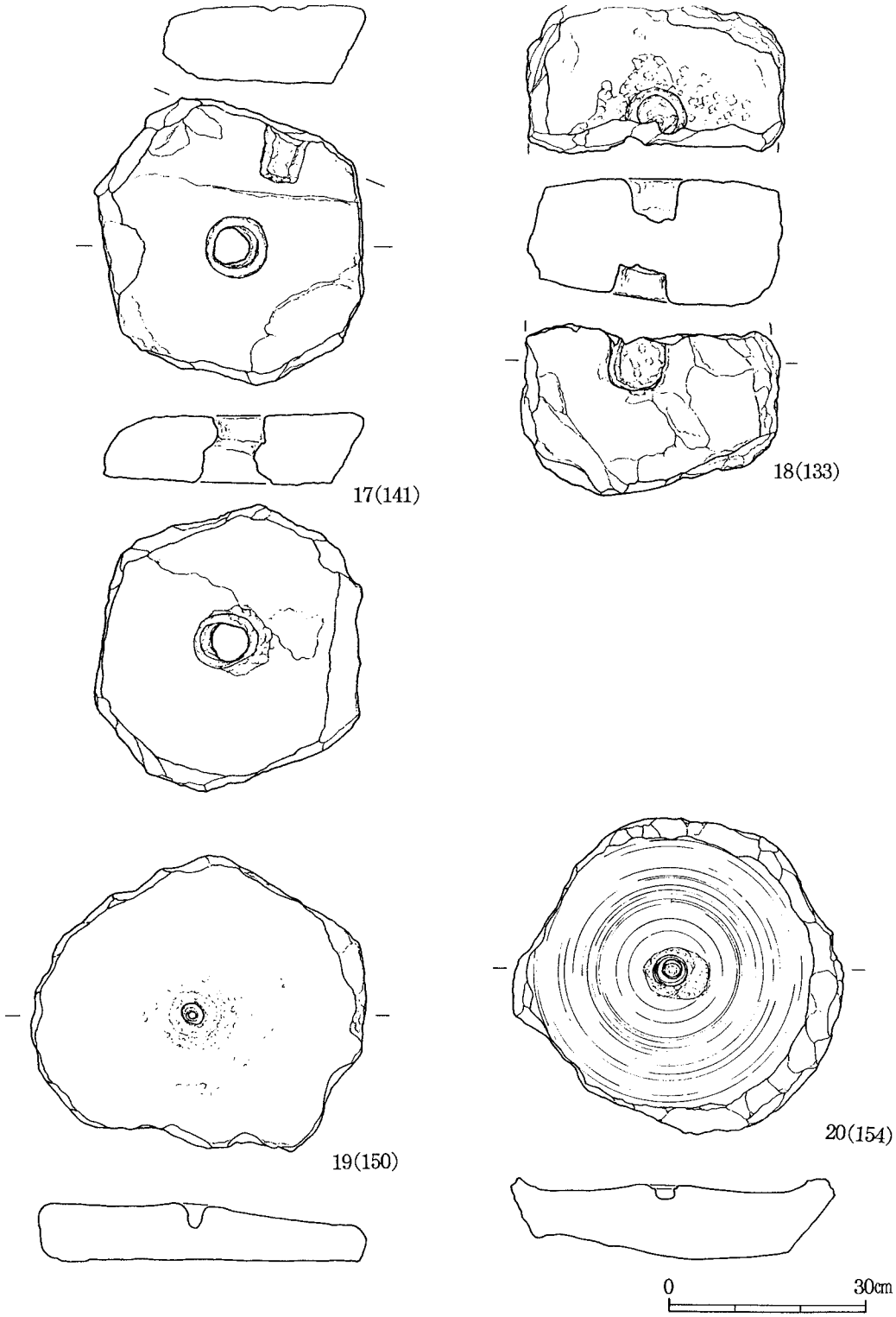

第55図　鉱山臼(5)（回転臼 上・下臼 1/10）

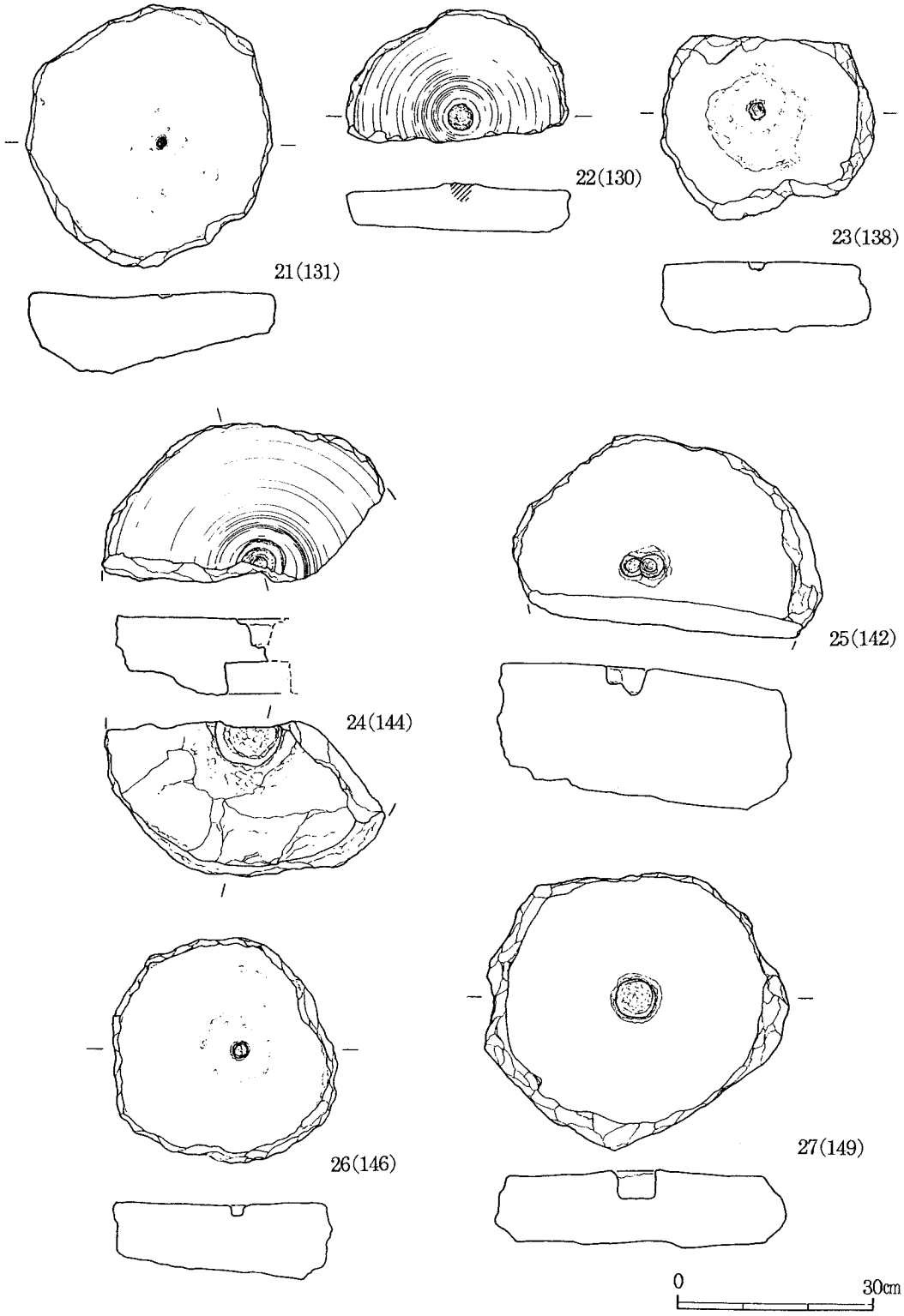

第56図　鉱山臼(6)（回転臼 下臼 1/10）

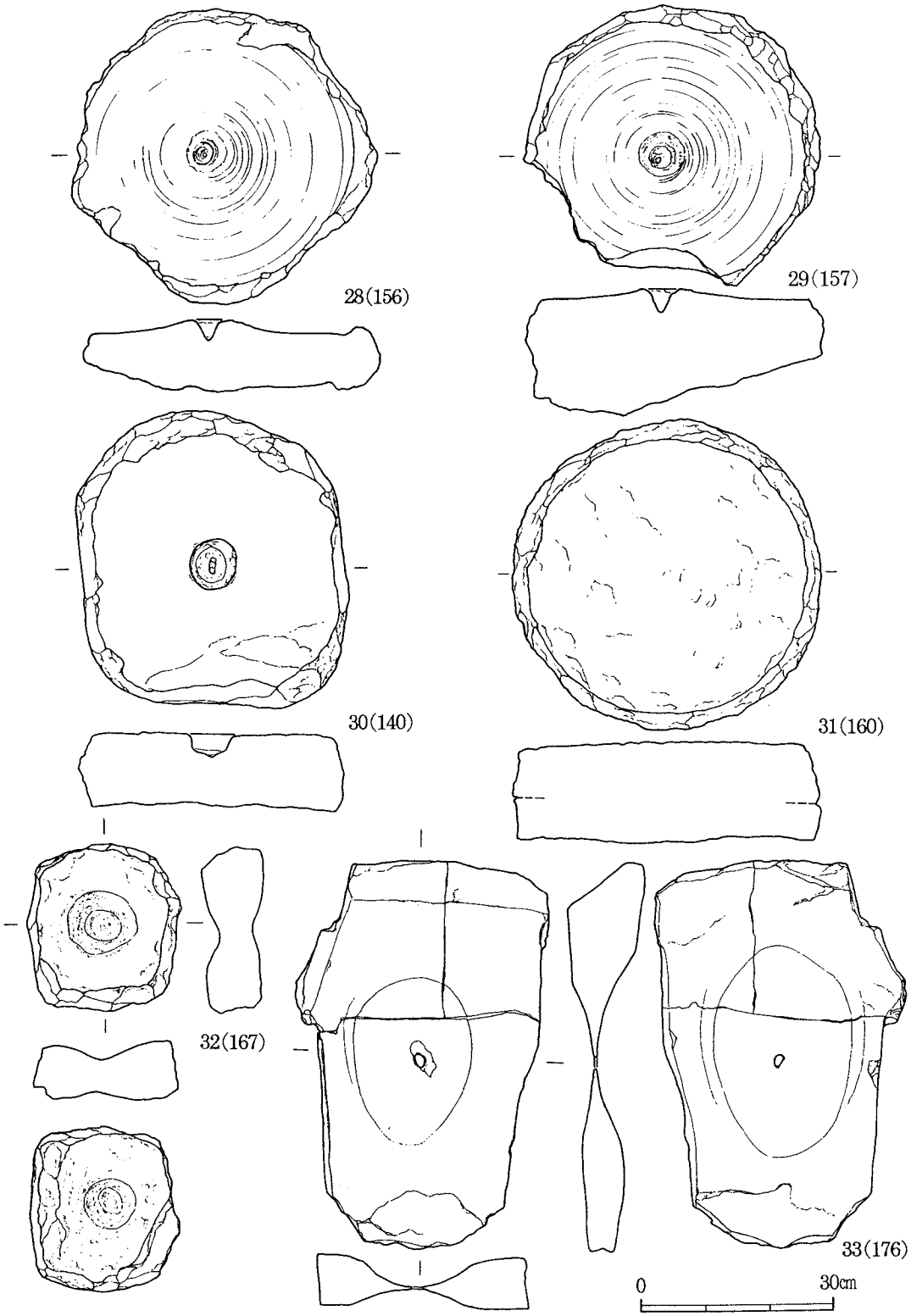

第57図　鉱山臼(7)（回転臼 下臼・未製品，搗き臼，磨り臼 1/10）

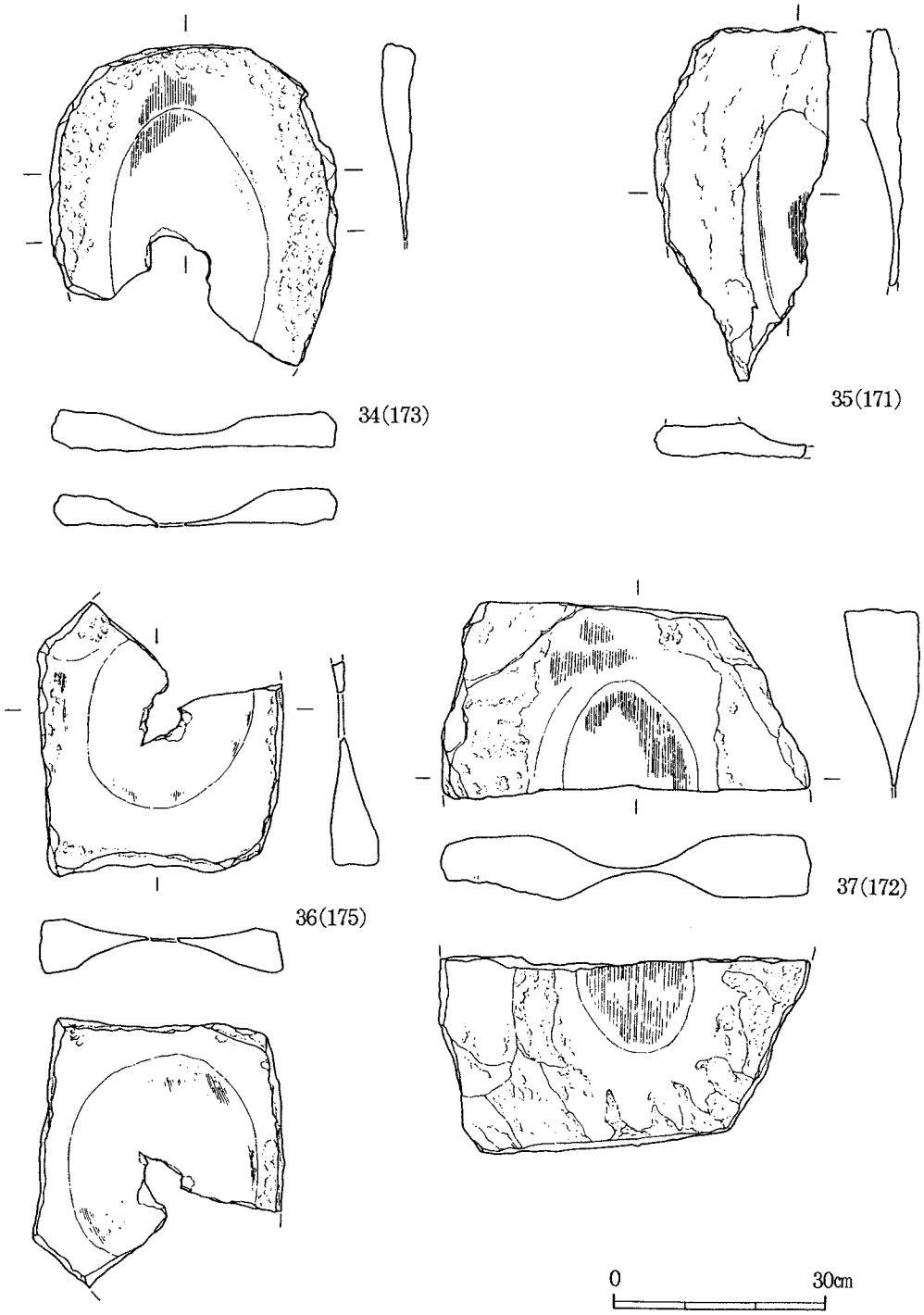

第58図　鉱山臼(8)（磨り臼 1/10）

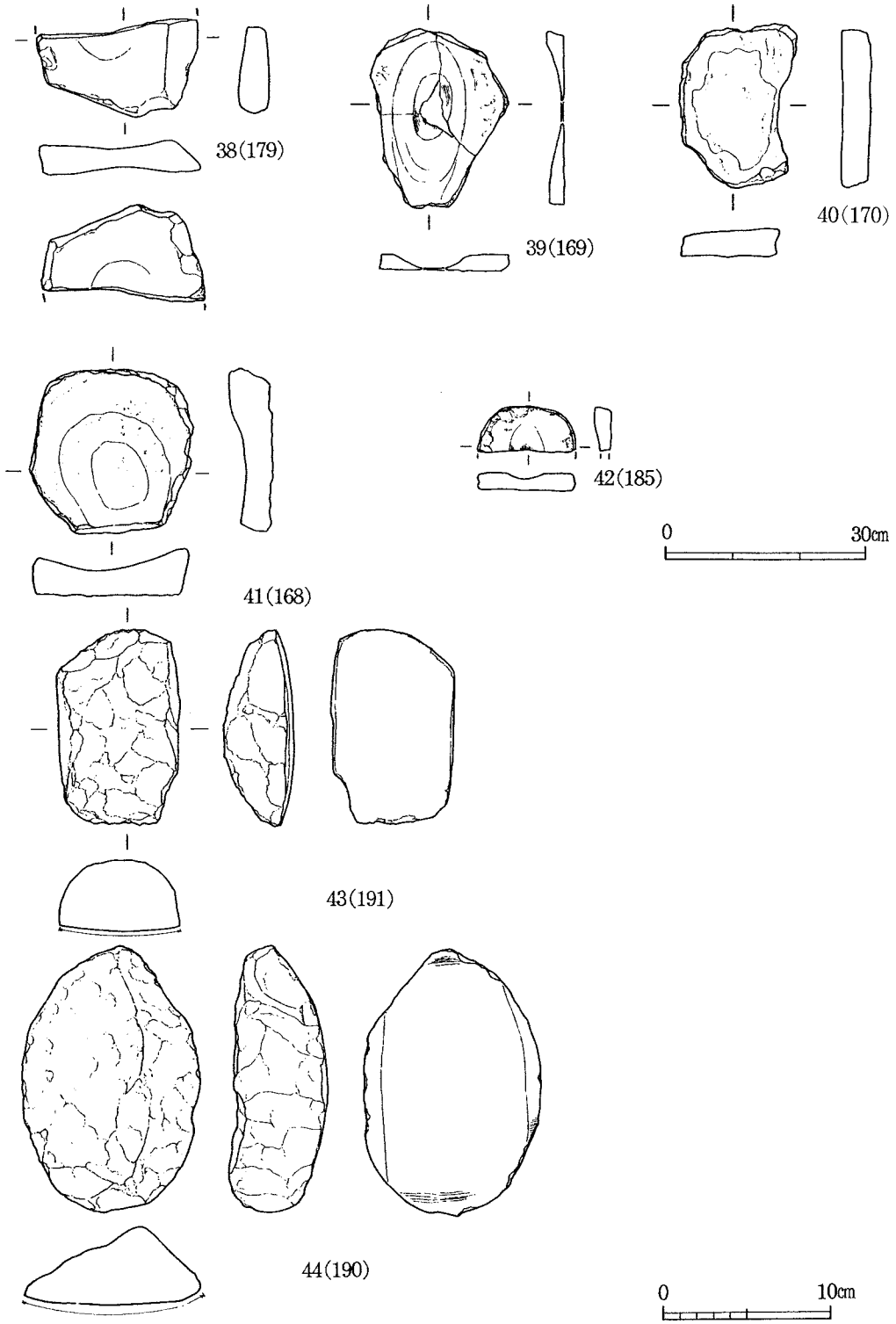

第59図　鉱山臼(9)（磨り臼 1/10,磨り石 1/4）

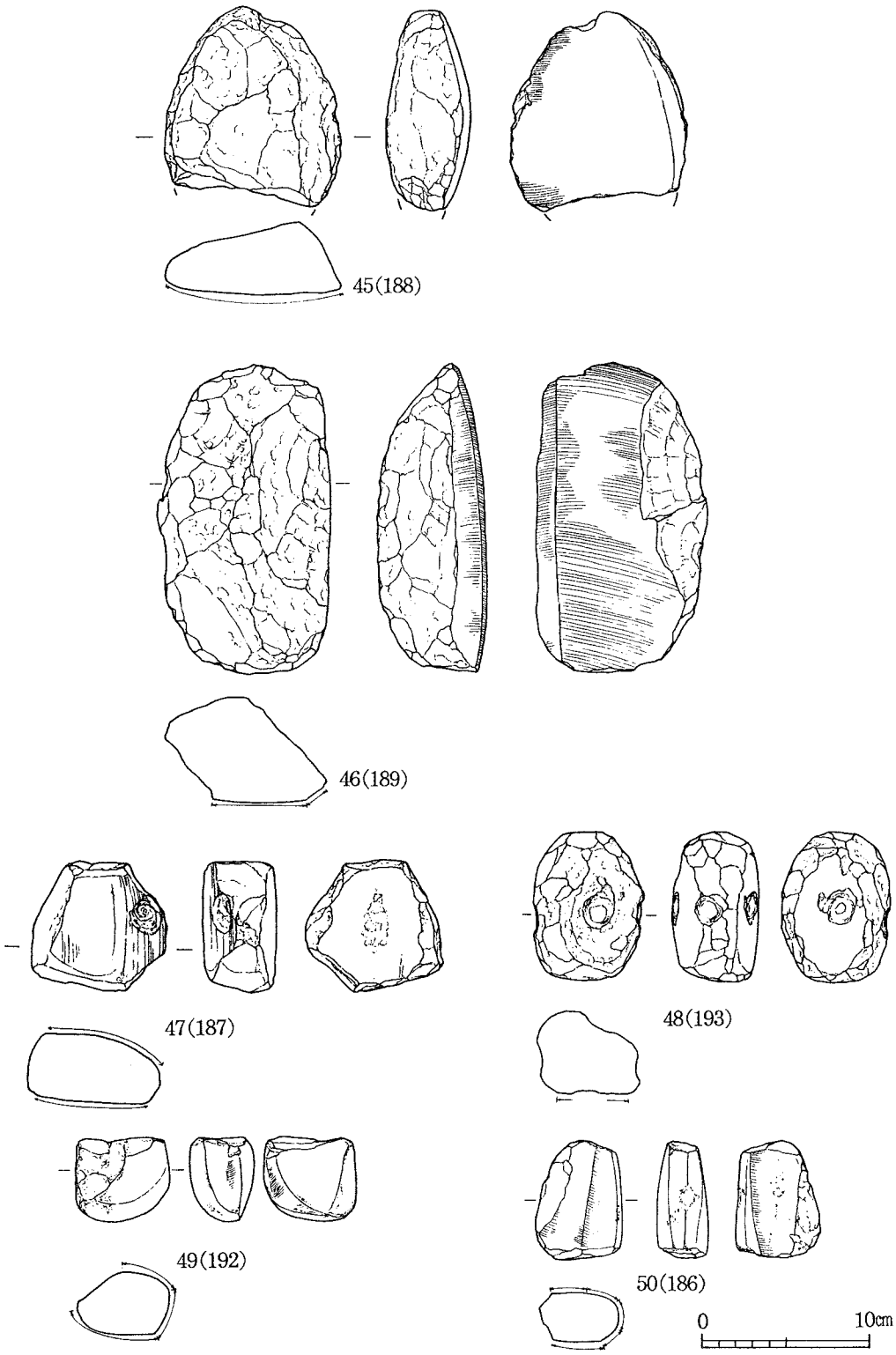

第60図　鉱山臼(10)（磨り石 1/4）

3．その他の遺物

(1) 金属製品

銭貨（第61図１～８）

銭貨は表採品も含め８点が出土している。８点のうち７点が銅製であり、１点が鉄製である。

１は唐代に初鋳された開元通寶である。腐食が激しく、文字は明瞭ではない。

２は皇宋通寶、３は元豊通寶である。いずれも銅製で中国（北宋）から渡来した渡来銭である。

４～８は寛永通寶である。４～７は寶がス字になるいわゆる古寛永である。古寛永の鋳造年代については明暦２（1656）年以前の所産とされている。８は鉄製のため元文４（1739）年以降に鋳造された新寛永であるが、銹がひどく、文字が明瞭でないため、鋳造地は不明である。

小把（第62図１）

Ａ－33テラス出土品。銅製で柄部のみ出土している。先端部がやや腐食して欠損しているものの、ほぼ完形品であり、長さ9.9㎝、幅1.4㎝、厚さ0.4㎝を測る。表面には文様等は施されていない。

煙管（第62図２）

煙管の吸口がＡ－23テラスより１点ではあるが出土している。口唇部から羅宇接続部へ向けややすぼまり、緩やかな曲線を描きながら羅宇接続部へ至る。羅宇接続部は若干ではあるがすぼまっている。雁首、羅宇部は確認されていない。

六器台皿（第62図３）

密教法具の六器の台皿と推定されるものである。銅製で作りは非常に薄いものである。断片のみの出土であるため口径等の法量は不明であるが、高台径７㎝、高台高0.6㎝を測る。受部は確認されていない。

把手（第62図４）

Ａ－23テラス出土品。両端部を欠損するが、両端とも折り返している。全長10.3㎝、幅0.85㎝、厚さ0.2㎝を測る。当初は灯明具等の把手であったと思われるが、現在の形状からすれば吊り金具等に転用したものであろうか。

工具類（第63図１・２・４・５）

本遺跡からは鉄製工具類が僅かではあるが出土している。しかし、本遺跡には近年木材の伐採等が大規模に行われていることもあり、これらが金山操業時期の所産であるかについては不明である。

１はＢ－３テラスより出土した鉞である。全長24.5㎝、刃部長13.9㎝、刃部幅11.8㎝を測る。２はＡ－31テラスより出土した鋸の破片である。両端部を欠損する。４は金鋏である。Ｅ－２テラス石組遺構付近から、鞴の羽口とともに出土している。全長38.7㎝を測る。５はＡ－31テラスより出土したつるはしである。全長33.8㎝、柄の接続部となる枘穴から片方のみに刃部がつくものである。

鉄釘（第64図１～26）

鉄釘が本遺跡の中ではＡ－31テラスとＢ－４テラスを中心として出土している。図示したもの

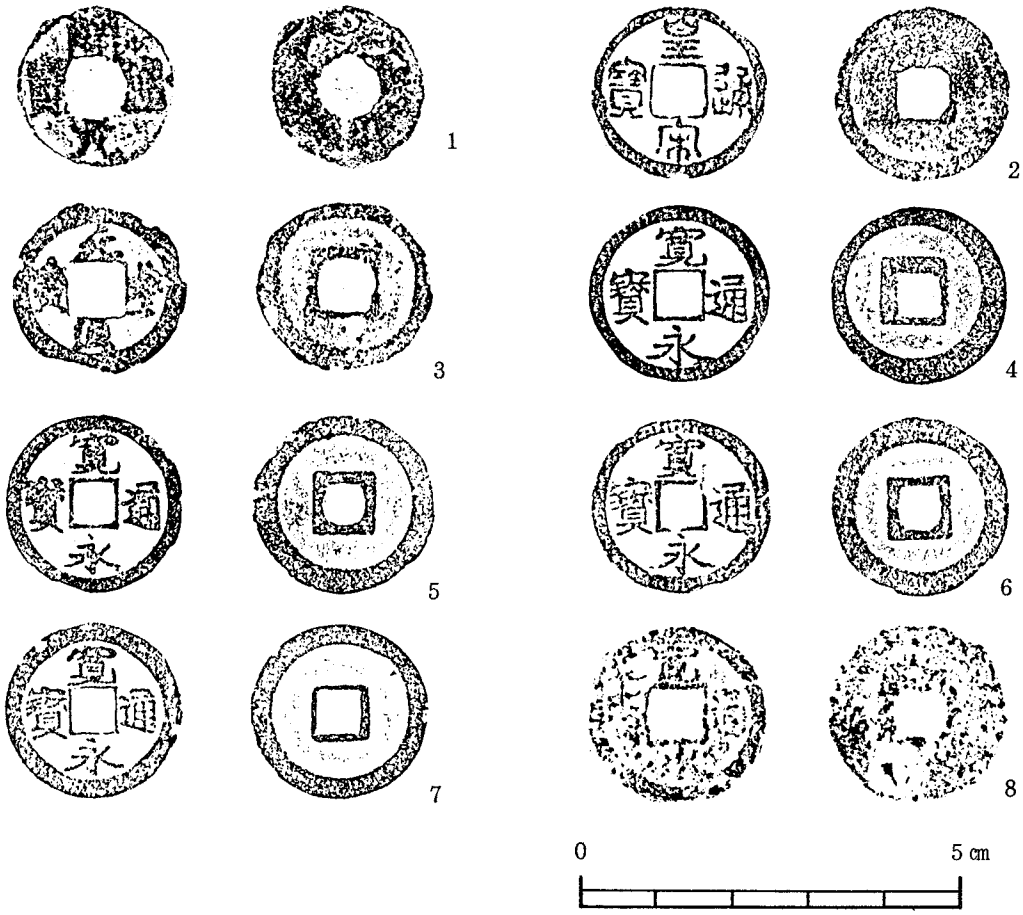

第61図　銭貨

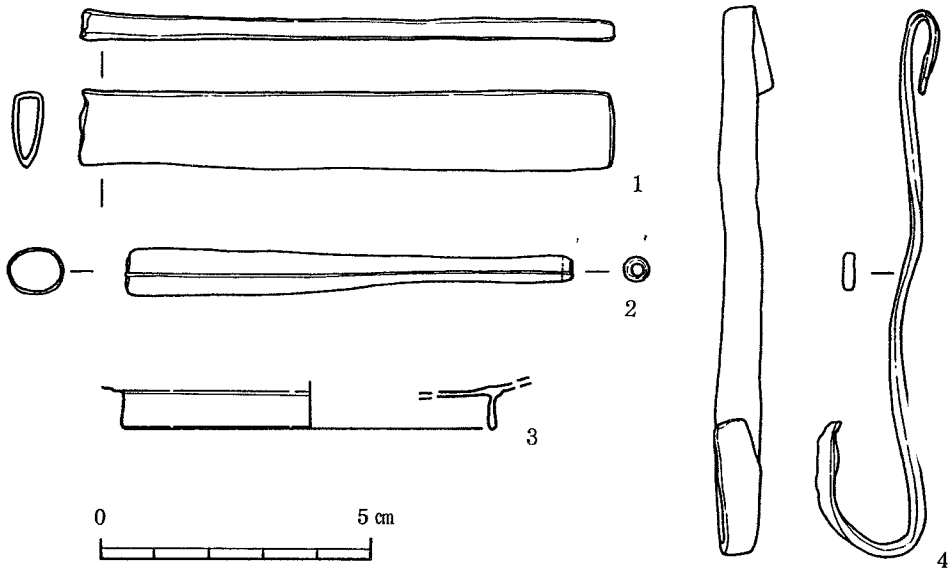

第62図　金属製品(1)

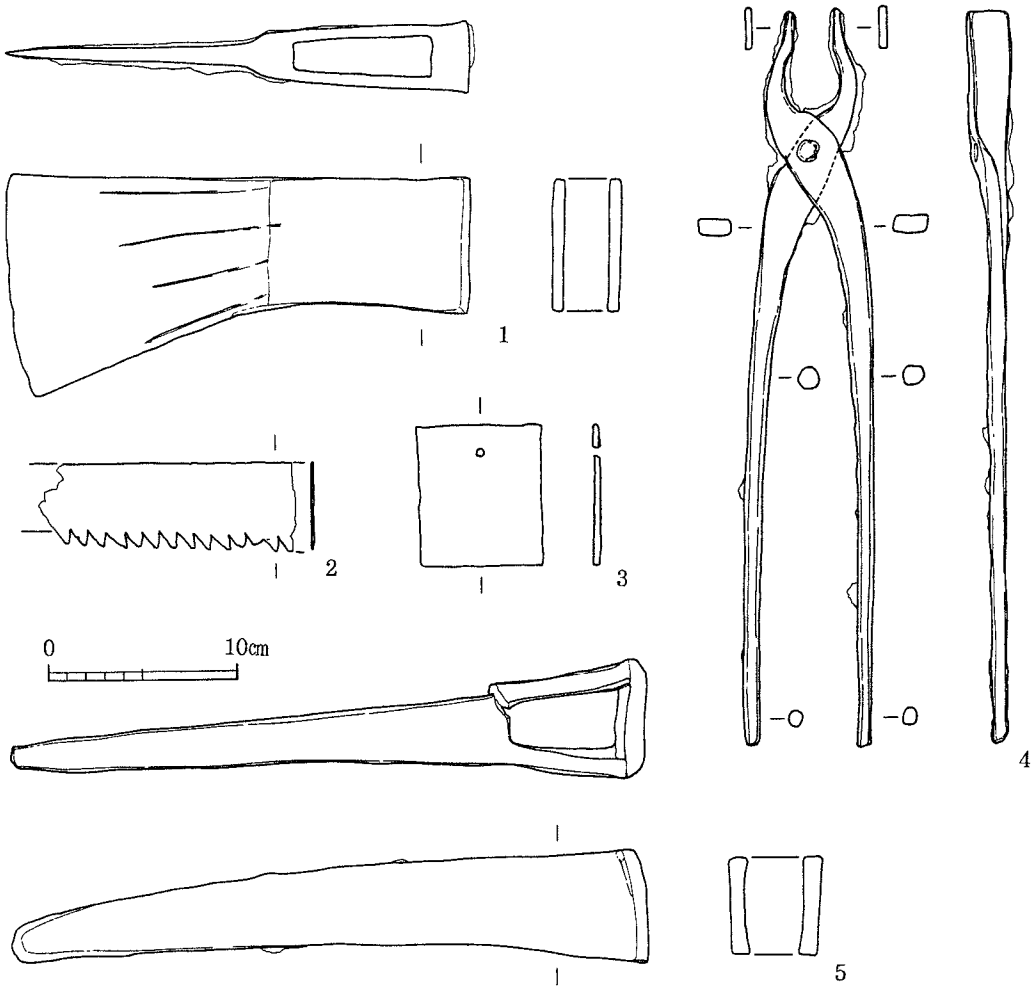

第63図　金属製品(2)

はすべて断面形が方形となる角釘であるが、断面が円形となる丸釘も出土している。しかし、その生産は江戸時代末以降に開始されたものであるために、本報告から除外した。角釘はすべて頭を持たず、両端が尖った真直ぐないわゆる合釘である。

第64図１～13はＢ－４テラス出土品である。すべて木組遺構に伴うものであるため、木質が付着するものが多くみうけられる。14～26はＡ－31テラス出土であり、Ｂ－４テラス出土品同様、木質が付着したものが一部にみられる。Ｂ－４テラス出土品13点のうち12点が長さを確認できる。断面は0.6㎝×0.3㎝前後の規矩形となる。長さは8.7㎝のものを最小として12.2㎝のものまでみられ、平均10.7㎝となる。Ａ－31テラス出土品は13点中５点が計測不能であり、断面は0.5㎝×0.4㎝前後となる。長さは7.3㎝のものからあり、8.6㎝のものを最大とする。Ｂ－４テラス出土品と比較して小型品が目立つ。

(2)　その他の金属製品（第64図27・28、第63図３）

27はＡ－22テラスより出土した断面方形の屈曲した鉄製品である。釘とも考えられるが幅が0.

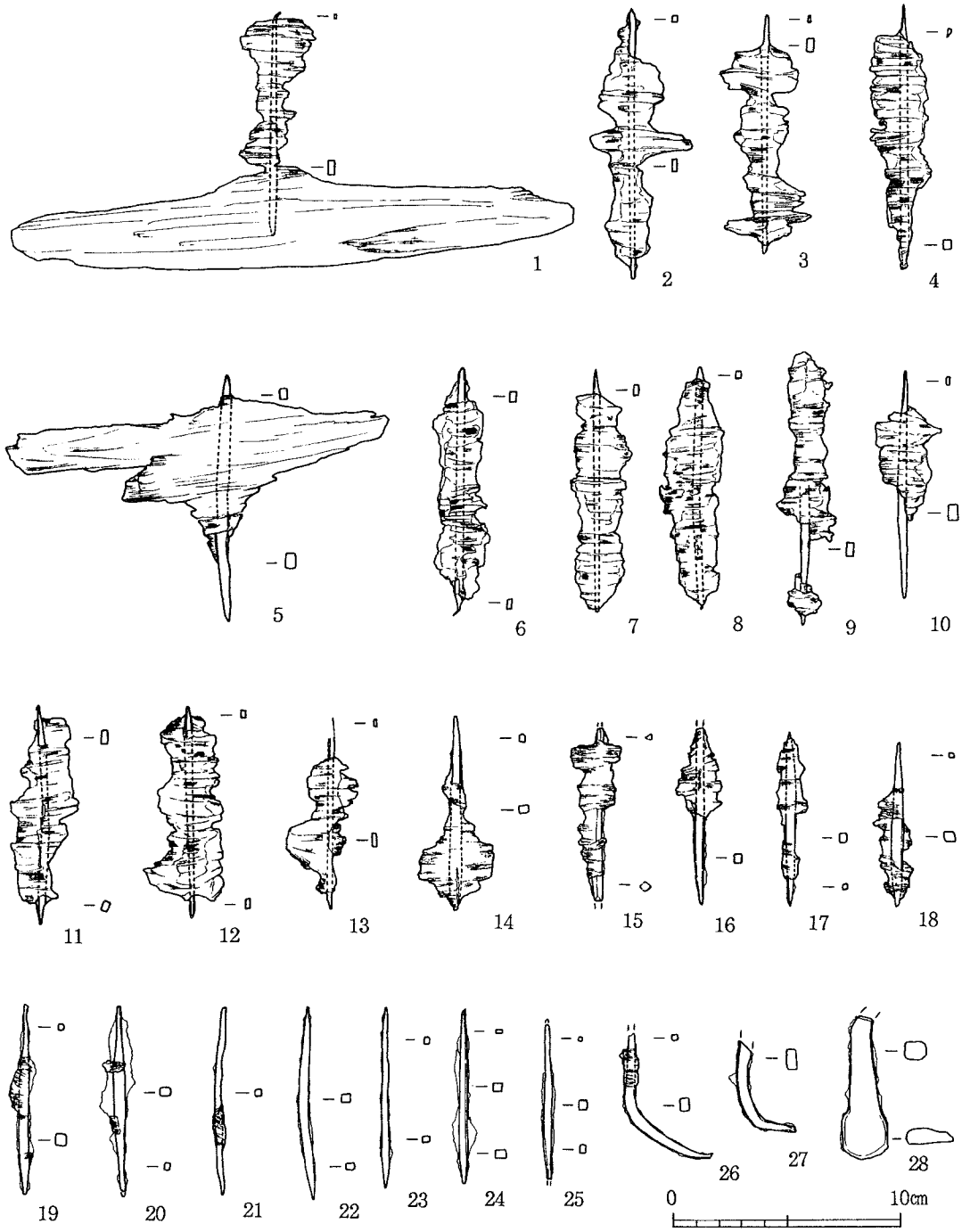
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
0
10cm

第64図　金属製品(3)

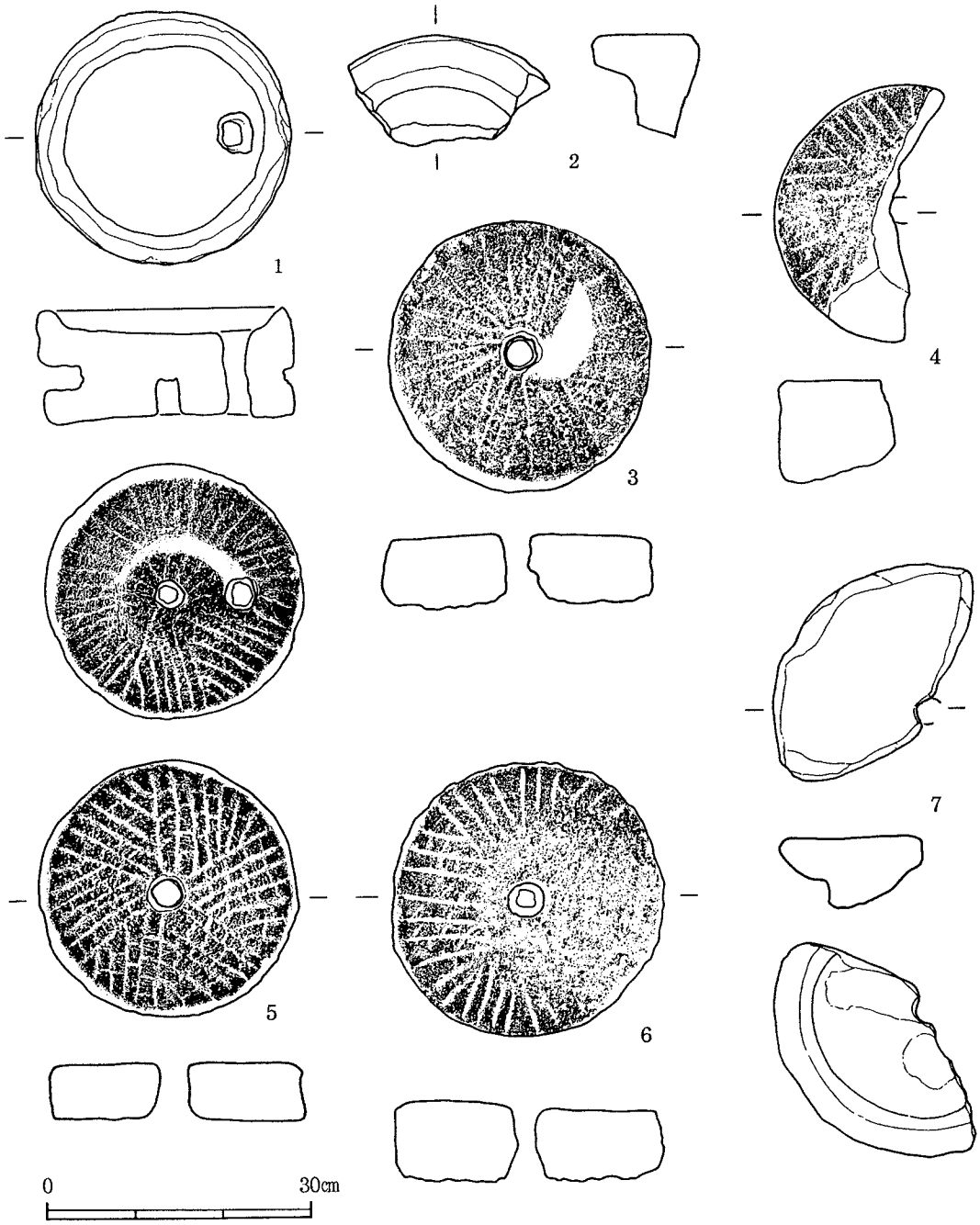

第65図　石製品(1)

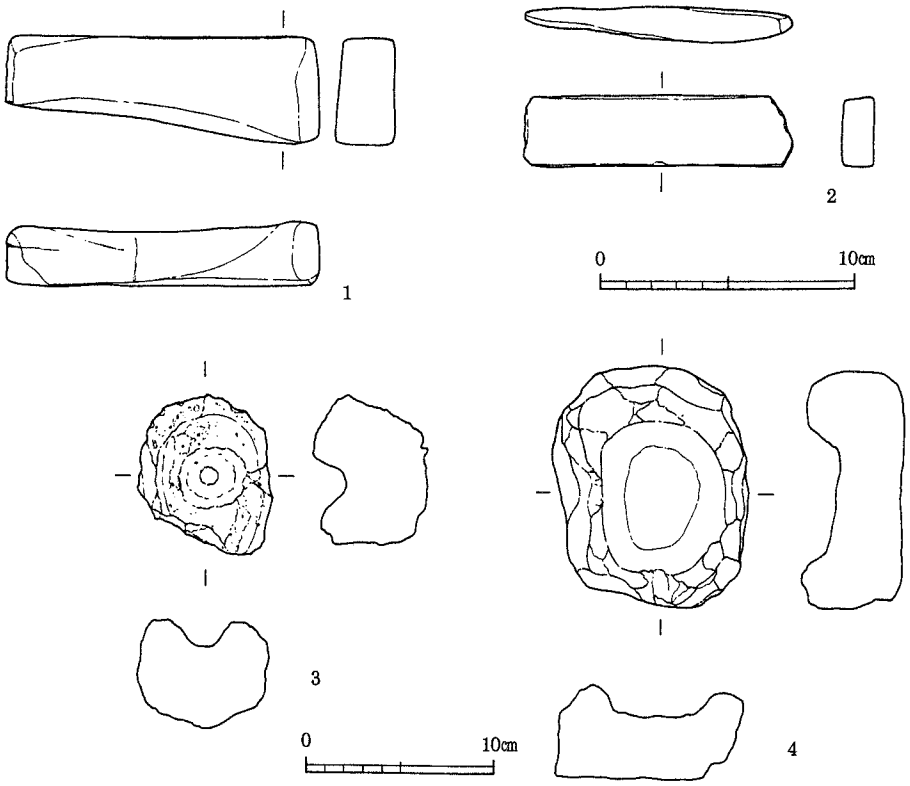

第66図　石製品(2)

9cmあり、他に出土している和釘に比べやや大型である。

28はC－4テラスより出土している。腐食がはげしく本来の形状は必ずしも明らかではない。円筒形に延びる部分は欠損している。円筒形部から偏平に広がりをみせ、あたかも刃部を形成しているようである。この部分が刃部であるとすれば、鑿等に類似した工具である可能性がある。

第63図3はA－31テラスより出土した方形の鉄製板である。6.5×7.4cm、厚さ0.35cmを測り、辺部から1/4ほどのところに径0.5cmの孔を穿っている。性格については不明である。

(3)　石製品

本遺跡出土の石製品の大多数は精錬用石臼が占めている。ここではそれ以外の遺物について扱うこととする。

穀臼（第65図1～6）

本遺跡においても精錬用石臼に混じって穀臼が数点ではあるが、出土している。上臼が3点、下臼が3点を数える。そのうちセット関係にあるのはA－23テラスより出土した1と3のみである。上臼、下臼とも目が確認される5点すべてが主溝によって6等分された6分画のものである。副溝は4本～6本からなっている。

1は唯一の上臼完形品である。側面には枘穴があけられており、挽き木が打ち込まれていたことがわかる。目は6分画であるが均等に割り付けられてはいない。2は上臼の破片である。全体

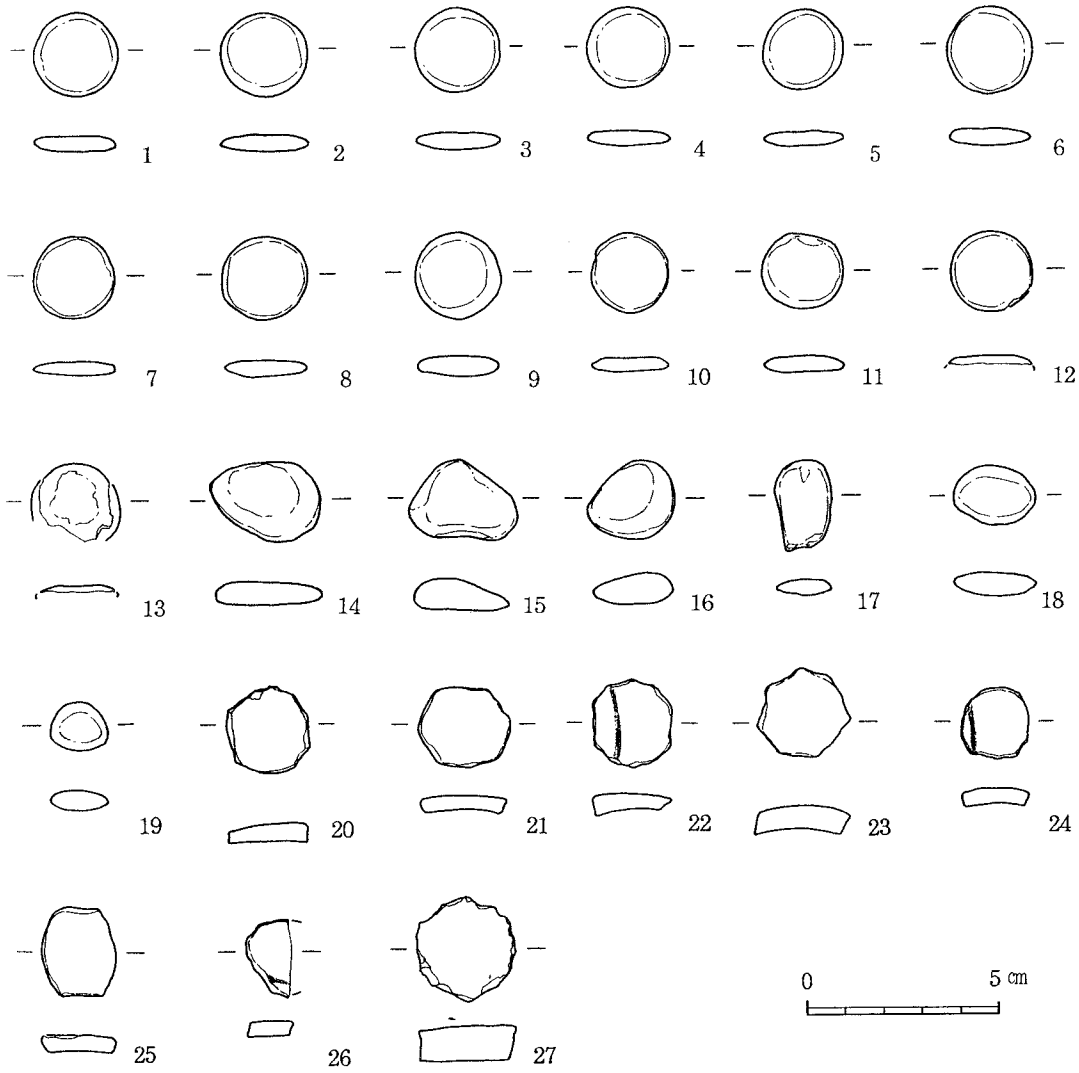

第67図　碁石

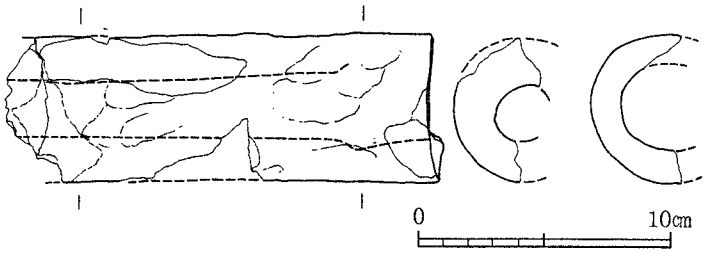

第68図　羽口

第19表　銭貨観察表

挿図番号	出土地点	銭名	外径(mm)	穿径(mm)	重量(g)	材質	初鋳年代	備考
1	C- 4テラス	開元通寶	22.0	7.5	1.49	銅	唐朝武徳4年(621)	渡来銭
2	A-23テラス	皇宋通寶	22.5	7.0	2.40	銅	北宋宝元2年(1039)	渡来銭
3	E-8テラス	元豊通寶	23.0	7.5	2.11	銅	北宋元豊元年(1078)	渡来銭
4	A-33テラス	寛永通寶	23.5	6.0	2.06	銅	寛永14年(1637)	古寛永 松本銭
5	E- 8テラス	寛永通寶	23.5	5.5	2.72	銅	寛永14年(1637)	古寛永 水戸銭
6	A-41テラス	寛永通寶	23.0	5.5	23.7	銅	寛永14年(1637)	古寛永 吉田銭
7	精錬場	寛永通寶	23.5	6.0	3.07	銅	寛永13年(1636)以前	古寛永 浅草銭
8	C-4テラス	寛永通寶	23.0	7.0	3.52	鉄	元文4年(1739)以降	新寛永

第20表　碁石観察表（括弧は破損資料の現状値）

番号	出土地点	長さ	厚さ	重量	材質
1	A－33テラス	2.2	0.4	3.08	黒色粘板岩
2	A－33テラス	2.2	0.4	3.41	黒色粘板岩
3	A－33テラス	2.2	0.4	3.07	黒色粘板岩
4	A－33テラス	2.2	0.35	(2.70)	黒色粘板岩
5	A－33テラス	2.1	0.35	2.72	黒色粘板岩
6	A－33テラス	2.4	0.4	3.55	黒色粘板岩
7	A－22テラス	2.2	0.35	2.84	黒色粘板岩
8	A－33テラス	2.2	0.4	3.28	黒色粘板岩
9	A－33テラス	2.4	0.5	4.01	黒色粘板岩
10	A－33テラス	2.1	0.35	(2.71)	黒色粘板岩
11	A－33テラス	2.1	0.4	2.73	黒色粘板岩
12	A－33テラス	2.2	(0.25)	(1.42)	黒色粘板岩
13	A－33テラス	(2.1)	(0.2)	(0.99)	黒色粘板岩
14	A－33テラス	2.8	0.6	5.61	黒色粘板岩
15	A－33テラス	2.5	0.8	6.29	黒色粘板岩
16	C－4テラス	2.1	0.8	5.24	砂岩
17	A－33テラス	2.3	0.4	2.82	粘板岩
18	A－22テラス	2.15	0.5	3.20	頁岩
19	C－4テラス	1.5	0.5	1.77	砂岩
20	A－22テラス	2.3	0.5	3.27	磁器
21	A－33テラス	2.4	0.4	2.99	磁器
22	A－33テラス	2.5	0.4	3.95	磁器
23	不明	2.4	0.6	5.47	磁器
24	A－33テラス	1.9	0.4	2.39	磁器
25	A－33テラス	2.35	0.4	2.65	磁器
26	A－33テラス	2.1	0.4	(1.22)	磁器
27	A－22テラス	2.8	0.95	11.15	凝灰岩

第21表　穀臼観察表

No.	出土地点	部位	残存率(%)	直径(cm)	厚さ(cm)	重量(kg)	比高(cm)	供給孔径(cm)	軸(受)孔径(cm)	深さ(cm)	分画	副溝	石質	備考
1	A-23テラス	上臼	100	28.0	12.5-13.5	17.3	0.6	3-3.5	2.8	4.1	6	6-9	火山礫凝灰岩	側面に4.5×3.3の柄穴あり
2	A-9テラス	上臼	22	(32.0)	11.5	3.0	2.5	—	—	—	—	—	輝石安山岩	
3	A-23テラス	下臼	100	30.5	8.0	13.5	0.8		3.8	7.1	6	5-8	火山礫凝灰岩	
4	C-4テラス	下臼	27	(30.5)	12.0	7.6	0.3		—	8.0	6	6	輝石安山岩	
5	金山沢	下臼	100	28.5	6.5	10.6	0.4		3.3	5.5	6	6-7	火山礫凝灰岩	
6	A-20テラス	下臼	100	31.5	7.5-9.0	16.7	1.0		3.7	8.7	6	4-8	凝灰岩	

の1/5ほどしか残存しておらず、詳細については不明。3の下臼は1の上臼とセットである。分画、副溝とも均等とはなっていない。4は下臼の破片である。5は唯一均等に分画されている例である。6は3同様、分画、副溝とも均等とはなっていない。

砥石（第66図1・2）

砥石が2点ではあるが出土している。いずれもB－4テラスから出土したものである。当初は直方体を呈していたと思われるが、使用により偏平な形態となっている。いずれも粒子は細かく、仕上砥として使用されたものであろう。2点とも凝灰岩製。

用途不明石製品（第65図7、第66図3・4）

7は金山沢発見。1/3ほどの破片である。芯棒を挿入する孔は貫通している。目跡等が確認されていないことから断定はできないが、挽臼として使用されたものと推定される。しかし、くぼみを持たないが受皿が作りつけられている点は、他の穀臼とは異なり、形態はむしろ茶臼に類似している。

3はA－50テラスマウンド状遺構中より出土。火山礫凝灰岩の自然石であるが、径3㎝、深さ1.6㎝ほどの円形の孔が穿たれている。孔は回転運動によって穿孔ないしは整形が行われており、孔のなかは研磨されたような状態である。このような遺物の類例はなく、用途については不明である。

4はA－22テラスより採集されたものである。やや偏平な火山礫凝灰岩の中央を8.0×6.4 ㎝ほどの隅丸方形に1.7㎝ほど掘りくぼめている。底面はほぼ平面を呈するが、研磨されたような痕跡は認められない。用途については不明。

碁石（第67図1～27）

碁石の多くはA－33テラスから出土したものである。第67図1～13は粘板岩を碁石として加工したものである。14～19は粘板岩、砂岩、頁岩等の加工痕のまったく見られない偏平な円礫である。円礫は非常に円磨されており、本遺跡周辺で採取されたものではなく、外部から搬入されたものである。一部は加工された碁石と共伴したために、碁石として使用されたものと判断した。20～26は磁器片を研磨して円形にしたものである。一部近世遺跡の調査例によるとおはじきとして報告されたものもあるが、碁石が共伴したことから碁石のしろと判断した。27は黄褐色の凝灰岩を打ち欠いて円盤状にしたものである。これも共伴関係から碁石としておくが、他の用途も考えられよう。

羽口（第68図）

E－2テラス石組遺構周辺出土。計3点出土しているが、1点のみ図示した。先端部を一部欠損するが、先端部付近は被熱によって一部青灰色に変色している。孔径2.8㎝、現存長23.3㎝を測る。色調はにぶい橙色、胎土は長石、石英等を多く含み、焼成はややもろい。　（宮澤公雄）

第4節　坑道等

金山沢の支沢を便宜的に西から一ノ沢・二ノ沢・三ノ沢と呼称する。テラス群から北にある尾根は東北東－西南西方向にのびる。この尾根を境として北側にはホウロク沢（地元ではホウキ原と称される場合がある）の浅い谷地形が金山沢に並行して分布する。坑道域は、テラス群よりも上方に位置し、主に尾根の南側斜面地域と尾根向うのホウロク沢の地域とから構成される。金山沢に面した斜面に分布する坑道には便宜的に坑道番号1～16をつけ、それ以外の遺構あるいは人為的と推定される微地形などについてはX1～77を付した。これらの遺構は、坑道、溝状凹地、摺り鉢型凹地、炭窯、石垣遺構、平坦面などからなる。

坑道

中山金山地域の地質は、金山沢に沿って古関川層の塊状緑色火山礫凝灰岩～凝灰岩が主として分布する。金山沢を挟む両側の尾根部にはその上位の勝坂泥岩層の塊状泥岩が分布する。またホウロク沢より北側には緑色火山礫凝灰岩などが広く分布している。全体の構造は、走向が北北西－南南東あるいは北西－南東方向であり、12～50°南西傾斜である。これに対し坑道内の石英脈あるいは坑道側壁の方向は、走向は北北西－南南東あるいは北西－南東方向で地層の走向傾斜と調和的であるが、傾斜が約60～80°北東傾斜と地層に直交している。坑道1,2,3,4,5,6,7,14,15,16は緑色火山礫凝灰岩～凝灰岩層中に、坑道8,9,10,11,12,13は泥岩層中に位置している。

坑道は、テラス群から尾根までの斜面に分布し、坑道5,16のように単独の場合もあるが、複数が集合して坑道群を構成する場合が多い。坑道6,7,8以外の坑道は、C－1テラス付近を起点と

第22表　中山金山遺跡の坑道

番号	短辺	長辺	奥行	坑口壁面	石英脈走向傾斜	岩相	特徴
No.1	74cm	130cm	6.8(+)m,さらに前方8.5m	西壁N35°W,60°E	N24°W,78°E(15cm)東壁;N26°W,90°東壁;N35°W,60°E(最大45cm)西壁	暗緑色火山礫凝灰岩	湧水あり、床面は水没、二ノ沢に注ぐ。奥部は崩落顕著
No.2	-	-	-	東壁N35°W方向	N14°W,65°E(18cm)	暗緑色火山礫凝灰岩	埋没して計測不能
No.3	-	-	-	(N18°W,60°E)方向のクラック	-	暗緑色火山礫凝灰岩	N55°W方向に幅1.8m長さ5.8mに溝状凹地が存在（これが坑道という伝承あり）
No.4	45cm	100cm	6m	N24°W,55°E	N25°W,46°E西壁	緑灰色火山礫凝灰岩～凝灰岩	入口部床面は埋没、縦長断面、最奥部はやや西にふれる
No.5	40cm	167cm	3.4m	東壁N20°W,70°E	N20°W,70°E(5～10cm)東壁	青灰色凝灰質礫岩～砂岩（鉱染）	入口部床面は埋没
No.6	60cm	100cm	11(+)m	西壁N38°W,68°E	N42°W,61°E(10cm)西壁、N50°W,77°E東壁	緑色火山礫凝灰岩～凝灰岩	奥部は水没、坑道入口から斜面下に長さ2r～3m以上の溝状凹地あり
No.7	40cm	70cm	1m	西壁N42°W,69°E	-	緑色火山礫凝灰岩～凝灰岩	短い。No.6坑道と同一石英脈を追跡
No.8	60cm	40(+)cm	-	東壁N15°W,79°E	-	緑色火山礫凝灰岩～凝灰質礫岩	露天の縦坑道下部に斜坑道あり、崩落して危険
No.9	70cm	165cm	26m	東壁N13°W,90°	N20°W,82°W(最大35cm)手前池西壁;N40°W,72°E(33cm)奥池西壁	暗紫色頁岩	縦長断面、坑道中央部（幅0.71m長さ2m深さ1.46m）および奥部（長さ1.95m深さ0.71m）の掘り込み（木材を渡す）、入り口部に木材(長さ3.17m,直径8.5cm)が埋積、
No.10	70cm	100(+)cm	23.5(+)m,(30m*)	東壁N32°W,78°E	-	暗紫色頁岩（やや珪質）	天井部の崩落が顕著、床面は岩石により埋積、渋谷氏の実測図あり,それによると内部は横長～縦横同寸の断面
No.11	65cm	135cm	3.2m	東壁N22°W,86°E	N26°W,74°E(5～10cm)東壁	暗紫色頁岩	極めて短い坑道
No.12	70cm	110cm	-	西壁N42°W,60°E	-	暗紫色頁岩	2坑道に分岐
No.12上	60cm	115cm	22m	図参照	最大10cm西壁	暗紫色頁岩	入口部西壁沿いに幅16cm深さ17cm長さ114cmの溝（排水溝の可能性あり）、西壁に菱形の棚状掘り込み（１辺27～36cm、奥行21cm）、地下水滴下部分に天井付近の両壁にほぞ穴を開け木材を渡し、その木材の上に坑道伸長方向に木材を渡す、その床面には落下した木材が散乱、東壁に石英脈を含まない岩石からなる石積み
No.12下	55cm	100cm	26m	図参照	N30°W,38°E(10～30cm)西壁，1～5cm東壁	暗紫色頁岩	縦長断面、地下水が滴下する天井部に木材を渡す、下への小坑道あり
No.13	65cm	180cm	-	図参照	最大30cm西壁	暗紫色頁岩(N56°W,23°W)	分岐までの間は斜坑道、入口部は縦長断面、分岐直前で横長断面となる。西上への小坑道（幅59cm,縦22cm;付近に水漏れ、土砂崩れあり）
No.13上	90cm	90cm	26.3(+)m	図参照	N20°W,65°E(8cm西壁,17cm東壁)	暗紫色頁岩	全体に横長断面、床面は岩石（上の坑道掘削時の廃棄物か）で埋積。入口から19m地点でさらに上方への坑道（ほぼ水平坑道で長さ約3m前後の短いものだが詳細は不明）があり、入口部で崩落が顕著。No.12下坑道奥部から下方に開いた坑道に続く可能性あり上への坑道
No.13下	60cm	90(+)cm	-	図参照	-	暗紫色頁岩	水没、縦長断面
No.14	60cm	-	-	東壁N33°W,70°E	N33°W,70°E(10cm)東壁	暗緑色火山礫凝灰岩，角閃石ひん岩	上部が高さ約3m、幅約1mにわたって溝状に陥没している
No.15	50cm	60(+)cm	1.5m	東壁N20°W,58°E;天井N45°W,47°W	-	暗緑色火山礫凝灰岩	拳大～人頭大の礫によりかなり埋没している
No.16	70cm	140cm	45m	東壁N18°E,78°E	N15°W,65°E(1～15cm)西壁；N80°W,38°S(3cm)西壁；N18°W,70°E(1cm)東壁	暗緑色安山岩～安山岩質凝灰岩	入口部床面は埋没、ほぼ水平坑道、入り口部に木材多い、短く輪切りの木材もある

*：渋谷重夫氏の図面による

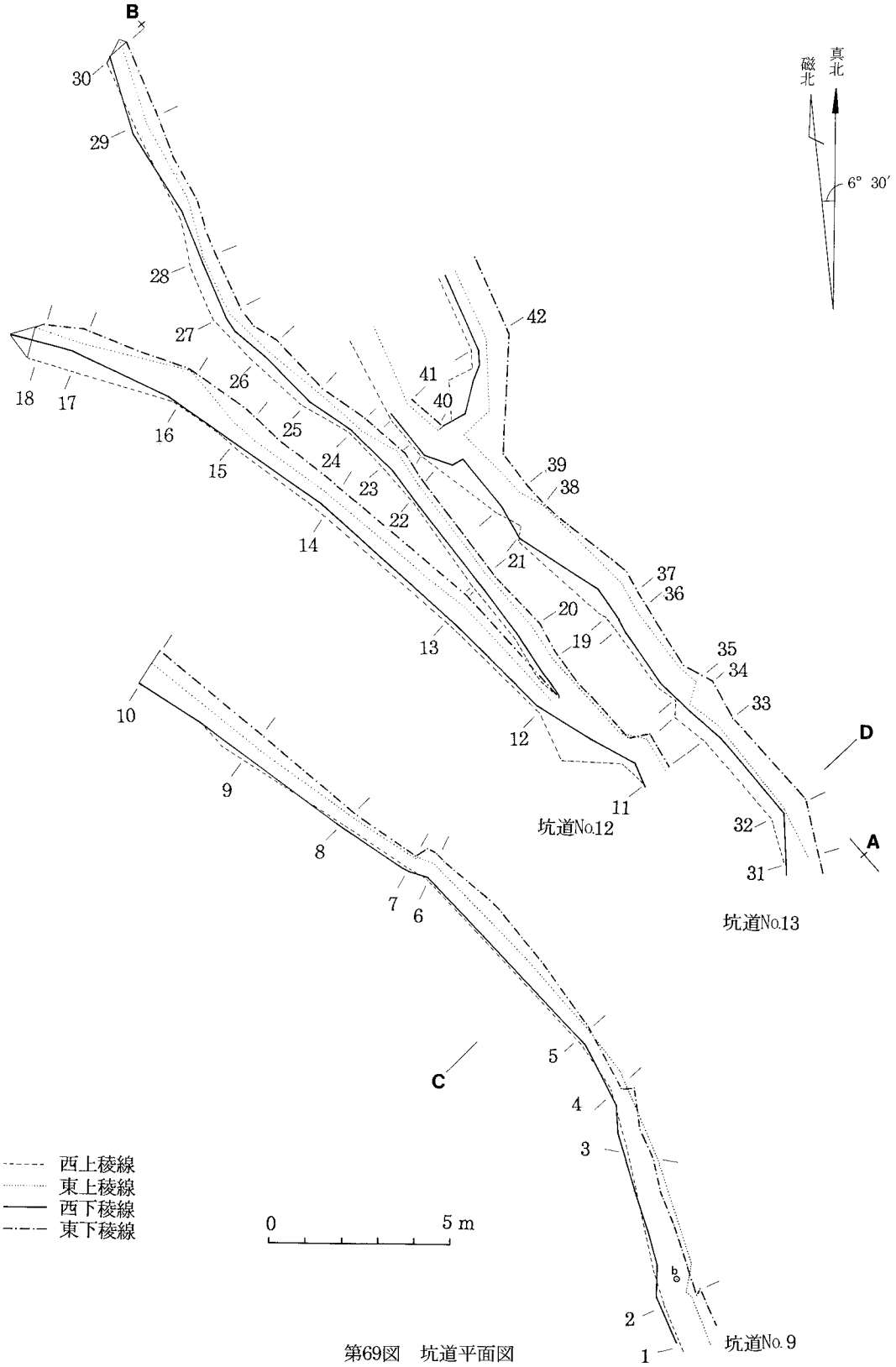

第69図　坑道平面図

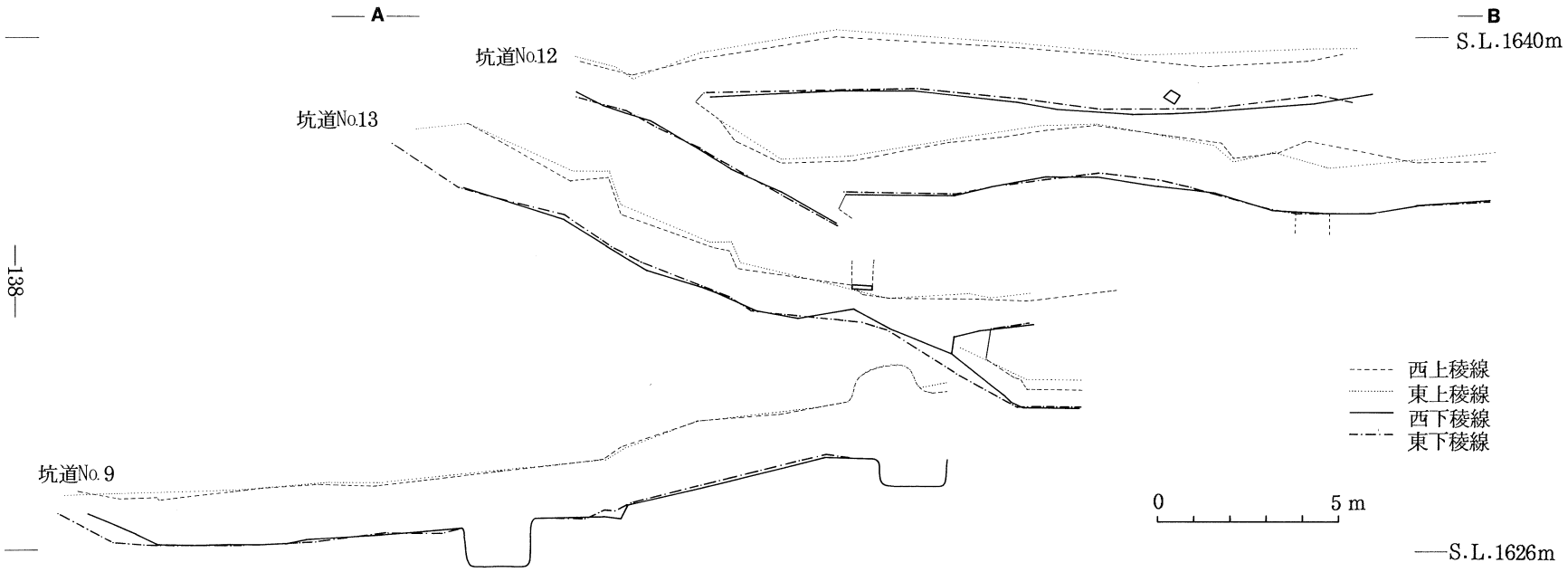
A
B
S.L.1640m
坑道No.12
坑道No.13
坑道No.9
西上稜線
東上稜線
西下稜線
東下稜線
0
5 m
S.L.1626m

第70図　坑道断面図(1)

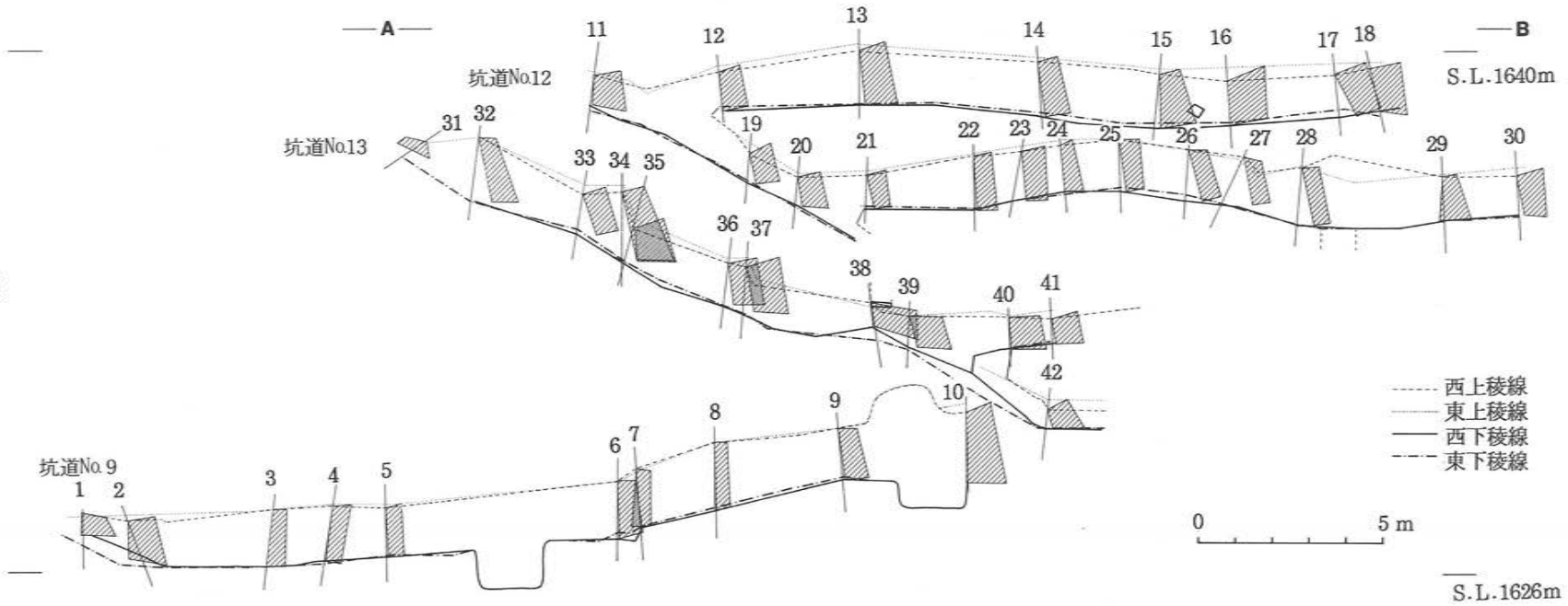

第71図　坑道断面図(2)（斜線は坑道平面図CD面に撮影した断面図，切線番号は第69図に対応する）

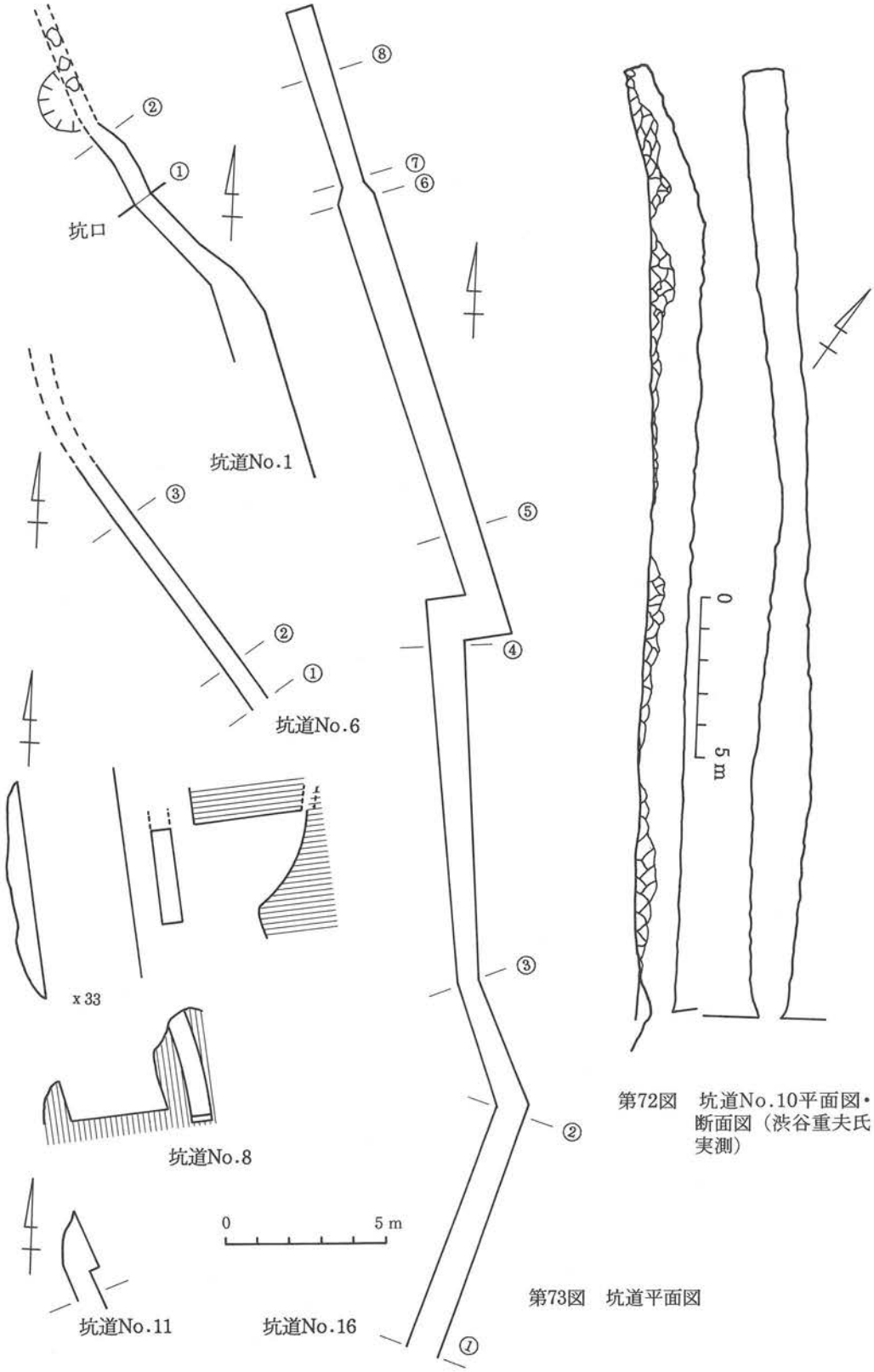

第72図　坑道No.10平面図・断面図（渋谷重夫氏実測）

第73図　坑道平面図

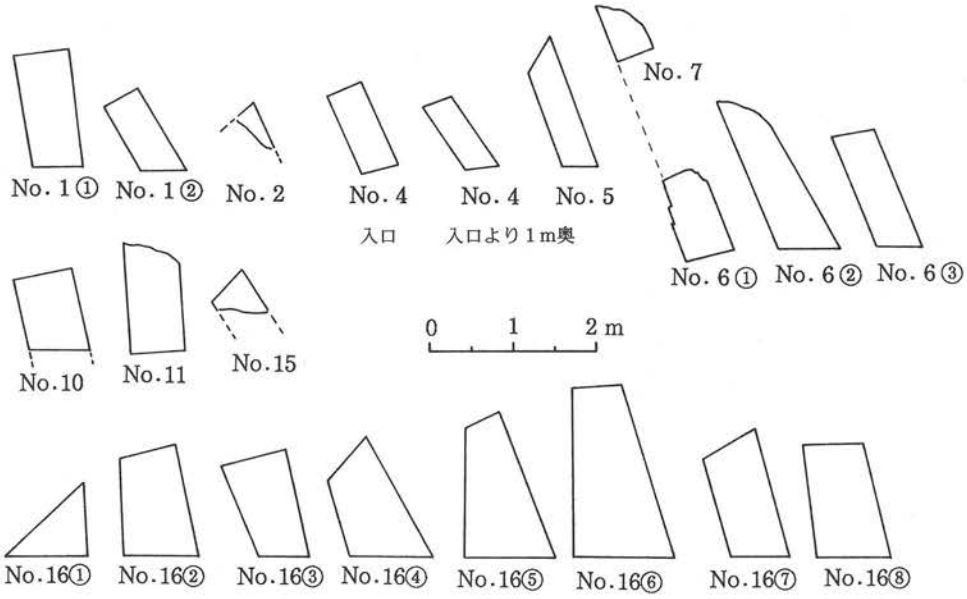

第74図　坑道断面図（平面図がないものもあり）

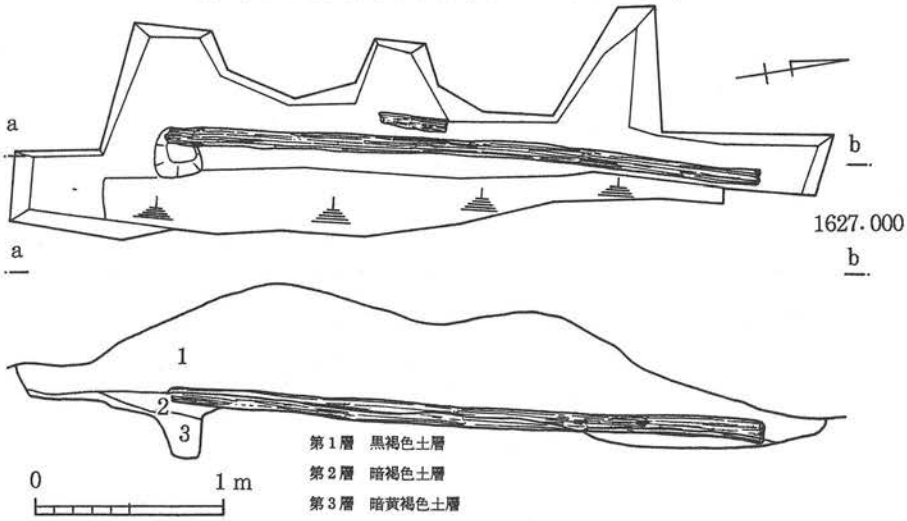

第75図　坑道No.9入口部トレンチ

2

し二ノ沢沿いに南側斜面を上って毛無山林道に通じる徒歩道に沿って分布している。なお坑道周辺では脈石英の破片、黄鉄鉱などの鉱染の発達した岩石、あるいはそれらが風化や酸化作用を受けた岩石などが分布している。

各坑道の特徴について第22表に示す。実測した坑道を第69～74図に示す。坑道の実測は坑道9をトランシットで、坑道12,13は簡易トランシット（ウシカタS－25）で、その他の坑道はクリノメータでそれぞれ測量した。坑道9,12,13の測量データはコンピュータシステム㈱のソフトウェアを使用して図化した。崩落のため実測が困難な坑道10については渋谷重夫氏の図を示す（第72図）[1]。

坑道6,7は水平坑で西側坑道壁に胚胎する同一石英脈を上下で追跡している。また坑道12,13も

同一石英脈を追跡している可能性がある。坑道9,10,11,12,13は、尾根の上部に集中して分布する。坑道16は金山沢に近接しテラス群の中心部に位置している。なお、坑道９入口部からは、長さ3.17m、直径8.5㎝の木材が出土している（第75図）。

石英脈は、硬質な部分も存在するが、坑道内に露出するものは全体に軟弱で粘土化している部分も少なくない。石英脈が坑道の壁にそって露出していることから、坑道は石英脈を追い掛けるように掘進した「鏑押し掘り」であったと考えられる。

富士金山と中山金山は、地質図（第5,6図）に示されるように現在の毛無山登山道沿いの県境尾根を境に接している。両者は、地質構造が共通し、坑道付近の石英脈の方向性も一致することから同一の鉱脈の延長を両者が採掘していたことになる。

溝状凹地

尾根とホウロク沢にそった北側斜面、および坑道周辺の特に谷側などには、溝状凹地が分布している傾向がある。凹地内には、黄鉄鉱を含む赤褐色岩石、珪化した岩石、脈石英などが転石として存在する。X18,34では石英脈が露出しており、X34では幅約50～60cmの間に石英脈群が存在する。凹地の方向は北西－南東方向であり坑道の走向傾斜方向と調和的である。溝状凹地X2,3は、坑道11の延長方向にほぼ同一方向性に存在する。坑道11,14,15などは溝状凹地の一部に坑道が位置しているとみなせる。X35は２坑道間に位置する。X33は坑道８に接してかつ同一の方向性をもつ。X32は一般的な坑道の方向に直交方向を示す。大きさは１～数m、長さ数～10m以上に達する。以上のように坑道と溝状凹地とは密接な関連性をもって分布している。特にX2,4,18,19などは坑道的性格がかなり強いと推定される。

摺り鉢型凹地X50

ホウロク沢の中央を流れる流路に沿って山側の斜面と流路側に張りだした土塁状の高まりによってとり囲まれた摺り鉢状の凹地である。直径約10m、深さ２～2.5mの規模をもち、凹地底部に1.5×0.6m深さ30cm以上の方形石組が存在する。凹地南西部には、1.7×0.6mのＬ型石垣が存在する。

炭窯

ホウロク沢の下流側に炭窯X76が存在する。内径約２m、高さ約１mの上方に開いた円～楕円形の石組遺構である。中央部は埋没しているが石組の保存状態は良好である。

石垣遺構

X56はホウロク沢の流路と溝状凹地X55との合流部に位置する。塊状の火山礫凝灰岩の露頭に接するように二ヶ所に石垣遺構が２mの間隔で向かい合っている。両者は弧状に連続する可能性もあるが詳細は不明である。

平坦面

ホウロク沢の流路沿いおよび尾根沿いに長径約５～15mの小規模な平坦面が点在する。どの平坦面からも遺物の検出はない。しかし、X48の地表面には石英脈の破片が多く転石として検出されている。

以上のように、坑道以外の遺構が、坑道域に広く分布している。特に溝状凹地は金鶏金山にみ

られる露天掘り跡と形態的に類似性が高い。坑道と関連性が高いことからも金採掘に関係の高い露天掘りの遺構であると推定される。またこれらに伴って分布する平坦面の性格は明らかでないが、脈石英の存在から金採掘に伴う廃石の堆積面、あるいは門西家文書303に記された小屋の立地面などの可能性があり得る。なお坑道９～13付近から毛無山登山道沿いに溝状凹地が標高1850m付近まで確認される。中山金山の坑道域をより広く理解する必要も今後あるかもしれない。

古文書と坑道の関係

門西家文書303,91には、天明8年に堀内粂之丞の手先の者が中山金山で５本の間歩（壱～五番）を掘った記述がある。ここには各坑道の高・横・奥行の長さが計測され（同303,91）、さらに坑道内の岩石の色調が紫色であり粉砕すると鼠色であると記されている（同303）。坑道５より標高の低い坑道は緑色凝灰岩～火山礫凝灰岩を主体とする地質中に分布することから上記に該当しない。これに対し尾根部に近い坑道9,10,11,12,13の５坑道は、暗紫色～暗灰色頁岩からなり上記に該当する。古文書の測量値との比較から対応関係を以下に検討する。五番（高4尺、横２尺５寸）は、入口から１間１尺地点で分岐し、上の方に11間、下の方へ11間５尺の坑道をもつ。現在上下に分岐しているのは坑道12,13であるが、坑道12がこの記述に一致する。さらに、五番入口には梁木1本が岩へ切り組まれていて、さらに坑道中程に坑木５本が立っていたとされる。入口部の梁木については確認していないが坑道12中程の木材の存在は古文書の記述と関連があるかもしれない。奥行２間と最短の弐番は坑道11に相当すると推定される。三番（高５尺、横３尺５寸、奥行13間５尺）・四番（高４尺、横４尺、奥行11間２尺）は坑道9,10が相当すると考えられる。しかし高・横・奥行で両者を識別することは困難である。奥行長が、坑道９で26m、坑道10で約30m[(2)]と三番・四番よりやや長い傾向がある。

奥行が24間半（約44.5m）と最大の壱番（高５尺、横３尺）は、長さとしては坑道16に一致している。しかし坑道16は、尾根上部に分布する５坑道とは距離が離れていて、岩石の色の記載と合致しない。さらにこれら５坑道から３～４町（約330～440m）下ると水が得られるという記述（同303）の存在から、金山沢に近接して水場の近い坑道16はこれら５坑道中には含まれていないと考えられる。坑道13は、全長が未確認であるが全長が非常に長い可能性があることから、壱番に対応すると考えられる。また五番では坑道の分岐していることが詳細に記述されているのに対し、坑道13に対応すると考えられる壱番では記されていない。門西家文書303,91が記された寛政５年の時点では壱番坑道は分岐していなかったと考えられる。

そこで坑道13の分岐について以下に考察する。

堀内粂之丞の手先は寛政８年６月16日より湯之奥の山中で金山を見立て、所々の古い坑道を掃除（探鉱調査か）している（同310）。同年８月11日、湯奥山字中尾根楯間歩で（おそらく入口から）12間(21.8m)と見積っていたところ、11間１尺５寸（20.5m）掘進した地点で鉱脈（ひ）が４～５寸となって、「五分けたい以上之直り」という品質に達したことを堀内粂之丞の手先松田が同手先の戸栗に報告している（同312）。同年８月22日、湯之奥村の山主七左衛門は、堀内粂之丞の手先が中尾根で新鉱脈を発見したことと、８月11日より掘りはじめたことを市川代官所に報告している。この中尾根楯間歩は坑道13に相当する可能性が推定される。その理由を以下に

述べる。

湯奥山字中尾根の位置は文献からは確定できなかった。しかし門西家文書には、元禄年間に金掘が退転（同28,370）して以降、内山・茅小屋金山での金採掘に関する記載はほとんどみられない。さらに文化元年(1804)頃にも中山は金山と称されているのに対し内山・茅小屋は特別な表現がなされていない(同99)ことなどから、内山・茅小屋両金山が字中尾根に該当する可能性は低いと考えられる。また中尾根という字名が地形を示す語句であることは、坑道13が尾根の上部付近に位置していることと一致する。

湯之奥地域の字名は向山、内山、中山、奥山などが使用されている（例えば区有文書４、湯之奥村絵図）。これらの字名は、湯之奥集落と周辺の山との位置関係で方向（向山）や、距離（内山・中山・奥山）を表現していると理解される。

湯之奥金山ばかりでなく黒川金山の古文書にも登場する甲府勤番堀内粂之丞に属する手先の者は、おそらく地元の人間ではないと考えられる。これは金山見分止宿代につき請書（門西家文書326）の文面、あるいは湯之奥村名主が市川代官所に行動を報告していることなどから推定される。したがって堀内粂之丞の手先には、正確な地名（字名）を表記することを地元人ほどには期待できない。その場合、前述の湯之奥集落からの距離を表現する方法で字中山が字中尾根に記される可能性は小さくないと推定される。ただし字中山とは別に字中尾根が存在する可能性がこれで否定されるわけではない。

なお例外として、地元人による中尾根の表現が存在する（門西家文書313）。これは堀内粂之丞の手先間の文書（同312）が地元の門西家に残存していること、門西家文書313が同310,312 を受けた形で堀内粂之丞手先の一連の行動が記されていることなどから、同312の記述を踏襲して字中尾根を使用した可能性が考えられる。

坑道13の入口部はかなり傾斜している。これは他のほとんどの坑道が水平に近いのに対し特異である。このことから坑道13が楯（たて）間歩と呼称される可能性もあると推定される。

堀内粂之丞の手先はすでに天明８年にこの付近の５坑道を調査している。従来の鉱脈の分布状況から新鉱脈を推定しやすい環境があったと考えられる。ほぼ同一走向の鉱脈を追跡しているこれら５坑道が互いに近接していることから、この周辺に鉱脈が集中していると推定され、さらに新たな鉱脈が存在する可能性も高い。寛政5年までは坑道13に相当すると考えられる壱番には分岐の記述はない（門西家文書303・91）。さらに坑道13の断面は入口部が縦長断面であるのに 、中部より奥から上の坑道断面では横長あるいは縦横同寸の傾向がある。坑道13の下坑道は、水没しているためはっきりしないが、縦長断面でNo.12上下坑道の断面に類似し、坑道13の入口部とも共通性がある。このように複数の断面形態を有することは複数回掘削されたことを示している可能性が考えられる。

坑道13入口から分岐地点まで17.3mであり、入口から11間1尺5寸（約20.5m）の地点は分岐点からさらに約3m奥である。もしも新鉱脈の発見が現在の分岐点よりも入口側に位置した場合、新たな坑道が新鉱脈発見地点から掘削されるはずであり、現在坑道13にみられる分岐の説明になり得ない。この点において上記の関係は間接的に本推定を支持する。門西家文書303,91（寛政５

年）以降、実際の新たな掘削は現在の分岐点より手前から開始したものと考えられる。しかし数mの掘削で新鉱脈が発見されるとすれば効率的だったと推測される。

以上のような状況証拠からして坑道13が湯奥山字中尾根楯間歩に該当する可能性が高いと考えられる。

註

（1）下部町教育委員会所蔵。

（2）渋谷重夫氏の図面から。　（河西　学）

第5節　考古学調査の成果

1．出土遺構について

第1・2・3次調査によって、毛無山山腹の中山尾根から長尾尾根にかけて、標高1660～1400mの間、東西550m×南北500mの範囲に鉱山遺跡が分布することを確認した。坑道16ヵ所、テラス124ヵ所（A～E地区）、凹地やその他の遺構が分布している。

これらの遺構のうち、金山沢（かなやまざわ）一帯のA～Eテラス群の15ヵ所と坑道12・13を中心にトレンチ法による遺構発掘調査を行い、陶磁器・土器・金属製品・鉱滓などの遺物を発見した。ここでは発掘の結果に、推定を加えて、遺構と遺物の機能ごとに分類し、さらに年代と意義を考えてみたい。

採鉱関係の場

中山尾根の山腹から尾根部にかけて、金山沢の二ノ沢、三ノ沢に南面し、緑色凝灰角礫岩、泥岩中の石英鉱脈中に坑道（間歩（まぶ））がある。従来、『下部町誌』で7ヶ所ほどしか知られていなかったが、2倍に増えたわけである。坑道は北西－南東方向の鉱脈の走向に沿って、斜坑または竪坑で、長さ1～27m、横幅0.5～1.4m、高さ0.9～1.5mであった。坑道の高さと横幅の架枠比は3：1であり、これは小菅徹也氏の考察によると、戦国時代から江戸時代前期にかけての坑道の特徴が、高さに対して横幅が狭い点から、戦国時代に掘り始められた坑道があることを物語っている。また鉱脈に沿って掘り進む鏹押し掘りの技術による坑道が多いことから、1600（慶長5）年以前のものもあることが推定されている。

坑道の発掘調査では、坑道底面から坑木の一部と思われる丸太が出土しただけで、年代を決める遺物は出土しなかった。

また中山尾根の尾根部には、幅1～5m、長さ5～20mの溝状凹地があり、これらは露頭掘りや試験掘りの狸穴とみられる。

以上、坑道域は鉱脈の所在に限定された山腹にあり、戦国時代から江戸時代後期にわたって採鉱されたものと思われる。

粉成・選鉱の遺構

粉成（こなし）とは採鉱された鉱石を精錬用石臼や磨り臼によって粉にする工程であり、次に鉱石の粉を水を使ってユリ板・ユリ盆・ネコダによって比重選鉱する工程がある。

C－4、A－23、A－50テラスでは精錬用石臼が多く出土しており、これらは粉成に使った石

臼の上臼や下臼で薄く磨り減ったものが多い。これらのテラスには粉成の作業場＝「磨場」の機能があると考えられる。

Ｂ－４テラスでは、石積みに沿って３ヶ所の落ち込み、大規模な木組みの遺構を検出した。木組みの遺構は、角材と板壁による建物址の一部とみることもできるが、一方では選鉱作業場の施設の可能性が考えられる。前者の場合には相当規模の大きな建物を想定でき、後者の場合は、金山沢の上の方から分水して小さな堀割を本テラスに引き込み、木樋があり、そこからＢ－５テラス側へ直角に汰り板を置く斜めの樋が置かれていたのであり、角材は木樋の縁材、板材は樋の底板を考えたい。それゆえ、板材が厚く、板材の接合面には角釘の合わせ釘（両端が尖る釘）を打ち込んで水が漏れないようにぴったり接合する丁寧な構造になっているのだろう。そして、Ｂ－５テラスの落ち込み（約３ｍ×５ｍ、深さ１ｍ）は選鉱でゆりわけられた水を貯めておく金池の可能性もある。このような方形の池の類例は、島根県吉田町菅谷たたらで、大だたらからの鉄分の多い排水を貯めておく金池として遺存しており、島根県大田市石見銀山遺跡（中世～江戸初期とみられる石銀山山上の遺構群）のなかに径５～８ｍの方形の落ち込みがあり、鉄や銅・銀の精錬にも同じような施設が伴うことを実見した。

Ｂ－４、Ｂ－５テラスは水を引いた「ネコ場」とみられる。このようなネコ流し場は「金銀山敷岡稼方」（テム研究所　1985『図説佐渡金山』21頁）や「佐州金銀採製全図」（葉賀七三男　1976『江戸科学古典叢書　佐州金銀採製全図／鼓銅図録／先大津阿川村山砂鉄洗取之図』）にみられる「ねこ板」「頭船」「尻船」の情景などを類推させる。このように水を多く扱い貯水し、流す工程だから厚い板と接合釘が必要といえるだろう。ネコ場の推定のためには汰板、桶、杓子が必要であるが、今後これらの道具が発見されるだろう。また、石臼半製品を出土したＡ－10テラスは、テラスの斜面に同じ石質の閃緑岩の岩盤があることから、近世における石臼の加工址か生産址とみることができる。

精錬作業場

精錬は粉成・選鉱された不純物を含む鉱石の粉を加熱溶融し、金銀を分離する工程である。

中山金山遺跡では「精錬場」と伝えられるのが金山沢沿いの中央テラス群であるが、精錬場の名称は最近になってからの通称で、伝承の根拠は不明確である。しかし加熱、溶融の証拠となる炉、焼土、精錬用具の発見されたテラスが発見されている。

Ａ－22、Ａ－23テラスでは江戸時代前期とみられる土坑が４ヶ所ほどあり、これらは径60～80cmで、焼土層の下に、木炭と灰の混じった炭灰層、白色粘土の地床があることから、吹床の可能性が高い。構造の特徴以外に、少量の鉱滓、多量の鉱石粒がこのテラスで出土していることは、この推定を補強する。このテラスでは吹床の上に上屋があったかどうか明らかでないが、吹床は溶解させた金銀をとり出す都度、炉壁をこわすものだから、本来相当数の炉が何度も築かれ、最終的に４基の炉が遺存したとみるべきだろう。

Ｃ－４テラスでは、石臼や大量の鉱滓が出土した。ここでは粉成と精錬作業がおこなわれた可能性が高い。このような作業は、第１次調査のＡ－31テラスの円丘状のマウンドにある焼土遺構と共通するもので、Ｃ－３、Ａ－６テラスも同様の性格である可能性がある。焼土遺構は、小規

模な精錬炉の可能性も否定できず、「鼓銅図録」「佐渡金山絵巻」でみられる径２尺以内の精錬炉と共通する部分もある。

湯之奥金山の鉱石については、金山沢のゆりわけ実験によって13粒以上の砂金が現在も得られ、金鉱石が含まれることは確実である。

しかし金以外の金属も含有されている。『山梨県地質誌』（山梨県　1970）では、「黄鉄鉱、黄銅鉱、方鉛鉱、閃亜鉛鉱、磁硫鉄鉱、白鉄鉱」と「金４～６ｇ／ｔ、亜鉛10～20％」「金39.1ｇ／ｔ、銀397ｇ／ｔ、銅4.86％、鉛18.30％、亜鉛6.08％」と下部町湯之奥の鉱床について記している。また、湯之奥鉱山に亜鉛、銅の鉱床がある（植村武・山田哲雄　1988『日本の地質４　中部地方Ｉ』）。これら現在の鉱床データから、湯之奥金山には、金、銀、銅、鉛、亜鉛が含有されていた。すると、自然金の溶解と、灰吹精錬法による鉛・鉄・銅の溶解・分離が必要とされ

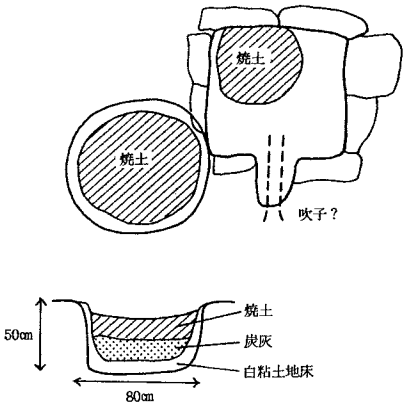

第76図　Ａ－22テラス吹床概念図

たことになり、灰吹床の精錬炉があってもおかしくない。灰吹床は朝鮮から渡来し、1533（天文２）年に石見銀山で最初に操業された精錬法であるから、湯之奥金山の安土桃山・江戸初期の精錬に用いられても矛盾はない。だから湯之奥金山の精錬場には灰吹精錬法南蛮吹による吹床が含まれているものと考えられる。

鍛冶作業場

Ｅ－２テラスでは、石臼とカマド状石組、羽口（はぐち）（土製送風管）、金はし、焼土、方鉛鉱石が出土している。羽口と焼土の存在は、精錬もしくは鍛冶用の高熱を要する炉を示している。金はしは「鼓銅図録」「佐渡金山絵巻」にみられる鉱山工具にも類似する。本テラスは、女郎屋敷跡と伝承されている本金山遺跡で最大規模のテラスであるが、遊女・女性の居住域と結びつく物証は現在のところ発見されておらず、鍛冶選鉱・精錬等の作業域と居住域である可能性がさらに強まっている。

他のテラスで発見されている焼土遺構は、あるいは鍛冶炉である可能性がある。

採鉱や精錬のための槌・はさみ・はし・釘などの工具の製作や補修は必須のことであったから、鉱山町の各所には精錬作業場と兼ねて鍛冶作業場があったはずである。

木炭製造

Ａ－20テラスの炭窯は精錬用の木炭を現地で製造した場と考えられる。他に、Ｂ－10テラスや

ホウキ原のX－76も、鉱山操業時の炭窯である可能性がある。

木炭は金属精錬には不可欠であり、秋田の阿仁(あに)銅山の江戸時代の精錬では、焼鉱→荒銅吹→合吹→南蛮吹→小丸形吹→丁銅吹→灰吹→精製→炉滓吹の順で進められ、銀７貫、銅80貫、鉛125貫を精錬するために計332貫の木炭を要している（佐々木潤之介　1983「銅山の経営と技術」『講座日本技術の社会史５巻採鉱と冶金』）。自然金の精製には炉の吹立が必要であったし、汰物(ゆりもの)といわれる金・銀・銅の混った鉱石の精錬には炭灰炉や灰吹床、南蛮吹床での吹立（溶解）が必要であった。

だから湯之奥金山遺跡の戦国～江戸時代の精錬・鍛冶にも大量の木炭を使用したものと思われ、その割に炭窯の数が少ないように思う。

居住・管理建物

Ａ－20テラスでは、１間×２間以上の掘立柱建物と石積み遺構が発見された。より新しい時期の石積みの建物はからみ（粘土と鉱石屑のまざった廃棄物）で埋め立てたたたき状の床面が南と西側の屋外に広がり、東側は穀磨臼の廃品を含む石で石垣を築造している。また南側の入口部と思われる礎石の間にはからみの中に溝が切られており、引戸の框(かまち)の溝と考えられる。このような施設をもつ建物址は、柱間が６～９尺で尺度が正尺で割れること、陶磁器が江戸時代17～18世紀代の青磁・染付であること、江戸時代の民家は元禄期ごろから礎石建ちになることなどから、17世紀末から18世紀にかけての建物と思われる。そしてこのテラスが金山沢の精錬場の中で最も大きく、中央に位置することから、中山金山で作業・居住した金山衆の住居または番所、金山役所のような鉱山管理施設の一部と推定される。このような居住や管理建物は他にもあるはずだが、発見できていない。しかしＡ－33など小規模なテラスにも１間×２間程度の小屋はいくつもあったであろう。

Ａ区・Ｂ区・Ｃ区のテラスのうち、共通の形態のものがある。Ｃ－２、Ｅ－２テラスの例のように細長いテラスの一端に落ちこみと石組があり、一段高くなっている形態である。石組は塩山市黒川金山遺跡のテラスや塩山市黄金沢金山遺跡のテラスにみられ、兵庫県猪名川町多田銀山遺跡の室町～江戸時代のテラスでも実見した。鉱山の精錬・居住作業に固有の施設のようである。推定すれば、石組は居住用の小屋に伴うカマドかイロリ、落ちこみは選鉱に伴う樋や池等の施設と考える。それぞれのテラスは１つの機能だけでなく、居住や選鉱・精錬の各機能を兼ねていたとみるべきだろう。

鉱石屑・鉱滓の捨て場

Ａ－22テラスの北部やＡ－20テラスの下部、Ａ－４テラスより下の金山沢の崖に、粘土質のからみが多くみられる。鉱石屑や鉱滓は新しいテラスを造成するための埋立や、谷の埋立の際に利用されたと思われる。大量のからみは廃棄場が設けられており、かつて金山沢から長尾尾根道へ通じる沢の古道も、からみや岩屑で造成されているかもしれない。

湯之奥中山金山遺跡の時期

出土した陶磁器・土器・金属製品の年代観と建築史・鉱山技術史、古文書を総合して、年代の対比表をすると、次の表のようになる。

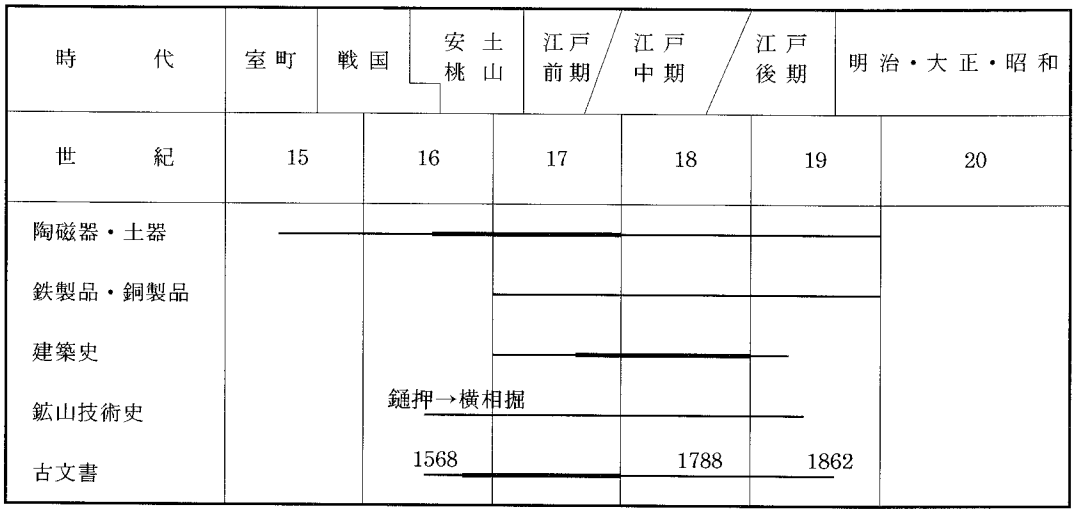

戦国時代の15世紀後半ごろに操業が開始され、江戸時代の17世紀にかけて盛んに操業され、江戸時代末の19世紀まで入山生活が続けられていたことになる。

湯之奥中山金山遺跡の意義

以上の成果にもとづき、意義を整理すると、次のようにまとめられよう。

(1) 甲斐武田氏関係の金山として、塩山市黒川金山に次いで2例目の総合調査（考古学、陶磁史、民俗学、文献史学、美術史、地理・地質学、鉱山学）である。鉱山遺跡としては山口県長登銅山、島根県石見大森銀山、兵庫県摂津多田銀山、石垣山遺跡に並ぶ、鉱山遺跡の考古学調査である。

(2) 金などの鉱石の採鉱区域、粉成・選鉱→精錬の作業区域、居住区域、信仰、墓地が、毛無山山中の標高1400～1660mの500m四方の区域に、坑道16ヶ所、テラス124ヶ所がコンパクトにまとまっている鉱山遺跡である。人里離れた高山中であるために遺構の保存も良い。

(3) 中山金山遺跡の操業年代は、戦国時代15世紀後半ごろから江戸時代前期17世紀中頃までを主にして、江戸時代末まで細々と続いていたこと。ことに戦国時代の中国製染付皿、安土桃山時代の瀬戸織部焼の向付、瀬戸焼の茶壷が出土し、甲斐武田氏の時代、河内領穴山氏の時代に鉱山開発が始まっていたことを確認した。

佐渡金山、石見銀山など江戸幕府の大久保長安による鉱山経営、技術については、文献、絵巻、伝世道具から具体的な姿が研究されているが、戦国時代～安土桃山時代の鉱山遺跡の調査研究は未開拓であった。湯之奥中山金山、黒川金山の調査は、佐渡相川金山、石見大森銀山開発の先駆者であった武田金山衆の技術を明らかにすることになり、鉱山史、中世近世史研究の上で、大きな意義がある。

（十菱駿武）

2．出土遺物について

(1) 出土した戦国期の陶磁器

3次にわたる調査により採集された陶磁器は、約1200点である。その概要は、第3節の表に示されるように、時代的には、17世紀以降、18、19世紀のものが主で、多くは瀬戸美濃製品と肥前

系の磁器類である。15、16世紀に属すと考えられる陶磁器はごく少なく、34点が確認されるにとどまる。全体の陶磁器の観察、組成等については、既に第3節でふれた通りである。出土状況をみると、いずれも破片が散漫で、斜面の崖堆のように遺構から遊離した2次的なあり方を示し、それらが本来使用された状況や組成を示すとは考えられない。したがって、個々の出土状況や、数量的な組成の分析は積極的な意味を持たないと考えられる。これは、第1次、2次の調査概報の指摘と同様である。ここでは、出土状況、年代、組成からの問題点を指摘しておきたい。

陶磁器の年代

採集された陶磁器で、型式的に最も古いのは、中国陶磁の白磁面取り坏（第3節陶磁器表図版No.の1）で、15世紀前半に位置づけられる。次は、中国陶磁の染付で、外面に牡丹唐草文、見込みは高欄に花文を描く口縁の外反する端反り皿(3)で、染付皿B1群に分類できる。2の牡丹唐草文と寿山福海文の坏も同じ時期に使われる。このグループは、15世紀後半から16世紀の前半に多く使われたものであり、この遺跡においても一般的な年代観を与えてもよいと思われる（小野1982「15､16世紀の染付碗、皿の分類とその年代」）。

一定量のまとまりが見られるのは、16世紀の中葉から後半にかけてのグループで、中国製の染付皿では、4から16などである。8は略化された牡丹唐草、6は松竹梅の一部と内面には四方襷の口縁帯文が描かれる。いずれも口縁が内湾する皿で、染付皿E群に分類するもので、主として16世紀の後半に使われたものである。

国産陶器については、確実な年代を与えられる資料は少ない。これらの染付と同様、16世紀のものと推定される特徴をもつのが、常滑焼の甕胴部（100～103）と瀬戸・美濃産の灰釉皿（28～31）や瀬戸の祖母懐茶壷（99）の胴部破片である。いずれも口縁等の型式的な特徴が明らかになる部位ではないため、中国陶磁に比べると年代観の確実性は落ちる。また、在地産の土師質のかわらけ（245～249）、内耳鍋（250～254）も、細分はできていないが戦国期のものである。

陶磁器の組成

今回の調査により採集された中世の陶磁器の資料は少なく、全体の組成を検討するほどの点数がないが、いくつかの点を指摘しておきたい。

まず、飲食器については、染付の皿が確認されている。これは一般の集落でもごく普通に大量消費されたものであり、戦国期を特徴づける陶磁器であるといえる。かわらけの小皿も小量だが、採集されている。これは食器としての用途や灯明皿としての用途が考えられる。

また、常滑焼の甕の破片については、この地域を含む東日本では、貯蔵具としての大甕も常滑焼が流通していたのが、通常のあり方である。

煮炊具としては、内耳鍋の破片が確認されている。

この組成の概要を、県内の同時期の館跡である勝沼氏館跡の陶磁器と比較してみよう。まず、勝沼氏館跡では、つぎのように陶磁器の機能の分担が確認される。つまり、飲食器としては、中国製の染付、青磁、白磁の碗皿と、さらに瀬戸美濃焼の灰釉や鉄釉の皿が共伴する。また、調理具としては瀬戸美濃製の塗り鉄の擂鉢と在地産の瓦質の擂鉢、鉢がある。さらに、煮炊具は、在地産の深い鉢型の内耳鍋が使われる。また暖房具にも、この在地産の火鉢と畿内からの移入品か

と推定される瓦質の火鉢が小量共伴する。かわらけは、ろくろ挽きのものである。貯蔵具は、常滑焼の壷、甕が出土している。組成の数量的なデータは示されていない（山梨県勝沼町教育委員会1975、1977、1978「勝沼氏館跡調査概報ⅠⅡⅢ」）。

今回の中山金山の調査で、こうした組成の陶磁器のかなりの部分が採集されていないのは、先述のように遺物が遺構に伴った本来のあり方をしていないためと思われる。ただ、このような発掘地点における中世の遺物の出土量の少なさは、山上の鉱山での生活の状況の本来的なあり方を反映するのか、あるいは、別の地点により豊富な量の陶磁器を出土する中世の遺構を主体とする場が存在するのかは、今後の問題である。

一方、第2次調査で採集された瀬戸の祖母懐の茶壷は、茶道具として機能の限定された陶器である。染付等の日常飲食用具に対して、流通量も少なく、他の一般の中世都市、集落でもその組成比は高くないものである。その用途が限定されることからも茶の湯が行われるような階層の存在が暗示される。時期の詳細な限定はできないが、第1次調査で採集された織部の向付（48）とともに、戦国から近世のはじめにかけての頃に、この山上の平坦地のどこかにそうした階層の生活の場があったことを推定させ、金山経営の具体像を考える上で興味深い資料となる。

次に中山金山での出土状況を、先行する甲斐の金山調査の業績である塩山市・黒川金山と比較してみる。まず黒川ではD地点に顕著なように掘立柱建物の遺構に伴い、戦国期の遺物が確認される。陶磁器は、中国陶磁の青磁稜花皿、瀬戸美濃の灰釉皿、在地産のかわらけと内耳鍋等、擂鉢がみられないが、さきにみた勝沼氏館跡をはじめ、この地域の一般の城館や集落の陶磁器と基本的に近い構成である。この黒川のD地点は、精錬の痕跡を残す作業の行われた場と考えられている。したがって、この組成のあり方を参考にすると、中山金山の山上の場においても生活の基本的な機能の分野では同様の陶磁器の組成を示すと考えられよう。さらに中山では、このような生活必須の機能分野に加え、付加的な分野である茶の湯に関連する陶磁器が共伴していることになる。

黒川金山の陶磁器が示す時期について、その報告書は、16世紀の前半のものが多いとされる（黒川金山遺跡研究会・学習院大学史学部『甲斐・黒川金山第2次調査報告』1988）。報告者がその評価を保留した12世紀のものとする渥美焼の甕については、ここでも保留しておく。ただ掲載資料を見ると、瀬戸美濃の製品に縁釉の灰釉皿があり、その通常の使用年代は15世紀の中葉までと考えるので、黒川金山の開発は、15世紀の前半までのぼる可能性をもち、現時点の結果では中山金山とも共通すると言えよう。しかし、古い時期に属す陶磁器が、後のものに混じって一緒に使用されることはよくみられることであり、資料点数の少ない場合、その陶磁器に示される時期の生活があったかどうかは断定できない。したがって、発掘資料点数の少ない現状では、両金山ともまとまって陶磁器が確認できた、遅くとも15世紀後半には開発経営されていたことを確認するにとどめておきたい。そして、量的な問題はあるものの、陶磁器の出土状況からは、戦国期から近世へと継続し、これ以後、断続的に現代にまで続いたといえよう。

また、関連遺跡として踏査した内山金山からも、表面採集ではあるが、中国製の染付皿B1群に分類される牡丹唐草文をもつ端反り皿が採集されている（第9図1）。このことを考えると、

この地区の金山が遅くとも、およそ15世紀後半頃には同じように開発経営されていたことになり、そこにはなんらかの共通する契機があったのではないかと推測させる。　（小野正敏）

(2) 肥前陶磁器

ここでは本調査によって採集された陶磁器のうち、近世の肥前陶磁器について概要を記すことにする。肥前陶磁器についても遺構に伴う遺物はほとんどなく、破片資料が大半であるが、17世紀前半から19世紀中葉にわたる各時期の製品が見られる。遺物数のカウント等は行っていないが、量的には17世紀後半から18世紀前半頃の製品が主体を占めている。以下、各時期の代表的な遺物を取り上げることにする。

17世紀前半　磁器ではA－22・33テラスで高台部無釉の碗、A－32テラスに外面で寿字文を施した碗が採集されている。これらは1630～50年頃に生産された製品と考えられる。他に17世紀前半から中葉にかけて生産されたと考えられる生掛け施釉の磁器片が何点か認められる。

17世紀後半　磁器では17世紀後半に盛んに作られた一重網目文碗の破片が多くのテラスで採集されているほか、高台内に「太明」銘を施し、見込に蝶文を描いた染付碗がA－22テラスで表採されている。皿はメルクマールとなる高台部の形状や法量を明らかにしうる資料が少ないが、染付皿や型打ち皿の大半は17世紀後半から18世紀前半頃の製品と考えられる。またやや特徴的な器種として、17世紀後半頃の瓶が比較的多数存在する。いずれも破片資料であるが、高台と鶴首状の口縁部を有し、復元高は15～20㎝程度と推定される形態のものが主である。用途としては酒などを貯蔵する徳利、花瓶などが考えられるが、特定することは困難である。陶器では刷毛目の唐津鉢（A－33テラス）、京焼風陶器の碗および鉢（A－20テラス）、外面に透明釉、内面に銅緑釉を掛け分けた青緑釉陶器の小皿（A－20・22テラス他）などがある。これらの陶器は17世紀後半から18世紀前半にかけて生産された製品である。

18世紀前半　磁器では外面に染付で植物文を描いた丸碗や、白磁の碗がみられるが、この時期に盛行するコンニャク印判による装飾をもつ磁器は少ないようである。他に18世紀の製品として、割り筆で二重線を描いた二重網目文碗や、胎土が灰白色を呈し、底部付近の器壁が肥厚する波佐見系の碗・皿類がある。

18世紀後半～19世紀中葉　この時期は17世紀後半から18世紀前半の時期に比べると遺物量は少ない。外面に山水文や縦線文を描いた端反り碗の破片などが散見される程度である。また寛政二（1790）年頃から流行した鉛ガラスを用いて磁器を接着する「焼継ぎ」の補修痕をもつ磁器はほとんど見られないようである。この他、明治時代以降の型紙摺りや銅版摺りによる磁器、万古焼風の急須など、産地や年代は特定できないが近・現代の陶磁器も若干採集されている。

本遺跡で採集された肥前陶磁器にみられる全般的な特色としては、器種では磁器、陶器ともに碗を中心として皿、鉢などの飲食具が主体を占めている。これらの遺物は一般的な近世の集落遺跡からもよく出土するものであり、日常的な生活用具として使用された器物と考えられる。ただし、器種構成の面では平地の集落遺跡とはやや異なる特徴を有する可能性があるように思われる。前述したような出土状況などから詳しい検討を行うことは困難であるが、遺跡の全体的な傾向として、香炉や仏花瓶などの仏神具がほぼ見られないこと、調理・加工具が少ないこと、飲食具の

中で尺皿などの大形の皿が見られないこと、一方で17世紀後半頃の瓶が比較的多数採集されていること、などはやや特徴的な点と思われる。こうした特徴は独立した住居跡などの生活遺構が検出されなかったことによるものか、あるいは金山の採掘という特殊な目的をもつ遺跡の性格が陶磁器の器種構成にも反映されたものか、さらに検討が必要な点と思われる。また肥前陶磁器には時代的な増減が認められるが、17世紀前半の遺物が存在することは16世紀、戦国期からの本遺跡の継続性を示すものであろう。しかしその後、18世紀中葉以降になると遺物が減少する傾向が認められることは、江戸時代の湯之奥金山の利用状況に係わる可能性があると思われる。

（森本伊知郎）

第５章　中山金山遺跡の鉱滓の成分分析

中山金山遺跡から採取された鉱滓（炉壁焼土１点を含む）の成分についてＸ線マイクロアナライザーを用いて分析をしたので報告する。

分析は表に示す８点の試料について実施した。試料はあらかじめダイヤモンドカッターで切断し、洗浄・乾燥後供試した。使用した機器は日本電子株式会社製走査型電子顕微鏡JXA－840に波長分散型Ｘ線分析装置（WDS）１チャンネルを装着したＸ線マイクロアナライザーで、測定は西東京科学大学で行った。

分　析　試　料　表

試料番号	採取地点	
MYN001	A－7	石垣内
MYN002	A－20	
MYN003	A－22	北半部
MYN004	A－22	テラス　土壙２号炉炉壁焼土
MYN005	A－34	表採
MYN006	C－4	テラス１
MYN007	C－4	テラス２
MYN008	C－4	テラス３

第77図は金、銀、銅、水銀、鉛、白金、鉄の７元素についてその存在が認められるかどうかを調べた定性分析例であるが、鉄のほかに銅、金、白金が検出されている。また、第78図に定性分析のチャートを例として掲げたが、右上がりに高まるバックグラウンド・ノイズに隠れそうになりながらも金のピークが認められる。ただし、第77図の例に比較してフルスケールが格段に小さく、検出されているＸ線が充分信頼できるほどの強度に達していない点に留意する必要があろう。

今回の分析では鉱滓中の金属含有量を求める定量的な分析はできなかった。第77・78図からでも鉄が多量に含まれていることは言えるが、その他の金属については検出されたと報告するにとどめたい。

鉱滓はそれが特徴といえるほどに不均一な組成・構造を持っているため、Ｘ線マイクロアナライザーでの点分析のように狭い領域での分析ではどの部分を測定するかによって結果が大きく変わってしまうことがある。８試料について各々複数の部分で測定を行ったが、それぞれの試料を代表する測定値が得られたとは言いがたい。充分な大きさの鉱滓を溶解するなどすれば別の分析手法によって平均的含有量が測定できようが、そのようにして得られた測定値にも、例えば精錬の段階によりブロックごとの差異が生じるのであろうし、それらをどう評価するか現在の筆者の手には余る気がする。精錬技術についての考察も含めて精錬試料の分析技法について今後の研究課題としたい。

（鈴木　稔）

WDS Qualitative analysis

SAMPLE : MYN-001

Element	Crystal	WL(nm)	Netpeak	Back(cps)	Fullscale : 1739
*26 Fe	LIF	0.194	1739.7	19.0	
*29 Cu	LIF	0.154	11.8	11.5	
47 Ag	PET	0.415	-1.0	10.0	
78 Pt	LIF	0.131	4.3	27.0	
79 Au	LIF	0.128	5.0	29.0	
80 Hg	LIF	0.124	-8.0	41.0	
82 Pb	PET	0.529	0.0	5.0	

第77図　試料001の定性分析例

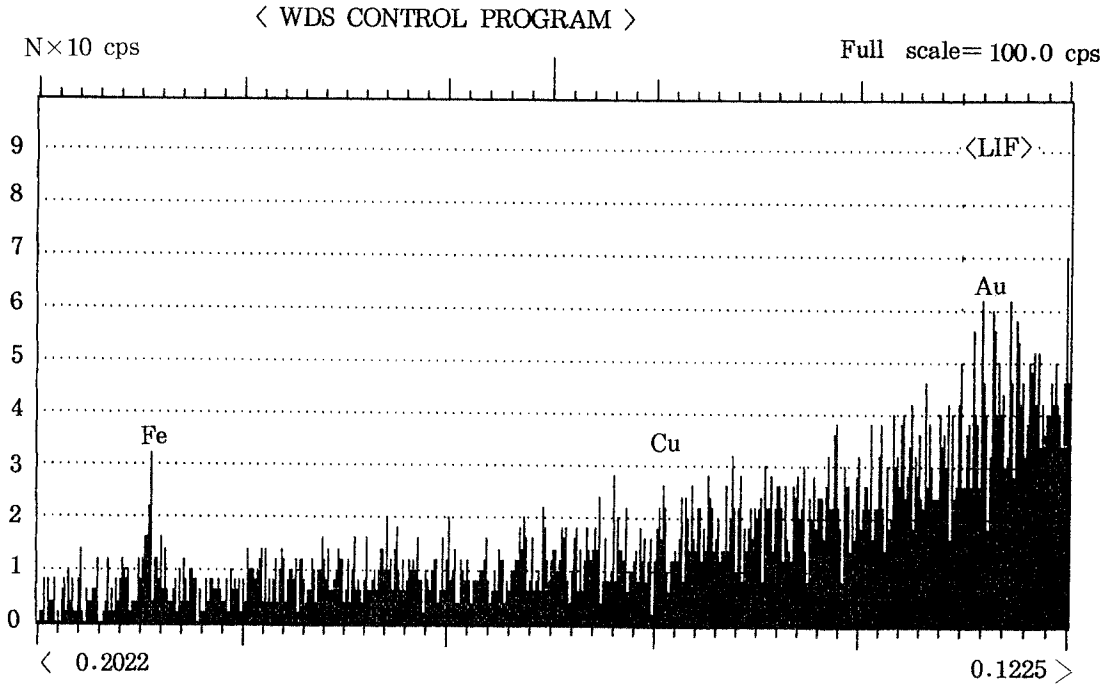

Wave Length scale : 0.00159 nm　　(L scale : 1.11 mm)

Dwell time : 0.500 sec　　0.11 mm/Line

第78図　試料008の定性分析チャート

第６章　　地中レーダー探査報告

第１節　調 査 概 要

1.　調査件名

湯之奥金山・中山金山遺跡発掘調査　地中レーダー探査

2.　調査目的

中山金山遺跡の発掘調査に関して、地中レーダー調査を実施し、今後の探査、発掘調査の参考とする。

3.　調査場所

山梨県西八代郡下部町

4.　調査方法及び機器

方法　電磁波を用いる、地中探査システムを使用

機器　地中レーダーＫＳＤ－８無シールド

5.　調査実施日

平成２年８月１日から８月５日

6.　調査機関

湯之奥金山遺跡学術調査団

7.　調査実施

テラ・インフォメーション・エンジニアリング

第２節　地中レーダー作業結果報告

現地踏査において、作業地区が作業上極めて困難を要する場所が多いため、安全上の問題からも、今回、Ｅ－２テラス、Ｅ－８テラス、Ａ－46テラスおよびベースキャンプ付近のＡ－９・20・21・22テラスのデータを収集し、今後の物理探査機器の使用、改良手法などの問題について検討するものとした。

調査状況は、測線図に示すとおりである。

全体の状況として、遺構、遺物が存在しても、大半はデータから確認できない恐れがある。これは、探査環境の問題と、データなれの関係が難しいためである。ただし、テラスなどの、おおよその立地環境は判読できる。

以下にその状況をのべる。また状況報告図には、判読考慮できる範囲の内容を記した。

(1)　探査した各テラスとも、埋め土による造成台地で、地山を削った様子は見られない。造成は一度に行われたのではなく、各ステップごとに拡大、積み上げられている。

(2)　Ｅ－８、Ａ－46テラスでは、谷を埋めるときに造ったと見られる通水路らしき空洞が見ら

れる。人工空洞として判断する基準は、地表部の変化で自然空洞の場合、地表部が沈下などの現象を呈するが、この地区はそれが見られないことによる。

また、昔日の土木における暗渠の構造は、極めて安全で、強いことが見られることからも、土地の状態と条件から、人工空洞（暗渠）の可能性は高い。

このような場所では、深い発掘など極端な行為によるバランスの変化は、危険なので注意を要する。

以上のことから、極めて長期にわたる住居環境を求めたと見られる。

(3) ベースキャンプ付近A－9・20・21・22テラスのデータから、旧谷は、もっと深く存在したものと見られる。

(4) 以上、1から3までのデータ内容から次のことが推測される。

テラスの土がすべて坑道関係の土砂かどうかということである。

テラスの数は非常に多い。この土砂は膨大で、現在確認されている坑道関係だけの土砂だけでは少ないようにみられる。

今後、テラスが地山の開削か盛り土かにより、土量の計算をし、発掘されている坑道関係との度量を比較することによるデータを利用し、土の動き方から、新たな坑道の推測もありえると考えられる。

(5) 今後の物理探査としては、坑道の多い稜線のデータを取ることにより、露天掘り跡、未発掘の鉱脈などの探査は可能かもしれない。また地中状況によっては、未発見の坑道の探査も可能とも見られる。

またいずれ、坑道直下の谷の堆積土についても、堆積内容の調査は必要となる。

谷の解明は、坑道鉱脈が発見される以前の、砂金採集史のテーマともなる。従って、簡易で性能の高い、他の物理探査手法の導入も検討したい。　（渡辺広勝）

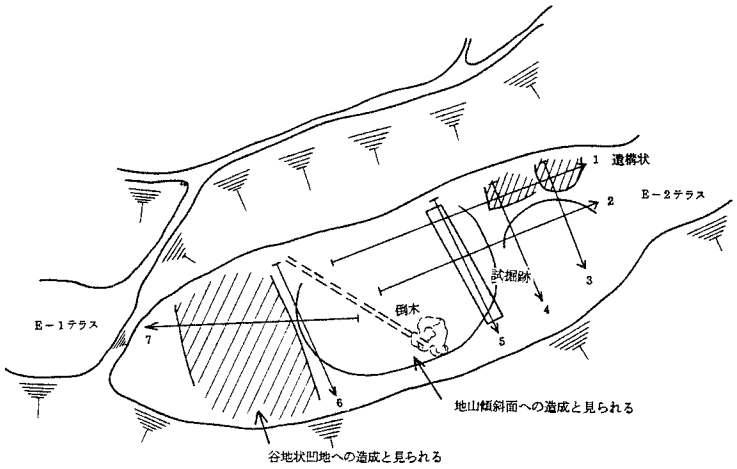

第79図
E－2テラス状況図（見取図）
測線図

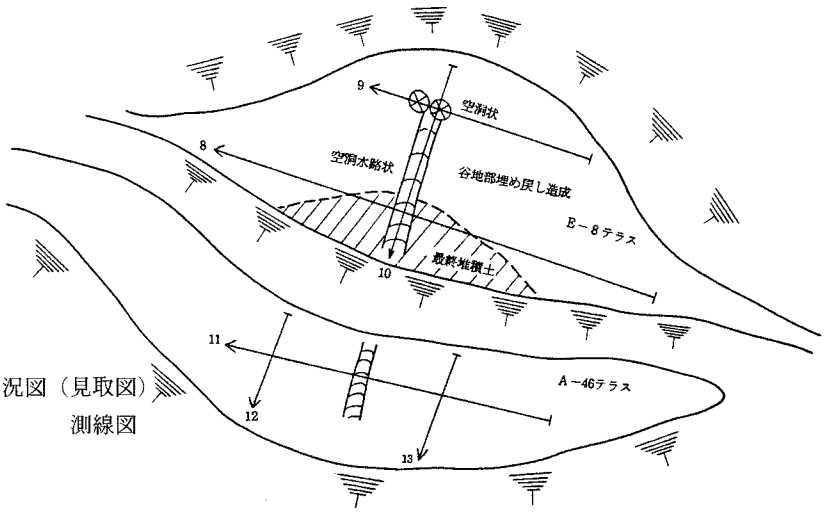

第80図
E－8，A－46テラス状況図（見取図）
測線図

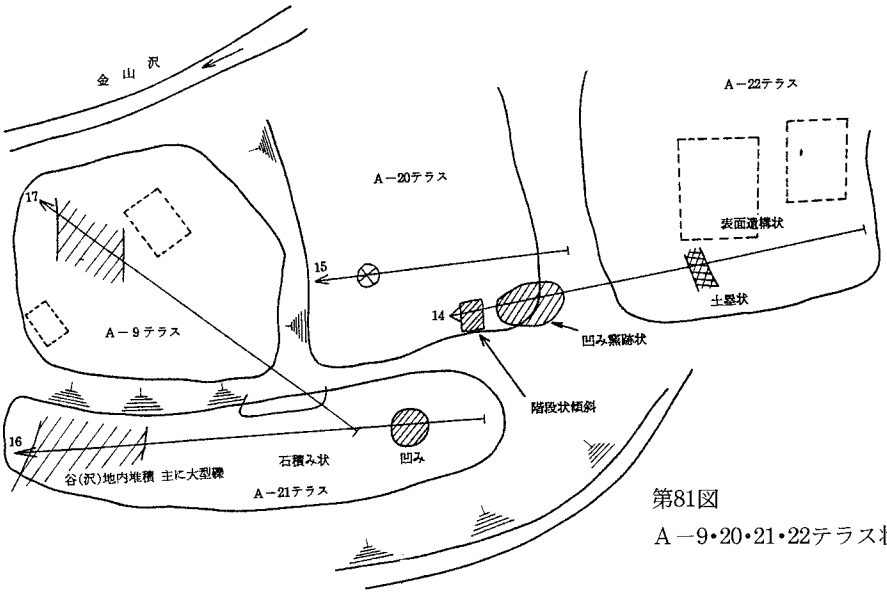

第81図
A－9•20•21•22テラス状況図（見取図）
測線図

第7章　民俗調査

第1節　湯之奥の民俗調査

1．はじめに

今回与えられた課題はかつての「湯之奥金山」と現在の「湯之奥集落」の関連性である。ここで暗黙の前提になったものは、湯之奥村と金山が密接な関係を持っているということであった。すなわち村が金山の前線基地、補給基地であり、金山閉鎖後は村に金山関係者が住み着き、金山社会の構造を色濃く残し、その伝承を今日まで少なくとも伝えてきているであろうというものである。その前提のもとにムラの社会構造、とりわけ変遷の少ないと思われる同族組織やムラ組織を、居住空間・相互扶助・信仰形態などの視点から探り、かつての金山社会がいかなるものであったかを明確にすることが、私達に与えられた課題であった。

しかしながら、民俗学の性格上、いくつかの問題点をはらみながら調査を進めざるを得なかった。民俗学という学問は、そもそも現代科学であり、現在の生活文化を理解するために、その根拠と初源的な意味を、現在の人間が保持している民俗からさかのぼる学問である。そのため民俗学が、現在の人間がわずかばかりでも保持している事柄に関しては、時代をさかのぼって言及することは可能であろうが、まったく消滅してしまった民俗を探求することは難しい事柄であるといえよう。生活のなかから消え失せてしまった民俗事象は、書かれた文書の紙背に眼光をあてる以外にはなく、「話者」と「採訪者」との交感によって伝承文化を解きほぐすことを使命とする民俗学にとっては、困難きわまりないものである。まして「金山の村」が失われ、またその「村」であるのかの検証の持てぬ湯之奥村の村人の「意識にのぼらない」民俗現象をとらえながら、かつての生活の在り方を探ることは並大抵の事柄ではなく、民俗学の限界を絶えず意識し、そこをどのように突破するかという方法論上の問題をも抱えながら進む以外になかった。そこで失われた「金山の村」の内部組織、生活文化に、人々の伝承を挺子とする民俗学が迫る方法はどのような道筋が可能か、その方法論がないまま、旧来の「ムラ」組織を研究するような方法で調査を用いたので、以下の調査報告は問題の解決を十分に果たしたとはいい難い。

2．村の概略

下部川の上流湯川と入ノ沢の合流地点の段上にひらけるこのムラは、最上段に氏神を祀り、集落はお互いの家並みを見下ろすように急斜面に広がっている。わずか北側に広がりを見せるものの、四方は山にかこまれ、山肌は厳しく、農耕による生計は望めず、林業に依拠する生活を送っていた。水田は皆無である。

にもかかわらず、生活は近隣のムラに比して豊かであったようで、湯之奥に嫁すことは、近年までは誇りであったようだ。そのために通婚圏は近隣の村々におよんでいる。この豊かさのイメージが湯之奥のムラの奥に広がる広大な山林によるものであったとしても、「金山」のイメージをぬぐって語ることはできまい。その金山に関していえば、昭和30年代まで砂金採集まがいで生計

を維持していた人さえあり、また明治20年前後には金山沢の砂金についての村の取り決めがあり、湯之奥村と「金」は不可分に結び付いていたと言えよう。しかしながら、「湯之奥金山」と「湯之奥村」の直接的な関わりについては、詳らかにするのは伝承のうえでは確認できなかった。

3．村の社会組織

(1) ジルイ

その湯之奥村は、現在15戸で、文化初年（1804）にさかのぼっても18戸と、ほとんど戸数には変化は見られない。ムラは門西ジルイ、佐野ジルイ、望月ジルイ、佐田ジルイの同族集団と、明治以後の入村者である家に分けることができる（第23表参照）。そのジルイを村の地図におとすと、まさに地類の意味で、土地を分けた本家分家の関係を示していると言えよう（第82図参照）。湯之奥村でのジルイとは、互いに屋敷を接する本家分家の家同士の関係を基本とするものである。

第23表　ジルイと分節

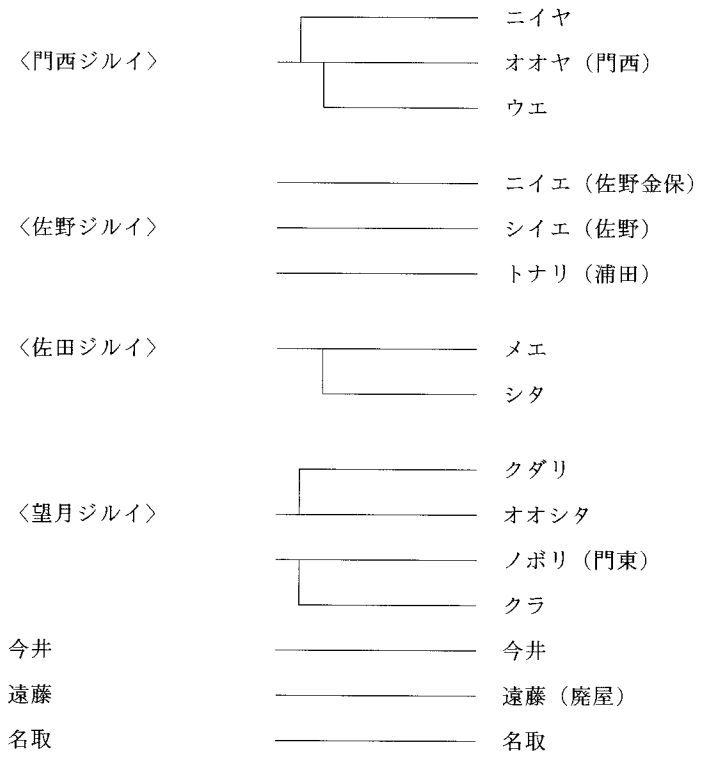

ところで、本家分家のまとまりを称する同族団は、山梨県下ではジルイのほか、マキ、イッケ、イットウなどと呼ばれるが、湯之奥村が属する下部町をはじめとする西八代、さらには隣接する南巨摩郡ではジルイが一般的である。

湯之奥とともに武田氏の代表的金山である黒川金山の集落であるといわれている塩山市一之瀬高橋では、マキである。同じく武田氏の金山で著名な保・黒桂ではマキないしジルイが用いられている。金山下りの伝承をもつ湯之奥村に隣接する栃代では、ジルイが使われている。また中山金山を境界とする静岡県側の麓ではイットウである。

分家を意味する言葉は、ここ湯之奥では、シンヤ・ワカレ・ブンケであるが、「村共同体」が成立した近世半ば以後、新たに「家」を創立することは、ここ湯之奥村でも制約が多かったと思われる。そのために、絶家になった「家」を血族の者か奉公人かによって名跡継承の形で再興することになる。ムラにおけるどのジルイも本家の系譜的位置づけが明確で、それゆえ権威は揺ぐことがなく一貫性を持っていた。またジルイの分節化の現象も見られないし、本家分家の系譜も序列も乱れなかったわけである。ムラの生活上の相互協同は、基本的には本家分家集団と表裏一体をなしていたはずである。そのジルイの規模は、四軒以上を出ない。ジルイ内のオーヤ（総本家）は認知されているものの、ジルイで祀る同族神（仏）も、祭祀組織もなく、定期的な寄合いもないのである。その意味では同族結合はさして強いムラではない。

(2) ジルイと檀那寺

ジルイと檀家の関係は、通常合致するものである。湯之奥村の檀家は1村1ケ寺ではない。宗旨は曹洞宗であるが、檀那寺は村外の2ケ所に分かれている。身延町下山の龍雲寺と下部町常葉の常幸院である。一部の例外を除いて、門西ジルイが龍雲寺の檀家で、常幸院の檀家が望月ジルイ、佐野ジルイ、佐田ジルイという分類になる。ワデは望月ジルイであるが、門西家の廃家のメカケヤシキに入ったため龍雲寺ということになっていると思われる。

ところで湯之奥金山の地にある石塔は、戒名からいって日蓮宗が多い。そこに刻まれている埋葬者の子孫は、日蓮宗の信徒であることが確認されている。中山金山や麓金山から駿州側に下りた「金山衆」（富士宮市北山の石河権兵衛など）も内山・茅小屋金山から甲州側（下部町竹之島）に下りた太田（八左衛門尉）氏も共に日蓮宗である。このことから湯之奥金山と日蓮宗は密接な関係があったといえよう。塩山の黒川金山に僧日蓮が、文永年中に遊化したのも、金山衆とこの宗派の特別の結びつきを示唆しているといえよう。

以上、檀那寺・宗派の観点から湯之奥村と湯之奥金山の関係を推し測ると、直接の関わりは薄いといわざるをえないであろう。

(3) 共同作業と区長

湯之奥村での相互共同は、農作業などの「ユイ組織」であるヤッテトやユイッカリは、「気安い仲間」やシンセキ同士が2 ～3 戸で行うが、ムラ規模で行われる道普請や葬儀のおりには、全戸総出で区長が取り仕切る。区長の権限は強く、勤めることができる家筋は限られており、今日では輪番制になっているが、戦前までは5軒で勤めた。この家筋を見るとかならずしもジルイのオーヤというわけではなく、シンヤ（分家）などの家筋も含まれている。また、ムラの共有林のカブ所有権との関連で見ると重なりあっていることから、少なくとも明治以前からの定住者ということになる。

ここには、オオヤ（門西家）が何らかの理由によって区長を全うできなくなったおりに、オオヤに変わってムラ協同で村を取り仕切る仕組みが出来上がったことを窺わせる。そのことはオオヤのジルイであるニーヤやウエが区長職を勤める家筋に当たっていることからも類推することができよう。元来ムラはオオヤを頂点に営まれていた共同体であったと思われるが、オオヤの経済的没落によって、ムラの家格が平準化し、区長職が次の家格の家々に移行したのであろう。

(4) 親分子分慣行

それを裏付けるものとして、山梨県下に根強く残っている親分子分慣行を取り上げてみよう。山梨県下の親分子分慣行の祖型は、オヤとコからなる労働団としての同族団の弛緩をくいとめるために、本家分家のつながりのうえに親分子分関係の網をかけたものである。したがって同族団の総本家であるオオヤにオヤブンが集中しているものが、原型にもっとも近い形態といえよう。それがその後の社会変動で、オオヤに一極集中していたオヤブンが、直接な本家や同族団以外のムラの有力者に移行するようになり、オヤブンの分散化が始まった。それゆえムラの頂点に立つオオヤは、オヤブンを取らないのが古い型である。

湯之奥村の親分子分慣行を取り上げてみると、オヤブンが特定の家に一極集中する形態はなく、オヤブンは親戚筋や懇意の家に分散化し、親子代々同一の家筋に頼む形態はほとんど見られない。その中にあって注目すべきは、オオヤ（門西家）である。現当主の先代が昭和11年に結婚したおりには、オヤブンは分家のニイヤに、オセワニン（仲人）は下部の名家「源泉館」に頼んでいる。その先代も「源泉館」で、代々この家に依頼していたようである。オヤブンとオセワニンは、山梨の多くの地域ではオセワニンは、結婚の下話、オヤブンは結婚後の社会的・経済的庇護にその役割を持つのが一般的である。それゆえ、家格や経済力においてオセワニンよりオヤブンが上位にあるのが普通である。しかしながら湯之奥村においては、この関係があいまいで、逆にオセワニンのほうが上位にあるようである。ムラにおいては、オオヤのみがオセワニンを代々ムラ内に求めず、隣ムラの下部町の源泉館に頼んでいる（第24表参照）。このことからオオヤは、ムラにおいては別格の家筋と位置づけることができよう。ムラ内にオオヤを上回る家筋がないために、ムラの外に同格ないし、それ以上の家格をもった家筋を求めたわけである。このことからもオオヤが湯之奥村の頂点に長い間君臨していたことが裏付けられよう。

しかし幕末期の社会変動等により、オオヤの地位が揺らぎ、没落していく過程で、オオヤに代わりムラを支えていく家筋が必要となるが、他家を圧倒するような卓越した家の発達が見られず、家の連合によるムラ運営に移行することになるわけである。この結果ムラを取り仕切る区長が、ムラ内で一定の条件を持った家の輪番制に落ち着いたといえよう。

山梨県下の親分子分慣行の大変動は、明治10年代と大正末～昭和初期、そして戦後の農地解放期に見られるわけであるが、湯之奥村の親分子分慣行の変化は明治期のものである。明治期の慣行は、ムラの頂点にある家にオヤブンが集中していたが、経済的変動により、その家がコブンの経済的後楯になることができなくなると、その代わりとして、コブンはオヤブンを他の経済的優位にある家に求めるようになる。その結果、本家－分家を基盤にした締結原理が崩壊し、家筋が無視され、経済的社会的に優位にある家が頼まれるようになる。ここに本家分家のまとまりである同族団の弛緩を防ぐために生じた親分子分慣行は、本家－分家という系譜から離脱し、大きく変質することになった。

湯之奥村においても、この時期オオヤに一極集中していたと思われる親分子分関係が、オオヤの経済的庇護を期待できなくなると、オオヤの枠組みから離れていったようである。しかし、オオヤに代わる圧倒的優位に立つ家筋がない以上、オヤブンは当然のように分散せざるを得なかっ

第24表　湯之奥世帯一覧表　(1990年１月現在)

番号	世帯	屋号	本家・分家	ジルイ	仲人	オヤブン	壇那寺	区長資格 共有林	備考
1	望月	オオシタ		望月ジルイ	クダリ	クラ	常幸院 (常葉)	無	
2	今井			―――		(満田：離村)	龍雲寺 (下山)	無	親の代に入村
空屋	望月	ノボリ		望月ジルイ	クダリ(一人)	クラ	常幸院	有 有	「門東」ともいう。
3	佐田	シタ	８が本家	佐田ジルイ		ウエ	常幸院	有－経験 有	始祖は東八代の佐田姓。 かつてはクラ(7)の下に住んでいたが、 昭和18年に現在地に移転。 江戸期の分家であるが、本家メェーの一角に 所有地あり。
4	門西	ニイヤ	15の分家	門西ジルイ			龍雲寺・ 永代院号	有－経験 有	
5	名取	シモ		―――			―――	無	
6	望月	クダリ	１の分家	望月ジルイ	アスコ	―――	常幸院	有－経験 有	
7	望月	クラ		望月ジルイ	アスコ	(満田)	常幸院	有 有	
8	佐田	メエ	３が分家	佐田ジルイ	クダリ	ウエ	常幸院	有 有	
9	望月	ミナミ		望月ジルイ		(満田)	常幸院	有 有	
10	望月	アスコ・タバコ屋・ナカムラ		望月ジルイ	(満田：離村)	クダリ	常幸院	有 有	
11	浦田	トナリ		佐野ジルイ	クラ	アスコ	龍雲寺・ 永代院号	有－経験 有	
12	佐野	シイエ		佐野ジルイ	ウエ	アスコ	常幸院	有 有	
13	望月	ワデ(メカケヤシキ)		望月ジルイ	ウエ	オオヤ	龍雲寺	有 有	二百年ほど前にメカケヤシキ跡に転入する。
14	門西	ウエ	15の分家	門西ジルイ	シタ	ニイエ	龍雲寺・ 永代院号	有－経験 有	仲人・親分はジルイが基本。
15	門西	オオヤ(ブンカザイ)	本家	門西ジルイ	源泉館	ウエ	龍雲寺・ 永代院号	有 有	仲人・親分はジルイが基本。
	佐野 〈離村〉	ニイエ (公)		佐野ジルイ			常幸院		

たわけである。その結果、湯之奥村では親分子分関係が一定の家に集中せず、分散し現在に至っている。ムラの頂点にあり、ムラの指導者であったオヤブンとしてのオオヤの没落、その結果としてムラの家の平準化がもたらされ、ムラの運営が、各家の連合に委ねられるようになったわけである。

ところで中世文書でいう「金山衆」が、金山閉鎖後ヤマを下り、湯之奥村に定着したと仮定するならば、門西家のオオヤが「金山衆」ということになろう。しかしながら、オオヤには、金採掘をしたという伝承はなく、今回の調査で発見された「ネコイタ」や「フネ」のような金の比重選鉱の道具は、何もオオヤのみに保管される道具ではなく、一般農家にもかつては「ユリボン」とともにあった道具のようである。これは農民が農閑余業として砂金取りをした名残りといえよう。黒川金山の一之瀬高橋の農家にも昭和30年代までは「ネコイタ」や「ユリボン」は伝わっていたといわれる（塩山市一之瀬高橋・依田忠紀氏談）。オオヤと湯之奥金山の緊密な関係性を結論付けるには問題があろう。またジルイの分節においても、他のジルイに比して戸数においても決して圧倒的な優位にあるわけではない。

4．湯之奥村の信仰

湯之奥村は、ムラの境界意識の強いところである。集落の最上段に村氏神の「山神社」を祀り、集落の入口には道祖神が鎮座している。山神社は山の神をまつるもので、祭神は大山祇神だというが、この神が金山閉鎖後に村氏神に合祀されたのか、もともとムラに鎮座していたのかは明らかでない。それゆえ村内の氏神であることは確かであるが、金山の領域をも含む広い範囲を守護する神でもあるのかは定かでない。

道祖神は山梨県下に顕著に見られる信仰で、小正月のおりのヤナギ（御神木）とドンドン焼きは人々の関心を今でも誘っている。この神は、道の神でムラのなかに入る邪悪なるものの侵入を防ぐ意味を持つが、そのほかに性の神や豊饒なるものを約束する農耕の神の性格も重ねあわせている。湯之奥村の道祖神祭礼は、小正月14日にドンドン焼きがなされるが、4月14日にもムラ行事として祭りが行われる。この日、祠を竹と注連縄で飾り、各戸から御馳走一品を持ちより、道祖神前で、オヒマチ（共食）を催すものである。新婚夫婦のオヒロメ（披露）もこの日になされる。小正月以外に道祖神の祭礼が行われるところは、やはり下部町の丸畑や、同じ八代郡に属する芦川村で、小正月の対行事として旧暦六月に行われる例を見るが、4月に行われる道祖神祭りは県下でも珍しく、例外的な事例といえよう。4月という季節柄、郡内地方で顕著に行われていた「お花見」の行事との関連性が考えられ、花見を兼ねた農耕に先立つ予祝儀礼の意味合いが強い（第25表参照）

さらに、湯之奥村の年中行事を概観すると、ここでの行事の特徴は、稲作農耕に関する行事が少なく、畑作行事につながる儀礼が主ということである。水田の皆無ということで当然といえば当然ではあるが、月見などの畑作につながるものや、林業に関わる山の神の祭礼が伝承されている点である。山の神信仰は、林業に関するものであり、生活形態と不可分に結びつき近年まで熱心に信仰されてきたといえよう。金山内部の信仰の実態がどのようなものであったかは不明であるが、湯之奥村の信仰は「山付きのムラ」一般に見られる信仰の在り方を示すものといってよい

第25表　湯之奥村の年中行事一覧（＊の行事は区長が関与するもの）

月　日	名　称	行　事　内　容	備　考
1月1日	正月＊	朝、各戸より一人ずつ参加、氏神に御神酒を上げ、参拝する。	
1月2日	カンジョウ寄合い＊	各戸から一名参加。 区の会計報告・区長の交代・事務の引き継ぎが、かつてはこの日に行われた。場所は、新区長の家で、新区長は精一杯の御馳走を村人に振る舞い、挨拶を行った。現在は4月1日に変更している。	区費の徴収なし。 水道料なし。
1月7日	正月送り＊	各家の門松やお札等を道祖神場に集める。門松をかたづけた跡に、各家ごとに長さ1メートルほどのカツの木を三本重ねたものを飾る。またそのおりにカツの木で刀などを作り、子供の成長を祈り、道祖神に奉納した。1月20日に取り外す。	
1月13日	小正月の支度＊	道祖神広場にヤナギを飾る。	
1月14日	ドンドン焼き＊	三又の木に刺した団子を、その火で焼く。	カシの木を柿の木にみたて、紅白のダンゴを飾る。そのほか山の神さん、天神さん、オイベスさん、仏さんに供える。
1月17日	山の神社祭日		
1月23日	お念仏講＊	正確には「ホウショウネンブツヒャクマンベンコウ」というが、通称は「ネンブツコウ」ないしは「ヒャクマンベンコウ」と呼んでいる。区長の家で行うものであったが、今年ムラ全戸を輪番性で行うようになった。かつては、旧暦の2月23日前後の一週間をこれに当てたが、今日では一日のみの行事となっている。現在の村人で一週間の念仏講を経験している人は皆無なのでそれ以前のことがらである。	
2月3日	年取り	昼間のうち山から取ってきたモミの木と豆が用意され、モミの木をヒジロにくべるとパチパチとおとをだして燃え始める。それにあわせ、豆を家のなかに「福は内、鬼は外」の掛け声とともに投げる。終わると家族は自分の年の数だけ豆を食べる。	
3月4日	女節句	初節句を迎える家では、毎日餅をつき、この餅を村中に配る。	
4月1日	区総会＊	この夜、区長の引継ぎが行われる。区長は選挙で選ばれるが、戦前から、門西茂男－浦田－佐田－門西公－望月一人－門西茂男の家々の順で回っている。	
4月14日	道祖神祭り＊	御神体を竹と注連縄で飾り、夕方各戸一品ずつ持ち寄り道祖神のまえにネコザ＝コモ（ムシロ）を敷き、円くなり、飲食を行なう。新婚の夫婦もかつてはこの場に現われ、村人へ披露された。	この頃春祭りとして、「ショーテンさま」「スイジンさま」の祭りがあり、そのおり水路の清掃を行い、その後夜学堂で共同飲食。
4月17日	山の神社祭日		
5月5日	男節句	子供たちが山からとってきた柏の葉で柏まんじゅうを作り、鯉のぼりを飾った。	

6月15日	道作り＊	全戸出の一日がかりでの道の修理・除草であった。	
7月17日	山の神社祭日（氏神の祭り）＊	当番と区長が一品ずつもちより、共同給食。	
8月1日	ジアケのツイタチ	仏さまがお墓を出る日。この日は、外に出て遊んだり、農作業をしてはならない。オオヤの先々代が、当時外にいると村人を叱りとばした光景があったという。	盆棚：位牌は仏壇より全部だしてならべる。 無縁仏の祭り方：テーブルで作った盆棚の下に祭る。「ナムエンムサマ」と唱え、カタクチの器に水を入れて供えた。餅を供えることもあった。クダリの家では無縁さまをオセンガジと言っていたという。
8月5・6日	道刈り＊	墓地までの道の草刈り。子供の仕事であった。	
8月7日	盆支度　盆花採り	山にアワバナを採りに行った。	
8月13日	ヨイボン	墓参りに出かける。ガキメシ（洗米に茄子を四角に切ったもの）と水、花、線香をもってでかける。持っていた水を少し残して持ち帰り、家に着いたならば、その水で玄関先にU字を書く。そのUの真ん中に平たい石を置き、その石の上で松明の火を焚いた。玄関はその時開けておいた。その晩の食事はウドンを食べる。	
8月14日		ニイボンの家に見舞いに行く。	
8月15日		僧が読経に来る。	
8月16日	オクリボン	朝、赤飯の握り飯と果物などをボンゴザで包み、それを下部川に流す。赤飯の代わりに餅をつく家もあった。	
9月1日	八朔	「八朔の泣きまんじゅう」と言い、このまんじゅうを食べると夜なべ仕事が始まる。これは、盆が終わると夜が長くなり、夜業をしなければならなくなり、嫁には辛い仕事なので特に「八朔の泣きまんじゅう」と称したという。	
旧暦8月15日	十五夜	小麦粉で団子を作り、芋などの作物を初めて掘り、供え物とする。この日、供えたものは数が減っても止むを得ぬものとされていたので、子供たちは夜になると全員が盗人になって、供物を盗み歩いた。	
旧暦9月13日	十三夜	この夜の供え物は、すべて煮物とされ、里芋、さつま芋、空豆、枝豆、もろこしなどが供えられた。	
9月23日	オデーロサマ（風の神）	氏神様の前で各戸で持参したドブロクと御馳走を共食。	
旧暦10月10日	十日夜	餅をつき供えた。	
10月17日	山の神社祭日＊	一日休み、酒・菓子等もでて、氏神さまを祝った。	

10月23日	彼岸の中日	各戸で団子を作り、夕方にはお墓参りに行った。26日の彼岸明けには、ぼた餅を作った。
11月1日	道作り＊	道の修理・清掃を一日がかりで行う。
11月17日	山の神の祭り	
11月20日	恵比須講	赤飯を炊き祝う。
12月16日	秋葉講＊	この日を境に火の番が出る。
12月30日	「餅つき」	門松を取りに行き、飾る。

であろう。

さらにムラの信仰空間を問題にするならば、集落の外に広がるイダイラとヤマの境界には道づたいに「結界」が存在する。上（南側）の「結界」は関所と呼ばれ、下（北側）はシンドノサカド（新道の坂戸か）と称されている。ここが念仏講（百万遍講）のおり、ツナ（注連飾り）を張るところで、村人にとってはムラと世間（他界）の境界として根強く意識されている。念仏講は、ムラ全戸の参加で1月23日に行われ、邪悪なもののムラへの侵入と、身の汚れを払い落とす行事である。このことは、ムラ人の深層にまで行き届いており、ムラの領域に自殺者などよからぬことが度々起きたので、再び念仏講を行うようになったということからも窺い知ることができよう。

百万遍講は、湯之奥村近辺の村で多々行われていた行事であるが、戦後ほとんど消滅し、わずかに隣村の上九一色村本栖で行われているに過ぎない。この行事は境界領域を再確認する意味を持つもので、祭りの最後に家やムラから邪悪なものを追い払うために鉦太鼓を打ち鳴らし村の外に追い出し、村のうちに邪悪なものが侵入しないように村に注連縄を張る。ここがムラの内外の境界ということができよう（第85図参照）。

この奥に茅小屋・内山・中山の三金山があり、ここは湯之奥の人々にとってはムラ外ということができよう。確かに山仕事に従事している湯之奥の人達にとっては、ムラの領域は集落やイダイラ（畑）を越えた区域までの広がりをもつものであろうが、意識の底においては意外に狭い範囲ということができよう。その意味で金山は、自らの領域に存したのではなく、別個の空間にあったといえる。今日の我々は、分水嶺や峠を村境に設定するが、それはあくまでも行政上のもので、その地で生活を送る村人にとっては境界とはそのようなものではなく、もっと生活に結びついたものといってよいであろう。中山金山の「中山」は、金山に付与される地名であるとともに、国境に付与される土地名ともいわれるが、ここは金山ばかりか、甲州と駿州の境界である。境界領域に敏感であらねばならぬ土地柄であったゆえ、湯之奥村の人々は領域に敏感であり、その領域が

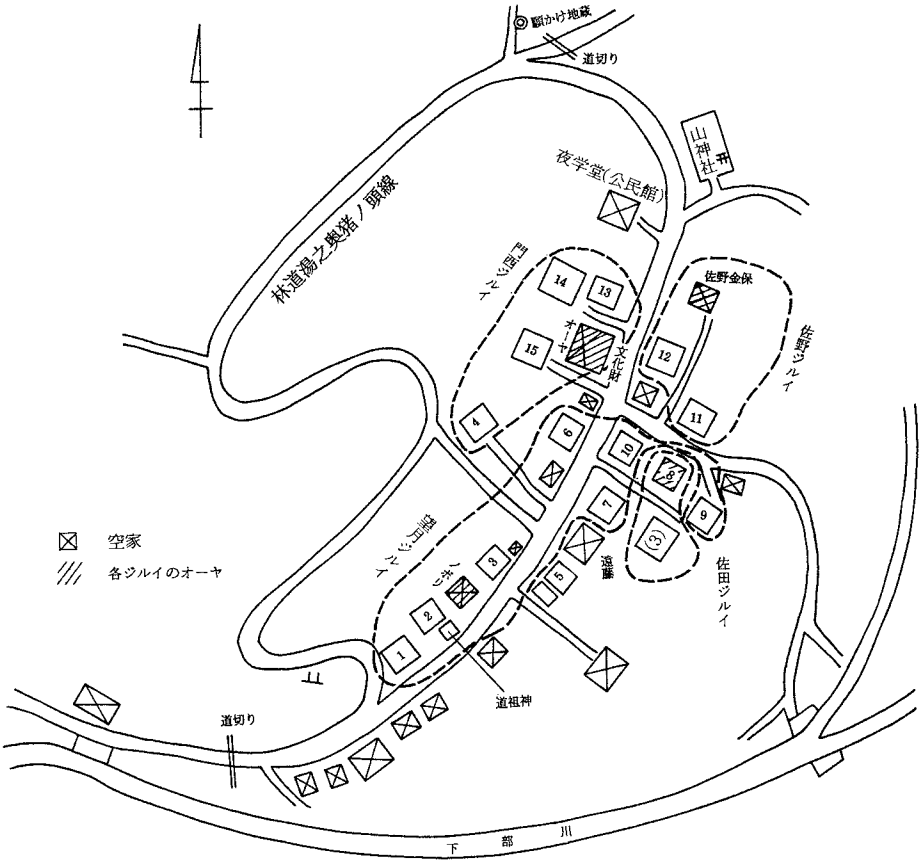

第82図　湯之奥ムラの家配置とジルイ

今日までに百万遍講の「道切り」の行事として伝承されてきたものであろう。それゆえ湯之奥村と金山の山とは別個の世界を形成していたといえよう。　（杉本　仁）

第2節　金山の民俗調査

1．金山と湯之奥ムラ

中山金山、茅小屋金山、内山金山は、今日では湯之奥金山と総称され、その中心をなすのが中山金山である（第83図参照）。同金山の名は、元亀2年（1571）の文書[1]に「中山之金山衆拾人」と見えることから、中世後期にはすでに成立していた金山である。

湯之奥から中山方面に向かうムラの上（東側）の地蔵道が湯之奥林道と交叉する地点には、かつて金山のための「関所」が存在したという濃密な伝承が残っている（第85図参照）。湯之奥のオオヤの屋号で呼ばれる門西家についても「関所」の門の西側に屋敷を構えたので門西という苗字を持つに至ったという。中山から地蔵峠（金山峠）を越えて猪之頭へ至る道筋は、ムラ氏神の山神社から地蔵道を少々登って湯之奥の地蔵（最近「願掛け地蔵」という名称が付けられ石仏とともにアゲボトケ・うかがい石が存在する）の祀られる鞍部を越えて、下部川（湯川）が入ノ沢（いりんさわ）

と合流する付近の川原に下りて行き、川沿いに中山へと向かい、さらに地蔵峠の尾根越えの道を辿るルートであった。「関所」跡の地蔵道と林道との交叉地点は、林道工事のため地蔵へ向かう小尾根が分断され、切り通し状に削平されている。その上に水源地からの飲用の送水管が渡架するが、もともとの地蔵道はその高さで地蔵へと延びていたという。現在、そこはムラの下（西側）のシンドノサカド（新道の坂戸か）とともに、ムラに入って来る邪悪な疫神等を退散させるため百万遍のツナ（綱）による道切りが行われる場所でもある（第85図参照）。地蔵や「関所」を境界として、その上流にあたる部分のヤマがかつての金山の領域であり、下流部（西側）が湯之奥ムラの世界である。金山の「関所」の伝承が示す通り、この場所は湯之奥のムラに住む者にとっては、ヤマ（金山）とムラを区別するきわめて大きな境界と認識されていた。

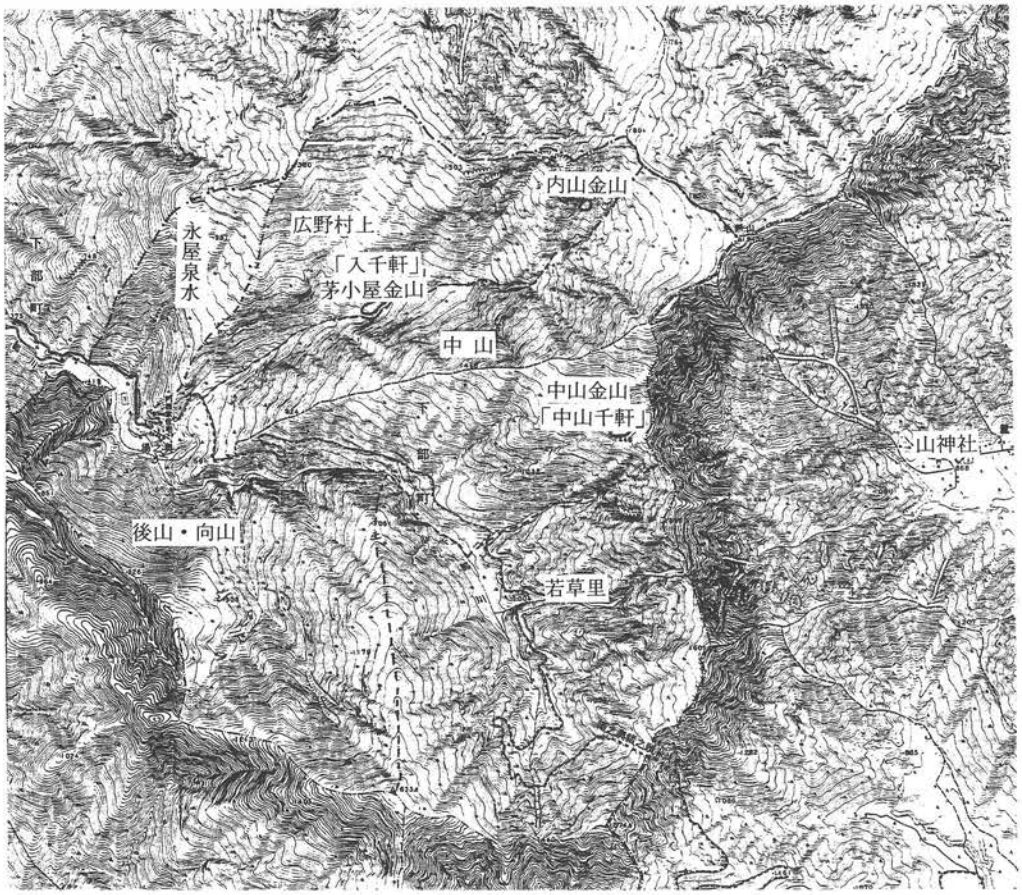

第83図　湯之奥位置図

湯之奥の小字は、久保平、家之下、後山、永屋、泉水、広野村上、中山、若草里に区分される。久保平はイダイラ（居平・後述）にあたり、その下手が家之下である。後山は集落の対岸のムラヤマ（ムコウヤマという）に、永屋と泉水は一緒にして永屋泉水と称される下部川下流のヤマ（シモヤマという）に該当する。以上の字が湯之奥のムラとそれを取り囲むヤマに対応する場所である。それに対して、ムラより上手の入ノ沢周辺の広野村上をヒロネと称し、さらにその奥が中山になり、対岸のヤマを若草里という。ヒロネは厳密にいえば入ノ沢右岸の字であり、茅小屋

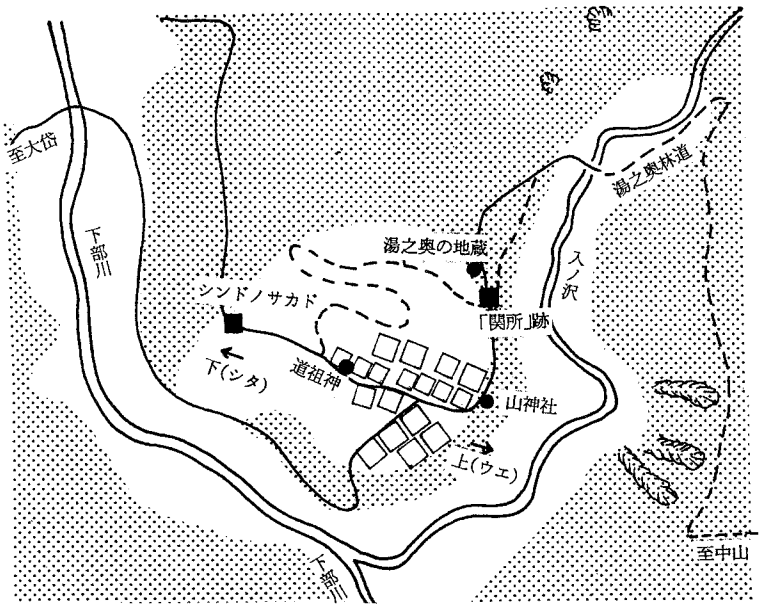

第84図　湯之奥ムラ概念図

や内山の金山はその中に存在したことになる。中山は、おそらく『下部町誌』「鉱山」の項にのる「元禄九子年十一月　中山村名主へ」の文書[2]に記される「中山村」の村域にあたる字であろう。それら後者の三字が湯之奥ムラとは別のヤマの領域ということになる。そのあたりをもう少し詳細に検討してみよう。

茅小屋には「宮屋敷」と伝承される場所がある。それは、そこから神社の鈴が出土したため「宮屋敷」に比定されたというが、樅の大木の根本に現在石造の小祠が祀られる。この「宮」は金山閉山後に湯之奥山神社に合祀されたとも、この「宮」を移して同山神社にしたとも伝えられる。また、湯之奥の地蔵は、もともとこの地の祭祀物であったものを下に移したという。さらにまた、下部町竹之島の太田久則家はここから現在地に下りたという伝承を伝えている。このようにみてくると、茅小屋と湯之奥は信仰や社会組織のうえで川筋を媒介としての強い繋がりが認められる。地名のうえからは、茅小屋や内山の所在した入ノ沢の「入(いり)」は下流域からみての「入」(支流や支谷の谷地形を指す）であり、伝承による「入(いり)千軒」があったところである。内山金山についても「内山」という名称からして「内(うち)」にある地域、入ノ沢に沿って展開する一定の広がりとまとまりを持ったムラ「入千軒」として隣り合うムラのイメージが推考され、その地の湯之奥との空間的な位置関係が理解される。対象的に中山はその外側の領域ということができよう。この「中山」という地名について、黒田日出男氏は「国と国との境をなす山を中世では『中山』と称していた（中略）注目すべきは、挙示した国堺の『中山』の例すべてに、両国を結ぶ道が通っていることである。つまり『中山』は、そのような道の境界（中略）交通上の境界をなす山（峠）が『中山』と名付けられた[3]」と述べている。『甲斐国志』村里部第十五「湯奥村」の条[4]には

東南ノ方駿州富士郡ヘ間道アリ金山峰(カナヤマタウゲ)ト云猪頭村ヘ三里余、麓ト云処ヘ下ル、西南ハ大垈村
東北ハ常葉村、杉山村各山堺ナリ下部ノ温泉ヨリ村名ヲ得ルナラン

の記述がみられ、今日いう地蔵峠は金山嶺(かなやまとうげ)（峠）の名を持って麓（静岡県富士宮市麓）に通じていたことが分かる。麓の竹川家所蔵の今川義元朱印状の「富士金山江上荷物五駄」の表現からして、戦国時代には確実に物資の供給路として重要な道であったことは事実である。そのような交通上の要衝にあたる国境のヤマであり、「入千軒」の「内山」に対して、甲斐と駿河をつなぐ外部世界のそれ自身で完結された一つのヤマの領域として「中山」はとらえられていたのではなかろ

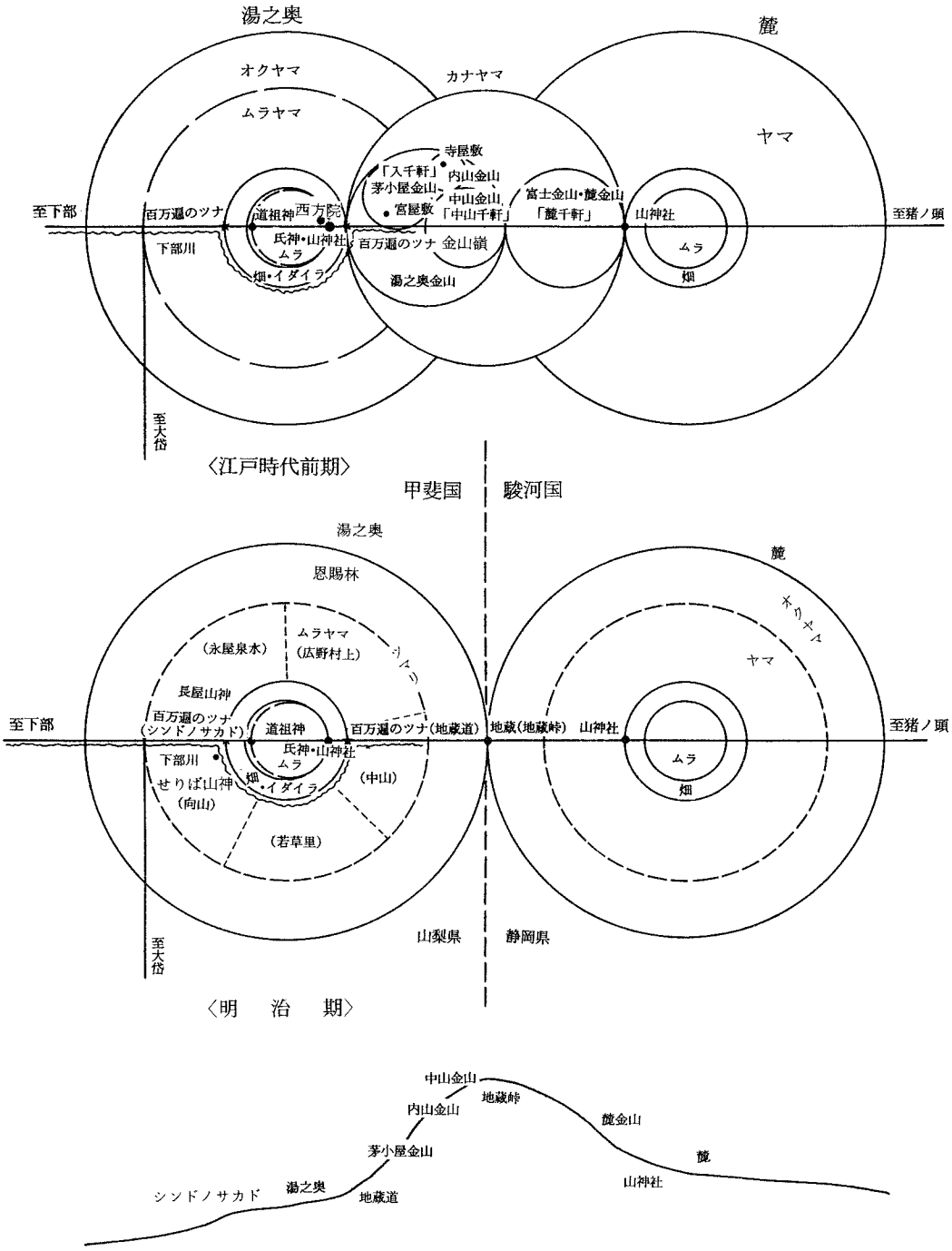

第85図　湯の奥・カナヤマ・麓の概念

うか。「中山千軒・入千軒」と並列させていう伝承は、その二つのヤマの世界を意味しているものと考えられる。

金山の所在する毛無山は駿河方面では、一般にカナヤマと呼ばれている。カナヤマの東麓には麓金山（富士金山）が存在した。カナヤマの頂上部、中央部が中山金山、カナヤマの東麓に位置するのが麓金山である。麓とは山の下方の部分、山のすそを指す地名である。麓金山について『史話と伝説・富士山麓之巻』は「武田の金山」の項[5]に「（金山の）盛んな頃は麓区から二キロ登った処に『麓千軒』、甲州側湯の奥峠向こう側に『金山千軒』」があったと記す。カナヤマの山稜付近に立地する中山金山に対して、東麓の平坦地（麓区）から約2キロあまりの場所に位置したのが麓金山であった。金の採掘にあたって、おそらく麓金山からは次第に山上に向かって、一方中山金山は山の裾部方面に互いに両者が掘り進んだものであろう。その結果、両者がかち合った場所が、富士金山（麓金山）内に存在しながらも文書に「中山分[6]」と記される場所と考えられる。また、「相手の掘る音が穴の（鉱道）の中で聞こえた」という伝承は互いに隣接する場所で作業がなされた状況の一端を伝えているのであろう。「中山分」とは中山側の既得権とその境域を示すものであり、カナヤマ（毛無山）の稜線上に引かれた国境線が必ずしも両金山の境界とは重ならなかったのではないだろうか。

つぎに湯之奥ムラの空間的な世界を概観する。現在の湯之奥は戸数14戸のムラである。下部川が大きく半円状に孤を描いて西流する付近の河岸段丘上傾斜地に家々が雛段状に建てられている。ムラの入口には道祖神が祀られ、集落の上手には湯之奥のオオヤである門西家（国指定重要文化財）が屋敷取っている。オオヤの裏手には湯奥山西方院という小寺が存在したが、廃仏毀釈によって撤去され、その後そこは夜学堂・公会堂となった。ムラの最上段には、氏神がシラカシ林の中に祀られ、これがムラの範囲である。家々の裏手には耕地が展開し、ムラと耕地の広がりをイダイラと称している。イダイラの外側がムラヤマである。イダイラとヤマ・ムラヤマの接点にあたる上・下の入口には百万遍のツナによる道切りが行われる。なお、下の入口のシンドノサカドは新道の坂戸の意と考えられる。通婚圏等から推定して、古い交通交易の主要古道は、大岱、大崩、椿草里を経て十島に至る尾根筋の道だったようである。そうすると、下部川沿いの道は後に開削された新道ということになり、下の道切りは二次的な場所の可能性もある。ムラの上の道切りの場は「関所」跡の場所にあたる。百万遍念仏講では、実際に厄神を太鼓の音や大声で威嚇し、そこまで追い祓う重要な行事の行われるところでもあり、今日においても境界の意味を失ってはいない。そこから奥（おく）はヤマ・オクヤマであり、川原の耕地へ通うほかは、林業、炭焼き、狩猟等の仕事以外には積極的に近付かなかった領域である。以上から、本来の湯之奥ムラは、この「関所」までと考えることができよう。その後、金山の閉山によって、そこより上流の奥山が次第に村域に組みこまれたものであろう。

2．「金山衆」と「金山下り」

かつて中山金山の「金山衆」であったと目される家筋、および茅小屋や内山の金山で働いていたという伝承を持つ家々が、現在でも何軒か存在する。湯之奥金山に関する今回の調査では、それらの家ごとの伝承を採取し、それらを通じて金山町（ムラ）の社会組織をはじめとするかつて

の町（ムラ）の実態に少しでも迫りたい。

今日、中山金山の「金山衆」としての伝承を持つ家ないしそのイットウ（同族団）は、静岡県富士宮市・同富士市周辺に居住している（第26表参照）。確認できた家筋は富士宮市北山の望月俊男家、富士市天間南区（中天間）の望月太郎家（屋号東の家）と望月敬司家、同市天間川坂の鈴木家の四系統である[7]。中山金山に関わる戦国文書に、天正８年（1580）穴山信君の家臣有泉大学助昌輔が望月弥助宛に差出した文書[8]が残るが、それによって中山金山衆に望月姓の者がいたことが分かる。望月但馬守吉久はその子孫と伝えられる。北山の望月家は重須本門寺御廟所（由緒墓）に墓所を構えた有力檀家であって、同寺垂迹堂に燈籠寄進を行っている[9]。燈籠の右側面には、「施主富士郡北山之住人　望月治兵衛吉正」の彫字がある。中天間では、２軒の望月家が「中山金山衆」とされる。望月太郎家の墓石には「信行院得入日正　正徳元年五月五日　望月但馬守吉久三代の孫望月源兵衛正久行年七十七才」と記されていた[10]。同様に、望月敬司家の墓石には「本如院久信日受　延享元年十二月六日　夫れ此の人は望月但馬守吉久より三代目の孫　同源兵衛正久第四男也」と示されていたという[11]。

第26表　「金山衆」「金山下り」伝承家一覧

湯之奥金山			「金山下り」後	
中山金山	茅小屋金山	内山金山	（山梨県）	（静岡県）
望月弥助（望月）				望月俊男家（富士宮市北山）
（望月）				望月太郎家（富士市中天間）
（望月）				望月敬司家（富士市中天間）
（鈴木）				鈴木家（富士市天間川坂）
石河権兵衛				石川家（富士宮市山宮久保）
（前島）				前島家（富士宮市北山峰）
	（太田）八左衛門		太田久則家（下部町竹之島）	
	（太田）		太田利男家（下部町境畑）	

（　）は伝承による

近世初期の人、但馬守吉久は、伝承によればその後石川家に養子に入ったという。石川吉久は、武蔵橘樹郡の二箇領用水工事のため金山で培った土木技術を提供し、その一族は野川村を中心に中原街道沿いに定着した。石川吉久は「久保の住人」と伝承される。中山に「元禄三年庚午正月

為花景宗春菩提　富士北山村石河権兵衛家」の墓石が残るが、富士宮市山宮の久保に「道下」の屋号で呼ばれる石川家があって、先祖に何人かの「権兵衛」が確認されるので、同家が「石川権兵衛家」と推定される。しかしながら、同家には「備中浪人」の伝承はあるものの、金山の伝承は何も伝えられていない。山宮久保を出身地とする石川（河）姓金山衆の存在も十分考えられる。久保の石川一族の「金山衆」が横浜市瀬谷区下瀬谷に定着して建てた寺「宗川寺」は寺の縁起によれば「石川宗川」の名に因むというが、中山山中の墓石に刻された「宗春」と縁の人物とも考えられる。さらに、北山本門寺垂迹堂の左側の燈籠を寄進した前島も「金山衆」と伝えられるが、中山との関係は明らかでない。前島能登守を名乗り、シダミズ（品水）に近い峰集落にそ

の末裔が居住する。このように、かつて中山金山に関係した家筋はすべて駿河方面との強い結びつきが認められ、伝承のうえからは静岡県側に顔を向けた金山ということができよう。

つぎに、入ノ沢の茅小屋や内山金山との対応関係が残るジルイ（同族団）をみていく。入ノ沢の茅小屋金山跡には、大人の背丈ほどの題目石碑がある。これは下部町竹之島に所在する太田家の先祖にあたる太田八左衛門が、父親法伝のため建立したものといわれている。同家は享保年間に山を下り、竹之島に住むようになったという。現当主は太田久則氏（明治37年生）で、竹之島に集住する太田ジルイのオオヤ（本家）である。屋敷のまわりには分家である「インキョ」と「ニイエ」があり、同族であるジルイは竹之島に7戸、常葉に3戸ある。市之瀬にある日蓮宗妙円寺の檀家である。寺の伝えによると、苗字帯刀を許されていた武士の家柄であったという。この家が太田ジルイではただ1軒、屋敷神（稲荷社）をまつっている。太田姓にあって、ここが屋号、その他の要素からいって本家に間違いないであろう。

では、竹之島ブラクの草分けも、この太田家（オオヤ）であろうか。集落の裏山沿いにムラの旧墓地があり、太田家の墓地もその一画にあり、享保年間以降の墓石が見られる。しかしながら、墓地をみたかぎりでは、同ブラクの佐野ジルイのほうが中央の比較的よい場所を占有しており、墓石も太田家より古い形態のものが見られる。このことから太田家を、竹之島の草分けとするのには無理があろう。ちなみに、竹之島集落26戸の世帯の同族をみると太田姓7戸に対し、佐野姓15戸、曽谷姓3戸、その他1戸となっている。墓地や分家の数等を考慮した現状からの推測が許されるならば、太田家は集落として体をなしていた竹之島に後から入ってきた一族といったほうが無難である。

そこで、太田家が山（茅小屋）を下りてきたこと、このことが間違いでないとするならば、竹之島集落に入り込んだ時の格式はどの程度のものであったのか、という疑問が生じる。現時点では詳らかにできないが、太田家の家のあり方、すなわち家の伝承や親分子分慣行等を詳細にみていくことにより、「湯之奥金山奉行」として突出した家としての状況を推定し、さらにはそれによって湯之奥金山の規模を推定することも不可能ではあるまい、と思われる。

同町境畑にも金山（かねやま）の屋号を持つ太田利男家とその分家が存在する。代替りして、金山の伝承はほとんど何も伝えられていないが、地域では「金山下り」の家とみなされている。

前述のように、湯之奥のムラと金山との境に地蔵が祀られ、かつ百万遍のツナによって道切りが行われる地蔵道の辻は、かつて関所があったと伝承されるように、両者を分かつきわめて大きな境界であったことは確かである。けれども、「関所」の上流にあたる中山と入ノ沢では湯之奥ムラとの関わりに差異がみられる。中山は信仰的には日蓮宗で貫徹されたムラであり、社会組織の上からは駿河旧富士郡との強い結びつきが認められる。一方、入ノ沢については、同様に日蓮宗の信仰地であるが、下部町域に「金山下り」が確認される。下部川を媒介にしてつながる地域の観がつよい。いずれにしろ、今後さらに金山の伝承を探っていくことによって、その実態はさらに明らかになるだろう。

3．金山の口承文芸

湯之奥金山やその周辺に伝わる口承文芸調査は、伝説を中心にすすめた。山梨県側の伝承資料

については、『湯之奥金山遺跡　第２次調査概報』中の「下部町伝説分類一覧」に掲載したものに、それ以降の補足分を加えて作成したのが次の表（第27表）である。一方第28表は金山の東麓にあたる静岡県富士宮市および富士市（富士地区）周辺に伝承される伝説調査データに加え、既出資料の整理を行ったものである。この既出資料とは、『史話と伝説・富士山麓之巻[12]』「富士巡り」篇に記されたものである。山梨県北東部の塩山市一之瀬高橋地区にかつて存在した黒川金山に関する丹波（たば）川「おいらん淵」の伝説はきわめて著名なものであるが、下部町域を含む東河内領内の金山には黒川のように完成度の高い伝説は見い出すことができない。

『下部町誌』は、金山の存在について、「村」の項で「中山千軒」、「湯之奥千軒」ないしは「湯之奥三千軒」、「川尻千軒」と称する金山町（まち）（ムラ）の伝承が残り、少くともそれらの地にはかつて金山があったとする歴史譚を伝えている。湯之奥の伝承では金山は「中山千軒」や「入（いり）千軒」であって、それ以外の地域での「湯之奥千軒」「湯之奥三千軒」（中山、茅小屋、内山千軒をあわせて三千軒とする）の伝承には多少のギャップが認められる。後者は湯之奥の金山に「湯之奥金山」の名称が付せられて以降の後出の伝承と考えられる。

静岡県富士地区では、中山金山に直接関係するものはないが、隣接する富士金山（麓金山）の「麓千軒・シダミズ千軒」の伝承が朝日長者伝説のモチーフ（断片のみ）を取り込みながら残存する。

前述のように、富士宮市北山・同山宮や富士市天間付近には、「中山金山衆」の家筋が何系統かみられるが、それらの家々には中山につながる伝承は全く残っていない。しかしながら、中山金山の「石河権兵衛家」は富士宮市山宮の久保に居住する石川のイットウと系譜的関係を持つことは間違いない。久保の石川一族は、金の採掘のために保持してきた技術を買われて、近世初期に江戸開府に関わる整備に赴いている。古文書による慶長12年頃までの閉山[13]と、寛永頃に「一族の金山衆を引き連れて移住した」という伝承と符号している。その中心になったのが石川治左衛門吉久で、横浜市瀬谷区の宗川寺はその由縁の寺である。なお、石川吉久の旧姓は望月であって、後に金山衆の縁につながる石川に養子に入ったものである。

伝説の主人公には、武田信玄、長者等が登場する。武田信玄については、下部の湯が「信玄公の隠し湯」だとする伝承と結びつき、さらには、自慢の愛牛にまたがり湯之奥金山を視察した、という少々滑稽なモチーフを持つに至っている。湯之奥の門西家においても、「武田信玄の金山奉行」、信玄の家来だという伝承を保持しており、それらの上からは湯之奥金山は武田氏所有の金山と認識されていたことが理解される。

金山と長者伝説との関係についても検討すべきであろう。下部町より20キロほど東方の地である南都留郡鳴沢村では、子（ね）と卯（う）の日に倉から味噌を取り出すことを禁忌とし、そのいわれの説明に金の鳩が本栖湖を舞台として登場する長者伝説が、他の伝説とは何の脈絡もなく、一話だけ採集されている。おそらく、それはもともと川尻金山のものであった金鶏（鳩）長者伝説が鳴沢村へ伝播したものの断片と考えられる。また、『下部町誌』の中には「朝日長者」の断片や「長者ヶ池」、あるいは埋蔵金を埋めた話などが掲げられるが、静岡県側のように金山との関係で長者となった等の、長者についての具体的な説明はない。

第27表　下部町伝説分類一覧

分類		番号	題名	主人公	場所	話者・出典	備考
木	(木)	1	桟敷松	楠垈の大家小松某	馬場平	下部町誌	
		2	豆まき桜	源氏の落武者	道村椚尾	〃	
		3	乳の木さま	日有上人	杉山	〃	
石	(石)	4	牛石	武田信玄	湯之奥金山	〃	湯之奥金山の伝説
		5	犬石	古関の地頭若狭之助	本栖湖	〃	
	(岩)	6	お春岩	川向の名主の娘お春	川向部落	〃	
水	(池)	7	長者の池	2組の夫婦	切房木・久保村境の山	〃	
		8	勝負平の血洗池	望月四郎左衛門・馬場丹後守	大炊平石小山	〃	
		9	塩ヶ池	美しい娘・男	上田原	〃	
	(湯)	10	信玄公のかくし湯	戦傷の将兵	塩部（下部）の湯	〃	
		11	下部の湯	藤原修理太夫正信	下部の湯	熊野大神社縁由財産調書	
		12	兄弟湯	根原の人	中ノ倉峠	下部町誌	
	(渕)	13	竜ヶ渕と紫雲の大藤	竜華のお姫様	上之平の水神様	〃	
		14	蜘蛛渕	つりをする男・クモ	下部川金白沢	〃	昔話のモチーフを持つ
		15	正親渕	横手の男政親	古関川紙屋橋の下	〃	
		16	三条院渕	三条院真開	下岩欠の渕	〃	
		17	デードブチ	名主六左衛門	車田法円寺下の渕	〃	
		18	お地蔵渕	お膳を返さなかった人	切房木岩船地蔵堂	〃	洪水伝説・椀貸渕伝説
	(滝)	19	権現滝	女衆	清沢細尾地内の沢	〃	
	(沢)	20	矢落沢	今福伊予守・浅利与一	八坂矢落沢		
山・峠	(山)	21	湯之奥の大ガレ	美しい女	入ノ沢の奥	〃	湯之奥金山の伝説
		22	法山	若者数人	法山	〃	
		23	たかあげまこ岩	年寄	道下組日向裏山	〃	姥捨ての場所
		24	桃ヶ窪	領主・庄次右衛門	常葉川東の山	〃	
	(峠)	25	地蔵峠	湯之奥金山の者	地蔵峠	浦田博（T 7生）	湯之奥金山の伝説断片
		26	地蔵峠	旅の二人連れ	地蔵峠	門西三枝（T 3生）	
塚	(塚)	27	ヤンブイ塚	法印	上田原	下部町誌	
祠堂	(神社)	28	湯之奥の氏神		湯之奥	石部典生（S22生）	
	(寺院)	29	瀬戸観音	武田信玄	瀬戸・中ノ倉	方外院住職	
		30	瀬戸観音		長崎・河尻	〃	
		31	瀬戸観音		瀬戸	〃	
		32	人肌観音	武田信玄	〃	下部町誌	
		33	観音堂		本栖湖畔観音堂	赤池幹枝（M41生）	
		34	瀬戸観音	武田信玄	本栖赤坂	下部町誌	
		35	方外院の鐘		本栖湖畔長崎	〃	
		36	お上人道	大泉寺住職・童子	杉山	〃	
		37	マルシテンサン		永屋泉水	門西三枝（T 3生）	
	(神社)	38	熊野神社	藤原修理太夫正信	下部の湯	下部町誌	
		39	若宮八幡宮	佐野庄五郎信義	常葉	〃	

		40	樋田の天神社	武田・今川軍	勝坂	〃	
		41	牛首	四郎左衛門・五郎左衛門	山口	〃	
	(地蔵)	42	湯之奥の地蔵		金山・ヒロネ	門西正勝	湯之奥金山の伝説
		43	輪なり地蔵	武田信玄	勝坂峠	下部町誌	
		44	和平のお地蔵様	周兵衛	一色和平	〃	
		45	渡場の阿弥陀様	中ノ倉のおばあさん	釜額上手	〃	
		46	道心平	御弟子の長者	御弟子道心平	〃	
家	(家)	47	長者と味噌	長者のおばあさん	長者の家・本栖湖	鳴沢村誌	参考資料
		48	名刀蛇丸	門西の先祖	波高島	下部町誌	
		49	門西の先祖	門西の先祖		浦田博（T 7 生）	
		50	門西家		湯之奥門西	門西三枝（T 3 生）	
		51	武田信玄の名主	門西の先祖	〃	〃	
		52	門西の先祖	〃	〃	〃	
		53	門西家	〃	〃	〃	
		54	門西家		〃	門西正勝（S 13生）	
		55	門西門東		〃	妙円寺住職	
		56	蒲田の先祖	浦田の先祖	〃蒲田	浦田博（T 7 生）	
		57	旅の火	自休法印	道村の喜右衛門宅	下部町誌	
		58	鏡餅の変	久保村の名主惣右衛門	久保村の名主右衛門宅	〃	
		59	赤池の先祖	赤池の先祖	釜額上手村	赤池幹枝（M41生）	
		60	墓地のくじ	〃	〃	〃	
人		61	水恋鳥	岩欠の農家の者	岩欠の農家	下部町誌	伝説化した昔話
	(人)	62	孝行役人	木喰上人	丸畑	〃	
		63	法印様	法印	切房木	〃	
		64	ねじり坊	法印	市之瀬	〃	
	(村)	65	湯之奥千軒		内山・中山・茅小屋金山	〃	湯之奥金山の伝説
村		66	中山千軒		中山金山	佐田武一（T 2 生）	中山金山の伝説
		67	関所		願掛け地蔵の場所	〃	
		68	川尻千軒		川尻金山	赤池幹枝（M41生）	川尻金山の伝説
		69	川尻千軒		〃	下部町誌	〃
		70	撃たれた美女	美女・猟師	栃代金山	〃	栃代金山の伝説
		71	栃代山の神		〃	岩倉正行	〃
		72	せり場	湯之奥・大岱の名主	せり場	門西三枝（T 3 生）	
		73	大磯小磯部落	曽我氏・虎御前	大磯小磯	下部町誌	
		74	熊沢の里	熊沢信広・娘藤	熊沢	〃	
		75	甲駿の境立て	釜額・根原の者	甲駿国境	赤池幹枝（M41生）	
行事	(行事)	76	カンムリオトシ	山の神		門西三枝（T 3 生）	

第28表　富士地区伝説分類一覧

分類		番号	題名	主人公	場所	話者・出典	備考
山	(山)	1	炭焼長者	炭焼長者(藤二郎)	竜ヶ岳	史話と伝説	金山の伝説
		2	〃	明見出身の男(藤次郎)	〃	〃	〃
祠堂	(堂)	3	釈迦堂	長袖	久保釈迦堂	石川次助(M44生)	
		4	薬師堂		久保薬師堂	〃	
		5	手無観音	喜蔵・観音	天間川坂	史話と伝説	
	(寺院)	6	宗川寺	石川宗川	横浜市瀬谷区下瀬谷	石川次助(M44生)	金山衆石川氏の寺
		7	〃	〃	〃	石川久(T4生)	〃
家人村	(家)	8	竹川家	竹川の先祖	朝霧・麓	竹川昭司	
		9	竹川のイットウ	〃	麓	石川久(T4生)	麓金山衆
		10	御林守	〃	麓	石川次助(M44生)	
		11	北の家	北の家の先祖	久保北の家	石川久(T4生)	
		12	オサン屋敷	長袖	久保香煎塚	〃	
		13	カミギャアト		久保カミギャアト	石川次助(M44生)	
		14	ニシガヤド	西の家の先祖	久保ニシガヤド	〃	
		15	道下の屋号	道下の先祖	備中・久保	〃	
		16	道下の先祖	〃	〃	石川久(T4生)	
		17	道下の作物禁忌	〃	備中	石川次助(M44生)	
		18	吉野長者	吉野長者	天間川坂	史話と伝説	
		19	石川孫四郎家	石川孫四郎	鷹女岡	石川次助(M44生)	
	(人)	20	十字の御書	日蓮上人・重須の女房	身延山	石川久(T4生)	
		21	石川吉久	石川吉久	金山	石川次助(M44生)	
	(村)	22	武田の金山	金山衆・竹川美濃守	麓・中山・川尻金山	史話と伝説	
		23	麓千軒シダミズ千軒	御醍醐天皇	麓金山・シダミズ	石川次助(M44生)	
		24	シダミズ		シダミズ	〃	金の精練場シダミズの伝承
		25	シダミズ		シダミズ	〃	〃

東河内と駿河とを画する天守山地一体には、「炭焼長者」をはじめとする長者伝説が広く分布することもよく知られている。とくに、富士宮市猪之頭の伝承は、実際に麓金山と結びついた長者伝説となっている。いずれにしても、長者や黄金の埋蔵、金の鶏（鳩）などが登場する伝説の存在は金山とのつながりなしには考えられない。

山はまた里に住む者にとっては、畏怖するべき不思議な世界とも考えられていたようである。例えば『下部町誌』にはつぎのような話が載せられている。少々長いが引用する。

湯之奥の大ガレ

（前略）ある年従業者慰安のため大がかりな芝居をした役者の中に、目だって美しい女がい

た。だれも知らぬ人だというので、芝居のあと村人がつけて入沢の奥へ行くと途中で消えてしまった。3日間続けたが同じことなので、きつねかたぬきの仕業だろうと翌日お宮（今の宮屋敷）付近で引きがねを引くと、たちまち役者は消えうせ、落雷かと思われる大音響とともにあたりは真暗闇になっていまった。2時間ほどで明るくなると、お寺（今の寺屋敷）の向こうの大沢のはるか上方山頂付近に目も届かぬほどのがけ崩れができてるではないか。村人達は山の神のたたりではないかと深くおそれをいだいたという。この大きながけは今でも残っていて遠くからでも望む事ができる。

このような入ノ沢の大ガレが一夜にして出現したとする内山金山の話に加え、栃代金山の「撃たれた美女」の題で記された話がある（同書）。

撃たれた美女

栃代金山の坑道の入口付近にある日美女が立っていた。坑夫たちは篤いて猟師に話すと、猟師は「きつねかたぬきの仕業だろう」と言いながら早速行って鉄砲で撃った。すると美女はたちまち消えてしまい、同時に猟師もその場に倒れ、死んでしまった。このことがあって以来、鉱山はいくら掘っても金が出なくなってしまったと伝えられている。

残念ながら、このようなリアリティのある話は採集できなかった。多少文飾は見られるものの緊張感のある話である。たぶん山という領域は麓に住む者にとっては、異質な尋常でないことが起こりうる別の世界と考えられていたのであろう。これらの伝承は、より世間話に傾いて山の不可解な出来事を説明している。

つぎに今回の調査で採集された金山に関わる例話を掲げる。例話の番号は、第27表、第28表の「伝説分類一覧」と対応する。

27－26　地蔵峠

地蔵峠は猪之頭へ越える峠。サケエゴト（境）にあるだからね。お地蔵さんが祀ってある。峠へ来て稗の飯を喰って、(芒(のぎ)が）のどにつっかかって。飲み物もないし、つっかかって死んでしまった。二人で来て。それで切って（彫って）祀っておくだ。それで地蔵峠。その峠を越すだからね。

27－28　湯之奥の氏神

湯之奥の氏神（山神社）はお地蔵さん（湯之奥の地蔵、願掛け地蔵）の左手の方にあったんだぞ、と湯之奥の年寄りから聞いた。

27－37　マルシテンサン

昔、赤痢、チブスとかはやり病気をして祀った、ということを聞いた。

27－42　湯之奥の地蔵

昔はこっちのね、高い処(とこ)にあったそうですね。それをこっちへ、金山(きんざん)の方にあったという言い伝えですけどね。それを皆(みんな)でこっちの方へ、何(なん)か運んできたという言い伝えです。

27－52　門西の先祖

一番先の人は佐野。それから門西になった。だからこの人は佐野。(門西の先祖の墓で)

27－53　門西家

金山(きんざん)の関所になってるだっちゅうじゃん。代官で、南部（南巨摩郡南部町付近）の方まで御年

貢を取りに行った、そんなことをいう伝えがあって。

27－66　中山千軒

中山には、中山千軒といって、金山の村があった。そこにはお宮が７つあった。また、中山には女郎屋敷、大名屋敷があった。

27－67　関所

願掛け地蔵（名前はあとで付けたもの）の前に関所があった。関所はあそこ（地蔵の場所）と聞いている。

27－68　川尻千軒

昔は川尻千軒つって、千軒あっとうどうが、どこに散らばったもんだか。

27－72　せり場

村の境を決めようつって、夜明けとともに出発して。行った処（出会ったところ）が境だ、ここが境だつって、大岱の名主がオオヤの文化財（門西家）の柱に抱きついた。夜、寝ねぇで歩って来たもんずら。ここの衆は寝てえて。競って、競って。そこが境だって競った。だからそこが「せり場」。

27－76　カンムリオトシ

山の神さんは男の神さん。カンムリオトシの日には山へ歩くじゃないなんていった。16日か、１月の。その日に山へ歩くと、弓が来るからこわいなんていうじゃんね。山の神さんが弓をひくから。山の神さんが弓をひくからどうとかいうじゃん。

つぎに、静岡県富士地区の金山周辺の伝承を掲げる。

28－３　釈迦堂

その、長袖というのはね。ようするに、長袖を着る人は坊さん、神主、そして位のある武士。袖の長いものを着た人のこと。

それと母親がゆうには、釈迦堂にはあれを祀ってあるということをいったね。長袖を祀ってあるということと、そしてオチョボリということをいったね。

28－４　薬師堂

オサン屋敷の前がね、ちょっとした堂が祀ってありますがね。今、薬師堂、昔薬師寺があったわけなんですね。これが明治の初め頃まではね、坊さんが居たようですね。前は薬師寺で今は薬師堂といってますけどね。

28－６　宗川寺

横浜の瀬谷区に宗川寺という寺がある。その宗川寺は慶長年間、慶長、寛永の年間ですね。関東代官の小泉治太夫の義理の兄弟になるもんだから、その一族引き連れて、金山衆を引き連れて行ったんです。そして、家康に呼ばれて、そして江戸開府をやった。その人達のはじめての人達が、もう工事が一応一段落して１人50石の土地を貰った。そして旗本になりたい人はなる、なりたくない人は百姓になる。そして50石の土地を持って、そこで瀬谷に住ついた人があるんです。今でも子孫がそこに住んでいる。そして、そこの開基が北山本門寺12代の日賢上人なんです。ほいで、その御曼荼羅を、私そこへ差し上げたんです。まだそのお寺にある。それが石川権兵衛尉

吉宗とある。

28－7　宗川寺

金山(きんざん)ですね、麓の金山。その金山のね、穴掘りの仕事、技術屋としてね、江戸時代に家康に徴発されて、全部江戸の玉川上水やったんです。それで江戸の水道工事ですね。これの奉行で成功してね。そして、士分に取り立てられて、ある程度の地位を与えられて、その、幕府へ仕えろっていわれただけれど辞退して。今横浜の瀬谷(せな)という処ですが、その瀬谷(せな)ね、土地とお金をいただいて、そこへ自分達が住み付いちゃったです。そして、そこへね、結局日蓮のね、日蓮宗の信者なもんですから、御籠堂、御堂を建って南無妙法蓮華経(なんみょうほうれんげきょう)を一生懸命ゆったわけなんです。そうしたら、その当時、江戸の将軍の処へ御進講といって、講話に呼ばれて、その往復の途中に瀬谷(せな)へ寄ったそうです。そうして、非常に関心してね。石川宗川といって、法名を名のって、そこで御籠堂を建って、御堂でお祈りをしとったわけですね。それで、宗川という号をとって、宗川寺というお寺にしろと。そして、本門寺の末寺にした。それがね、今お寺が残って、そのお寺の謂れ書きに書いてあるわけなんです。その石川宗川は山宮の久保の住人、このブラクの住人。だからここから行ったということは、向こうからはっきりしてね。お寺には何も無いんです。

それで今、宗川寺の檀家がその周囲に、石川を名のる姓の人が沢山いましてね、本門寺へお参りに来てね。それでようやくね、連絡がとれて、ああ、此処の土地の出の人だということが分かった。ですから、此処の人達が金山へ行っていたということがはっきり分かった。宗川はもともと技術屋でね。金山の金鉱を掘る技術屋で、その技術を買われて玉川上水へご奉仕したという訳です。

28－8　竹川のイットウ

麓の金山ですね。金山の奉行をね、此処の、明治の初めに富士山の御料林の管轄をしたね。もともとは源氏の一族で石川のイットウじゃないかと思うですが、今いろいろな名前になっています。竹川ね、麓の竹川、そのイットウですが、竹川、浅羽、それから田口ね、これは大淵です。富士根大淵の田口、これらの方が皆竹川の一族です。全部源氏の竜胆紋ですがね、ですから、間違いなく源氏のイットウだということが分かります。

28－9　竹川家

この家(うち)がね、元禄2年ですかね、朝霧へ移ったということを聞いていますがね。何か、この辺一帯が荒れて、此処にいられないで。グリーンパークの裏も家(うち)の地所だったですが、風がひどいということと水がないということで、1年しないでまた此処へ戻って来たということを聞いてます。

28－10　御林守

北山の浅羽、今田の竹川、田口、杉田の竹川、服部さん大淵の。御林守の家で、昔は金山にいた。

28－11　北の家

北の家(うち)が（久保の）もととなる。久保のオオヤといいましてね。これが焼き討ちされてね、全部なくなっちまったんです。つぶれてしまいまして、北の家のシンヤに南の家(うち)ちゅうが出てたん

ですが、南の家がつぶれた北の家へ出たんです。甚右衛門といいまして、そこがこの家の5代前、南の家の次男坊が分かれた。今でも南（の家）の墓が一番はっきりしている。

28－12　オサン屋敷

もっと昔のことで、この向こうに塚があった。香煎塚というね、地名は残っている訳だけれど、その香煎塚のね、南に屋敷があるんですよね。今、オサン屋敷ちゅうてね、地名だけ残っているんです。そこに神主がね、この浅間神社ね、浅間神社の神主でもしていたじゃないかね。それでオサン屋敷、オサン屋敷。それが長袖、おそらく神主じゃないかね。

28－15　道下の屋号

やっぱり同じよりちょっと遅い（時代の）人かな。そして、備中上五郡の守護職やった人です。備中浪人で道（十里木街道）の上へは住ませなかった。それで、道の下、道下という屋号になっちゃったという話です。

28－16　道下の先祖

この家は、確かにね、戦国時代直後に此処にいなかった家です。備前ね、向こうを浪人して歩いていて、こっちへまた落ちついた人です。そうですからね、新しい御本尊はあるけれども古いのは無い。

28－17　道下の作物禁忌

これは8月ということになっています。記録もやっぱり8月ということになっているね、襲撃されたのが。だからね、ちょうどその頃瓜やカボチャをとる時期なんです。だからね、今だにね、あの家じゃ蔓物は作らない習慣ですね。畑へ行ってカボチャや瓜をとっていた時に（先祖）が襲われたじゃないですか。

28－20　十字の御書

石川新兵衛は本門寺の地頭で、その新兵衛の奥方がね、奥さんが上野の南條時光の姉さんですね。この人が熱烈な日蓮信者です。今も重須の女房殿といって、その方に宛てた日蓮の直筆が、大石寺の一番奥な御宝蔵に宝物になっています。十字の御書といって、富士美術館の一番奥に飾ってあります。

28－21　石川吉久

小泉治太夫に呼ばれた石川治左衛門吉久はもとは望月なんです。望月から石川へ養子に来たんです。望月の頃金山をやっていたと思いますよ。北山本門寺の前にあった垂迹堂。本堂、戒壇堂、垂迹堂、その垂迹堂の前に燈籠が立っていますよ、望月治左衛門の。その望月（石川）治左衛門は望月から養子に来た。

28－23　麓千軒、シダミズ千軒

麓千軒、シダミズ千軒、空木の下に黄金輝くというね、歌が残されている。それは後醍醐天皇が本門戒壇建立のために砂金をこっちへ持ってきた。その砂金を埋めた。そいで、その後その埋めたのぅを今の本門寺を建つに、向こうへ持って行ったんだと思うんですね。

その残りがあったのを明治30年頃偶然と1つそっから掘り出したと。前に積んできた皮の袋、砂金のね、その皮の袋と後醍醐天皇からいただいた守り刀、三條御鍛冶宗久。

28－24　シダミズ

水が湧いている。昔っから。本門寺の方まで、本門寺用水ができるまではその水を使っていた。そこがシダミズ千軒。シダミズは金の精錬所だったといわれていますね。

大正時代、シダミズの道路が下がっちゃって、雨が降ると道路が川のようにどんどん低くなっちゃうでしょ。道路の土手が高くなるので、土手に瓶が出てきた。瓶へ子供が石を投げつけたら、一厘銭がザァーと出てきてカマスへね3杯か5杯でてきたという話がある。今、国立博物館か何かへ納めてある。

28－26　シダミズ

大久保、堀久保。堀久保という処があるんです。その上段（うわだん）です。バイパスがあるでしょ、バイパスの北側になるんです。まだ3軒か4軒残っている。そこも石川一族です。だから山宮の石川とシダミズの石川直通の特別近道があったんです。安母山の前に釈迦堂の処（とっ）からずうっと行く。私が子供の頃はシダミズへその道を通って行ったです。

4．金山の民具

国指定重要文化財（建造物）門西正勝家の所蔵する金山関係の民具には、ネコイタ11枚とフネ（木槽）2隻のほか数種類の石臼がある。それらのうち、ネコイタ2枚とフネ1隻の実測図を作成したので、ここに報告する（第84図、第85図）。

それらの民具は金鉱採掘後の比重選鉱の過程で用いられたものと推定される。

ネコイタ①

板の長さ920㎜、元幅233㎜、先幅223㎜、縁の高さ22㎜。板の厚さを見ると、元（右）側面図で示す通り、約6㎜の高低差で傾斜している。両端につけられた縁は、板の上面（鋸目を切り込んだ面）に対し、7㎜の高さにつけられ、縁の先端は断面図で示す通り細かく削り取っている。

板上面の鋸による切り込み目は、一辺が約13㎜（4分）であり、溝幅約8㎜、深さは2～3㎜、斜格子状に切り込まれた鋸目は切り込んだ溝の幅、深さおよび切り込み角度が正確に刻まれている。

この板を比重選鉱の過程で用いる道具と考えた場合、鋸目の形状、角度、溝の切り込みは水流に対する抵抗と金の停滞およびその比重を考慮して、傾斜させて用いる道具であることが理解される。

ネコイタ②

板の長さ876㎜、元幅210㎜、桟（さん）3本、板の厚さは元21㎜、先で19㎜と2㎜の差で傾斜している。ネコイタ①と同様に、板には鋸によって斜格子状に溝が切られ、溝の幅は7～8㎜、深さは2～3㎜で、一定の角度をもって刻まれている。

この板には縁がなく、桟が3本ついているが、それは板の歪みをおさえる目的か、台（足）としてつけたものか不明である。板の上面はところどころで剝落している。

以上、実測したネコイタは2枚だけであるが、それら2枚のネコイタは使用方法・目的を異にするものと考えられる。

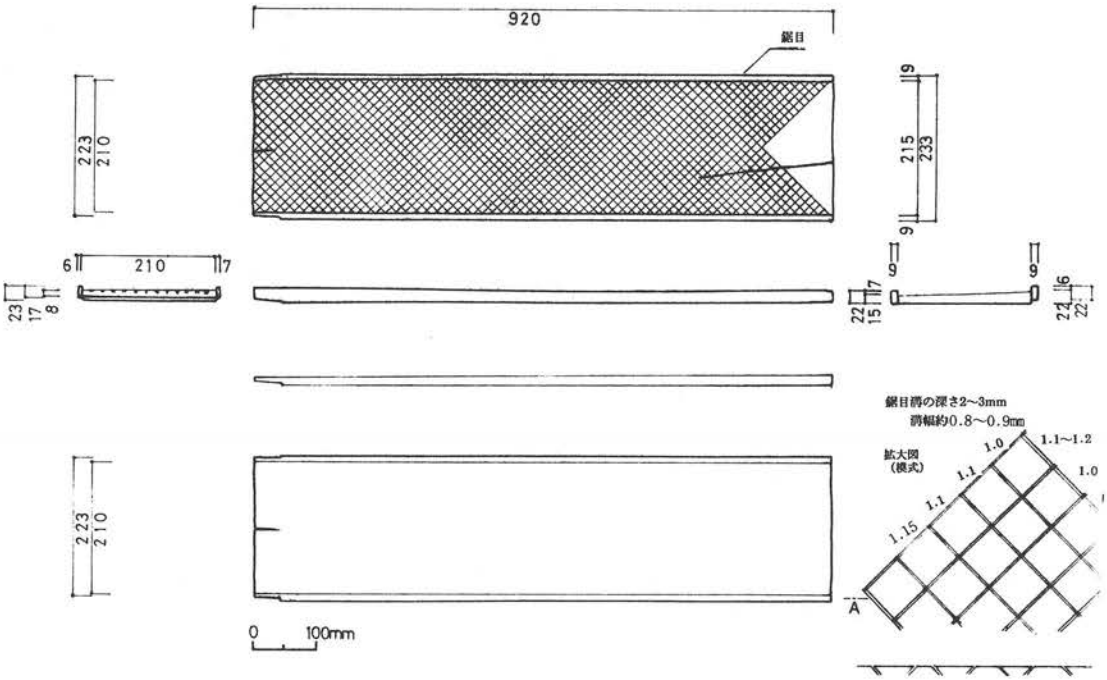

ネコイタ①（平成１.8.25　米川幸子実測）

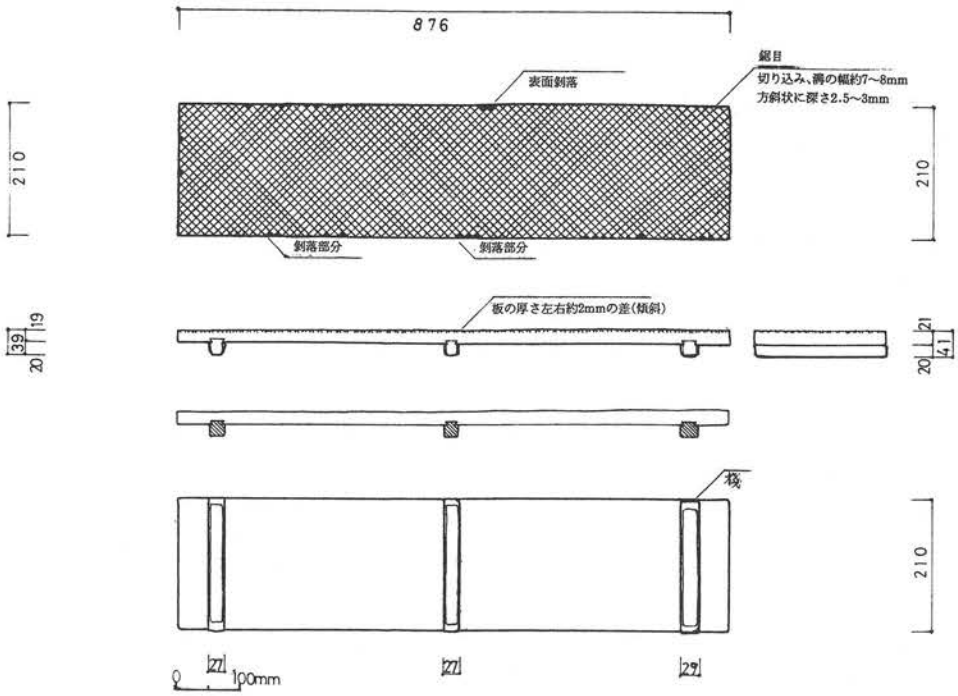

第86図　ネコイタ実測図　ネコイタ②（平成１.8.26　米川幸子実測）

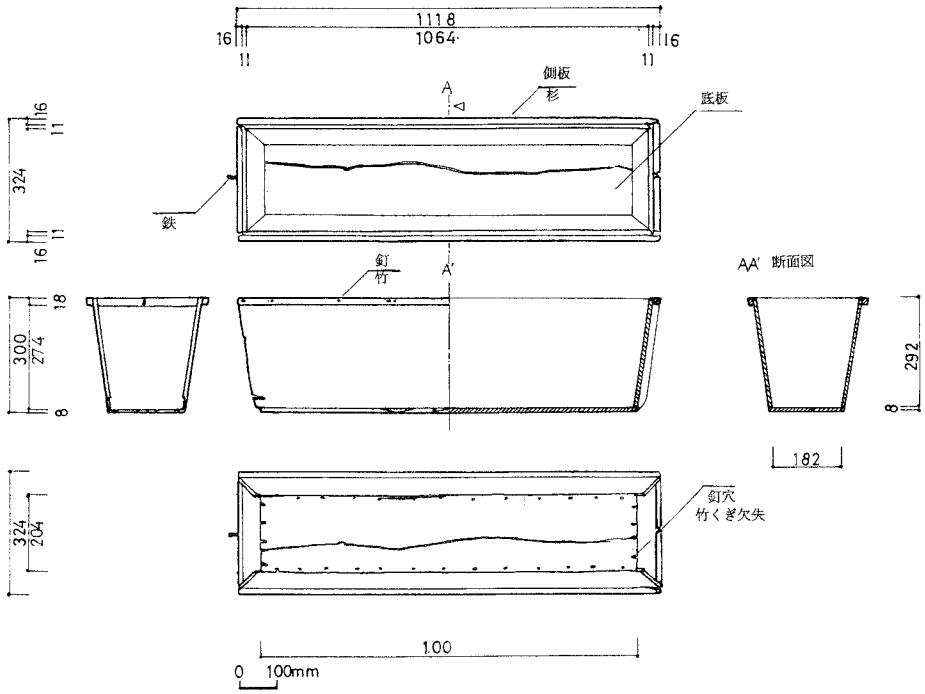

第87図　フネ実測図（平成１.8.25　米川幸子実測）

フネ

フネの構造は厚さ８㎜の底板と厚さ11㎜の側板４枚を竹釘で固定している。材質はネコイタが堅木を使用しているのに比べ、フネは軟質な材を利用している。材の表面はススけて真黒である。

使用方法は、(1)ネコイタの鋸目に溜った金を洗い出す。(2)ネコイタをゆることにより金をゆり分ける。(3)水または粉鉱の混った水を溜めること、等と推定される。いずれにしろ、フネは軟弱な材質（スギ材）と簡単な木組で形づくられている。

以上、湯之奥金山について述べてきたが、すでに戦国期に中山金山をはじめとする金山の存在が文献のうえからも確められる。中世末から江戸時代初期にかけて、隆盛を誇った金山とその町は、その後一気に解体に向かったようである。歴史上のある時期に確実にあった金山が、地理的に中山の山中から消滅したことは事実であっても、心意伝承の世界からも消え去ったわけではない。過去に人々がそこに働いて生計をたてていた、歴史的な経験の蓄積としての伝承が、現在までも確実に引き継がれてきた。そうであるからこそ、湯之奥のムラと金山とを画する境界領域をめぐる意識、金山で働いていたことやその後の金山下りの伝承が残っているのであって、直接に祖先とつながらないその外側にいた人々の間においても、伝説や世間話の形をとって残っている。現在の我々からみれば、ときとして山の怪を語る伝承など、荒唐無稽な話ではあるけれど、人々の意識の中で綿々とつながっている残像のようなものが残っているのである。それらの話を辿っていったときに、口承の向こう側に実在した金山の実態が浮かび上がってくるのではないだろうか。

註

(1)元亀2年2月13日付「武田家印判状」(『判物証文写』武田1)(『静岡県史料』第2輯431ページ)

(2)「史跡・名勝」(『下部町誌』下部町 1981)

(3)黒田日出男『境界の中世　象徴の中世』(東京大学出版会 1986)

(4)『甲斐国志』巻17(村里部第15)

(5)松尾四郎編『史話と伝説・富士山麓之巻』(松尾書店 1958)

(6)慶長7年4月19日付「志村甚之助証文」(竹川家文書)(『静岡県史料』第2輯439ページ)

(7)山口稔「麓金山と御林守」(1)(『駿河』34 1980)

(8)天正8年霜月13日付「有泉昌輔手形」(竹川家文書)(『静岡県史料』第2輯439ページ)

(9)前掲註(7)論文

(10)前掲註(7)論文

(11)前掲註(7)論文

(12)前掲註(5)書

(13)入江芳之助「麓金山小史」(『駿河』15 1970)　(堀内　真)

第８章　　石造物調査

中山金山の石造物は、平坦面域のテラス内やその周辺の斜面、沢、さらに平坦面域の東、静岡県側の麓に通じる地蔵峠に所在する。数はＡ区に５基、Ｂ区に４基、地蔵峠に１基で、合計10基にのぼる。この３地点に分け述べたい。

Ａ区

Ａ区は中山金山遺跡の主要部を占め、西側は精錬場と称される大きなテラス（Ａ－20,22等）が並ぶ。ここから東側の大名屋敷（Ｅ－８）にかけては谷あいに小さなテラスが連続するが、この小テラス群北側の「七人塚」と呼ばれるＡ－41テラス周辺から谷あいにかけてつぎの①～⑤の石造物が点在する。

①　宝篋印塔

細長いＡ－41テラス東側に位置する。塔身部のみを欠いているが、現状の高さは118cmを測る。相輪部、笠部、基礎部、反花座部に分れ、相輪部の下にはほぞがあり、笠部の上下、基礎部の上にはほぞ穴がある。よって笠部と基礎部の間に上下にほぞをもった塔身が入ると考えられる。

基礎部正面のみに銘があり、中央に「経」、その右に「悲母妙安霊」、その左に「明暦四戊戌十月五日」（明暦４年は７月23日に万治元年（1658）と改元）と刻まれている。中央に「経」とあることより、上部におそらく「（南無）妙法蓮華」と刻まれていたと推定される。塔下部には柱状に加工された石が方形に組まれており、塔直下の石組みの中心は土が柔らかく、かためられておらず、埋納物も見出せなかった。

②　板碑型石塔

Ａ－41テラス内の東側、①の宝篋印塔の東脇に位置する。最下部にほぞがあるため、基礎部と組み合わされていたと考えられるが、現在は斜面に立てかけられている。現存高は93cmを測る。正面中央に「南無妙法蓮華経、慈父宗安」、その右下側に「寛文四甲辰」（寛分４年＝1664）、左下側に「九月十日」と刻まれ、最下部には蓮弁が陰刻されている。

③　五輪塔

Ａ－41テラス下方の谷内に位置していた。1989年の調査時には空風輪を欠き火輪、水輪、地輪が重ねられていたが、当初の組合せであったかは判断出来ない。1989年調査時での高さは28cmを測る。1991年夏の豪雨の際この沢は流され、この地輪以外は、現在行方不明である。

④　五輪塔

Ａ－41テラスの上方、大名屋敷（Ｅ－８テラス）から毛無山山頂へ向かう道沿いに五輪塔の地輪のみがおかれていた。20×20×11cmの法量で、③の五輪塔の地輪とほぼ同規模である。片面のみなだらかな窪みをもつので、こちらが底面であろう。

⑤　石殿

1989年の調査時には③の五輪塔のすぐ下の沢内に位置していた。宝珠形と長方形の窓をもった軸部は逆さになっており、割れていることから、Ａ－41テラス付近から転落してきたと推測され

る。高さは63cm、屋根部の幅は55cm、奥行45cmを測る。軸部内には長さ20cmほどの細長い自然石が納められていた。1991年夏の豪雨でこの石殿も流され、A－31テラス付近で屋根部と軸部破片が見つかった。

B区

金山沢北側、一ノ沢以西のB区においては、金山沢付近で比較的大きなテラス（B－2～5）が見られるが、そこから北側にかけては急勾配で小さなテラスが連続する。石造物は合計4基で、これらの小さなテラス内および斜面に所在している。

⑥　板碑型（？）石塔

B－7テラス上方の急斜面で傾いた状態で発見された。上部を失っており、底部にはほぞがあるためさらに基礎部があったと考えられる。正面中央には「母妙養霊位」、その右には「明歴（ママ）三丁酉年」（明暦3年＝1657）、その左には「六月十四日」と深くくっきりと刻まれている。中央の「母妙養霊位」の上には「心」の字画が読み取れ、「悲」と刻まれていたと考えられる。最下部正面および両側面には牡丹のような花の模様が陰刻されている。

⑦　光背型石塔

東西に細長いB－6テラスに位置する。こぶし大から人頭大の大きさの石を30cmほど積み上げ、その上に縦横45cm、厚み10cmの平らな石をのせ、さらにその上に石塔が斜面を背にして立てられている。

塔は高さ52cm、幅22.5cm、厚み14cmを測り、正面中央には「為花景宗春菩提」、その右側に「元禄三午庚正月」（元禄3年＝1690）、その左側に「富士北山村　石河権兵衛家」と刻んでいるが、中央の「為花」のみは書体が異なる。「富士北山村」は現在の静岡県富士宮市大字北山にあたり、この中山金山からの距離は約20kmである。

なお、塔下部の石積みの中には埋納物は見られなかった。

⑧　石殿

B－6テラス東側のB－7テラスに位置し、散在する石の上に置かれている。屋根部のみで高さ34cm、幅45cm、厚み33cmを測る。

⑨　石殿

B－14テラスの西20mの斜面に所在する。軸部のみで高さ27cm、幅30cm、厚み23.5cmを測り、いくつかの部分に割れている。内側は空洞になっており、正面には4ヶ所四角の窓が設けられている。

地蔵峠

毛無山登山道を進み、精錬場、大名屋敷と称されているテラス群の南を東進すると、静岡県の麓に下る手前に地蔵峠がある。ここは山梨・静岡県境で、境の尾根上にも山道があり、その交差点に次の石仏が祀られている。

⑩　双体石仏

高さ26cm、幅34cm、厚み11cmを測り、正面に二仏が刻まれている。正面の二仏の脇と向かって左側の側面には、銘が陰刻されているようであるが、風化し一字も読めない。

以上個別に見てきたが、地蔵峠の石仏は別として、その他の石造物の位置は中山金山遺跡全体からみると、かなり限定された状況であるといえる。平坦面域の中央には、金山沢付近に大きなテラス群が連続するが、石造物が位置する所はそこから傾斜地に入った小テラス群及びその周辺の斜面である。しかも所在地はA区およびB区の一画に限られ、この2地区は墓域あるいは供養の場としての様相を今に伝えている。

中山金山の石造物は、各部分がそろっていないもの、破損しているものが多く、さらに⑤の石殿のように軸部が逆さであるものもあるため、全体的に元の位置から移動し、散逸しているという印象を受ける。A区においては④の五輪塔と⑤の石殿は七人塚付近から落下したと考えられ、またA－41テラスの石造物（①②）もさらに上方に位置していたという伝承があるため、当初はA－41テラスよりさらに上の小テラスか斜面にまとめて立てられていたと推察される。B区においても⑥の石塔と⑧の石殿は破損、あるいは各部分の分散の点から、当初はさらに上方のB－14テラス西側（⑨の石殿付近）の斜面にまとまって所在していたと考えられる。

第29表　石造物の岩石名（河西学氏作成）

番号	形態・種類	岩石名	特徴等
①	宝篋印塔	灰色中粒砂岩	しまっている。石英・長石・頁岩粒子などを含む。地元産ではない。
②	板碑型石塔	灰色中～粗粒砂岩	最大径2～3㎜。無層理、分級良好。石英・長石・頁岩粒子などを含む。地元産ではない。
③	五輪塔	褐灰色角閃石デイサイト（～安山岩）	地元産ではない。多孔質。角閃石・斜長石斑晶を含む。三部分とも同質だが微妙に岩相が異なる。
④	五輪塔	褐灰色角閃石デイサイト（～安山岩）	やや多孔質だが、しまっている。角閃石・斜長石斑晶（最大6㎜）を含む。また径3～4㎝の安山岩異質岩片を含む。地元産ではない。
⑤	石殿	暗灰色中～粗粒砂岩	しまっている。最大6㎜、粒子は石英・長石頁岩ほか。地元産ではない。
⑥	板碑型(?)石塔	暗緑～暗緑灰色火山礫凝灰岩	緑色化変質を受けている。安山岩質、斜長石斑晶・安山岩片を多く含む。2㎜前後、最大数㎜。金山周辺に広く分布する火山礫凝灰岩と同質であり、地元産の可能性あり。
⑦	光背型石塔	灰色細粒安山岩（～玄武岩）	おそらく第四紀の火山岩。地元産ではない。
⑧	石殿（屋根部のみ）	褐灰色中粒砂岩	地元産ではない。均質で無層理。やや軟質で加工し易い感じ。
⑨	石殿（軸部のみ）	褐灰色中粒砂岩	⑧と同質であり、本来一組のものだろう。地元産ではない。
⑩	双体石仏	黒～暗灰色中粒玄武岩	細粒多孔質。斜長石斑晶を含む。富士火山の溶岩の可能性あり。

※ここでいう「地元産」とは、中山金山遺跡周辺の山中で産出する岩石のことである。したがって同一県内・同一郡内産の石材を「地元産」という一般的な用法とは異なっていることをお断わりする。

帝京大学山梨文化財研究所の河西学氏は石造物の岩石名及び特徴を表にまとめている。これによると⑥の石塔のみが遺跡周辺の石材によって造られている可能性があり、その他はこの地に運びこまれたと考えられる。また、⑧と⑨の石殿は同質であるとし、同一個体であろうと推察している。

合計10基のうち、銘があり、かつ読めるものは①②⑥⑦の4基である。この4基には明暦3年（1657）から元禄3年（1690）の年号が刻まれており、A区B区の銘を有しない石造物もこの頃の所産と考えられ、現存する石造物からみると17世紀後半が中山金山の石塔造立の時期であったことになる。

第三〇表　石造物一覧表

番号	年号	西暦	形態・種類	銘文	所在地	備考（一九八九年調査時）
①	明暦四	一六五八年	宝篋印塔	悲母妙安霊 経 明暦四戊戌 十月五日	七人塚 （A—41テラス）	塔身部欠損 現存高一一八㎝ なお明暦四年は七月二三日に万治と改元されている。
②	寛文四	一六六四年	板碑型石塔	寛文四甲辰 南無妙法蓮華経慈夫宗安 九月十日	七人塚	基礎部欠損 現存高九三㎝
③	—	—	五輪塔	なし	七人塚下方の谷内	空風輪欠損 現存高二八㎝
④	—	—	五輪塔	なし	七人塚上方の山道脇	地輪のみ 地輪高一一㎝
⑤	—	—	石殿	なし	七人塚下方の谷内	軸部逆位 高さ六三㎝
⑥	明暦三	一六五七年	板碑型(?)石塔	明歴三丁酉年 忌母妙養霊位 六月十四日	B—7テラス 上方の斜面	上部欠損 現存高六六㎝
⑦	元禄三	一六九〇年	光背型石塔	元禄三庚午正月 為花景宗春提菩 富士北山村 石河権兵衛家	B—6テラス	高さ五二㎝
⑧	—	—	石殿	なし	B—7テラス	軸部欠損 屋根部高三四㎝
⑨	—	—	石殿	なし	B—14テラスの西側斜面	屋根部欠損 軸部高二七㎝
⑩	—	—	双体石仏	（読解不可）	地蔵峠	高さ約二六㎝

（千々和　到・畑　大介・菊地大樹）

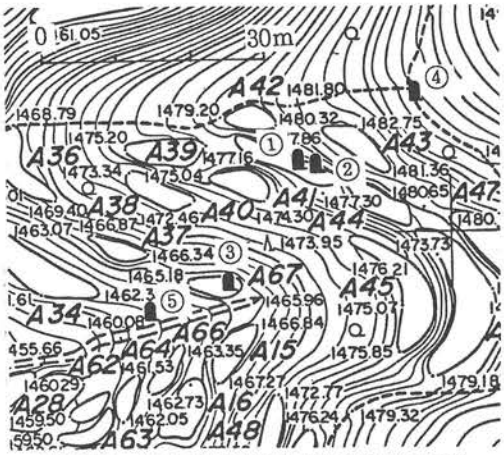

第88図　A区石造物位置図(1989年調査時)

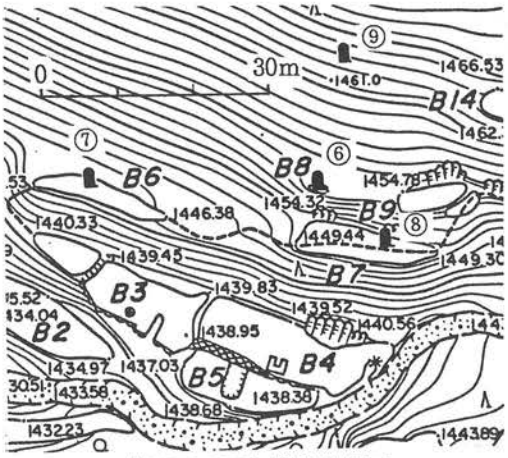

第89図　B区石造物位置図

① 宝篋印塔基礎部拓影

⑥ 板碑型(？)石塔拓影

⑦ 光背型石塔拓影

② 板碑型石塔拓影

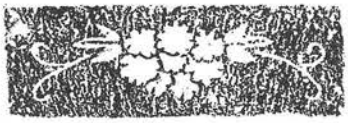

正面

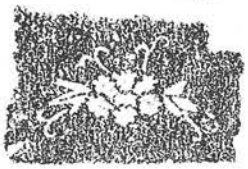

左側面

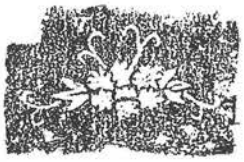

右側面

⑥ 板碑型(？)石塔の花模様拓影

第90図　石造物拓影

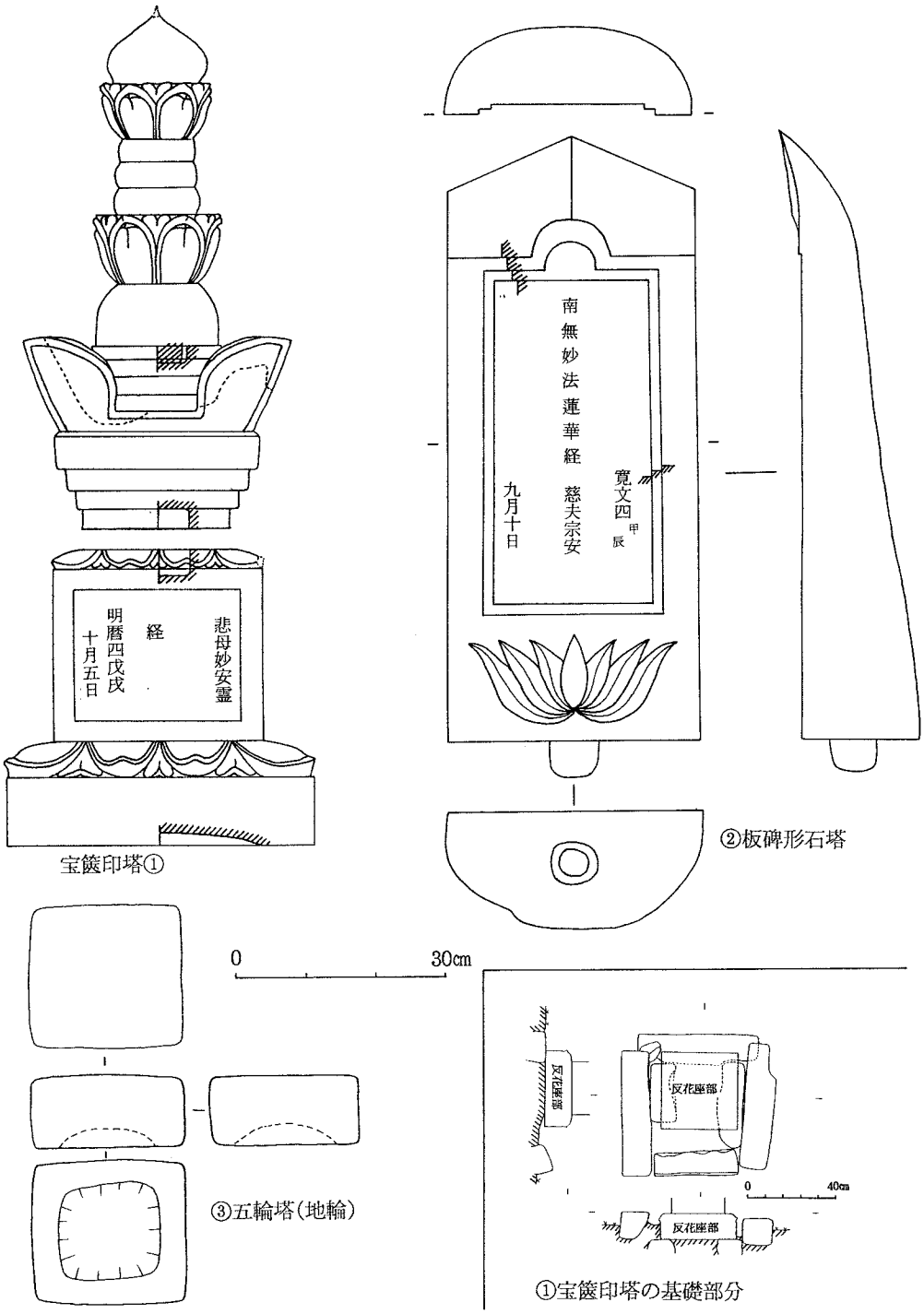

第91図　石造物実測図(1)

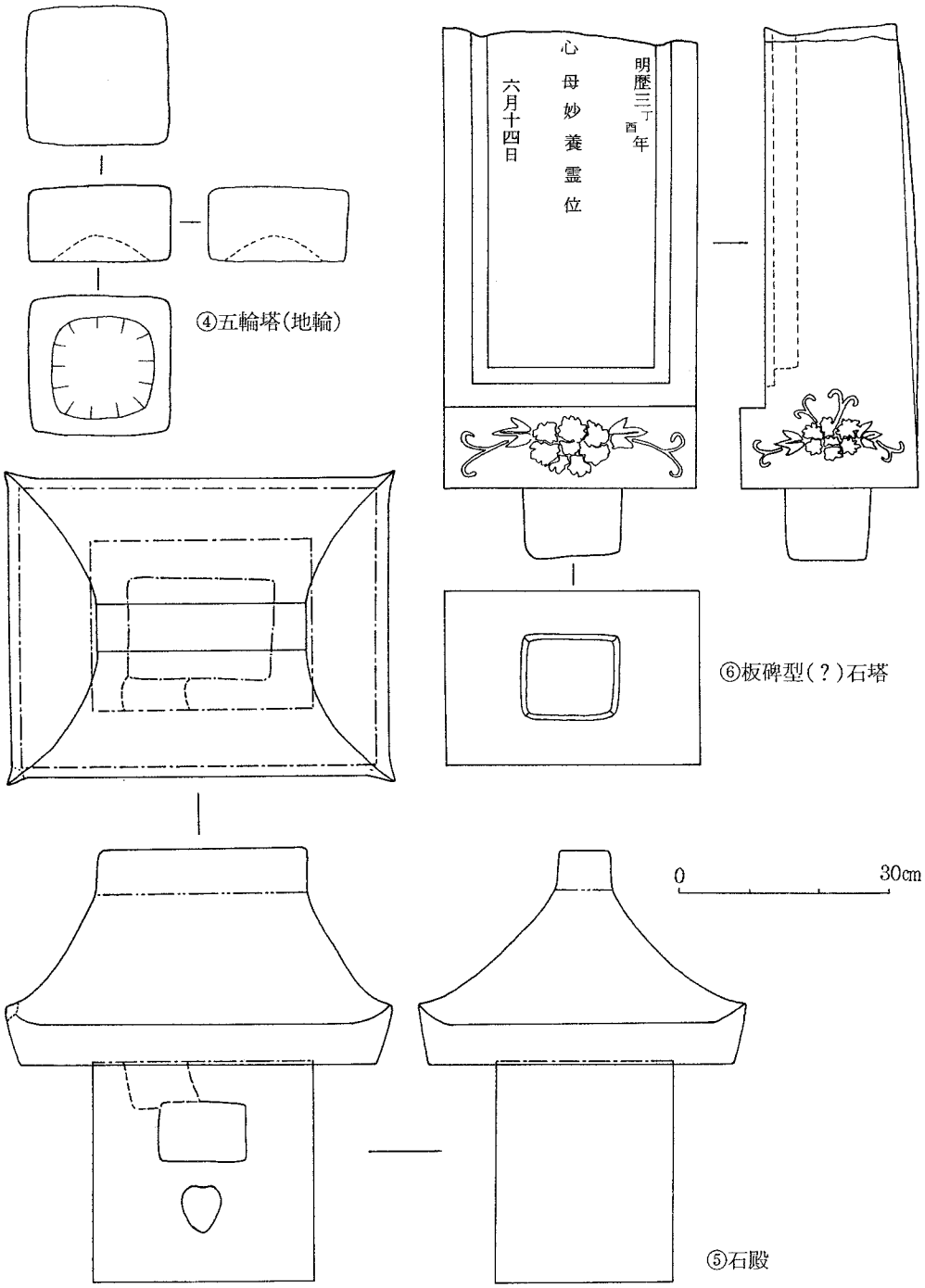

第92図　石造物実測図(2)

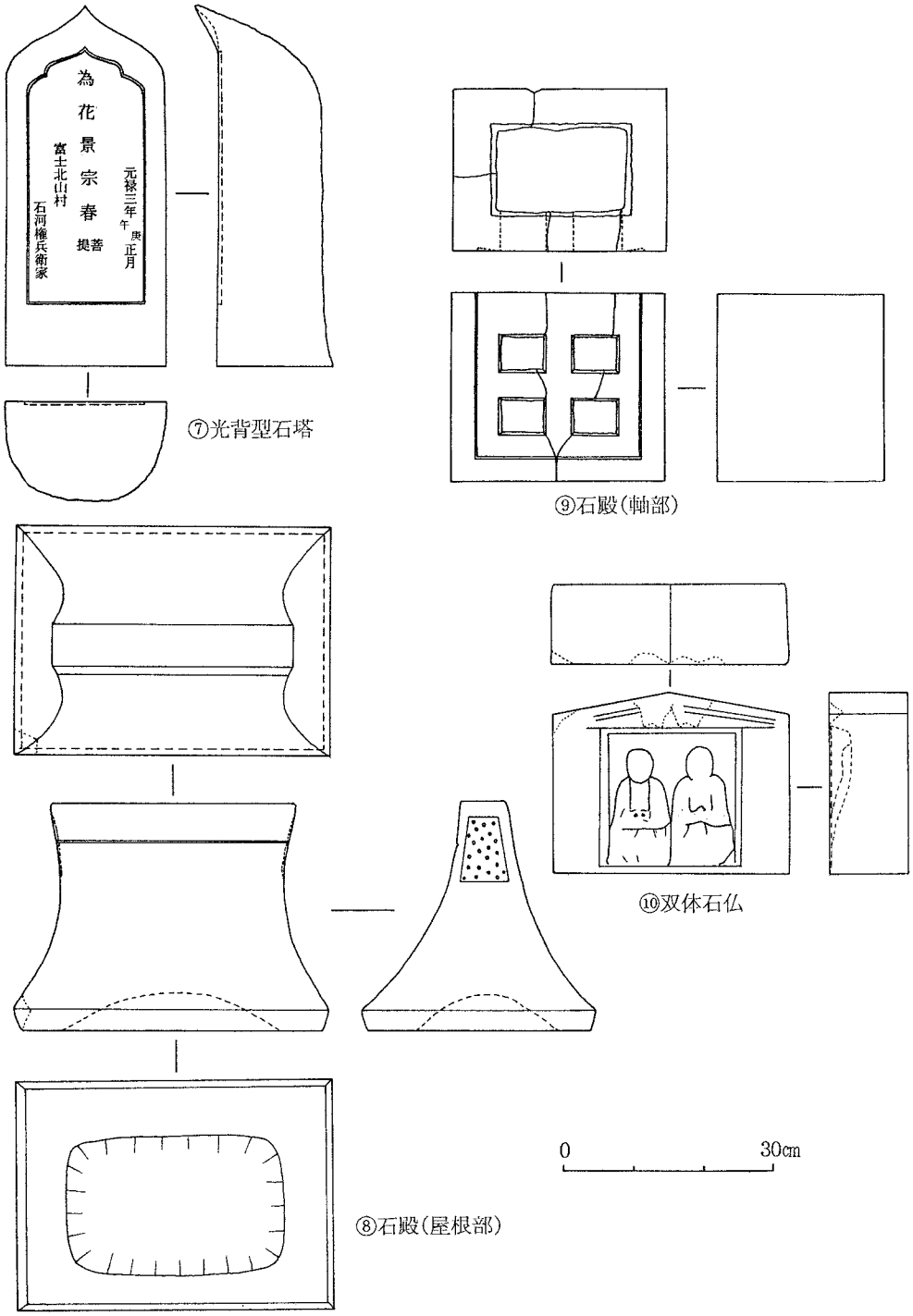

第93図　石造物実測図(3)

第2編　研　　究　　編

第2編　研究編

第1章　中山金山遺跡の鉱山臼

鉱山遺跡に対する関心は近年ようやく高まりつつあるが、各地に残る遺跡のほとんどが考古学的には未調査である、といっても過言ではない。本稿で扱う鉱山臼も、従来考古学的にはほとんど注目されておらず、その存在自体、果たして何人の研究者が承知しているのか疑問である。いきおい鉱山臼に関する報告や論文は少なく、出自や変遷はよくわかっていない。

鉱山臼は、鉱石の選鉱段階で用いられた臼類の総称であるが、鉱石の採掘から金の精錬までの長く複雑な工程の中でも、おそらく最も重要な役割を果たした道具である。鉱山臼は、堅い鉱石中から微量の金を取り出す選鉱作業には必要不可欠な存在であり、歴史的には古代以来の砂金採取段階から鉱石（山金）採掘段階に移行する時点ではじめて出現した。つまり鉱山臼の出現によって鉱石から金を取り出すことが可能になった結果、鉱石の採掘による山金の積極的な利用が始まり、採掘から精錬までの大規模な生産体制を発達させる契機になったのであり、鉱山臼の導入は鉱山史の中で大きな画期として意義づけることができる。したがって戦国期以降の金山経営を支えたものは鉱山臼であった、と評価してもよい。

今回の鉱山臼の観察では回転臼を数種類に分類したが、それらがいつごろ、どのような経緯で中山金山に導入されたのかが最大の問題である。中でも供給孔と軸受け孔が独立した「湯之奥型」は、リンズ（軸固定用円盤）を用いない点でリンズ型よりも古い形態とみられ、興味がもたれる。また磨り臼は、回転臼よりも原始的であるとの指摘がなされているが、本遺跡には回転臼片を磨り石に転用した例があって回転臼との併存を示しており、磨り臼の時期や機能についても見直しを迫られている。

1．湯之奥型と黒川型回転臼

「湯之奥型」回転臼は、1990年に葉賀七三男氏により「中央の心棒を支える中心の穴のすぐ脇に物配（ものくばり、給鉱口）が設けられた独特の型式」としてはじめて指摘を受けた（葉賀 1990ｃ）。現在その分布は、湯之奥金山内の中山、内山のみで知られているにすぎず、「湯之奥型」という名称はきわめて適切であると思う。

湯之奥型を考える前に、鉱山用回転臼の変遷をはじめて推定した今村啓爾氏の論考「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」（今村　1990）を取り上げなければならない。今村氏は、塩山市黒川金山遺跡の調査を通して回転臼を分析する上での視点を提示し、同時に日本各地の鉱山臼の分析を行って変遷の推定を試みた。氏によると、回転臼はリンズという軸固定装置のない臼からある臼へと発展し、その交替時期は「慶長期かそれをやや下る頃とするのが妥当」であるとする。これは鉱山臼をもつ各地金山の文献史料を根拠にしており、「リンズのない臼は、黒川、

松倉、生野など戦国期にはじまった金山、神岡、大野など慶長年間に栄えた金山に見られ、リンズのある臼は（中略）尾去沢、延沢、相川など慶長年間にはじまったと伝える鉱山に多く、その多くが慶長より後に繁栄が続いたことの確かな鉱山である」ということである。黒川金山遺跡の調査では16世紀前半の陶磁器類がまとまって出土し、金山の始まりは1530年以前にさかのぼるようであるが、天正期には衰退し、最終的には1640年頃終息したといい、リンズのない臼が使われたのは16世紀代、天正期ごろまでとみられている。

ここで黒川金山遺跡の回転臼を説明しておく必要があろう。黒川の「リンズのない臼」とは次のようなものである。すなわち、実測図によれば直径28～39㎝の小型円盤形で、厚さは11～15㎝。整形は大きく打ち欠いた素朴なもの。中央に径５～７㎝の軸受けを兼ねた供給孔があり、内壁に接し軸痕が２ヶ所以上存在する。また軸痕に対応するように傾斜の異なる磨面が２面以上存在する。これはリンズで回転軸を固定しなかったために軸の位置が常に不定となり、軸頭が供給孔内壁に軸痕を残したのである。その結果極端な片減りを生じたため、ときどき軸の位置を大きく変えることによって上臼の磨耗を均等にしたようである。柄は柄穴型式が主で、臼１個につき２～３ヶ所設けているが、配置には規則性はうかがわれない。ただし柄溝だけのものもある。ものくばり溝はないものが多いが、今村氏はものくばり溝を更新せずに廃棄したためとみている。なお黒川ではリンズ型の回転臼は皆無であるという。供給孔が軸受けを兼ね、内壁に軸痕を残すタイプをここでは「黒川型」回転臼と仮称しておくが、この種の回転臼は現在のところ黒川金山以外では山梨県小金沢（葉賀　1990ａ）、岩手県御蔵山金山、福井県大野、岐阜県神岡鉱山、兵庫県生野銀山などで知られている。その出現について今村氏は「どのように始まったのかは明らかでないが、茶臼との基本的な近似性に注意する必要があろう」と述べるにとどめている。

さて湯之奥型回転臼であるが、直径は32～41.5㎝で40㎝前後が多く、また厚さは３～11㎝で７～10㎝が多い。整形は丁寧な打ち欠きで円盤状に仕上げている。石質は火山礫凝灰岩が多い。磨面中央に軸受け孔があり、軸は固定されているため磨面は1面のみである。軸受け孔の１～２㎝脇に、直径３～6.8㎝の供給孔が存在する。柄型式はすべてが柄溝で、臼１個につき１～２ヶ所設けている。磨面のものくばり溝は供給孔から左流れに１本みられる。全体的に穀臼形態に類似し、表面の段状の周縁帯はないものの、祖型は穀臼とみて間違いないであろう。

ところで中山金山の操業年代について考古学調査の結果では、16世紀前半から17世紀前半にまとまった陶磁器類が認められ、その後18世紀末まで遺物はあるが散発的であった。文献では確実に金山の開始、停止時期を示す史料はないものの、元亀２(1571)年の中山金山衆の駿河深沢城攻めの記事がよく知られている。17世紀後半代になるとはやくも衰退の記事が増加し、元禄９(1696)年までに退転したとする記事もある。それ以降は見立てを行う程度の入山記事があるが、いずれも試掘的な段階にとどまり、大々的な生産が行われた記録はない。したがって考古学と文献の調査成果を総合すると16世紀～17世紀前半代を中心とした操業ということになる。

黒川型と湯之奥型はともにリンズを用いない点で共通性があり、また直径もリンズ型に比べてともに小さい。今村氏のいうように慶長期頃にリンズ型が各地に出現したとすると、湯之奥型はリンズ型出現以前の回転臼とみなすことができる。操業年代は黒川金山が主として16世紀代、天

正期ころまでであるのに対し、中山金山は16～17世紀前半までであるから、黒川金山になく中山金山に存在するリンズ型回転臼は、慶長以降17世紀前半に使用されたと推定できる。したがって中山金山での回転臼の使用年代は、湯之奥型回転臼が16世紀代、リンズ型回転臼が慶長期～17世紀前半までと考えられる。

では、黒川型・湯之奥型からリンズ型へという型式変化は、系統的にどのように理解したらよいであろうか。まず黒川型とリンズ型は、上臼中央に供給孔をもつ点で共通し、あえて両者の祖型を求めるならば、今村氏がいうように茶臼であろう。黒川型にリンズをはめて軸を固定したものがリンズ型であるから、今村氏が指摘するようにリンズ型は黒川型の発展型式として理解できる。ただし黒川型では柄型式は柄穴が多いのに対しリンズ型では柄溝が多く、また黒川型ではものくばり溝も定型化していないなど細部での違いがある。

一方の湯之奥型の祖型は穀臼であり、黒川型・リンズ型とは系譜の違いが明白である。軸を軸受け孔で固定し磨面を安定化することによって、黒川型の難点を技術的に解消していることから、とりたてて根拠はないが、黒川型よりもやや遅れて出現した型式として理解しておきたい。この湯之奥型の柄型式はすべて柄溝であり、リンズ型に引き継がれる要素である。したがって回転臼の趨勢としては黒川型からリンズ型へという一本の流れがあるものの、リンズ型には湯之奥型の柄溝が採用されており、湯之奥型からの影響と思われる。また両面・側面を丁寧に整形し円盤状に加工する点も、湯之奥型では特徴のひとつであるが黒川型には希薄であり、整形面で湯之奥型がリンズ型に影響を与えた可能性がある。

湯之奥型が広く採用されなかった理由はいくつか考えられる。まず湯之奥型は供給孔が中心にないために、鉱石粒の影響が及ばない軸受け孔周辺の磨耗速度は遅く、供給孔から外側の磨耗速度が速い。したがって磨面中心部が厚く残り、うまく磨り合わせができなくなることである。また鉄製の軸を上臼の軸受け孔で受けているため、上臼磨面の磨耗が著しくなると軸の長さを短く調節しなければならないという不都合も予想される。また湯之奥型では供給孔が外側に近いため、鉱石粒が磨面にとどまっている時間が黒川型やリンズ型に比べ短い。鉱石を微粉砕するにはより長く回転臼内で磨り合わせた方がよいはずであり、磨面が同じ直径の場合、湯之奥型は黒川型・リンズ型よりも作業効率が劣る。

湯之奥型と黒川型はほぼ同じ頃の所産であると考えられるが、同じ甲斐国内にありながら異なる祖型をもつ回転臼が用いられたのはなぜだろうか。これには金山経営者の違いが反映されているとみたい。黒川金山は武田の金山としてつとに有名で、信玄の頃に最盛期を迎えたと一般にいわれている。湯之奥金山が同じ武田の経営下にあったならば、黒川と湯之奥では当然ながら技術交流が想定できるが、どうも回転臼に関する限り認められない。黒川型が国を越えて広い範囲で分布するのに対して、湯之奥型は地域性があまりにも顕著である。文献方面からの解明が必要であるが、おそらく湯之奥金山は穴山氏支配下にあって、武田氏の抱える金山衆とは別の工人集団により経営されていた、と考えられよう。信虎期の金山経営に関して『甲州金座記録』には、信虎に仕えた京都出身の松木珪林は若狭国で金を精錬していたとあるらしいが、偶然にも福井県大野市付近に黒川型の分布がある。仮に記録が事実でないにしても黒川型の分布する金山間には何

らかの技術的な関連があったはずである。湯之奥金山では黒川型を受け入れず、独特の回転臼を考案している状況からすれば、武田氏以外の経営者により独自に金山開発・経営が行われたと推定でき、その経営者は当時河内領に勢力を有した穴山氏ではないかと思われるのである。

2．リンズ型回転臼

今村氏によれば、慶長以降に全国的にリンズ型回転臼が登場するという。この回転臼は多少の地域差はあるものの、概ね円盤形を呈し、中央に軸受けを兼ねた供給孔があり、柄溝型式が多いようである。直径は黒川型・湯之奥型に比べ大型化する傾向がある。

リンズ型回転臼は、今村氏の分類では「回転臼で供給孔が軸受を兼ねる。軸の回転痕なし。」となり、同氏の集成によると秋田県尾去沢、岩手県明神金山、山形県延沢銀山、福島県半田銀山、新潟県高根鳴海金山、新潟県佐渡金山、石川県宝達金山、長野県金沢金山、長野県川上村、山梨県中山金山にある。また野崎準氏の東北地方の鉱山臼の集成（野崎　1980）では、岩手県佐比内金山例もリンズ型のようである。

それらを上臼直径と厚さに着目して、形態分類してみたい。まず東北地方の尾去沢（直径／厚さ、41㎝／12㎝、42㎝／９㎝）、延沢銀山（35㎝／21㎝、52㎝／29㎝）、半田銀山（直径56～62㎝、厚さ12～13㎝）、佐比内金山（直径50㎝）は大型の円盤形を呈し、やや厚い。この範疇に長野県の金沢金山（40㎝／16㎝）例も含まれるであろう。日本海側の高根鳴海金山（31㎝／19㎝、33㎝／20㎝、34㎝／21㎝、36㎝／19㎝、36㎝／20㎝）、宝達金山（38㎝／18㎝）は、小型円盤形を呈し、やや厚く、すべて柄溝は2ヶ所、磨面のものくばり溝は2本と規格性が高い。佐渡金山では直径は50～60㎝、厚さ12～20㎝の大型円盤形と、直径35～50㎝、厚さ36～68㎝の円柱形で、上面に窪みを設けたものがある。

中山金山のリンズ型には、円盤状に丁寧に整形したタイプ（リンズＡ型）と、やや厚く粗雑な整形のタイプ（リンズＢ型）がある。リンズＡ型は直径40～43㎝、厚さ7～10㎝が最も多く、柄溝は１、２ヶ所がほとんどである。ものくばり溝は直線あるいは左巻きで、すべて３本である。リンズＢ型は直径32～38㎝、厚さ20㎝前後で、柄溝は１～２ヶ所、ものくばり溝は右巻き3本、直線２本である。量的にはリンズＡ型が圧倒的に多く、リンズＢ型はＡ型のわずか５％である。中山金山のリンズＡ型は、東北地方の一群に類似するが、直径、厚さは少し小さく、ものくばり溝が必ず３本であるなど、地域性がありそうである。リンズＢ型は独特な一群で、他金山で類例を見い出すことは難しい。

このように、リンズ型回転臼といってもいろいろな型式に富んでいる。今村氏はリンズ型の出現を慶長期以降と考え、「リンズと柄溝をもつタイプがひとつの安定した形として（中略）広く分布する状態は、技術の全国的な伝播を示すように思われる」と指摘しているが、湯之奥型でいち早く出現した柄溝がリンズ型と結びついて全国的に普及したようだ。ただし臼の形態は必ずしも画一的ではなく、金山ごとに特徴があるものの、大きく東北地方、日本海側、佐渡を分布の中心とする一群がありそうである。

ところでリンズ型の普及は、どのようになされたであろうか。慶長期以降に各地で金山開発が始まることと連動していることは確実で、おそらく政策的に金山開発を押し進めた徳川幕府によ

り、全国的に採掘、選鉱、精錬の各種技術指導がなされたのであろう。その中でリンズ型回転臼が広められたと思われる。またリンズ型出現を期に、磨面径が大型化する傾向が認められるが、これは量産化をめざして鉱石の粉砕能力を高め、同時に生産体制の大規模化を図ろうとしたものと理解できる。その極致が佐渡金山であろう。佐渡金山の回転臼は実に巨大なもので、絵図には3人がかりでひとつの柄を握って臼を挽き、さらに2人が鉱石と水を供給している様子が描かれている。湯之奥型に比べると6、7倍もの大きさで、それだけ粉砕能力を倍増することができたと考えられるが、その選鉱作業に見合った生産体制が確立していたはずである。

3．磨り臼

磨り臼の存在に早くから注目していた葉賀七三男氏は、磨り臼を「回転臼以前の古い型式」として捉え、磨り臼から回転臼へ移行した理由を「鉱石の処理量の増加と、（中略）地表に近い風化した鉱脈から堅い新鮮な鉱脈の採掘へと進んだため、次第に鉱石も堅くなり、それだけ粉成作業を強力にせざるを得なかった証拠であろう」（葉賀　1990ｂ）と説明している。また今村啓爾氏は磨り臼の分布について、「黒川、中山、安倍など甲州、駿河の金山と、不確実であるが、伊豆の土肥、縄地にあり、（中略）愛知県設楽郡津具村津具金山にもあるという」ことを明らかにした。また形態については、「静岡県阿倍金山で知られているような大体一方向に磨ったものと山梨県黒川金山で知られているような磨る方向が一定でないものに分けられる」（今村　1990）といい、安倍・中山は前者、黒川・土肥は後者であると指摘した。また「磨り臼が原理的に回転式の臼よりも原始的であることからも、磨り臼が回転式の臼に先行したと考えたい」と述べて回転臼より年代的に古く位置づけているが、安倍金山では「遅くまで残った可能性もある」ということである。このように葉賀・今村両氏ともに回転臼出現以前の古い形態とみている点では一致している。

その一方で、磨り臼と回転臼とは同時存在である、とみる浜田晋介氏の考え方があり、回転臼で鉱石を挽いた後、さらに細かい石質の磨り臼と磨り石で磨り合わせ、これを何度か繰り返したのではないかと推定している（浜田　1988）。

中山金山では、今村氏が指摘したように磨る方向が一定した磨り臼が主体を占めているが、大きさには3種類ほどあり、それに伴う磨り石にも大小の区別がある。磨り臼は概してよく研磨されて非常に滑らかで、表面には細かな擦痕がかすかに残っているが、回転臼の回転痕よりもさらに微細である。また磨り石にも同様な微細な擦痕が観察できる。磨り臼・磨り石には回転臼と同質な石材が多いが、より堅緻なものが選ばれる傾向にある。

磨り臼の問題点として年代と使用方法がある。磨り臼は黒川、中山、安倍で主に見つかっており、中山金山を除きリンズ型回転臼を伴うような時期の金山にはないらしいので、年代についてはリンズ型以前の所産と考えられる。黒川型、湯之奥型回転臼の年代は先に述べたが、だいたい16世紀代であり、また安倍金山では永正14年（1517）の記録に登場し、その頃から採掘がはじまっていたということであるから、総合すると磨り臼の年代は16世紀代かそれ以前ということになる。したがって磨り臼はリンズのない回転臼に伴うとする見方と、回転臼出現以前とする見方ができる。

回転臼と共伴するとみる場合、回転臼で粉砕して出た鉱石粒を磨り臼で更に細かく磨り潰す、という使用方法が考えられる。リンズのない回転臼では磨面径がリンズ型よりも小さく、とくに湯之奥型では供給孔から臼の周縁までの距離が短いので、一度挽いただけでは微粉砕は困難であろう。したがって回転臼で挽いた後、改めて鉱石粒を磨り臼で磨り潰す必要性があったのではないだろうか。磨り臼、磨り石に残る擦痕が回転臼の回転痕よりも格段に細かいことからも、より細かい粒子を磨ったことが想像できる。また中山では磨り臼の大きさに3種類ほどあるので、その3種類が同時存在したとすると、磨り臼の大きさを順次小さなものに換えながら粉砕作業を繰り返し、金の含有量を高めていった、という使用過程が推定できる。リンズ型回転臼が出現すると直径を大きくすることで微粉砕が可能になり、磨り臼を用いる必要性がなくなったのであろう。

葉賀・今村説のように回転臼出現以前と考える場合、鉱石を搗き臼で粗割りし、その後直接磨り臼にかけるということになる。

中山金山での出土状況では、前記二説のどちらに可能性が求められるだろうか。磨り臼は精錬場を中心に採集されているが、回転臼が遺存したテラスに磨り臼も存在する傾向がある。B－3だけは磨り臼のみが出土したが、A－20・22・23、C－4では両者が存在し、しかも湯之奥型はA－20・23、C－4でのみ出土しているので、湯之奥型回転臼と磨り臼が共伴する可能性がある。つまり湯之奥型回転臼と組合せて磨り臼が用いられたと推定することは可能である。またA－23出土の磨り石には片面に回転痕が残り、回転臼を転用したことがわかる資料であるが、回転臼と磨り臼が併行して使用されたことを示す一例である。おそらく上臼であろうと思われるが、リンズ型か湯之奥型か、残念ながらわからない。問題となるのはA－22の1号集石である。鉱山臼片15点が集められた遺構であり、上臼8、下臼1、磨り臼4、磨り石2が含まれていた。いつの時点で集石が形成されたのかが重要であるが、上臼はリンズ型のみであることからすれば、リンズ型段階かそれ以降での形成と思われる。集石中で磨り臼、磨り石が共伴した、となるとリンズ型に磨り臼、磨り石が伴うと考えるのが最も自然な見方である。あえて湯之奥型に伴うとするならば、リンズ型段階に破損した回転臼とともに一段階古い磨り臼、磨り石も片つけられたと考えることができる。したがってリンズ型段階、湯之奥型段階の両方の解釈は一応可能であるが、磨り臼の時期を回転臼出現以前に限定することはできない。むしろいくつかの事例からすれば回転臼と併存し、しかも主に湯之奥型段階に使用されたと考えることができよう。

このように中山金山では、磨り臼と回転臼との併存の可能性が高いことがわかった。しかし安倍金山では、磨り臼は中山金山と同型式のものであるが、回転臼は穀臼を転用したらしいものが知られているのみであり、回転臼段階になっても磨り臼だけを使用していたようである。したがって、金山の鉱石の質、堅さに応じて磨り臼と回転臼が併用される場合、磨り臼だけが用いられる場合があった可能性がある。また黒川金山や中山金山で、回転臼出現以前に磨り臼だけの時期があった可能性も、現時点では否定することはできない。

4．まとめと課題

本稿では、まず黒川型回転臼と中山金山の湯之奥型回転臼を比較することによって、湯之奥型を16世紀代のリンズ型回転臼出現以前に位置づけ、湯之奥型が出現した背景に穴山氏の金山経営

を推定した。また慶長期以降に出現するといわれる各地のリンズ型回転臼と中山のリンズ型を比較した。また中山金山での磨り臼の在り方を探り、湯之奥型と共伴する可能性をもとめた。

今後の課題として、まず本稿で推定したことを多方面から分析して、ひとつひとつ根拠を明確にしていかなければならない。そのほかに、遺跡から発見されたいろいろな段階での回転臼未製品と、その他の膨大な破損資料を合わせて回転臼の製作から廃棄に至るまでの過程を技術的側面から考えてみたい。

最後になりましたが、本稿を執筆するにあたって葉賀七三男氏、今村啓爾氏には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

参考文献

野崎　準　1980　「鉱山用石臼について」『東北学院大学　東北文化研究所紀要』第11号

今村啓爾ほか　1988　『甲斐・黒川金山　第二次調査報告』　黒川金山遺跡研究会・学習院大学史学部

浜田晋介　1988　「版図拡大への布石・甲州金山」『戦国武将武田信玄』　新人物往来社

桜井英治　1991　「解説」『黒川金山史料』　黒川金山遺跡研究会　塩山市教育委員会

今村啓爾　1990　「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第9号

葉賀七三男　1989 a「粉成（1）」『資源・素材学会誌』105　No.10

葉賀七三男　1989 b「粉成（2）」『資源・素材学会誌』105　No.10

葉賀七三男　1989 c「粉成（3）」『資源・素材学会誌』105　No.12

葉賀七三男　1989 d「粉成（4）」『資源・素材学会誌』105　No.12

葉賀七三男　1990 a「“大月の石臼”」『資源・素材学会誌』106　No.3

葉賀七三男　1990 b「“湯之奥金山”」『資源・素材学会誌』106　No.6

葉賀七三男　1990 c「ゆりわけ（淘汰）・こなし（粉成）」『金属』10月号

田村善次郎ほか1990　「甲斐の金山・考証と復原の試み」『図説　山梨県の歴史』　河出書房新社

（櫛原功一）

第２章　石造物を通して見た湯之奥金山遺跡

——中山金山遺跡を中心に——

はじめに

湯之奥金山遺跡には、石塔類が散在することが確認されている[1]。これらはおおむね近世以降の造立に属するものと考えられるが、その特徴を簡単に述べると、第１に、全国各地の近世石塔類によく見られるように、「石塔群」とも言えるような大きな群を形成しているわけではなく、必ずしも数量的に豊富とは言えない。また第２に、湯之奥金山遺跡の石塔類は、おおむね元禄以前の造立にかかると考えられるものに限定されている。

ところで、近世の石塔・墓塔に関する報告・研究はこれまでにも行われてきているが[2]、残念ながらより一層の豊富な研究蓄積の必要を痛感せざるを得ない状況にあると言える。これは、近世石塔類が、都市・農村等を問わず全国的に散在しているのにもかかわらず、かえってその膨大な数量のために調査を困難にしていること、未だに生きた信仰の対象として意識されていることが多いこと、近世石塔類の史料としての有効性について、まだ広く一般に認識されていないことなど種々の理由が考えられる。また、いままでに報告された調査を概観して気付くことが２つある。第１に、その方法や分析の視点が、おおむね数量的アプローチを基本にしていることである。このような方法は、前述のように、数量的な多さと言う特徴を有する近世石塔類の在り方を考えれば当然とられるべきものであり、それによって多くの成果があげられてきていることは言うまでもない。しかし一方で、一つ一つの石塔に対しての考察を深めて行くと言う点については、まだまだこれからの課題として残されていると言えよう。第２に、元禄・享保期以降のものについての報告例が必ずしも豊富であるとは言えないことである。このことは言うまでもなく、当該期に造立された石塔類の絶対数が少ないことに起因するのであろうが、近世初期の石塔類を研究することは、石塔類における中世から近世への移行過程を明らかにすることにほかならず、近世石塔類研究の上で１つの大きな課題であると言えよう。以上の２点に関して、本稿で扱う石塔類は何らかの貢献をなし得る特徴を備えていると言えよう。

本稿では、冒頭で述べたような湯之奥金山遺跡における石塔類の特徴を生かしながら、以上のような近世石塔類の研究の現状をもふまえて、考察を進めて行きたいと考えている。今回は特に形態、銘文に着目し、当時の信仰や石塔類造立のありかたを通して、湯之奥金山そのもの、さらには湯之奥金山の周辺の地域との関連について明らかにし、この作業を通じて湯之奥金山の実像の一部にせまってみたい。なお本稿では、湯之奥金山遺跡のうち、特に測量や拓本とり等が詳細に行われた中山金山遺跡の調査結果を中心に考察を進めることにする。

１．近世石塔類に関する先行研究

先にも述べたように、豊富な蓄積があるとは言えないものの、これまで近世石塔類に関する種々の貴重かつユニークな報告や研究が発表されている。例えば、

(a)　中川成夫氏他による岩手県平泉の調査

(b) 宮本常一氏監修下での諸氏による新潟県佐渡郡相川町の調査

(c) 河野真知郎氏による千葉県船橋市中野木町の調査

(d) 長沢利明氏による東京都西多摩郡檜原村笛吹地区の調査

(e) 坂詰秀一氏による千葉県市川市所在の日蓮宗中山法華経寺の調査

(f) 谷川章雄氏による千葉県市原市高滝・養老地区の調査

(g) 三好義三氏による大阪府泉佐野市所在の日蓮宗妙光寺の調査

などがあげられる[3]。一見して分かるように、従来の研究の中には日蓮宗系寺院に関する石塔類を扱ったものが多く、宗派的な面では、中山金山にとって有意義であると言える（日蓮宗と中山金山の関係については後述）。特に(b)については、日蓮の配流以来日蓮宗[4]の影響を強く受けているばかりでなく、周知のように近世金山経営の拠点として発達した地域であると言う点でも、中山金山遺跡との類似点が指摘できる。この他にも戦前からの先駆的研究を含めて幾例かの調査報告・研究が知られるが、今回は利用できなかった[5]。

2．形態に関する考察

中山金山遺跡には、第1次・第2次調査の結果、(1)宝篋印塔1基、(2)板碑型石塔1基、(3)石塔1基、(4)光背型石塔1基のほか、付近の地蔵峠に(5)石仏1基がある。このほか、石殿3基、五輪塔2基も知られているが、いずれも無銘で欠損もはげしく、年代比定もきわめて困難であるため、今回は特に(1)〜(5)[6]について考察を進めて行きたい。

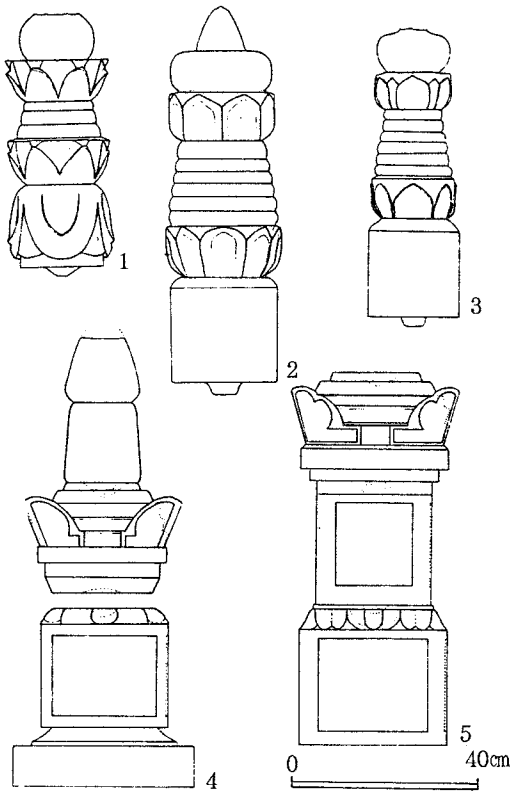

第94図　関東型の流れをくむ宝篋印塔（(e)335頁より転載）

(1)について　現在湯之奥金山遺跡には、(1)の他に、内山金山遺跡に1基、茅小屋金山遺跡に4基の宝篋印塔の存在が確認されている[7]。ここで先行研究を参照すると、(b)では3基の宝篋印塔が紹介されているが、そのうち2基までが被葬者が明らかになっており、それらは山師であり、有力な山主や間歩の所有者であったようである[8]。また(e)では、「僧を対象としたものが認められる」ことが指摘されている[9]。(b)の事例は、形態的には中山金山遺跡のものとは著しく違っているが、これに対して、(e)に載せられた宝篋印塔の図（第94図）は、中山金山遺跡のものと宝珠や笠などの形態がよく似ており、「中世の関東型の流れをくむ形式」であるとされている[10]。そして、どの例でも、造立年代が元和から延宝期に偏在しているという特徴がある。

以上のことをまとめると、一般に宝篋印塔は、近世においては寛永期を中心に、おおむね延宝期ごろまでを下限として以降は衰退する。その造立は、有力山主や比較的位の高い僧侶などを主な対象とする傾向にある、ということになる。つまり、(1)の造立は時代的傾向から考えて、銘文にある「明暦4年」と同時か、少なくともそれをあまり下らない時期に造立されたのであり、被葬者は一般鉱夫[11]ではなく、鉱山経営においてある程度の有力な地位を占めていた人物に関係がある可能性が強い。また、(1)は中世以来の関東型の流れをくんでいる、と言えよう。このことは後述するように、中山金山と他地域との交流を知る上で重要であると思われる。

(2)について　板碑型石塔[12]は、宝篋印塔に比べれば報告例も多く造立年代も広がるが、おおむね近世前期に限られ、寛文から元禄期ごろに集中し、享保期頃まで一般的に見られるようである。(b)では板碑型石塔について、「板石型塔婆」として詳しい検討を加えているが、それらを大まかにまとめると、相川町に現存するもののうち約半数を日蓮宗系が占めていること、形態に関しては寛文・延宝・元禄の三期に分類し、寛文期は「権力や経済力を持つ役人や山師・商人等の造立にかかるものが多」く、「宗教的な色彩が強く、信仰の深さを感じさせる重厚で大きな作りが特色」であることなどが指摘されている。また、石塔の根部に蓮華文様を配することが指摘されており、特に「寛文から延宝期までは蓮華を彫出する割合が非常に高い」とされている[13]。次に(e)では、同系統の石塔が最多数を占めていることが注目される。また、板碑型石塔の形態的特徴は、とくに頭部に顕著に表れるが、これについては、「頭部に顎を作り出しているものが比較的古」い点が指摘されている[14]。

以上のことをまとめると、板碑型石塔もまた、近世前期に特徴的な墓標の一形態であり、その被葬者も、やはり比較的有力者であったようである。つまり、(2)もまた、被葬者が有力者と考えられることになる。また中世では、日蓮宗の題目板碑とともに、キリークをはじめとする種字を配した密教系の板碑や、名号の板碑が顕著であるのに対し、その系譜を直接引くと考えられる近世の板碑型石塔は、特に日蓮宗と密接な関係をもって造立される傾向にあるようである。先に述べたように、日蓮宗寺院として著名である千葉県市川市の中山法華経寺の石塔群を紹介した(e)において、この形態が最多数を占めているのも、このことの一つの具体例として指摘できよう。さらに、(2)は上部にはっきりと顎を持っており、先の(e)の指摘と考え合わせると比較的古い形態に分類される。また(2)では、顎の下に、もう一つ段を設けているが（第95図）、これは一般には見られない特徴であり[15]、ここではより装飾性の強いものとして理解しておきたい。また、大きさの

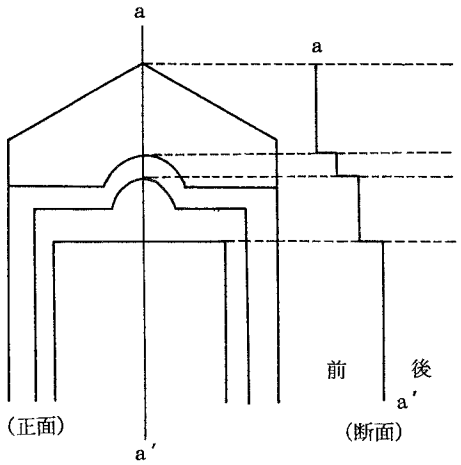

(1) 中山金山遺跡の板碑型石塔

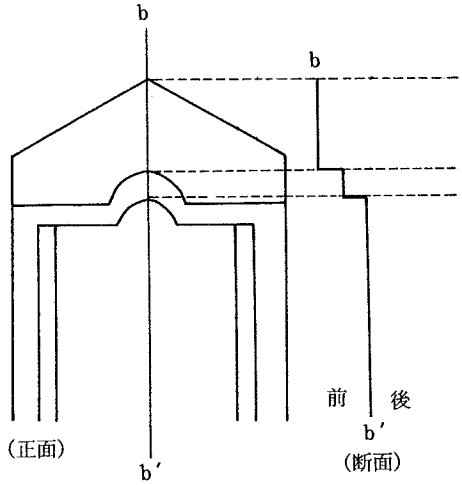

(2) 一般的な板碑型石塔の例((e)326頁写真による)

第95図　板碑型石塔の形態的特徴

面でも、同系統のものの中では大きい方であると言えそうである。蓮華文様に関しても、やはり根部に大きく陰刻されている。これらのことは、総じて「信仰の深さを感じさせる重厚で大きな作り」の具体的表現として理解できるかも知れない。

(3)について　(3)は残念ながら上部が大きく欠損しているため、形態的にどのようであったかを完全に断定することはできない。しかし銘文から、明暦三年頃の造立であることが分かり、舟形後背型などの系統であった可能性が高い。方柱状であった可能性も否定できないが、方柱型石塔は一般に近世半ば以降に普及することが知られている[16]。少なくとも銘文上、本遺跡の石造物の中で確認できるもっとも古い時期に属していることから、このような可能性はほとんどあるまい。ただし(3)は、他の石造物が全て外部から求めた石材によって造られているのに対し、唯一中山金山の内部で求められた石材によって造られた可能性があるという[17]。このことから、おそらく一般には湯之奥金山遺跡の石造物は麓などの金山外部の職人の手に成るものであり、これに対して(3)は、何らかの理由で金山内部で作成されたことが考えられる。外部から運び込むことが一般的である以上、金山内部に石塔の製作を専門とする石工が常住していたとは考えにくく、非専門者によって作成されたことが考えられる。しかし非専門者と言っても、もともと金山開発に関しては専門者集団であったことを考えれば、石塔に関する石材加工にも何らかの技術を持っていたであろうが、石塔製作の専門家の手に成るものではない以上、時代的傾向に必ずしも一致しないユニークな形態であった可能性もある[18]。

(4)について　(4)は光背型石塔である。光背型石塔については、(c)、(e)、(f)、(g)等に見られる。しかし、上記の4つの報告のうち(c)、(f)は、正面に観音、地蔵などの仏像が陽刻される例のみであり、また(e)では板碑型石塔を含む範疇のなかで、やや(4)に近いと思われる例が写真で紹介されているにとどまる[19]。これに対して(g)のみが、(4)とはっきり同系統であると思われる例を一類型として取り上げており、他にも、文字のみが刻まれるが、正面から見たときの横幅が上部と下部で異なる例、仏像が正面に陽刻される例をそれぞれ別の類型として挙げている（第96図[20]）。さらに、

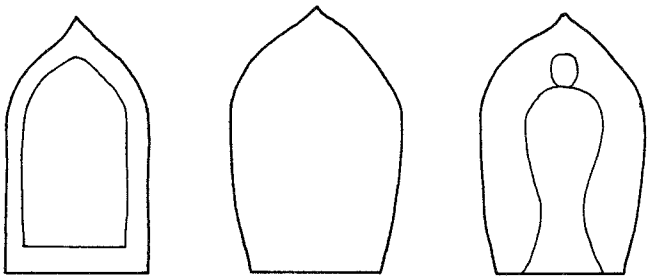

第96図　光背型石塔の諸類例

第97図　牡丹唐草文様の例（岡登貞治『日本伝統文様集』（造形社,1975)314,320頁より転載）

(4)と同類型のものは「近世の比較的早い時期に見られ」、方柱状石塔が一般化してからは見られないことも指摘されている。

以上をまとめると、(4)は、銘文上は湯之奥金山遺跡で最も新しい石造物であるが、近世石塔類の全体的傾向から考えれば、やはり比較的古い時期に属すると言えよう。また、同型の報告例の比較的少ないものであるが、近世前期の石塔類の形態的変遷を考える上で重要な一例と言えそうである。

(5)について　(5)は、もともとかなり摩滅している上、表面は苔が頑強に付着しており、無理にはがすと本来の形態や美観を損なう恐れがあるので、やむを得ずほとんど表面を清掃せずに拓本を取った。その結果、正面の周辺部及び側面に銘文があるらしいことは分かったが、解読できなかった。従って正確な造立年代も不明である。このような石造物の形態的考察に関する論考は寡聞にして知り得なかったので、(5)に陽刻されたモチーフについてのみ若干私見を述べておきたい。まず正面中央には、ほとんど同形同大の人物が並んでいるのが分かる。長野県から山梨・群馬県一帯には、男女の神が一対となった道祖神が一般的に見られることから、第二次調査では「双体道祖神か」としているが、拓本から見る限りでははっきりしないが、両方とも着座しているようであり、また衣服も和服ではなく僧衣のような印象を受ける（双体道祖神は立ち姿が多く、和服を着ているものが多いようである）。さらに下部に蓮華座が配されているようであった。これらのことから、(5)は道祖

神ではなく仏教系の石仏と考えておきたい。具体的にどの仏を表すかは不明だが、菩薩形ではなく、如来形か僧形のようであるので、峠の名前からも地蔵菩薩（一般に僧形で表されることが多い）等と考えるのが妥当ではないか。また、同地は日蓮宗の影響が顕著であることから（後述）、法華経に説かれる釈迦・多宝如来の「二仏並座」をかたどったものかとも思われるが、いずれも憶測の域を出ない。

以上、(1)〜(5)について逐次検討してきたが、総括的にまとめると、形態的には近世前期の特徴を顕著に認めることができ、その被葬者（したがって造立主体である子孫も含めて）も、一般鉱夫とは一線を画す有力者によるものであったと言えそうである。また、近世石塔類の形態的変遷の一般的傾向に整合的な点が多いことにあらためて気付く。

3．銘文に関する考察

銘文があるのは(1)〜(5)であるが、(5)では判読不可能なので、ここでは扱わない。(1)〜(4)は、いずれも、おそらくは没年と思われる年月日とともに戒名などが記されている。以下、逐次検討していく。

(1)について　(1)は、塔身が欠けているが、基部に「経」とあることから、おそらくは「宝珠に「妙」、請花に「法」、笠に「蓮」、塔身に「華」、基礎に「経」を沈刻しているもの[21]」が見られたと思われる。次に没年について。明暦４年は７月23日に萬治元年と改元されているのだが、(1)には「明暦四戊戌十月五日」とある。改元のあった年には、その年の改元以前の月日も含め、全て新年号の方で表すのが一般的であるが、この場合は旧年号の方を使っているわけである。その理由としては、1．あえて旧年号を使った、2．当地域への改元情報の伝達が遅れた、の２通りが考えられる。中世の改元情報の伝達については千々和到氏等の研究があるが[22]、近世に入ると、むしろ幕藩体制を背景にした、中世に比してより公的な伝達ルートが想起され[23]、さらに中山金山の経営に深く公儀がかかわっていたことを考えると、２の可能性は低いと考えざるを得ない。仮になんらかの理由で情報伝達が遅れたとしても、少なくとも改元から没年までには２ヶ月のずれがあり、被葬者の没後に石塔が注文され、没年が刻まれるまでの時間も考慮すると、さらに数ヶ月のずれを考えねばなるまい。やはり、ここでは改元の年をあえて一括して旧年号で表記したものとしておく。

(2)について　中央に題目が陰刻されており、明らかに日蓮宗の影響下に造立されたものであることがわかる。形態の項で先述した通り、これは中世の題目板碑を継承するものであろうが、中央に題目を、その下に戒名を、さらにその両脇の下部に没年月日を配するという形式もこの事を裏付ける[24]。ちなみに、この銘文では「慈父」でなく「慈夫」となっているが、後述するように(1)と(2)は夫婦と考えられ、妻（(2)の被葬者）のほうが先に没しているので、「夫」は「父」の単なる音通の当て字としておく。

(3)について　上部が欠損しているが、「慈父」「悲母」を男女の戒名に付けることは一般的であり、「心」が読み取れることから、「悲母妙養」としてよいであろう。また、この石塔では年号が「明暦」ではなく「明歴」と表記されている。このような音通の当て字は特に珍しいことではないが、(1)では「明暦」と正しく表記しており、その他の例でも年号については音通の当て

字が見当たらない。これも形態の項で考察した通り、この石塔のみが中山金山内部で、非専門的な人々によって造立されたかも知れないことと関係があるように思われる。また、これはあくまでも拓本を採った際の印象に過ぎないが、(3)は、(1)・(2)と比べるとやや字体が稚拙であるように思われた。

(4)について　(4)は、湯之奥金山遺跡で見られる石塔のうち、唯一、四字戒名と思われるものを持つ。ここで注目されるのは、(4)に彫られたすべての文字のうちで「為花」のみが明らかに筆跡が異なっており、(3)と同様全体的には稚拙な印象の文字であるのに対し、この二字のみが比較的達筆な行書体で書かれているとの印象を受ける。その理由としては、例えば、墓石の造立が一般化するにつれて大量生産の傾向が現れ、「為」などの定形的な字句はあらかじめ彫っておき、注文を受けてからあらためて戒名や没年を彫ったことが考えられる。しかし、それではやはり定型的な字句である「菩提」の部分が明らかに戒名等と筆跡が同じであることの説明がつかないし、あらかじめ定型的な字を彫っておいたからといって、どれほどの労力が節約できたかはおおいに疑問ではある。また、「花」という字が、定型的な字句であるとは考えがたい。以上のことから、あらかじめ彫っておいたという仮説は、少なくともこの場合は成り立たないようであるが、結局詳しい経緯は不明というほかはない。

以上、銘文について個別的に検討してきたが、ここで、(1)〜(4)を総合して、中山金山における宗派的考察を行ってみたい。

それぞれの宗派の戒名の付け方には独特の形式があることは言うまでもない。したがって戒名を見ることによって、ある程度被葬者個人や一族の信仰が知られる。筆者は、湯之奥金山は日蓮宗の強い影響下にあったと考えている。以下その理由について述べたい。(2)については、先述したように日蓮宗であることは明らかである。また(1)、(3)については、ともに「妙」の字を共有している。もとより、この字は日蓮宗の戒名だけのものではないが、日蓮宗では「妙法蓮華経」を好んで戒名に用いる傾向にあり、きわめてよく用いられる文字の一つである。また、女性に用いられることが多いようである[25]。さらに、(1)と(2)は七人塚に並立しており、没年に6年しか差がなく、戒名は「安」の字を共有していることから夫婦と考えられるが[26]、このことによっても、少なくとも(1)は日蓮宗のものと考えてよさそうである。最後に(4)であるが、この戒名からは、直ちに宗派を類推できない[27]。そこで、ここでは造立者が「富士北山村」の出身であることに注目したい。同村は現在の静岡県富士宮市内にあたり、大石寺や北山本門寺をはじめとする古くからの日蓮宗系寺院がある。当地は、鎌倉時代に在地領主の南条氏の外護を受けた、日蓮の高弟の一人である日興が布教の根拠地として以来、一円的に日蓮宗の盛んな地域である。そのような地域からの入山者が存在する以上、中山金山は信仰上少なからず日蓮宗の影響を受けたと考えるのが自然である。ところで、中山金山が日蓮宗の顕著な影響下にあったということについては、すでに民俗調査でも指摘されている[28]。これによれば、金山奉行であったという伝承を持つ竹之島の太田家は、現在は市之瀬の日蓮宗妙円寺の檀家であり、茅小屋金山遺跡に現存する題目の刻まれた石塔の施主「太田八左衛門」の子孫であり、また中富町の日蓮宗久遠山永久寺は、内山金山遺跡にのこる「寺屋敷」跡にかつて宝金山永久寺として存在したという。

4．まとめ

以上、形態と銘文を通して種々述べてきた。最後に個々の考察を総合して、湯之奥金山の実態の一部について明らかにしてみたい。

(1)石塔と集落との関係　まず、石塔の存在が直ちに集落の存在と結びつくかどうかという問題を考えておくべきであろう。中山金山遺跡の石塔はいずれも下部遺構や埋納物を検出できなかった[29]。当初の造立地点から位置的に移動していることが考えられる以上断定はできないが、これらの石造物は、墓標ではなく供養塔であった可能性がある。だが、どちらにしてもこのような石塔の存在は、付近にある程度の恒常的な生活の基盤があったことを示すと考えられないだろうか。これらの石塔は単なる標識ではなく、題目等が書かれていることから崇拝の対象でもあったことは明らかである。特に、先祖供養の目的で崇拝する場合には、毎月の忌日はもちろん、たいてい毎日香華を供えたであろうし、便宜上日常の生活場所からそれほど遠隔な場所には建てられないと考えるのが自然であろう。湯之奥集落には、現在も畑の中や屋敷の裏に近世の石塔類が点在するが、同地の方にうかがったところでは、特に畑に石塔を建てる場合は、その家の所有する最も上質の畑に建てるのだという。それは、たとえ畑を売却することがあっても、一般に上畑は最後までその家に残るからであるという。湯之奥集落でも、近代以降の墓地は集落から若干離れた斜面にあり、ある程度生活空間とは切り離された場所に位置しているが、前近代の姿としては、やはり生活空間と非常に親密な場所に建てられていることが分かる。以下、このことを前提として論を進めたい。

(2)稼働時期　如上の前提によって、湯之奥金山における石塔の存在が、同時に湯之奥金山に集落が形成された証拠であるということになる。そして、石塔類の形態や銘文が示す元禄以前の近世初期の一時期こそが、中山金山にもっとも発達した集落が形成されていた時期を示すことになるのである。これは同時に、中山金山が最も活発に稼働していた時期を表すと言える。そして、元禄を最後にして以降の石塔が急に姿を消すのは、同時に中山金山の集落、ひいては金山そのものの生産性がこの時期以降急激に衰えていったことを示唆することになる。ただし、このような実態は文書にあらわれる湯之奥金山の盛衰とは若干ずれているように思われる。「中世・近世の湯之奥金山関係年表」によると、中山金山はむしろ戦国期に活発に稼働していたことが窺えるし、従来の研究もおおむねこのような見解であったようである。しかし一方で「湯之奥金山の産出額は延宝のころまでがピーク」という指摘もあり[30]、また石造物からみる限り、近世に入っても盛んな産金があったと考えざるを得ない。以上のような文書と遺物の間のずれをどのように考えるべきであろうか。以下は試論にすぎないが、戦国期に比較的独立して活動していた金山衆は、近世になると公儀の本格的支配に属し、搾取と統制を強化された。そこで、実際にはまだ産金があったと思われる元禄期以前にもすでに、例えば「茅小屋・内山村で近年は一円金が出ていない」（貞享３年）など、金山の衰退を示す文書を作成し、公儀からの搾取に対する消極的抵抗として、金の生産を実際よりも少なく申請したのではないだろうか。「間歩が盛り運上金六分を公儀が取り四分は掘子に渡す、これにより間歩主等がくたびれ退転」（寛文５年）なども同様に理解してはどうだろうか。

(3)集落の内部構造　　つぎに、石塔と生活空間との密接なかかわりということから、『二次概報』以来の、七人塚とB区の2ヶ所に「墓域」[31]が大別されるという指摘[32]についても考えてみよう。まずB区と七人塚の石塔の造立年代を大まかにみると、「七人塚からB区へ」という、石塔造立場所の時代的推移を想定できそうである。しかし、この間に集落が大きく移動したとは考えにくく、また両者に明暦年間の銘を持つ石塔が存在することを考えると説明がつかない。そこで、七人塚には、宝篋印塔や、やや大ぶりの板碑型石塔など、有力者のものと考えられる石塔が集まっていること、これに対してB区石塔は稚拙な文字であるとの印象を受ける銘文があること、現地調達の石で造塔しているものがあること（現地での材料を求めることに特別な意味があるとすれば別だが、ここでは、麓から運んでくる労力や経費を節約したものと考えておく）、七人塚に比較すると牡丹唐草文様を除いては、より装飾性の薄いものであることなどを特徴とする石塔が集まっていることに注目してみる。これらのことは、双方のまとまりが、自ずから経済的・社会的な地位の相違によって成り立っていることを示している、と言えないだろうか。これらの石塔造立場所からより視野を広げてみると、七人塚の下方にあたるAテラスからは、遊具としての碁石、密教法具である六器の破片が出土し、さらに「織部向付」、「祖母懐の茶壷」などの茶器も出土しており、茶の湯をたしなむような階層の人々の存在も想定されている[33]。これはこの付近に茶の湯を楽しむような有力者の住居等があったことを示唆しており、Aテラスに生活していたと想定される人々と石塔の特徴がよく対応している。これに対しBテラスは、坑道へ続く道沿いに展開しており、盛んな精錬のあとを窺わせる鉱滓や、石臼・石皿などの出土が顕著である。したがって、より一般鉱夫に近い階層の人々の住居があった可能性が高く、やはりその生活空間に隣接して彼らの石塔造立場所を設定したと考えれば、生活者と石塔の特徴がよく対応しているということになる。以上のことから、双方の石塔造立場所は階層の違いによるものであり、そのことは同時に、これらに隣接する場所にそれぞれの階層に対応する生活空間があったことを物語るということになろう。このことは、中山金山の集落に、一般鉱夫とともに、間歩の所有者のような有力者が住んでいたことをも示す。

最後に、この集落がどれくらいの規模であったかという問題がある。これはもとより厳密には考古学調査の結果を待つほかないが、石塔類を見る限り、それほど多くの戸数であったとは思えない[34]。ただ、(4)に「石河権兵衛家」と記されたのは、後述するような家意識の表現であるとともに、他の家の石塔と自家のそれとの区別を明確にするためであったと思われる。つまり、いくつかの家の存在を前提として始めて家の名を書くことに意味が出てくるとも言えるのではなかろうか。

(4)家族形態について　　近世石塔類に見る近世的家族意識の形成過程の考察は、従来から近世石塔類研究の上で大きな課題とされてきた。そこで以下では、形態と銘文の両方を総合して、特に石塔一基あたりの被葬者数と家族の意識の関係について注目してみたい。

(c)では、元禄ごろまでは、一人に一つずつ墓標が建てられるが、方柱状石塔が普及するにしたがって、一つの墓標に複数人の名が書かれるようになるという[35]。また(g)によれば、これは家族の意識が強まった結果であり、先の方柱状石塔の発生もこのことに起因するという[36]。すなわち、板

碑型石塔や舟形光背型石塔は、正面だけを整形し、その面全体を使って一人の戒名を書く形式であり、明らかに個人のために造られたことが分かる。これに対して方柱状石塔は、両側面や背面なども整形することによって、複数の戒名を書くことが可能になるわけである。

以上をふまえて中山金山遺跡の場合を見ると、銘文から見ても形態から見ても明らかなように、すべて個人のための石塔である。(1)と(2)などは前述のように夫婦であるらしく、没年もそれほど隔たりがないにもかかわらず、あえて別々に造塔している。このことから、中山金山における近世的家族意識の形成は、基本的には未発達のままに終わったことになる。ただし、(4)では「石河権兵衛家」と記しており、石塔を家のものとして意識し始めた萌芽的な例として考えることができるように思う。

(5)周辺地域とのかかわり　石塔の形態・材質から考えると、先にもふれたように、各石塔は、いずれも全国各地の石塔と同時代的な形態上の変化をある程度共有しており、また(3)を除く各石塔の石材が、中山金山集落の外部から持ち込まれているように、湯之奥金山集落は決して閉鎖的な空間ではなく、おそらく直接的には麓の集落と継続的に密接な交渉があり、さらにはそれらを通して広く諸地域との結びつきを持っていたと考えられる。

次に宗派的な考察から、具体的にどの地域と直接的に結びついていたか考えてみる。先にも述べたように、湯之奥金山は日蓮宗の濃厚な影響下にあったわけであるが、ここで気になるのは、筆者が湯之奥集落の方からうかがった限り、湯之奥金山と関係があると思われる湯之奥集落のほとんどの家が、現在は曹洞宗の寺院に属しているという事実である。湯之奥集落の石塔類からは、題目など日蓮宗であることを示す石塔は発見できなかった。もちろん、このことが直ちに湯之奥集落と湯之奥金山との関わりを否定するものではないことはいうまでもない。湯之奥金山から下山してきた人々が、太田家など一部の由緒ある家を除いて、地理的により近くにあった曹洞宗寺院に新たに寺請したということも考えられなくはない。だが結局、中山金山は宗教的には、下部方面よりも、むしろ反対側の富士方面の影響を強く受けていたことはほぼ間違いないであろう。このことは、同時に富士方面からの人的移動を背景として考えざるを得ない。その一つの例として「富士北山村」から入山してきた「石河権兵衛家」を考えたい。おそらくは一緒に入山したであろう少なからぬ人々には、全体的傾向としては日蓮宗寺院の檀家が多いと考えられる（富士方面における日蓮宗の隆盛ぶりは先に述べたとおりである）。このことから、湯之奥集落と同時に湯之奥金山のもう一つの地域的結びつきとしての富士方面の重要性を痛感せざるを得ない。中山金山遺跡のある現在の毛無山を通って富士方面に抜ける山道は、今も朝霧高原へ続くハイキングコースとして知られており、それほど険しい道ではない（第3次調査の折、筆者は実際に現地で、朝霧高原から歩いてきたという親子連れのハイカーに遭遇した）。地蔵峠はまさに中山金山と富士方面を結ぶ要衝にあたり、(5)は富士方面から中山金山の集落への入口としての境界領域に建てられ、道祖神的機能を担わされていたものであろう。

以上、現存する石造物を通して、従来の諸研究に大きく依存しながら、湯之奥金山遺跡をその中に位置づけつつ、その実態を考察してきた。結果として、どこまで実態に迫り得たかは、はなはだ心許ない限りである。憶測に憶測を重ねるような箇所も多々あり、訂正するべき箇所も多い

こととは思うが、今後より調査の結果が整理され検討が進むなかで、大方のご教示を頂戴して再検討していきたい。特に、今後何らかの形で、下部・富士両方面におけるある程度広域的な近世石塔類の調査が行われる必要を痛感しているが、そのような研究の進展のなかで、より具体的な地域性をも明らかにしていきたいと思っている。

註

(1) 湯之奥金山遺跡学術調査会編『湯之奥金山遺跡第一次調査概報』・『同第二次調査概報』（湯之奥金山遺跡学術調査会、それぞれ1990年3月、1991年3月）。以下、湯之奥（中山）金山遺跡における石造物の形態・銘文などはすべて同書により、それぞれ『一次概報』『二次概報』と略称する。

(2) 管見に入ったものの内では

(a) 中川成夫他「平泉における近世墓地・墓塔類の調査」（『Mouseion』14、1968年）

(b) 相川町史編纂委員会編『佐渡　相川の歴史　資料集二　「墓と石造物」』（新潟県佐渡郡相川町、1973年）

(c) 河野真知郎「中野木の墓石調査から」（『中野木の民俗』、船橋市教育委員会、1978年）

(d) 長沢利明「近世石造墓塔の歴史的変化――東京都西多摩郡檜原村笛吹地区の調査――」（『日本民俗学』116号、1978年）

(e) 坂詰秀一「石造塔婆と墓標」（中山法華経寺誌編纂委員会編『中山法華経寺誌』、日蓮宗大本山法華経寺、1981年）

(f) 谷川章雄「近世墓塔の形態分類と編年について――千葉県市原市高滝・養老地区の調査――」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊10（哲学・史学編）、同　「近世墓塔の変遷と家意識――千葉県市原市高滝・養老地区の近世墓標の再検討――」（『史観』121 冊、1989年）

(g) 三好義三「近世墓標の形態と民衆の精神の変化について」（『立正大学大学院年報』3、1986年）

以下(a)～(e)は上記の諸研究をあらわす。なお、これらを利用した例としては、谷川章雄「江戸の墓地と発掘」（江戸遺跡研究会編『蘇る江戸』、新人物往来社、1991年）を参照願いたい。

(3) 詳しくは(2)参照。

(4) 本稿で言う日蓮宗とは言うまでもなく、現在山梨県身延山久遠寺を本山とする一派のみを指すものではなく、広義の「日蓮宗」として歴史的に一括できる諸門流を指す。

(5) 近世石塔類の先行研究については、(f)等により詳しく整理されているので参照願いたい。

(6) 以下本文中の(1)～(5)は上記の各石造物を指す。

(7) これらのうち2基には、それぞれ「寛文」「萬治3年」の銘文が確認できる。また、内山・茅小屋両金山遺跡のものについては、いずれもごく一部が残存しているにすぎないので、もとは同一個体であったものが崩壊して現在の状態に成っていることも考えられる。したがって個体数に関しては、若干の誤差を考慮に入れておく必要があろう。それにしても、他の地域の調査のなかで概して少ない宝篋印塔が、湯之奥金山遺跡においては少なからぬ割合を占めていることには注意しておく必要があろう。近世の宝篋印塔の報告例は一般にあまり多くないようであり、(a)～(g)のうちでは(b)に3例、(e)に10例、(f)に3例が知られるのみである。総じて中山金山遺跡には宝篋印塔がやや豊富であると言えようか。

(8) (b)141・147・160頁参照。

(9) (e)333頁。

(10) (e)333～335頁。

(11) 「一般鉱夫」とは、きわめてあいまいな表現であるが、湯之奥金山における階層性については現状ではほとんど明らかになっていないので、本稿では、例えば間歩の持ち主や公義の役人といった人々ではなく、実際に鉱石の採掘や精錬に従事することを専らにする人々に対する漠然とした呼称として使用していくことにする。

(12) 板碑型石塔は中世の板碑の系譜を引くものであると考えるのが妥当であると筆者は考えている。すなわちここでは、一見して中世の板碑を思わせるような形態の石塔を指している（(e)326頁、第6図参照）。研究者によっては（舟形）光背型石塔に分類している場合もあるようだが、両者をはっきり区別するかどうかは難しい問題である。発生的には密接な関連があると考えられるが（註20参照）、(2)と(4)を同一の形態分類の中に位置づけることには若干の抵抗を感じる。

(13) (b)「板石型塔婆」（75頁以下）参照。

(14) (e)329頁。

(15) (b)、(e)所載の各写真によってもこのことが分かるが、筆者が1992年5月3日に、静岡県富士宮市所在の北山本門寺において確認したところ、やはり上部の形態に関しては(2)のような例は見出せなかった。

(16) 註(2)所載の諸論文等参照。

(17) 帝京大学山梨文化財研究所の河西学氏のご教示による。

(18) この他にも、根部正面および側面に牡丹唐草かと思われる文様が陰刻されていることも手がかりとなろう。先にも述べたように板碑型石塔の根部には蓮華文様を配するのが一般的であり、牡丹などその他の草花を配した例は今のところないようである。

(19) (e)327頁。

(20) 舟形光背型石塔は、仏像を彫っているか否かにかかわらず、大まかな形態上は一括してもよさそうである。しかし、やはり両者は別の系統として把握するべきではないだろうか。舟形光背は言うまでもなく、もともと仏像の光背として近世以前から存在するものである。これに対して近世の石塔類は、主として中世の板碑から出発した板碑型石塔に始まるようである。以下は試論にすぎないが、従来から存在していた舟形光背をもつ仏像が、延宝期頃から墓標として転用されるようになり（その時期については(c)、(e)参照）、これが板碑型石塔に影響をあたえることによって、その高さを縮め、頭部の三角形を前方に張り出させることによって(4)のような舟形光背型石塔が成立したと考えてはどうだろうか。これをさらに舟形光背型に近づけようとするところに、銘文のみだが上部と下部で正面の横幅が違うという類型が成立したと考えられないだろうか。もし、この試論が妥当だとすれば、同じ舟形光背型石塔でも、仏像が陰刻されていないものは中世の板碑に源流を求めるべきであり、仏像を陽刻したものとは本来的に別系統に属することになる。

(21) (e)333頁。(1)が、形態的に同寺の宝篋印塔と同系統に属することは先に述べた通りであり、また筆者も註(9)と同時に、北山本門寺でこのような例を確認した。

(22) 千々和到『板碑とその時代――てぢかな文化財・みぢかな中世』（平凡社、1988年）248頁以下。

(23) たとえば『正宝事録』（テキストは近世史料研究会編『正宝事録』、財団法人日本学術振興会、1964年）によれば、改元情報の伝達は次のように行われた。

「一年号万治と改元被仰出候間、皆可被相触候、已上

戌七月廿五日　町年寄三人」（206号）

すでにお分かりのように、これは明暦から万治への改元の例である。江戸ではこのとき、町触れによって、実に改元の2日後には町人に情報が伝達されていたことが分かる。ちなみに、改元情報の伝達スピードは、一般にはもう少し時間がかかったようで、たとえば慶安から承応に改元されたのは9月18日であるが、町触れは10月8日付けで出されている（『正宝事録』83号）。

(24) (e)において坂詰秀一氏は、このような板碑型石塔のうち「初現的なものは、中世の板碑にみられる一観面の特徴を、その銘文の構成に求めることが出来る」（329頁）としている。

(25) (e)に紹介された各戒名からこのように判断した。

(26) 『二次概報』29頁参照。

(27) その後の調査では、湯之奥集落の家は、ほとんどが曹洞宗に属しているということであるが、(4)は造立者が湯之奥ではなく「富士北山村」の出身であることが銘から明らかである。『二次概報』（29頁）では「禅宗的な戒名のように思われる」としていたが、安易な断定は差し控えたい。

(28) 『一次概報』「湯之奥ムラの社会」参照。

(29) 『一次概報』29頁。

(30) 『一次概報』「Ⅳ　湯之奥金山遺跡の研究動向」参照。

(31) 『二次概報』の時点では、墓標と供養塔の区別があいまいであった。しかし、供養塔の可能性がある以上、「死者を葬って墓を建て、墓所として区切った地域」を意味する「墓域」の語は不適切であると言わざるを得ない。そこで、本稿では墓標と供養塔を一括して石塔とし、その造立場所を「石塔造立場所」とあらわすことにする。

(32) 『二次概報』29頁。

(33) 『二次概報』14頁、『二次概報』23頁。

(34) 湯之奥集落の方の話では、最近まで遺跡内の石塔を集落まで下ろしてくることが密かに行われたということである。そうであるとすれば、現在残った石塔類が直ちに戸数を反映することにはならないが、具体的な石塔類の麓への移動の実態を明らかにすることはできなかった。

(35) (c)39頁。

(36) (g)37頁。

（菊地大樹）

総　　括

1989年から3ケ年に及ぶ湯之奥金山遺跡の総合学術調査によって、以上の各分野の調査結果の報告に述べられているように、多くの成果と金山研究に関わる新たな視点や課題を得ることができた。また、従来の金山に関わる先行研究は、多くが古文書類に依拠したものであるために、金山そのものを総合的に照射したものが少なく、その点でも湯之奥金山遺跡の調査研究は、金山の全体像を浮き彫りにし、さまざまな角度から総合的にながめた研究として一定の評価が得られよう。

この調査では冒頭に述べたように、当初から多くの課題が設定され、考古学・文献史学・民俗学はもとよりさまざまな分野の多くの研究者の参画のもとに進められた。その結果、詳細な航空測量や遺構の分布調査を通して124に及ぶ平坦面（テラス）や16ケ所の坑道をはじめとするさまざまな採鉱関係の遺構などが具体的に把握され、規模や形態など金山の諸様相が明らかにされたことは、この調査のなかで最も大きな成果と思う。また、古文書・民俗資料の分析を通して従来の研究をさらに推し進める重要な成果なども得ることができ、今後の日本鉱山史研究に大きく寄与することになった。ここではその一端を述べて、総括としたいと思う。

戦国大名甲斐武田氏や譜代の重臣穴山氏の経営とされてきた甲斐国内の諸金山は、戦国大名の経済力を語るうえでは常に華やかな表舞台に登場するが、そのわりに規模・経営形態などの実像はほとんど姿を見せないままであったといっても良い。東京大学をはじめとするスタッフにより開始された塩山市黒川金山遺跡と、この湯之奥金山遺跡の調査によって初めてその実態を見せたのではないか。

湯之奥金山遺跡のうち調査研究の直接の対象となった中山金山遺跡は遺跡の中心を流れる金山沢をとりまくように大小124のテラスが展開する。このテラスはおそらく、金山衆や鉱夫達の日常の生活の場となり、選鉱や精錬等の生産活動の場であった。こうした歴史的に形成された景観は、黒川金山遺跡に極めて類似するものであり、生活や生産活動に金山沢のような豊かな水域を必要とすることを物語っている。

124のテラスはむろん、すべて同時代の所産ではなく、この金山遺跡が存続した全期間の集約された姿であるが、黒川金山遺跡と同様にある程度の規模で操業されていたことを示唆している。戦国期の甲斐武田氏全盛期のころ、この金山遺跡や黒川金山などが、どの程度の操業形態を示していたのか直接的に明らかにし得る資料はないが、甲斐国内に点在する他の金山遺跡と比較するとそれは明白となろう。調査団で踏査した金山の一つに塩山市平沢の黄金沢金山遺跡があるが、ここは坑道が1～2ケ所にテラスが20程度の小規模な金山である。操業時期は不明であるが、金山の中でも最も規模の小さいもので、これに似る遺跡は甲斐国内には意外に多い。中山金山や黒川金山遺跡のように戦争に金山衆が駆りだされるほどの金山と、このような農村付近に展開する小規模な金山とが混在したまま、今日まで一律の金山像が豊かに描かれ、いずれも武田氏の経営という伝承を残してきた。戦国期における金山経営がどういうものであったのか、今回の調査研

究では容易に明らかにできなかったが、個々の金山の実態を的確に把握することが急務となってきた。佐渡金銀山や石見銀山遺跡のように、近世・近代を通じて経営が繰り返されてきた遺跡でないだけに、こうした課題を究明するうえで中山金山は重要な遺跡の一つである。中山金山遺跡の操業は、遅くとも16世紀前半代には開始されており、17世紀後半代まで、戦国期の様相を未だ色濃く残す江戸前期に操業を終えていることから考えれば、こうした研究に格好の材料である。

16世紀から17世紀代での操業という経営年代が明らかになったのは、規模・形態が明らかになったことと同様に最も大きな成果の一つである。これによって、戦国期武田氏支配当時での金山の存在が裏付けられたばかりでなく、金山の開発時期が16世紀代の早い時期、あるいは15世紀代にまでさかのぼる可能性を見いだし、『王代記』の明応７年（1498）の「同（十月）廿四日辰剋、天地震動シテ国所々損。金山クツレカ、ミクツレ中山損。」を追認した。これによって甲斐国内の金山開発は武田信虎以前になされていたことが確実視されてきた。そして、武田氏滅亡後の江戸前期には、この金山はおおいに活況を呈していたと想定することもできた。

武田氏の金山が語られる時に、金山の衰退時期は天正５年（1577）の武田勝頼期におかれることが多い。それは、以下の文書を根拠としている。そしてこれと軌を一にするかのように、武田氏の滅亡が説明されている。

武田家印判状（風間春雄氏所蔵）

於金山黄金無出来之条、一月馬壱疋分諸役御免除之由、所被仰出也、仍如件

桜井右近助

天正五丁丑年　　以清斎

二月十一日　（朱印）　　奉之

この文書の存在から、戦国大名武田氏の華やかな金山経営の衰退が語られ、武田氏の終焉へ論理が展開されているが、本当にそうであったのか。初めてこの文書に疑義をはさみ、この時期の衰退を否定したのは笹本正治氏であった。氏は、先にあげた天正５年の文書そのものを疑問とし、いくつかの理由から「私はこの天正五年二月十一日付けの文書の存在自体に疑問を覚える。従ってこの文書から、勝頼の時期には甲斐の金山が枯渇したという結論は出せないと思う。」と述べ、この頃の衰退を明確に否定している。(1)

すでに述べてきたように、中山金山遺跡の経営は、戦国期と同様に、武田氏滅亡後の江戸前期にも大きなヤマを迎えている。これらの実態から推定すれば、勝頼期に一時的な減少はあっても、大きな衰退期を迎えることは到底考え難い。一点の文書に頼る金山の評価は、再検討の余地があろう。

同時に、ここで問題にしなければならない重要な点は、天正５年の金山の衰退を想定する従来の通説は、金山遺跡全体を一人の主体者による経営とすることを前提としていることである。その結果、黒川金山にしても中山金山にしても、金山全体が衰退したとするイメージが描きだされている。そしてさらに、その解釈を発展させ、甲斐国内の金山の全体的な衰退へと論理を展開している点である。今回の湯之奥金山遺跡の重要な研究課題に経営形態のあり方の追究と共に、金山衆の性格がどのようであったのか種々論じられてきたが、その調査研究の詳細は各分野の報告

を参照されたいが、金山における金山衆は山師という鉱山技術者で、間歩という坑道の持ち主であることが共通認識として定着している。すなわち、支配者による直轄経営がなされない限り、これらの金山は個々の間歩主の総体のうえに成り立つ存在であり、従って個々の間歩によって埋蔵量に差異が生じるのは当然で、先の天正5年の文書を金山全体の盛衰に直接的に結びつけることが果たして適切かどうか。

いずれにせよ、中山金山にしても黒川金山にしても、17世紀後半ごろが金山の衰退の画期とされ、鉱山町が消滅していく時期にあたっている。出土遺物の使用年代等をいかに分析評価するかにもかかわるが、考古学調査の成果を総合すれば、武田氏滅亡後も約1世紀近くも金山は操業されていたようで、天正5年頃に金山が衰退するという積極的理由は見いだせず、従来の通説は全面的な見直しがせまられている。

さらに、齋藤康彦氏の詳細な研究報告からもうかがわれるように、江戸期の18世紀前半ごろや、明治以後も断続的に試掘などが計画された様子が出土遺物や各種史料から推測され、この湯之奥金山が世に広く知れわたった存在であったことが理解できる。

それでは、この河内地方を支配していた穴山氏と金山衆との関わりはどうであろうか。元亀2年の文書に見える10人の中山金山衆はどういう性格の者達であったろうか。この点に関しては、第2編研究編第3章「戦国時代から近世にかけての湯之奥金山」と題した笹本正治氏による詳細な研究があるので、ここでは繰り返さないが、従来考えられてきた門西家との関わりについては根本的な見直しをせまられている。同時に天正11年の穴山勝千代印判状に見える「河口六左衛門尉」や、湯之奥金山に現在も残る石造物群中に見える「大田」氏、「石河」氏、さらに「望月」氏などが改めて中山金山衆の一員として浮かび上がってきたのである。興味深いことに、これらの金山衆は、静岡県富士宮市域の今川氏領にあたる麓金山とも深く関与し、これらの金山衆の系譜は「富士北山村」と石造物に刻まれるように、富士宮市や富士市域周辺にたどることができるのである。金山山中の石造物群が物語る日蓮宗系の様相は、富士北山の本門寺などとの関わりで解釈でき、中山金山衆の存在を示す元亀2年の印判状などが「駿州富士郡北山村市郎右衛門」の家に伝来されたこともこれで説明がつく。

そこで次に問題になるのは、湯之奥金山の経営にあたった村、すなわち文書類に見える「中山村」「内山村」「茅小屋村」はいったいどのような村であったのかという点である。また、湯之奥村と中山金山との関係はどうであったのかという問題もある。これらの村の実態を明らかにする資料には恵まれなかったが、金山年表でも示されているとおり、中山村は元禄9年（1696）年頃退転した様子が、門西家文書の中で明確になっている。要するに戦国期以後その頃まで中山村という鉱山経営を専らにした村が山中に厳然と存在したことは確実で、こうした農業経営を主体としない村の実態の研究は今後の大きな研究課題として残された。

さて、中山金山遺跡における三次に及んだ考古学調査では、石臼などの大量の金山関係資料がもたらされた。この成果も、それぞれ各節の中で詳述されているので重複は避けたいが、大量の石臼と、鉱滓類の検出は、鉱山経営の盛んなさまと、精錬まで含めた一連の鉱山作業が展開されていたことを如実に示す証左となっている。そして石臼中、「湯之奥型」と命名された独特の回

転臼が、これらの石臼が全国展開する一段階前に存在することも明らかとなった。鉱山臼の研究は、未だ緒についたばかりの状況で、佐渡金銀山遺跡の今後の研究も含め多くの課題が残されているが、湯之奥金山を始めとする甲斐武田氏が開発、経営していたと伝承されるいくつかの金山にみられる「湯之奥型」回転臼はこれら鉱山臼の研究にとって重要な位置を占めることになろう。回転臼と共に金山遺跡で検出される磨り石、磨り臼等の石臼類は、中山金山遺跡の調査結果では、機能別差異を示唆し、同時に併存するという結論を得ている。先行研究では磨り臼・磨り石段階から回転臼に発展するとされ[(2)]、いみじくも今回異なる見解を示すことになったが、この点も鉱山技術研究上の今後の課題としたいと思う。また、今回発掘対象となった各テラス群からは日常の生活的要素を示す諸遺物と共に、回転臼や鉱滓などの精錬遺物が伴出することが多い。このことから想定されることは、各テラスにおいて採鉱から精錬まで一貫した作業が行われていたことで、中山金山全体が組織的な分業体制に入っていないことを物語るのかもしれない。金山経営における個々の金山衆の独立性、主体性とも関連し、史料に見える中山金山衆10人の実態を考えるうえで、興味深い事実である。

鉱山技術と言えば、金脈を探し求め掘りだす技術の問題は極めて重要で、中山金山遺跡においても地理・地質班を中心に詳しい調査が重ねられ報告されている。簡易測量により、坑道の規模・形態も資料化され、さらに採鉱に関わる遺構の分布域も明らかにすることができた。その結果、さまざまな種類の遺構が確認されており、採鉱などの多様なあり方が判明している。しかし坑道の規模・形態による時代認識については最終的な結論は得られていない。現段階では坑道そのものから掘削年代を割り出す方法が困難で、これからの研究課題としたいが、ただし江戸中期の堀内粂之丞による坑道掘りが、古文書との整合・分析によってある程度確認することができたことは幸いであった。また、今回は具体的に追究し得なかったが、地中レーダーによる地下遺構の探査によって、金山遺跡の大規模な土地改変の可能性を見いだし、さらに鉱滓の分析によって金の含有も確認されたことの意義も大きい。こうした事例の積み重ねによって、鉱山技術の展開が次第に浮き彫りにされてくるのであろう。

湯之奥金山遺跡は、大変山深い毛無山山中の標高1500～1700メートル前後の地点に立地し、調査研究も困難を極めることにもなったが、反面、遺跡の保存状況は大変良好である。これらの歴史遺産の保存は私共にとって大きな責務であるが、同時にその実態解明と、こうした遺跡の今後の活用のあり方には真剣に目を向けていかなければならない。

先にも述べたように、戦国期から江戸前期という特定された時期での操業年代でもあり、甲斐武田氏や戦国大名の鉱山経営がどうであったのかその実像を探るうえでは黒川金山遺跡と共に最も模範的かつ重要な遺跡である。従来の古文書を中心とした戦国大名武田氏の金山経営の研究とその上に描かれてきた金山のイメージも大きく塗り替えられることは必至であり、より生き生きした実態像が浮かび上がってくることは確実である。

これは、こうした鉱山遺跡の調査研究に、さまざまな分野の研究者が学際的に共同して、あらゆる視野から総合的に追究し得たことが、一定の成果をもたらしたものと信ずる。

最後に、これらの調査研究の場を提供され、熱意をもってこの調査事業を推進された地元下部

町長を始めとする町関係者には心から敬意と感謝を申し上げたい。教育委員会をはじめとする町当局者は終始一貫して湯之奥金山遺跡の学術的重要性を認め、またその保存に心を配られ、遅々として進まない我々調査団の調査研究も温かく見守ってくださった。こうしたことが、今回の調査成果の報告にも結びついている。また3ケ年に及ぶ調査には湯之奥区、下部区など多くの区民の皆さんの全面的なご協力もいただき、さらに県鰍沢林務事務所などの関係機関からもさまざまなご指導やご助言を賜った。こうした方々と諸機関の温かいご援助があったからこそこの調査研究が一定の成果を収めつつ一応の終了をみたのであり、文末ではあるが心より感謝の意を表して報告の結びとしたい。

註

(1) 笹本正治「戦国大名武田氏の金山支配をめぐって」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第3集 1990年

(2) 今村啓爾「鉱山臼からみた中・近世貴金属鉱業の技術系統」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第9号 1990

葉賀七三男「“湯之奥金山”」『資源・素材学会誌』106 NO.6 1990

（萩原三雄）

参考文献

松平定能編『甲斐国志』1814（佐藤八郎他校訂『大日本地誌大系　甲斐国志』＜全５巻＞1968～1982）

静岡県編『静岡県史料』（第二輯）　静岡県 1933　＜復刻＞角川書店 1966

緒方乙丸・小山一郎　『日本の鉱山』　内田老鶴圃 1956

麓　三郎　『佐渡金銀山史話』三菱金属鉱業(株)　1956

柴辻俊六他編『新編甲州古文書』（全３巻）角川書店　1966～1969

小葉田淳　『日本鉱山史の研究』　　岩波書店 1968

清水市史編纂委員会編『清水市史資料　中世』　吉川弘文館 1970

山梨県地質図編集委員会　１０万分の１図幅『山梨県地質誌』　山梨県 1970

小川　浩　『寛永通寶銭譜』　日本古銭研究会 1972

相川町史編纂委員会　『佐渡相川の歴史』資料集２　新潟県佐渡郡相川町 1973

相川町史編纂委員会　『佐渡相川の歴史』資料集３　新潟県佐渡郡相川町 1973

三輪茂雄『石臼の謎』産業技術センター　1975

三輪茂雄『臼』法政大学出版局　1978

野沢昌康　「金山の歴史」『早川町誌』　早川町 1980

佐賀県立九州陶磁文化館　『国内出土の肥前陶磁』　佐賀県立九州陶磁文化館 1984

赤羽一郎　『常滑焼－中世窯の様相－』　ニューサイエンス社 1984

田口昭二　『美濃焼』　ニューサイエンス社 1985

テム研究所編　『図説 佐渡金山』　(株)ゴールデン佐渡 1985

葉賀七三男　『考古学と金属生産－遺跡調査の指針』　クオリ 1986

日本の地質編集委員会　『日本の地質』１～９巻　共立出版 1986～1992

田村善次郎・今村啓爾他　『甲斐・黒川金山～第一次調査報告』　黒川金山遺跡研究会 1987

田村善次郎・今村啓爾他　『甲斐・黒川金山～第二次調査報告』　黒川金山遺跡研究会 1988

東京都新宿区教育委員会　『三栄町遺跡』　東京都新宿区教育委員会 1988

東京大学遺跡調査室　『理学部７号館地点』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書１　東京大学理学部遺跡調査室 1989

都立高校遺跡調査室　『白鷗』　都立学校遺跡調査会 1990

駒込六丁目遺跡(日本郵船地区)調査会　『染井Ｉ』　東京都豊島区教育委員会 1990

東京大学遺跡調査室　『法学部４号館・文学部３号館建設地遺跡』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書２　東京大学文学部 1990

東京大学遺跡調査室　『医学部附属病院地点』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書３　東京大学医学部附属病院 1990

東京大学遺跡調査室　『山上会館・御殿下記念館地点』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書４　東京大学庶務部庶務課広報室 1991

長谷川利平次　『佐渡金銀山史の研究』　近藤出版社 1991
染井遺跡(丹羽家地区)調査会　『染井II』　東京都豊島区教育委員会 1991
黒川金山遺跡研究会他編『黒川金山史料』　塩山市教育委員会 1991

湯之奥金山遺跡学術調査会名簿（平成２年３月31日現在・順不同）

会　　長　土橋精一（下部町長）

副 会 長　渡辺太郎（町議会議長）　赤池英至（町教育委員長）　小林軍治（町教育長）
磯貝正義（山梨大学名誉教授・県立考古博物館館長）　野沢昌康（山梨県考古学協会会長）

理　　事　渡辺重保　小林道昭　伊藤和男　伊藤良雄　磯野松市　服部治則　谷口一夫　萩原三雄　十菱駿武　笹本正治　堀内　真　日向富士雄

参　　与　望月正照　串松秀太郎　宮沢正成　上田　誠　渡辺　勉　坂本美夫

委　　員　岩倉正行　北条保義　赤池清正　伊藤松雄　小林　貢　伊藤　要　上田　誠

事務局長　伊藤　晃

事 務 局　太田　弘　赤池義明　望月　融

調査協力員　門西茂男　門西正勝　石部　栄　石部欣一　中野敏夫　小林城一郎　赤池　安
伊藤　守　芝原治一　今福　誠　石部典生

湯之奥金山遺跡学術調査会名簿（平成３年３月31日現在・順不同）

会　　長　土橋精一（下部町長）

副 会 長　渡辺太郎（町議会議長）　串松秀太郎（町教育委員長）　太田芳雄（町教育長）
磯貝正義（山梨大学名誉教授・県立考古博物館館長）　野沢昌康（山梨県考古学協会会長）

理　　事　小林道昭　佐野　功　伊藤和男　伊藤良雄　磯野松市　服部治則　谷口一夫　萩原三雄　十菱駿武　笹本正治　堀内　真　伊藤　要

参　　与　望月正照　宮沢正成　赤池英至　上田　誠　渡辺　勉　坂本美夫

委　　員　赤池　直　日向富士雄　佐野謙二　佐野洋一　二宮美仁　若狭富士雄　上田　誠

事務局長　加藤祥治

事 務 局　太田　弘　赤池義明　望月　融

調査協力員　浦田　博　門西正勝　石部　栄　石部欣一　中野敏夫　松永幹雄　赤池　篤　渡辺弘貴　小林定雄　赤池　茂　芝原治一　今福　誠　岩倉正行　石部典生

湯之奥金山遺跡学術調査会名簿（平成４年３月31日現在・順不同）

会　　長　土橋精一（下部町長）

副 会 長　伊藤　卓（町議会議長）　上田　誠（町教育委員長）　太田芳雄（町教育長）　磯貝正義（山梨大学名誉教授・県立考古博物館館長）　野沢昌康（山梨県考古学協会会長）

理　　事　小林道昭　伊藤松彦　伊藤和男　伊藤良雄　磯野松市　服部治則　谷口一夫　萩原三雄　十菱駿武　笹本正治　堀内　真　伊藤　要

参　　与　中山　正　宮沢正成　赤池英至　上田　誠　久保　肇　坂本美夫

委　　員　赤池　直　日向富士雄　佐野謙二　佐野洋一　二宮美仁　若狭富士雄　上田　誠

事務局長　加藤祥治

事 務 局　太田　弘　赤池義明　望月　融

調査協力員　佐田武一　門西正勝　石部　栄　石部欣一　石部久寿　赤池静代　赤池和希　渡辺公一　太田芳雄　渡辺重保　芝原治一　今福　誠　岩倉正行　石部典生

湯之奥金山遺跡学術調査団名簿（順不同）

団　　長　谷口一夫（帝京大学山梨文化財研究所所長）

副 団 長　清雲俊元

顧　　問　磯貝正義　野沢昌康　佐藤八郎　植松又次　服部治則　上野晴朗

調 査 員　萩原三雄　十菱駿武　小野正敏　笹本正治　秋山　敬　小和田哲男　安達　満　齋藤康彦　千々和到　藤澤良祐　葉賀七三男　小菅徹也　堀内　真　長沢利明　杉本仁　外山秀一　河西　学　櫛原功一　宮澤公雄　平野　修　斉藤紳悟　堀内　亨　畑　大介　山下孝司　古谷健一郎　信藤祐仁　堀ノ内泉　数野雅彦　上田　誠　谷口堅二　伊藤　要　二宮美仁　上田　茂　岩倉正行　依田三男　高橋　完　馬場孝　岩倉叶一　赤池貴敬　旭　大三　竹之内博三　石部典生　中野敏夫　石部久寿　石部信博　依田　工　石部哲也　石部雅也　門西　誠　佐野知世　望月賢二　望月明彦　鈴木勝治　加藤為夫　日向富士雄　佐野洋一　赤池　直　若狭富士雄　佐野謙二　米川幸子　北条保義　赤池清正　伊藤松雄　小林　貢

調査補助員　瀬田正明　伊東千代美　若木美和　山梨学院大学考古学研究会々員　信州大学人文学部日本史研究室学生　山梨大学産業経済史研究会々員　東京大学考古学研究会々員　帝京大学考古学研究会々員　日本大学文理学部学生

協 力 者　佐野友一　渡辺昌志　上田文治　末木　健　今福利恵　鈴木　稔　森本伊知郎　下部町郷土研究会々員

事務局長　波木井市郎

事 務 局　輿石智子　中山千恵　広瀬千江美　樋泉彰子　日原ゆかり　五味芳子

湯之奥金山遺跡発掘調査参加者名簿（順不同）

我妻良一　長崎深志　三好章史　坂口英幸　丸茂　正　神保東洋彦　菊地俊宏
川込光貴　鷺野谷博則　丹羽伸行　山本伸明　小島毅郎　眞見泰人　荒川　篤
塚本正樹　萩野啓二　米津憲宏　和田　博　黒川裕希　安見知之　大坪正人
菅生　悟　久保田勝之　竹澤一茂　岡　順一　和田弘行　村上浩一　菊地芳明
手島司郎　斎藤　勉　阿部浩司（山梨学院大学）
白井茂樹　今村貴志　藤原章光　岡本新一　鈴木浩二　渡邊克至（山梨大学）
大塚友宏　西川卓志　小柏和也　大塚俊司　森井陽子　木田　崇　小林純子
丸山浩隆　谷定生代佳　茂原通雄　山本和子　高堰勝己　福原圭一　津野恵子
前田邦代　矢島有希彦　薮崎浩之　石川直実　鈴木和男　荒井裕昌　峰岸太郎
（信州大学）
井上　聡　安藤聡穂　菊地大樹　鈴木泰斗　鈴木健彦　武井繁幸　三上喜孝
山崎達哉　及川茂輝　安田卓史　茜　康則　立木洋行　田中佐知子　土田宏成
中入地純一郎　松浦史浩　溝部良恵　宮本　徹　渡部聡一　水矢　亨
田代健太郎　千葉　昇　吉澤伸穂（東京大学）
伊藤雪穂　野口瑞子　柏木秀俊（日本大学）
宮里　学（帝京大学）
勢あづさ（東京女学館短期大学）
榊原史子（日本女子大学）
宮原牧子（恵泉女学園大学）
末　創一（明治大学大学院）
佐野靖子　矢房静江　竜沢みち子　斉藤春美　斉藤ひろみ　名取もと子　竜沢峯子
宇津宮則子　伊藤好美　斎木義一　矢崎照政　渡辺広勝　佐藤真佐美

第一編　総合調査編

第九章　古文書調査

第一節　中近世の古文書

一九八九年八月に調査を実施した「門西家文書」（全三八二点）のなかから、中世文書および湯之奥金山（鉱山）にかかわる近世文書、計四〇点について翻刻した。各史料冒頭の（　）は、調査時に作成した目録の文書番号である。

また、「湯之奥区有文書」・「常葉区有文書」（下部町役場保管）中の湯之奥金山に言及した記述の見える近世文書各一点についても同様の作業を行った。

一、門西家文書

（一）天文一二年（一五四三）七月五日付　穴山信友判物（竹進上申付書）

（八角朱印・印文未詳）

（穴山信友）

（花押）

右竹藪之事はやすへし、何時も用之時ハ、何本所望と判をつかハすへく候、何へも其分申付候、縦用之時印はんこし候共、無此判者、きるへからす、以此儀能々竹をはやし奉公可申者也、仍如件、

天文十二年癸卯

七月五日

佐野縫殿右衛門尉

（二）年未詳三月二九日付　穴山信友朱印状（葺板進上申付書）

（八角朱印・印文未詳）

万まい此ふきいた、ひろさ、なかさにとり、進上申候へ由可申候、佐野山にてなり共、つはきさうり山にてなり共、とり候ハ、、人をあひそへへく者也、仍如件、

三月廿九日

ゆのをく

ぬいゑもん方へ

（三）年未詳一〇月八日付　姓未詳虎堯書状（大岱山出入につき）

返々御心へ被下候、しからハ大ぬたへぬいゑもん御のほり被下候、先度より如何之してうけたまハり候、大ぬたのやまちの事、ゆのおくのぬいゑもんひゃくしやう二よりたきよし、そのよしうけたまはり候間出し候、しからハ、可御意おの［　　］候儀にて候、なんとき二ても可被下候ハ、ねんくハおりそにあるへく候、そのうへちやくしきあるましく候、しかれ共、ふさたの事候ハ、可被申候様御心へ被下候、くハしくハ如何之イて申候へく候、七さへ候申候、恐々謹言、

十月八日　　虎堯（花押）

（四）天文一三年（一五四四）三月二九日付　（大岱山につき代物覚）

時天文拾参念甲乙巳三月廿九日

おふのた山の地御いてつかひ申候代物の事

まつ形部介殿へ一貫文、新三殿へ二百文のわきさし一、美作殿へ五百文、又形部介殿へ二貫三百のかね一りやう、又いまさかとのへ三百文、

しもつけとの茶二斤、わたなへとの百文ちや一きん、あまりけんゑもんとの二百文、三沢和泉殿二百文、彼人数之御あつかひをもつておちつき申候、

（参考一）弘治二年（一五五六）一一月一五日付　穴山信友判物（普請役等免許状）

（穴山信友）
（花押）

就于奉公申、山作五間普請其外免許候、山作用所之儀、何時も無々沙汰奉公可申者也、仍如件、

弘治弐年
霜月十五日

佐野縫殿右ヱ門方へ

（『新編甲州古文書』）

（注）この文書は現在失われている。

（五）天正八年（一五八〇）正月二六日付　穴山信君判物（棟別諸役免許状）

（穴山信友）
（花押）

於河内谷中、私宅壱間棟別諸役令免許之者也、仍如件、

天正八年
正月廿六日

湯之奥之
文右衛門

（六）年未詳一一月三日付　穴山信君判物（犬所持許可状）

（穴山信友）
（花押）

彼者犬三疋持候、誰ニ而も違乱すへからさる者也、仍如件、

十一月三日

湯之奥
縫右衛門尉

（七）年未詳一二月二六日付　伊（　）彦次黒印状（鉄砲預け証文）

以上

鉄炮壱丁あつけ置候間、毛かわ此方へ上候へし、

伊彦次
十二月廿六日　（黒印・印文未詳）
湯之おく
文三

（参考二）天正一九年（一五九一）一二月二日付　加藤平助判物（年貢皆納申付状）

湯之奥村請納尓相定候間、三貫五百文急度皆納可申候也、

天正十九
十二月二日　　加平助（花押）

ゆのおく
文三

（『新編甲州古文書』）

（注）この文書は現在失われている。

（参考三）年未詳一二月一六日付　加藤平助黒印状写（鉄砲預け証文）

以上

鉄炮壱丁あつけ置候間、もかり此方へ上候へく候、

十二月十六日　（加藤平助黒印）

湯之おく

文三

（縣誌本『河内領古文書』）

（注）この文書は現在失われている。

（参考四）　慶長三年三月二日付　細田保慶等連署判物写（年貢進納申付状）

以上

当郷請納之物成、如前々五石四升に相定候上ハ、相違有間敷者也、

慶長三年

三月二日　細田兵衛　花押

□（寺）孫六　花押

ゆのおく村之

七左衛門尉

（縣誌本『河内領古文書』）

（注）この文書は現在失われている。

（一一）慶安三年（一六五〇）七月二三日付　御訴訟（運上間歩につき訴状）

御訴訟

一、言上之意趣者、御運上間歩之水ぬき（抜）ニ秋半右衛門様得御意、我等親代々切置申候処御座候を、中山之武兵衛・八郎左衛門・里兵衛・作左衛門、四人のもの（者）切申度候と申候ニ付、人数致互すへく（末々）まても談合ニ相定申候証古御（拠）座候処ニ、只今五右衛門我かまゝ申、我壱人之間歩と申候儀偽りニ御御座候事、

一、右之間歩弐百間切申小分之御運上を指上申候へ共、其上途きれ（切）申候間、七八拾間跡へ帰り枝筋之御座候を拾間切置申候処、当年右之間歩切申候へハ、五右衛門我かまゝ申、其上我等之人足しき（直）ニかりきり（借切）仕罷有候処ニ、から山打くつし（崩）通路とめ（止）申候を、中間之もの（者）共見出しほりあけ（掘開）其もの（者）共たすけ（助）申候、則五右衛門方へ於此間歩ニハ互ニ出入有間敷候と断申候へ共、とかくの儀不申度々打くつし（崩）申候、加様成我かまゝ仕申候事、何共めいわく（迷惑）仕候、彼五右衛門召出シ　御下知奉仰候、

慶安三年　沢内内山

寅七月廿三日　市郎右衛門（印）

同

二右衛門（印）

御代官様

（裏書）

「表書之様子可相尋候間致挨拶書、来ル廿七日ニ罷出対決可仕候、以上、

七月廿三日　松三太（印）

中山
五右衛門」

三太夫様(ママ)

御代官様

（一三）慶安四年（一六五一）七月二〇日付　覚（湯奥村明細）

覚

一、米三斗六升　寅之御縄出分
　　請所出分

一、薪取山壱ケ所居村有之

一、奥山壱ケ所色々雑木有之

一、竹薮三ケ所いくね有之

一、寺壱ケ所禅宗有之

一、山神宮壱ケ所有之

一、家大小拾三間　内　八間八本百姓
　　五間八門屋
　　壱間八水呑百姓

一、人数五拾三人　内　三拾六人　男
　　内六人十才より下
　　拾七人　女

一、馬　六疋

右之通少も無相違書上ケ申候、為後日一札如此候、以上、

慶安四年　湯奥村
卯七月廿日　名主六左衛門（印）
七兵衛（印）
惣百姓（印）

（一四）明暦三年（一六五七）四月七日付　河内領湯奥村竹改申覚

河内領湯奥村竹改申覚

一、長拾五間　七左衛門
横拾間之薮

此竹百弐拾本

内　弐口（拾）本　六寸廻り
百本　五寸廻り

一、長拾弐間　七兵衛
横弐間之薮

此竹五拾本

内　弐拾本　四寸廻り
三拾本　三寸廻り

一、長拾間　喜左衛門
横三間之薮

此竹六拾五本　三寸

竹都合弐百三拾五本

弐拾本　六寸廻り
百本　五寸廻り
弐拾本　四寸廻り
九拾五本　三寸廻り

右之通り銘々百□(姓カ)薮之竹数改都合致指上ケ申候、少も隠置不申候、若隠置訴人御座候ハやカて百姓曲事ニ可被仰付候、為後日一札指上ケ申候、以上、

明暦三年(酉)とり四月七日　湯奥村
名主七左衛門
助右衛門
与兵衛
惣百姓

（一七）寛文一三年（一六七三）一〇月二日付　湯奥村名主・百姓口上書（御林山の百姓山移管願い）

湯奥村名主・百姓口上書

一、湯奥村分ふとうはらたけと申山、先年ハ百姓山尓て御座候所、拾三年以前丑年(寛文元年)佐々七郎兵衛殿・斎藤佐次兵衛殿御材木御奉行被成候節、右之山ヵ御材木出し申候、其節ヵ御林ニ罷成、右御両人衆御林之札御立被成、大垰［　］境ニ壱ケ所、わらび平と申所ニ壱ケ所、弐ケ所ニ御札御立、但杉岡勘左衛門殿御代官被成候節之事ニて御座候、

一、右之ふとうはらたけのこしに苅生畑御座候、常葉小屋と申所右ふとうはらたけの内ニ御座候、大垰村境ニ而御座候、常葉小屋と申所ニも、苅生畑御座候、只今右之所ニ作仕付置申候、但御縄之節ハ右之場所作り不申候ニ付、御帳ニ者のり(載)不申候、但右之場所きりかへ(切替)の場ニて御座候、

一、杉岡勘左衛門殿ヵ当御代官所ニ罷成候節、村中ニ有之物共御改指出し御取被成候、其指出ニも右之御林書上ケ置申候、其外数通御林之改御公儀様へ書上ケ置申候、

寛文拾三年丑之拾月二日　湯奥村
名主七左衛門
惣百性(姓)中

御代官様

湯奥村名主・百姓口上書

一、御林山之名、ふとうばらたけ・大平ぶながたわ・おほぼらあかかれ・中尾ひたりうつほ、いろく(色々)名御座候、惣名をぶとうと申候、木ハ、つが・もミ・けや木、其外雑木御座候、木数ハしれ(知)不申候、大分之木数ニて御座候、

一、右之御林何ほと(程)四方可有之哉と御尋被成候、高サ壱里ほと、但苅生畑ヵ峯々也、よこ(横)壱里半ほと可有御座候、

一、右之山ヵ舟板出申候節、大垰村へ之御証文ニて取候由、大垰村之者申上候ニ付御尋被成候、松木三太夫様御代官所之節、慶安五年辰年大垰村ヵ右之山ニ而舟板取申候ニ付おさへ(押)置、御代官様へ御訴訟申上候へハ、大垰村之者共御召寄御せんき(詮議)被成候へハ、大垰村之者湯奥村山紛無之由申上候ニ付、板ニ引申候分計出シ、其外角ニけつり(削)申候分をハ出し申間敷候由被仰付候、其後右之山ヵ舟板出し申候儀ハ無御座候、右辰之年大垰山尓て取申筈ニ御書替申請、湯奥山尓て舟板取申候

ニ付、御訴訟ニ御代官様へ罷越候へハ、御手代樋口太郎兵衛殿か双方へ御書付被下候、則右之御書付于今所持申候間、懸御目申候、其外御書付壱通参候、是ハ写仕置本紙ハ木引方へ越申候、大坐村木引次右衛門・長四郎・庄蔵、帯金村木引善右衛門・権左衛門・茂兵衛・太郎右衛門、下山村木引縫右衛門、大嶋村木引助左右衛門・内舟村木引七右衛門、右之者共方へ之御書付ニて、但し樋口太郎兵衛殿か之御書付ニて御座候、写指上ケ申候、右之木引共舟板湯奥山尓て取申候ニ付おさへ申候間御尋可被下候、

一、右之出入ニ付御代官様へ湯奥村か手形御取被成候、右之手形之留書御座候而指上申候、本紙可有御座候、偽りと思召候へ共本紙御尋御覧可被下候、

寛文拾三年　　湯奥村

丑十月二日　　名主七左衛門

惣百性(姓)中

（一九）貞享三年（一六八六）七月付　書付を以申上候御事（かや小屋金山等につき上申書）

書付を以申上候御事

一、甲州河内領か屋(茅小屋)小や内山村、近年者一円金出不申候ニ付退転仕候、去ル酉(天和元年・一六八一)之ききん(飢饉)御公儀様御慈悲ニ御米被下候ニ付、命たすかり(助)、其心得只今迄御代官様之御慈悲ニか所ニ罷有候御事、

一、野田三郎左衛門様御代官所之節、弐拾弐年(寛文五年・一六六五)以前巳之年間歩盛り、御運上金六分御公儀様被御取上、残而四分八間歩主・堀子ニ被下候、仍之間歩主・堀子草臥、退転致候、から切仕候儀も不罷成候ニ付、妻子共はこくみ(育)申儀成兼飢命ニ及罷有候、只今迄少分之日用なと取、命つなき仕罷有候御事、

一、跡々御運上指上ケ申候間歩之筋本ゑ参り候、からやく間歩と申せさけ拾三年ニ八拾間から切仕候、未拾八間程ニ見つもり申候へ共、扶持米ニつまり切申儀も一円不罷成候付、今度妻子ともしち(共)物(質)入金子借用仕候而、右之間歩から切当二月か仕候御事、

一、右申上候品々請出し自然金筋へも切着申候ハ、、早速御注進可申上候、永々退転之金山ニ而御座候間、其節御公儀様之御了簡被下候ハ、、難有奉存候御事、

右之通り有無様子ハしれ(知)不申候へ共、先御注進申上候、以上、

貞享三年　　間歩主かや小屋村

寅ノ七月日　　九左衛門

御代官様

（二〇）貞享三年（一六八六）三月一二日付　（雨畑金山奉行衆の名前につき書状）

雨畑御金山奉行衆

御奉行御勘定衆

山崎宇右衛門

武井善八

御奉行目付衆

岡本九郎兵衛

江渡宗左衛門
妹尾太右衛門
図司半兵衛
御小人目付衆
広田伝右衛門
内田半左衛門
山田長太夫
渡辺杢右衛門
五十人衆
清水三右衛門
和田安右衛門
深谷金兵衛
松井権平
百人衆
内藤与左衛門
田口久太夫
西沢市太夫
小沢茂右衛門
赤田半太夫
大谷孫五左衛門
はもしながら御望ニまかせあて筆ニて書者也
貞享三年
寅極月十日
品崎半右衛門
門西九兵衛様

参

（二一）元禄四年（一六九一）四月付　乍恐返答書以御訴訟申上候

（湯奥作山等につき訴状）

乍恐返答書以御訴訟申上候

一、湯奥作山之義者代々拙者従先祖作リ来リ申候所ヲ、今度俄九左衛門かやこ屋（茅小屋）か□□之内ニ御座候を、九左衛門大境御座候而かやこや分と申上候事偽り御座候、代々拙者村ニ而作リ来証拠ニハ、従先規くわめ銘々御座候、去年八月か弐百八十人人足ニ而秋かり仕置、当四月廿日金山分と申候へ共、先規か拙者村作場ニ御座候上、去ル未ノ御検地被遊候証拠ニひろ之山ニ而五畝歩、入山ニ而弐反三畝四歩、ひらぬいとり山ニ而壱反七畝拾五歩、御帳面御座候所ハかやき山ニ御座候、只今かやこ屋とめ木舟木山と申上ケ候所何共迷惑奉存御事、

一、金堀佐兵衛と申者ハふじかうりふじ（富士郡）（富士）金山村之者ニ御座候へ共、牢人仕我等ぢい六左衛門代ニ参候而川金取度由被申ニ付、入山と申所屋敷ヲ借し置川金取らせ申候、其後あいはて（相果）［　　］御座候、次ニ与惣右衛門と申者壱弐年置申候、佐兵衛屋敷ハ当代藤右衛門分ニ御座候而御検地請置申義紛無御座候御事、

一、御すたか（巣鷹）御札茂右衛門畑之内御立被遊と申来り候由、境之札ニ而無御座候、道之義ハ両方か作次第ニ只今まて作来と申御事、

一、金山之大根畑ハかりあわせなかをハ古畑ニ而、な（菜）・大こん（根）悪敷御座候間、まめか久保借り、な・大こん作度由ニ而、当村六左衛門頼借リ申ニ付、内山・釜慶寺両村之者共拾六人ニ借し小作金取申候、其下ニごくなしと申所清水こや之者共ニな・大こん作らせ候へ共、小作金

ハ取不申候、右借置申候故、去ル未御検地に御縄請置申所を返し被申候ニ付弐反六畝廿歩之御年貢我等あいつとめ迷惑及申御事、

一、前々ハ坂無御座候所を境御座候と被申上ケ候へ共、湯奥村之者ハ坂之場所先祖かいゝつたい(言伝)にも覚申者無御座候、今度常葉・下部両村御名主・組頭中扱、去ル未ノ御検地御奉行様か村坂山坂ニ印立置候様被仰付、下部坂・大垈坂ニもさゝたけ立御案仕掛(内脱カ)御意候へ共、かや小屋坂無御座候故坂印立不申候、殊可申と被仰候故、さうほう(双方)案内仕山御見分被成候、前々か境無御座候を彼九左衛門新坂立、皆々ニ見せ被申候、剰かやこや余分ぬすみ御縄請候と我か侭申、其上湯奥御帳面之内ニ新坂立偽かやこや分と申義何共迷惑奉存候御事、

右之通り、代々拙者先祖村中か前々刈生畑作仕来申義紛無御座候、九左衛門かやこや領と申出、何共迷惑仕候、前々之通リ被仰付被下候様ニ奉願候、以上、

元禄四年未五月　　河内領湯奥村

名主六郎兵衛
組頭伝右衛門
同　五兵衛
同　平兵衛
同　六左衛門
惣村中

御代官様

（二八）元禄一四年（一七〇一）一〇月付　乍恐以口上書申上候御事

（金山退転につき林下げ願）

乍恐以口上書申上候御事

一、金山退転仕候ニ付、かやこ(茅小屋)屋村九左衛門他国致致(ママ)茶売被成候へ共、他国ニ而すきていも致兼、本国近所へ却リ(帰)茶売仕度由被申候ニ付、□□之□なみ□者ニ御座候故、下部村ニ而少之借家かし置申候、且又当所近所之勝手ニも存候へ共、当村なども詰り申上、九左衛門之夫飯無之難義被申候ニ付而、かやこ屋村之内居林少有之所ニざう木［　］木御座候を、船波横板などニも少つゝ売かつ［　］金山へ却リ居住仕度旨被申候、御慈悲ニ右居林九左衛門ニ被下候ハ者、難有奉存候、以上、

元禄十四年　　河内領下部村

十月

名主　十右衛門
百姓代五郎右衛門
藤右衛門
平左衛門
又右衛門

御代官様

湯奥村
名主　三郎兵衛
七郎左衛門

（一〇）宝永七年（一七一〇）九月二五日付　差上申口上書之事（舟木伐採・金山等につき口上書）

差上申口上書之事

一、今度東河内常葉組湯之奥村ノかやこ(茅小屋)ニ而、舟木取申度由、黒沢村縫左衛門願申候へ共、右ハ百姓山ニ而御座候間、此度御伐らセ被遊

候義、先御延引被遊可被下候、以上、

宝永七寅年七月廿五日　　常葉村

名主十郎右衛門　無印

湯之奥村

名主三郎「兵衛　無印」

「御代官様」

（付箋）

「年号者、松平甲斐守様御領分中ニ相当り候得共、聢与相分り不申候、此段下ケ札を以奉申上候」

午恐口上書を以申上候御事

一、東河内領湯之奥村之儀、先年か東ハ駿河国大境か西ハ下部村境まて、三貫五百文請納ニ而、天正拾九年加藤平助様御証文ニ而御年貢御上納仕来り申候、慶長三年細四兵衛様・寺孫六様御証文ニ而五石（四升）［　］請納仕候、其以後御（館）楯林様御領分ニ罷成、（寛文五年・一六六五）四拾七年以前巳年御縄入、又候、（延宝七年・一六七九）三拾三年未年御縄之「節も居村之儀者不及申上金山三ヶ所近所迄不残御縄請仕、則御水帳ニ畑主名銘々ニ御座候、然共金山三ヶ所之者共ハ金堀ニ而御座候故壱畝壱歩も御縄受仕候者壱人も無御座候、依之金堀共菜等作り申節者小作金定、（菜）な・大根作らセ申候御事、

一、御本丸様御代平岡次郎右衛門様御代官所之節、（元禄四年・一六九一）二拾壱年以前未年かやこや九左衛門、内山市郎右衛門其外金堀り共申上候様ハ金山分之所江湯奥村之者共苅立畑ニ立被仕付迷惑之由御訴訟仕候ニ付、御代官様か御書付被下候ニ付、拵可申由ニ而常葉村名主八郎左衛門、長百姓重郎右衛門・三之丞・五郎右衛門・藤左衛門・四郎右衛門、下部村名主藤右衛門、長百姓平左衛門・五郎右衛門・又左衛門・十右衛門、北川村平兵衛拙者村へ寄合壱日一夜相談被致候へ共、拙者共合点不仕候故、御代官所江罷出対決仕古来か之証拠御聞訳被為遊、先規之通境も無之拙者共支配仕来り申候様ニ被仰付候御事、

一、先年　御楯林様御領分之節（寛文元年・一六六一）五拾壱年以前丑年、湯奥御林山か御用木出申候節、佐々七郎兵衛様・斎藤次兵衛様御奉行ニ而御取被遊候、（延宝三年・一六七五）其後三拾七年以前卯年野田三郎左衛門様御代官所之節、（高）たか井屋清左衛門ニ被仰付御用木出申候、且又三拾五年以前（延宝五年）巳年御奉行向坂庄兵衛様・都築三右衛門様御出御用木御取らセ被遊候、（元禄十二年・一六九九）其以後拾三年以前卯年御本丸様御代平岡次郎右衛門様御代官所之節御奉行森田治左衛門様・真木惣兵衛様・田中五左衛門様等中御出高瀬忠右左衛門ニ被仰付御用木出申候節も御証文拙者共頂戴仕来り申候御事、

一、当御領分ニ罷成明細帳差上ヶ申候通、湯奥村□□□□（ささささ）駿河国大境か西ハ下部村境迄七拾五町余、北ハ常葉村山境、南者大垰村境四拾壱町余と書上ヶ申候通ニ而御座候、拙者共儀無筆故常葉村十郎右衛門・三之丞を頼書上申候、扨又去ル亥年地震ニ而拙者共村之内泉水山崩堤ニ罷成申候節御代官様御見分被遊絵図被仰付候節も湯奥村分金山三ヶ所駿州国大境と絵図ニ書付仕差上申候御事、

一、当村分内かやこや九左衛門所持仕候猟師鉄砲平岡彦兵衛様江差上申候様子御尋ニ付、去ル丑ノ五月彼九左衛門子一之瀬五左衛門召連証文拙者共連判ニ而指上申候証文之ひか（控）へ所持仕候御事、

一、拾弐年以前辰年かやこや九左衛門かやこや山ニ樅栂有之を高瀬忠右衛門ニ売申度由ニ而御材木御奉行様江願申売証文持参申候へ共、彼九左衛門かやこやを立のき申候故おさへ売セ不申候御事、

一、五年以前亥年駿府町友野与市郎中山・内山・かやこや銅山御証文申請持参仕、間歩見分致候へ共及見不申候故、駿府江帰り申ニ付御代官様江御披露仕、右之趣証文差上申候御事、

一、去三月ときわ村十郎右衛門・三之丞指図ニ而一色村六之丞甲府飯田新町源七郎杣壱人召連以上三人同道ニ而かやこや山材木取出し商売仕由ニ而参候へ共御証文持参不申候故山見セ不申候御事、

一、去九月中黒沢村縫左衛門舟板木願申ニ付、拙者村之内かやこやハ百姓山ニ而御座候故、御延引被下候へと願書指上ヶ申候得者、願之通御延引被下候御事、

一、去五月雨畑村作之丞、下山村藤兵衛金山見立申度願ニ而」御書付持参申候故、金山見セ申候へ共、其後ハ何之沙汰も無御座候御事、

一、金山間歩役金之義金堀退転仕候以後、平岡次郎右衛門様御代官所之節ハ、常葉村ニ而間歩役金少々出申候子細ハ、末々ニ罷成金山も盛り申金堀可致節之ためニも可致心入ニ而御座候哉と奉存候、此上金山も盛り御証文持参仕申候者、常葉村名主衆金堀致候共、又ハ他国之者致候共先年之通間歩道具木ハ（ママ）取らセ可申候、自然かや材木「取出し」商売物ニハ罷成不申候御事、

一、今度当村出林山ニ而飯富村杉右衛門・仁兵衛、下山村庄助御用木被仰付御奉書頂戴仕候、依之常葉村分内之由申上候義以之外偽りニ而御座候、拙者村ハ先規ハ数通之証文所持仕、居村ハ格別、金山三ヶ所駿州大境迄支配仕来リ申候証拠数多所持仕申候、弥以此度御用木御取被遊跡、かやこや山先規之通拙者共支配仕候様ニ被為仰付被下置候者難有奉存候、

右之通少も偽リ不申上候、先規之通支配仕候様被為「仰付被下置候者、難有奉存候、以上、

正徳元年卯年十一月　　東河内領湯奥村

名主

三郎兵衛

長百姓

六左衛門

惣百姓　　」

（注）「　」内は、「常葉区有文書」中の文久三年（一八六三）二月七日付「書類写」所収の写にて補う。

（四二）正徳二年（一七一二）三月一一日付　扱手形之事（茅小屋での用木取りにつき手形）

扱手形之事

一、今度従　御公儀様、湯奥之萱小屋山ニ而御用木御取り被遊候ニ付、右之山金堀役金常葉村名主衆御上納被申上候へハ、右之山支配之由御代官様江御訴被申上候、依之ニ湯奥村名主参府致シ、右之山支配之由御訴被申上候処、常葉村常幸院、同村東前院、湯奥村西方院、組中之名主・長百姓寄合、双方江異見仕扱申候様ハ、御用木之儀者双方恐悦之由被申候間、以来間歩抔致候節ハ諸事前々之通相違無之様ニ相済申上ハ、双方申分無御座候、為後日扱手形仍而如件、

正徳二年

辰之

三月十一日　　常葉村

三之丞（印）
重郎右衛門（印）
（以下一五人略）

（五一）享保一六年（一七三一）一〇月一五日付　覚（奥山銅筋開発につき覚）

覚

我等事、当月四日か当御村江罷越、日用人足雇先立頼、山々共致見分候所、御村か奥山ニ銅筋所々ニ見出候ニ付、致問堀等置候、江戸表江罷出候ハ、　御訴申上候、右之段、各か茂　御代官様御役所迄御席次第被仰上置候様ニと存候、以上、

和久屋
源左衛門（印）

享保十六亥年
十月十五日

甲州八代郡湯奥村
名主
与市兵衛殿
長百姓
浅右衛門殿

（三〇六）（享保一九年・一七三四カ）寅年一一月一二日付　（湯奥村ほうきあら鉱山につき上申書）

一、湯奥村ほうきあら山之内大かれと申山ニ、銅筋所々見出候由ニ而四年已前江戸［　］下候和久屋源左衛門罷越、銅問堀或ハ鉛を入、又ハ銭を入吹見申候へ共、一切銅出不申、泡ニ成捨申候、其已後ハ問堀仕候もの無御座候、

一、右ほうきあら山之儀、古来ハ金山ニ而四十年余以前迄金吹候義有之候得共、其後曽而金出不申候処、其節かせ(稼)き候山師共致退散、其以後山かせき候ものも無御座候、尤四十年余以前之出方之義当時右金山ニ懸り候もの壱人も不罷在其外諸書物等も無御座候ニ付、何ほと位出候哉存し候もの無御座候、

一、廿四五年已前松平甲斐守様御知行之節も、右山度々山師共見立問堀致候へ共、金・銅一切出不申候ニ付、何れも願相止メ申候、

右御尋ニ而申上候、右山々従四十年已前金吹候義、相かせき候もの一切無御座候、以上、

寅十一月十二日

八代郡湯奥村
名主
与市兵衛

江守伝十郎様
御役所

（注）松平甲斐守は柳沢吉里。宝永六年（一七〇九）から甲斐守、享保九年（一七二四）に大和国郡山へ移封。次の文書に「廿四年以前巳年松平甲斐守様御知行之節」と見えるが、この巳年は正徳三年（一七一三）にあたる。その二四年後ということで、一七三七年（元文二）頃のものであろう。逆にこの頃の寅年ということになると、享保一九年（一七三四）が考えられる。

（三三六）年未詳八月付　（湯奥村山々の山師開発状況届下書）

湯奥村ほうきあら山・あふかれ山之儀、六年以前枠屋源左衛門と申者罷越、銅山之由山内所々見立数ケ所少々ツヽ掘崩し試候得共当村山之儀ハ差当り銅産も不相見江候間、源左衛門申之、夫か駿州江罷越候、翌子年又候、右源左衛門罷越、右あふかれ山ニ而間夫（歩）壱ケ所掘、銭・鉛等ヲ入問吹いたし候得共、銅一切出不申、外ニ可相稼山筋茂不相見へ候旨申之、源左衛門義信州江罷越其以後何れとも沙汰不仕候、且又右問掘仕候節人足等ハ賃銭を出し、源左衛門手分入用を以仕立申候、其後外ニ相稼候ものも無御座候、

一、右ほうきあら山之儀古来ハ金山ニ而、四十年余以前迄金吹候義有之候得共、其後曽而金出不申候故、其節かせき（稼）候山師共致退散、其以後山かせき候ものも無御座候、且又四十年余以前金出方之儀無之候、

一、廿四年以前巳年松平甲斐守様御知行之節も、右山度々山師共見立問掘いたし候得共、金銅共一切出不申候付、何れも願相止メ申候、

右ハ御尋ニ付申上候趣少茂相違無御座候、以上、

八月　　湯奥村
　　名主
　　与市兵衛

（三〇八）（延享四年・一七四七カ）卯年正月付　差上申一札之事

（刈生畑内の銅鉱筋掘り願）

差上申一札之事

一、湯奥村名主与市兵衛持分嵐山与所（申脱カ）刈生畑之内、銅山之筋相見へ願人有之問堀仕度旨、先達テ奉願上候ニ付、此度右場所御見分として御越被成、拙者共御案内仕御見分入候処、御林之山とハ白水沢を境北之方嵐山与申所ニテ、与市兵衛持分之刈生畑之内ニ相違無御座候、右之場所問堀被仰付候得（ママ）テも村中何ニテ茂差障候義ハ無之哉之旨、御吟味御座候、右申上候通り刈生畑之内ニ御座候テ村中差障之儀一切無御座候、勿論本山ニモ罷成候得ハ、村方之潤ニも可罷成儀ニ奉存候ニ付、私共一同ニ問堀之儀奉願候、御吟味ニ付名主・長百姓・百姓代連印書付差上候、以上、

湯奥村
　名主
　与市兵衛
　長百姓
　浅右衛門
　同沖右衛門
　百姓代
　元右衛門

卯正月

小川新右衛門様御手代
花村文右衛門殿

山梨県へ差上ケ候控

（注）小川新右衛門盈長は享保九年（一七二四）八月に甲府勤番となり、元文四年（一七三九）代官に転じ、明和三年（一七六六）四月に致仕したという（『寛政重修諸家譜』巻第千四百五十三）。また「門西家文書」では、本文書のほか、元文五年の年貢皆済目録を初見に延享二年（一七四五）四月の「竹藪御改書上帳」まで、五点の文書に名前を見せている。

（六一）宝暦六年（一七五六）八月付　乍恐返答書を以御訴訟申上候

（山林所有につき訴訟返答書）

乍恐返答書を以御訴訟申上候

一、八代郡湯奥村分内ニ河山続キ、字中山と申処先年金堀出し申候場所ニ御座候処、今般下部村神主河内支配之社地中山ニ七ケ所有之由申上候、当村地山之儀ハ分内不残天正年中永三貫五百文ニテ私シ先祖請所ニ被仰付、且又慶長年中ニハ五石四升宛ニ御上納仕、其後延宝七年未ノ御縄ニテ苅生畑御請仕罷有候、則御水帳ニ字かりくら御座候、尤先年此所ニ金山盛り之節、金堀候者共繁盛之ため祝神と名付祭り置申候得共、只今ニ而者社地境之印計りニ而神主河内持分と申儀ハ無御座候、中山七ケ所河内持分ニ御座候御届申出候段偽りニ御座候御事、

一、中山七ケ所之社地林伐取修復入用ニ仕度と申上候、此儀者河内支配ニテハ無御座候、たとへ支配候とも他村之儀ニ御座候得ハ、当村方へ相談可有之処ニ、何とも沙汰無御座候、帯金村重左衛門・丸滝村弥兵衛（申脱カ）と者、私し方へ参り申候様ハ、下部村神主殿か当村分内中山ニ而社地林之木買度候間可伐出候と、私シ方へ相断候ニ付、拙者申候ハ中山之儀我等支配之苅生之畑きりかへ場所ニ御座候ハ、神主支配之社地林ニハ無御座候、依之我木伐せ候儀不罷成と指押江候所ニ神主支配之社地林与申上候段、偽り御座候御事、

一、御公儀様并吉田家へも差上ケ候書物所持仕杯と申上候儀ハ、出入ヲ工ミ何様之書付指上置候哉も難心得奉存候、当村之内御検地之神社三ケ所御座候、則明細帳ニも三ケ所之外ハ書上ケ置不申候、尤祭礼之節ハ村中相応之礼物ニ而神主相願申候御事、

一、私先祖か支配仕来り申候証拠ハ、天正年中之書付、慶長年中之書付所持仕候、御水帳・明細帳御吟味之上、神主河内、私シ支配之地所へ相続不申候様ニ奉願上候御事、

右申上候趣、少茂相違無御座候、以上、

八代郡湯奥村　与市兵衛

宝暦六年　子八月

石和　御役所

（七〇）安永二年（一七七三）六月二八日付　一札之事（銅山稼ぎ願書）

一札之事

一、当御村地内銅山と相見候場所有之候ニ付、相稼申度段相願申候所、御承知被下恭奉存候、然ル上ハ幾々出銅仕御役所様江も御訴仕相稼候とも、御役人様方諸入用者勿論、不限何事御村内江御世話御苦労相掛申間敷候、尤夫迄小屋地代・竹木代出来方ニ応シ差出可申候、弥出銅相募申候ハヽ、御為ニ相成候様ニ割合等可仕候、依之当時問堀候ニ付、稼人共其外手伝等之者共御村江対し御苦労ケ間敷義、不仕候様ニ急度申付置可申候、為後日一札仍而如件、

下総国餘村　野村文蔵（印）

安永弐年巳六月廿八日

門西七左衛門殿

（三二九）（安永七年・一七七八カ）戌年四月付　差上申一札之事

（金山につき一札）

差上申一札之事

湯奥村字中山与申場所金山問堀之儀、先達而か日数百日問堀被仰付、此度右試吹為御見分、右場所被成御越御附居試吹被仰付、尚亥跡問堀之儀奉願上候ニ付、御下知相働候迄、間歩江被成御封印、尤右場所之儀不埒之儀無之様可仕旨、被仰渡奉畏候、依之私共印形差上申候、以上、

戌四月　　甲州八代郡湯奥村

七左衛門

七郎左衛門

武兵衛

柴村藤三郎様御手代

安部宗兵衛殿

（注）柴村藤三郎盛膺は宝暦八年（一七五八）に家を継ぎ、明和元年（一七六四）代官となり、天明八年（一七八八）三月四日駿府において死去したという（『寛政重修諸家譜』巻第千二百六十四）。この地域の年貢皆済目録には明和八年より天明三年頃まで姿を見せる。したがってこの文書は安永七年（一七七八）のものであろう。

（七九）天明四年（一七八四）二月付　乍恐口上書を以奉願上候（金山稼ぎ願書）

乍恐口上書を以奉願上候

一、私共甲州東川内領湯奥山与申候所数年所持仕手稼ニ仕、御支配御代官柴村藤三郎様江、為冥加金壱両壱分弐朱宛、百日問堀之内、市川御役所江差上来り相稼候所、去々寅年極月甲府御蔵附中井清太夫様御儀、当国金山御用掛リ被蒙仰候由ニ而、右御用掛リ御手代古川平五郎殿并横山直七殿、私共村方持山御見分被仰渡旨、市川御役所ニ而被仰渡候ニ付、則御手先鈴木三重郎与申金堀被相稼候段被仰渡候間、御公儀様（ママ）御用ニ御座候ハヽ、山者御渡茂可申上候得共、右入用者御取替被下、其上御稼被下候様相願候所取掛り候故、小屋場金道具其外世体道具等迄所持仕罷有候ニ付、右之品々不残貸附候様被仰渡ニ付、則右三十郎ニ茂相談決着候上御取掛リ之所、去々寅年極月下旬山入、去卯八月中旬迄相被稼候所、米高直（値）ニ相成候ニ付三十日之間相休候趣、横山直七殿村方小屋場ニ而被仰渡、三十郎義者小屋場留主いとして被差置候所、私共江一切無沙汰（汰）ニ而山ヲ立去り候ニ付、右貸附之諸道具損料中井清太夫様へ御願申上候所、小屋場金道具并諸道具損料与被仰渡金壱両弐分御渡被下、三十日相過候而茂当取計ニ相成候而茂、御取掛茂御沙汰茂無御座候、右之内当御屋鋪様江金山御取扱被蒙仰候様及承候ニ付、何卒私共損料并御入用等御手先引請候旨、領中江被　仰付御取掛被下置候ハヽ、村方一統難有仕合ニ奉存候、尤三重郎義者右之不埒ニ御座候得ハ、私共於山ニ何分か茂差障出入等、毛頭無御座候、勿論御年貢田畑川丈等ニも差障一切無御座候間、御宝山相稼之儀被仰付次第御違背申上間鋪候、依之願書を以奉申上候、仍而如件、

天明四年辰二月　　御支配柴村藤三郎御代官所

甲州東川内領下田原村

村役人

五兵衛

同所
養三郎代
安兵衛
右同断
湯奥村
名主
七左衛門

堀内粂之丞様御内
御用人中様

（三二六）（天明八年・一七八八）申年八月二四日付　（金山見分止宿代につき請書）

右者国中金山御見分として当村御止旅被為遊候処、木銭・米代とし而御払被下慥ニ奉請取候、尤一汁一菜之外御地走（馳）ヶ間敷儀、一切仕不申所ニ有合之品を以相賄候間、村入用も不相掛ヶ御家来様ニ至迄、毛頭御非分之義無御座候、以上、

（天明八年）
申八月二十四日　湯奥村
名主　七左衛門
長百姓七郎左衛門
百姓代元右衛門

堀内粂之丞様御内
御用人中様

（注）『寛政重修諸家譜』は、堀内粂之丞氏有について、「安永四年二月七日甲府の勤番となり、かの地に移り住す。寛政四年七月十六日甲斐国金鑿の事をうけたまはり、八月十五日冠金を上納せしにより、黄金三枚をたまふ」（巻第七百四十四）としている。

（三〇三）（寛政五年・一七九三）丑年一二月九日付　御尋ニ付申上候（金山の間歩等につき返答書）

御尋ニ付申上候

甲州八代郡湯奥村地内字中山金山之儀、去月御尋之節茂申上候処、猶又御尋之儀左ニ申上候、

天明八申年堀内粂之丞様御手先之もの共稼候まぶ（間歩）其外左之通りニ御座候、

壱番
一、まぶ壱ヶ所　高五尺　横三尺　奥行弐拾四間
弐番
一、右同ヶ所　高五尺　横弐尺　奥行弐間
三番
一、右同断　高五尺　横三尺五寸　奥行拾三間五尺
四番
一、右同断　高四尺　横四尺　奥行拾壱間弐尺
五番
一、右同断　高四尺　横弐尺弐寸　奥行壱間壱尺

此まぶハ奥行壱間壱尺、堀込夫かまぶ弐ツニ堀分ヶ書面間尺之外、上与下与両方江左之通堀込申候、

上之方江　高四尺　横弐尺弐寸　奥行十壱間
下之方江　高三尺五寸　横弐尺　奥行拾壱間五尺堀込

合五ヶ所　粂之丞様御手先之もの稼候分、

是ハ何れ茂堅岩ニ御座候故か、壱番か三番迄ハ岩崩留木一切無御座、四番・五番之鋪口ニハ梁木壱本ツ、岩江切組有之、

且五番之鋪内中程ニ抗木五本立置申候、
一、鋪内岩之色、都而紫ニ御座候所、堀石鋪外江持出し砕キ候分者鼠色ニ御座候、
一、右金山近辺ハ細木雑木間々ニ生立有之候得共、深山ニ御座候間、薪ニ伐採候儀一切無御座候、
一、右まぶ近辺ニ往古金山相稼候節之まぶ之由申伝候場所弐ケ所有之内、壱ケ所ハ高六尺、横四尺奥行三間、壱ケ所ハ高三尺、横弐尺、奥行弐間程之間ハ這入候儀も罷成候得共、夫か先之方ハ鋪内岩崩候ニ付這入候義相成不申候、尤右之外ニもまぶ数ケ所可有之筈之処、岩崩候儀ニ而茂有之、近年ニ至候而ハ見分リ不申儀ニ可有之哉与奉存候、
一、粂之丞様御手先之もの共相稼候節之小屋壱軒有之候得共、右之小屋柱桁梁笹板屋根共悉朽腐打倒有之候、右之外ニハ小屋等無御座候、
一、粂之丞様御手先之もの共稼方相止候後ハ、当丑年迄見分等ニ参り儀一切無御座候、
一、右金山か三四町下り候得ハ水手之相応ニ有之候、
一、金山之内ニ石碑少々相建有之候所、何れも文字不見分相倒有之候、
右者金山石盛之節建候由申伝候、
右御尋ニ付相違之儀不申上候、以上、

甲州八代郡湯奥村
名主　七左衛門
長百姓　七郎左衛門

（異筆）「寛政五年」
丑十二月九日

小笠原仁右衛門様御手代
菊田伴六殿

同
沖右衛門
百姓代
元右衛門

（九一）寛政五年（一七九三）一二月付　覚（間歩改めにつき覚）

覚

壱番（間歩）
一、まぶ壱ケ所
高五尺
横三尺
奥行長弐拾四間半

弐番
一、まぶ壱ケ所
高五尺
横弐尺
奥行長弐間

三番
一、まぶ壱ケ所
高五尺
横三尺五寸
奥行長拾三間五尺

四番
一、まぶ壱ケ所
高四尺
横四尺
奥行長拾壱間弐尺

五番
一、まぶ壱ケ所
高四尺
横弐尺弐寸
奥行長拾弐間壱尺

同
一、中まぶ壱ケ所　高三尺五寸
　　横弐尺
　　奥行長拾三間

右者、まぶ不残相改書上申候所、少茂相違無御座候、以上、

寛政五年
丑十二月

八代郡湯奥村
名主　七左衛門
長百姓七郎左衛門
百姓代元右衛門

小笠原仁右衛門様御手代
菊田伴六様

（三一〇）（寛政八年・一七九六）辰年七月付　乍恐書付を以御届奉申上候（金山見立てにつき届書）

乍恐書付を以御届奉申上候

一、当村名主七左衛門持山江、甲府御勤番堀内粂之丞様御手先金掘罷越、先月十六日ハ山中ニ有来候古小屋ニ罷在金山見立、所々古鋪致掃除候、尤今以取立候新見立鋪等も無御座候得共、先達而被仰付候儀ニ付、山入之儀御届奉申上候、以上、

辰
七月

八代郡
湯奥村
名主
七左衛門印
長百姓
沖右衛門印
百姓代
武兵衛　印

市川
御役所

（三一一）（寛政八年・一七九六）辰年八月一一日付　書付を以御届申上候（間歩掘り出しの届）

書付を以御届申上候

一、湯奥山字中尾根楯間歩見請拾弐間之所、今十一日八ツ時迄、拾壱間壱尺五寸掘候得者、鏈はば四五寸ニ相成、五分けたい以上之直りニ相当り申候、仍之御届申上候、以上、

辰八月十一日

同人手先
検断
松田与右衛門

堀内粂之丞手先
戸栗六之助殿

（三一二）（寛政八年・一七九六）辰年八月二二日付　乍恐書付を以奉申上候（金堀につき一札）

乍恐書付を以奉申上候

一、先達而奉申上候通、堀内粂之丞様私持山ニ而金山見立被成、当六月中より御手先金掘折々被差遣、山内所々為鉉披古鋪掃除候処、字中尾根ニ而新鋪壱ケ所見立、当月十一日ハ掘掛り申候、仍之御届奉申上候、以上、

辰八月廿二日

湯奥村
山主
名主　七左衛門

市川
御役所

（八九）寛政九年（一七九七）一一月付　乍恐書付を以奉申上候（鉱山利用等につき返答書）

乍恐書付を以奉申上候

一、此度私共被召出、鉱山之儀被仰聞候者、何拾年以前ニ相稼、壱ケ年何程位之吹出候哉、其後何ヶ年以前ニ相休候哉、御尋之趣承知仕候得共、往古ハ相稼候与申候得共、何拾年以前ニ休山ニ相成候儀哉、慥之証拠、猶又聢与覚候者も無御座候、右鉱山之儀者、居村ヵ里数凡拾丁程登り、向山之続字水野沢与申場所ニ御座候得共、先年山崩いたし嶮岨ニ相成、殊ニ数拾年来之事故、押埋り当時間ぶ（歩）茂一切相分り不申候、仍之右之趣乍恐書付を以奉申上候、以上、

寛政九巳年十一月

八代郡湯奥村
名主　七左衛門
長百姓平左衛門
百姓代元右衛門

市川
御役所

（注）この文書は写である。寛政五年丑年をこのように写し間違えた可能性もある。なお（九〇）はこの文書と同文の写で、年号は寛政五年丑年となっている。

（九六）寛政一〇年（一七九八）五月付　乍恐書付を以奉申上候（鉱山利用等につき返答書）

乍恐書付を以奉申上候

一、此度私共被召出、鉱山之儀被仰聞候者、何拾年以前ニ相稼、壱ケ年何程位ツ、吹出候哉、其後何ケ年以前ニ相休候哉、御尋之趣承知仕候得共、往古ハ相稼候与申候得共、何拾年以前ニ休山ニ相成候儀哉、慥之証拠、猶又聢与覚候者も無御座候、右鉱山之儀者、居村ヵ里数凡拾丁程登り、向山之続字水野沢与申場所ニ御座候得共、先年山崩いたし嶮岨ニ相成、殊ニ数拾年来之事故、押埋り当時間ぶ（歩）茂一切相分り不申候、仍之右之趣乍恐書付を以奉申上候、以上、

寛政十年
午五月

八代郡
湯奥村
名主七左衛門

甲府
御役所

（九七）寛政一〇年（一七九八）六月付　乍恐書付を以奉申上候（海高山高等無きにつき一札）

乍恐書付を以奉申上候

海高山高其外色高等有無御尋ニ御座候所、当村ニ者右体之高類無御座候、依之書付を以奉申上候、以上、

寛政十年
午六月

八代郡
湯奥村

市川
御役所

七左衛門
平左衛門
元右衛門

（三五七）年未詳　（金山への駄賃につき一札）

甲州八代郡湯奥村
名主
七左衛門
丑五十七才
長百姓
七郎左衛門
丑六十才
同
沖右衛門
丑四十壱才
百姓代
元右衛門
丑四十八才
右申口

甲州八代郡湯奥村地内字中山之儀、甲府御勤番堀内彖之丞様金山之旨御見立有之由ニ付、御吟味ニ御座候、此段七左衛門儀者高六石弐斗余所持仕名主役相勤、七郎左衛門儀者高三石壱斗余、沖右衛門儀者高弐石壱斗余所持仕、両人共長百姓役相勤、元右衛門儀者高壱石九斗余所持仕百姓代相勤申候、当村地内字中山之儀往古ハ之儀ニ而、年暦并世話人等不知金山掘稼仕候節者、数ヶ所小屋掛ヶ仕大盛之節も有之候由之処、鉄筋掘縄世話人并諸国ハ入込候金堀共追々欠落仕、其後休山ニ罷成候之段申伝候得共［　　］次与覚、近江下田原村医師養三与申もの金堀四五人召連参、一両年金山掘方相稼候処、出方少々ニ而仕当ニ合不申段申之相延申候、其後天明八申年堀之内彖之丞様手先之由、世話人罷越金堀拾人余召連参、其外五人・三人宛、又代り一両年之間金山掘稼候之処、其節佐州御役人様御越、御見分も有之候得共、無程金銀出止、猶又休山仕候、以来右山彖之丞様、御稼方被相始大盛ニ相成候而も村方難義筋差支等無之哉之段御尋ニ御座候、此段金山ニ而遣ひ候鉄舟・鉄舩・硫黄并金堀道具・飯米・塩噌等追々他所ハ運送之分道中御定駄賃一里当りを以御払等御座候而者、村方甚難儀仕候、殊ニ当村始近村之義古代ハ五拾町ニ而壱り与唱来、右金山通路之儀者別而岨ニ候間、村々百姓通用並之駄賃銭相渡持送申様ニ罷成候得者、何ニ而茂難儀之筋無之候、且私共儀金山目利不案内ニ而往々稼方相始候而茂今銀出方之儀者如何可有御座候哉、難相知儀と奉存候、右御吟味ニ付相違之儀不申上候、以上、

右
七左衛門
七郎左衛門
沖右衛門
元右衛門

（三四五）年未詳断簡　乍恐奉申上候（金山人足につき上申書）

乍恐奉申上候

字水野沢与

字［　　］沢

一、銀山壱ケ所
一、金堀人数四人
一、かしき壱人
一、都合人数五人
一、堀内粂之丞様御手代「　（以下欠）

（九九）文化元年（一八〇四）極月付　取扱済口証文之事（金山内山茅小屋等の用材伐出しにつき願書）

取扱済口証文之事

一、此度御用材伐出候へハ、右金山名所内山茅小屋六社之内社木を与兵衛伐取候ニ付、下部村近江殿か湯之奥村与兵衛殿江相掛り御出訴ニも可及之所、私共気之毒存、双方江異見差加候得者、無難儀新類（親）之真儀ヲ以双方承知内済仕候趣意ハ、此度伐取之木代之儀者、少之儀故扱人貫請、何れ湯之奥村氏神之造作金被成とも可為致、猶又此上下部村宮造（営）栄等、其外宮入用等ニ而社木伐取候節者、双方熟談ヲ以為相伐可申候、右之趣至極承知内済仕候上、此壱件ニ付重而出入ヶ間敷儀毛頭無御座候、為其取扱人并双方連印、依而如件、

文化元歳子極月

甲州八代郡
湯之奥村
与市兵衛（印）

下部村
近江　（印）

上野平村
扱人
嘉重郎　（印）

同
「　」（印）

下部村
藤右衛門（印）

（一二六）天保九年（一八三八）四月付　（村明細書上）

一、延宝七未年平岡八郎兵衛様・石井治大夫様御検地
高弐拾八石六斗六合　八代郡
此反別九町壱反九　湯奥村
此訳
田高三斗六升七合　石盛六斗代
此反別六畝八歩
畑高弐拾八石弐斗三升　中盛六斗代
此反別五町四畝九歩　下八四斗代
下々八壱斗五升
山砂畑八升
屋敷壱石代

外
一、高六石七斗七升七合　刈生畑四升代
此反別拾六町五畝弐拾三歩

一、家数拾八軒
人数五拾九人内　男三十二人　女二十七人　馬三疋

西河内領下山村龍雲寺末寺
一、寺壱ケ寺　禅宗西方院
一、氏神壱社山神、下部村神主ヲ相雇祭礼仕申候、
一、神社弐ケ所、右弐ケ所ケ共（ママ）山神、名所壱ケ所せりば、壱ケ所長屋、
一、御蔵屋敷壱畝歩壱ケ所

右寺社地并御蔵屋敷共未之御検地ニ御除地ニ御座候、
一、当村分内道橋等村入用ニ而致来り申候、
一、当村分内　東西五十五丁、駿州麓村堺か下部村境迄
　　南北三十七丁、大垰村堺か常葉村堺迄
一、畑毛粟・稗・黍・大豆・小豆作り申候、
一、農業之間男女共ニ稼ニ者、薪・茅・炭等、波高嶋村渡場へ弐里余、
下山江弐里半出売申候、
一、当村道法リ　江戸江四十六里、甲府江十里、常葉村弐り、下部村
　　江一り、波高嶋河岸迄二り二丁

天保九戌年四月　　八代郡
　　湯奥村
　　名主
　　与一兵衛（印）
　　長百姓
　　平左衛門（印）
　　百姓代
　　祖右衛門（印）

（一五三）文久二年（一八六二）一一月一三日付　乍恐以書付奉願上候（金山稼につき願書）

乍恐以書付奉願上候

当御代官所八代郡湯奥村名主縫右衛門奉申上候、私先代文三代天正十九年加平助様御書付頂戴三貫五百文之請納ニ仕、又候七左衛門代慶長三年細四兵衛様・寺孫六様か物成五石四升請納被仰付、其後者御検地之節田畑夫々御高入ニ被仰付、山之義者刈生畑之外山手永九拾文宛私上納仕一円進退罷在、右場所之内字中山・内山・萱小屋、三ケ所之儀天正頃か延宝年中頃迄、職人多分入込盛ニ金山稼方いたし候処、追々退転仕、然処去酉九月中当御支配所巨摩郡百々村長百姓嘉右衛門・八郎兵衛か、右山稼方之儀談判有之候ニ付、親類者不及申村内一同申談示候処、当村之儀者素々山中極辺鄙之土地柄ニ而稼方ニ相成候ハ、、村内之為筋者勿論恐多くも御国益ニ茂可相成間、幸之義右両人江為相任稼方為致呉候様一同申ニ付、私者勿論村中連印之任書相渡、去酉之十月中右山試稼仕度一同連印ヲ以奉願上、書面御預リ相成追而見分可被成下旨被仰渡候ニ付、両人之者共木草伐払道造リ等いたし御見分之御沙汰相待居候処、同十一月中高木源六郎様御役所へ一同御呼出之上、右場所之儀ニ付常葉村役人共か故障申立候間、故障解候上可願出者格別今般願之趣者不被及御沙汰之段被仰渡、驚入案内至極何故故障申立候哉御取調奉願度申上候処、国益之儀ニ付早々示談いたし稼方可被致旨、御掛リ様か相手之者共江被仰聞候ニ付、御請印形奉差上、尤其節立入人有之懸合致受候処、相手之者共我意申募リ、何分示談不行届右之段御訴申上候迄ニ而御支配替リニ付延引罷なり候間、嘉右衛門・八郎兵衛か埒明稼方可為致旨再応掛合有之候ニ付、常葉村役人共相手取奉願上度存候得共、病災旁無余義延引罷在、今般嘉右衛門代兼八郎兵衛か御願立ニ相成、御糺受候儀ニ御座候得共、右山之儀者前奉申上候通リ往古か私方ニ而、材木其外年々椎茸造リ炭焼稼為致候而も聊差綺候義無之、都而進退罷在候処、今更相手之者共無謂故障申立候儀不得其意、此上進退不相成様成行候而者、先祖之丹精空敷相成御百姓相続方ニ相拘り自然一村退転之基歎敷奉存候間、此段奉申上候、何卒前件

御賢慮被成下格別之以　御慈悲、相手常葉村名主源五右衛門、長百姓直右衛門・丈右衛門・重右衛門・又右衛門・定七一同被召出、始末御糺明之上、右山故障不申成金山稼方者勿論、是迄之通無差支進退相成候様厚キ御理解被仰付被下置度奉願上候、以上、

当御代官所八代郡湯奥村名主縫右衛門
差添　長百姓平左衛門

文久二戌年十一月十三日
市川
御役所

乍恐以書付奉願上候

当御代官所八代郡湯奥村名主縫右衛門奉申上候、巨摩郡百々村長百姓嘉右衛門代兼百姓八郎兵衛か私江相掛り私所持地字中山・内山・萱小屋、三ケ所金山稼方之儀ニ付、御理解奉願上被召出候ニ付、乍恐始末書左ニ奉申上候、私先代文三代天正十九年加平助様御書付頂戴三貫五百文之請納仕、又候左衛門代慶長三年細四兵衛様・寺孫六様か物成五石四升請納被仰付、其後御検地之節田畑夫々御高入ニ被仰付、山之儀者刈生畑之外山手永九拾文宛私上納仕一円進退罷在、右場所之内字中山・内山・萱小屋三ケ所之儀、天正頃か延宝年中頃迄、職人多分入込盛金山稼方いたし候処、追々退転仕然処、去酉九月中当御支配所巨摩郡百々村長百姓嘉右衛門・百姓八郎兵衛か右山稼方之儀談判有之候ニ付、親類者不及申村内一同申談候処、当村之儀者素々山中極辺鄙之土地柄ニ而稼方ニ相成候ハヽ、村内之為筋者勿論恐多くも御国益ニも可相成間、幸之儀右両人江相任せ稼方為致呉候様一同申ニ付、私者勿論村中連印之任書相渡、去酉之十月中右山試稼仕度、一同連印ヲ以奉願上候、書面御預リ相成、追而見分可被成下旨被仰渡候ニ付、両人之者共木草伐払、道造リ等いたし御見分之御沙汰相待居候処、同十一月中高木源六郎様御役所江一同御呼出之上、右場所之儀ニ付常葉村役人共か故障申立候間、故障解候上可願出者格別、今般願之趣者不及御沙汰ニ之段被仰渡、驚入案内至極何故故障申立候哉御取調奉願度申上候処、国益之儀ニ付早々示談いたし稼方可為致旨相手之者共へ被仰聞候ニ付、御請印形奉差上候、尤其節立入人有之掛合いたし受候処、相手之者共我意申募り何分示談不行届、右之段御訴申上候迄ニ而御支配替リニ付延引罷成候間、嘉右衛門・八郎兵衛か埒明稼方可為致旨、再応懸合有之候ニ付、常葉村役人共相手取奉願上度存候得共、病災旁無余儀延引罷在、今般嘉右衛門代兼八郎兵衛か御願立ニ相成、御糺受候義ニ御座候得共、右山之儀前奉申上候通り、往古か私方ニ而材木其外年々椎茸造り炭焼稼為致候而も差綺義無之、都而進退罷在候処、今更相手者共無謂故障申立候儀不得其意、此上進退不相成様成行候而者、先祖之丹誠空敷相成御百姓相続方ニ相拘リ、自然一村退転之基歎敷奉存候間、此段奉申上候、何卒前件御賢慮被成下、格別以　御慈悲ヲ、常葉村役人共被召出、始末御糺明被成下、右様故障不申立金山稼方者勿論、是迄之通無差支進退相成候様被仰付度奉願上候、依之此段以始末書ヲ奉申上候、以上、

当御代官所八代郡湯奥村名主縫右衛門
差添　長百姓平左衛門

文久二戌年十一月八日
市川
御役所

（三七〇）年未詳断簡　（金堀役などにつき内済書）

双方江及掛合取調候処、一体萱小屋・内山・中山之義者、金堀稼之者

共住居いたし候節者、金堀役永四百文余宛も相納候書類も残り有之候得共、出方不盛ニ而元禄九子年迄ニ退転［　］金堀役永三拾文つ、常葉村ニ而納来候様申［　］書載有之候得共、湯奥山金堀役共無之［　］年暦不相分縫右衛門か差出候古絵図面其［　］之内萱小屋山之頂上水溢レ界境ニ相違無［　］右役永之義者、金堀稼之者共職分江相納候義［　］納候哉、其意聢与相分り不申候得共、今般道［　］示談之上、是迄ニ常葉村ニ而相納置候分［　］相渡、已来永三拾文つ、者、縫右衛門御上納［　］金山ハ勿論先規差上候絵図面之通り、萱小屋［　］境迄一円縫右衛門進退仕り候共常葉村ニおいて［　］不申筈熟談内済御届偏ニ御威光［　（以下欠）

（笹本正治）

二、湯之奥区有文書

（一）天保一三年一二月付　村指出明細帳（下書）

（表紙）

天保一三年　　下書

村指出明細張

八代郡

寅　十二月　　湯奥村

延宝七未年　　八代郡　湯奥村

一、高弐拾八石六斗六合　平岡八郎兵衛様・石井治太夫様　御検地

此反別九町壱反九歩

此訳

田高三斗六升七合　　石盛六斗代

此反別六畝八歩　　中盛六斗代

畑高弐拾八石弐斗三升　　下〃四斗代

此反別九町四畝壱歩　　下さ〃壱斗五升代

山砂畑八升代

屋敷壱石代

外

一、高六石七斗七升壱合　　刈生畑盛四升代

此反別拾六町九反弐畝廿四歩

一、当村分内　東西五拾五丁　駿州麓村境か下部村堺迄

南北三拾七丁　大垰村堺か常葉村山境迄

一、家数拾九軒　人数五拾九人　男弐拾八人　女三拾壱人　馬三疋

内寺壱ヶ寺

一、寺壱ヶ寺　地内御除地　西河内領下山村龍雲寺末寺　禅宗西方院

一、氏神壱社　山神　下部村神主ヲ相雇祭り仕申候、

一、神社弐ヶ所　山神　名所壱ヶ所　せりは　壱ヶ所　屋敷之平

一、御蔵屋敷一畝歩　壱ヶ所

右寺社地并御蔵屋敷共延宝七未年御検地ニ御除地ニ御座候、

一、当村高反別平岡八郎兵衛様・石井治太夫様御改御水帳弐冊御座候、
一、御年貢之儀小切大切米方共御直(値)段ヲ以不残金納ニ仕候、
一、田畑川欠并猪鹿荒地引前さか御帳面之通御座候、
一、百姓持林弐ヶ所御座候、是ハ未之御検地ニ反別ハ無御座候得共、前さか百姓支配いたし来リ申候、去ル寅年か山小物成御上納仕候、

此訳

壱ヶ所　立弐拾九間　横六拾壱間　上ノ山　縫右衛門
壱ヶ所　立三間　横五拾間　家之下　奥右衛門

一、刈生場之内近年猪鹿猿発向仕候故、作不申候場所ニ芝木立候場所ニ御座候、
一、薪秣場、当村分内刈生場之内、上ノ山・向上・中山道ニ而取来り申候、
一、百姓農業之間嫁者、男女共ニ薪・茅・炭等を波高島村へ弐里余、下山江弐里半出し売申候、
一、畑毛粟・稗・黍・大豆・小豆作り申候、
一、御伝馬之儀者常葉村組合中寄合相勤来り申候、
一、村中諸色御役金并夫銭之儀者帳面ニ記、年々極月ニ至り惣百姓寄合吟味之上、高割ニ致申候、御役金之儀者被仰付次第御上納仕申候、
一、当村金山三ヶ所、中山・内山・茅小屋、右三ヶ所御座候而百弐拾八九年以前迄ハ金堀いたし申候得共作一切いたし不申、金堀斗り仕候処、金筋段々小シニ罷成諸色売買高直(値)ニ御座候故、右三ヶ所之者共方さへ罷越シ、百五拾四五年此方壱人茂無御座候、
一、当村道法り　江戸江四十六里、甲府江十里、常場村江二り、波高島村河岸迄二り弐丁、
一、鉄炮壱挺御預ヶ、是ハ亀田三郎兵衛様御代官所之節猪鹿防ニ御預ヶ被下候、
一、鉄炮三挺定御預ケ、右者百姓所持仕候鉄炮ニ御座候処、百拾七八年以前御改被遊御帳面附被仰付候、山方ニ而猪鹿猿多く御座候ニ付、為威之定預ヶ被仰付候、
一、切支丹御高札并捨馬御高札共弐枚御座候、
一、用水せぎ(堰)壱ヶ所、村中呑水金山沢か八丁廿六間取来り申候、
一、御林壱ヶ所、不動山立壱里程・横壱里程、富士川河岸迄四里、

此反別者無御座候、

一、御林御法度札、壱枚御座候、
一、百姓竹藪三ヶ所

此反別七畝四歩

是ハ去ル辰年か小物成御上納仕候、

一、当村分内道橋村入用ニ而致来り申候、
一、名主役引高七石弐斗、給米壱俵半、但シ三斗六升入、
一、奥山壱ヶ所　村中薪馬草取来リ申候、

是ハ先年金山御座候内、大根為作候処ニ御縄請少さ御座候、残候分ハ去ル寅年か小物成御上納仕候、

右之通当村ニ有来リ候儀并山内共名主・長百姓・惣百姓立会委細相改候処、相違無御座候、以上、

天保十三寅年十二月　八代郡
湯奥村
名主　縫右衛門
長百姓平左衛門
百姓代祖右衛門

市川
御役所

（堀内　亨）

三、常葉区有文書

文久三年（一八六三）二月七日付　書類写

（表紙）

書類写

八代郡
湯奥村

（中略）

「門西家文書」（一〇）（四二）と同文につき省略

差上申一札之事

一、私共村方御林伐出シ之儀、今七日ヵ御取掛り被成候ニ付、私共一同罷出御案内仕、字ふとう分ト申山ニ而当村御林ニ相違無御座候、且又若そう里・中山此弐ヶ所八百姓山ニ而御材木敷木ニ致度旨請負方申聞、代金并地境等諸事内談仕置、小前百姓ニ至迄、聊申分無之、後日相障候節、曽而無御座候、依之印形差上申候、

末ノ
九月七日

柴村藤三郎御代官所
甲州八代郡湯奥村
名主　七左衛門

長百姓七郎左衛門

奥之丞

百姓代元右衛門

木村周蔵様

（付箋）

「本文御名前之儀、何れ之御役人中ニ候哉相分り不申候、此段下ヶ札を以奉申上候」

乍恐以口上書奉願上候

一、甲州八代郡東河内領湯奥村名主七左衛門持山刈生場之内字中山与申所金山之儀往古ヵ所持仕罷在候、去ル酉年私共奉願上御下知之上百日問堀之内、冥加金壱両壱分弐朱市川御役所江御上納仕、私共手稼ニ仕来り申候処、去々寅年中甲府御蔵附御代官中井清太夫様江戸表ヵ甲州金山御見分被蒙　仰ヲ候由ニ而市川御役所江御届ヶ有之、依之御支配御役所ヵ私共江被　仰付、中井清太夫様御手代古川平五郎殿・横山直七殿御手先鈴木三重郎与申金堀ニ度々御見分之上、同年極月下旬山入被　仰付、其節小屋・金道具・世体道具等迄当分貸附候様被　仰付候間御用立申候処、去卯八月中旬ニ至り御手代横山直七殿小屋場ニ而被仰渡候者、至而米高直ニ付三十日相休候間諸道具等一色其方江請取呉候様、尚又損金等之儀者市川御役所江御談申置相渡可申与被仰渡、三重郎儀者留守居与して小屋ニ差置候様被　仰渡候処ニ右三重郎儀此

方江無沙汰ニ小屋ヲ立去り候ニ付、右損金之儀中井清太夫様御役所江御願申上候処、金壱両弐分道具損金与して御渡被下奉受取候、然ル処三十日過候而も、当辰年ニ相成候而も御取掛りも無御座候処、此度当御家鋪様ニ而金山御取扱御用被蒙仰ヲ候趣及承候ニ付、右仕立置候小屋・金道具・世体道具等迄御座候間、何事相応之代金ヲ以御買上被下成候様奉願上候、尤是迄相嫁候場所ニ御座候得共、田畑御年貢等ニ差障毛頭無御座候、御宝山相嫁之儀被　仰付次第御違背申上間敷候、依之願書ヲ以奉申上候処依而如件、

天明四年辰二月

柴村藤三郎御代官所
甲州八代郡東河内領
下田原村
村役人　五兵衛
同所　養三郎代
安兵衛

湯奥村
山主　名主
七左衛門

堀内粂之丞様御内
御用人中様

（付箋）
「本文書面元甲府勤番堀内粂之丞様江差上候控」

右写奉差上候、以上、

戌十二月廿三日

湯奥村
名主　縫右衛門　印

市川御役所

右者湯奥村縫右衛門証拠、文久三亥二月七日御役所ゟ御下ヶニ付我等共写置申候、以上、

常葉村
写人
長百姓　丈右衛門
重三郎
（堀内　亨）

【解説】

一、門西家文書

湯之奥金山（鉱山）と総称される中山・内山・茅小屋の三地区では、一七世紀後半まで金の採掘がなされ、山中には採鉱で生計をたてる者たちが居住していた。彼らは金山の衰退とともに山を去っている。『第一次調査概報』で民俗班により報告された竹之島（下部町）の太田家は甲州側へ山を下った家筋である。また駿州側へ下った者も知られ、中山金山にかかわる戦国期にさかのぼる史料（元亀二年二月十三日付で深沢城（静岡県御殿場市）攻めに参加した「中山之金山衆拾人」の功績を賞し「籾子百五拾俵」を与えたとする武田家印判状など計三通）を持ち伝えたのは富士郡北山村（静岡県富士宮市）の市郎右衛門であった（『判物証文写』武田一・附一、『静岡県史料』第二輯所収）。山中の鉱山村の廃村に伴って、そこに伝わった文書も必要なものにつ

いては、それぞれが移住する際に持ち出され、移住先に下ったものと想定されるが、残念ながら現存が確認できた文書は皆無である。

こうしたなかで、近世以降についてではあるが湯之奥金山の状況を伝える旧湯之奥村の門西家（現当主正勝氏）に伝わった古文書は貴重である。

門西家は金山への入口にあたる湯之奥村にあって代々名主役を勤め、村内の中心的役割をはたしてきた家筋である。八九年の調査では天文十二年（一五四三）の穴山信友判物をはじめ総計三八二点の現存を確認することができた。このうち慶長期以前の七点を含め前近代の文書が百六十余点を占める。

さて当家所蔵の文書のうち慶長期以前にさかのぼるものについては、既に大正年間に計画された『山梨縣誌』編纂事業の過程においても調査の対象となされ（『河内領古文書』に採録）、近くは柴辻俊六他編『新編甲州古文書』（第二巻）（角川書店、一九六八）や『清水市史資料』（古川弘文館、一九七〇）などが、現調査をふまえた活字化を行っており、以前からその存在は広く知られていた。現存する文書はいずれも文箱に納められ保存されてきたことが手伝って、保存状態はきわめて良好であったが、たいへん有名であるが故にしばしば調査の手が加えられ、『山梨縣誌』以降、また『清水市史資料』以降にも失われた文書がそれぞれ数点ありその散逸が惜しまれる。

本格的な調査は今回が初めてとなった近世文書についても同様に、その何割かは散逸していることと思われたが、山村という湯之奥村の立地を色濃く反映した文書が現存していた。すなわち木材や竹の育成・進上にかかわる文書、焼畑にかかわるもの、猟師鉄砲に関するもの、さらには他村との山争いなど山村での生活を記した史料は重要である。これらに混じって湯之奥金山に言及した史料が三十点近く確認できた。その主だったものについては、先に掲出したとおりである。

二、門西家に伝わる中世文書

門西家には慶長期以前の文書が七点現存していた。『山梨縣誌』段階、『清水市史資料』段階で確認されている文書を加えれば計一二点を数える。山梨県内でも十点を超える中世文書を所蔵する家は極めて希で、この点特記すべきであろう。また戦国時代に富士川流域地方（河内地方）を領した国人領主穴山氏の発給文書を多数伝えることからも注目される。

今回は現存する七点、及び失われた文書の中から四点を掲出した。いずれも門西家の先祖にあてられたものである。

内容を確認しよう。最古の天文一二年（一五四三）七月五日付「穴山信友判物」は竹藪の育成、また竹の進上について命じたもの。八角形の朱印が袖花押に重ねて捺されており、このような例は武田氏には類例がなく今後の研究が待たれる（一号）。年未詳三月二九日付で（一号）に類似する八角形朱印が袖に捺され、やはり穴山信友の発給と推定されるのが（二号）である。葺板の進納を申しつけている。このほか現在は失われているが、信友は弘治二年（一五五六）霜月一五日付で「山作」の「奉公」を条件に「普請其外」の役を免除していた（参考一）。くだって天正八年（一五八〇）、子の信君は「私宅一間」にかかる「棟別諸役」を免除しているがこれも山作の奉公に対する見返りと想定されよう（五号）。以上の事例から穴山氏が林産資源の宝庫という観点から湯之奥村に着目していたことが確認できる。また、

山に依存する村ゆえに、山をめぐる出入も生じている（三号）。湯之奥村では狩猟も行われていた。伊彦次は当地の文三に鉄砲一丁を預けるとともに毛皮の進上を命じていた（七号）。このことからすると穴山信君が犬の保護を命じた判物（六号）で、保護の対象となっているのはおそらく猟犬であろう。

すなわち、門西家に現存する文書、またかつて伝存していたことが確認される文書からは、戦国期の湯之奥村が、金山の稼業に関与していたことを示す徴証を見出すことはできない。

なお、現存しないが天正一九年一二月二日付「加藤兵助証文」（参考二）、慶長三年（一五九八）三月二日付「細田保慶等連署証文」（参考四）はともに、これ以後、湯之奥村が近世を通じて林野の所有を主張する上で、その正当性の根拠とされたものである。林野の所有が問題となるとき常に証拠として文書に登場する。最後にこのことを付言しておく。

三、近世文書に見る湯之奥金山の状況

門西家文書はあくまでも湯之奥村の村方文書であり、山内にあった村の文書ではないので、金山の稼業の状況を具体的に記述した文書は極めて少ない。金山の規模、産出量、経費、そこでの労働、さらには山中の村の様相などについての具体的な記述は、残念ながら見ることができない。湯之奥区有文書、常葉区有文書も同様である。以下これらの文書中の断片的な記述から、近世の湯之奥金山について、その要点を確認しておこう。

慶安年間（一六四八～五二）には内山金山において、運上を納めつつ盛んに採鉱が行われていた。三年七月、その内山のあるひとつの間歩の所有をめぐって内山の者と中山の者との間で争論が生じている。あるいは金の産出量が減ってきたことに起因する、産出量の多い間歩をめぐる争いであろうか。やりとりのなかで中山の五右衛門が自ら実力行使に及び「から山くつし、通路とめ」たのに対し、内山の市郎右衛門らが「中間之もの共見出しほりあけ、其もの共たすけ」るなどという一幕もあった。山中での争論にかかわる文書が、何故湯之奥村に伝わったのかもとより不明であるが、金掘たちの息吹を伝える希有な史料といえよう（以上一一号）。

貞享年間（一六八四～八八）には、いよいよ金の産出量が減ってくる。天和元年（一六八一）の飢饉に際しては公儀からの救米で命をつないだという。また新たな間歩の開削の資金を得るため、茅小屋の九左衛門は妻子を質に入れ金子を借用したという（以上一九号）。中山・内山とも状況は同様だったと見え、一説にはみな元禄九年（一六九六）迄には、山中より退転したという（三七〇号）。先の茅小屋の九左衛門は山を下ったものの生活が成り立たず、下部・湯之奥両村の仲介で、山に戻り「船板」「横板」などの切出しで渡世したき旨願い出ている（二八号）。彼のほか、山をあとにした人々は、いかにして生活の糧を見出したのであろうか。

金山の住人が山を下ると、湯之奥村も金山の採掘に関わり始める。幕末に至るまで私的に、また公的に金山・銅山の開発が図られたが、いずれも失敗に終わった模様である。代表的な事例をあげておく。

宝永六年（一七〇九）頃　山師が入るが、金銅とも出ず（三〇六号・三三六号）。

享保一六年（一七三一）　江戸の和久屋源左衛門による銅の採掘計

画。湯之奥村に代官への仲介を依頼。銅は産出せず（五一号）。

安永二年（一七七三）　下総国の野村文蔵が銅の採掘を計画（七〇号）。

天明二年（一七八二）　中井清太夫が「金山御用掛り」として手先鈴木三十郎を入山させる。その折、湯之奥村が諸道具の調達を命ぜられる。翌年鈴木は、成果も見ずに、また道具の代金も見払いのまま下山する（七九号）。

天明八年（一七六一）　代官堀内粂之丞による中山金山採掘。五本の間歩を開削。間歩に関する詳細な記録を残す（九一号・三〇三号など）。

文久元年（一八六一）　百々村（現中巨摩郡白根町）の長百姓嘉右衛門等が金山採掘を計画。

以上からも確認できるように、湯之奥村は、時には代官へ採掘願いを提出する際の仲介を行ったり、またある時は諸道具の調達を命ぜられるなど、金山の麓の村としてそれぞれの計画に深く関与していた。

なお、内山・中山・茅小屋の三ヶ所より金掘たちが退去すると、その直後正徳年間（一七一一～一六）には茅小屋の地をめぐって湯之奥村と常葉村との間で山争いが生じている。いったんは収束するが幕末再燃、文久年間（一八六一～六四）には、内山・中山をも加えた再度の訴訟に発展した。湯之奥村側は天正一九年一二月二日付「加藤兵助判物」（参考二）、慶長三年三月二日付「細田保慶等連署判物」（参考四）を根拠に、さらにはそれ以後も村分として「御縄受」を受けていることなどをあげて、対する常葉村は「金山間歩役金之義金掘退転仕候以後」「常葉村ニ而間歩役金少々出申」を根拠に相互に自らの権益を主張している。この間、湯之奥側が「往古より私方ニ而伐木其外年々椎茸造り炭焼稼」と主張するように、金掘よりも、むしろ林産資源の面から争論に及んだものと考えるのが妥当であろう。近世中・後期の金山再掘計画はいずれも失敗に帰している。反面、金山の跡地は林産資源の宝庫として重要性を持っていた。ために金山を挟んで境を接する湯之奥村と常葉村との間で争論を生ぜしめたのであった（以上一〇号・四二号・一五三号・三七〇号など）。

四、まとめ

湯之奥金山にかかわる文献の初見は先述した元亀二年の「中山之金山衆拾人」宛の「武田家印判状」である。今回の「門西家文書」などの調査により、これ以後元禄年間までは湯之奥金山と総称される金山が稼業し、さらには山中には鉱石の採掘にあたった者たちの村が実在していたことが確認できた。しかし、本来文書を伝えるべき村は元禄年間に廃村となり、その住民は甲斐・駿河双方へ個々に散っていったと想定される。金山在住者が下山した先の追跡はかなわなかったため、残念ながら山中の村の様子、労働の状況など金山稼業期の具体的様相を明らかにすることはできなかった。

今後は同じ河内地方に存在する保・黒桂（南巨摩郡早川町）といった、湯之奥同様小規模ながらも、近世を通じて稼業した金山にかかわる文書を調査することで、少しでも湯之奥金山の実態に迫ることができればと考えている。

（堀内　亨）

第二節　近代の古文書

一、はじめに

古文書班の目的は、湯之奥金山の実態を古文書によって明らかにするところにある。数次にわたる資料調査の結果、笹本正治報告にもあるように、戦国期から近世期にかけての時期の湯之奥金山の実態はかなりの程度明らかにすることに成功した。

これに対して、笹本正治報告が湯之奥金山では近世前期の元禄期（一六八八～一七〇三）に採掘を終えていることを確認している点とも関連すると考えられるが、現地での古文書調査によって発見できた明治以降の湯之奥金山の実態や開発の動向を窺える資料類は極端に少なかった。その後、「近代以降においても開発が試みられた」という地域での言い伝えを裏づけるために資料調査の範囲を拡大した結果、「湯之奥」の文言が記されたいくつかの資料類を発見しえたことは収穫であった。しかし、依然として資料的な制約は存在し、明治以降の湯之奥金山の実態及びその開発の動向を十分に把握するまでに至っていないのが実情である。

なお、資料調査の過程で明らかになった山梨県に於ける明治～大正期の金鉱山開発事業の動向については、別稿を用意したのでそれに譲りたい。

以下、これまでに確認できた資料の紹介と若干の考察を行う。

二、資料の紹介と若干の考察

近代文書担当調査員は、『湯之奥金山遺跡第一次調査概報』にも記した通り、①（下部町）下部区有文書、②（下部町）門西家文書、③（下部町）湯之奥区有文書、④（六郷町）正文堂文書、⑤（甲府市）深沢家文書などの整理作業を通じて、湯之奥金山に関する近代文書の発見に努めたが、明治以降の湯之奥金山に関する近代文書はきわめて少なく、(1)明治二七年（一八九四）七月三日付の湯之奥区の「砂金堀区則」（資料一）と、(2)年不詳であるが明治期に属すると推定される「（旧鉱穴覚）」（資料二）の二点を確認したに止まる。なお、明治一〇年（一八七七）九月に作成された「（湯之奥村地図）」には、中山地区に「金山」の記入があり、該地では近代以前に金山としての稼業が行われていたという伝承と一致する。参考までに、「砂金堀区則」（資料一）と「（旧鉱穴覚）」（資料二）の全文を掲げたい。

（資料一）

砂金堀区則

第一条　砂金採収致度キ人ハ誰人ヲ不問該道具携帯シタル者ハ壱人ニ付金拾銭ヅゝ区長へ即納ノ事

第二条　壱条ノ金拾銭ハ一ヶ月金拾銭ノ事

第三条　該業ヲ止メ帰宅シタル後再応来リタルトキハ一ヶ月内ト雖モ尚金拾銭ヲ請求ノ事

第四条　宿泊ハ一泊一人ニ付三銭五厘トス

第五条　壱泊金三銭五厘ノ内金五厘ハ区内益金ノ事

第六条　該業ヲ行ヒ近隣ヨリ通ヒヲ以テスル人ハ第一条ノ金拾銭ハ勿論壱人ニ付一日壱銭ヅゝ毎日区長へ収納スベシ

右之条々区内一同協議之上決定候也

明治廿七年七月三日　湯之奥区

『湯之奥区有文書』

（資料一）は、「（湯之奥）区内一同協議」によって取り決められた砂金掘りに関する区則であるが、区長を始めとする区民の署名捺印を欠いていることから、具体的に実施されたかという点については疑問を差し挟む余地を残している。「申し合わせ」の下書きである可能性を捨て切れない。それはともかく、内山、茅小屋方面から流れ出る中山沢や入ノ沢などでは明治以降に於いても砂金採集が行われていたことを裏付けられる資料である。

事実、『山梨県統計書』によれば、具体的な町村名や採収箇所などは確定できないが、明治二六年（一八九三）から同三〇年（一八九七）にかけての時期に、西八代郡に於いては一箇所で現業として砂金採集が行われていることが確認できる。だが、明治二七年（一八九四）の場合は、採収高、精錬高の欄には不詳記号が記入され、また、明治三〇年（一八九七）の場合は、九斤（五・四キログラム、一貫四四〇匁）の採収高の記入はあるものの、精錬高の記載はない。なお、両年以外の年度については採収高、精錬高ともにその記載を欠いている。南巨摩郡では採収高や精錬高の記載があるところから、西八代郡では採収高、精錬高ともに皆無であったと推測できよう。

また、『山梨県統計書』からは、明治二七年（一八九四）当時、西八代郡に於いて二箇所で金鉱の採掘が行われていたことが確認できる。

（資料二）

農商務省

小杉轍三郎殿出張

本村字若草里分第壱号ヨリ五号ニ至ル

但し下ヨリ順々ニ記ス

字広野赤岩下タ同横番号記

第壱号旧穴赤岩下タ　茂市青富並ヒ嘉平三人ニテ入タルト

第弐号旧穴赤岩下タ　右同断

第三号新ヒ赤岩下タ東向ク望月恒トシ殿青富両人ニテ取タル処

第四号新ヒ同所　寅方向タル所右両人ニテ取

第五号新ヒ赤岩横　門西蓑市及ヒ三人ニテ取タル所

第六号新ヒ赤岩横　右同断

第七号新ヒ赤ニテ　茂市殿取タル所

第八号旧穴赤岩西根　旧鉱石埋メタル所

字中山　七人墓

第壱号　敷弐十四間

第弐号　敷四五間　破損之ヶ処直シ取事不残

番外鉱壱包　佐野氏山沢ニテ拾イタル石

同中山寺屋敷向沢旧穴　浦田義幸望月峯作佐田茂市三人ニテ取リタル所

第壱号　寺屋敷向沢旧穴　第五号

第弐号　小字桧嶺向沢旧穴　中山新ヒ寺屋敷向沢

第三号　右同所　凡ミヤリ弐十間

第四号

『湯之奥区有文書』

明治政府がとった初期の鉱山政策は貨幣材料の確保を目的とする非鉄金属鉱山の開発に重点があった。（資料二）は、これと関連して全国規模で実施された鉱山調査に際して山梨県に派遣された農商務省係

官小杉轍三郎の調査覚え書であろうと考えられる。

作成の時期は不明であるが、農商務省が設立された明治一四年（一八八一）四月以降に属するであろう。全部で一五箇所の旧鉱穴が記載されている。なお、旧鉱穴の一部には採掘人の氏名が記載されており、それらは近世的な名前ではないところから、多くは近代以降になって試掘のために掘られた穴であると推測できるだろう。しかし、（資料二）に記載された氏名が、後に紹介するこれまでに確認された資料類には登場しない氏名である理由は明らかにしえない。

明治政府の鉱山政策は次のような経過をとって順次整備されていった。

明治二年（一八六九）に鉱山の開採を広く差許するとともに、その採出額の記録を各府県に命じた。次いで同四年（一八七一）に鉱山採掘請負を出願させ、相当額の税の納入と引換にこれを許可することとした。翌五年（一八七二）に「鉱山心得」を定め、鉱物は露出、埋没の如何を問わず、政府の所有物とした。また、同六年（一八七三）に「日本坑法」を制定し、私人に対しては借区によって一二年を期限として開採を許可することとした。、さらに、明治二五年（一八九二）に「日本坑法」を廃止し、代わって「鉱業条例」を施行し、試掘、採掘にかかわる規定を定め、鉱業の自由と採掘権を永久無限の特権と認定した。同時に砂金採取出願手続を定め、翌二六年（一八九三）に「砂鉱採取法」を制定し、砂鉱採取に関する事項を制定した。

その後、明治三八年（一九〇五）に「鉱業法」を制定し、採掘権を登録した区域内に於いて許可を受けた鉱物を採掘、取得する権利とし、「鉱業登録令」により鉱業権は登録するものとした。

かかる、政府の鉱山政策への対応を山梨県行政文書の中に見ることができる。

明治前期の山梨県の県政の動向を把握できる『山梨県史』にも鉱山の試掘、採掘に関する諸願書が散見できるが、残念なことに湯之奥金山に関する記述は皆無である（『山梨県史』の記述内容については別稿を参照のこと）。

しかし、山梨県立図書館で所蔵する山梨県の『農商務省届』の中に湯之奥金山に関する上申書を確認できた。以下、その全文を掲げたい。

（資料三）

回議

本件ハ砂金採収譲渡願処分済農商務省ヘ報告ニ係ル○西八代郡富里村ノ内湯奥組地先字金沢山外三ヶ所ニ於テ砂金採収ノ義南巨摩郡都川村望月逸平ヘ本年六月中許可相成候処今般神奈川県横浜区本町雨宮敬次郎ヘ譲渡出願ニ付既ニ御聞届御指令済ニ候依テ左案ヲ以テ農商務省ヘ御報告相成可致候

案

砂金採収譲渡ノ義ニ付申報

県下南巨摩郡都川村平民望月逸平ヘ西八代郡富里村ノ内湯奥組地先字金沢山外三ヶ所官有地ニ於テ砂金採収ノ義本年六月廿二日採第三五三二号ヲ以テ御許可相成候処今般神奈川県横浜区本町二丁目第三十六番地平民雨宮敬次郎ヘ譲渡ノ義出願ニ付取調候処身元資産等何等不都合無之ニ付本月六日付ヲ以テ願意聞届間此段及申報候也

明治二十年十二月十五日　知事御名

農商務大臣殿

山梨県立図書館蔵『明治二十年農商務省届』

（資料三）によれば、明治二〇年（一八八七）六月二十二日に南巨摩郡都川村の望月逸平が湯奥組地先字金沢山外三ヶ所で砂金採集の許可を得ていた。その後、理由は不明であるが採集権を神奈川県横浜区の雨宮敬次郎に譲渡しており、（資料三）はその際の山梨県から農商務省へ申報である。なお、雨宮敬次郎は東山梨郡牛奥村（現：塩山市）の出身で、若尾逸平と並んで甲州財閥の双璧として、鉱山経営なども手広く手掛けた人物である。

（資料四）

金鉱試掘延期願処分届報告

県下西八代郡富里村字若草里外四ヶ所ニ於テ金鉱試掘之義去ル明治二十年十二月十五日付試第三千六百七十三号ヲ以テ大坂府平民北村一作へ許可相成居候処本人病気ニ因リ右期限内着手難及事情以テ猶壱ヶ年間試掘延期願出ニ依リ事実取調候処相違無之ニ付去二月廿六日付ケヲ以テ願意聞届候条段及報告候也

明治二十二年二月

山梨県知事山崎錫胤

農商務大臣伯爵井上馨殿

山梨県立図書館蔵『明治廿二年農商務省申報　乾』

（資料四）は、「湯之奥」の文言はないが、記載内容と（資料五）及び（資料六）から湯之奥鉱山を含む地域での試掘に関する文書と推定した。金鉱試掘許可の日付けが明治二〇年（一八八七）一二月一五日であり、（資料三）の存在を考え合わせると、当時、湯之奥地区では砂金採集と金鉱試掘が同時並行的に行われていたのである。また、（資料四）の出願人が地元民でなく大阪の北村一作である点は、湯之奥鉱山の存在はかなり広く知れ渡っていたことを示している。

（資料五）

御届

県下西八代郡富里村湯之奥山鉱山試掘ノ件試掘願人北村一作病気ニ付廿二年度下半期間休業致シ候此段及御届候也

大坂府下北村一作代理

西八代郡共和村

明治廿三年三月廿一日　二宮貫平㊞

同村若林　三代印

山梨県知事山崎錫胤殿

山梨県立図書館蔵『明治廿三年農商務省申報　全』

（資料六）

坑業明細表之議ニ付申案

県下坑業人之内休業其他ノ事故ヲ以テ廿二年下半期坑業明細表右差出旨前紙之通リ之実情取調候処相違無之ニ付此段及上申候也

明治廿三年五月二日　知事

農商務大臣宛

記

東山梨郡神金村黒川金山試掘人
一病気休業　北村一作
西八代郡富里村湯之奥鉱山試掘人
一病気休業　北村一作
北巨摩郡鳳来村銅鉱試掘人
一休業　渡辺徳右衛門
東八代郡岡村銅鉱試掘人
一休業　石倉喜左衛門
外四名
南巨摩郡都川村字保河内砂金採掘人
一器械準備休業　雨宮敬二郎
〃郡同村字早川砂金採掘人
一器械準備休業　雨宮敬二郎
西八代郡富里村湯ノ奥組三字砂金採掘人
一同上　雨宮敬二郎
以上

山梨県立図書館蔵『明治廿三年農商務省申報　全』

（資料五）、（資料六）は、北村一作や雨宮敬次郎の鉱山試掘及び砂金採掘の休業願とその事由を山梨県から農商務省へ届け出たものである。北村一作の「病気休業」はともかく、雨宮敬次郎の「器械準備休業」は砂金採掘はかなりの困難が存在したことを推測させる。

なお、明治二三年（一八九〇）以降も『農商務省申報』は残存しているが、精査の結果、鉱山の試掘及び採掘に関する文書はまったく発見できなかった。

（資料七）

佐野山の金鉱

静岡県富士郡猪之頭佐野金山金鉱の近況を聞くに同金山は去る四二年許可を得て四三年五月試掘に着手せるが地域は河内猪之頭字西山下より西は本県西八代郡富里村大河内、北は同所湯之奥、南は同郡栄村佐野に亘り坪数百六十七万八百八坪にて理学士滝本鐙三氏及び技師西野正雄氏等の調査により着手せる富士、第一号、山鳥、金華第七号の五坑はいずれも良好なる鉱脈にて鉱石は東京鉱山監督所の分析によれば百貫目中銅八貫三百目金十二匁、王子酸素会社の分析によれば百貫目中銅十二貫目金八匁三分なり右鉱山は東京市日本橋区浜町三ノ一浜田善吉氏の名の下に上出村猪之頭植松忠孝氏が事務を取扱居り

山梨県立図書館蔵『山梨日日新聞明治四五年四月二二日』

湯之奥金山の産金量や金鉱石の含有量などは湯之奥金山の実態を明らかにするうえで不可欠の要素である。しかし、これに直接答えてくれる資料はない。（資料七）は、新聞資料で厳密さという点で疑問があり、また、湯之奥金山の実態を直接伝えるものではないが、周辺鉱山の産金量や金鉱石の含有量などを示すものとして興味深い。

山梨県立図書館蔵の『山梨県統計書』によれば、明治二一年（一八八八）から同三四年（一九〇一）にかけて村名や採集箇所などの記載はないが、郡別の金鉱や砂金の採取及び試掘集計が判明する。しかし、翌三五年以降については不明であり、したがって明治中期以降の実態は不明といわざるをえない。

だが、山梨県立図書館蔵の『鉱区一覧』によれば、大正期に於ける

山梨県での金鉱山開発事業の動向はかなり具体的に判明する。

（資料八）は、そのなかで湯之奥金山の実態を明らかにできる記載部分を再集計したものである。ちなみに、「湯之奥」の鉱山名のない富里村の事例も同時に掲示した。

（資料八）によれば、大正期を通じて湯之奥金山の金銀銅鉛の採掘は続けられていたことが判明する。しかし、別稿で明らかにしたように、山梨県内に於いては産金実績のある金鉱山や砂金採集箇所もあるが、湯之奥金山では、金が産出された実績の報告はない。従って、近代以降に於いても湯之奥金山では何回かの金山開発の試みがなされたにもかかわらず成功しなかったと考えざるをえない。

また、『鉱区一覧』にはその全てを「湯之奥金山」を対象としたものであると確定はできないが、参考までに（参考資料一）に掲示したように、大正期を通じて富里村を区域とする四〇件の「試掘願」が出されていた。しかし、その多くは、一年ないし二年で中断しており、また「採掘願」も増加していない点などから推測して、それらの試掘は必ずしも成功したとはいえないと考えられる。

（齋藤康彦）

（資料八）
富里村採掘集計

登録番号	鉱山名	坪数	
採二六金銀銅鉛	湯ノ奥	三五五、二四一坪	採四三金銀銅 三九六、九六〇坪
大正一年		中井安松（大阪府下泉北郡鳳村）	
二		河野市太郎（甲府市百石町）	
三		河野市太郎	
四		河野市太郎	
五		河合幾次（大阪市東区北浜二丁目）	
六			
七		河合幾次	
八			
九			
一〇			
一一		河合幾次	藤田鉱業㈱（大阪市北区堂島北町）
一二			
一三		河合幾次	藤田鉱業㈱

山梨県立図書館蔵『鉱区一覧』より作成

登　録	大正元年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正8年	大正9年	大正11年
試 468							望月敏則 212,720		
試 488							望月敏則 555,890	望月敏則 555,890	
試 514							高木好太郎 885,860	高木好太郎 （東京市小石川区大塚坂下町） 885,860	
試 524							村井真雄 172,534	村井真雄 172,534	
試 539								千代田宗造 16,800	
試 540								千代田宗造 476,440	
試 553								藤田鉱業㈱ 239,143	
試 554								佐藤文男 （東京市本郷区森川町） 766,084	
試 559								横山源太郎 （東京市四谷区南伊賀町） 522,100	
試 562								大野勝治 （東京市牛込区矢来町） 193,000	
試 567								樋爪退助 （石川県鹿島郡端村） 520,415	
試 610								望月敏則 71,518	
試 621								荏田泰輔 341,500	荏田泰輔 341,500
試 644									荏田泰輔 922,000
試 649									望月敏則 212,700
試 694									藤田鉱業㈱ 139,143
試 695									高木好太郎 426,888

（注）　数字は借区面積、単位は坪である。なお、試掘番号が異なっていても、借区面積が同じものは合併した。

『鉱区一覧』より作成

（参考資料１）

富里村試掘出願集計

登　録	大正元年	大正２年	大正３年	大正４年	大正５年	大正６年	大正８年	大正９年	大正11年
試 194	山口福太郎 （甲府市百石町） 487,200								
試 220	横田久太郎 367,068	横田久太郎 （岩手県上閉伊郡釜石町） 367,058							
試 235	千代田宗造 538,835	村井真雄 （東京市芝区南佐久間町） 538,835							
試 242		村井真雄 414,445							
試 250		山口福太郎 487,200	山口福太郎 487,200			上原甲子蔵 （東京市本郷区菊坂町） 487,200			
試 269				村井真雄 198,600	村井真雄 198,600	村井真雄 198,600			
試 337						千代田宗造 （東京市京橋区明石町） 476,440			
試 347						千代田宗造 763,698			
試 349						千代田宗造 373,625			
試 355						千代田宗造 192,986			
試 374							望月敏則 （南巨摩郡都川村） 71,518		
試 420							荏田泰輔 307,000	荏田泰輔 （静岡県庵原郡富士川町） 307,080	
試 422							千代田宗造 637,180	千代田宗造 637,180	
試 425							千代田宗造 866,000	千代田宗造 866,000	
試 426							千代田宗造 463,017	千代田宗造 463,017	
試 438							藤田鉱業㈱ （大阪市北区堂島北町） 532,636		
試 447							荏田泰輔 867,760		

第二編

研究編

第三章　戦国時代から近世にかけての湯之奥金山

はじめに

湯之奥金山については、発掘を通じて既に考古学的見地などから多くの成果が出ているが、古文書を媒介としてその歴史をみた場合には、どのようなことがいえるのであろうか。古文書班が本調査団のなかに置かれ、期待されているのはこのことである。そこで、本稿においては古文書から知られる湯之奥金山の歴史について、少し述べてみたい。

目下のところ湯之奥金山に関して、史料的に追うことのできるもっとも古い時代は戦国時代である。そして一般に湯之奥は戦国大名武田信玄の隠し金山として名高い。本稿の課題の一つはこうした理解が正しいかどうか、換言するなら戦国時代に湯之奥金山（中山金山）を支配していたのは誰かを解明することである。既に私は別稿で触れたが、[1]通説では戦国大名の武田氏がここも支配していたとされている。[2]それに対して野沢昌康氏だけは、穴山氏の「富強の最大の供給源は東西河内領の金山にあった」[3]と、戦国時代にこの地方を領していた穴山氏がここを支配したと主張する。実際にはどうであったか、これを明らかにする必要があろう。

また、従来は湯之奥の門西家が金山の代官を務めてきたとされている。このため古文書班は門西家の古文書の整理なども行ったのであるが、門西家と金山の関係がどのようなものであったのかについても検討したい。

これまで、湯之奥金山は戦国時代の金山としてとりあげられることが多かったが、近世を通じこの金山はどのような状況だったのだろうか。本稿で触れたい問題の一つはここにもある。

さらに、湯之奥金山遺跡に残る横穴の金鉱採掘跡（坑道）は、どのくらいまで時代をさかのぼることができるのかも課題である。これは主として考古学の分野から考察されるであろうが、古文書の側からの意見も提出できればと思う。

註

（1）拙稿「戦国大名武田氏の金山支配をめぐって」（帝京大学山梨文化財研究所『研究報告』第三集・一九九〇）

（2）内藤慶助『武田信玄事績考』二六七頁（啓成社・一九〇四）、土屋操「武田氏の郷土経営」（山梨県師範学校・山梨県女子師範学校共編『綜合郷土研究』山梨県・一九三六）、なかざわ・しんきち『甲斐武田氏―その社会経済史的考察―』下巻八頁（甲斐史学会・一九六六）、上野晴朗『甲斐武田氏』三九八頁（新人物往来社・一九七二）、永原慶二『戦国の動乱』二四〇頁（小学館・一九七五）、柴辻俊六『武田信玄―その生涯と領国経営―』二四四頁（文献出版・一九八七）、小和田哲男『武田信玄―知られざる実像―』二五七頁（講談社・一九八七）、高橋敏「武田信玄の金山」（『甲斐・黒川金山～第一次調査報告～』黒川金山遺跡研究会・一九八七）、脇田晴子『戦国大名』二九八頁（小学館・一九八八）

（3）野沢昌康「穴山氏の金山経営と土豪屋敷」（『山梨県の中世城館跡―分布調査報告書―』山梨県教育委員会・一九八六）

一、戦国時代の湯之奥金山

湯之奥金山（中山・茅小屋・内山の三金山を総称したもの）遺跡の

調査を通じて、多くの方々が知りたいのは、この金山がいつ頃から採掘されたかという起源であるが、残念ながら古文書的にはそのはじまりを示す史料はない。

古文書で最初に湯之奥金山が見られるのは、元亀二年（一五七一）二月一三日、駿河深沢城（現、静岡県御殿場市）攻撃に参加した中山の金山衆一〇人に、武田氏が籾子一五〇俵を与えた印判状で、『判物証文写』（武田一）に「武田家書物之由申伝、駿州富士郡大宮北山村市郎右衛門与申者、代々所持仕候由申出候」として収録されている。これは大変有名な文書で、次の如くの文言である。

（一）武田家印判状

定

於今度深澤之城、別而致奉公候間、為御褒美、於甲州籾子一五十俵被下置候、跡部美作守所へ可致催促之旨、被仰出者也、仍如件、

元亀二年辛未　二月十三日（竜朱印）　山県三郎兵衛尉　奉之

中山之金山衆拾人

同書には同じ家が所蔵する文書として、続いて左もあげられている。

（二）穴山勝千代印判状

勝千代（朱印）

自前々任判形、棟別諸役家貳間分、并堀間共令免許畢、厥上兎角之儀就申者、如舊規可成下知者也、仍如件、

天正十一年

三月十四日

河口六左衛門尉

さらに、『判物証文写』（附一）は、「古城主証文之由申伝、駿州富士郡北山村市郎右衛門与申者、代々所持仕候由申出候」として、次の文書を採録している。

（三）穴山信君判物

中山之郷へ出入之荷物、重而成下知之間、無異儀可勘過者也、仍如件、

永禄十一戊辰

十一月廿七日　（穴山信君花押）

河内諸役所中

以上の三点の古文書を収録している『判物証文写』は、きわめて信用性の高い文書調査の成果であり、これらの文書はいずれも実物が伝わっていないが、実際に存在したと判断できる。当然のことながら、これらの文書が同一の家に所蔵されていたことからして、これらは密接な関係をもつといえる。

三点の文書のなかで最古のものは（三）の永禄一一年（一五六八）付け文書である。この文書に見える中山の郷を、『山梨県地名大辞典』は南巨摩郡中富町にあてている。[1] しかし中富町の中山には金山が知られておらず、逆に湯之奥金山が中山金山を含み込んだもので、（一）の史料に「中山之金山衆」とあることなどからすると、中山は湯之奥金山の中山（現、西八代郡下部町）を示す可能性が高い。穴山氏が特定の郷への物資の出入に関係した文書はほかにないだけに、この文書は中山の郷が穴山氏にとって特別な意味をもっていたことを示している。とすると、この史料も金山に関係し、金山に関係する物資の出入

については自由に通すようにと、穴山信君（梅雪）が河内領の諸役所（諸関所）に命じたものと推定される。そうだとすると（三）の文書が、湯之奥金山に関係する史料の最古ということになる。

その場合、注目されるのはこの文書を穴山氏が出していることである。この文書によるかぎり「河内諸役所中」に対する支配権は穴山信君が掌握しており、その支配領域中に中山の郷＝湯之奥金山も存在することになる。穴山氏はこうして領内の流通を押さえることにより、金山の物資流通をも掌握できる立場にあり、この事実を通じて金山に対する支配権も大きくしたと言えよう。

ところで、天文三年（一五三四）六月四日に穴山信友が出した判物から、穴山氏がこの時期までに黒桂・保金山（現、南巨摩郡早川町）に代官を置いていたことが知られる。[2] また、年未詳ではあるが二月一三日に穴山信君は、金山も存在する早川入の用所を薬袋（現、早川町）の佐野七郎兵衛尉に命じている。[3] そして一一月二四日の文書ではその役割を「代官」としている。[4] 現在も佐野家には多数の文書が残っているが、近世前期までの文書が多く、しかもその内容は金山に関係するものが大部分である。このことからして、穴山氏が早川流域に代官を置いて直接的に金山経営をしていたことは確実で、穴山氏の経済的な基盤の一つは金山にあると考えられる。[5]

湯之奥金山については代官の存在を示す文書は残っていないが、同じ穴山氏の支配する河内領ということで、富士川の反対に位置するこの地域も穴山氏の支配のもとにあった可能性が高い。

（三）の文書は河内全域を穴山氏が支配していることを前提にしている。穴山氏の河内領支配の評価はそのまま武田領国内の国人領主の存在形態の理解につながるが、それに関しては諸説が存在している。[6] しかし、以上の結果からして少なくても永禄一一年（一五六八）段階で、穴山氏の側が河内領全域を自分が支配しているという意識をもっていたことは疑いない。穴山氏の河内領支配の経済的重要部分に金山は位置し、その支配は直接穴山氏が行っていたと解することができるのである。

それでは（一）の文書はどのような意味をもつのであろうか。一般にこの文書の存在のゆえに、中山金山衆は武田氏の金山衆として位置づけられ、湯之奥金山も武田氏の支配に服していると理解されてきた。そしてこのように理解されてきた理由の一つとして、同じ日付で黒川金山衆にも他の印判状が多数出ていることがある。その一つを塩山市の田辺佐苗家の文書から確認してみよう。

（四）武田家印判状

定

一、御分国諸商、一月ニ馬壱疋之分、役等御免許之事、
一、本棟別壹間之分、御赦免之事、
一、向後拘来候田地、如軍役衆被可停検使之事、
一、郷次之人足普請、被禁之事、
以上

於今度深澤之城、別而致奉公候間、被加御褒美者也、仍如件、
元亀二年辛未　山県左〇郎兵衛尉奉之
二月十三日（竜朱印）
田辺四郎左衛門尉

これと同様な文書は保科善左衛門尉[7]、芦沢兵部左衛門尉[8]、古屋清左

衛門[9]、中村与右衛門尉[10]、保科喜左衛門尉[11]、中村段左衛門尉[12]、田草川新左衛門尉[13]にも出されていたことが知られている。これらのあて名の人物が黒川金山衆である。

黒川金山衆に出されたこの文書から、桜井英治氏は第二条で棟別銭を免除されたことにより、黒川金山衆は百姓とは区別される身分を獲得し、第三条で検地を免除されたことは「兵」として把握されたことになるなどとして、この文書によって文書受給者は軍役衆＝「兵」身分に位置付けられたとする。[14]しかし、ここに現われる免除対象の役は、基本的に百姓に賦課されるもので、武士には賦課されない。本来は百姓に賦課されるべきものを深沢城攻撃に参加した褒美として特別に免除したのであり、その結果は「如軍役衆」であって「軍役衆」そのものではない。文書の宛名にも武士の場合なら見えるのが通例である「殿」といった敬称文言が付いておらず、書式は職人や百姓にあてるときと同じである。それゆえ私はこれをもって黒川金山衆が軍役衆になったとは理解できない。[15]黒川金山衆はむしろこうして百姓ではなくて、職人身分として掌握されることになったのであろう。

黒川金山衆の住む地域は国中（くになか）であり、武田氏の直接的な領域の中に位置する。彼らに対してはこのように武田氏の側から、永続的な効力をもたせて諸役が免除されているのにもかかわらず、中山金山衆に対しては一〇人に籾子一五〇俵を与えると、一時的に褒美の米を与えるにすぎない。しかも黒川金山衆の場合には一人ごとに文書が発給されているのに、中山金山衆の場合には一〇人に対して一括で出されているのである。

黒川金山衆も中山金山衆も深沢城の攻撃に参加した褒美として、先のような文書が出たことは疑いない。[16]にもかかわらずこのような差が出てくるのは何故であろうか。黒川金山衆にあてたような諸役の免許は、自分の領域内に住んでいる者にはなしうることであって、他人の領域に住んでいる者には許可しえない。直接的な自分の領域以外の住人に褒美を与えるとしたら、（三）のように一時的な褒美を与えるしかない。そして、直接金山衆の個人までを掌握していないからこそ、一〇人一括で恩賞を出したのであろう。つまりこの文書は中山金山衆が、武田氏の直接支配する領域の外に住んでいたことを示すと私は考える。逆に先に述べた穴山氏の金山支配からして、中山金山衆は穴山氏の支配する地域の中にいたことが知られ、武田氏といえども直接彼らを支配に組み込むことはできなかったのである。このことからも、湯之奥金山は領域的に見ると穴山氏の支配下に入っていたと結論付けられる。

（一）や（三）の文書とともに（二）の文書が伝わることからして、中山金山衆の代表者とも言えたのが河口六左衛門尉である。ちなみに（二）の文書発給者の勝千代は信君の子供である。（二）の文書からして河口氏には、天正一一年（一五八三）以前より棟別諸役家二間分と掘間が免除されていた。これを免除したのは穴山信君か、その父の信友であろう。注目されるのは掘間が免除されていることである。武田氏の出した文書の中には掘間という言葉が見えないにもかかわらず、穴山氏がこのように掘間を掌握しているのは、在地とりわけ金山のよりきめ細かい支配を実現していたことにつながるからである。

この文書の内容は武田氏が黒川金山衆にあてた内容と似かより、宛名には敬称も付いていない。そのうえ文書の書式も袖に印判と、全体に薄礼である。中山金山衆も軍役衆＝武士としては穴山氏に掌握さ

れておらず、基本的には職人、もしくは名主として位置付けられていたと推測される。

文書の残存状況が良いのにもかかわらず、同じ河内領の早川入の保や黒桂の金山の金山衆については、深沢城攻撃に参加したことを伝える文書が残っていない（他の文書の残存状況からして、もし参加していたならそれが伝わっていてしかるべきである）。この事実は河内領の金山衆の中でも中山金山衆が特別な意味をもっていたことを示す。深沢城の攻撃が地下からのものであったことからすると、理由の一つには坑道掘りに慣れていたことが考えられる。この点に関しては保・黒桂の金山衆が天文一二年段階で、坑道掘りの技術を持っていたこと[17]からして、中山金山衆でなくてもよかったはずである。そこで、中山金山衆のほうが穴山氏にとっては経済的重要性が落ちたから、危険な場所にこの地の金山衆を出したという理解もできよう。早川入には代官が置かれていながら、こちらにはそれが見られないのはそのためかもしれない。にもかかわらず、彼らが中山金山衆として参戦したのは、金山衆として領主から掌握されていたことを示す。

（三）の文書もそのことにかかわる。つまり、彼らは穴山氏から金山衆として把握され、金山衆の役割を担っていた。そのかわりに（二）（三）のような特別待遇を受けたわけである。注目されるのは、中山金山衆が深沢城攻撃に一〇人も参加しているという事実である。一括で一〇人もの金山衆に出陣を命令できたのは、それだけこの地の金山衆の数が多く、穴山氏の支配力も大きかったことを意味するであろう。

それでは金山衆はどのような性格を持つのだろうか。先に記したように金山衆そのものは、文書の書式や当てられた文書の内容からして、武士の身分ではなかった。その代表者とも言える河口六左衛門尉は、「河口」の名字と「尉」という官位をもっている。名字と官位を持つのは黒川金山衆と同様である。黒川金山衆の場合からすると、金山衆は自ら職人を抱えた、金山経営者である。中山金山衆の場合も基本的にはこれと同じ経営者で、河口六左衛門尉はその下に職人を抱えて、金山経営をしていたと思われる。「かつて湯之奥金山で働いていたという伝承をもつ家筋が、現在でも何軒か存在する[18]」とされる「金山下り」は、そうした金山衆の下で働いていた技術者の系譜を引く者達だろう。中山金山衆と称される個人個人は、穴山氏に使役されて直接金を掘る技術者ではなかったと考えられるのである。

ともかく、以上見てきた諸点からすると、中山金山を含む湯之奥金山は、一五六〇年代に活況を呈していたと言える。武田氏の深沢城攻撃に一〇人もの中山金山衆が参加し、しかもその時の城攻撃の方法が、地下にトンネルを掘るものであったことからすると、湯之奥金山でも坑道掘りが行われていたのであろう。

湯之奥金山の開発に戦国時代が一つの画期をなしていたことは疑いない。地元に残る「今から約四〇〇年ばかり前すなわち武田氏全盛時代の天文のころより金山から金が採掘されるようになった。湯之奥金山もその頃からさかんに掘られるようになった。中山、内山、茅小屋の三ヵ所をあわせて湯之奥金山といった。（中略）信玄公が掘られたわけは、当時甲斐の国では三〇何ヵ所かで金が掘られていた。武田信玄が京をめざすためには、莫大の軍資金を必要としたからだ[19]」といった伝承は、湯之奥金山の最盛期についてある程度の事実を伝えている。しかしながら、ここを領したのは武田氏ではなくて穴山氏であり、穴

山氏は相当にキメ細かい金山支配をしていたようである。

註

(1) 『山梨県地名大辞典』六一九頁（角川書店・一九八四）

(2) 『清水市史資料　中世』三四八号文書（吉川弘文館・一九七〇）

(3) 同右三六四号文書

(4) 同右三七一号文書

(5) 拙稿「早川流域地方と穴山氏」（『信濃』二七巻六号・一九七五）

(6) 早くからの説は、穴山氏や小山田氏は武田氏のもとで、二重的に領域支配をしているにすぎないとするものである（標(飯田)泰江「武田親族衆としての穴山氏の研究―特に河内領の在地構造をめぐって―」『甲斐路』二～一二号・一九六一～六六、上野晴朗『甲斐武田氏』新人物往来社・一九七二、柴辻俊六「国人領主小山田氏の武田氏被官化過程」『古文書研究』七号・一九七五、小峰裕美「小山田氏の郡内支配について」『駒沢史学』二八号・一九八一など）。『下部町誌』もこの説により、「河内の支配権は、武田信玄の政治力をもってしても完全には直領化できなかった程に強力で二重の支配構造を許した間接支配地域として存地していた」（一六七頁・下部町役場・一九八一、執筆者は小林兼一）としている。これに対して矢田俊文氏は、「戦国期甲斐国の権力構造」（『日本史研究』二〇一号・一九七九）で、穴山氏や小山田氏は武田氏と同列の戦国領主であって、それぞれの関係は同盟関係に過ぎないとした。私は早い段階では穴山氏の独自性を強調したが（「早川流域地方と穴山氏」）、その後武田氏と穴山氏・小山田氏は対等な関係ではなく、あきらかに武田氏は両者の上にいることを論じた（「武田氏と国境」『甲府盆地―その歴史と地域性―』雄山閣・一九八四）。さらに堀内亨氏は「武田氏の領国形成と小山田氏」（『富士吉田市史研究』三号・一九八八）において、基本的には私と同じ立場に立ちながら、時代経過の中で国人領主の性格を追究すべきだとし、穴山氏についても分析を進めている（「戦国大名の領国形成と国人領主―武田氏と穴山氏を事例として―」『戦国大名武田氏』・名著出版・一九九一）。私も小山田氏について、一時期まで小山田氏は武田氏と同様な立場を持っていたが、やがて武田氏の配下に入るのだとし、時間経過のなかに矢田説と従来の説をとけこませることができるのではないかと指摘した（「小山田氏と武田氏―外交を中心として―」『富士吉田市史研究』四号・一九八九）。

(7) 『信濃史料』一三巻四二九頁

(8) 『新編甲州古文書』七五四号文書

(9) 同右九〇二号文書

(10) 同右二二四四号文書

(11) 同右二三二三号文書

(12) 『勝沼町史料集成』

(13) 『新編武州古文書』上巻四〇三頁

(14) 「金掘と印判状―甲州黒川金山衆の近世化をめぐって―」（『中世をひろげる―新しい史料論をもとめて―』吉川弘文館・一九九一）

(15) 拙稿「戦国大名武田氏の金山支配をめぐって」（帝京大学山梨文化財研究所『研究報告』第三集・一九九〇）

(16) 拙著『戦国大名と職人』一三五頁以下（吉川弘文館・一九八八）を参照していただきたい。

(17) 『清水市史資料　中世』三五四号文書

(18) 「湯之奥ムラの社会」（『湯之奥金山遺跡　第一次調査概報』二八頁・湯之奥金山遺跡学術調査会・一九九〇）

(19) 『下部町のくちづたえ』五九頁（下部町・一九八五）

二、門西家と湯之奥金山

湯之奥金山ともっとも密接な関係をもつ家は、湯之奥の門西家とされてきた。『下部町誌』の小林兼一氏の執筆部分には、次のように説明してある。

佐野氏は代々湯之奥金山に居住して穴山氏に重く用いられ、金山の代官として、また、稼山の取締りや関守としてつとめ、反面いろいろな免許や特別な権利を与えられる等、その保護を受けつつ奉公し栄えていたことがわかる。更には天正十五年（一五八七）六月に穴山梅雪の子である勝千代が病死して家は断絶し、河内地方も名実ともに徳川家康の支配下になり、菅沼逗増が河内領主になって直接治めたのであるが、領主交代の後も佐野氏は湯之奥にあって活躍していたのである。

佐野氏は江戸時代になっても代々引続き栄えていたが、後（慶長二年）には門西氏と改め現在に至っている。[1]

また別の箇所でも「本町には栃代金山・根子銅山・常葉銅山・古関銅山があり、ともに穴山氏が経営していた。穴山氏は、佐野縫殿右衛門（後の門西家）を湯之奥金山の代官に命じて取締らせたが、他の金山・銅山についてもその土地の有力者を代官や金山奉行にして督励したのであろう[2]」と説明している。羽中田壮雄氏も「門西家は室町末期からこの地に住み、はじめは佐野姓を名のる。江戸時代には名主と関守を務め門西と改姓したという。湯之奥金山や山林などの管理をして幕末に至った[3]」と記している。

さらに門西家の古文書を調査した柴辻俊六氏は、「門西家は穴山信友時代からの郷士であり、直接の家臣ではないが、山稼ぎの御用や金山・関所の管理に関係して穴山氏の直接支配を受け、在地武士（郷士）として湯之奥郷を支配していたことがはっきりしてきた。なお、近世に入って現姓の門西と改めたものであり、穴山時代には佐野姓であった[4]」としている。

つまり、これまでの通説は、佐野（門西）氏が穴山氏の湯之奥金山経営に関係していたとする。その関与の仕方を小林氏は「金山の代官」とし、柴辻氏は「直接の家臣ではないが（中略）穴山氏の直接支配を受け、在地武士（郷士）として湯之奥郷を支配」したと論じているのである。

小林説から検討しよう。代官とは「中世、正員に代わって職務を代行する者に対する名称[5]」とされる。このことからすると、湯之奥金山は穴山氏の直接経営するところであったことになる。（二）の文書で穴山勝千代が掘間を免除していることは、その可能性を示す。しかし、この文書の主体内容が棟別役の免除とすれば、それに付随して掘間にかかる諸役の免除ということにすぎず、直接湯之奥金山を穴山氏が支配していたことにはならない。河口氏が職人身分とは言いながら、直接金を掘る技術者を抱えていた者と推察され、黒川金山衆も武田氏に直接仕えて金を掘ったのではないことなどからすると、河口氏が穴山氏の直接支配のもとに金を掘っていたとは考え難い。穴山氏の直接経営ということになれば、金山衆は穴山氏によって集められ、坑道を掘るなどの資金も穴山氏から出されるべきであろうが、その兆候は微塵

も見られない。何よりも門西家の文書の残存状況からして、もし佐野氏が代官に任命されていたのなら、そうした任命書が残っていてよいはずであるが伝わっておらず、そのような事実を伝える文書もない。文書の残存状況、残存する文書の内容からすると、佐野家が湯之奥金山の代官であったとは考えられないのである。

また中山金山衆の一人である河口六左衛門尉には、正式に名字と「尉」の官位が付いているのに、それを支配するはずの佐野家宛の文書では天文一二年の穴山信友判物、弘治二年の穴山信友判物を除くと、多くが「湯之奥之文右衛門」などと、地名と名前をセットにして宛名が記されており、書式も河口氏宛の文書のより一ランク低い。佐野氏がもし代官なら佐野氏のほうが金山衆より格が上のはずである。それよりずっと格下で管理を受けるべき金山衆の河口氏のほうが、名前や文書の書式の格が高いということはありえないだろう。

次に文書の内容から見てみよう。もっとも古い天文一二年（一五四三）七月五日付けの佐野縫殿右衛門尉あて穴山信友判物は、竹を生やすようにと命じ、何時も用のときには竹を何本必要だと印判を捺して命令するので、印判がない命令の場合には切らないように、としたものである。[6] 次に天文一三年三月二九日の大垈山（現、身延町）に関係した置文があるが、これも内容からして金山とは関係しないだろう。続いて年未詳三月二九日に「ぬいゑもん」に葺板を一万枚進上するようにと命じた印判状がある。天文一二年文書との類似性からして、この発給者は穴山信友であろう。この両者に捺された朱印について、柴辻俊六氏は「①②ともに、一辺が二・三センチの八角形の朱印が押されている。印影はもう一つはっきりしないが、周囲に唐草文があって中に印文が一字あるようだが解読できない」[7]としている。しかしながら、既に堀内亨氏も指摘しているように、[8] 両者の朱印は微妙に異なっており、この一万枚の葺板の進上を命じた朱印は天文一二年のものとは異なる。この点のもつ意味は今後解明していく必要があろう。

その他に現在は失われてしまったが、本来は弘治二年（一五五六）霜月一五日に、穴山信友が佐野縫殿右エ門へ「就于奉公申、山作五間普請其外免許候、山作用所之儀、何時も無々沙汰奉公可申者也」と命じた文書があった。そして天正八年（一五八〇）正月二五日には穴山信君が湯之奥之文右衛門にあてて、「於河内谷中、私宅壱間棟別諸役令免許之者也」と判物を出した。そしてこの時よりも以前と思われる年未詳の一一月三日に、同じく信君は湯之奥縫右衛門尉に「彼者犬三疋持候、誰ニ而も違乱すへからさる者也」とする判物をあてている。

以上の門西家文書の内容からして、戦国時代の佐野家は山作を職としており、弘治二年の文書からしてその棟梁としての役割を負っていたと推定される。つまり門西家に伝わっている戦国時代の古文書からは、この家が湯之奥金山の代官をしていたとは到底言えないのである。そして同家の近世文書全体[9]をみても、穴山氏のもとで代官をしていた薬袋の佐野家の文書と比較すると、金山に関係する文書は圧倒的に少なく、金山に直接関わる文書はほとんど見ることができない。

繰り返しになるが、弘治二年の文書からして佐野縫殿右エ門は、「山作用所之儀」の奉公によって普請役などを免許されていたことが明らかである。このことは彼が穴山氏にとって山作という職人として位置付けられたことを示す。柴辻俊六氏の「門西家は穴山信友時代からの郷士であり、直接の家臣ではないが、山稼ぎの御用や金山・関所

の管理に関係して穴山氏の直接支配を受け、在地武士（郷士）として湯之奥金山を支配していたことがはっきりしてきた。なお、近世に入って現姓の門西と改めたものであり、穴山時代には佐野姓であった」という説は、「直接の家臣ではないが」「穴山氏の直接支配を受け、在地武士」というように論旨がはっきりしないが、門西家文書を根拠にする限り戦国時代のこの家を武士と規定することはできず、柴辻氏の意見には賛成しかねる。またこの家が金山の管理に関係していたとすることも実証的でない。

穴山氏は多くの山作を支配していた。弘治三年二月一二日には大崩（現、南巨摩郡身延町）の助左衛門尉に、山作の棟梁ということで棟別役を免許し、山作に板を取らせるようにと命じた。[10] こうした穴山氏の山作支配の一環に湯之奥も組み込まれたと言えよう。佐野家が武士でないものの湯之奥郷の名主的な家であったことは間違いない。この村は山間部に位置して本来的に林業を基盤とする村なので、穴山氏はその林業に目を付け、佐野氏を山作の棟梁として位置付けたのではないだろうか。

以上述べてきたように、これまで湯之奥金山の代官といわれてきた門西家（佐野家）は、山作の棟梁として穴山氏に位置付けられてきたのであり、戦国時代には金山の管理者としての役割は負っていなかった。そこで従来のように門西家を中心にすえて湯之奥金山をみても、戦国時代の湯之奥金山の実態像はあまり見えてこないと考える。

註

（1）『下部町誌』一六六頁

（2）同右一六九頁

（3）羽中田壮雄「門西家住宅」（『山梨百科事典〈増補改訂版〉』山梨日日新聞社・一九八九）

（4）柴辻俊六『戦国大名文書の読み方・調べ方』一一八頁（雄山閣・一九八四）

（5）瀬野精一郎「代官」（『国史大辞典』第七巻七一〇頁・吉川弘文館・一九八七）

（6）以下の文書については第一編第一〇章第一節を参照していただきたい。

（7）柴辻俊六『戦国大名文書の読み方・調べ方』一一六頁

（8）『湯之奥金山遺跡　第一次調査概報』二一頁

（9）『門西家文書目録』（湯之奥金山遺跡学術調査団・一九八九）

（10）『清水市史資料　中世』五二四号文書

三、その後の湯之奥金山

前章までに、湯之奥金山が戦国時代には活況を呈し、穴山氏の支配するところだったこと、これまで湯之奥金山の代官と目されてきた門西家の先祖の佐野氏は山作の棟梁であって、金山には関係していないことを論じてきた。それではその後の湯之奥金山はどのようになったのであろうか。最後にこの点について触れていきたい。

湯之奥金山と峰を隔てて反対側にあり同じ鉱脈を掘った駿河の富士金山（現、静岡県富士宮市）は、天文二〇年（一五五一）八月二日付の今川義元朱印状から以降、関係する古文書が残っている。[1] この金山は湯之奥金山と鉱脈を同じくするので、こちらの開発が進んでいることは、同じ時期に湯之奥金山でも採掘があったことを推測させる。

天正二年（一五七四）正月一六日に穴山信君は、富士金山の平岡民

部丞に郷中の諸役を免許し、相当の奉公を求めた。[2] この頃には武田氏の駿河への権力浸透と相まって、富士金山も穴山氏の支配下に入ったといえる。続いて天正五年（一五七七）一二月一九日には同じ信君が竹川肥後守に、富士山のうち川胡桃藤左衛門後家跡式、家屋敷堀間ならびに郷中山林を抱えるようにと命じた。[3] 天正八年（一五八〇）霜月一三日には穴山信君の家臣の有泉大学助昌輔が、望月弥助に十右衛門跡式の家屋敷・掘間所子方以下を安堵した。[4] このように残存文書から天正二年以降は、湯之奥金山とその反対側の富士金山の双方を穴山氏が領するようになり、富士金山衆の跡式にも穴山氏が関係するようになったことが知られる。金脈が一緒で、同じ領主の支配を受けるようになったことから、この頃に両方の金山衆の交流が進んだ可能性がある。

武田氏の滅亡の直後、富士金山には北条氏も手を延ばしたようであるが、[5] まもなく金山は徳川家康の支配下に入った。[6]

志村甚之助は湯之奥金山と富士金山にかかわって、慶長七年（一六〇二）四月一九日、富士金山から中山金山へ掘る掘間の確認をした。[7] その裏書には「中山者共事者、彼堀間外駿河山々一切為縛有間敷候」とある。この頃には両方の金山が複雑に絡み合っていて、掘間が双方の間で入り乱れていたことが知られる。このようになった背景には坑道が深く掘られるようになった事実とともに、穴山氏の統治によって両者の関係が密接になったことが考えられる。いずれにしろ、慶長年中まで、中山金山衆における金の採掘は盛んであったことが確実である。同時にこのように間歩の争いが出ていることは、もう有望な間歩をほとんど掘り尽くし、間歩を求めるのが困難になったことを示すのではないだろうか。

さて、第一章で挙げた『判物証文写』は、幕府が享保一一年（一七二六）から同一五年に在任した駿府町奉行小幡直昌の提出した武田氏発給文書の写に加えて、今川氏発給文書を書き写し、さらに元文元年（一七三六）に両家以外の文書も出すようにと命じた成果である。したがって、中山金山に関係した文書の持ち主（おそらく河口氏の末裔）は、一七二〇年代までに甲斐の中山から駿河の北山へと移っていたことになる。

慶長年間には中山金山も栄えていたことを確認したが、それ以後、湯之奥金山はどのようになっていったのであろうか。直接門西家がかかわった事柄ではないが、門西家文書から見てみたい。

慶安三年（一六五〇）七月二三日には、内山金山衆の運上間歩の水抜きについての訴えが、沢内内山の市郎右衛門と二右衛門から代官にあてて出た（一一、以下の番号は目録番号）。しかもその中では間歩が二〇〇間（約三六二メートル）切られたとあり、水抜きをしながら大分深くまで坑道が掘られていたことが知られる。おそらく二〇〇間は総延長で、一本の坑道がこれほど深いとは考え難いが、ともかく相当大規模に間歩が掘られたのである。間歩を掘り、水抜きをしなければならないとなると、相当量の金が出ないと採算はあわなかったであろう。このように坑道が深くなればなるほど、坑道の水をいかにして抜くかが問題になってくる。そして坑道を深くし、しかも水を抜かねばならないことになると、採算ベースに乗せるためには、相当量の金の産出がなくてはならない。一六五〇年代の湯之奥金山はそうした問題に突き当たっていた。

貞享三年（一六八六）七月に間歩主の茅小屋村の九左衛門が代官所に提出した文書（一九）によれば、茅小屋・内山村の金山からは金が近年出ていない。そしてこれより二二年以前（寛文五年＝一六六五）間歩が盛り、金山では運上金の六分を公儀が取り四分は掘子に渡したために、間歩主がくたびれ退転した。から切り（試掘坑か）をするわけにも行かず、妻子を養うのも大変で、只今まで少しずつの日雇いなどをして生活をしているという。このことはそれまで六分もの多くの運上金を、各間歩から出していなかったことを意味しよう。しかし、一六六〇年代の初めにはたまたま良質の間歩が見付かり、金掘はこれだけ運上を出してもやっていけると判断して、領主側の条件をのんだものの、間も無く金脈が尽きたということだろう。この頃、金山では間歩に税金がかかり、その額が大きかったため、金山経営が成り立たなくなっていたのである。ということは金があまり産出せず、投下資金の割にもうからなかったことを意味している。同文書には、延宝二年（一六七四）には、から切り間歩八〇間（約一四四メートル）が切られたが、まだ金がでないのに扶持米に詰まったので、妻子を質に入れて金を借りて間歩を掘り続けようとしているとある。このことから、この頃の湯之奥金山は領主側の経営ではなく、山師が独自に開発していたといえる。もし近世初頭に相当量の金が産出され、この地が有望な金脈を持っていたなら、領主側は直接金山経営に乗り出したはずである。それをしていないことは、湯之奥金山の規模がそれほど大きくなかったか、もしくは戦国時代に掘り尽くされてしまったかのどちらかであろう。ともかく貞享（一六八四～八八）頃には、茅小屋・内山村に全く金が出ていない。

また年未詳の寅年一一月一二日付けの文書などによれば、元禄八年（一六九五）頃以降、金銀などは全く産出しなかったという（三〇六、三三六）。同じく年月日未詳の文書には、茅小屋・内山・中山の金掘りはこの頃までに退転したとある（三七〇）。こうしたことからして、十七世紀の末には湯之奥金山は全くだめになっていたのである。これを証明するように宝永六年（一七〇九）年ごろ、山師たちが見立て問掘りしたけれども金や銀は一切出ず、この後も度々山師が入ったが成功はしなかった（三〇六、三三六）。

中山の石造物で年号が明示されているのは、明暦四年（一六五八）の宝篋印塔、寛文四年（一六六四）の板碑型石塔、明暦三年（一六五七）の石塔、元禄三年（一六九〇）の光背型石塔である[8]。先の文書の記載では、一六六五年ぐらいに一時的に金山が栄えていたというが、石造物はその頃に作られた。そのうち元禄三年正月付けのものには、「為花景宗春菩提、富士北山村石河権兵衛家」と彫られている。既に見たように、中山金山の中心者と思われる河口氏に関係する中世の文書はこの北山村に伝わった。北山村と中山金山とは密接な関係にあったと言える。石河氏も河口氏と同様に本来中山金山に関係していた（元亀二年の文書に見える中山之金山衆拾人の一人の家ではなかろうか）のが、北山に住むようになったのであろう。そして石塔に「富士北山村」とあることは、既にこの時期までに中山を離れて相当の年月がたち、北山の住人としての意識が確立していたことを示す。

これまでの結論からすると、戦国時代から慶長年中ぐらいまで（一六世紀半ばから一七世紀の初頭）が湯之奥金山の最盛期で、その後金の産出が落ちて、一六六〇年代に再び活況を取り戻したが、それはき

わめて短い期間であった。一六六〇年代に働いた人のなかには昔の縁で北山村から来ていた者もあったのではないだろうか。とすると、遅くとも一七世紀半ばまでには河口氏や石河氏は北山に移っていたと思われる。ちなみに天正一一年（一五八三）五月三日に徳川氏が富士金山の金山衆に普請役を免許した文書の宛名には、「石川佐渡守」の名前も見えている。[9] この石川氏は北山村の石河氏と関係するかもしれない。仮にそうだとすると、石河氏は中山から、駿河の麓へ、さらに北山へと移ったことになる。天正二年（一五七四）には富士金山が、甲斐河内領の領主である穴山氏の領するところであったことからすると、中山金山の者たちが金の産出にあわせて天正年中に富士金山に移り、さらに北山村へ移った可能性は大きい。

天明八年（一七八八）には堀内粂之丞の手先の者が五本の間歩を掘った（三〇三、三五七）。それは大体高さ五尺（約一、五メートル）、横三尺（約〇、七メートル）程度で、最も深いのは奥行二四間半（約四四メートル）であった。この時には相当大規模に金を探そうとして坑道が掘られたのである。しかし金は出ず、以後寛政五年（一七九三）まで見分もなかった。ちなみに、この五本の坑道については大きさや深さ、それに岩石の色の記録が残っているが、本調査団の調査員河西学氏の御教示によれば、現在湯之奥金山に残る状態の良い坑道とほぼ一致しているとのことである。このことからして、基本的に現在見られる状態の良い坑道は、大体近世の中期に掘られたと判断してよいと思う。

「中世・近世の湯之奥金山関係年表」で示したように、これ以降も近世を通じて多くの人が湯之奥に入ったけれども、金山としての経営は成り立たなかった。しかし、次々に金に魅せられた人々は金を求めて坑道を掘っている。このことは現在に残る坑道が本当に生産性をもった坑道かどうかを判断するときに重要な意味を持とう。

近世になると湯之奥金山からの金の産出はほとんどなくなった。このため近世の比較的早い段階で、戦国時代の中山金山衆などの人々はこの地を去った。有能な金山衆であれば、他地域で金を求めて活動したであろうし、金の産出に意欲を持っていた領主側も彼らを放ってはおかなかったであろう。本来的に金山衆は遍歴性が強い者たちであり、金がなくなったらその場所に身を落ち着けるような者たちではなかった。このために戦国時代に存在した中山の郷も近世には消えてしまったのである。その後度々、湯之奥においても金を求めて坑道が掘られたけれども、ほとんど採算が合わずに、坑道は廃棄されていったと考えられる。

註

（1）『静岡県史料』第二輯四三五頁
（2）同右四三六頁
（3）同右四三七頁
（4）同右頁
（5）同右四三八頁
（6）同右頁
（7）同右四三九頁
（8）『湯之奥金山遺跡　第二次調査概報』
（9）『静岡県史料』第二輯四三八頁

おわりに

本稿を通じて確認してきたところによると、戦国時代が湯之奥金山の最盛期である。そしてそこでは坑道掘りもなされており、その技術によって、中山金山衆は信玄のもとで深沢城攻撃にも従軍した。しかしながら、湯之奥金山のある場所の領主は武田氏ではなく、あくまでもこの地の国人領主の穴山氏であった。戦争に際して協力するために、穴山氏の命令によって中山金山の金山衆も武田氏のもとに送りこまれ、戦功をあげたのである。中山金山衆は黒川金山衆と異なって武田氏の領域以外に住んでいたので、武田氏も彼らを日常的には支配することができなかった。そこでこの時の褒美も黒川金山衆のように諸役免許を得ることはできずに、籾子一五〇俵を一〇人の者たちが受けたのである。

湯之奥金山は近世になると退転し、その頃までに中山金山衆の多くは他所に移った。中山金山衆の河口氏や石河氏も駿河富士郡北山村に移った可能性が高い（金山衆はさらに他地域に移り、『判物証文写』に中山金山衆関係の文書を所蔵する家とされている市郎右衛門の家は、金山衆とは関係なく単に文書を預かった可能性がないわけでもない）。

湯之奥金山は一七世紀の半ば頃一時的に活況を呈したが、長く続かなかった。それからも近代に至るまで金山では金の魅力に取りつかれた人によって、その後も度々坑道が掘られたが経済的には成り立たなかった。

現在に残る坑道で状況の良いものは、天明八年（一七八八）に堀内彖之丞の手先の者たちによって掘られた。近世初頭以降、さらに天明八年より後も多くの坑道が掘られているが、この時の調査書からして現在我々が見ることのできる坑道のほとんどは戦国時代のものではなく、主として一八世紀末に掘られたと判断される。

それではこうした状況の中で、戦国時代の金山開発の特徴はどこにあったのであろうか。一般に金山の開発は、河原における砂金の採集に始まり、段々上流にさかのぼり、山金を求め、さらに坑道掘りに進むといわれている。湯之奥金山遺跡の現地を見ると、沢はだいたいにおいてガレている。これは自然にこうなったというより、人々が金を探った人工的な跡であろう。金を求めた人達は沢沿いに金山に近づいた段階で沢にあらわれた金脈を掘り進め、沢沿いに金鉱脈を探ったのが鉱山開発の最初の段階と推察される。地形からすると本来は沢ではないと思われる場所が同じ様に大きく掘られ、沢のようになっているのも金鉱を探った跡と解すべきだろう。そうした沢のような場所の上にある坑道は、こうして掘り当てた金脈の地下に潜ったところを掘ったと思われる。とすると、沢の状態になっている場所そのものが、坑道と同じ意味を持つことになる。

坑道掘りをするのには多くの危険と、多くの資金や高い技術を必要とするが、沢を掘り下げたり、地表をさらって沢の状態にしていくのには、それほどの技術や資金を要しない。そこで古い時代の鉱山開発の主体は、むしろそのようなものであったのではないかと推察する。もちろん戦国時代に坑道掘りがなされたのは事実である。それらの坑道掘りは、こうして沢沿いに掘り進んで発見した金鉱を、そのまま掘り進める程度のもので、現在私達が坑道の典型と思っている、天明八年（一七八八）に掘られたものとは異なるのではないだろうか。とするならば、大きな沢状になっている地形こそ、古い時代の金鉱の跡と

して注目する必要がある。

従来、金山開発は近世の佐渡のように幕府あるいは領主の直轄となった大規模なものが想定され、戦国時代の金山もこれを前提にして考えられることが多かった。しかしながら、それらはきわめて特殊な金山であり、むしろこの湯之奥金山のように、規模が小さく、領主の力を媒体としないで掘られた鉱山のほうが多い。そして、戦国時代から掘られ続けた湯之奥金山遺跡は、関係する古文書をもち、金山開発の模様を具体的に後づけることのできる遺跡として、極めて貴重である。

（笹本正治）

第四章　明治〜大正期の山梨県における金山開発の動向

はじめに

我国の地金産出量額は最近にありては一ヶ年八百余貫にして内六百余貫は台湾百余貫は朝鮮よりの産額にして本土の産額は八九十貫の間にあり然るに本県下の金鉱都川よりは一ヶ年三十六貫余硯島より三貫目余を年々採鉱し本土に於ては第一位の金産地にして両所共採鉱のまま直接日本銀行に送付せられるものなれば余り世間の注意をひかざるも価格実に二十万円に達し生糸を除きては水晶の他より遙かに巨額なり（以下略）

これは大正四年（一九一五）五月三一日付の「本県地金産出額」と題する『山梨日日新聞』の記事である。例えば、『長期経済統計　一〇　鉱工業』や、後に紹介する『鉱区一覧』などの記載数値と比較検討を行うと果たしてどこまで実態を正しく把握しているかという点で疑問を差し挟む余地を残しているが、ともかく、大正前期段階に於いて山梨県南巨摩郡の都川、硯島両村では金の採掘が行われ、それなりの産金実績を挙げていたことを窺える記事である。

戦国期の甲州では各地で盛んに金山開発が行われ、それが戦国大名武田氏の財政基盤を支えていたことは周知の事実に属する。しかし、近世以降になると具体的な資料がほとんど発見されていなかったことにも因るが、金山開発の実態は断片的にしか分からず、近代以降についてはまったく等閑視されたといってよい。

昭和六三年（一九八八）から開始された湯之奥金山調査の一環として、「明治以降においても開発が試みられた」という地域での言い伝えを裏付けるために行った資料採訪調査の結果、湯之奥金山のみならず明治〜大正期に於ける山梨県の金鉱山開発事業の動向を明らかにできる資料類を発見できた。

本稿の目的は、それらの資料を用いて山梨県に於ける明治〜大正期の金鉱山開発事業の動向を検討し、その中に湯之奥金山の有した位置を逆照射しようとするところにある。なお、膨大な資料の引用は行わず要点を取って年表化した点と、依然として資料的な制約は大きく、細部にわたる実態把握とはなっていない点はあらかじめ断っておきたい。

一、明治前期に於ける動向

―『山梨県史』・『山梨県治綜覧表』を素材として―

明治政府が、明治二年（一八六九）に鉱山の開採を許可し、その採出額の記録を各都道府県に命じたことと関連して『山梨県史』には「金鉱試掘願」を始めとして金鉱山開発事業に関する資料が収録されている。

第三一表は、『山梨県史』に収録された「金鉱試掘願」など金鉱山開発事業に関する資料の内容を一覧にしたものである。第三一表からは次の諸点が読み取れる。

(一)「金鉱試掘願」が提出され、開発の対象地となったのは保、黒桂、黒川金山などの戦国期に既に金山として開発が行われていた場所であり、砂金採集地は早川流域に限られている。

(二)出願者の居住地は東京府尾張町の副田欣一、同須崎町の今井種大、同深川東森下町の服部貞幹、長野県安曇村の若狭伝三の四名を除きほ

第31表　明治に於ける金鉱山開発動向

年	月	日	出願者住所	出願者氏名	場所	出願内容等
1	11		巨摩郡藤田村	(広瀬)平五郎外6名	保村金山	金鉱試掘
2	3	30			保村金山字大金山外	
					黒桂村金山	未出金不仕
					雨畑村保村最寄谷川	流金取揚少々
	8	17				金山稼洋人雇入に付照会
3	11		鉱山産地の状況民部省へ具申		保村金山	近年稼人有之候共相休
					黒桂村金山	近年稼人有之候共中絶
					保村最寄谷川(保川・早川・雨畑川)	砂金150目程取揚
					上萩原村外九ヶ村入会字黒川	近頃稼人有之堀試中未鉱筋堀当不申
					丹波山村金山字牛金淵	未出金無之
	12		吹目金兌換民部省へ具申		保村金山字大金山	鉱筋無之見合
					保村金山字弘慶間歩	堅石見合
					保村金山字御幸沢	深山試堀致候者無之
					保村金山字黒金山	深山試堀致候者無之
					黒桂村金山字奥間歩	堅石見合
					保川早川雨畑川	砂金150目程取揚
5	2		鉱山近況大蔵省へ具申		保村金山字大金山外	
					黒川金山	
	4		鉱山近況大蔵省へ具申		保村雨畑村最寄川々	昨年取高砂金吹目354匁7分
	4	20	巨摩郡藤田村	広瀬平五郎外6名	保村近郷川々	流金採集
			巨摩郡駒井村	上野作平外1名	保村金山	金鉱試掘
6	9	15	巨摩郡駒井村	上野作平外1名	保村金山	廃業願
	9	19	東京府尾張町	副田欣一	保村金山	借区開坑願(上野作平廃棄跡)
	12	7	砂金拾収処置を鉱山寮に稟議			
	12	8	巨摩郡藤田村	広瀬平五郎外6名	保村近傍川筋	砂金採集廃業
7	2	8	砂金淘採者坑物税額を工部省に稟議		借区場所、雨畑川筋・保川筋・黒桂筋・野呂川筋	
	4	27	東京府須崎町	今井種大	借区場所、雨畑村地内	鉱山借区開坑願
			東京府須崎町	今井種大	借区場所、上小田原地内	鉱山借区開坑願
	8	8	巨摩郡藤田村	広瀬平五郎外6名	早川最寄谷川	砂金淘採業譲渡願
9	9	8	巨摩郡三里村	小菅六郎外4名	巨摩郡三里村都川村字カラ沢外	金鉱試掘砂金淘採願
	9	8	巨摩郡湯島村	大村幸左衛門外3名	巨摩郡湯嶋村字重郎治山金カレ	金鉱試掘
			巨摩郡三里村	小菅六郎外4名	巨摩郡三里村字内河内谷外	砂金淘採
10	10	6	巨摩郡湯島村	大村晃則外4名	巨摩郡湯嶋村字重郎治山金カレ	金鉱試掘延長
	10	6	巨摩郡湯島村	深沢久栄外3名	巨摩郡三里村都川村字カラ沢外	金鉱試掘延長
	10	23	東京府尾張町	副田欣一	巨摩郡都川村字大金山	借区金坑譲渡
11	6	17	東京府須崎町	今井種大	巨摩郡硯島村外	借区税延滞に付上申
	6	25	借区税不納処分を工部省に稟議		巨摩郡硯島村外(今井種大借区)	
	12	21	東京府深川東森下町	服部貞幹	巨摩郡都川村字大金山	借区金坑譲渡
12	6	25	西山梨郡稲門村	辻弥七	南巨摩郡硯島村字ネジキリ外	金山借区開坑願
	6		南巨摩郡硯島村	望月角右衛門外2名	南巨摩郡硯島村字アイノカウチ外	砂金淘採願
	10	6	南巨摩郡湯島村	深沢久栄外4名	南巨摩郡都川村字奥黒桂	金坑借区及砂金拾収
	10	6	南巨摩郡湯島村	深沢久栄外4名	南巨摩郡湯島村字重良次金カレ	金山借区開坑願
	10	6	南巨摩郡湯島村	深沢久栄外1名	南巨摩郡湯島村字滑ラ河内外	金鉱発見開坑願
	10	11	南巨摩郡湯島村	深沢久栄外4名	南巨摩郡都川村字保河内	金坑試掘開業
	10	14	巨摩郡湯島村	大村晃則外4名	南巨摩郡湯島村字重郎治山金カレ	金鉱試掘廃業
	10	14	長野県安曇村	若狭伝三外3名	南巨摩郡三里村字カラ沢外	金鉱試掘廃業

『山梨県史』より作成

とんどが山梨県、就中、巨摩郡の在住者で占められている。

(三)出願内容は「金鉱試掘願」、「砂金淘採願」が中心であり、さらに「廃業願」、「延期願」、「譲渡願」なども目に付く。これは、多くの場合、金鉱山開発のためのため試掘は、借区期限が完了しても成果を挙げることができずに、やむなく借区期限を延長しなければならないケースがかなり見られたことと関係する。

第三一表によれば、産金実績があった記述は、明治三年（一八七〇）一一月に甲府県から民部省へ提出した「石炭其他産出場所取調上申書」のなかで南巨摩郡の保川、早川、雨畑川の一帯での砂金取り場で一五〇目程（砂金吹き目にして三五四匁七分）の採集がなされているのみで、多くは試掘の段階に留まっている。

煩雑となるため資料の引用は割愛するが、例えば、明治五年（一八七二）二月に山梨県から大蔵省に提出された「鉱山ノ近状ヲ大蔵省ニ具申ス曰ク」によれば、武田時代から近世期にかけての動向は詳しく記述しているものの、明治以降については簡略である。これは特筆すべき事実がなかったと考えたい。

しかし、同じく『山梨県史』に収録されている「金鉱借区坑業明細表」から明治七年（一八七四）以降の金鉱山の採掘の実態をかなり細かく把握できる。

第三二表は「金鉱借区坑業明細表」の各年の記述内容を再集計したものである。明治七年（一八七四）から同一〇年（一八七七）にかけて七ヶ所の金鉱山での採掘事業の個別の実態が判明する。しかし、うち三件までが「着手無之」の状態であり、単に鉱区税を納入しているに過ぎない。また、稼働している三件のうち産金実績が報告されているのは保村（後：南巨摩郡都川村）字大金山のみであり、残る二件は産金にまでいたっていない。

保村字大金山は明治七年（一八七四）四月に、佐賀県士族の副田欣一が五万三千坪を借区して開業したものである。「金鉱借区坑業明細表」に記載された借区地域の中では唯一、明治七年（一八七四）七月から一一年（一八七八）にかけて合計四貫二五四匁の産金実績のあった優良金鉱である。しかし、この保村字大金山の場合でも、その収支状況を検討すると必ずしも良いとはいえない。即ち、産出した金の売上代価が八、三七七円余であるのに対して、掘出入費は二一、一七五円余、精錬入費は一一、六四二円余であり、合計で三二、八一七円余の入費を要したのであり、これに五二四円の鉱区税と二七七円余の鉱物税が課せられているのである。ちなみに、これらの経費相当額は金の売上代価の四倍に相当する。しかも、金の産出量は明治八年（一八七五）の上半期の二貫一九二匁をピークに年を経るに従って減少している。明治前期段階を通じて山梨県で最も成績の良かった金鉱山でさえこの状況であり、当時の金山経営が採算ベースに乗ることはかなり難しかったと考えられる。

なお、保村字大金山の場合、稼働日数をその期間内の日数で除した「稼働日数率」は最盛期の明治八年（一八七五）は九割にも達し一日当たり一〇一人の掘出工と三九人の精錬工が動員されていた計算になる。字大金山の展開の範囲と採掘現場の規模が不明であるが、連日一四〇人もの労働力を投入していたこと、試みにその消費するその食料だけを考えたとしても、「一大事業」であったと推定できる、いわゆる「〇〇千軒」などという言い伝えが誇張でないといえるだろう。

第32表　金鉱借区坑業明細表

借区人名	借区箇所	採掘期間	出来高	代価	行業日数		工数		入費		鉱区税	鉱物税
					掘出	精錬	掘出	精錬	掘出	精錬		
		年月月	匁	円	日	日	人	人	円	円	円	円
今井種大	雨畑村字耕地沢外	7　7～12	着手無之								41.93	
副田欣一	都川村字大金山	7　7～12	692.6	1,154.33	175	113	12,921	3,484	6,282.95	4,490.30	53.00	57.71
		8　1～6	2,192.3	4,380.64	164	164	10,291	6,428	8,088.64	4,332.72	53.00	220.13
		7～12	568.6	1,137.20	169	169	4,693	2,838	4,870.15	2,263.01	53.00	
		9　1～6	117.8	215.96	95	77	950	600	140.00	85.00	53.00	
		7～12	274.3	525.75	102	60	1,425	825	265.00	150.00	53.00	
		10　1～6	38.5	70.58	107	55	1,600	950	265.00	180.00	53.00	
		7～12	157.3	293.62	106	60	2,260	290	339.00	43.50	53.00	
		11　1～6	248.4	476.09	130	45	2,375	130	435.00	46.00	51.00	
		7～12	64.6	123.81	142	31	2,150	258	430.00	51.60	102.00	
合計			4,354.4	8,377.98	1190	774	38,665	15,803	21,115.74	11,642.13	524.00	277.84
今井種大	上小田原村字黒川	7　7～12	着手無之								3.50	
		8　1～6									3.00	
		7～12									3.00	
		9　1～6									3.00	
		10　1～6									3.00	
		7～12									3.00	
合計											18.50	
今井種大	硯島村字ネシキリ沢外	7　7～12	着手無之								20.76	
		8　1～6			40		164		124.34		17.80	
		7～12			8		35		39.93		17.80	
		9　1～6									17.80	
		10　1～6									17.80	
		7～12									17.80	
合計					48		199		164.27		109.76	
今井種大	硯島村字耕地沢外	8　1～6									35.94	
		7～12									35.94	
		9　1～6									35.94	
		10　1～6									35.94	
		7～12									35.94	
合計											179.70	
副田欣一	都川村内元保村字猿猴山	8	着手無之								5.00	
		9									5.00	
		10									5.00	
											5.00	
合計											20.00	
大村晃則外3名	湯島村字金カレ外	9	着手無之									
		10　1～6			40		120		27.20			
		7～9			80		100		10.00			
合計					120		220		37.20			
小菅六郎外4名	三里村字カラ沢外	9	着手無之									

『山梨県史』より作成

しかし、これが全ての金鉱の開発現場でみられたと考えるのは早計である。例えば、湯島村（後：南巨摩郡西山村）字十郎治山金カレの場合は、借区坪数は不明であるが、明治九年（一八七六）一〇月に認可は降りているものの「雪中ニ付開業不相成候」という状況で、翌年一月から九月までの間の稼働日数は一二〇日であり、一日当たりの稼働日数はわずかに一・八三人に過ぎない。また、硯島村の字子シキリ沢、日影沢などに広がる一万七千八百坪の借区の場合は、一日当たり四・一五人の労働力が投入されているが、年間稼働日数は僅かの四八日である。

このような事業内容から判断すると、該時期の金山開発は、先に紹介した「石炭其他産出ノ場所取調上申書」に述べられている南巨摩郡の保川、早川、雨畑川での砂金取りが「農間取揚」と性格付けられているように、多くは「農間余業」の水準を出なかったと考えられる。

『山梨県史』に収録された資料は明治一二年（一八七九）を最終年とする。だが、幸いなことにその後の動向は山梨県の全県レベルでの把握にとどまるが『山梨県治綜覧表』や『山梨県統計書』から窺うことができる。『山梨県治綜覧表』や『山梨県統計書』の記載数値を一表にしたのが第三三表である。

同表によれば、明治一五年（一八八二）以前は坑数が、同一五年から一八年にかけては金鉱と砂金の区別が不明である点など不十分さは免れない。しかし、山梨県全体では毎年三～五ヶ所で金鉱山あるいは砂金採集が行われており、それ以前とほぼ同様の金の産出実績を挙げていたことが明らかである。これらは先に見た保村字大金山での採鉱や南巨摩郡保川、早川、雨畑川一帯での砂金採集に因るものと考えら

第33表　明治前期に於ける金鉱・砂金採集状況

年度	現行坑数	金鉱			砂金			合計		
		現行坑数	掘採高	精錬高	現行坑数	掘採高	精錬高	借区坪数	掘採高	精錬高
		箇所	貫	匁	箇所	匁	匁	坪	貫	匁
12								51,000	5,180	210
13								102,500	2,110	610
14								3,200	4,000	71
15	3							3,800	8,000	135
16	3							2,000	1,800	180
17	3							2,000	7,000	215
18	4							2,500	18,600	398
19	5	1	9,500	700	4	495	454			1,154
20	3	1	2,900	141	3	1,100	52			193

『山梨県治綜覧』、『山梨県統計書』より作成

第34表　明治中期に於ける金鉱山開発動向

年	月	日	出願者住所	出願者氏名	場所	出願内容等
19	9		南巨摩郡硯島村	齋藤久左衛門外2名		砂金採集廃業
20	1	11	南巨摩郡都川村	望月豊平外4名	都川村字黒桂	金鉱借区廃業
20	10	14	横浜区高島町	山口増太郎外4名	硯島村常盤組字桑木山外 釜額村字川尻釜山	金鉱試掘
20	11		南巨摩郡都川村	望月逸平外1名	早川筋	砂金採集業雨宮敬次郎へ譲渡
20	11		南巨摩郡五箇村	大野弥次右衛門	硯島村雨畑	砂金採集業雨宮敬次郎へ譲渡
21	4	2	南巨摩郡豊岡村	鴨狩孝治	豊岡村大成字日向山	金鉱試掘
21	11	20	横浜区高島町	山口増太郎外1名	硯島村常盤組字桑木山外	金鉱試掘願延期
21	12	3	大阪府	藤田伝三郎	湯島村字滑沢	金鉱試掘願
22	2		大阪府	北村一作	富里村字若草里外4ヵ所	1ヵ年金鉱試掘願延期
22	3	21	南巨摩郡都川村	望月逸平外12名	都川村保地内	金鉱試掘願
22	3	27	南巨摩郡豊岡村	鴨狩孝治	豊岡村大成字日向山	金鉱試掘願延期
	4		横浜区高島町	山口増太郎外1名	硯島村常盤組字桑木山外 釜額村字川尻釜山	金鉱試掘願延期
22	5	28	南巨摩郡都川村 南巨摩郡三里村	望月逸平外12名 佐野茂左衛門外13名	三里村新倉地内字宮野久保	金鉱試掘願
22	10	4	南巨摩郡硯島村	志村七三郎外14名	硯島村字神南小路	金鉱試掘願
22	11	5	南巨摩郡都川村	望月逸平外12名	三里村新倉地内字宮野久保	金鉱試掘高知県島本仲道へ譲渡
23	1	22	大阪府	藤田伝三郎	湯島村字滑沢	金鉱試掘願延期
23	3	21	大阪府	北村一作	神金村黒川山	病気につき試掘休業
			大阪府	北村一作	富里村湯ノ奥	病気につき試掘休業
23	3	27	京橋区築地	雨宮敬次郎	都川村保地内字尾白川	砂金採集延期願
			京橋区築地	雨宮敬次郎	都川村三里村地内字早川	砂金採集延期願
			京橋区築地	雨宮敬次郎	富里村湯ノ奥字金山沢	砂金採集延期願
23	4	9	高知県	島本仲道	都川村保地内字鉱慶金鉱	金鉱鉱借区願
23	5	2	南巨摩郡都川村	望月逸平外12名	三里村新倉地内字宮野久保	金鉱試掘延期願
23	7		南巨摩郡豊岡村	鴨狩孝治	豊岡村大成字日向山	金鉱試掘廃業願
23	10	20	高知県	島本仲道	都川村黒桂組字奥黒桂	金鉱鉱借区願
23	11	13	西八代郡共和村	二宮貫平	神金村大字高橋黒川流域内	砂金採集願
23	11	26	秋田県	木村秀哉	都川村保地内字鉱慶金鉱 都川村黒桂組字奥黒桂	金鉱試掘願
23	12	6	高知県	島本仲道	都川村保地内字鉱慶金鉱	借区金鉱東京府岡内重俊へ譲渡
			高知県	島本仲道	都川村	借区金鉱東京府岡内重俊へ譲渡

『農商務省届』などより作成

れる。

二、明治中期における動向―『農商務省届』を素材として―

明治政府は「日本坑法」を制定し、私人に対しては区域を限った借区によって一五年を期限として開採を許可する方針で臨み、その出願は府県を経由して行うこととした。このことにより府県の行政文書の中に金鉱山の開発に関する文書が残ることになった。その一端を山梨県立図書館が所蔵する明治一九年（一八八六）から同二三年（一八九〇）にかけて各年の『農商務省届』などからみておきたい。なお、明治二四年（一八九一）以降も『農商務省申報』は残存しているが、精査の結果、鉱山の試掘及び試掘に関する文書は全く残存していないことが判明した。

第三四表は、『農商務省届』の記述内容を年表化したものである。

第35表　金鉱試掘出願人の存在形態（判明分のみ）

出願人氏名	出願人住所	所有耕地
		町 反 畝 歩
望月逸平	南巨摩郡都川村	7．4．5．26
望月孫兵衛	〃	2．7．1．1
近藤清十郎	〃	1．7．6．17
望月政五郎	〃	6．8．28
近藤定七	〃	5．9．14
望月藤三郎	〃	3．5．17
望月佐吉	〃	2．6．6．19
矢沢源左衛門	〃	3．4．1．2
望月源左衛門	〃	4．5．3．
望月元平	〃	14．7．3．
望月今朝松	〃	1．4．1．3
望月階平	〃	7．5．18
望月七右衛門	〃	7．8．18
佐野茂左衛門	南巨摩郡三里村	8．3．8
辻　富太郎	〃	8．9．25
辻　助左衛門	〃	1．3．5．27
川口吉右衛門	〃	2．4．7．12
居村万次郎	〃	2．4．7．19
川口為重	〃	2．1．5．24
望月源次郎	〃	1．5．29
川口和吉	〃	7．1．24
望月源左衛門	〃	1．5．29
小菅平兵衛	〃	2．9．8．23
小菅茂右衛門	〃	5．3．22
石川治郎左衛門	〃	8．23
石川亀八	〃	8．6．26

『農商務省届』（明治22年）より作成

僅か四年間の記録ではあるが、出願件数は全部で三一件を数え、しかも対象地が従来の南巨摩郡の都川、硯島、湯島などの各村に加えて、東山梨郡の神金、南巨摩郡の豊岡、三里、西八代郡の釜額、富里の各村に拡大していることは、明治二〇年代に至り『山梨県史』に収録されていた明治前期のペースを上回って多くの金鉱開発の試みがなされたことを物語っている。

しかし、出願内容は、「借区」、「試掘」、「休廃業」、「延期」、「譲渡」願いであって、金の産出実績を伝えるものはない。

だが、『農商務省届』に収録されている資料の中で、明治二二年（一八八九）の南巨摩郡都川村望月逸平他一二名の「（保地内）金鉱試掘願」と同郡三里村佐野茂左衛門他一三名の「（新倉地内）金鉱試掘願」には出願者たちの所有耕地面積を書き上げた添付書類があったことの意味は大きい。これは在地資料からは窺えない金鉱試掘出願者の存在形態を把握できるものとして貴重である。それを一覧にしたものが第三五表である。

同表によれば、出願者全体の三分の二が一町歩以上の耕地を所有しているのである。周囲を急峻な山岳に囲まれ、南北に貫流する早川に沿ってわずかに畑が展開する南巨摩郡都川、三里両村の農業構造を考慮するならば、出願者の多くは各村のトップクラスの富農層であったと考えられる。おそらく彼らの多くは村役人として地域の産業経済活動をリードする存在であったのであろう。とすれば彼らを中心にして、山間村落と言う自然条件に阻まれて十分なる生産を上げ得ない農業生産に代わるものとして積極的に金山開発が試みられたと推測できるだろう。さて、前掲第三四表の出願者の中にある藤田伝三郎の名は見逃せない。彼は明治一四年（一八八一）に藤田組を組織して児島湾の干拓をはじめ鉱山業や農林業を手広く行い、後に関西財閥の指導的地位を占めた実業家であった。その藤田伝三郎が湯島村字滑沢で金鉱試掘を企画していることは、同金鉱が有望であったことを示していると言ってよい。事実、「近代的」技術の導入によって新鉱脈が発見され保金山が最盛期を迎えたことは改めて述べる必要はない。

三、明治期に於ける動向―『山梨県統計書』を素材として―

すでに述べたように、明治二四年以降の『農商務省申報』には金鉱開発に関係する資料はまったく綴り込まれていない。しかし、『山梨県統計書』によれば、明治二一年（一八八八）から同三四年（一九〇一）にかけての期間、村名や具体的な採集箇所など把握は不可能であるが、郡別の金鉱や砂金の採集および試掘の実態を把握できる数値が記載されている。

それらの数値を集計したのが第三六表である。ただ、「採収高」や「精錬高」といった数値の説明を欠き、また、数値そのものの信頼性は必ずしも高くないが、それを改める資料をもたない現在、『山梨県統計書』の数値で論を進めざるを得ない。

明治二〇年代前半は、南巨摩郡でのみ実際の稼働がなされ、かなりの規模の金の産出量がある。これは前述した保村金山村字大金山や藤田伝三郎の保金山の開発実績を反映したものであろう。また、東山梨、西八代の諸郡でも試掘が試みられていたが、二〇年代後半になると、北巨摩、南・北都留郡でも金鉱の試掘が始まり、一種の「金山ブーム」の感がある。しかし、実際の金の産出量は依然として少ない。

一方、砂金採集は南巨摩郡を中心に盛んに行われている。しかし、

「採集高」は一貫目を下回り芳しくないことも事実である。

明治三五年（一九〇二）以降になるとその理由は不明であるが『山梨県統計書』から金鉱開発に関する統計表が消え、明治中期以降の実態は不明といわざるをえない。だが山梨県立図書館蔵『鉱区一覧』によれば、大正期の金鉱山開発事業の動向がかなり具体的に判明する。節を改めて大正期の動向を探っていきたい。

四、大正期に於ける動向—『鉱区一覧』を素材として—

本節で使用する『鉱区一覧』は、作成者とその作成意図は不明であるが、東京鉱務署が毎年刊行した『東京鉱山監督署管内鉱区一覧』の大正元年（一九一二）から同一三年（一九二四）に至る期間の記載内容のうち山梨県の部分を抽出し、再編成したものである。

記載内容は、「採掘鉱区」、「砂鉱区」、「試掘鉱区」毎に区分して、①登録番号、②登録年月、③町村、④鉱種、⑤鉱区坪数、⑥鉱業権者名及び住所などであり、鉱産物の産出実績があればその産額が掲示されている。

鉱山監督署の責任で編集されたものであり記載内容への信頼度は高いだろう。ただ、所在地の表示が町村レベルであるために個別的な金鉱山を特定できないところに難がある。また、その原因は不明であるが、「採掘鉱区」については大正六、八〜一〇、一二年が、「砂鉱区」については大正六〜一〇、一二年が、「試掘鉱区」については大正七、

第36表　明治後期に於ける金鉱山開発動向

年度	金鉱																								砂金													
	東山梨					南巨摩					南都留					西八代			北巨摩			北都留			東山梨				西八代					南巨摩				
	現行	休業	試掘	採収高	精錬高	現行	休業	試掘	採収高	精錬高	現行	休業	試掘	採収高	精錬高	現行	休業	試掘	現行	休業	試掘	現行	休業	試掘	現行	休業	試掘	採収高	現行	休業	試掘	採収高	精錬高	現行	休業	試掘	採収高	精錬高
	所	所	所	貫	匁	所	所	所	貫	貫	所	所	所	貫	貫	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	貫	所	所	所		匁	所	所	所	貫	匁
21						1		6	2,667.560	.435								2											1					12			.571	541
22			1			1		6	29,836	?								2																4			.218	176
23			1			1		3	100,542	2.279								1											1					8			.077	19
24						1	2	2	375,395.700	378,199.300								1								1								8			.991	880
25						2		1	282,890	278,444								1								1				4				3	7		.107	106
26			2			2	3	6	889,907	10,804			1	12,380	123.360				1										1				20					
27		1	4			4	2	21	787,488	5.583		1	1					2		1					1				1			?	?	21			?	?
28	1		1			1	5	8	675,047	3.251		1								1				2	1				1					21				
29	2		2			3	7	14	660,698	560.543		1								1				1	1				1		4			21				
30	2		1			6	2	4	1,191,492	4.404	1								1						1				1			9斤		11			235斤	
31																																						
32	2	2				7	4	2	13,570	6,300	1	1							1	1					1	1								8	3		1.200	
33	2	2	2			7	5	2	8,556		1	1						1	1	1					1			.005						8	3		.422	
34	2					7	4	2	12,000	.016	1	1						3	1	1					1									8	4		.382	

『山梨県統計書』より

一〇、一二、一三年の各年が欠けており連年に検討はできない点はあらかじめ断っておく。

『鉱区一覧』によれば、「採掘鉱区」は延べ三二ヶ所、「砂鉱区」は延べ三二ヶ所、「試掘鉱区」は実に延べ三九六ヶ所にも上るのである。なお、『鉱区一覧』には鉱区が複数町村にまたがっている場合はすべての町村名が記されているが、集計に当たっては繁雑さを軽減するために冒頭の町村として扱った。

「採掘鉱区」、「砂鉱区」、「試掘鉱区」毎の稼働箇所を郡別に集計した第三七表によれば、大正期を通じて常に二〇ヶ所前後の場所で採掘が行われていたことが判明し、その中心は南巨摩郡であり、次いで東山梨郡であったことが読み取れる。また、砂金採集は南巨摩郡と北都留郡で行われていたといえる。

これに対して、試掘は西山梨郡を除いたすべての郡で試みられており、山梨県下各地で盛んに金鉱開発が企画されたといえる。特に、大正八、九年の両年はそれ以前や以後と比べ倍増しており、試掘箇所も一〇〇ヶ所を超えているほどの盛況を見せる。

これはおりからの日本経済の急膨脹による「投資ブーム」、「ゴールド・ラッシュ」の現れといえよう。しかし、その後、日本経済が停滞状況に入るとともにブームは急速に冷え込み、南巨摩郡を中心とした従来の試掘活動に戻る。この間、採掘箇所の増加も見られないことから、試掘によって実際に採掘を開始できるような有効な金鉱脈を発見するまでに至らなかったのであろうと考えられる。

さて、採掘現場での金の産出の有無は興味を引くが、『鉱区一覧』によれば残念ながら必ずしも多くない。第三八表は、『鉱区一覧』に

第37表　郡別採掘・砂金採集・試掘箇所集計

	採掘								砂金採集					試掘								
	東山梨	西八代	南巨摩	中巨摩	北巨摩	南都留	北都留	県合計	東山梨	南巨摩	南都留	北都留	県合計	東山梨	東八代	西八代	南巨摩	中巨摩	北巨摩	南都留	北都留	県合計
	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
大正1	6	2	8		2		1	19		11	1	4	16	5		4	11	4	1	3	1	29
2	6	2	10		2	1	1	22		7	1	4	12	3		7	10	1		2		23
3	6	2	10		1	1	1	21		7	1	4	12	1	1	4	8	1		1		16
4	7	2	8		1	1	1	20		9	1	4	14	4	2	4	7	1	2		3	23
5	7	2	8		1	1	1	20		9	1	3	13	4	2	5	13	1	5		5	35
6														7	2	16	19	4	2	3	6	59
7	9	2	9	1	1	1	1	24														
8														14	8	27	53	3	15	9	14	143
9														12	6	33	60	3	4	10	9	137
10																						
11	5	3	9	2	1		2	22		14	1	1	16	6	1	13	31	1	5	4	4	65
12																						
13	4	3	9	2	1		2	21	1	13		1	15				16	1	3	2	1	23

『鉱区一覧』より作成

記載されたこの期間で、一度でも金の産出実績のあった「採掘鉱区」及び「砂鉱区」のみを抽出し、その鉱業権者名と産額を一表に示したものである。その数は、「採掘鉱区」では八ヶ所、「砂鉱区」では二ヶ所を数えるに過ぎない。ちなみに、その採掘箇所全体に対する割合は二五パーセントであり、砂金採集は同じく五・四パーセントと著しく低い。しかも、その多くは近代以前からすでに金山として有名であった金鉱山であり、このことは新規に金鉱山を発見し、採算の取れる状態にまでもっていくことがいかに難しかったかを如実に示しているであろう。

また、実際に金の産出実績のあった年度の採掘権者のうち山梨県人であったのは大正五年（一九一六）に南巨摩郡硯島村の老平鉱山で採掘に当たっていた中沢圭次のみである。ちなみに、中沢圭次は甲府市

第38表　産金・砂金採取実績鉱区一覧

登録	郡名	町村名	鉱山名	大正元年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正7年	大正11年	大正13年
採 14	東山梨	三富	鈴庫	長谷川善作 1,312匁	長谷川善作	長谷川善作	伊藤　宗平	伊藤　宗平 金鉱94,810貫	伊藤　宗平 24匁	伊藤　宗平	伊藤　宗平
採 40	東山梨	玉宮					伊藤　宗平	伊藤　宗平	伊藤　宗平		
採 33	東山梨	三富	朝日	井上忠四郎 360匁	井上忠四郎 1,045匁	井上忠四郎 388匁	斉藤清太郎	斉藤清太郎	斉藤清太郎 精鉱 5,230貫	斉藤清太郎	斉藤清太郎
採 6	南巨摩	都川	保	都野豊之進	都野豊之進	都野豊之進	都野豊之進	宮賀崎幾蔵 787匁	宮賀崎幾蔵	富士鉱業㈱	富士鉱業㈱
採 35	南巨摩	都川	西ノ宮		中野欽九郎 精鉱 104,110	中野欽九郎 9,313匁	中野欽九郎 27,072匁	中野欽九郎 27,864匁	中野欽九郎 4,860匁		中野欽九郎
採 25	南巨摩	硯島	長畑	高島嘉兵衛 816匁	高島嘉兵衛 615匁	高島嘉兵衛 185匁	望月　富善	望月　富善	山田有之進 1,054匁	山田有之助 369匁	山田有之助 450匁
採 37	南巨摩	硯島	老平		大重直次郎	大重直次郎	大重直次郎 78匁	中沢　圭次 1,693匁	久原鉱業㈱ 1,032匁	久原鉱業㈱ 922匁	久原鉱業㈱
採 31	北巨摩	賑岡	賑岡	長山錡太郎	長山錡太郎	長山錡太郎	市川　熈重	市川　熈重	市川　熈重	小沢治三郎	小沢治三郎 2,658 匁
砂5823	南巨摩	硯島		根岸　政平 6匁	根岸　政平	根岸　政平 8匁	根岸　政平 6匁	根岸　政平 7匁		根岸　政平	根岸　政平
砂 757	南巨摩	豊岡		杉山紋次郎	杉山紋次郎	杉山紋次郎	杉山紋次郎	杉山紋次郎 19匁			

『鉱区一覧』より作成

第39表　府県別出願集計

府県名	試掘	採掘	砂金	合計
	件	件	件	件
東京	84	16	9	109
山梨	65	12	19	96
静岡	22	1		23
神奈川	12	3		15
大阪	5	3		8
千葉	3	2		5
長野	5			5
愛知	2			2
岩手	2			2
石川	2			2
兵庫	1	1		2
岐阜	2			2
奈良	2			2
秋田	2			2
鹿児島	1	1		2
京都	2			2
山口		1		1
福島		1		1
群馬	1			1
北海道	1			1
栃木	1			1
新潟	1			1
富山		1		1
合計	216	42	28	286

『鉱区一覧』より作成

第40表　町村別採掘・試掘・砂金採集箇所集計

郡名	町村名	採掘	砂金	試掘
東山梨	神金	3		
	三富	2	1	14
	西保	2		8
	玉宮	1		5
	諏訪			5
	中牧			3
	松里			3
	奥野田			1
東八代	黒駒			6
	竹原			5
	境野川			1
	豊富			1
	鶯宿			1
西八代	富里	3		40
	古関	1		21
	栄			17
	下九一色			7
	大河内			1
	落合			1
南巨摩	硯島	5	4	44
	都川	5	11	33
	豊岡	2	4	13
	三里	1	3	23
	西山		5	32
	本建		2	5
	五箇			4
	五開			4
	穂積			2
	身延			2
	富河			2
	曙			2
中巨摩	芦安	1		12
	宮本	1		
	平林			1
	野之瀬			1
北巨摩	増富	1		13
	清哲	1		2
	津金			3
	鳳来			3
	駒城			2
	円野			1
	菅原			1
南都留	中野	1		
	東桂		1	8
	秋山			5
	宝			2
	西桂			2
	福地			1
	明見			1
	禾生			1
	開地			1
	瑞穂			1
北都留	賑岡	2	2	11
	大原		2	7
	島田		2	
	七保			6
	西原			2
	笹子			2
	小菅			1

『鉱区一覧』より作成

紅梅町で中沢質店を営み、当時は甲府質屋業組合の組合長を勤めていた人物である。さらに、砂金採集で金の採収実績を持つ根岸政平の住所は南巨摩郡硯島村、同じく杉山紋二郎のそれは同郡豊岡村あった。

さて、大正期の出願者を府県別に集計したのが第三九表である。山梨県ばかりでなく、北は北海道から南は鹿児島県まで全国二三道府県に分布し、なかでも東京府の居住者が山梨県民を押さえて首位に立っていることは意外であった。特に、試掘は全国各地から金鉱脈の発見を夢見て多くの人々が山奥深く立ち入ったのであろう。

最後に、「採掘鉱区」、「砂鉱区」、「試掘鉱区」の市町村集計を検討してみたい。

第四〇表は、町村別に設定された「鉱区」の延数である。試掘もカウントすると全部で六〇ヶ村を数える。いたるところで金山開発がすすめられたといってよく、県内各地に残る「かつての金山開発が試みられた」という地域での言い伝えを改めて裏付ける結果となった。だ

が、大正期になっても南巨摩郡硯島、西八代郡富里、南巨摩郡都川、同郡西山、同郡三里の諸村での開発箇所が上位を占めており、依然としてこれら諸村が金山開発のメッカであったことが明らかである。

おわりに

以上、不十分ではあるが、近代以降の山梨県に於ける明治〜大正期の金鉱山開発事業の動向を検討してきた。その結果、実に多くの採掘、砂金採収、試掘が行われていたことが明らかとなった。しかし、試掘箇所の多さに比して金の産出実績は少なく、その多くはむなしく挫折を繰り返したであろう。

「明治以降においても開発が試みられた」という地域での言い伝えは正しかったのであり、今後は、確認された資料類の検討によって明らかにされた金山開発に従事した個人レベルまで降りた資料調査が望まれる。

（齋藤康彦）

図　版

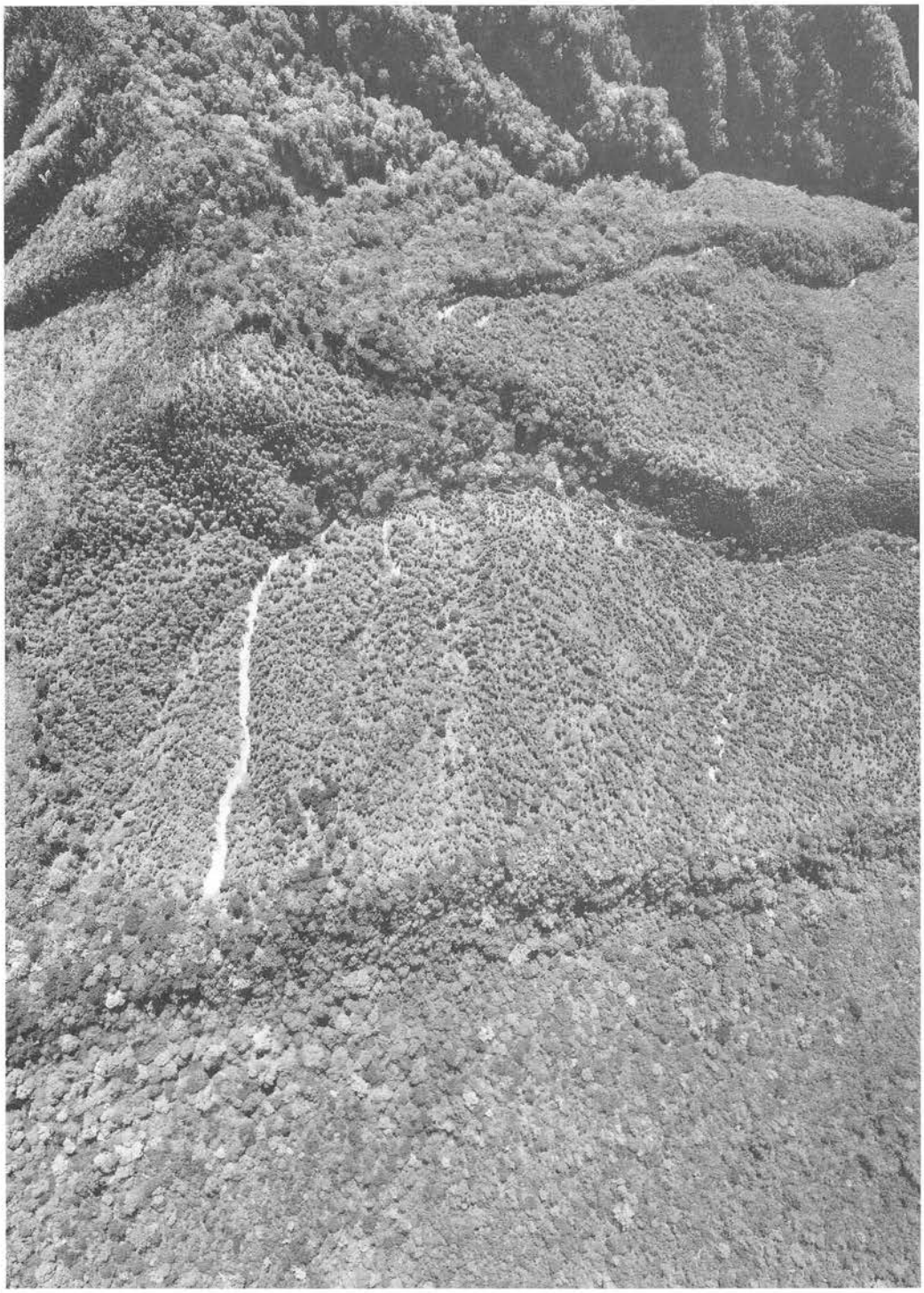

中山金山遺跡の空中写真　上方が北。金山沢は中央やや下を西流する。
白い部分は三ノ沢西沢の崩壊跡。

図版　2

身延方面より見た湯之奥金山遺跡
（中央大ガレ付近に内山金山遺跡、右毛無山に中山金山遺跡）

A—7テラス石積み検出状況

A—7テラス石積み検出状況

A—10テラス石臼未製品出土状況

A—20テラス
石積み遺構全景
（西から）

A—20テラス石積み遺構内
土層堆積状況（南西から）

A—20テラス内遺物出土状況（南西から）

A—20テラス内
遺物出土状況（北から）

図版　4

A—20テラス石積み遺構内石臼
出土状況（遺構南東隅）

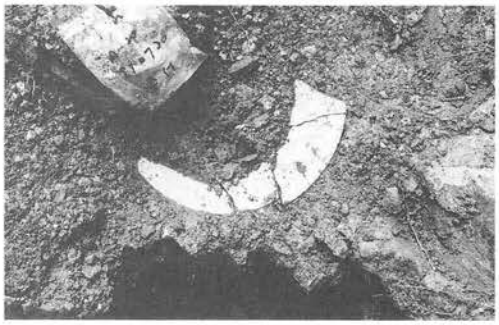

A—20テラス青磁出土状況

A—20テラス“からみ”検出状況（北西から）

A—20テラス“からみ”上面レール
状溝（南から）

A—20テラス掘立柱建物址
検出状況
（北から）

A—20テラス掘立柱建物址
検出状況
（西から）

A—20テラス調査風景（南から）

A—20テラス調査風景（南西から）

A—20テラス内
1号炭窯全景（北から）

図版　6

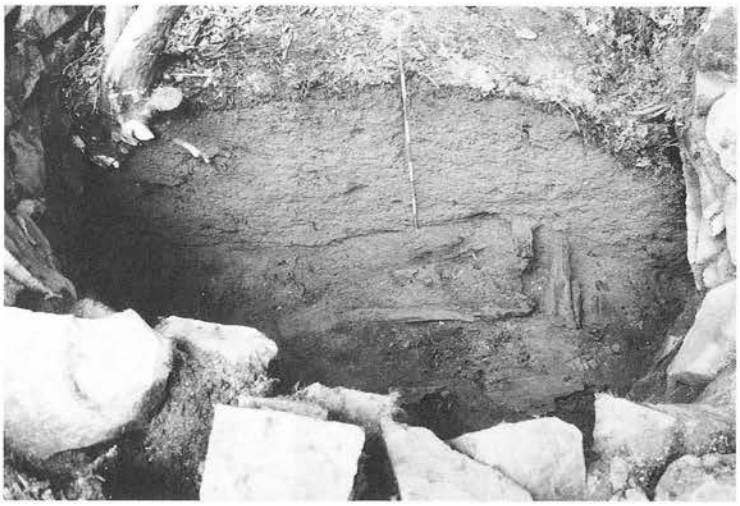

1号炭窯炭化室埋積状況
及び炭化材出土状況
（北から）

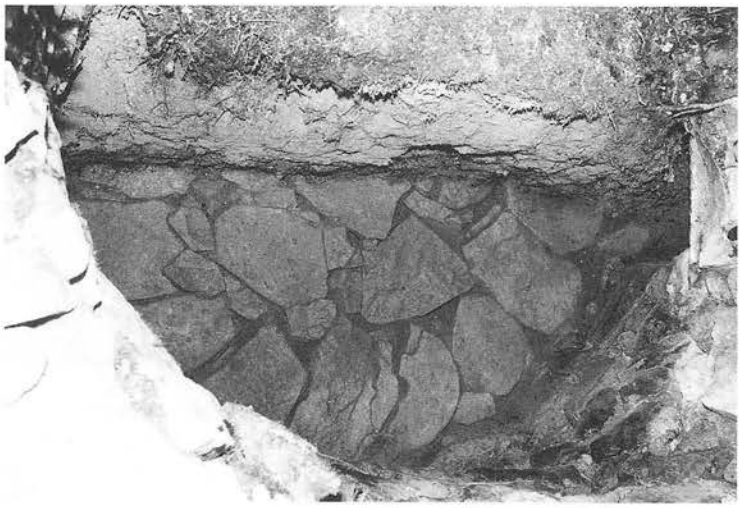

1号炭窯窯床敷石
検出状況
（北から）

A—22テラス全景
（北から）

A—22テラス遺物・礫出土状況
（北から）

A—22テラス東側石垣（南から）

A—22テラス１・２号土坑

A—22テラス１号土坑断面

図版８

A—22テラス４号土坑断面

A—23テラスよりテント場を望む

A—22テラス１号集石

A—22テラス調査風景

A—22テラス測量風景

A—23テラス
石積み（南東隅）

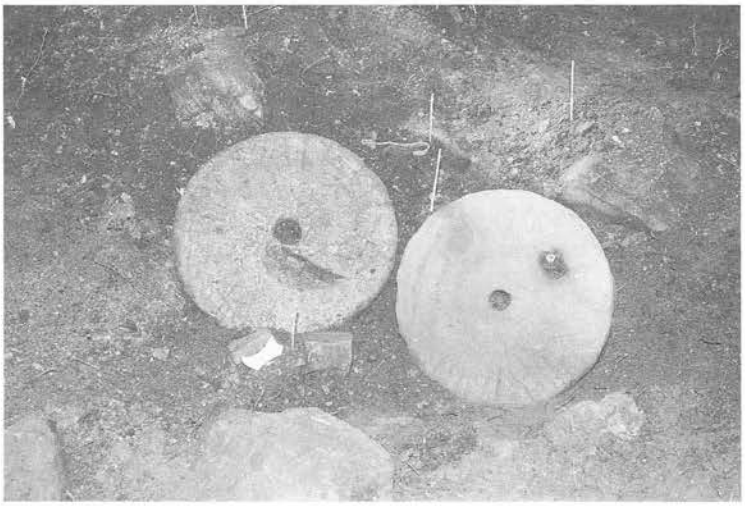

A—23テラス
遺物出土状況

A—23テラス銅製品出土状況

A—23テラス煙管出土状況

図版　10

A—23テラス調査風景

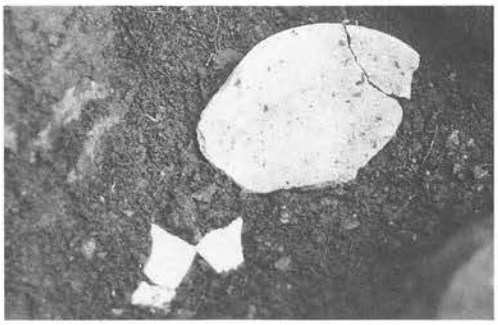

A—23テラス陶磁器出土状況

A—33テラス全景（南から）

A—33テラス台皿出土状況

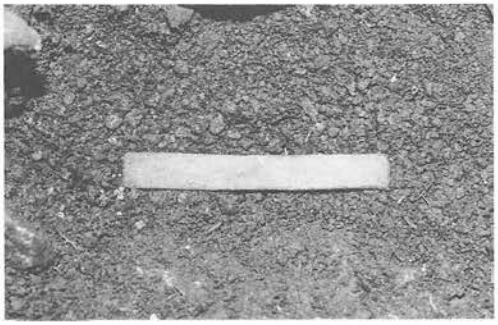

A—33テラス小把出土状況

B—3テラス
東西トレンチ全景
（西から）

B—4テラス
木組遺構検出状況
（東から）

B—4テラス
木組遺構検出状況
（西から）

図版　12

B—4 テラス
角釘付部材出土状況

C—4 テラス全景（西から）

E－2 テラス全景（東から）

C—4 テラス下臼集中状況

E—1 テラス土坑状遺構（南から）

E—2テラス第2トレンチ（西から）

E—2テラス
ドーナツ状石組み遺構（北から）

E—2テラス
ドーナツ状石組み遺構
（北から）

E—8テラス（大名屋敷）
全景

図版　14

見学会風景

見学会風景

見学会風景

地中レーダー機材運搬風景

地中レーダー探査風景

地中レーダー探査風景

坑道内調査風景

坑道内調査風景

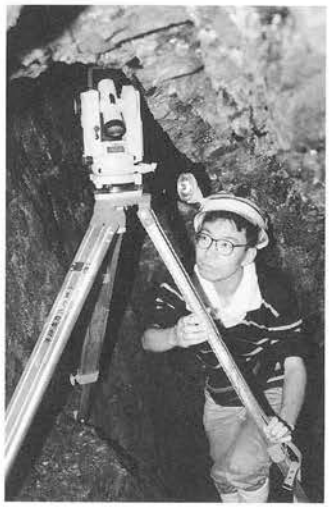

坑道内調査風景

内山金山遺跡Ｄテラス（寺屋敷跡）

内山金山遺跡Ｅテラス

内山金山遺跡Ｍテラス

図版　16

内山金山遺跡Ｒテラス

内山金山遺跡石臼

茅小屋金山遺跡Ａテラス（宮屋敷跡）

茅小屋金山遺跡Ｐテラス

茅小屋金山遺跡に見える石積み

茅小屋金山遺跡テラス

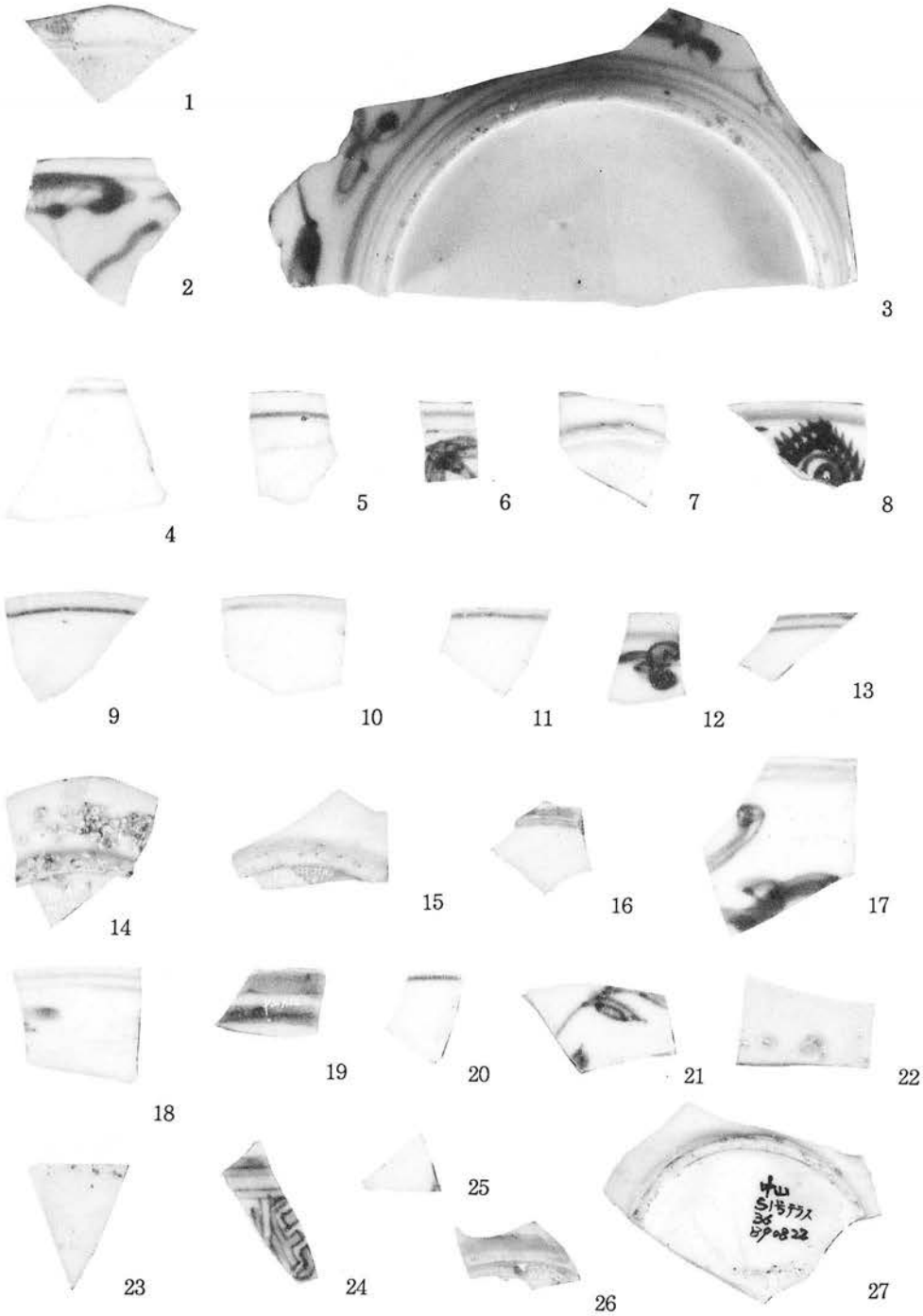

陶磁器（1）外面

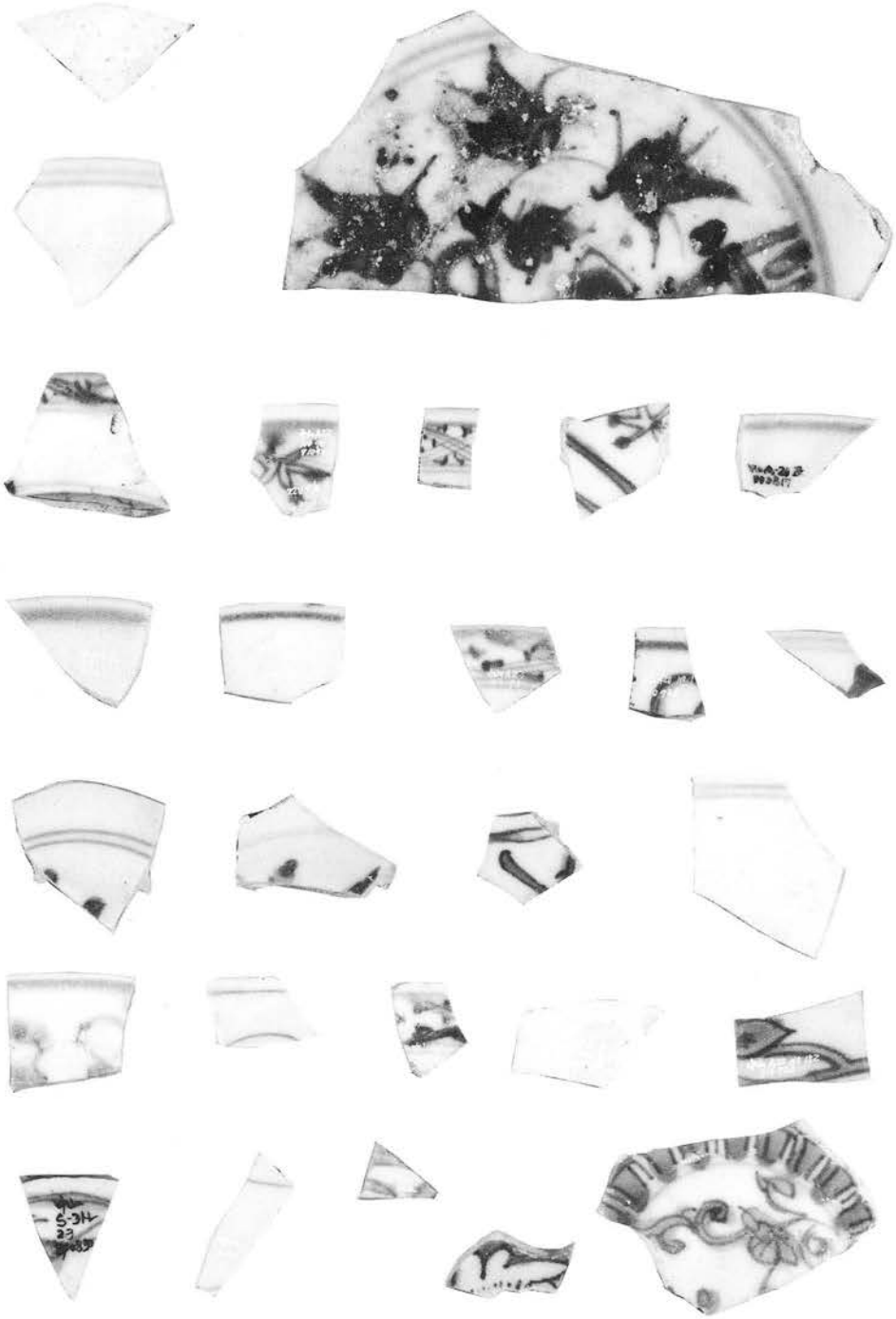

陶磁器（1）内面

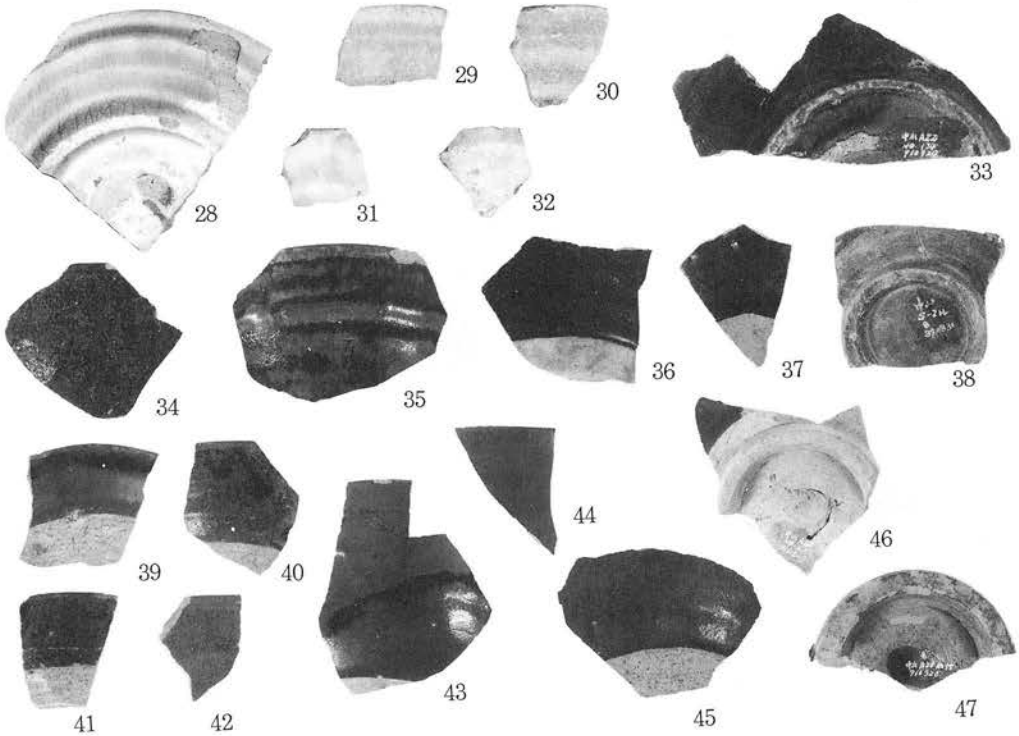

陶磁器（2）

図版　20

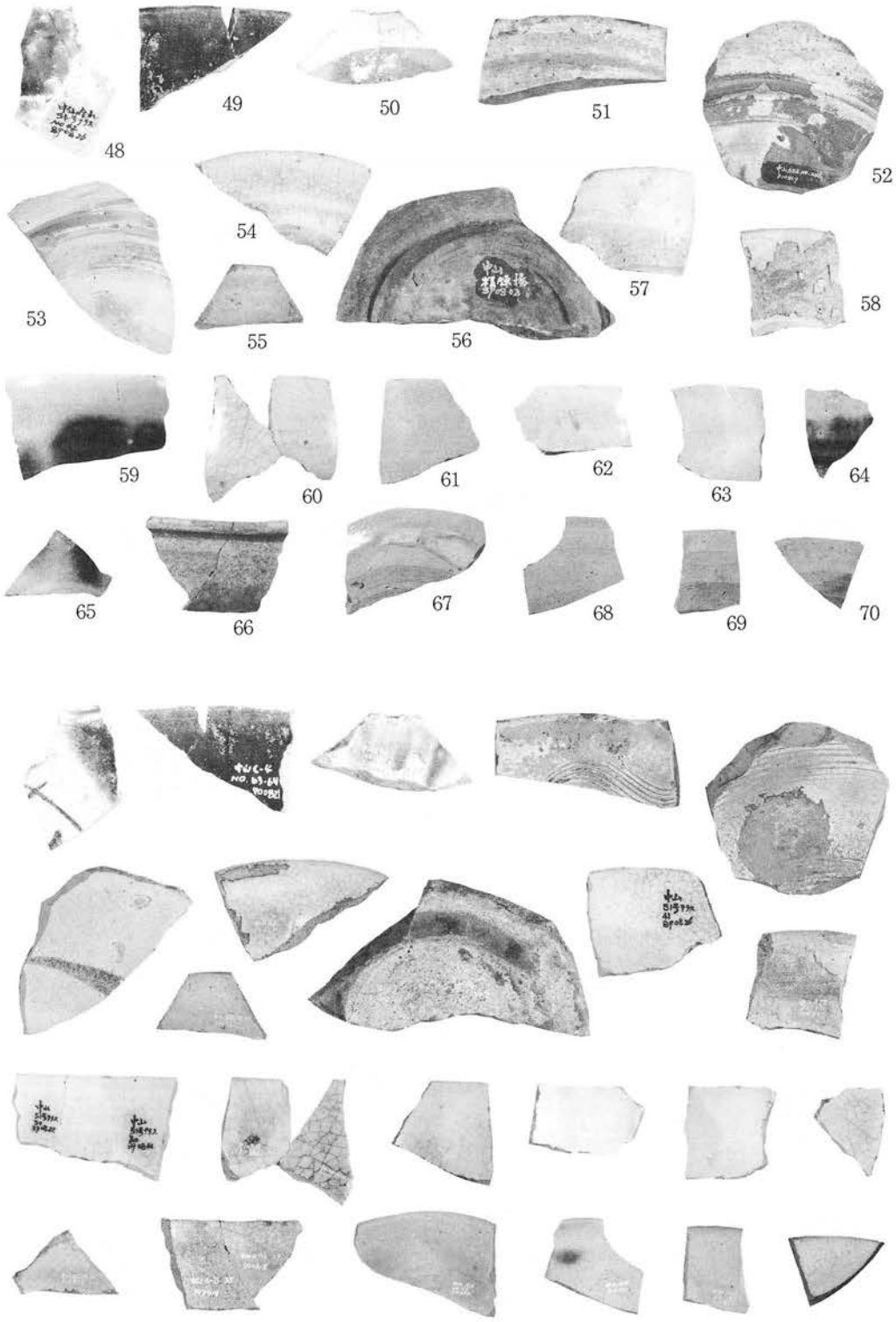

陶磁器（3）

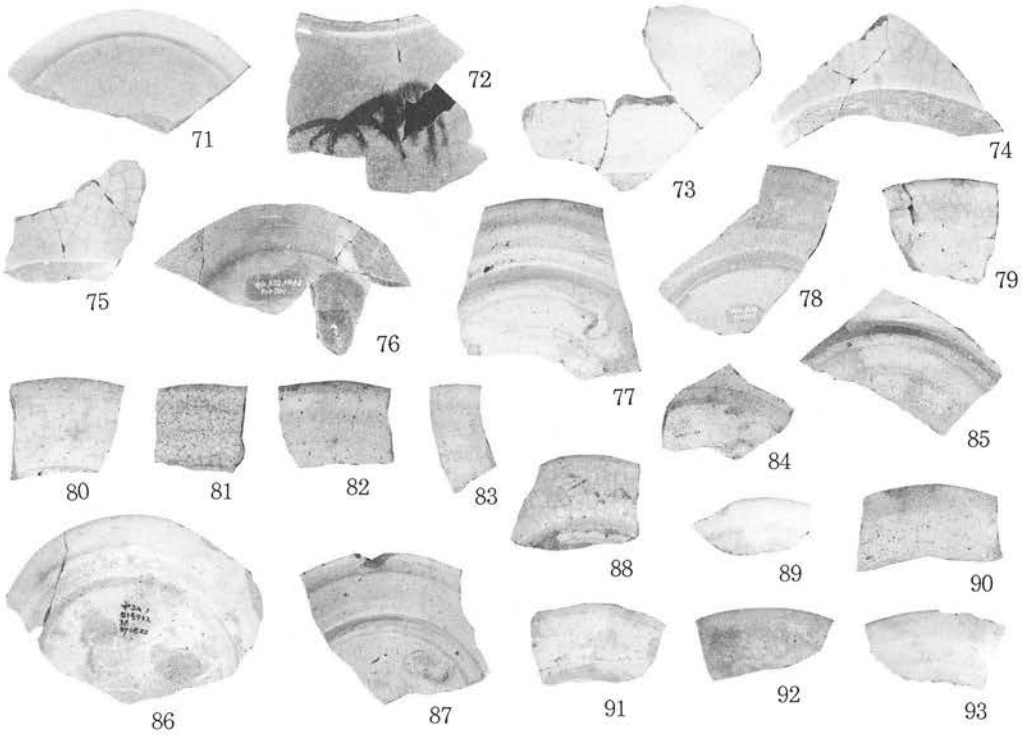

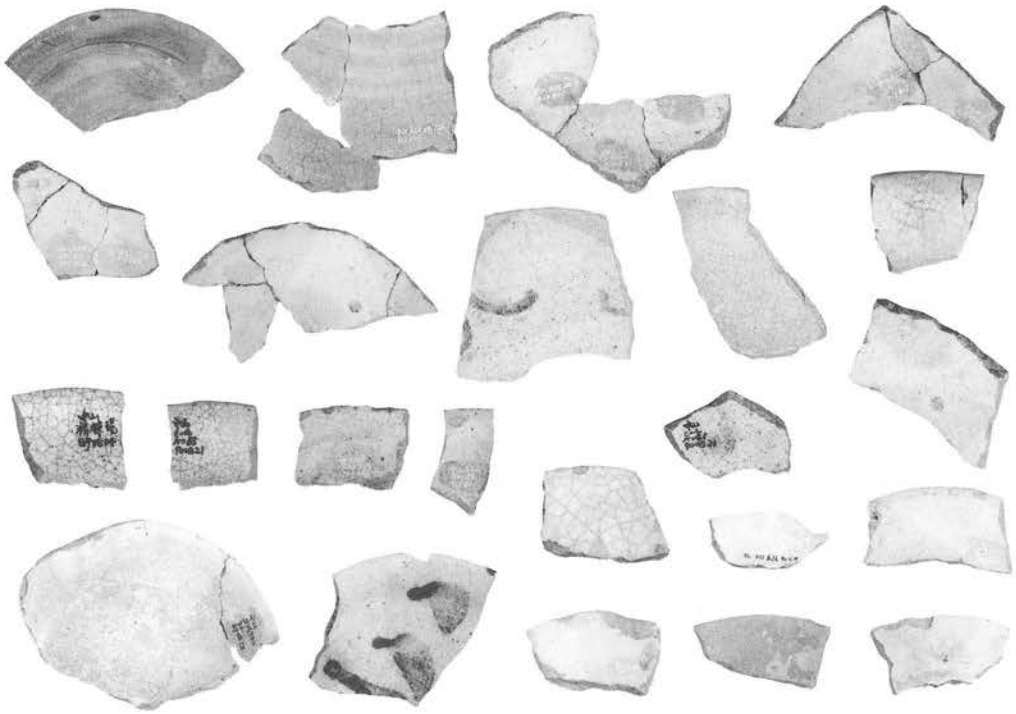

陶磁器（4）

図版　22

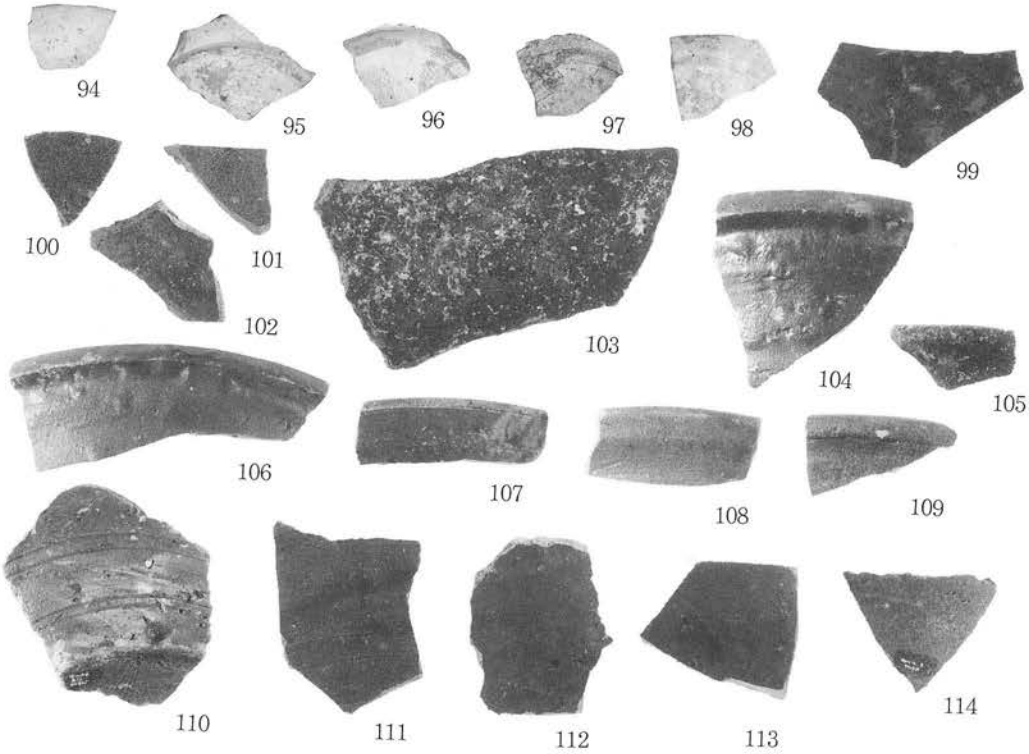
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114

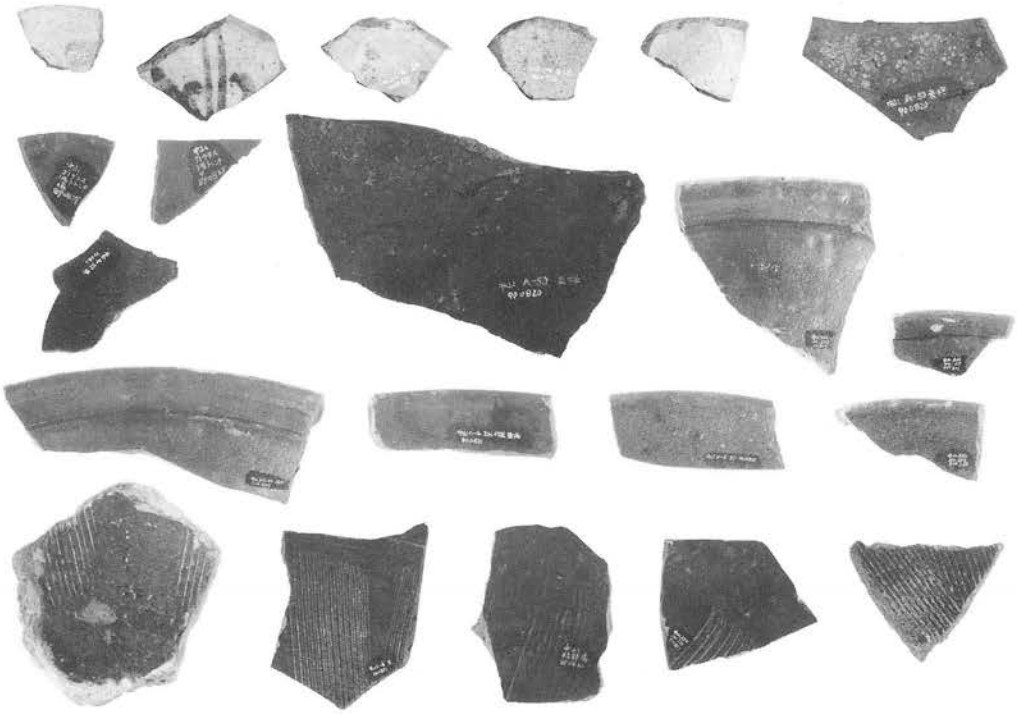

陶磁器（5）

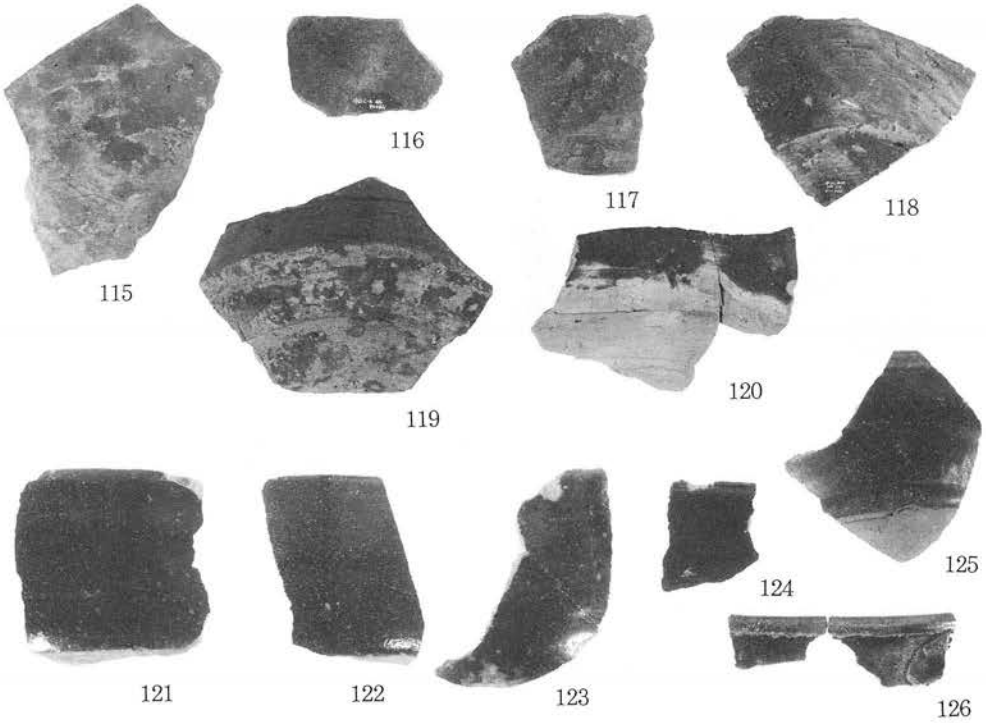

陶磁器（6）

図版　24

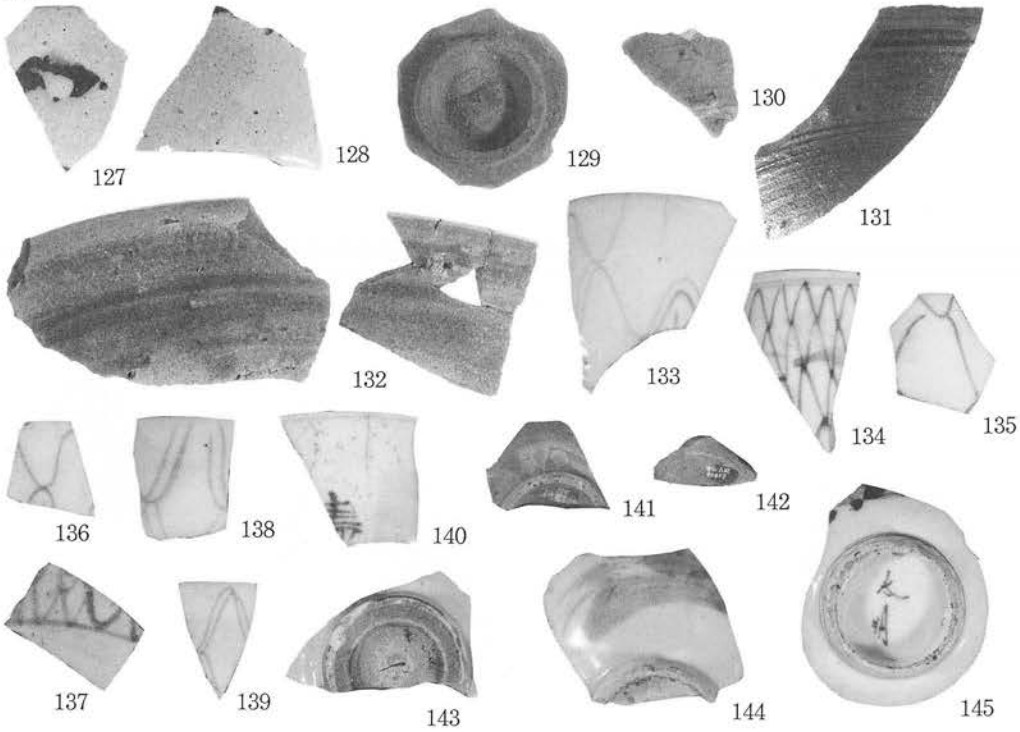
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
138
140
141
142
137
139
143
144
145

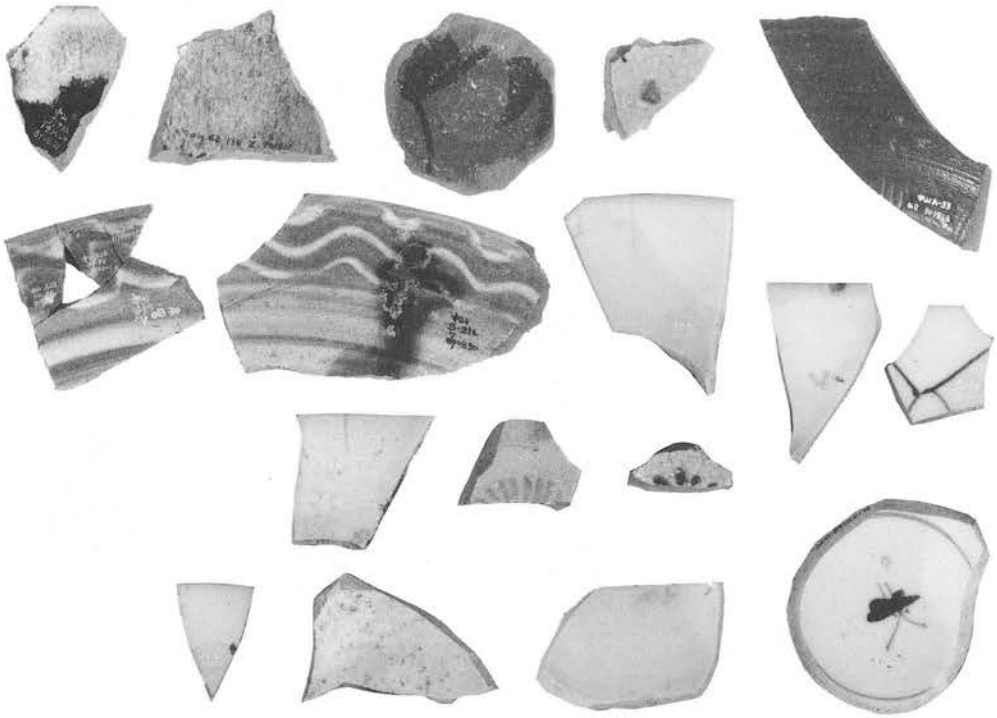

陶磁器（7）

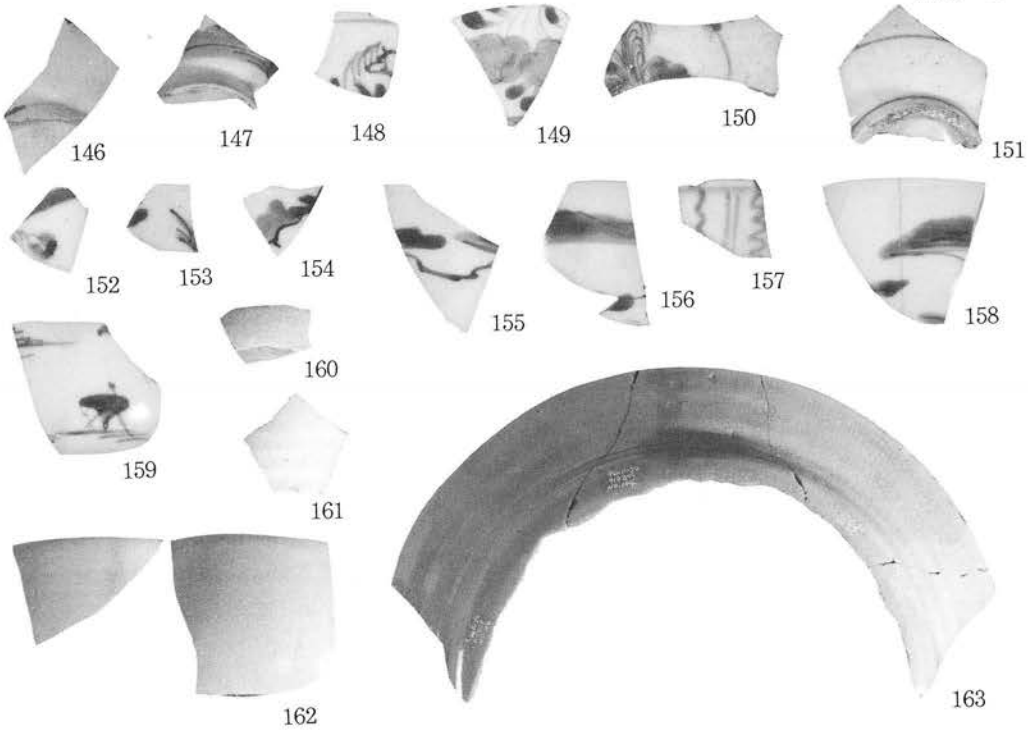
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163

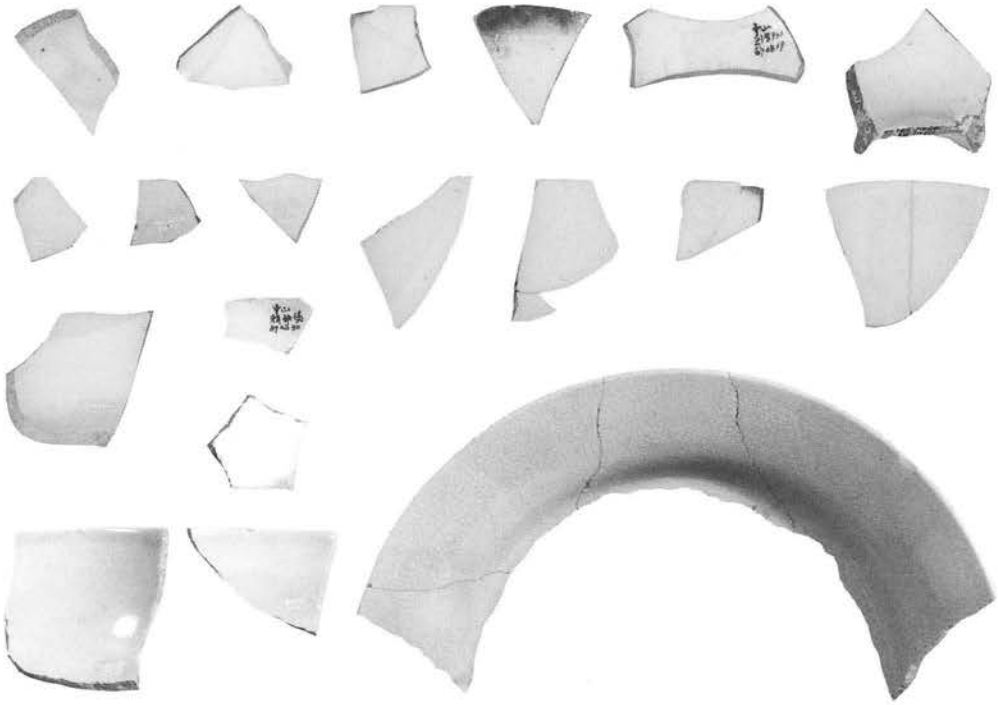

陶磁器（8）

図版　26

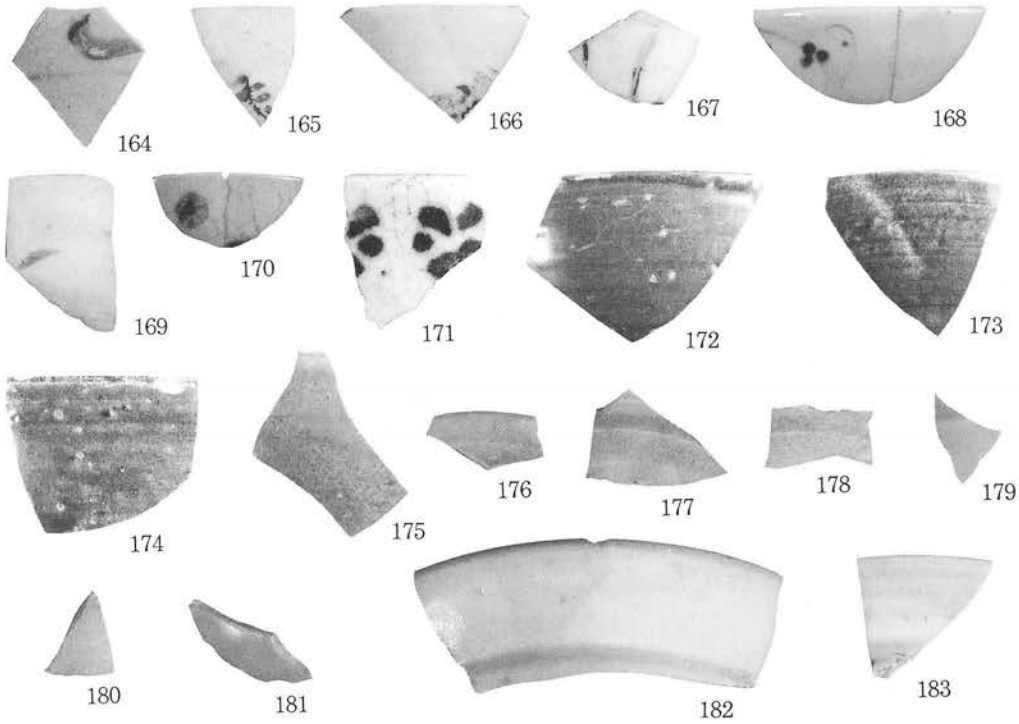
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183

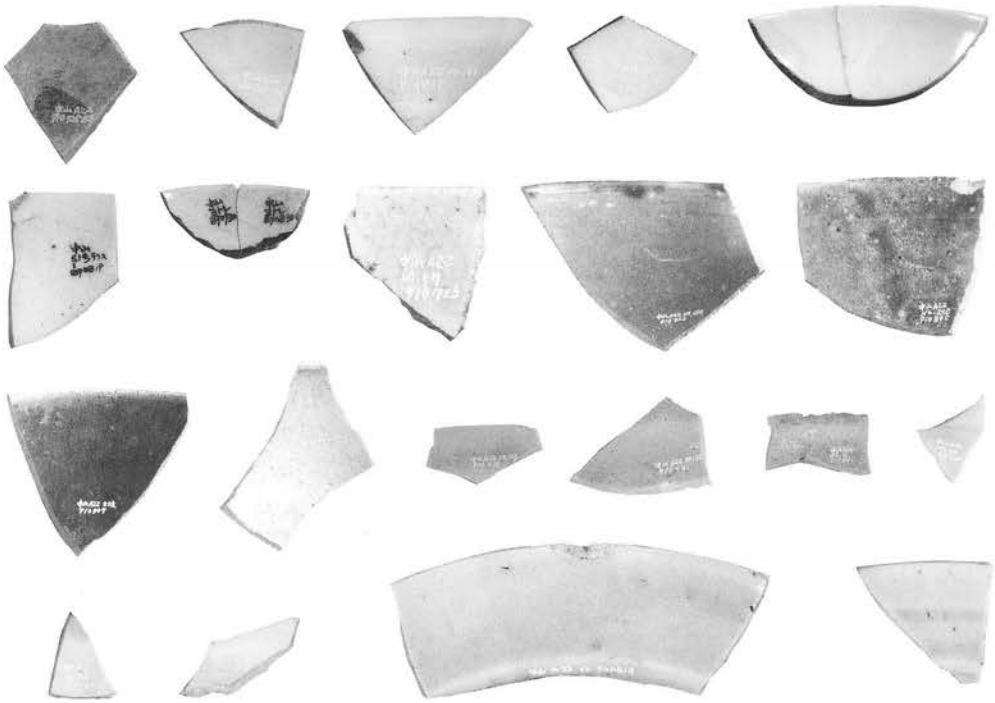

陶磁器（9）

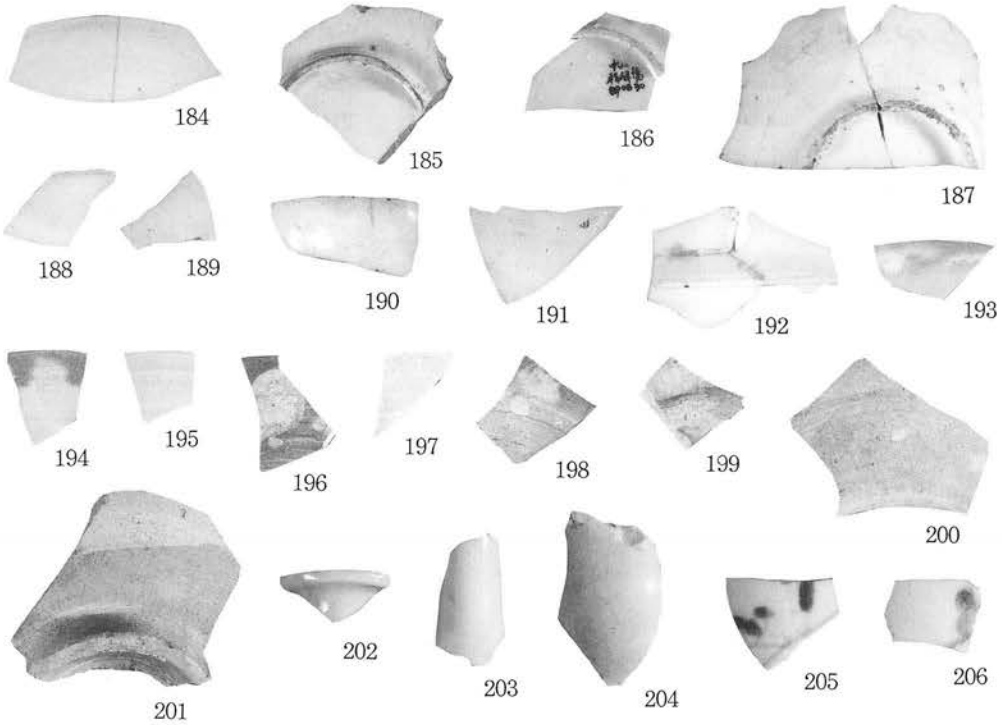
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206

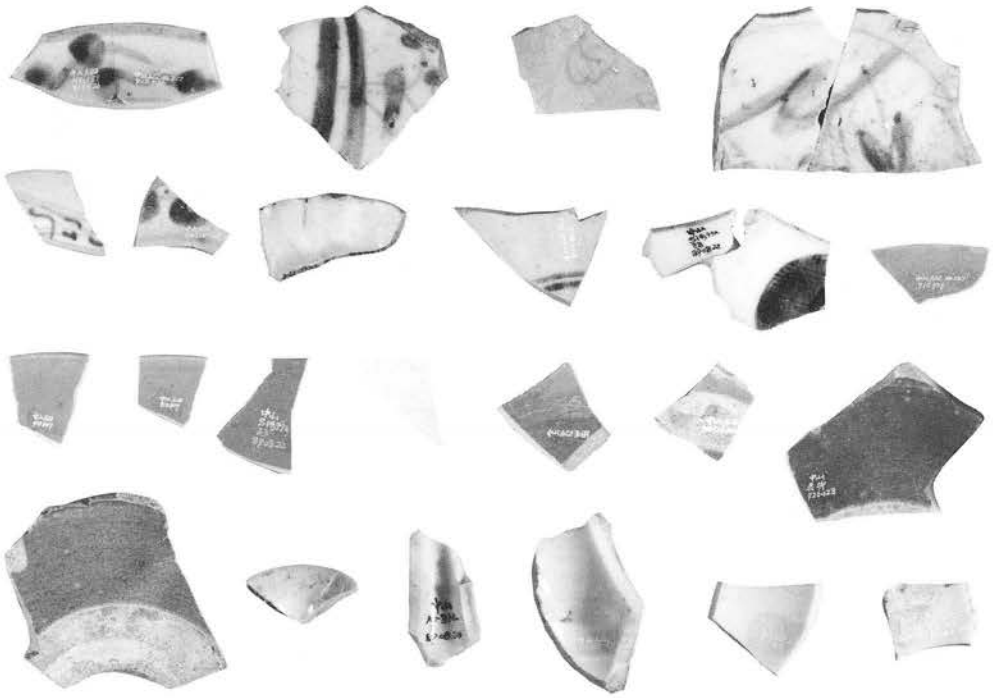

陶磁器 (10)

図版　28

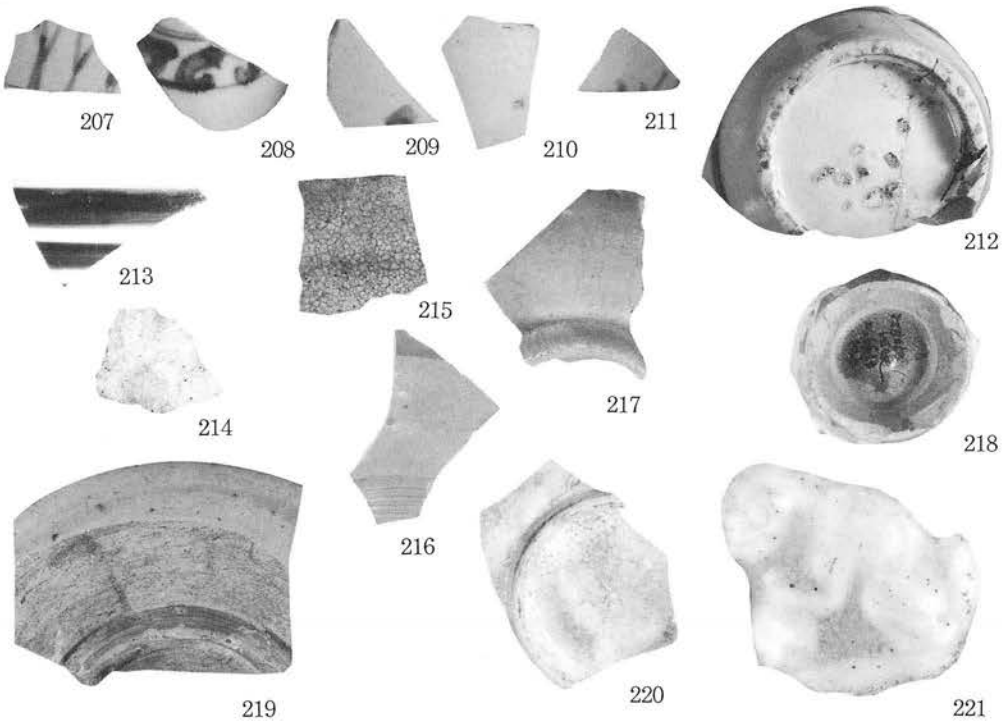

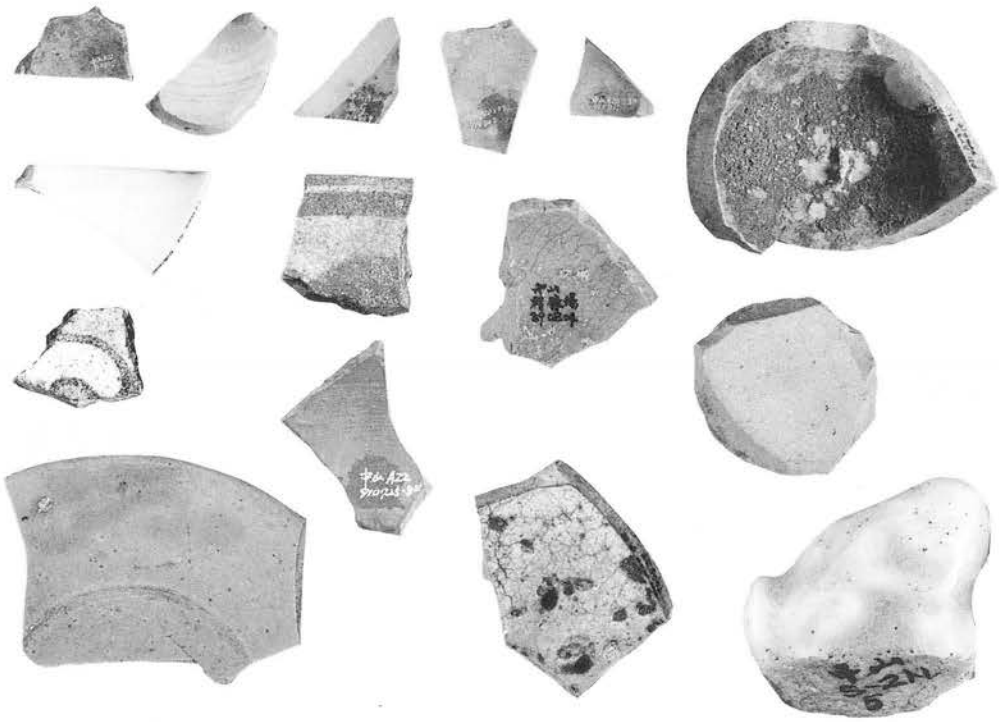

陶磁器 (11)

222

223

224

226

225

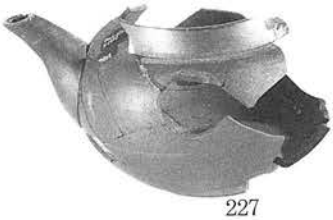
227

228

陶磁器 (12)

229

230

231

232

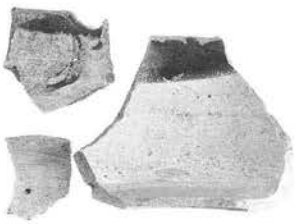
233

陶磁器 (13)

234

237

238

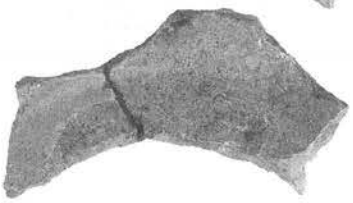

235

239

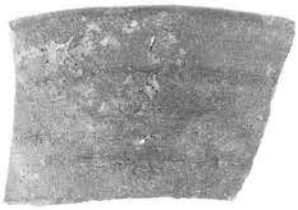

236

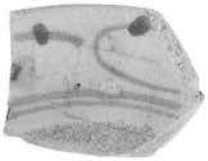

242

240

241

243

244

陶磁器 (14)

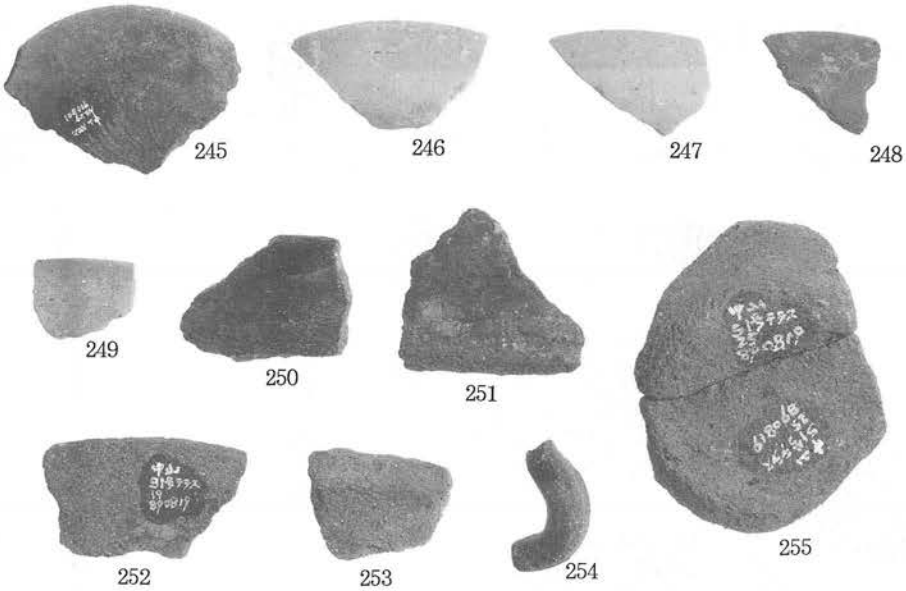

土器

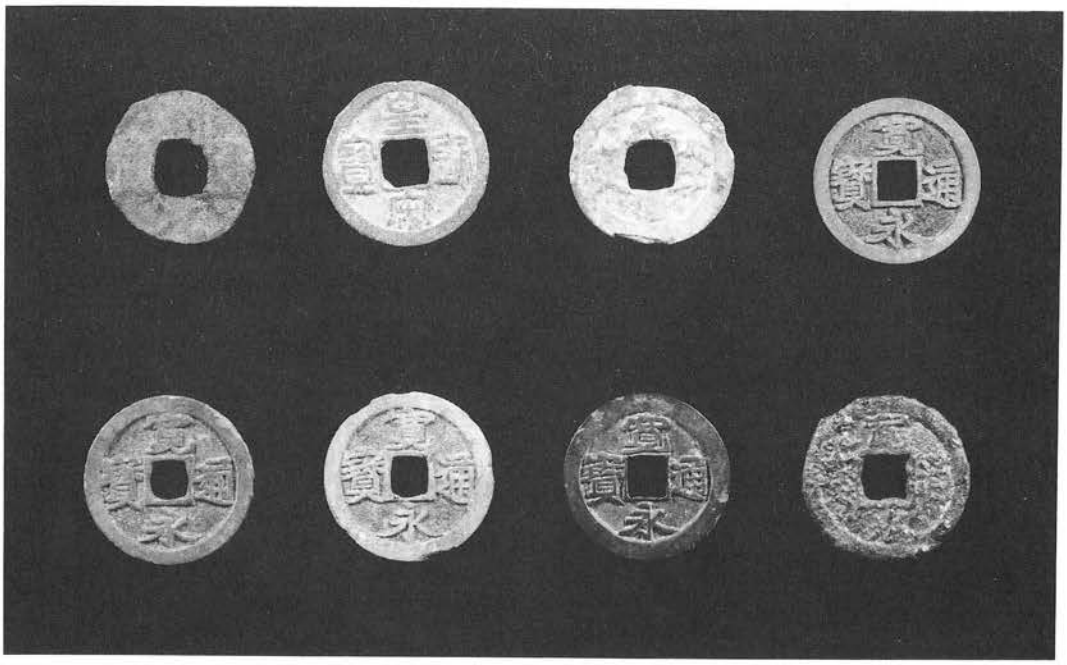

銭貨

図版　32

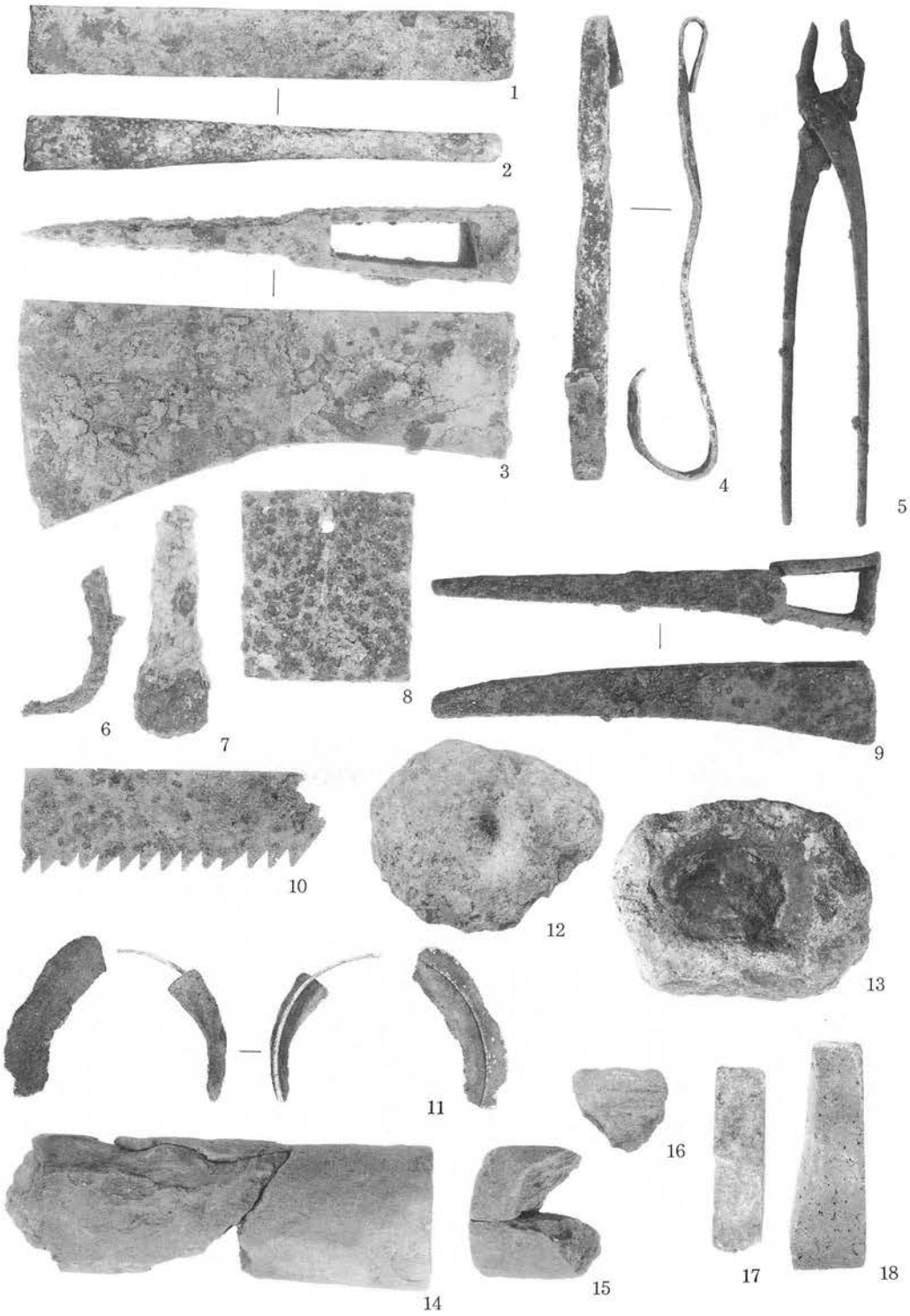

金属製品・その他

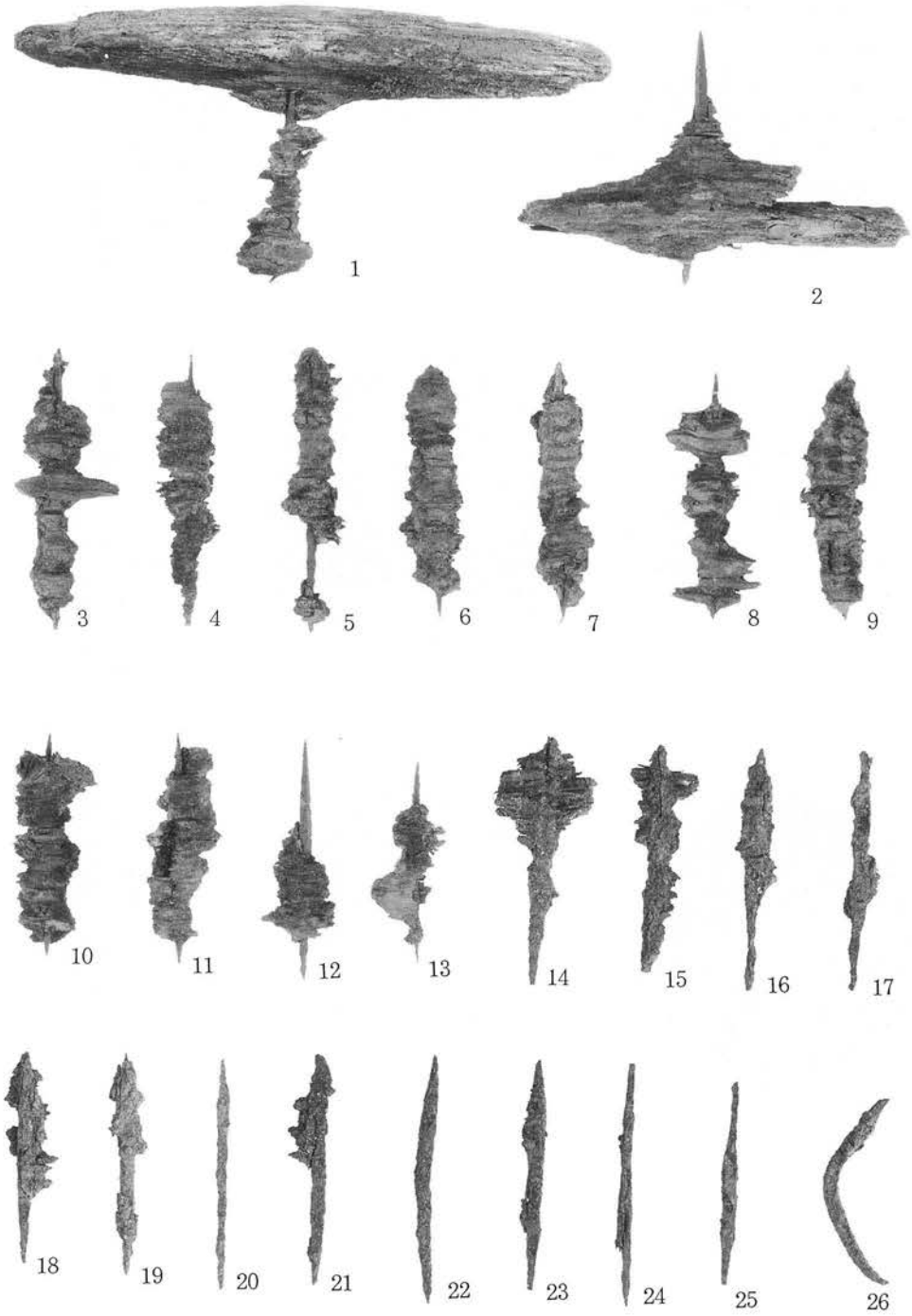

鉄釘

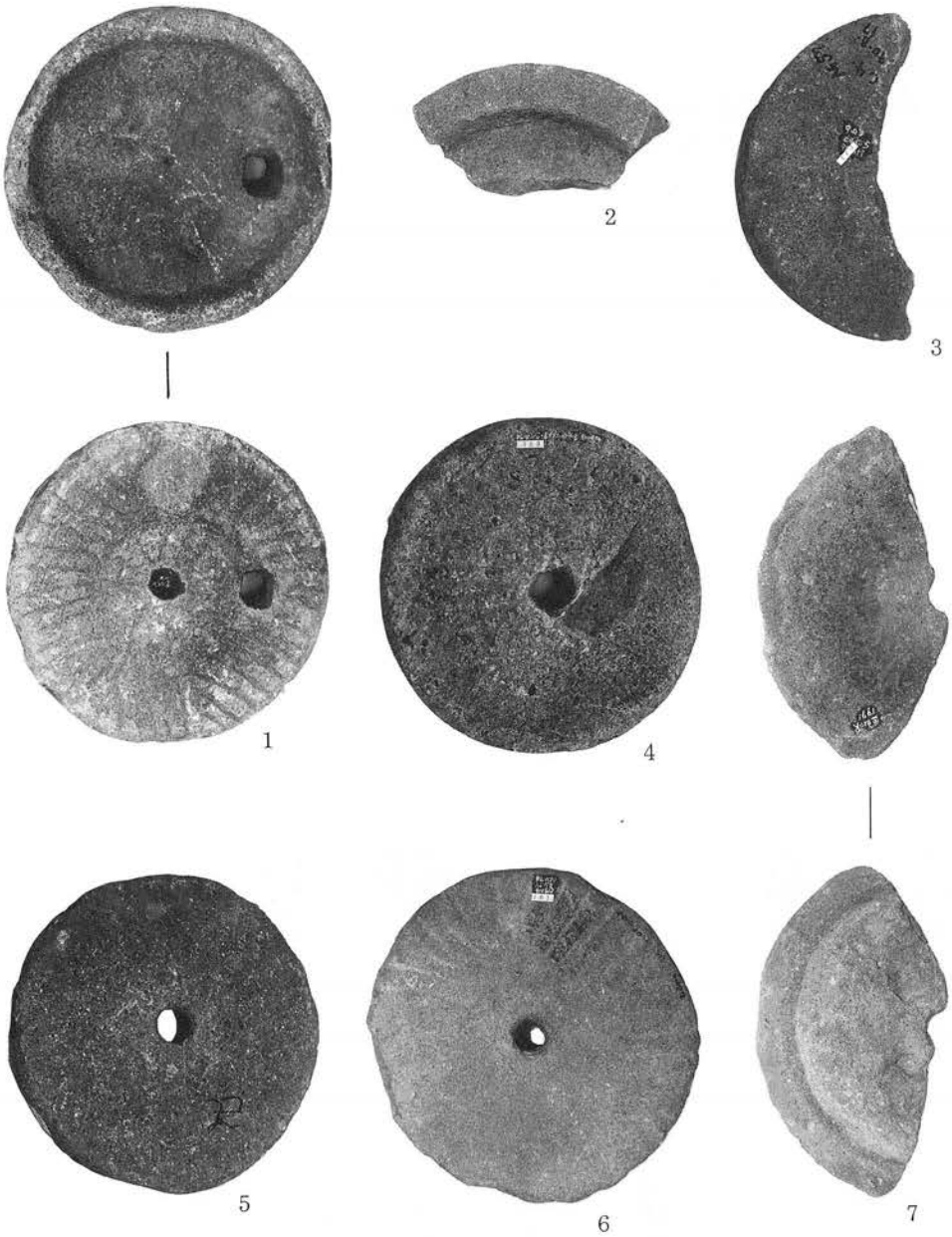

穀臼・その他

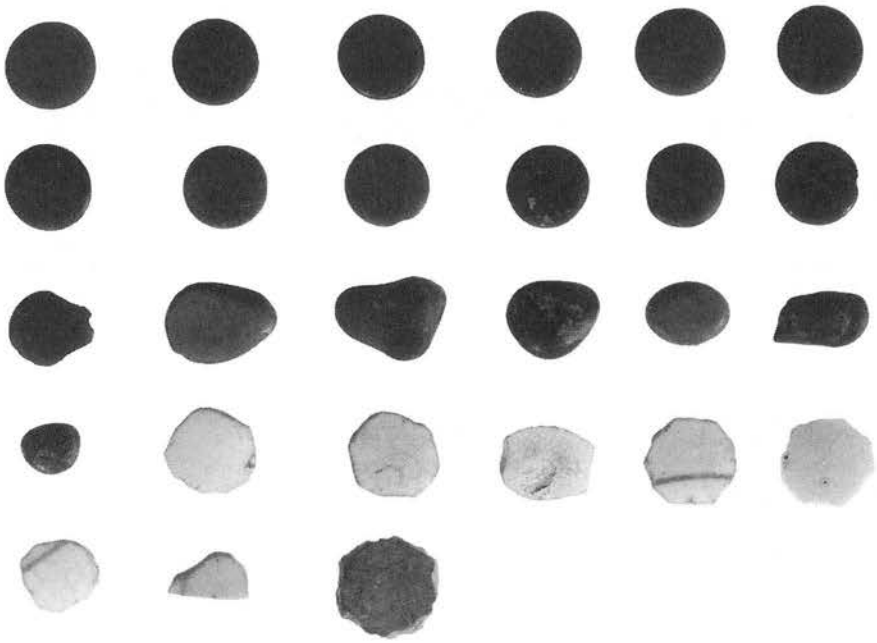

碁石

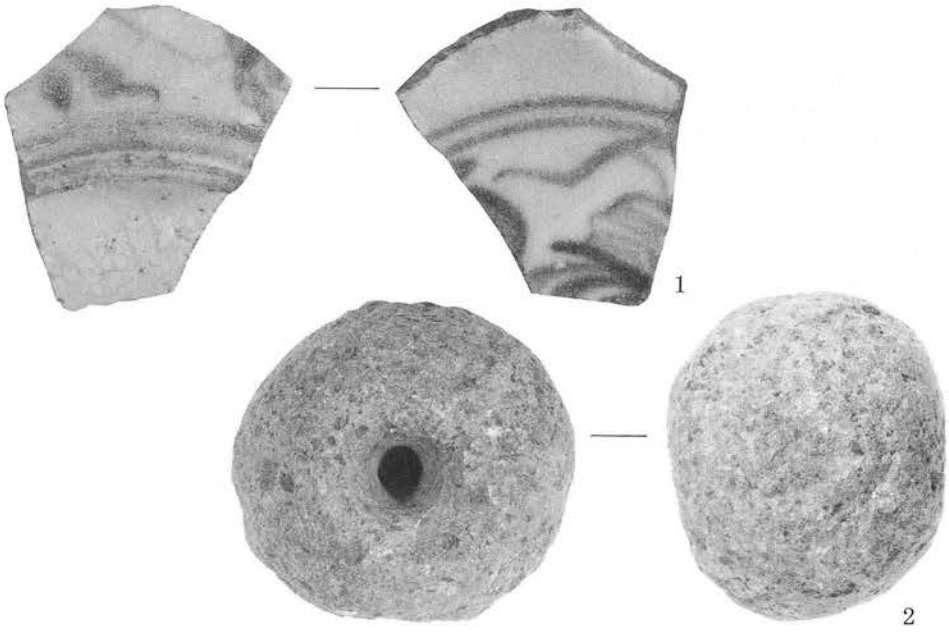

内山金山遺跡採集遺物

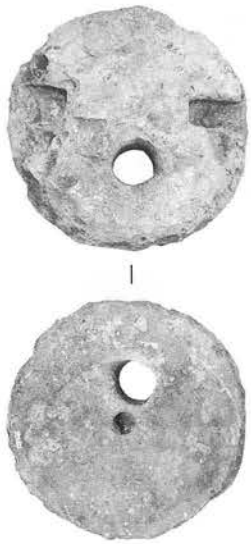

1（129）

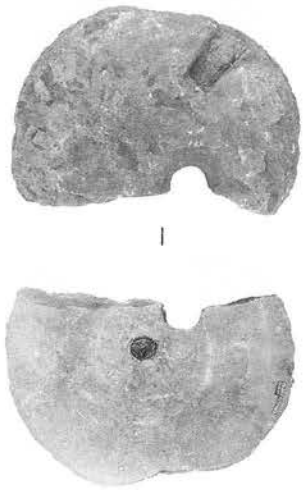

2（001）

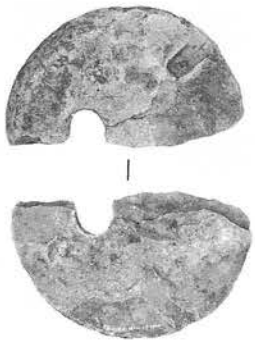

3（132）

4（134）

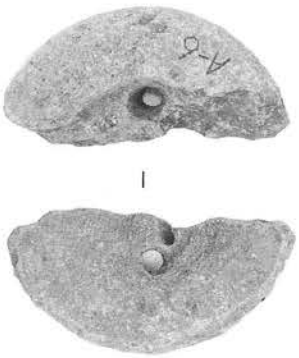

5（135）

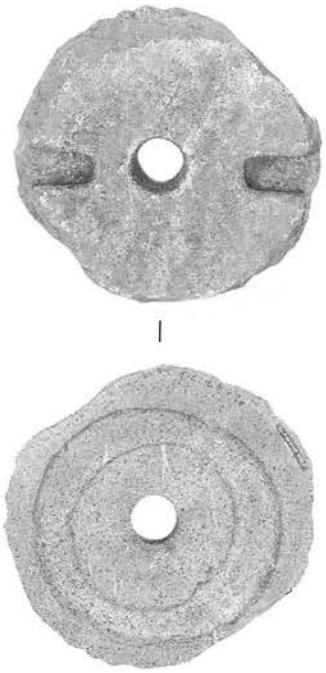

6（137）

中山金山遺跡出土石臼（1）（回転臼上臼、括弧内は通し番号）

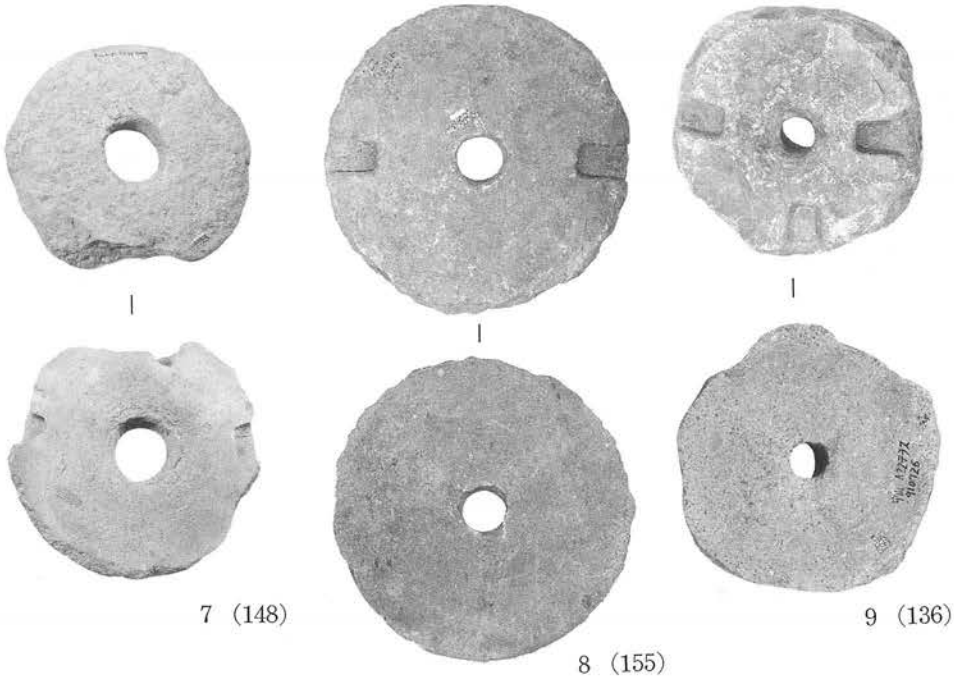

7（148）　8（155）　9（136）

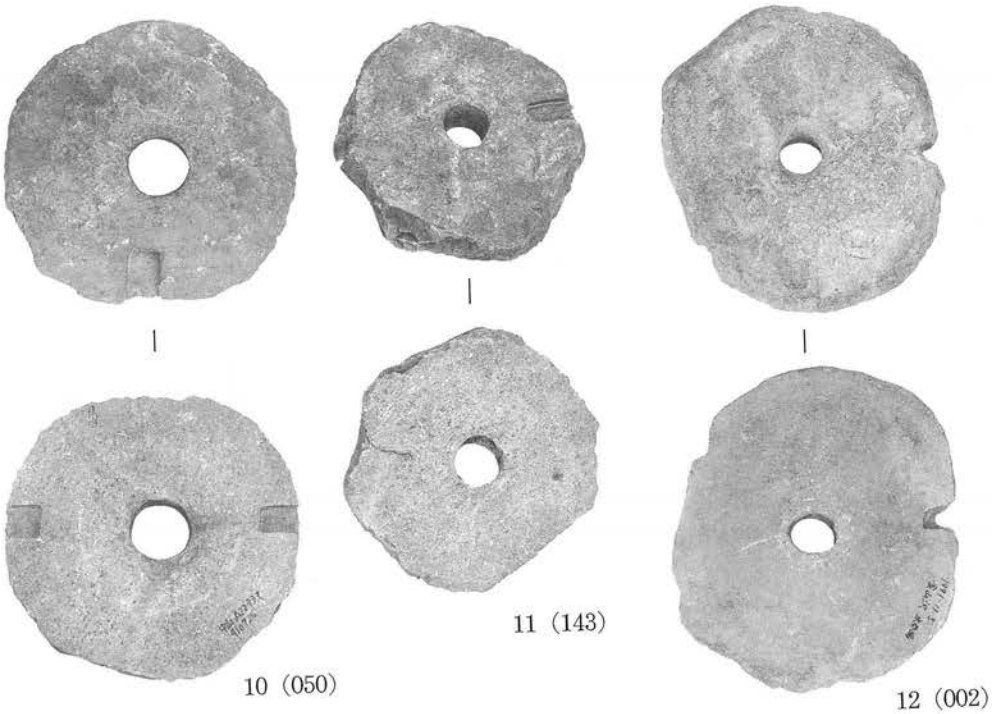

10（050）　11（143）　12（002）

中山金山遺跡出土石臼（2）（回転臼上臼）

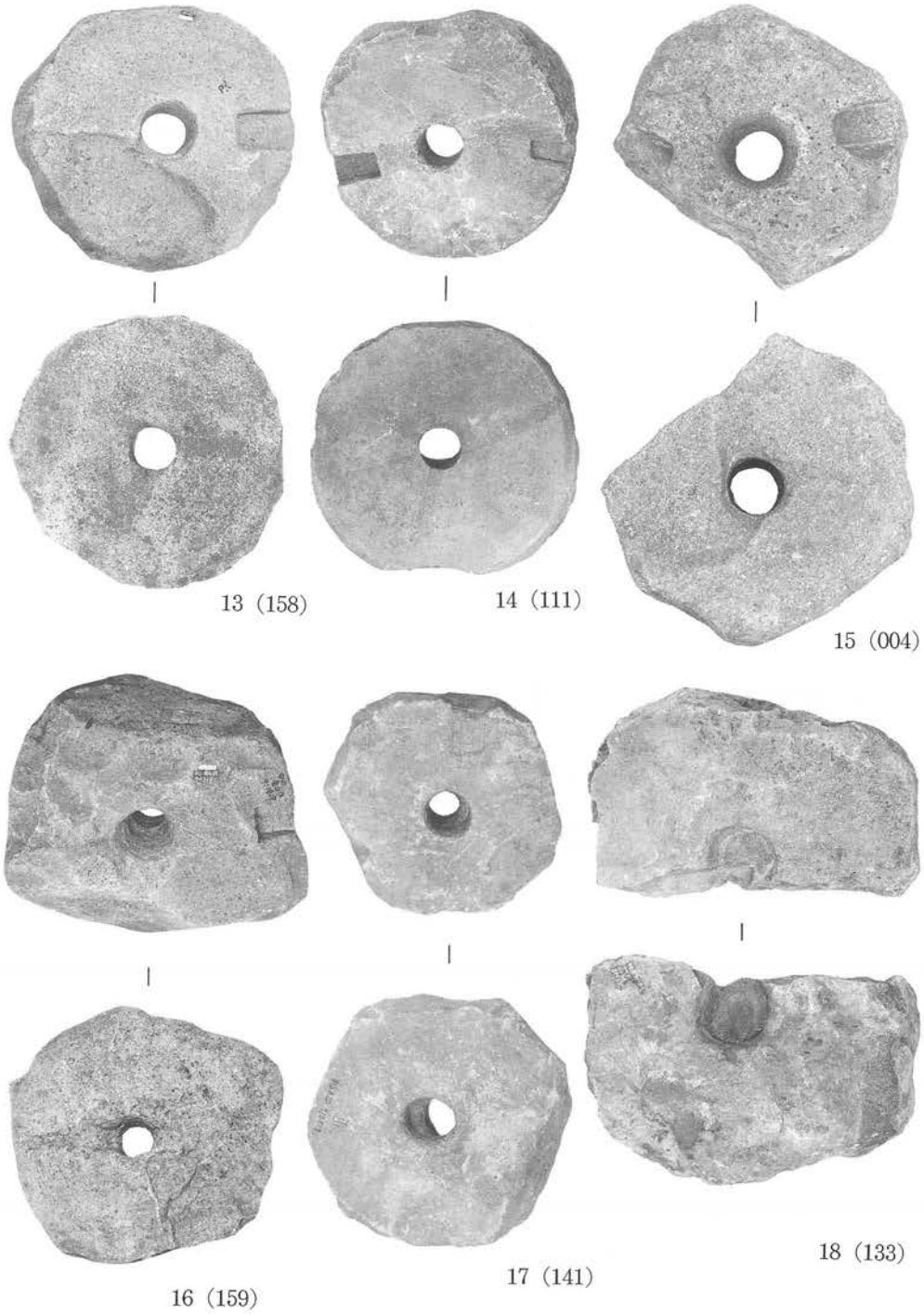

中山金山遺跡出土石臼 (3)（回転臼上臼）

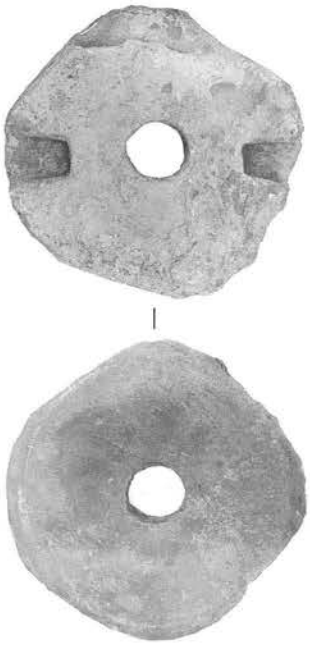

19（012）

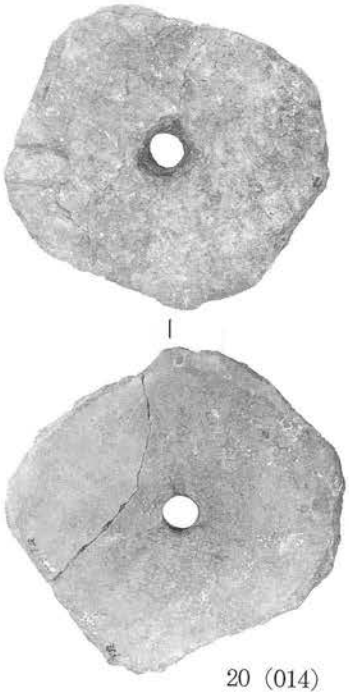

20（014）

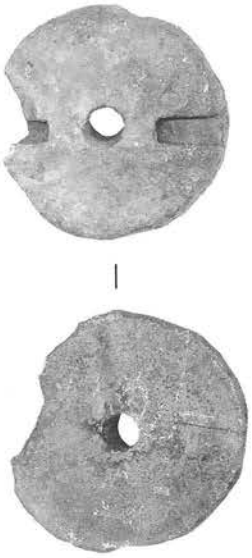

21（068）

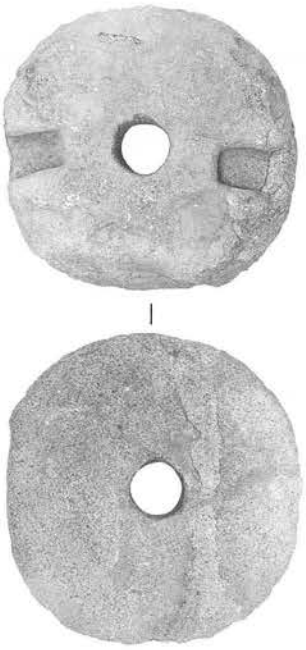

22（084）

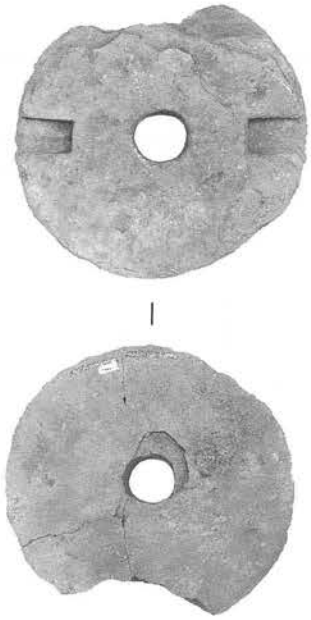

23（103）

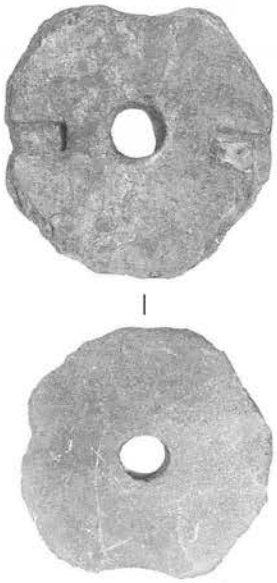

24（112）

中山金山遺跡出土石臼（4）（回転臼上臼）

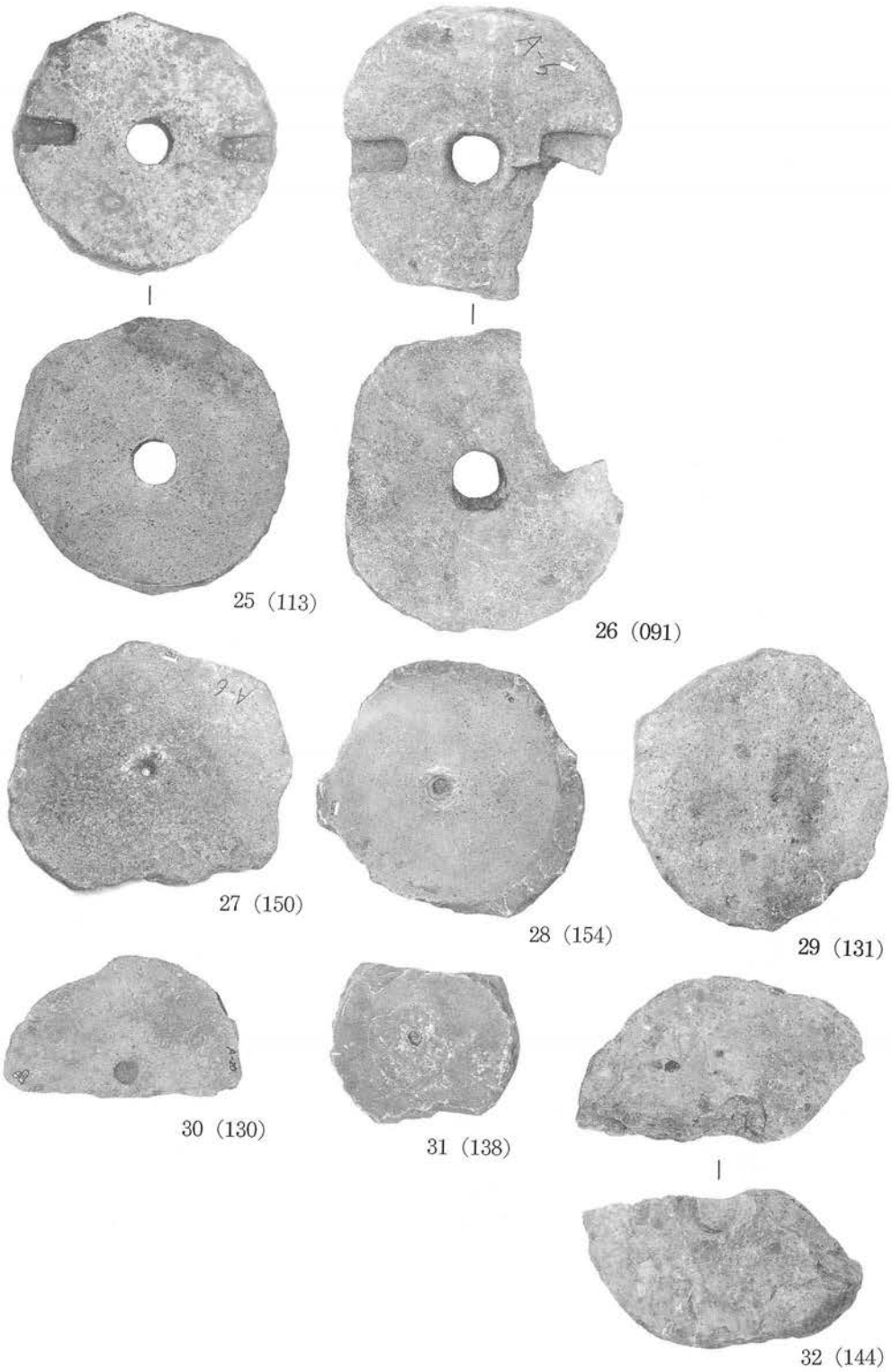

中山金山遺跡出土石臼 (5)（回転臼上臼・下臼）

33（142）

34（146）

35（149）

36（156）

37（157）

38（140）

39（045）

40（047）

41（043・048）

42（051）

43（067）

44（115）

中山金山遺跡出土石臼（6）（回転臼下臼）

45（151）

46（153）

47（160）

49（176）

48（167）

50（173）

51（171）

52（175）

中山金山遺跡出土石臼（7）（回転臼下臼・未製品・搗き臼・磨り臼）

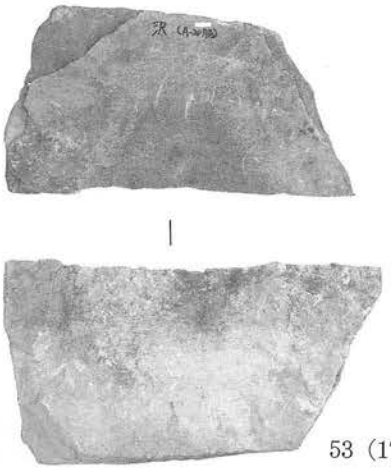

53（172）

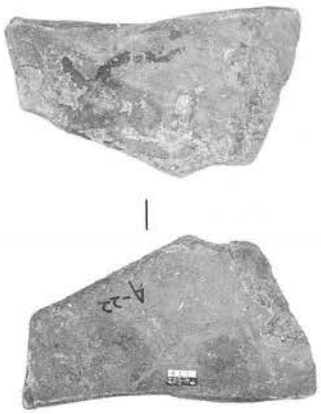

54（179）

55（169）

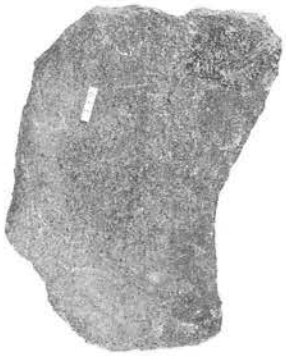

56（170）

57（168）

58（185）

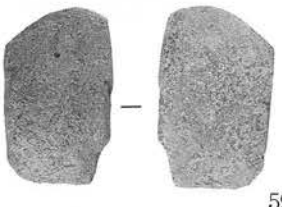

59（191）

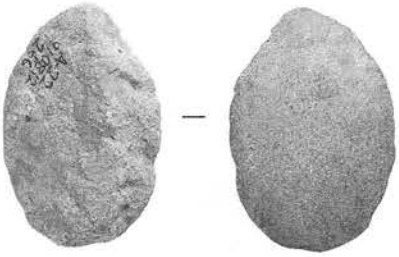

60（190）

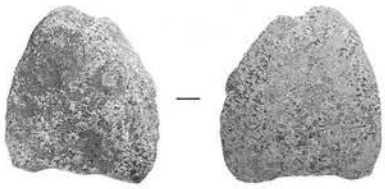

61（188）

中山金山遺跡出土石臼 (8)（磨り臼・磨り石）

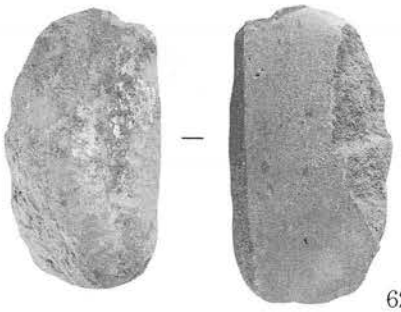

62（189）

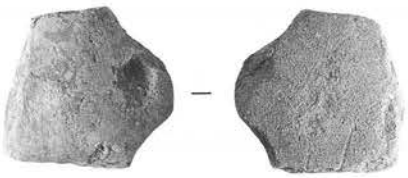

63（187）

64（193）

65（192）

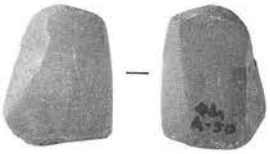

66（186）

67（129）湯之奥型上臼磨面

68（001）湯之奥型上臼磨面

69（155）リンズA型上臼磨面

70（014）リンズA型上臼磨面

中山金山遺跡出土石臼（9）（磨り石・回転臼細部）

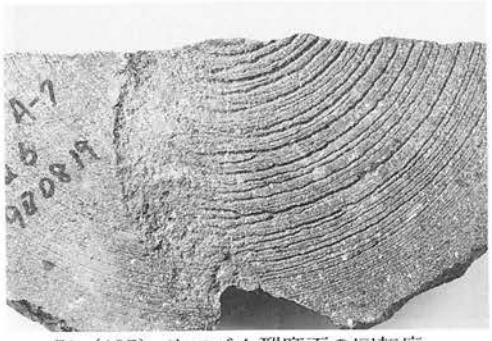

71（107）リンズA型磨面の回転痕

72（159）柄穴ノミ痕

73（141）柄溝ノミ痕

74（136）柄溝製作途中状況

75（002）柄穴から側面にのびた溝

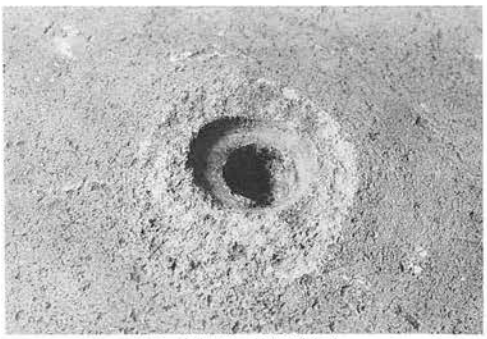

76（154）下臼軸孔

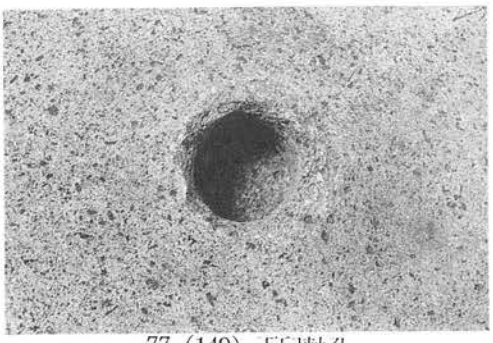

77（149）下臼軸孔

78（153）下臼軸孔

中山金山遺跡出土石臼 ⑽（回転臼細部）

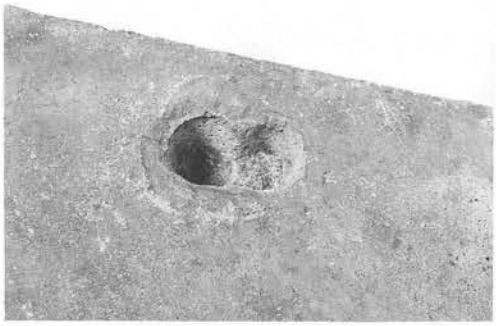

79（142）下臼軸孔

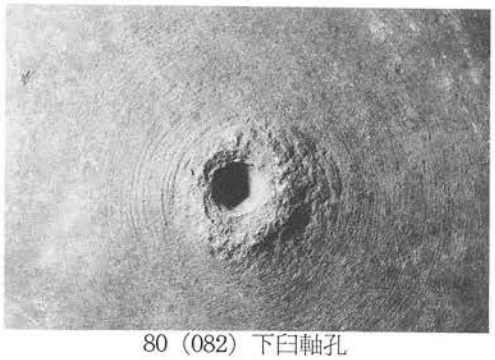

80（082）下臼軸孔

81（151）下臼軸孔

82（130）下臼軸孔の鉄芯残存状況

83（133）下臼断面

84（144）下臼断面

85（169）磨り臼擦痕

86（189）磨り石擦痕

中山金山遺跡出土石臼 (11)（回転臼・磨り石細部）

坑道 No.1

坑道 No.2

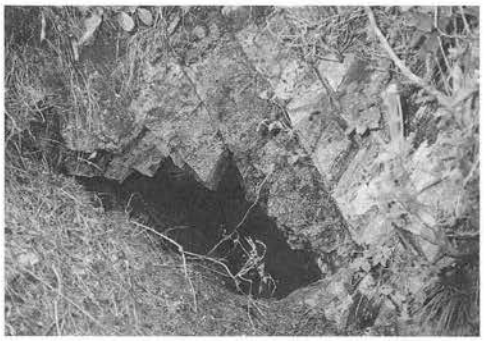

坑道 No.4

坑道 No.5

坑道 No.6

坑道 No.7

坑道 No.8

中山金山遺跡坑道（1）

坑道 No.9

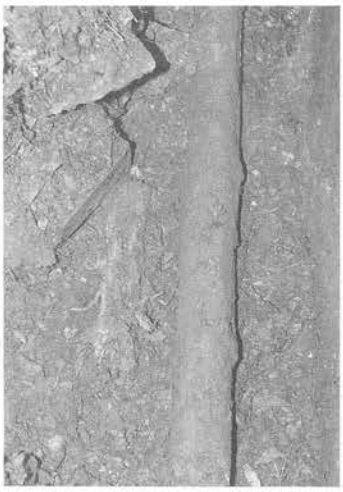

坑道 No.9 入口部木材出土状況

坑道 No.10

坑道 No.11

坑道 No.12上坑入口部の溝状遺構

坑道 No.12

坑道 No.12上坑西壁、菱形棚状掘り込み

中山金山遺跡坑道 (2)

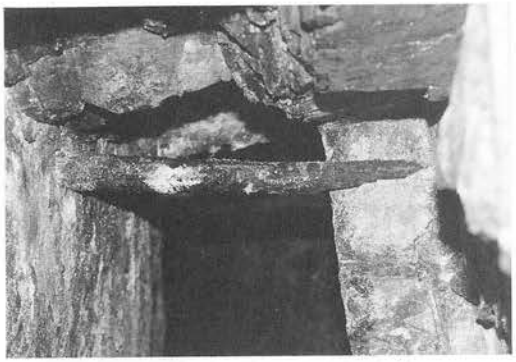

坑道 No.12上坑、天井部の木材

坑道 No.12上坑、石積み

坑道 No.13

坑道 No.13上坑

坑道 No.14

坑道 No.15

坑道 No.16

中山金山遺跡坑道 (3)

地蔵道の道切りの場所

道切りの百万遍のツナ

シンドノサカドの道切りの場所

道切りの百万遍のツナ

「宮屋敷」の山ノ神石祠

西方院の跡に建つ夜学堂

湯之奥山神社

湯之奥ムラ

湯之奥門西家

茅小屋金山遺跡の題目塔

湯之奥の大ガレ

フネ・ネコイタの調査風景

フネとネコイタ

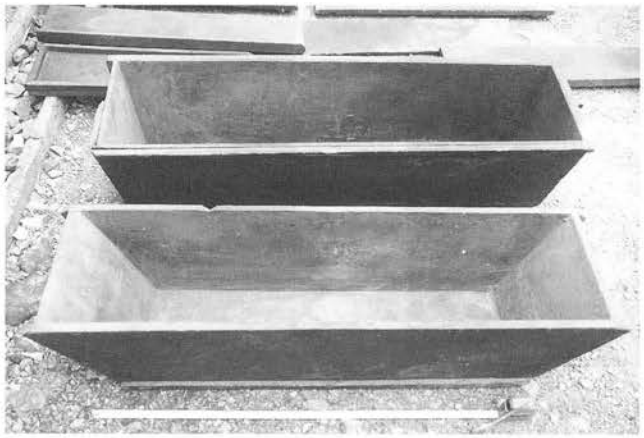

フネ

① 宝篋印塔

② 板碑型石塔

③ 五輪塔

④ 五輪塔(地輪)

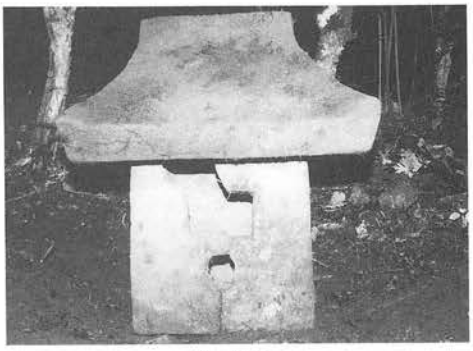

⑤ 石殿

⑥ 板碑型(？)石塔

⑦ 光背型石塔

中山金山遺跡石造物 (1)

⑧ 石殿(屋根部)

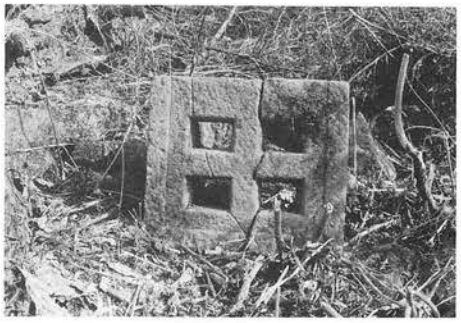

⑨ 石殿(軸部)

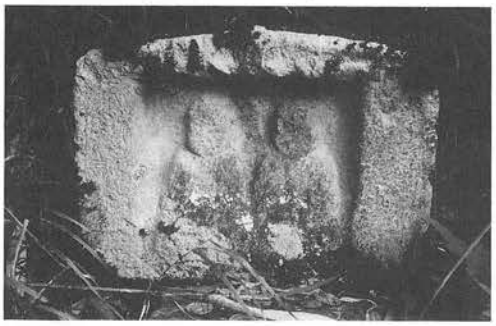

⑩ 双体石仏

⑪ 板碑型石塔

⑫ 宝篋印塔(笠部)

⑭ 板碑型石塔

⑬ 宝篋印塔(基礎部)

中山金山遺跡石造物 (2) (⑧、⑨)・地蔵峠石造物(⑩)・茅小屋金山遺跡石造物 (1) (⑪～⑭)

⑮ 宝篋印塔(反花座部破片)

⑰ 板碑型(？)石塔

⑲ 板碑型石塔

⑳ 宝篋印塔(基礎部)

⑯ 宝篋印塔

⑱ 石殿(屋根部)

㉑ 板碑型石塔

茅小屋金山遺跡石造物 (2) (⑮～⑲)・内山金山遺跡石造物(⑳、㉑)

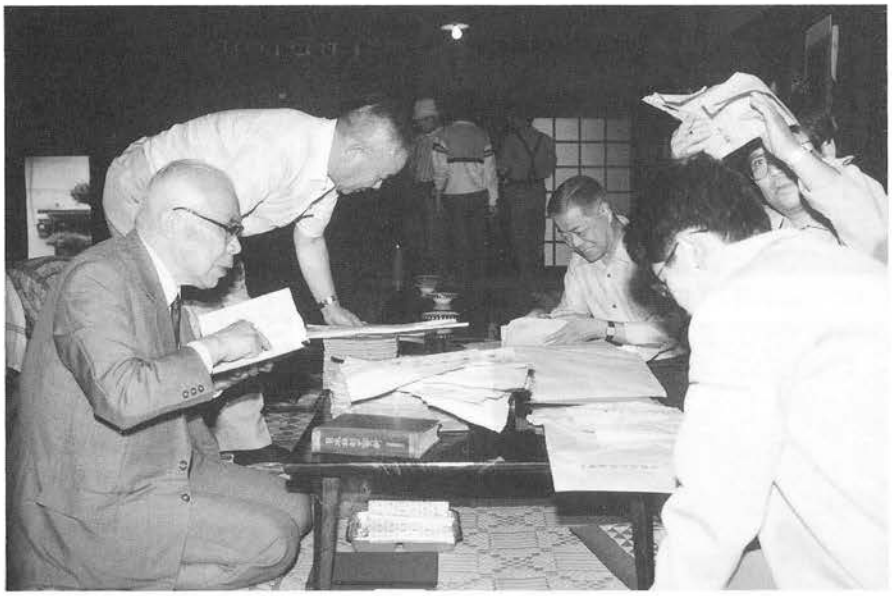

湯之奥門西家文書調査状況

金山関係古文書調査風景

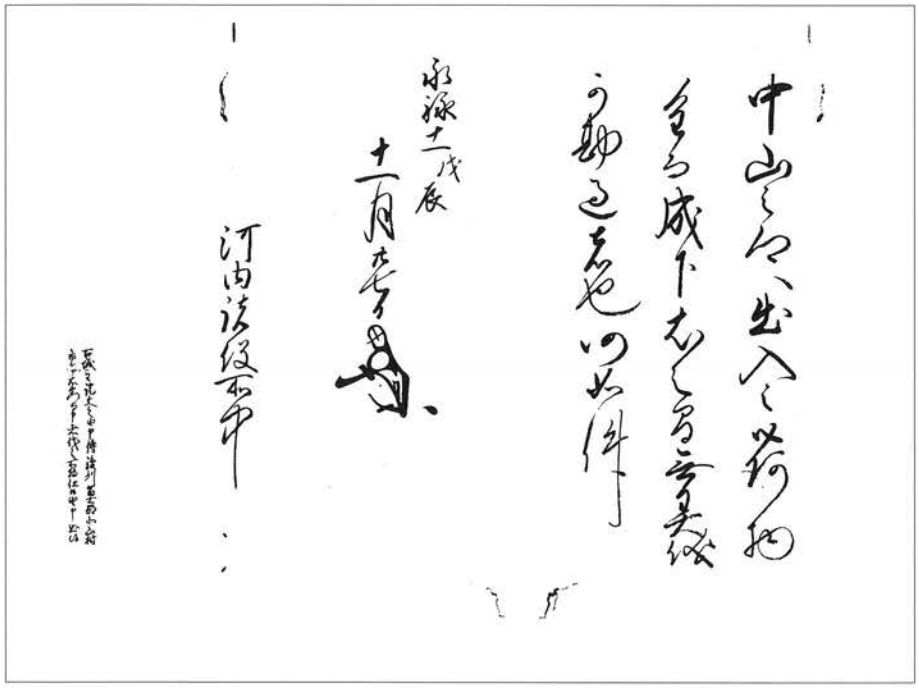

穴山信君判物(『判物証文写』附一)

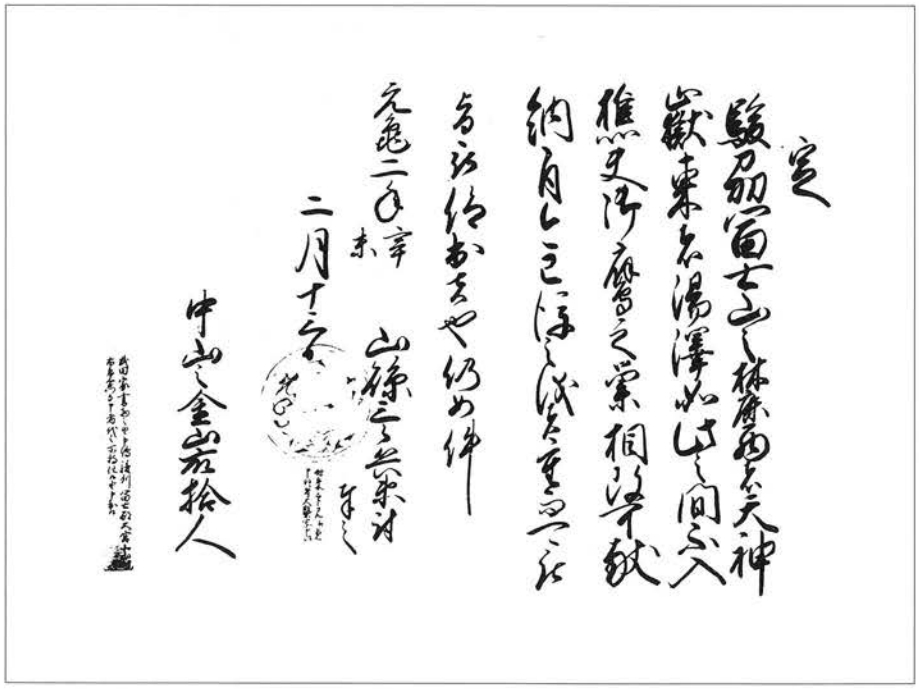

武田家印判状(『判物証文写』武田一)

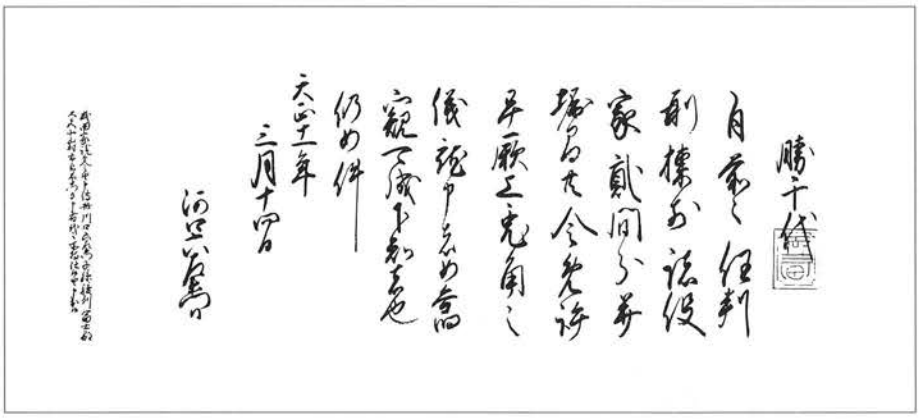

穴山勝千代印判状（『判物証文写』武田一）

穴山信友判物（門西家文書）

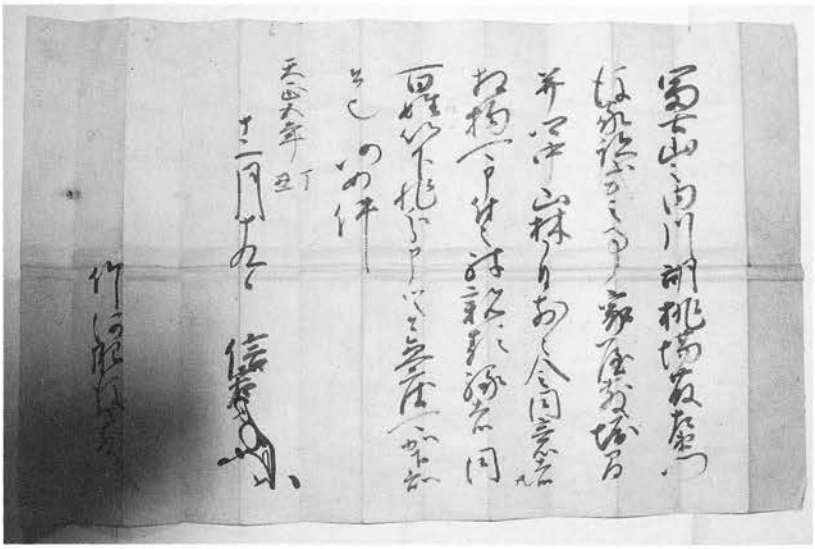

穴山信君判物（竹川家文書）

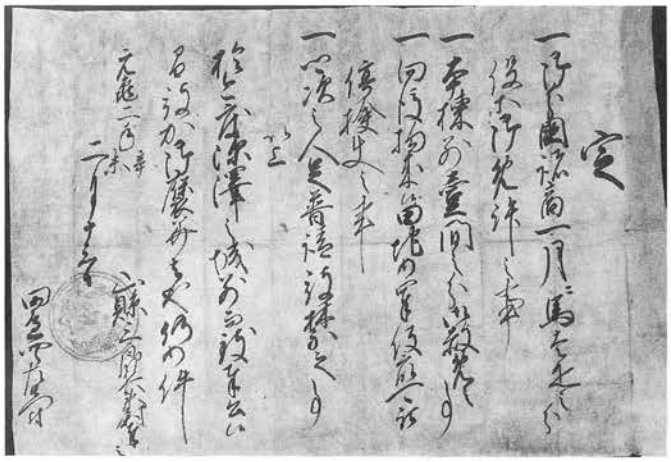

武田家印判状（田辺家文書）

湯之奥金山遺跡学術調査報告書

湯之奥金山遺跡の研究

編　集　湯之奥金山遺跡学術調査団
〒406 山梨県東八代郡石和町四日市場1566
帝京大学山梨文化財研究所内
Tel 0552-63-6441

発　行　湯之奥金山遺跡学術調査会
〒409－29 山梨県西八代郡下部町常葉1023
Tel ㈹ 0556-36-0011

発行日　1992年3月31日

印　刷　㈱エンドレス